



鹿兒島縣史

第一卷



序

本縣は畏くも天孫御降臨の聖地にして、神代の靈蹤炳として萬世に輝き、特に地の利を得、古來我が國の南門を扼して、海外交通の要衝に當る。夙に武勇を以て天下に聞え、時に隆替ありと雖も、或は進んで博多の海に虜寇を討ち、或は征西大將軍宮を奉じて邊陲の地に大いに氣を吐く。而かも島津氏この地に民を牧して數百年、歷世名主相繼ぎ、泰平等しく三州に遍く、地方文化の見るべきもの殊に多し。加之、嘉永安政以降、擧げて時代の先驅を成し、進んで維新回天の鴻業を扶翼し奉る。偉材人傑雲の如し、實に古今の壯觀たり。明治四年置縣以來、縣勢益進展し、教化教育の振興と、殖産興業の發達等、一に我が

縣民先人の恩賚に非ざるなし。こゝに縣史編纂の業を企て、以て先賢の遺業を温ね、將來の發展に資する所あらんとす。

縣史編纂のことたるや、縣民多年の要望にして、本縣教育會々長侯爵大久保利武氏また屢、進言するところあり。仍て本縣は大久保侯爵と胥謀り、東京帝國大學名譽教授文學博士黑板勝美氏に請ひ、囑するに、縣史編纂の計畫を以てし、大久保侯爵を顧問に、黑板博士を監修に推し、縣會の熱心なる協賛を得て、編纂の事に着手せり。爾來四星霜、今やその第一卷公刊の朞に達せり。

然而易ならざるこの修史の業が所期の如くに進捗せるは、一に顧問并に監修の力に頼ると雖も、歴代長官の指示經營宜しきを得たる、官公衙社寺及び島津兩公爵家始め大方の諸家、また襲藏の文書秘

籍の閱覽を許されしとにありと謂ふべし。

今第一卷の上梓に際して、併せて茲に大方の好意に對し、深甚なる感謝の意を表す。

昭和十四年三月

鹿兒島縣知事 藏 重 久

序

余は昭和九年の秋大久保侯爵から鹿兒島縣史編纂の話承り、次いで時の知事市村慶三氏から相談を享けて縣史編纂の計畫を囑せられたのであるが、地方史と言ふものは、多くの例から見ても、或は地誌に止まり、或は單に沿革史と言ふ程度になり易いものである。國史の大本を離れず、その土地に則して環境と人文との關係を明確に把握して一貫した叙述をなすことは容易でない。まして史料の蒐集按配等の關係からも年限を期して完成することには更に困難を伴ふものである。鹿兒島縣は、我が國史全體の上から見ても、更に地方的に取扱つても、寔に他の地方に比して特異な上に、また最も研究を要する地方である。仍て大久保侯爵に諮つて、自ら監修を御引受け

し、編纂主任に丸山二郎君を推し、太田亮、阿部眞琴、水上一久の三君を委員とし、更に大谷幸雄君を加へ、また資料蒐集等の爲めに大久保利謙君外若干名を臨時委員に依頼して編纂に着手したのである。その後漸く進捗し、茲に第一巻を公刊するに至つた事は余の最も悦びとする所である。また終始その指示と鞭撻とを與へられたる縣當局に對し、更に資料の蒐集等に就いて常に多大の好意と便宜とを寄せられたる大方に對して、一言御禮の辭を陳ぶる次第である。

昭和十四年三月

監修 黑板勝美

凡例

- 一本卷は序説より第五編分國時代までを收め、主として現縣下の地域を中心とすと雖も、直接關係ある地域殊に日向國諸縣郡に觸れたる所尠しとせず。
- 一本卷の史料は諸社寺諸家所藏の文書は多く各所藏者名を冠したり、而して所據の記録の中舊記雜錄は通常薩藩舊記として行はるゝも、今袖ヶ崎島津公爵家所藏の原本の名稱に従ひ、又東京帝國大學史料編纂所備付本に據れるものは多くその名稱等を襲用せり。
- 一本文の所説の中、特に參考に資すべき説明は更に之を補説と題して六號活字を以て掲げ、また出典の注は之れを一括して各章節の末尾に列記せり。
- 一本卷の編纂に就いては縣内外の諸社寺及び諸家がその所藏の文書記録の謄寫撮影を許諾し便宜を與へられたるに對して、こゝに謝意を表す。
- 一本卷の扉の題字は監修の筆にかゝる。

昭和十四年三月

鹿兒島縣史 第一卷

目次

序説

第一章 地理概説

第二章 時代の推移

第一編 神代

第一章 天孫の御降臨

第二章 三代の御經綸

第二編 國造時代

第一章 熊襲の服屬

第二章 隼人と肥人

第三章 遺蹟遺物上よりの考察

目次

一三

一九
二七

三五
四〇
五〇

第四章 國造縣主の設置と諸豪族

六五

第三編 國司時代

第一章 大化改新と二國一島の設置

八一

第二章 南島經營と多嶽國廢止

八九

第三章 隼人の反亂と京畿に於ける隼人

一〇四

第四章 國司の職制と民政一斑

一一八

第五章 郡郷の沿革

一五一

第六章 驛路と海上交通

一七二

第七章 社寺と社寺領の發達

一八二

第八章 島津庄の起原とその發達

二一六

第九章 在廳官人と郡司の擡頭

二三五

第四編 守護時代

第一章 薩隅兩國の守護

二五一

第二章 庄園の推移

二七二

第一節 庄園の概観

二七二

第二節 薩摩の庄園と諸豪族

二八二

第三節 大隅の庄園と諸豪族

三五八

第三章 元寇と薩隅兩國の將士

四〇八

第四章 皇家中興と薩隅兩國の情勢

四三一

第一節 征西大將軍宮御下向以前の情勢

四三一

第二節 征西大將軍宮御入薩以後の情勢

四六〇

第三節 島津貞久の老退と其後の情勢

四八五

第四節 今川了俊の(州)九下向後の情勢

五一四

第五章 室町幕府時代の薩隅

五三七

第六章 海外との通交

五七五

第五編 分國時代

第一章 島津氏の三州統一

六五七

第二章 島津氏の九州制覇

七〇九

第三章 豊臣時代の薩隅

第一節 秀吉の九州經略 七三四

第二節 文祿役と島津氏 七四八

第三節 文祿の檢地 七六二

第四節 慶長役と島津氏 七七六

第五節 關ヶ原役と島津氏 七九二

第四章 文教の興起と制度の更新

第一節 禪宗の興隆と宋學の布唱 八〇二

第二節 日新齋の教化と武將の學藝 八二一

第三節 諸制度の發達 八四五

圖版目次

霧島神宮

可愛山陵

鹿兒島神宮

高屋山上陵

吾平山上陵

揖宿郡指宿出土繩文式土器

嘯啖郡大崎村出土彌生式土器

肝屬川沿岸古墳分布圖

延喜式 兵部

右近衛府牒 (安元元年)

源頼朝袖判下文 (元暦二年)

源頼朝袖判下文 (元暦二年)

島津忠久畫像

京都市 京都帝國大學所藏

公 爵 九條道秀氏所藏

加治木町 桑幡元長氏所藏

公 爵 島津忠重氏所藏

公 爵 島津忠重氏所藏

島津忠久讓狀(安貞元年)

伊作庄日置北鄉中分繪圖(正中元年)

正八幡宮神官所司等解狀(建保二年)

後醍醐天皇繪旨(元弘三年)

後醍醐天皇繪旨(元弘三年)

後村上天皇繪旨(正平十九年)

征西大將軍宮令旨(文中元年)

今川了俊自筆書狀(天授三年)

足利義教自筆內書(嘉吉元年)

明福建地方巡撫許孚遠回文

朝鮮國禮曹佐郎黃致敬回文

琉球國世主書狀

琉球國中山王書狀

島津義久琉球渡航免許朱印狀(天正十二年)

島津忠良木像

島津貴久畫像

島津義弘畫像

新納忠元畫像

朝鮮役古圖

島津義弘等連署全羅道海南定榜文(慶長二年)

朝鮮陣戰歿者供養碑

文明版聚分韻略

延徳版大學

僧桂菴玄樹畫像

僧文之玄昌木像

高城秋月筆蘆雁圖

公 爵 島津忠重氏所藏

公 爵 島津忠重氏所藏

伯 爵 小松從志氏所藏

川内町 新田神社所藏

公 爵 島津忠重氏所藏

公 爵 島津忠重氏所藏

入來村 入來院重賢氏所藏

公 爵 島津忠重氏所藏

東京市 東洋文庫所藏

公 爵 島津忠重氏所藏

公 爵 島津忠重氏所藏

公 爵 島津忠重氏所藏

男 爵 種子島時望氏所藏

鹿兒島市 島原サダ氏所藏

加世田町 竹田神社所藏

公 爵 島津忠重氏所藏

名古屋市 島津忠重氏所藏

名古屋市 新納嘉次氏所藏

鹿兒島市 縣立圖書館所藏

公 爵 島津忠重氏所藏

和歌山縣 高野山金剛峰寺

東京市 帝國圖書館所藏

大阪市 懷徳堂所藏

伊敷村 上野熊次郎氏所藏

鹿兒島市 南洲寺所藏

東京市 渡邊善十郎氏所藏

插圖目次

第一圖	鹿兒島縣出土彌生式土器	五	第十四圖	伴信房解狀	三五
第二圖	橫瀨古墳出土埴輪	三	第十五圖	鎮西談議所奉行連署裁許狀	三六
第三圖	古代地名	六	第十六圖	島津忠久袖判安堵狀	三七
第四圖	和氣清麿流謫傳說地	一五	第十七圖	斑目行運讓狀	三九
第五圖	驛路圖	一五	第十八圖	藏人所下文	三九
第六圖	國寶松梅蒔繪櫛宮	一五	第十九圖	大隅守護名越時章下知狀	三九
第七圖	新田八幡宮印	一六	第二十圖	佐多定親讓狀	四〇
第八圖	種子島出土古鏡	一六	第二十一圖	鎌倉幕府下知狀	四〇
第九圖	薩摩國分寺礎石	一六	第二十二圖	比志島時範軍忠狀	四二
第十圖	大隅國分寺石造層塔	一六	第二十三圖	島津忠宗施行狀	四三
第十一圖	薩摩大隅國分寺瓦	一六	第二十四圖	大隅守護千葉宗胤覆勸狀	四三
第十二圖	隼人塚	一七	第二十五圖	蒙古合戰勳功賞配分狀	四四
第十三圖	百疋村辨濟使補任狀	一七	第二十六圖	和泉杉道悟軍忠狀	四四

第二十七圖	三條泰季宛行狀	四〇	第四十二圖	フランシスコ・ザビエル肖像	四〇
第二十八圖	僧玉山玄提畫像	四〇	第四十三圖	春成久正墓	六三
第二十九圖	谷山御所趾遠景	四二	第四十四圖	日新菩薩記巻尾	六四
第三十圖	三條泰季寄進狀	四三	第四十五圖	島津貴久書狀	六七
第三十一圖	島津貞久書狀	四五	第四十六圖	新納忠元外四人連署起請文	七二
第三十二圖	肝付兼重墓	四五	第四十七圖	島津義久願文	七五
第三十三圖	島津師久軍勢催促狀	四六	第四十八圖	耳川合戦供養塔	七六
第三十四圖	菊池武光禁制	四六	第四十九圖	新納忠元起請文	七七
第三十五圖	僧石屋真梁畫像	四六	第五十圖	佛狼機砲	七一
第三十六圖	細川政元書狀	四七	第五十一圖	九鬼嘉隆等禁制札	七七
第三十七圖	右衛門尉行頼書狀	四七	第五十二圖	本田正親等廿一人連署起請文	七九
第三十八圖	琉球三司官書狀	四七	第五十三圖	近衛藤	七八
第三十九圖	僧龍雲畫像	四七	第五十四圖	石田三成署判文祿檢地定尺	七八
第四十圖	澁川道鎮書狀	四七	第五十五圖	豊臣秀吉安塔朱印狀	七八
第四十一圖	初傳の種子島鐵砲	四八	第五十六圖	島津忠恒過書	七八

第五十七圖	豊臣秀吉威狀	八〇	第六十二圖	僧文之玄昌筆蹟	八七
第五十八圖	古薩摩燒	八〇	第六十三圖	島津日新齋訓誠狀	八七
第五十九圖	島津義弘關ヶ原役威狀	八〇	第六十四圖	六地藏塔	八九
第六十圖	僧桂菴玄樹墓	八〇	第六十五圖	島津家久古今傳授起請文	八九
第六十一圖	九華宛島津貴久書狀	八五	第六十六圖	近衛種家書狀	八九

鹿兒島縣史 第一卷

序 說

第一章 地理概説

本縣は九州の南部に位して、大隅薩摩の兩半島を以て鹿兒島灣を抱き、西南諸島中、與論島までを管轄し、東は太平洋に面し、西は東支那海に臨み、舊日本の南門を形成してゐる。此の地理上の位置よりして、自ら支那及び南洋諸國との交通上の要衝となり、古來對外交渉の上に恒に有力なる地位を占めて來たところである。

東西は大海北は熊本縣に、東北は宮崎縣に接し、西北は不知火海を隔て、天草島と相望み、南は沖繩列島と連る。極東贈嶽郡志布志町後谷、東經百三十一度十二分二十九秒より、極西大島郡與論村茶花の西端、東經百二十八度二十三分



縣城

五十秒に至り、極北出水郡東長島村タグイ崎北緯三十二度十八分十四秒より、極南大島郡與論村與論崎の南端北緯二十七度〇分五十二秒に至る。南北百四十九里、東西七十七里にして、總面積九千百〇三平方杆八一(五九〇・二五方里)に及んでゐる。

豊豫海峡の西岸より西南に走る九州第一の山系たる九州山脈も、人吉盆地の南縁以南は餘り顯著でなく、本縣の大部分は白堊紀層から成る丘陵性の地體に據つて占められてゐるが、霧島火山脈は本縣の南北を縦貫し、更に西南諸島の西側を走つてゐる。この影響を受けて火山岩に覆はれた山塊が尠くない。また全縣下に百米内外の特有臺地をなすものは火山砂礫層にして笠之原十三塚原城山等の如きその例であり、縣下の畑地として利用せられてゐるものは多くこれである。この臺地が河川に開析せられたる低地が即ち沖積層の平地で、海岸に於て砂丘として發達し、吹上の濱や有明灣岸のものは、その代表的のものである。

先づ肥薩の國境には矢筈嶽(六八七米)を始めとして、國見岳宮ノ尾山間根ヶ平等があり、更に南して黒園山に至る、これを矢筈嶽山脈とも、國見山脈とも稱

地勢

山嶽

矢筈嶽山脈

紫尾山脈

矢岳山脈

冠嶽山脈

へ、半尾金山高熊山も之に屬してゐる。その南には紫尾山を中心とする山塊があり、南九州山脈の餘脈で紫尾山脈とも出水山脈とも稱へ、一度海に没して更に甌島を起してゐる。この内紫尾山は薩摩第一の大山嶽で、其の主峰を上宮嶽(〇六七米)と云ふ、中古以來靈山として崇敬されてゐる。次に其の東には烏帽子嶽を主峰とする山脈、又山脈がある、薩隅兩國の境界をなす山々で、北には安良嶽花屋ヶ岡中ノ嶽等があり、烏帽子嶽の東南には長尾山がある。更に南すると國境線に沿うて子貫岳眞黒山瀬戸平山雄岳天ヶ鼻中嶽牟禮ノ岡等となつて鹿兒島灣で絶えてゐる。瀬戸平山より西するものは、八重山重平山、矢岳冠嶽辨財天山等となつて西海で盡き、南するは花尾山三重嶽となつて居る(矢岳山脈)。冠嶽(五一六米)は東岳中岳西岳の三峰より成り、三岳共に熊野神社を祭つて、秦の徐福が來て、玉冠を留めた山との傳説を残してゐる。また花尾山も靈山で、山頂に熊野神社、南麓には花尾神社がある。冠嶽山脈は火山系で概して金鑛に富んで居り、串木野金山が其の最たるものである。薩摩半島は多く丘陵、若しくは臺地狀を成し、火山岩が多い。田布施に金峰山があつて、其の邊からは東西二脈となり、萬瀬川以南には藏多山下山岳國見ヶ岳磯間山、

陣ノ尾等があり、野間崎には野間嶽があつて、野間神社が鎮座し種々の傳説がある。半島の東部には烏帽子嶽、鹿角岳、尾巡山、大野岳等があり、最南に開聞岳が秀で、居る。

霧島火山群
高隈山脈

大隅の北部は霧島火山群があつて日向と堺を爲し、其の南には瓶臺山、白鹿岳等があり、更に南すると高隈山脈があつて、大笠柄山(一三三七米)、御岳(二一八二米)、横岳(一〇二米)、白山等があり、北方には七岳、鶴岳、烏帽子岳等がある。高隈山は深山幽邃にして、古來民間の崇敬篤く、殊に三月四日には七岳參詣とて遠近の人士群集す。高隈の東方、志布志地方には、宮田山、御在所嶽、笠紙嶽等があつて、日向に續いてゐる。大隅半島の南端には、東より國見山、甫與志岳、荒西山、六郎館岳、稻尾岳、木場岳等が連りて、佐多岬に及ぶ、佐多岬は花崗岩より成り、南海を壓して壁立してゐる。

鹿兒島灣
有明灣

以上薩隅兩半島の山塊の中間を南北に縦貫する鹿兒島灣より、更に東北吉松、小林附近に至る溝狀の低地帯は、陥没によつて生じたものと考へられてゐる。又東海の有明灣も、陥没地帯と云ふ事が出来よう。

大隅半島の東縁部より、海を渡つて、低山性種子ヶ島に至り、更に南方の喜界

宮之浦嶽

島等には第三紀層が發達し、此等の西南諸島中の主列と見るべき屋久島より、大島、徳之島等を経て、沖繩島の北半から石垣島に至る島嶼は、主として古生層、或は花崗岩より成り、其の内屋久島は後者に屬し、島中の宮之浦嶽は海拔一千九百三十五米に達し、九州第一の高峰たる地位を占めてゐる。屋久島にはなほ多くの高山峻嶺ありて、總稱して八重岳と稱す、換言すれば、島全體を一つの山と云ふも適當である。

韓國嶽

火山は霧島山(韓國嶽一七〇〇米)より南して、櫻島岳(一一八米)、開聞岳(九二四米)等の名山となり、南海に入りて、口永良部島、諏訪瀬島等の諸島となり、更にその南方、島島久米島等に續いてゐる。霧島火山は、高千穂韓國の兩火山群の並立より成り、多數の火口と圓錐峰とを列ね、幽邃なる靈地を形成してゐる。

高千穂山

開聞岳

次に櫻島は、鹿兒島市の對岸に聳えて眺望に富んでゐるが、其の東南隅は大正三年一月の噴火に因りて、大隅半島に接續した。次に開聞岳は、北麓に多くの爆發性火口湖(池田湖、山川湖、鑿池、鏡池、池底等)を残し、山は見事なる圓錐形を成して、南海に臨んで聳立するが故に、附近の風物と相應して、山水の絶景を一所に蒐めた觀があり、薩摩富士と稱へられて居る。

河川

川内川

米ノ津川

萬瀬川

肝屬川

平野

耕地總面積

出水平原

河川としては霧島火山の北麓、吉松盆地に源を發し、大口宮之城等を経て東支那海に注ぐ川内川が最も大であつて、流域百五十八軒餘、舟楫の便は三十九軒餘に及び、九州三大河の一に數へらる。その他は地形上大河なく、僅に次の諸川を數へるのみである。先づ不知火海に注ぐ廣瀬川は下流を米ノ津川とも云ふ、其の西なる高尾野川と野田川とは下流が一同なつて海に注いでゐる。次に西海に注ぐ川として萬瀬川が最も大きく、上流に川邊盆地、下流には阿多、加世田等の古邑がある。鹿兒島灣方面では、谷山の永田川、鹿兒島市を貫流する甲突川、加治木地方の別府川、國分地方の新川、垂水地方の本城川、小根占の雄川等があり、有明灣方面では串良、始良の二川が肝屬川に入つて東流し、菱田川と安樂川とは共に南流してゐる。

上述の如き地勢なるに依つて、平野は割合に尠く、管内總反別九十一萬八千町歩、その内耕地總面積は十八萬五千六百七十四町歩、内田は六萬三千七百九町歩、畑は十二萬一千九百六十四町歩である。多くは諸山脈の間及び海岸地方、河川に因つて開かれた土地であつて、北より云へば、廣瀬、高尾、野野田等の諸川によつて形成された沖積層の出水平原は、煙草の産地として名高く、次に川

大口盆地

川内平野

國分平原

大隅平原

海岸

米ノ津港

内川流域には伊佐米の産地なる大口盆地、養蠶地として名高き宮之城盆地等があり、下流には川内平野がある。川内平野は古く薩摩國府の在つた地で、今も本縣第二の都會、川内町が其の中心となつてゐる。串木野以南、西海岸に沿ひても平野發達し、萬瀬川流域地方に至つて最も廣大である。次に鹿兒島灣沿岸では、國分平原が最も廣く、古く大隅國府の置かれた地で、後世煙草の産地として有名である。其の他蒲生川の中流に沿ふ蒲生盆地、その下流なる別府川及び網掛川に因つて形成された加治木平原があり、この外甲突、永田本城等の河川の下流には多少平野を見るが殆んど云ふに足らない。之に反して大隅半島の東側、有明灣に沿ふ地には、始良、高山、府屬、串良、田原、菱田、安樂等の諸河川に因つて形成された大隅平原が海岸より高隈山麓に及び、鹿屋、高山、串良、大崎、志布志等の名邑を包括し、縣下第一の廣大な地域を占めて居る。古代大隅の豪族の本據は恐らく此の地であらう。而して笠野原及び鹿屋臺地は其の西に位してゐる。

不知火海の南岸は、其の西方、長島、獅子島等が半島狀をなして北方に延び、肥後の葦北郡と共に灣形の海を抱き、又、蔵島、桂島等の小島が散在してゐる。米

黒瀬戸
阿久根港
京泊
吹上濱
串木野港
坊ノ津

ノ津港は此の海岸に在つて内海航路の要衝となり、その西なる莊ノ津も古來海港として利用され、其の西野田川の河口には砂洲が發達して居る。長島との間を黒瀬戸と云ひ、南に突出する番所ヶ鼻を廻つた處に脇本浦があり、その南、元島小島桑島大島等によつて灣形をなす地に阿久根港がある、古來漁港として名高い。その南方、内川の河口に京泊がある、これもまた古く薩摩の國府に近くして、盛んに利用された所であらう。其の南、羽島崎を越え、と串木野港に至る。これより南方萬世町小松原に至る四十軒の海岸が吹上濱であつて、高さ十五米より四十米に及び、幅は最長二軒半に達する九州第一の大沙丘が蜿蜒と連つて居る。其の内、八房川及び大里川の河口は此の沙丘によつて沮まれて入江の狀を成し、其の一部が湊川となつて外海に通じてゐる。而して湊町湊村及び湊川等の名によつても知らるゝ如く、古く湊として盛んに利用されたが、今は其の繁榮、串木野港に移つた觀がある。

此の海岸の南方には小湊があり、其の西方には野間嶽が西に突出し、其の西端に野間港があつて、更に野間岬が突出してゐる。野間以南は海岸の屈曲に富み、久志浦泊浦坊ノ津等がある。坊ノ津は筑前の那津(備前)伊勢の安濃津と

山川港
鹿兒島灣

並び稱せられ、日本三津の一として南蠻貿易の要津であつたが、今は全くの漁村に過ぎない。その東には枕崎別府等の諸港があり、鹿兒島半島の東南隅には山川港がある。山川の地は開闢火山群中の爆發火口の名残りであるが、外海と通じて良港を形成し、藩政時代は本縣の南門として琉球との交通貿易の衝に當つた地である。其の地より深く灣入する鹿兒島灣は長さ四十哩、幅は五哩より十一哩に及んでゐる、しかし陥没地帯の事として、東西兩岸は斷崖が多くして港灣としては價值大ならざるも、なほ鹿兒島福山垂水古江高須小根占伊坐敷等の諸港を開いてゐる。

枇榔島

大隅半島の南端は即ち佐多岬で、附近に大輪島枇榔島等がある、それより東北半島の南海に臨む地は斷層に因る急斜面で斷崖が多い、佐多より東北に大泊邊塚岸良を経て、内之浦灣に入る。内之浦灣は火崎と高崎とによつて抱かれ、高崎の北方には有明の灣入がある、これも陥没した地であるが、肝屬川口から志布志港に至る海岸には砂洲が發達してゐる。而して志布志港は當方面海陸の要衝で、沖には枇榔島等の小島が點在して美觀を添へて居る。

志布志港

本縣は三面海に圍まれて島嶼多く、殊に西南諸島は沖繩臺灣に連る地理的

長島
獅子島

飯島

環境にあるを以て、大に將來が期待されてゐる。先づ出水郡の西北には黒瀬戸を隔て、長島があり、其の東北には獅子島及び伊唐諸浦等の小島があつて、天草島に續いて居る、此等は内海地溝の沈水によつて本土と分離したもので、薩摩郡の西海中の上下飯島を主とする飯島諸島も一個の地塊たりしもの、上部のみが沈水を免がれたのであらうと説かれてゐる。港としては下飯の手打港、上飯の中飯港等があり、又附近からは珊瑚が多く採集される。

西南諸島は琉球列島と共に弧狀をなして、臺灣の北端に近づいてゐるが、此等は東支那海大陸棚の邊緣が、太平洋底の深淵と界する部分で、隆起して姿を海上に現はしたものと説明されてゐる。その中、種子島は平地多く、猶ほ開拓の餘地を残し、西之表を主邑とし、其の他、浦田、濱津、脇島間等の諸港がある。次に屋久島は面積約三十五方里、殆んどが屋久杉以下の大森林で、島の東から北にかけて、宮之浦、安房、一湊等の諸港がある。次に大島は丘陵性の島で、海岸屈曲に富み、その名瀬港は良港として名高く、又南方加計呂麻島との間の大島海峡に臨む古仁屋港も有名である。其の南徳之島、奥永良部島を経て本縣の極南與論島に達してゐる。

種子島

屋久島

大島

名瀬港

與論島

氣候

北より東北に山を負ひ、三方海に臨むのみならず、黒潮が南より來つて海岸を洗ふため、氣温は高く雨量が多い。鹿兒島の最低氣温は零下六度七分、雪は極めて稀で、大島名瀬の最低氣温は三度一分で、雪は全くない、最高氣温は鹿兒島三十六度二分、名瀬三十五度五分にして、平均氣温鹿兒島十六度七分、名瀬二十度九分である。而して鹿兒島にては一年の半數までが曇及び雨で、名瀬に至つては快晴の日は極く稀れで、多くは曇と雨のため、二月に三十五日雨が降ると云ふ諺さへ存する程である。

温泉

上述の如き地勢の關係から、縣下各地温泉頗る多いが、大體は霧島火山脈に沿うてゐる。霧島山には霧島温泉、其の南には日當山温泉、櫻島火山の南麓には古里温泉、垂水に垂水温泉、鹿兒島市の南には鶴崎温泉、指宿郡に指宿温泉、半島の南端に山川温泉がある。又霧島山の西北には栗野岳温泉、吉松温泉、其の西南に鶴泊湯之尾等あり、出水郡には白木川内湯川内、阿久根温泉等、薩摩郡には湯ノ元、來砂石、諏訪市、比野湯田温泉等あり、また鹿兒島市の西北に河頭温泉、其の西日置郡に市來温泉、其の南に伊作温泉などがある。要するに霧島火山系並に其れを横斷する東西支脈上に存在するが如く考へられる。

昭和十年十月の國勢調査の結果に據れば、本縣人口總數は百五十九萬一千四百六十六人にして、密度は一方里に付二千六百六十七人で、郡別にすれば、揖宿郡の四千二百十六人を最高とし、熊毛郡の九百四人を最低とする。

第二章 時代の推移

本縣は畏くも天孫御降臨の靈地にして、神代御三代の御陵亦縣下に御治定になつた。これ誠に縣民の最も光榮とし名譽とする所である。たゞ神代の御事ども、粹太古に屬して、神典に據つて窺ひ奉るの外更に詳にすること能はず、今猥りに説を樹つべきものでない。然れども天孫天津彦彦火瓊瓊杵尊より御三代を経て、神武天皇の御東遷ありて後帝都を去ること遙かに遠く、西海に在りて數百年、神代の靈蹤も漸く土豪跳梁の巷となつた事も已むを得ざるものと謂ふべきである。

その後景行天皇御父子三代の御巡狩があつて熊襲服屬し、皇室の徳化漸く治く及ぶに至つて國造、縣主の設置を見るに至り、後國造時代を経て孝徳天皇の大化改新に及ぶのである。當時は地方制度未だ確立せず、各地の豪族が國造、縣主として朝廷の命を奉じて施政の任に當つた時代である。たゞ本縣は大化改新と同時に他の地方と同一に取扱はれたものでなく、その後もなほ中央から特別なる行政區域として遇されてゐたが、大化改新は實に我が國史上

國司時代

の一大轉換の時であると共に、これより後は次第に中央の積極的開發があつて、施政の一變を來したことも言を俟たない所である。

大化改新以降奈良朝時代から平安朝時代にかけて、後鳥羽天皇の御代に至る五百年は即ち律令制度による時代で、地方は中央から派遣された國司の統治下にあり、各種の地方制度は完備し、なほ中央の文化が移植されて大いに地方が開發された時代で、これを國司時代と呼ぶのである。併しながらその後半期は中央に於ける律令制度の頹廢と、地方に於ける國司政治の變遷とによりて、庄園の發達、地方豪族の擡頭興起等を促す時代である。

守護時代

次は守護時代と呼ぶ時代にして、後鳥羽天皇の文治元年より後柏原天皇大永五年までの間である。即ち源賴朝朝廷に奏請して諸國に守護を置き、軍事警察の任に當らしめ、庄園の地頭は次第に關東御家人として幕府の權を笠にし、爲めに、これより後國司の勢力衰へ、政權次第に武士階級に移り、國司は有名無實となつた。然れども建武中興以降、殊に室町中期以後は幕府の統制地方に及ばず、政權全く守護の手に歸する時代であり、次でこゝに新なる豪族割據の端を開くに至つた。

分國時代

地方豪族は室町幕府の勢力失墮と共に、互に崛起して、各地は割據獨立の姿となつた。その間守護島津氏の勢力漸く四隣を壓して全盛時代を將來した。之を特に分國時代と呼ぶ。島津貴久出で、薩隅日を完全に掌握し、更に少貳、大友の兩氏を倒して、殆んど九州を統一するの概を示すに至つた。然るに豊臣秀吉の九州征伐に會ひ、島津氏一度膝を屈して薩隅日に退かねばならなかつたが、なほ一方に雄視することが出来たのである。

藩政時代

天正十五年秀吉に屈した島津氏は、更に慶長五年九月關ヶ原合戦以後、徳川幕府の下に一諸侯として一藩をなした、即ち藩政時代である。然れども、その末期、嘉永安政以降は一藩舉つて新時代の先鞭をつけ、勤王討幕の先鋒となり、遂に維新回天の偉業、皇權恢復に翼賛し奉つた。斯くして大政奉還となり、次の明治の時代に入るのである。

縣政時代

次で島津忠義等の首唱により、明治二年、全國の諸侯は版籍を奉還し、明治新政府は愈、其の基礎を固め、同四年に廢藩置縣を斷行し、七百年來の封建制度を全く終焉せしめた。此處に於いて、鹿兒島縣も創置されたのであるが、當時、縣内外の情勢から、縣政上他府縣と稍趣きを異にする處があつた。明治十年の

管轄

西南役の結果、かゝる特殊事情は除去され、爾後中央政府諸制度の完備と相俟つて、縣政の發展愈著しく、以て今日に及んでゐる。

本縣は現在薩摩大隅二箇國、一市十二郡百三十九町村よりなる。鹿兒島半島宿川邊、日置薩摩出水伊佐の七郡は薩摩國に屬し、大隅國は始良、噲啖、肝屬、熊毛、大島の五郡である。併し國郡の境域も名稱も時に依りて異なり、明治の置縣以後も幾多の變遷を繰返して今日に及んだ。

縣域の沿革

本縣の地域はもと宮崎縣の地域と併せて單に日向と呼ばれ、次いで日向國に管せられたが、その後薩摩大隅の兩國として分離建置された、而もなほ永い間現在の噲啖郡の一部は日向國諸縣郡に屬しゐた。また國司時代の薩摩國の十三郡、大隅國の八郡にも、庄園の發達と共に次第に郡の私稱分立したものがあつた。而して明治四年廢藩置縣の後同年十一月大隅國及び日向國諸縣郡とを割いて都城縣を置き、同六年都城縣を廢して宮崎縣を建置するに際して、大隅國の諸郡は鹿兒島縣に、日向國諸縣郡は宮崎縣に屬した。然るに明治九年宮崎縣を廢して本縣に合併し、同十六年に至つて再び宮崎縣を復活した時、日向國諸縣郡を南北に分割して南諸縣郡を本縣に合同し、次いで南諸縣郡

を廢して大隅國噲啖郡に併せたのが明治二十九年四月のことである。

第一編 神代

第一章 天孫の御降臨

高天原にましませし天照大神は天孫天津彦彦火瓊瓊杵尊に三種の神器を授け賜ひ、中臣の上祖天兒屋命忌部の上祖太玉命瓊女の上祖天鈿女命鏡作の上祖石凝姥命及び玉作の上祖玉屋命の五部神を以て天孫に配侍せしめ給ひ、勅してのたまはく、

葦原の千五百秋の瑞穂國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就いて治せ行矣。實祚の隆えまさんこと當に天壤と窮り無かるべし

と。こゝに於いて天孫即ち神勅を奉じて天の磐座を放ちて、天の八重雲を排し分け、稜威の道別に道別きて、日向の囊の高千穂の峰に天降り給ひ、時に大伴連の祖天忍日命、久米部の祖天穗津大來目は天の磐靱を取り負ひ、稜威高鞘を著け、天の梶弓を取り持ち、天の羽々矢を手挟み、八目鳴鏑を持ち、頭槌劔を佩いて天孫の御前に立ち仕へ奉つたのである。

神勅

天孫の御降臨

この天孫の御降臨に就いては、日本書紀に
天降於日向襲之高千穂峯矣、既而皇孫遊行之狀者、則自穗日二上天浮橋、立於
浮落在平處。

とあつて、その一書には、筑紫日向高千穂穗觸之峰（トシノケノネ）とあり、或は日向穗日高千穂
之峰（トシノケノネ）と載せ、或は日向襲之高千穂穗日二上峰（トシノケノネ）と、又は日向襲之高千穂添山峰（トシノケノネ）
ど、記して、古事記には、空紫日向之高千穂之久士布流多氣（トシノケノネ）と載せてゐる。

此等の事は太古以來の神話の事として、古事記、日本書紀の編纂當時、既に上述
の如きいくつか異稱があつた程で、高千穂之峰と、久士布流多氣、即ち穗觸之峰
と、二上峰と、或は添山峰など云ふものが、或は凡べて同一地域に存する廣狹大
小の山岳名の如くにも思はれるのであるが、一方から考へると、古く色々に異
つたものとして傳へられたものを、其の後混淆して一つに考へられて、それが
上述の如き數種の傳へとなつたとも見られる。又高千穂の久士布流多氣、或
は高千穂穗觸之峰と云へば、高千穂なる地域内の穗觸峰の意であり、穗日二上
と云ふ時は、穗日は靈異の意であつて、二上の修飾語と考へられ、穗觸が穗日と
同一語とすれば、穗觸峰即ち二上峰とも考へられるが、また穗觸峰と二上峰と

高千穂峯の諸
説

白杵高千穂と
粟の高千穂

は別の傳であつたものが、穗觸を穗日として二上に冠することによつて、同一
山岳名となつたとも觀察され、更に添山峰と云ふは又別の傳かとも思はれる。
而してこの天孫の御降臨の地に就いては種々説があるが、その内で、これを宮
崎縣白杵郡の高千穂の地とするものと、或は霧島山に比定するものがあり、
なほこの二説いづれとも解釋出來ると考へて、已むなく兩山を共に其の靈地
とする學者も存するのである。

〔補説〕 本居宣長の古事記傳の一説に、「初めに先づ降り著き給ひしは白杵郡なる
高千穂山にて、其より霧島山に遷り坐して（中略）かゝれば神代の高千穂と云ひし
山は此の二處なりけん」とあり、平田篤胤の古史成文に、「我々杵尊、於高千穂二上
峰、天降坐之時、中略、既而移、幸襲之高千穂、穗日二上峰矣」と。

高智保皇神

霧島岑神

高千穂の地名に就いては、續日本後紀承和十年九月甲辰の條に、日向國無位
高智保皇神が無位都濃皇神と共に從五位下に進み給ひし事を載せ、次いで三
代實錄天安二年十月廿二日の條に、日向國從五位上高智保神が同じく都農神
と共に從四位上に進み給ひし事を載せて居る、共に郡名を擧げてない。また
續日本後紀承和四年八月壬辰朔の條には、日向國諸縣郡霧島岑神が官社に預
るとあり、三代實錄天安二年十月廿二日の條には、霧島神とあつて從四位下に

進められてゐる。これ等に據りて考へるに、霧島神と高智保神とは別々のものであるが、延喜式には高智保神の記載はなく、日向國諸縣郡に霧島神社を收めてゐる。

然るに、釋日本紀八卷並に仙覺の萬葉集註釋十卷に引用せる日向國風土記の文に、白杵郡の知鋪の郷を説明して、天津彦彦火瓊瓊杵尊が、日向之高千穂二上峰に天降りまして、後人この地を改めて智鋪と號したと載せて、即ち天孫御降臨の地を白杵郡知鋪郷の高千穂であるかの如く傳へて居る。なほ和名抄は日向國白杵郡に智保郷を收め、其の地と相接する肥後國阿蘇郡にも知保郷を載せてゐるが、前者は後世長く高千穂庄と呼ばれてゐた。

特に此の日向國風土記から見ると、天孫の御降臨と傳へられた地は日向國白杵郡の高千穂かと思はれるのであるが、この風土記はたゞ、智鋪の地名と高千穂の語との近似を以て地名傳説に引用したものでなからうか。

日本書紀に襲の高千穂と言ふ襲が、同書景行天皇十二年及び十三年の條に見ゆる襲國即ち熊襲の襲、又豊後國風土記肥前國風土記及び肥後國風土記日本紀卷十所引等にある球磨贈啖球磨贈於玖磨贈啖の贈啖贈於であり、後の贈啖の地

白杵知鋪郷

襲の高千穂峯

であらうから、その地域はよし時によりて多少廣狭の差があつたとしても、後世永く霧島山の西に遺つてゐる贈啖郡に比定するに支障のないことであらう。日本書紀に見ゆる襲の高千穂が、遙か北方に隔つた日向國白杵郡の高千穂を指すものとは考へられない。即ち襲の高千穂は白杵郡の高千穂を指すものでない事が明白と云はれやう。

尙ほ、この天孫御降臨の地が襲の山であつたと云ふ傳は、懷風藻の序に、襲山降蹕之世と云ひ、延暦十三年八月藤原繼繩が續日本紀撰進の表類聚國史卷一四七に、襲山肇、基以降云々と見える、其の他新撰姓氏錄の序に、天孫降襲西化之時、神世伊開書紀塵傳と載せ、又は山城國風土記釋日本紀卷九所引に、日向會之峰天降坐神とある。また續日本紀延暦七年七月己酉の條に、大隅國贈於郡會之峰と記されてゐる。こゝに日本書紀一書の添山の文字を京都の向神社所藏の日本書紀古寫本にはソホヤマと傍訓してゐること、薩藩名勝志に、紀に襲之高千穂といふ今の贈啖郡をいふなり、一書に添山峰といふ贈啖山の峰をいへるならんと述べてゐることを注意して置かう。

然るに塵袋の六に引用する風土記に、

日向會之峰
大隅國贈於郡
會之峰

皇祖哀能忍者命日向國贈於郡高茅穂穂生峰ニアマクタリマシテ是薩摩國
關駝郡竹屋村ニウツリ玉ヒテ土人竹屋守ガ女ヲメシテ其腹ニ二人ノ男子
ヲマウケ玉ヒケルトキニ彼ノ所ノ竹ヲカタナニ作テ臍緒切給ヒタリケリ。
其竹ハ今モ有リト云ヘリ。

と載せて居る。この塵袋に引用せられたものは假名書にしたものであり、或
は何處までが古風土記の文であるか詳かでないが、塵袋編者の見た風土記に
は、哀能忍者命の天降りました所は日向國贈於郡高茅穂穂生峰とあつたので
ある。果して然らば日向國風土記には、白杵郡と贈於郡との兩處に天孫の御
降臨に關する記事があつたであらうか、兩方とも逸文で今何れとも斷じ難い
であらう。贈於郡以下の四郡が日向國から分れて大隅國が創置されたのは
和銅六年四月であり、風土記撰上の詔が發せられたのはその翌月であるから、
塵袋の引用した逸文はその以前の事を記した風土記の一部で、知鋪郷に就い
ての逸文はその以前のものか以後のものか決し難いが、日向國に二種の風土
記があつたと云ふ事は疑問とされなければならぬと云はれ、大隅國建置後
の日向國から奉れる風土記に日向國贈於郡など、あるのも疑問であらうと。

併し塵袋はたゞ風土記ノ心ニヨラ^ガとして日向國贈於郡薩摩國關駝郡の所
傳を載せてゐるが、或は大隅國風土記から抄録しながら、丁度釋日本紀に引用
されてゐる山城國風土記に、日向會之峰天降坐神とあるが如く、一般的な日向
の襲の高千穂峰と云ふ知識から、日向國贈於郡高茅穂穂生峰と書いたもので
もなからうか。併し、それは何れとしても、この塵袋所引の風土記の逸文を直
ちに拒否してたゞ知鋪郡に就いての釋日本紀等にある日向國風土記の逸文
のみに據つて説をなすことは困難である。まして日本書紀以下最も信據す
るに足る文獻には、何れも襲山即ち襲の高千穂峰とあるを以てすればなほ更
である。

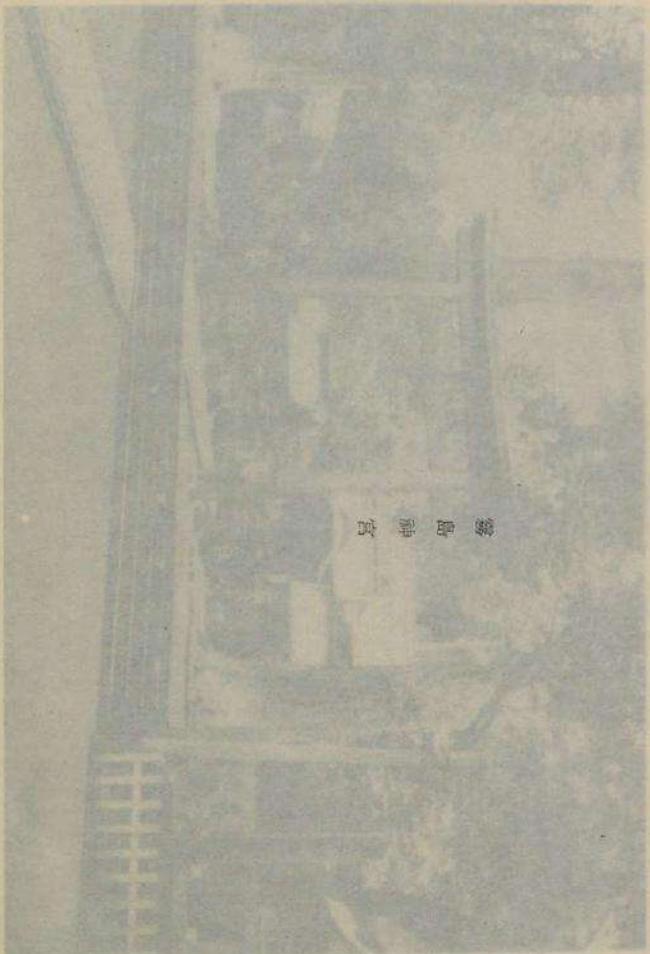
〔補説〕高千穂の道稱かと考へられてゐる智鋪、智保、知保の地名に就いては上述の
外、大隅國に於いても三國名勝圖會卷之三に「此峯今霧島を以て通稱とすといへ
ども、往古は高千穂と號す、因つて此邊を呼て智尾といふ(中略)。智尾の地名贈於
郡古領主の文書に見えたり、康暦三年五月廿日、贈於公弟子丸若德賜ふ書に會於
郡智尾名事云々あり(中略)。弟子丸村は今贈於郡内清水邑に屬す、其村内智尾神
社あり(中略)。今にも此神祠近邊の地名を智尾といふ、又當邑重久村に智尾名と
いへる地名もあり(中略)。建久八年日向國國田帳に、白杵郡高智尾社八町、且文保元
年幕府より邦君道義公を以て諸所地頭とする下文に、日向國高千尾庄と書す、彼

比既に訛りて、世上に行はること此の如し」とある事を付記して置く。

以上を以てすれば天孫瓊杵尊が天降りませし日向の襲の高千穂の峰は、後世大隅國にその遺稱を存する嘯喉の郡高千穂峰にして、即ち今の始良郡なる霧島山がその靈地として傳へられてゐた事と斷じて差闕へないであらう。

霧島神宮

霧島神宮は霧島山の西南山腹田口の地に鎮座ましまし、畏くも天孫瓊杵尊を奉祀し、明治七年官幣大社に列せられ、もと西御在所霧島六所權現社と申した神社である。初め社殿は霧島の山頂に造建されたが、山上噴火の爲め、火常峰の西麓に遷し奉り、後また山上の火に據りて再び地を相して現在の田口の地に遷し奉つたと傳へられ、東御在所妻霧島瀬戸尾籬守狭野と共に霧島六社と呼ばれて居た。神宮はもと正殿四座、瓊杵尊彦火火出見尊、鷓鴣草葺不合尊、神武天皇を奉祀し、尙ほ東西二殿があつて、東殿には國常立尊、高皇產靈尊、伊弉諾尊、天照大神を合祀して一座とし、西殿には大己貴命、國狹植尊、惶根尊、不皇產靈尊、伊弉冉尊、素戔鳴尊、天忍穗耳尊の七神を合祀して一座とし、合せて六所權現と呼んで居たが、明治の御代に至り、瓊杵尊一座を祭神となして奉齋し奉るに至つた。



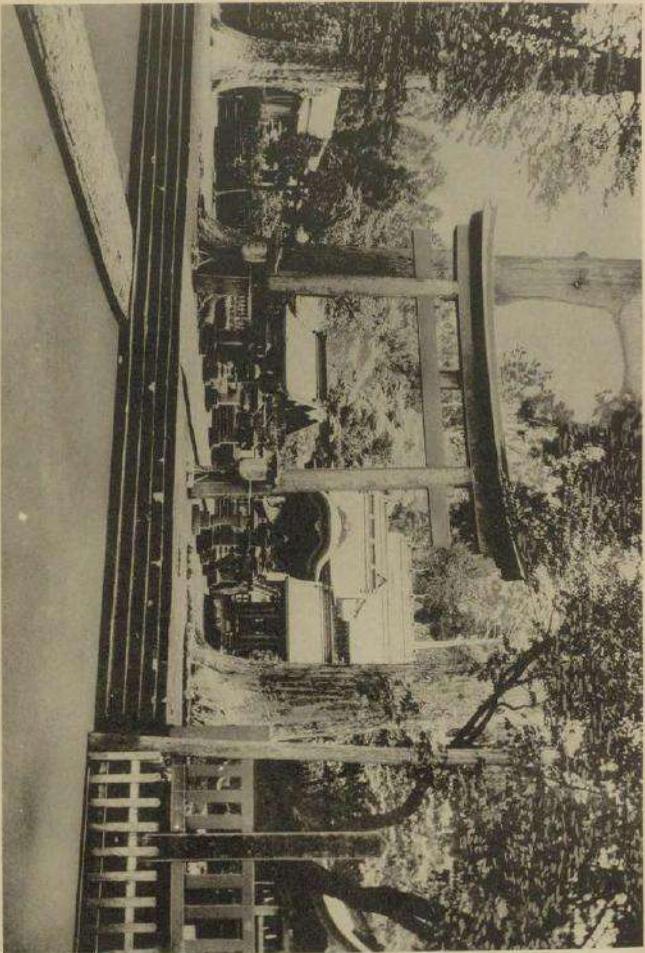
霧島神宮

此説に依りて、世上に行はること此の如しとある事を見出して疑ふ。

以上を以てすれば天孫瓊杵尊が天降りませし日向の巖の高千穂の峰は、後世大隅國にその遺稱を存する豊後郡高千穂峰にして、雖も今の始良郡なる霧島山がその靈地として傳へられたる事と斷じて差支ないであらう。

霧島神宮は霧島山の西麓山腹出口一帯、鎮座まじし、是れも天孫瓊杵尊を奉祀し、瓊杵尊を奉祀する所也と云ふ事、西御在所霧島六所権現社と申した神宮である。然るに此神宮は、霧島山の西麓に鎮座されたが、山上噴火の爲め、火常磐の西麓に遷し奉り、後また山上の火に燒けて再び地を相して現在の田口^如の地に遷し奉つたと傳へられ、^如西御在所妻霧島瀬戸尾尾守實野と共に霧島六所と傳はれて居た。神宮はもと^如正殿四座瓊杵尊壹火火出見尊、高皇產靈尊、伊弉諾尊、天照大神を合祀して一座とし、西殿には大己貴命、瓊杵尊、高皇產靈尊、伊弉諾尊、伊弉冉尊、素戔嗚尊、天忍穗耳尊の七神を合祀して一座とし、合せて六所権現と呼んて居たが、明治の御代に至り、瓊杵尊一座を祭神となして奉齋し奉るに至つた。

霧島神宮



菅完之空國と
熊襲

吾田長屋笠狭
の崎

第二章 御三代の御經綸

天孫瓊杵尊は高千穂峰に天降り給ひて後、菅完之空國を御通過あらせられて、吾田長屋笠狭の崎に幸せられた。菅完之空國は、日本書紀の一書に菅完胸副國と載せて居るが、背上の肉の少い様な不毛の地と云ふ意味であらうが、同書仲哀天皇八年の條の神託に、新羅國を寶國とするに對し熊襲を菅完之空國とある事から、これも熊襲の國を指すのであらうとも説かれてゐる。

吾田長屋笠狭の崎は、日本書紀の一書に、到于吾田笠狭之御崎、遂登長屋之竹嶋、乃巡覽其地、と載せて居る。吾田と云ふ名稱は、和名抄に薩摩國阿多郡阿多郷とある地より起りしものならむも、日本書紀の天武天皇紀、持統天皇紀等の各所に大隅に對して、薩摩の總名として用ひて居る故、廣き地域の汎稱として用ひられた事が明白である。笠狭は阿多郷の南隣河邊郡加世田とする説が、最も有力であつて、長屋は其の西に突起する長屋山(俗稱長水山)に其の名が残り、古へは此の邊一帯の總名かと云ふ。竹嶋は孝德天皇紀、白雉四年の條に、於薩麻之曲竹嶋之門、合船沒死とある竹嶋にして、更に其の西の海に突出する野

事勝國勝長狹

間岬かとも云はれてゐる。

天孫が笠狹の碕に到りませる時に、この地に事勝國勝長狹なる者があつた。天孫に其の土地を獻じ、天孫は此處に宮殿を營み給ひて、大山祇神の女鹿葦津姫を納れさせられ、やがて、火闌降命と彦火火出見尊とが御降誕あらせられた。鹿葦津姫は日本書紀の註に、亦名神吾田津姫、亦名木花開耶姫と載せ、また一書には神吾田鹿葦津姫豊吾田津姫などと記し、古事記には神阿多都比賣、亦の名木花之佐久夜毘賣と見える。其の御名の吾田(阿多)は地名に因み給うたものであらう。彦火火出見尊の御降誕の折尊の御臍を截り奉つた竹刀を棄てた所が竹林となり、その所を竹屋と號すとある。而してその御降誕地は前引鹿袋に關駝郡竹屋村とあり、加世田の内山田に竹屋ヶ尾と稱する地ありて、特種の竹あり、又近くの宮原に高屋神社があつて、往古この地から遷座したと傳へられて居る。

關駝郡竹屋村

可愛山陵

さて天津彦彦火瓊瓊杵尊は久しくましまして崩じ給ひ、其の御陵は、日本書紀に筑紫日向可愛之山陵と載せ、延喜式の諸陵寮に、日向埃山陵 天津彦彦火瓊瓊杵尊、在日向國無陵戸と見えて居る。阿多附近について云へば、其の東南

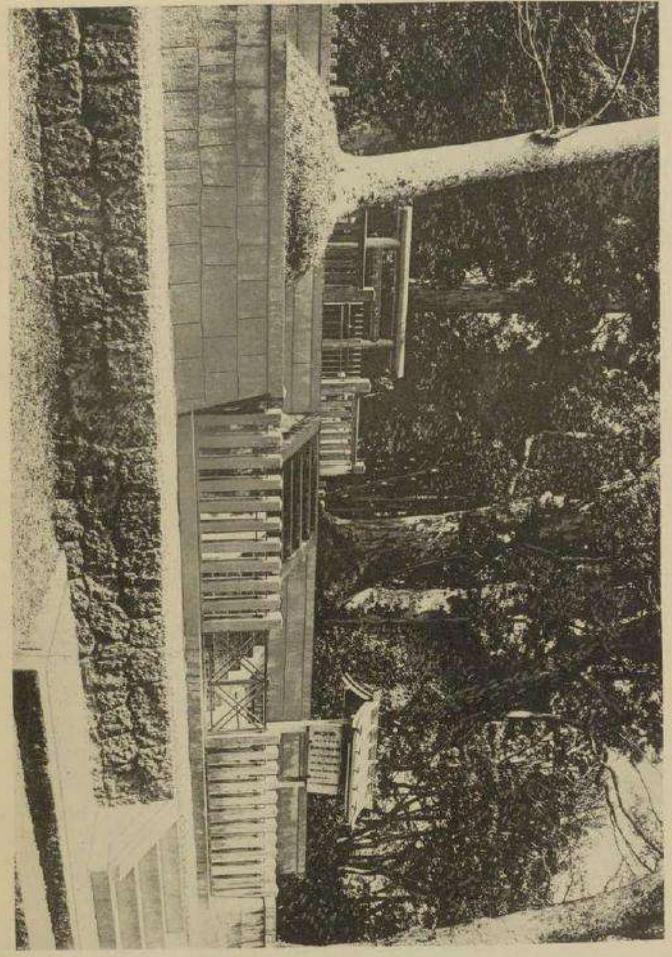
問御かとも云はれてゐる。

天孫が笠原の崎に降りませる時この地に事跡國語長狭なる者があつた。天孫に其の土地を贈り天孫は此處に宮殿を營み給ひて大山祇神の女鹿葦津姫を納れさせられたりしが天孫降命と彦火火出見尊とが御降誕あらせられた。御降誕は日本書紀の註に亦名神吾田津姫亦名木花開那姫と載せまた一書には神吾田麻草津姫豊吾田津姫などと記し古事記には神阿多都比賣亦の名木花之佐久夜見賣と見える。其の御名の吾田何きは地名に因み給うたものであらう。彦火火出見尊の御降誕の折尊の御腕を截り奉つた竹刀を棄てた所が竹林となりその所を竹屋屋と號すとある。而してその御降誕地は前引塵袋に關駝郡竹屋村とあり加世田の内山田に竹屋ヶ尾と稱する地ありて特種成の竹あり又近くの宮原に高屋神社成があつて往古この地から遷座したと傳へられて居る。

さて天津彦彦火瓊瓊杵尊は久しくまじまじして崩じ給ひ其の御陵は日本書紀に筑紫日向可愛之山陵と載せ延喜式の諸陵寮に日向峽山陵 天津彦彦火瓊瓊杵尊在日向國無陵戸と見えて居る。阿多附近について云へば其の御陵

關駝郡竹屋村

可愛山陵



に類姓郡があるが、之は續日本紀文武天皇四年の條に衣評と載せ、和名抄には
類姓を江と訓じ、郡内に類姓郷を收めて居る故本居宣長を初めとして、御陵は
此の方面かと説く學者もあつたが、其後の學者の研究は、多く高城郡水引郷宮
内村八幡山であるとなし、明治七年七月十日御裁可を経て、八幡山即ち今の薩
摩郡川内町大字宮内に御治定を見るに至つた。

御陵に續きて中陵端陵の二陵があつて、これは尊の御近親の陵墓かとも説
かれ、又此の地方の傳説に、尊は阿多地方より此の地に遷御あらせられ、大宮を
營み給うたと傳へてゐる。此の地の新田神社については、同社所藏寶治元年
十一月の文書に、薩摩國遷御之後者龜山峰奉□神御躰、以此社爲新田宮とあり、
又建長文永以降の文書にも同様な記事を載せて、古くから新田宮は瓊瓊杵尊
の崇廟にして、日城無雙の靈廟と傳承せられてゐた所である。同社は承安三
年正殿已下炎上し、同四年山麓より山頂に移し奉るべきか否かの事を奏聞し、
其の後山上に社殿を建立せられたのである。

彦火火出見尊は、最初御兄火闌降命と海幸山幸の事から争ひ給うたが、鹽土
老翁の勧めに従つて海神綿津見命の宮に赴かれ、潮滿瓊と潮涸瓊とを獲給ひ

て、兄命を逼惱し給うた事は有名なる神話である。粹もとより神代の事での其の真相は詳かでないが、火闌降命は日本書紀に隼人等の始祖と載せ、又吾田君小橋等之本祖と記し、古事記にも、隼人阿多君の祖と見えるのであるから、此の神話は隼人族の歸服と云ふ事と密接な關係があるのであらう。日本書紀の一書に是を以て火酢芹命の苗裔諸の隼人等今に至るまでに天皇の宮牆の傍を離れず吠狗に代りて事へ奉る者なり」と云ひ、古事記に、兄命、稽首白、僕者自今以後爲汝命之晝夜守護人而仕奉、故至今其溺時之種々之態、不絶仕奉也と見えるのである。近時の説に據れば、釣針の事を以て兄に報復するとか、魚の咽喉から釣針を得るとか云ふ話は、インドネジアンなどの南方の民族にもある話であると云ふ。隼人族服屬と關連してこの南方的の説話が尊御兄弟の事として傳はつたものとも考へられよう。

高千穂宮

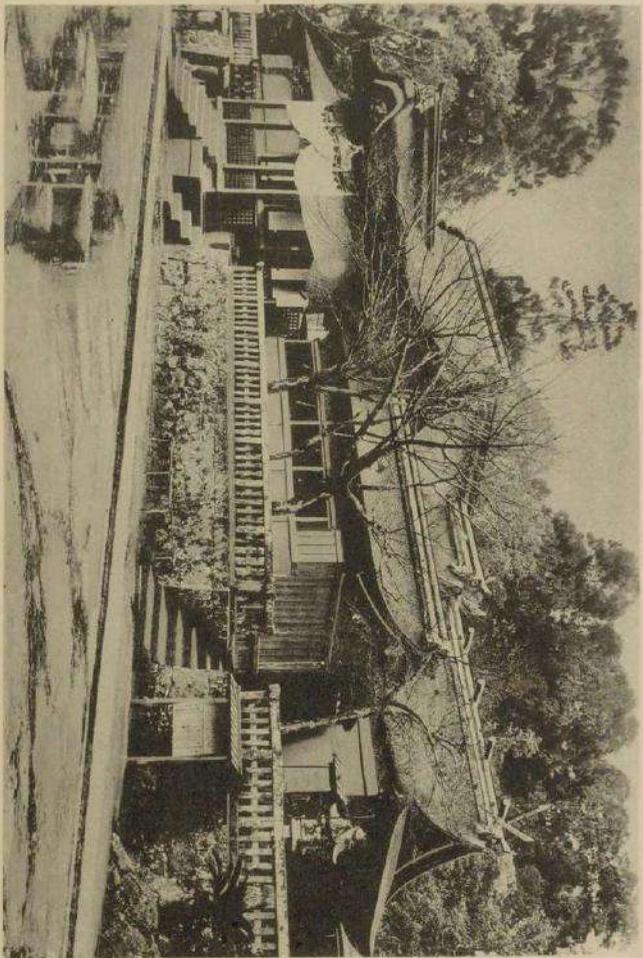
彦火火出見尊は高千穂宮に宮居し給ひ、綿津見命の女豊玉姫を納れさせられ、御子彦波瀲武鸕草葺不合尊が御降誕あらせられた。この高千穂宮の御遺蹟に就いて種々説をなすものがあるが、その高千穂と云ふ宮名から、又は尊の御陵から、大隅の霧島山の近くに擬定されなければならないと云はれ、而か

鹿見島神宮

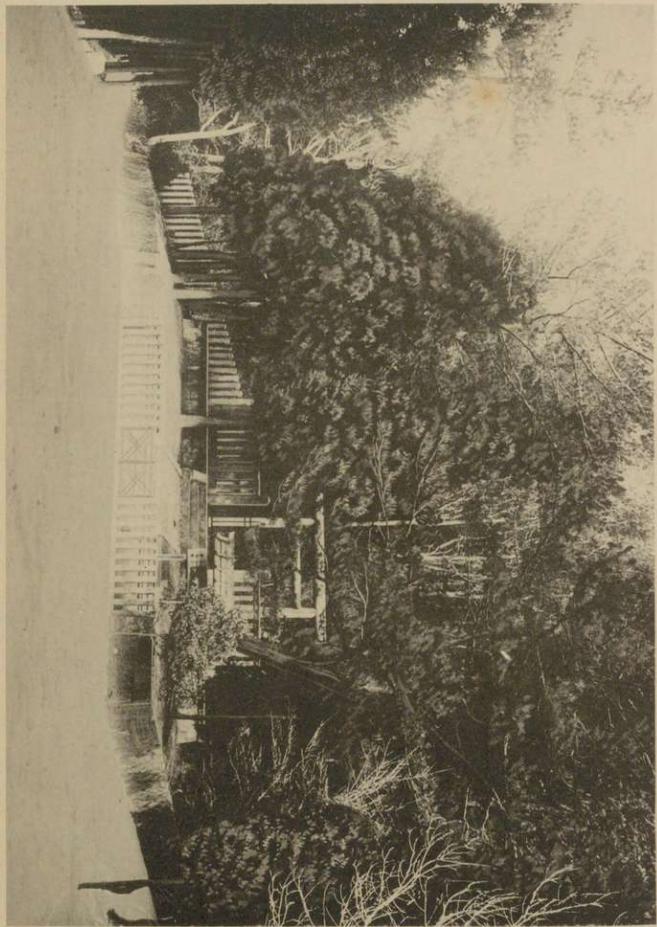
て見命を尊信と給うた事は有名な神話である。神もとより神代の事であり、其の神代は詳かでないが火國降命は日本書紀に事人等の始祖と載せ、又吾田君小碓守之志事と記し古事記にも事人阿多君の祖と見えるのであるから此の神代は事人等の神代と云ふ事と密接な關係があるのである。日本書紀の「書」に云を以て天孫降命の御資請の事人等今に至るまでに天皇の宮場の傍を離れず神代に在りて事へ奉る者なりと云ひ古事記に兒命降首白渡者自今以後爲汝命之晝夜守護人而任奉故至今其神時之體々之態不絶任奉也と見えるのである。近時の説に據れば、釣針の事を以て兒に報復するとか魚の咽喉から釣針を得るとか云ふ話は、オホドネジアンなどの南方の民族にもある話であるといふ。事人共服屬と關連してこの南方的の説話が尊御兄弟の事として神はつたものと考へらるる。

高千穂宮は高千穂宮に宮居し給ひ神代降命の女嬰玉姫を納れさせられ御子孫故武勳葛草葺不合掌が御降誕あらせられた。この高千穂宮の御遺蹟に就いて種々説をなすものがあるがその高千穂と云ふ宮名から又は家の御殿から大隅の霧島山の近くに擬定されなければならぬといふ説は、而かも

高千穂宮



高尾山上陵



高麗山土樹

鹿兒島神宮

も鹿兒島神宮の古傳に、此の地を彦火火出見尊の皇居のあとであると傳へてゐる。鹿兒島神宮はいま官幣大社に列せられ、彦火火出見尊を奉祀してある。昔時は薩隅日三州中唯一の大社であつて、延喜式神名帳には桑原郡鹿兒島神社と見えて居るが、中世は専ら正八幡宮と呼ばれて居た。兩者の關係については後章に述べなければならぬ。

高屋山上陵

彦火火出見尊の御陵は古事記に「高千穂山之西」と載せ、日本書紀に「日向高屋山上陵」とあり、延喜式には「日向高屋山上陵 彦火火出見尊、在日向國無陵戸」と見えて居る。此の御陵は神代山陵考や神代三陵志の如く、後世、肝屬郡内浦郷北方村なる國見嶽の巔とする説と始羅郡溝邊郷麓村の北方神割岡とする説とに分れて居たが、明治七年七月十日御裁可を経て今の始良郡溝邊村大字麓の地と御治定あらせられた。

西洲宮

彦波瀲武鸕鷀草薙不合尊は西洲の宮にましまし、海神の女玉依姫を納れさせられ、彦五瀬命、稻飯命、三毛入野命及び神日本磐余彦尊が御降誕あらせられた。西洲の宮の所在については詳かでないが、西洲は即ちたゞ西方筑紫の日向の事であつて、同じく高千穂宮を指すのでなからうかとの意見もあり、又神

日本磐余彦尊も初め高千穂宮におはしましたと古事記にある故、高千穂宮は御三代の皇居であると云ふ説がある。しかしまた鷓鴣草不合尊の御陵は吾平山上陵と稱し、神日本磐余彦尊の妃を吾平津媛と申し、其の吾平とはいづれも同一の土地の名に因まれ、其の地は後の始羅郷の地であらうと思はれるから尊は此の地方に皇居を奠め給ふたかとも考へられるかも知れない。御陵は古事記には見え、延喜式には「日向吾平山上陵 彦波瀲武鷓鴣草不合尊、在日向國無陵戸」と載せ、御陵名は日本書紀と同様である。御陵の所在に就いては國內に異説殆んどなく、明治七年七月十日、肝屬郡始良村大字上村と御治定あらせられた。

吾平山上陵

神武天皇の御東遷

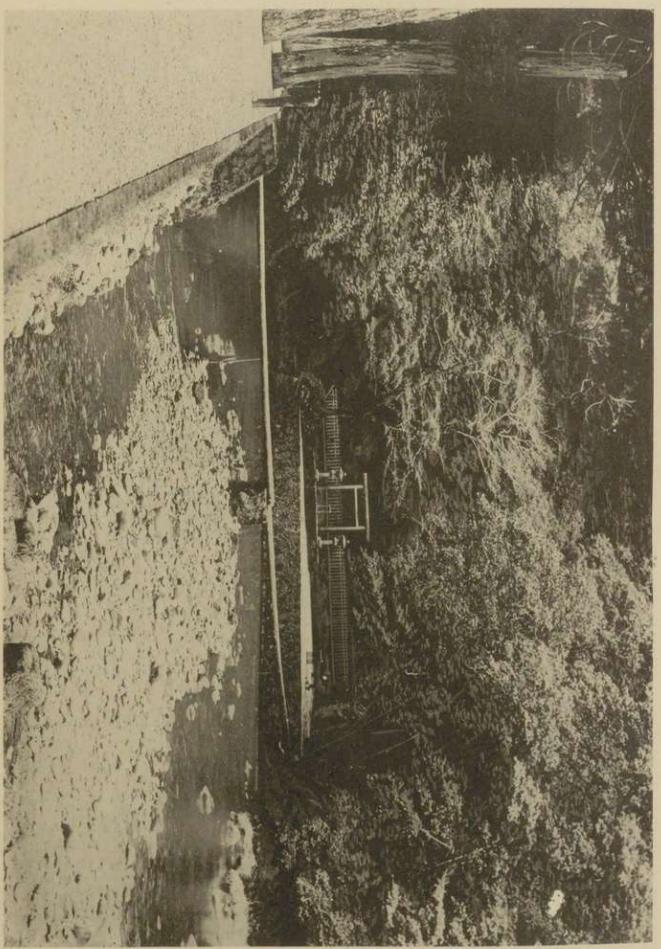
神日本磐余彦尊は日本書紀の一書に狹野尊とある、蓋し神武天皇御幼時の御名である。古事記には若御毛沼命亦の名は豊御毛沼命、亦の名は神倭伊波禮毘古命と見えて居る。御歳十五にして皇太子に立ち給ひ、後に吾平津媛を妃となし給ひて手研耳命が御生誕あらせられた。吾平津媛は古事記に阿多之小椅君の妹阿比良比賣と見える。阿多の小椅君とは、日本書紀に火闌降命は吾平津媛の祖とある故、この媛は火闌降命の御子孫であらう。吾

吾平山上陵

日本磐余彦尊と初め高千穂宮におはしましたと古事記にある故高千穂宮は御三代の皇居であると云ふ説がある。しかしまた鶴草不合尊の御陵は吾平山上陵と稱し神日本磐余彦尊の妃を吾平津媛と申し其の吾平とはいづれも同一の土地の名に用まれ其の地は後の始羅郷の地であらうと思はれるか。當は此の地方に皇居を奠め給ふたかとも考へられるかも知れない。御陵は古事記には見えぬ冠嘉式には日向吾平山上陵、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、在日向國無陵戸と載せ御陵名は日本書紀と同様である。御陵の所在に就いては國內に異説殆んどなく明治七年七月十日肝屬郡始良村大字上村と御治定あらせられた。

十 跋

神日本磐余彦尊は日本書紀の三書に狹野尊とある蓋し神武天皇御幼時御名である。古事記には若御毛^中命亦の名は登御毛沼命亦の名は神倭伊波禮尾古命と見えて居る。御歳十五にして皇太子に立ち給ひ後に吾田色吾平津媛を妃となし給ひて手研耳命が御生誕あらせられた。吾平津媛は古事記に阿多之小橋君の妹阿比良比賣と見える。阿多の小橋君とは日本書紀に火間降命は吾田君小橋の祖とある故この説は火間降命の御子孫である。



神武天皇の御

高千穂宮

平は大隅の地名であるのに、吾田邑の御方とするは元來吾田君の一族の御方である故であらう。神武天皇は御年四十五歳にして御兄五瀬命と共に高千穂宮に議して大和の方に御東遷せられたのであるが従つて天皇の御東遷にはこの地方のものが多く随ひ奉つた事は推測するに難くない。殊に外戚吾田君の一族は隼人族を率ゐて御軍にお伴申した事と思はれる。後に大和の朝廷に於いて兵衛の任に當つた久米部の部民が、即ち神武天皇に御随伴したこれ等のものゝ後であらうと説かれてゐる。

第二編 國造時代

第一章 熊襲の服屬

景行天皇の御
巡幸

球磨と鴨吹

高屋行宮

神武天皇の御東遷より七百四十餘年を経た景行天皇十二年八月、熊襲が反して朝貢せざるを以つて、之が御平定のために天皇は御親ら軍旅を率ゐさせられて筑紫へ發御あらせられた。熊襲は豊後、肥前の兩國風土記及び日本紀十卷引用の肥後國風土記等の所々に球磨、鴨吹、球磨贈於、玖磨、鴨吹等と記され、又天皇親征の記事中にも、襲國と熊國との事が見えるのである。故に熊即ち球磨は肥後國球磨郡の地方であり、襲即ち鴨吹は大隅國鴨吹郡の邊で、熊襲とは此の兩地方に亘る山間に蟠据して居たものと考へられるのである。

さて、日本書紀の記事に據れば、天皇はまづ、周防の娑磨より豊前に渡り給ひ、次いで豊後を経て同年十一月、日向に至り給ひ、高屋に行宮を營まれ、其の地を根據として、襲國御平定の籌策を運らせ給ふたのである。時に襲國の渠帥は、厚鹿文、途鹿文の二人であつたが、其の女市乾鹿文に殺され、翌十三年五月に至



つて襲國悉く平定した。かくて天皇は尙ほも六年間、高屋宮にましましたる後、十七年三月、子湯縣に幸せられ、次いで十八年三月、筑紫の夷守の地に至り給ひて、石瀬の河邊にて諸縣君泉媛の大御饗をうけ給ひ、四月熊の縣に到りまして、熊津彦兄弟のうちなる兄熊を歸服せしめられ、弟熊を誅せられ、更に葦北に向ひ給うた。以上の御巡幸の御道筋から見れば、天皇は日向の子湯縣から諸縣を経轉じて肥後の球磨から葦北に向はれたのであるが、本縣肝屬郡内之浦町の天子山には、景行天皇の行宮趾の傳へがある。

その後、天皇の廿七年八月、熊襲が再び反したので、十月、日本武尊をして之を討たしめ給うた。此の時の熊襲の魁帥は取石鹿文、一名を川上梟帥と云ふものであつた。尊は十二月、熊襲國に到り、賊酋を平げ給うたのであるが、地理的記載がない爲に、どの邊での出來事か判明しない。國分地方の傳説に據れば、景行天皇の御代、大人の隼人なるもの容貌夜叉の如く、隼人城と上井城とに據つて皇命に隨はず、仍て天皇親征し給ひて、御子日本武尊を副將とし、遂に拍子橋にて討取ると云ひ、その賊酋を大人彌五郎殿と傳へて居る。尙ほ其の遺蹟と傳承するものも現存して居るが、此等は寧ろ奈良朝時代の隼人反亂が傳説化

天子山の行宮

日本武尊の熊襲征伐

したもので、有名な日本武尊の西征に附會したに過ぎないと見た方が穩當かと考へられる。

以上の如く、景行天皇の御代に於ける二度の熊襲征伐中、地理的記述のあるのは、天皇親征の時の記事だけで、その内、襲國討伐の根據地となつた日向高屋宮は、兒湯郡に其の遺址と稱するものを傳へて居る。此の宮に御駐紮中、子湯縣丹裳小野に遊び給うたが、子湯は即ち兒湯であり、丹裳小野は妻町西都原の南端三宅神社に程近い處だと云ふ。因に三宅神社の所在地三宅は古く屯倉のあつた地であらうし、日向の國府を置かれたのも此の附近である。

天皇は高屋行宮御駐紮中、御刀媛を召して妃とせられ、豊國別皇子が生まれ給ふた。この皇子は日向國造の祖で、又日向諸縣君の祖と傳へられて居る故、御刀媛は諸縣君の女であつて、その御所生の皇子が御母の土地を繼承せられ、日向國造の祖になり給うたことかと考へられる。此の後、日本書紀應神天皇紀に諸縣君牛諸井と云ふ人があつて、其の女髮長媛を朝廷に獻ずる事が見えてゐる。髮長媛とは次に云ふ髮長大田根媛と同様、髪の長い佳人の意であるが、父を諸縣君とするによつて、豊國別皇子の後裔かとも考へられよう。また

豊國別皇子

日向國造

景行天皇の妃日向髮長大田根媛は日向襲津彥皇子を、次妃襲武媛は國乳別皇子と國背別皇子と豐戸別皇子とを生み奉り、襲津彥皇子は阿牟君の祖國乳別皇子は水沼別の祖、豐戸別皇子は火國別の祖と日本書紀に見え、阿牟君水沼別、火國別は何れも西國の豪族である。蓋し日向髮長大田根媛も襲武媛も、天皇が高屋行宮にましゝた際か、或は其の後に召し出されたものであらう。而して此の後、應神天皇の御時の髮長媛の如く、日向から佳人を奉る風習は此處に原因が發して居ると思はれる。

日向から佳人
を來る

上來説くところによつて襲國は、後世の傳説の如く、國分地方ではなく、日向大隅の界の山地であつたと想像すべきである。霧島山の東から北の地は諸縣君の領するところとなつて諸縣の名で呼ばれ、襲の國の名は大隅噲噲の地名として傳はつたと考へられる。其の後、仲哀天皇の御代の熊襲征伐の際には、華北國造の祖鴨別をして討たしめたと云ひ、華北國の故地は肥後國葦北郡一帯であらうから、熊襲はやはり此の附近の山地に據つてゐたと思はれる。

以上の如く、景行天皇の御代より仲哀天皇の御代に至る熊襲征伐は本縣の北隅より宮崎、熊本二縣の南方に連亘する山嶽地帯に蟠居した虜酋の征討で

あつて、或は殆んど直接本縣と關係がないと云つてもよいのである。しかし、景行天皇の高屋宮御駐蹕は六年の長きに互り給ひしと傳へてゐるのであるから、大隅地方に御巡幸あらせられたとの傳説のあるのも必ずしも否定することは出来ないであらう。天皇が熊襲親征より御歸京の御巡路の如きも、風土記の記事が、日本書紀の記述と大いに趣を異にして居る故、簡単に日本書紀にのみ據つて斷ずる事が出来ないであらう。従つて景行天皇及び日本武尊が大隅の各地を御巡歴あらせられたと云ふ傳説も多少據り處があつたかも知れない。

第二章 隼人と肥人

隼人の傳説

隼人は古事記・日本書紀共に火闌降命の後裔と傳へ、新撰姓氏錄も同様のことを載せて、之を天孫の部に收めてゐる。しかし其の首長阿多君並に其の一族は、或は命の後裔であつたらうが、全隼人族が總べて其の後裔とは考へられぬ。今集解の賦役令の中、夷人雜類の説明のために引用せる古記には、隼人を毛人等と共に夷人中に數へ、又肥前國風土記は松浦郡值嘉島の條に、「此の島の白水郎の容貌は隼人に似て、恒に騎射を好み其の言語俗人に異なれり」と載せて居り、其の他古事記・日本書紀以下の隼人に關する記事によるに、隼人は本州人とは多少容貌風俗習慣言語を異にし、上古には異種族と見做されて居たらしく想像されるのである。或は黒潮に乗つて薩隅の南端に渡來した南方のものであらうと説くものもあるが、未だ首肯せしむるに至らない。たゞ仙覺の萬葉集註釋卷十に引用する大隅國風土記に、海中の洲を隼人の俗語で必志と云ふとあるが、之は「ヒシ」と云ふ隼人の俗語の一端を傳へたものとして實に貴重なるものである。

隼人の名稱

隼人の名稱

隼人の名稱に關しては、古事記傳等何れも、隼人はハヤビトにて、勇猛迅速なる性質より起つたと説明してゐる。ハヤトがハヤビトの省略である事は、萬葉集和名抄等に照して明白であるが、他の種族名熊人多禰人夜句人國柄人越人等の例に照して、ハヤに種種の意味を持たせる事は果して適當であらうか。喜田貞吉博士は、ハヤを他の種族名と同様に地名とし、唐書倭國傳に「邪古波邪、多尼三小王」とある波邪に當てられた一種説。邪古は國史の掖久、今の屋久島であり、多尼は國史の多嶺、今の種子島である事は云ふ迄もない。

〔補説〕喜田博士は歴史地理誌上に於いて、又日向國史に於て、「波邪が、隼人を指せるものなること、亦疑を容れざるべし。蓋し其の波邪は他の邪古、多尼と相對するものにして、當時の支那人は之を以て、一の國名なりとして認めたりきと解するを適當とすべし。波邪の意義の明ならざるは、なほ夜句、多嶺の意義の明ならざるに同じく、而して邪古國人を夜句人と稱し、多尼國人を多嶺人と稱するものなるが、既に太宰管内志にも「唐書以西南之地隼人所居之島、指名波邪、爲有小王也」とあるが、そのハヤの意義を説明してはゐない。

此の隼人には古事記・日本書紀以下の古典に、大隅阿多日向薩摩甕等の部族が見える。この内日向隼人と云ふのは、僅に續日本紀和銅三年正月の條に、日

隼人の部族

向隼人曾君細麻呂と云ふのが見えてゐるが當時は大隅がまだ日向國に屬して居る時分故所謂日向隼人はやはり大隅の隼人であつたかも知れぬ。又阿多は南薩の地である。それ故隼人は薩隅兩國及び其の附近の島嶼に多かつた事が知られるのである。此の事は文獻のみでなく考古學上古墳の分布などから見ても同様に云へるかも知れない。即ち日向に多い古墳群は太平洋岸に沿うて南下し志布志地方より大隅地方に至つて大に發達し更に唐仁町、野崎地方の古墳群に連なつて居るが大隅半島を縦貫する山脈以西から薩摩國一圓には山陵以外には未だ墳土を有する古墳が發見されてゐないが伊佐郡より出水薩摩等北方諸郡に地下式土壙及び組合せ石棺を有するも封土なき古墳の存在が報告されてゐる。この事は古く此の地方が久しく隼人族の地であつて未だ中央の文化を傳へて古墳を營むことがなかつた事を暗示するものではなからうか。

隼人は古くは阿多隼人と大隅隼人との二によつて代表されたが續日本紀には大寶以後薩摩隼人の名が頻出して阿多隼人の名に代り大隅隼人と共に隼人族を代表して居る。けれども他の典籍にはなほ大隅隼人に對して阿多

阿多隼人と大隅隼人

隼人と載せたものが多く新撰姓氏錄にも大隅阿多の二隼人を擧げてをり、又延喜式の如きも大隅隼人に對するに阿多隼人の語を以つてして居る。此等に據つて考ふれば古く隼人の根據地は薩摩では阿多地方であり大隅では大隅郡であつた即ち其の中心地は最初共に薩摩大隅兩半島に在つたのであるが後その中心が薩摩では阿多より薩摩郡地方に、大隅では大隅郡より國分地方に移つたと考へられるのである。これ等は交通上からの結果であらうが、一方に大隅に於いては依然大隅隼人の名を残し薩摩に於いては阿多と薩摩と全く轉換したにも拘らず中央に於いては尚ほ阿多隼人の名を残して居る事は蓋し中央に於ける朝儀等の上では永い習慣古い傳統に基くもので天孫瓊杵尊がまづ阿多に到りましたと云ふ神代紀の傳へには簡單に看過すべからざる問題の伏在するを感せしむるのである。

隼人族は何時皇化に服したかは詳かでない。天孫瓊杵尊が當地方に到りましたのは隼人征伐の爲であつたと説く學者があるけれどももとより根據あつての説ではない。國造本紀には景行天皇の御代に隼人征伐の事が見えるが之は熊襲征伐の傳説と混同してゐるのかも知れない。又新撰姓氏錄の

隼人の服屬

近習の隼人刺
領布

額田部湯坐連の條に、其の祖先が允恭天皇の御代に薩摩國に遣はされて、隼人を平げた事を載せて居るが、これを史實としても、これより先日本書紀履中天皇即位前紀に仁德天皇皇子住吉仲皇子の近習の隼人刺領布(古事記には隼と見え、仁德天皇の頃既に隼人は他の諸國と同様に、舍人帳内としてその族人を朝廷に貢してゐる。更に、新撰姓氏錄の秦忌寸の條には、雄略天皇の御代、小子部雷が大隅阿多の隼人を率ゐて、諸氏族に却略せられた秦の民を檢括鳩集した事を載せて居り、日本書紀に雄略天皇崩じ給ひて丹比高鷲原陵に葬り奉るや、隼人晝夜陵側に哀號して、食を與ふれども喫はず、七日にして死す、よりに墓を陵北に造り、禮を以つて葬すとある。この隼人が天皇近習の隼人であつた事は云ふ迄もない。これらの事は隼人が比較的早くから皇化に服し、朝廷に仕へ奉つたことを示すものに他ならない。

其の後、日本書紀清寧天皇四年の條、欽明天皇元年の條及び齊明天皇元年の條等に、隼人が衆を率ゐて上京した事が見える。記事甚だ簡單であるが、これ等は、天武天皇の十一年七月、隼人多く來りて方物を貢じ、大隅隼人と阿多隼人とが朝廷で相撲したること、天皇崩御の際に、大隅阿多の隼人の魁帥が各其の

隼人の上京

衆を領して、謀を奏し奉り、持統天皇は此等三百三十七人に賞を與へ給ひたること、又同三年正月に筑紫太宰府から隼人一百七十四人、並に布五十常、牛皮六枚、鹿皮五十枚を獻じたこと、又は九年五月には、隼人の相撲を御覽せられた事等に併せ考へたならば、同様な事があつたと思はれる。

在京の隼人

而して前述履中天皇や雄略天皇の御代に於ける近習の隼人の事を考へ、又日本書紀敏達天皇十四年八月の條の、三輪君連が敏達天皇の殯庭防衛の事に隼人をして當らしめた事などから、隼人の中には常に在京して居る者も多かつたこと、思はれ、天武天皇十四年六月に、大隅直が忌寸姓を賜はつて居るが、當時、賜姓の他の諸氏の例から推して、大隅國造家の人も大和に於て此の榮に浴したものと考へられるのである。斯様に在京の隼人も多かつたから、犬養部、日下部、坂合部等の品部に編入せられるものもあつたと見えて、新撰姓氏錄には、右京神別に、阿多御手犬養を火關降命六世孫薩摩若相樂の後と載せ、攝津神別に、日下部を阿多御手犬養と同祖、火關降命の後と云ひ、和泉神別に、坂合部を火關降命七世孫夜麻等古命の後とし、右京神別に、坂合部宿禰を火關降命八世孫邇倍尼尼の後と載せてゐる。

品部に編入せられた隼人

此等他の品部に入れられた者以外、單に隼人として、京畿の近くに住んで居たものも尠くない。延喜式には、隼人が五畿内並に近江丹波紀伊等に住んで居る事を載せて居り、正倉院文書の天平七年の國郡未詳計帳は、或は山背國級喜郡大住郷のものと推論されるのであるが、これによつて當時可成り多くの隼人が移住してゐたことが知られる。更に新撰姓氏錄には山城神別に阿多隼人を、大和神別に大角隼人を收めてをり、なほ二見首を富乃須洗利命の後として居るが、これも亦隼人族の氏であつたと考へられる。而してこれらの隼人の内には、大化以後移住の者もあらうが、其れ以前から居たものも多い事であらう。

而して朝廷に奉仕した隼人の職能に就いて見るに、日本書紀の海幸山幸神話の條に、或は俳優の民と載せ、或は今に至る迄天皇の宮牆の傍を離れず吠狗して事へ奉ると云ひ、また犢鼻を着し、赭を面と掌とに塗つて、溺れ苦しむ種々の態をなし、今に及ぶまで廢絶なしと見え、又は古事記に、盡夜の守護人と爲つて奉らせんなどあるのは、古事記・日本書紀の編纂當時の狀態であつて、之を大寶令に隼人司を衛門府の被管とすることと併せ考へれば、隼人は武勇を以つ

て朝廷に奉仕し、宮牆を守護し奉ると、もに、隼人特有の風俗歌舞を演じてゐたものと思はれる。

なほ、隼人は前述の如く古く阿多隼人と大隅隼人とによつて代表されて居たが、その内、阿多隼人の首長なる阿多君を、古事記・日本書紀が特に尊貴なる家系を有する氏として載せたるを思へば、阿多が隼人の本源地で、後に大隅にも移つたものかと考へられ、神武天皇の皇妃阿多の小碕君の妹吾平津媛は大隅に移りし阿多君の一族の御方かと思はれるのであつて、隼人の歌舞も或は阿多地方の海岸に發達したらしく感ずるのである。

隼人が薩摩大隅兩半島を中心とし、次第に北方に繁衍したのに對し、肥人は主として薩隅の北方より日向肥後の南部に亘る山地に居たらしく考へられる。隼人族の如く文獻に多く顯はれてないが、古くは相當勢力のあつたもので、播磨國風土記の賀毛郡山田里猪養野の條に、仁徳天皇の御代、日向肥人朝戸君なる者が猪養野の地を賜はつて猪飼を始めたと載せて居る。こゝに謂ふところの時代は傳説に過ぎまいが、兎に角、肥人が、かの地で猪を飼養して居たのは事實であらう。又日本書紀雄略天皇十三年の條に、播磨國御井の隈人文

石小麻呂が謀反した事を載せ、春日小野臣大樹が敢死の士一百を率ゐて之を誅伐したとある處を見れば、それ程多人數でなかつたらしいが猪養野以外の地方に移り來たつたものもあつたと思はれる。正倉院文書天平五年の右京計帳に阿太肥人床持賣と見え、同十年の駿河國正税帳に遠江國使肥人部廣麻呂なる者が載つて居る、以て肥人が相當廣い範圍に移つて居た事が察しられよう。

肥人部

而して此の肥人も夷人として取扱はれ、令集解に引用する古記に、夷人雜類とは、毛人肥人阿麻彌人等の類と載せて居る。肥人が如何なる種族に屬したか詳かでないが、隼人族とは別記されることは間違ない。播磨の肥人が猪の飼養をして居た事は前に述べたが古事記安康天皇の條に、山代の猪養の老人の事が見える、或は之も肥人であらうか。なほ肥人といふ名稱は熊國即ち後の球磨郡に多かつた爲に出來たのであり、また肥の字を宛てたのも肥國に多かつた爲であらう。尤も薩摩にも少くなかつたと見えて、天平八年の薩摩國正税帳には肥君の名が多く見えるのである。

肥人の名稱

肥人と熊襲

熊襲の傳説は甚だ古く、その真相は詳かならず、簡單に隼人即ち熊襲なりと

の見解を取るものもあるが、古事記に熊曾國を建日別と云ふが、その地理的説明なく却つて日本書紀や風土記にある熊襲征伐の地理的記事を考へるならば、その地域は肥人の根據地と同一の様に考へられるから、或はこれも肥人の叛亂の如くにも見られまいか、即ち熊津彦兄弟や襲國の渠帥厚鹿文、迺鹿文等の熊襲の八十島帥もこの族でなからうかと思ふ。

思ふに肥人は山間の險地に據り、朝命に應せなかつた爲に屢々討伐されて次第に勢力を失ひ、他國に移れる者は猪養等を業とし、又肥人部なる特殊の品部を定められたものがあり、其の故郷に在るものは肥君等の土豪に支配されたものと考へられる。

第三章 遺蹟遺物上よりの考察

こゝに石器土器及び貝塚古墳等、古代の遺蹟遺物を中心として當時の住民の有様を一瞥して置きたい。

石器時代が金屬器使用以前である事は云ふ迄もないが、文化の相違により、優良種族が既に金屬器を使用する時代に於いても、劣等種族は猶ほ石器時代の状態であり得た譯で、石器使用人は、必ずしも凡て金屬器使用人以前の者ではなく、又全國一律に石器時代を同一年代とする事は出来ない。又繩文式土器と彌生式土器との關係の如きも、若し之を使用した種族が確然と違つて居たと考へるならば、それのみによつて各の種族の屬する時代の先後を定める事も全く困難なことであらう。更に同一地點の上層出土と下層出土との相違によつて時代の先後が決定される場合でも、それは地方的の問題であつて、直ちに他の一般を論ずることは出来ない。本縣内に於ける遺蹟分布の状態を見るに、高塚式古墳は、後述の如く大隅半島の有明海に臨む大隅平原に多く存在し、その他の地方には殆んど之を見るを得ないのであり、一方この平原に

石器時代と金屬器使用以前

繩文式土器と彌生式土器と

縣内に於ける遺蹟分布

明瞭郡大崎村出土彌生式土器

京都市 京都帝國大學所藏

掛橋郡指宿町出土繩文式土器

京都市 京都帝國大學所藏

第三章 遺蹟遺物上よりの考察

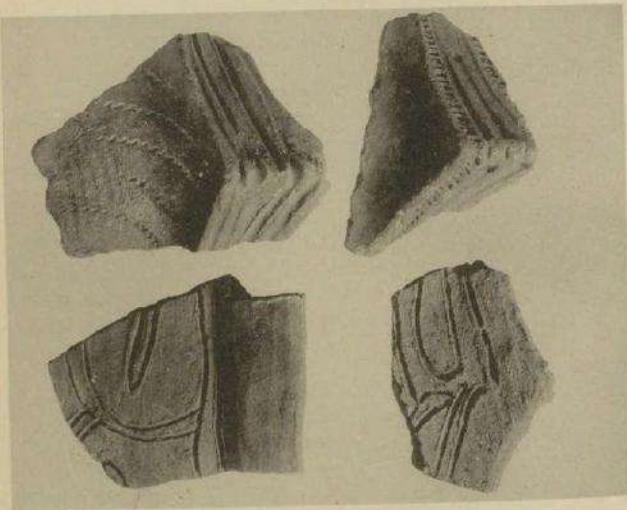
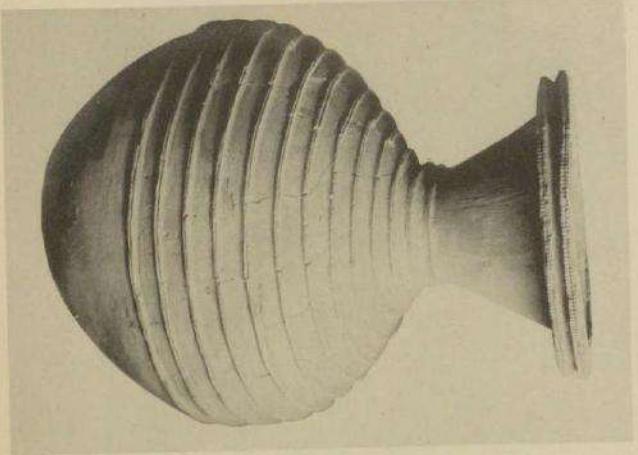
こゝに石器土器及び貝塚古墳等古代の遺蹟遺物を中心として當時の住民の生活を一掃して置きたい。

石器時代が金属器使用以前である事は云ふ迄もなすが文化の相違により、優良種族が既に金属器を使用する時代に於いても劣等種族は猶ほ石器時代の状態であり得た譯で石器使用人は必ずしも凡て金属器使用人以前の者ではなく又全列一律に石器時代を同一年代とする事は出来ない。又縄文式土器と彌生式土器との關係の如きも若し之を使用した種族が確然と違つて居たと考へる事は難らばそれのみによつて各の種族の屬する時代の先後を定める事も益々困難なることであらう。更に同一地點の上層土と下層出土との相違によつて年代の先後が決定される場合でもそれは方法的の問題であつて直ちに他の一般を論ずることは出来ない。本縣内に臨む大朝平原に多く存在し、その他地方には殆んど之を見ざるを得ないものである。一方この平原に

石器時代の遺物

縄文式土器と彌生式土器と

縣内に於ける遺蹟分布



於ては、國分地方以西に比して、縄文式土器の分布が極めて稀薄である。この事は國分地方以西薩摩各地は、大隅方面に高塚式古墳の築成が盛行する際にあつても、猶ほ且つ石器時代若しくは金石併用期を彷彿してゐたと考へせしめるのであるが、更に此等の地方は太古より可なり後世にまで石器時代或はそれに近い状態であつたと考へられよう。

本縣に於ける縄文式土器と彌生式土器との關係は指宿町十二町字下里の遺物包含層の示す遺物の層位的事實から如實に説明することが出来る。此の地は開聞岳に近く、地下約十二尺以下は稻や黄色を帯びた火山灰であるが、其の上部の地下約十尺以下の層からは縄文式土器や石斧骨木炭等が発見され、その上部、地下約六尺以下は再び火山灰の堆積を見るのである。此の火山灰は恐らく鰻池の噴火に基づくものと考へられるが、この火山灰層の上部、地下三尺の間からは彌生式土器、石右斧祝部土器などが發見され、その上に泥流盤層その上が再び火山灰層に終つて居る。之は最初、縄文式土器を使用した此の地の住民が噴火に依りて絶滅、或は他に避難した後噴火の恐怖が薄らぎかけた時代に、彌生式土器を使用した人達によつて占據され、更に再び噴火

による災害を受けたと見るべきである。又最近同地で曾ての上層出土の土器と同形式の彌生式土器を伴うて鐵劍が出土し、その鐵劍は明かに古墳時代のものと考へられるから、指宿上層文化は少くとも古墳時代に及ぶものと言ふことが出来る。

出水貝塚

市來貝塚

吉野遺蹟

福山遺蹟

伊佐盆地の遺蹟

本縣に於ける石器時代遺蹟中、最も早く學術的調査を経たものは出水郡出水町上知識宇尾崎貝塚である。發掘報告に依れば繩文式土器石斧、石鑿、石四石等の石器骨角器及び貝輪等の貝製の裝飾品などが、三十八種の貝と、多くの獸骨とを伴うて發見され、十一個體分の人骨が發掘された。しかし彌生式土器はその地表面に於ても發見し得なかつたのである。次に市來町川上貝塚も古くから數次に亘つて發掘調査され、その報告も既に發表せられてゐるが、繩文式土器、石器骨製の針、貝輪及び貝製の裝飾品などが出土し、可成り複雑した文化様相が窺れる。鹿兒島市の吉野町吉野石ノ郷遺蹟も古くより知られた石器時代遺蹟であり、更に始良郡福山村福山中學校の敷地からは石製人物像その他多くの遺物を出して有名であり、伊佐盆地にも石器時代遺蹟がある。

南島の貝塚

阿多貝塚

日本山洞窟遺蹟

南島方面に於ては喜界島大島徳之島等に貝塚が發見され、その遺物の示す様相は縣下他地方のものと同連絡するものであることが闡明されて居る。最近薩摩半島に於ても調査が進捗し、川邊郡阿多村にも貝塚が發見され、その示す様相は本縣の石器時代遺蹟中最も原始的なものである。更に最近報告された加治木町郊外日本山洞窟遺蹟も、略ぼ阿多村貝塚に近い様相を示すものであつて注意されてゐる。

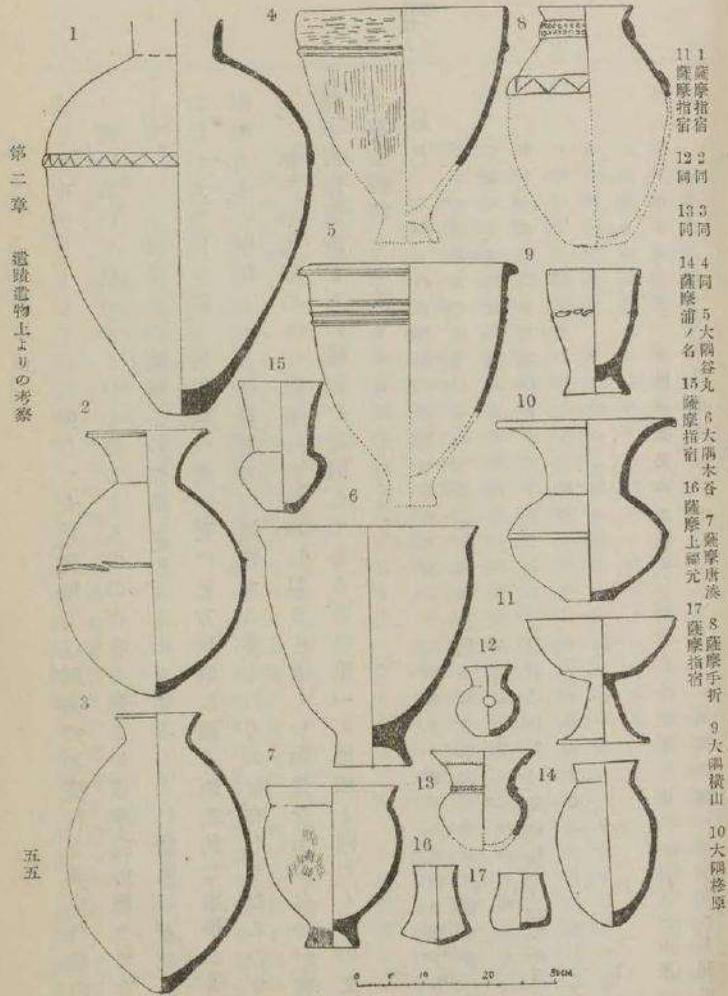
繩文式土器出土分布

彌生式土器出土分布

その外従來の調査に依れば石器時代遺蹟は全縣下に亘つて存在してゐると云つてよいのである。ここに繩文式土器出土の地域を擧げると、先づ薩摩地方では出水郡出水町、高尾野町、日置郡上伊集院村、鹿兒島市唐湊、同田上川邊郡知覽町、伊佐郡大口町、羽月村、菱刈村、本城村、山野村等であり、大隅地方では、噺咲郡志布志町、大崎村、西志布志村、松山村、肝屬郡鹿屋町、垂水町、始良村、大始良村などである。

彌生式土器遺蹟は全縣下に亘つて廣く分布するが、その形態は他の地方に比して可成りの變化が認められるのは、本縣が有する特殊な地域性に依るものであらう。指宿上層に彌生式土器と共に鐵製の劍が出土したことは、甌島

器土式生彌土出縣島兒鹿 圖一第



第二章 遺蹟遺物上よりの考察

出土土器の分類

土器と使用の種族

第二編 國造時代

手打貝塚に於ける鐵製利器の使用を示唆する骨角製品の存在と相俟つてその年代が考へられてくるのである。因に手打貝塚は指宿上層と全く並行する彌生式土器を中心とするものである。

此等の事實は何を語るか又は文獻に現はれたる神話傳説並に史實と如何なる交渉を持つかは今後の研究を俟たなければならぬ。或は其の分布の上から繩文式土器と熊襲と又は肥人とを關連せしめ次に彌生式土器と隼人とを連繫せしめて考察し殊にある時代隼人が彌生式土器を使用したであらうと想像することも可能であらうが繩文式土器の使用と彌生式土器の使用との別によつて直ちに以てその使用した種族を確然と定めることは危険であると云はなければならぬ。

次に土器を中心として遺蹟の分布を考へると大體三つの地域を想定することが出来るのである。一は西海岸地方であり二は大日盆地を中心とする地方三は大隅平原及びその外縁をなす地方である。この内海岸地方では阿多貝塚に出土する所謂阿多式及びその發展せる形式と考へられる市來地方の土器それに肥後國阿高貝塚に出土する土器と系統を同じうする末期形

式とが存在してゐるのに對して、大口盆地では阿高式の盛行と共に、日勝山塞ノ神に於いては、やゝこれと異なるものの存在を見るが、市來式の絶えて存在しないことは第一の地域との相違を示すものである。大口盆地のものは、その地が大淀川を経て宮崎縣へ連り、更に北方球磨に續く地理的な事情から、海岸地方との關係よりも、肥後地方に連繫する多くのものを有してゐるのである。第三の地域のものは第一の地域に見ると著しい相違を示さないが、宮崎縣の海岸遺蹟とその様相が近似してゐるのは、第一の地域と同じく、その文化の移動徑路を示唆するものであらう。

土器の分類とその分布

〔補説〕

本縣下の石器時代遺蹟の分布に就いては、山崎五十磨氏が「鹿兒島縣下石器時代の遺蹟並に古墳分布の火系（鹿兒島縣史蹟名勝天然記念物調査報告書二輯）」に於いて、A鹿兒島灣系、B有明灣系、C西薩海岸系、D北薩及北隅系の四大系に分類し、その遺蹟及び遺物を表示されてゐる。然るに最近三森定男氏が九州地方に於ける土器調査の結果、先史時代の西部日本（人類學先史學講座第一編なる論文に於いて、九州に十二種の土器の存在を主張されてゐるが今主として本縣下に於ける分を簡單に紹介すれば左の如きものである。

(1) 阿多式土器 本縣阿多具塚を標準として、また肥後宇土郡藤村宮莊具塚からも多量に發見される種類で、器面にアナダラ屬の貝殻腹線による條痕が散在

し、隆起細帯文、或は點線文を有するものである。大口盆地に廣く分布し、大隅各地にも散見するが、南薩に多く、大體阿多具塚より藤貝塚へと發展したらしい考へられる。

(2) 市來式土器 突角形をなす口縁部を有するのが特徴で、器の内外面にアナダラ屬貝殻條痕のあるものが尠くなく、薩南より海岸地方に沿ひ、出水尾崎貝塚を経て肥後、肥前にかけて存し、鹿兒島灣沿岸地方では、指宿遺蹟、鹿屋町中の原遺蹟等に出土するが、伊佐郡の如き山間地方には全くない。

(3) 阿高式土器 肥後阿高具塚より多く出で、指頭或は篋を以て太き凹線を構成して各種の文様を構成するのを特徴とする物で、太形凹文土器とも呼ばれて居る。肥前五島より本縣出水、大口地方まで、即ち内海に沿うた地に多く、それ以南は稀である。

(4) 日勝山式土器 伊佐郡山野村、小木原、日勝山及び肥後宇土郡藤村、宮莊具塚の基調をなすもので、阿高式の太形凹文土器に對し、やゝ細き沈線を以つて直線文様を構成する。肥後より北薩に多く、其の平行集線文は朝鮮各地の櫛文式土器に似て居る。

(5) 徳之島土器 徳之島具塚より發見される瓜形文を有する土器で、肥後藤貝塚からも相當出でゐる。

(6) 轟式土器 瓜形文類似の諸種の文様要素にて文様帯を作つてゐるが、特徴は文様要素及び文様構成よりも、文様帯間を指頭によつて四めて、突帯文的効

果をあげて居る點にある。肥後藤貝塚を中心として有明海沿岸に洩く存し、本縣では伊佐郡の山間に分布してある。

(7) 窠の神式土器 伊佐郡愛刈村市山塞ノ神遺蹟より發見されたもので、口頸がく字形になつて居る。大口盆地より日向國大淀川流域に及び、更に薩南にも肥後球磨にも存して居る。

(8) 御領式土器 肥後東阿高御領具塚の基調をなすもので、本縣ではまた大口の羽月村瀨の下より出土したが、他には未だ知られてゐない。

(9) 鐘崎式土器 鏡前宗像の鐘崎貝塚より多量に發見される廣瀬繩文的手法を有する一群の土器で、海岸地方に分布し、球磨地方から伊佐郡等の山間では断片的の出土のみである。

(10) 西平式土器 肥後八代西平貝塚から多量に出で、器面滑澤、御領式に比しやや多彩な文様を有する點に相違がある。合志川流域・八代灣沿岸に分布し、球磨を越て伊佐に入りて其の跡を斷つて居る。

之を要するに本縣の石器時代遺蹟の基調をなす土器形式の内には阿多式・市來式などの如く、アナダラ屬貝殻による條痕及び壓痕を有して、遙か南方印度支那方面と聯繫を有すると考へられるものが存する外、肥後地方から遙かに遠く瀬戸内海地方との聯繫を考へしめるものの三系統が考へられるのである。これ等の三系統の外に、現在學界に問題となつてゐる所謂押型文土器

が廣く點綴されてゐるが、すべてこれ等が薩隅といふ地域的環境の下に統括されて特殊な形式を各々の系統に於て發展させてゐるのが認められるのである。

次に古墳に就いて考察を試みなければならぬが、高塚式古墳は實に我が國原史時代の遺蹟として最も顯著なもので、即ち國造時代前後の大觀を示すものである。たゞ地理的關係上必ずしも他地方のものと同一視することは困難なことは言ふまでもない。

本縣に於いて古墳は大隅平原に密集して居る。凡そ大隅半島の西海岸に沿ひ、高隈山脈より南走する丘陵地帯以東の平原、即ち鹿屋始良高山串良東串良等より噺嗟郡の大崎村に及ぶ諸地方に多く、それより志布志町の海岸を経て日向の福島に連つて居る。此の古墳散在地方は、北西南の三方山で圍まれ、東方のみ海に開けた地であつて、肝屬川以下の諸河川が之を潤してゐる。古墳は宮ノ原・東迫・塚崎の如く、山岳丘陵の縁邊に存するものも尠くないが、多くは平地に存して居る爲、開墾されて痕迹を失つたものも尠くない。現存するもので最も顯著なるは、塚崎と唐仁町との兩古墳群及び横瀬の古墳である。

高塚式古墳

大隅平原の古墳

塚崎古墳
前方後圓墳

第二編 國造時代

塚崎は高山町野崎の小字であつて、國見山に續く丘陵地帯に前方後圓墳四基と圓墳二十七基が群をなし、その西の東迫及び其の北の稻荷迫等を合すれば六十餘基に達してゐる。副葬品は詳かでないが、嘗つて當地の小圓墳より鏡を發掘し、又附近の民家には同地方に於いて採集せる勾玉を藏してゐる。當地方何れかの古墳より出でしものとすれば、この地方としては珍稀の事である。

唐仁町古墳

大塚

唐仁町は東串良町新川西にあつて其の古墳群は縣下第一にして、古くは百八十五基を數へ現存するものにも百三十二基に及んでゐる。其の内、最も大なるは大塚と稱せらるゝ、前方後圓墳で、高さ八間の後圓部に大塚神社が鎮座し、縱徑百間に及ぶ、但し社地となつて以來、或は社殿建造のため、或は參拜路を造るために變更された部分が多く、原形は知るによしなないが、現在は七反三畝餘で、周圍に幅約十二間の埴が繞つてゐる大古墳である。神殿と拜殿との渡り廊下の下には石櫛の蓋石五枚露出し、櫛の内部は長さ約二間幅約五尺であつて、其の中に凝灰岩より成る家形の石棺が安置され、棺外に甲が置かれてゐる。尙ほ又社殿の牀下にも石室一個が露出して居るのを見ることが出来

横瀬古墳
噺噺郡大崎村

肝屬川沿岸古墳分布圖

肝屬川を挟んで北と南に唐仁町と塚崎とにある古墳群の分布圖にして、唐仁町の古墳群は既に史蹟に指定されてゐる。

この圖は昭和四年現在のものの上田三平氏所藏のものによつて製圖したものである。

第二編 國史時代

六〇

塚崎は高山町野崎の大字であつて、岡見山に續く丘陵地帯に南方後園墳四基と圓墳二十七基が群をなす。その西の東原及び其の北の新野道等を合すれば六十餘基に達してゐる。墓群は詳細でないが、嘗つて當地の小圓墳より礎を發掘して又附屬の坑室には同地方に於いて採集せる碧玉を藏してゐる。當地方に於ける古墳より掘り出したものとして、
 田三平遺物のヨウコエテテテテ
 の國史資料館に於て保存されてゐる。

遺蹟

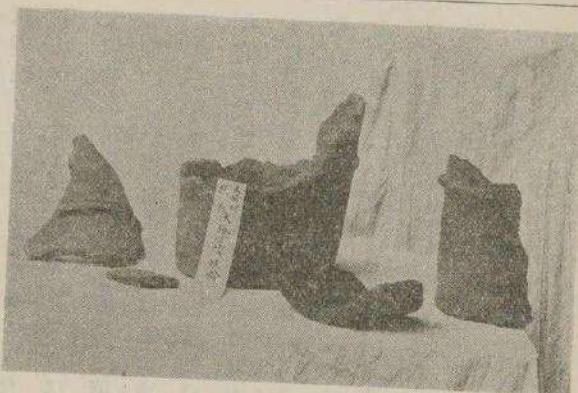
唐仁町は東市良野郡南河内にあつて、其の南に唐仁川が流れて居る。其の西には唐仁川が流れて居る。唐仁川は古くは唐仁川と稱し、其の源は唐仁川に在り、其の流は唐仁川に注ぎ、其の終は唐仁川に在り。唐仁川は古くは唐仁川と稱し、其の源は唐仁川に在り、其の流は唐仁川に注ぎ、其の終は唐仁川に在り。唐仁川は古くは唐仁川と稱し、其の源は唐仁川に在り、其の流は唐仁川に注ぎ、其の終は唐仁川に在り。



る。此の大塚に近く、前方後圓墳(後所塚・藥師堂塚等)五基と、福留塚以下の圓墳が百餘基密集し、小なるは高二尺、徑一間に過ぎない。而して大塚以外にも幅二間の溝を有するものがあり、また大塚より採集せし土器の破片には埴輪の殘片があつた由である。副葬品は前記大塚古墳内の甲の外餘り詳かでないが、大塚神社所藏の鏡鑑は右の古墳中より出でしものかと傳へられて居る。而してこの一帯の古墳群は既に史蹟に指定せられてゐる。

以上塚崎・唐仁町の兩古墳群は肝屬川を隔て、相對して居る。蓋しこの川は古墳時代盛んに利用され、當地方は當時聚落として最も繁榮した地域と想像され、後に説明する如く、此の地方は奈良朝以前には大隅郡であり、次いで大隅國の建置された土地であるから、兩古墳群附近は大隅國の中心地域であり、恐らく此等の古墳地域は大隅國造一族が繁衍した地域であつたかと推測される。この國造は薩摩の阿多氏が君姓なるに對し、早くより他の地方の國造と同様に直姓を賜はり、天武天皇の御代賜姓の際にも、この國造のみが薩隅地方に於て唯獨り忌寸姓を賜はつた事は、早くより中央に接近した爲と考へざるを得ない。従つて早く中央文化を採用し、大塚の如き廣大なる古墳を經營し

横瀬古墳



第二編 國造時代 横瀬古墳

たと考へられるのである。

横瀬古墳は唐仁町より直徑約一里半北方より少しく東海岸に近い地に存し、今大崎村に屬し、小字をエサイと云ひ、此れも亦大塚と呼ばれて居る。後圓部の高さ八間三尺、前方部の高さ七間二尺の前方後圓墳で、縦徑約六十五間に及び、猶ほ埴輪圓筒が並列して居た事など、往時の莊麗を忍ばしむるものがある。古墳は現今周圍の田畑耕作のために侵蝕されし形迹もあり、埴輪の如きも多くは破壊され、或は他に持去され、唯破片を残すに過ぎないが、樹木鬱蒼として遠望するに形狀甚だ整美である。附近には陪塚らしきものも存して居たと傳へられ、又石塚の上部が露出して居るけれど、副葬品は詳かでない。なほ最近、志布志の東方約一里の夏井部落より

飯盛山古墳

圓墳

り南方に突出するダグリ崎の飯盛山が前方後圓墳である事が發見された、横瀬唐仁町等の大塚に次ぐ巨大なものとされてゐる。

以上は特に前方後圓墳のみを記したのであるが、圓墳に至つては大隅平原の各地に存し、又明治まで存在したと傳ふるものも尠くない。しかし以上の地方を除けば、縣下殆んど封土を有する古墳を見ないのである。只僅に國分地方及び出水郡に圓墳らしきものが現存するが、果して然るか未だ詳かでない。尚ほ種子島にも三四圓墳らしいものがあるけれど、いづれも不確實と云はねばならぬ。

地下式古墳

しかし封土を設けざる地下式古墳に至つては、大隅平原及び北薩に多く、これは地下式土城と組合せ石棺との二種類に分つ事が出来る。前者は地下に横穴式古墳を摸せしが如く思惟せらるゝものであつて、地下に深さ數尺の豎穴を設け、それより横に羨道ありて玄室に通するのである。大隅平原に於いては、富山、楡見崎、始良の麓、塚崎、岡崎、大塚原等に多數存在せしも、地下の事なれば多くは道路開鑿の際、或は陥没によつて發見されたのであつたため、原形を留めるもの殆んどなく、僅に斷崖上に遺蹟を残す丈であるが、此の土城は古墳

時代末期のものらしく想像されるのである。北薩にては伊佐郡の菱刈大口、西太良等の諸地方に存し、大口なる一土壙は比較的完全に保存されて居るが、内部は空虚である。尙ほ此の式のものには出水郡及び都城方面にも存在すと云ふ事である。

次に組合せ石棺を有する式のものには伊佐出水薩摩の諸郡に多く散在し、形は多く楕圓形又は長方形で、巨大な蓋石で覆はれて居るのが常であつて、前者よりは、もつと古いものでないかと考へられる。

叙上のごとく、大隅平原を中心とする地域には高塚式古墳が認められるのに對して、薩摩地方には簡素な地下式土壙及び組合せ石棺を有するも封土なき古墳がある許りであることは、薩摩地方に於ける古墳文化受容の仕方の一歩を推知せしめるものである。

組合せ石棺

第四章 國造縣主の設置と諸豪族

日向大隅薩摩地方の國造の事は、先代舊事本紀中の國造本紀に、

日向國造

輕島豐明朝御世豐國別皇子三世孫老男定賜國造。

大隅國造

經向日代朝御世治平隼人同祖初小仁德帝代者伏布爲曰佐賜國造。

薩摩國造

經向日代朝伐薩摩隼人等鎮之仁德朝代曰佐改爲直。

と載つて居る。日向國造に就いては第一章に於いても述べたが、景行天皇の皇子豐國別皇子三世の孫老男が應神天皇の御代初めて日向國造になり給ふたと云ふので、豐國別皇子の御母御刀媛は實に諸縣君の女で、この關係から老男が日向國造になり給ふたこと、考へられる。たゞ日向國造の及ぶ地域に就いては詳かでないが決して諸縣地方とのみとか又は後世の日向國の地と限つて考ふべきものではなからう。然るに大隅國造と薩摩國造とに就いて

日向國造

大隅國造

薩摩國造

は文意甚だ通じ難い。多くの學者は、大隅國造の條の「治平」とは、隼人と同祖初小を治平すの意で、初小はツヲと訓すべきで、贈啖を指して、景行天皇の御代熊襲を治平した事を云ふと説いて居るが、妥當とは考へられぬ。また薩摩國造の「伐薩摩隼人等」とは其の意味は明白であるが、前述の如く、大寶以前は未だ薩摩隼人の語がなく、殊に日本書紀の文に據れば、景行天皇が當國に御巡幸あらせられたらしくないから、此等は後世、天皇の御西狩が薩摩にも及んだと考へて假託したものでなからうかと思ふ。次に前掲の文に見える曰佐と云ふのは、長と云ふ語と同訓である故、假借したもので、隼人の長を國造に補したと説く人と、曰佐は通譯で、始め隼人族のうち京畿地方の言語に通ずるものを通譯とし、後に之を國造にしたと説く人とがある。直は國造の姓カキである故、爲直とは國造と爲すの意であるが、薩摩には、大隅と違つて未だ國造と云ふものも、直と云ふものも他の文獻に見えない故、果して此の記事の如きものがあつたか否か詳かでない。なほ多嶺國造の事に就いては後章に於いて説明しなければならぬ。

多嶺國造

加土佐縣主

縣主には、加土佐縣主と云ふ者と、曾縣主と云ふのとがあり、其の他の豪族は

君ミと稱して各地を支配して居た。今各地に割據して居た豪族を擧げ、當時の状態を簡單に説明して見よう。

大隅直

大隅直 大隅は又大住、大角等に作る。大隅直は大隅國第一の名族であつて、大隅隼人の首領であるが、他の薩隅諸豪族の殆んど總べてが君ミ姓なるに對し、此の氏が直姓を稱して居た事は早くから中央と密接なる關係があつた爲と考へられ、又諸國國造の殆んど凡てが直姓なる事實より推して、此の氏は大隅國造の家と考へられるのである。而して天武天皇が八色の姓を制定し給ひ、當時の名族に眞人朝臣宿禰忌寸等の高級の姓を賜へる際、當地方で其の榮に預つたのは、此の氏唯一族に過ぎなかつた。此の點から云へば、薩隅第一の名族と云はねばならぬ。而してこの際、大隅直が賜はつた姓は忌寸であるが、この後なほ直姓（直姓）のものがあつたことから見ても、この忌寸姓の大隅氏の地方や中央に於ける強勢を推測せしむるに足り、中央の權貴と伍する豪族であつたと云はなければならぬ。

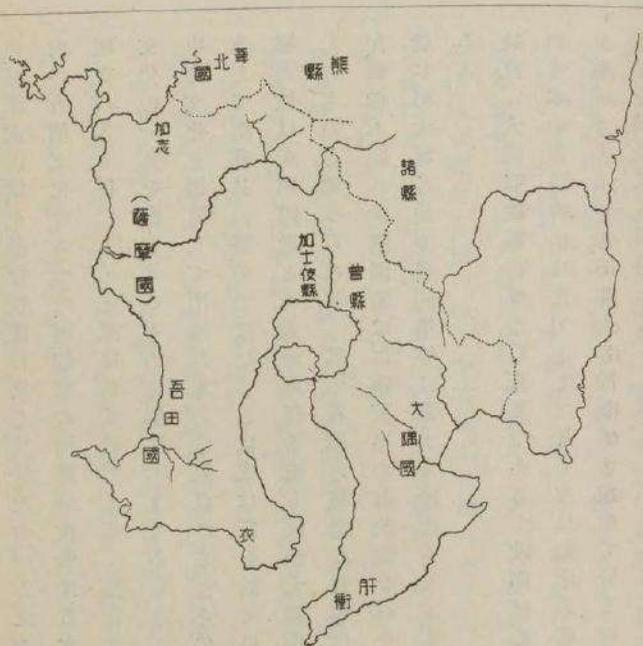
〔補説〕 天平七年の國郡未詳計帳、山背國級喜郡大住郷のものに推定されるに、大住忌寸足人及び大住忌寸山守の名があり、天平十年の周防國正稅帳に大隅國左大臣大隅直坂麻呂を載せ、續日本紀神護景雲三年十一月庚寅の條に大住直俊及

び大住忌寸三行等の名が見える。

串下郷

此の氏は大隅を氏名とするによつて、大隅國內でも大隅郡に住んで居た事は想像するに難くないが、大隅郡の境域は後世甚だしく混亂して、最初大隅と云つた地が何處であつたかを探る事は困難である。しかし確實に當地方の郡郷を記載した最古の記事と考へらるゝ大隅國風土記仙臺の萬葉集註釋卷三所引に、大隅郡串下郷と明記するによつて、少くとも串下郷、即ち後世の串良地方が大隅郡であつた事は疑ふの餘地がない。次に和名抄所載當國の郷名は、今日多くは解し難くなつては居るが、其の内、大隅郡始良と云ふは、今の始良地方であつたに違ひない。果して然らば、當時の大隅郡は尠くとも、串良より始良方面に及んで居たと見なければならず、大隅氏は此の地方の豪族であつたであらう。

而して前述の如く、此の地方は薩隅兩國中唯一の高塚式古墳の群集地域である故、此等の古墳は此の氏と密接なる關係を有するものと考へられよう。然らば如何なる理由によつて、此の氏は、上古に於いて既に高塚式古墳を築造する程の進んだ文化状態に達し得たであらうか。それはまづ地理的關係にも因るのであらうが、大隅隼人は阿多隼人よりも古くから中央に接近して居



第四章 國造縣主の設置と諸豪族

た。而して其の首領大隅氏は薩隅兩國中他の豪族と異なり、早く直姓を稱し、天武天皇の御代には忌寸姓を賜はつて居た程であつたことを擧げなければならぬ。即ち大隅氏は大隅隼人の首領として、他の薩隅諸豪族よりも、一層中央に接近した爲に、其の文化の影響を受ける事も多く、次第に他の諸國々造と同様

に、高塚式古墳を營む程度に達して居たが、一方、之を刺激したのは隣接せる日向の古墳文化であつて、西都原古墳群が代表する文化は海岸傳ひに容易に當地方に入り得たものと思はれるのである。換言すれば古代日向の燦然たる文化の一部を擔當するものと解すべきであらう。實にこの地方人士がよく中央文化を攝取して出來たものと思はれる。その古墳が外觀の壯大なるに比して、副葬品の豊かでないことは或は此の故ではなからうか。兎に角それ等古墳は大隅國造と至大の關係を有し、國造大隅氏は薩隅地方開發の魁をなしたものと考へられる。其の古墳の築造年代等は、もとより容易に窺ひ難いが、國造本紀に大隅國造は、仁德天皇の御代置かれたとあるけれども、横瀬古墳、唐仁町大塚の前方後圓墳等は之より時代や、下りたる處あるを感ずるのである。

岐直 大隅郡岐郷に據つた豪族である。岐郷は和名抄に大隅郡岐と載せ、高山寺本の和名抄には支刀として居る、支は岐字の省略である。岐は日本書紀に岐神とあるのを、古事記に船戸神と載せて居るので、フナトと訓すべきで、刀の字を補つても同訓と考へられる。フナトのトは港、御津のトで、船着場所の

古墳と大隅國造

岐直

意味で、岐直は郡内の要津に據つて居た豪族と推測されよう。而して大隅氏と同様、直姓を稱するを見れば、其の一族であらうとも考へられる。此の氏族に就いては、續日本紀天平勝寶元年八月の條に、外正六位上曾縣主岐直志自羽志、加禰保佐並に外從五位下を賜ふと見えるが、曾縣主の姓は曾君なりと考へられ、且つ縣主と他の姓とを重複した例は全くなく、而も此の文を見るに、加禰保佐に氏姓の記載なきを見れば、或は曾縣主志自羽志、岐直加禰保佐の錯亂と考へられる。

加志君 始嬭郡の豪族であつて君姓である。續日本紀天平元年の條に、始嬭郡少領外從七位下勳七等加志君和多利、神護景雲三年の條に、加志公島麻呂等が見え、共に外從五位上を賜はつて居る。

佐須岐君 同じく天平元年の條、加志君の次に佐須岐君夜麻等久々賣が外從五位下を賜はつた事を載せて居るのを思へば、之も或は始嬭郡の豪族か。尙ほ同人は天平十五年七月に至り、更に外正五位下を賜はつて居る。

曾君 また曾乃君、噲啖君等に作る、曾縣主たりし氏で、北部大隅第一の名族と考へられ、一族は隣の薩摩にも行き渡つて居る。續日本紀和銅三年の條に、曾

加志君

佐須岐君

曾君

君細麻呂荒俗を教諭し、聖化に馴服すと載せ、また天平十二年の條に、降服隼人
贈啖君多理志佐とあり、翌年閏三月の條には外正六位上曾乃君多理志佐と載
せて、外從五位下を賜ひ、十五年七月の條に、天皇御石原宮、賜饗於隼人等とある
ところには、外從五位下曾乃君多理志佐とあつて、外正五位上を賜はつて居る。
其の後神護景雲三年の條には、曾公足麻呂類聚國史九卷延暦十二年二月の條
に、曾於郡大領外正六位上曾乃公牛養の叙位の事が見える。曾縣主は續日本
紀天平勝實元年八月の條に、外正六位上曾縣主岐直志自羽志加禰保佐を載せ
て居るが、これは前述の如く曾縣主志自羽志岐直加禰保佐の錯亂であらう。
蓋し曾縣とは後の贈啖郡で、縣主は此の地方一圓を支配して居た氏であらう
と想像せられる。なほ天平八年の薩摩國正稅帳に、主帳外少初位下勳十等曾
縣主麻多なる者が見える、これは此の縣主の一族で、次第に繁衍して隣國の郡
司に補せられたものに違ひなからう。

阿多君

阿多君 阿多隼人の首領であつて、古事記及び日本書紀に尊貴の家系を載せ
て居るが、大寶以降は正倉院文書天平七年の國郡未詳計帳に阿多君吉賣なる
十六歳の一少女を載せて居るに過ぎない。尙ほ山城に移住せし阿多隼人の

内には、承和三年に阿多忌寸を賜へるものもあるが、阿多君の後裔とは考へら
れぬ。此等から考へると、阿多氏は奈良朝時代以前既に衰へたのか、或は大寶
以後國史上には阿多隼人の稱呼絶えて、薩摩隼人の稱が之に代つたと同時に、
阿多君も薩摩君と稱するに至つたものであらうか。新撰姓氏錄の右京神別
に、阿多御手犬養を火闌降命六世の孫薩摩若相樂の後と載せ、天平八年の薩摩
國正稅帳の阿多郡かと思はれる條に、少領外從八位下勳十等薩摩君鷹□と載
せて居る、これは續日本紀天平實字八年の條に、外正六位上薩摩公鷹白に外從五
五位下を授くとあり、又神護景雲三年の條に、外從五位下薩摩公鷹白に外從五
位上を賜ふとある人で、當時は大領であつたらう、薩摩氏でも特に秀でた人で
あつたと考へられる。

薩摩君

薩摩君 薩摩國第一の大族であつて、天平八年の薩摩國正稅帳に大領薩麻君
福志麻呂主政薩麻君宇志々及び阿多と思はるゝ郡の少領薩麻君鷹□及び主
帳薩麻君湏加を載せて居る。此のうち宇志々と云ふは、續日本紀天平實字八
年正月の條に、薩摩公宇志とある人と同人であらう。續日本紀にはまた神護
景雲三年の條に、薩摩公久奈都の名が見える。此の一族の者が斯く一國內數

郡の郡司であつた事は諸國々造の後裔にのみ見るところであり、屢、薩摩隼人を率ゐて上京した事は、勿論一族中の頭梁であつた爲であるが、なほ天平十年の周防國正税帳に、

廿六日下傳使 大弼國左大舍人无位大隅直坂麻呂、薩摩國右大舍人无位薩麻君、國益、務從一人、合三人、西日食稻、四束、四把、酒、六升、四合、鹽、二合、四夕

と見える。かく大隅直と共に薩摩隼人を率ゐて上京し、大舍人に任せられた處など見ると、益々既述の如くこの一族が古への阿多君の後裔と考へられ、更に國造本紀の薩摩國造は此の氏を指すかと想像されるのである。

前君

前君 天平八年の薩摩國正税帳の某郡の少領に前君乎佐と云ふ人が見えるが、この人は續日本紀天平十五年、天平勝寶元年、天平寶字八年等の條にも載せて、最後には外正五位下を賜はつて居る。

加志公

加志公 隼人の首領で續日本紀神護景雲三年の條に、加志公島麻呂なる者が見える。何處に居つたか詳かでないが、出水郡加紫久利神社の祭神は此の氏の人で、久利とは君の意だと云ふ説がある。

隼人國公

其の他、隼人がある其の、隼鳥の隼人である事は云ふ迄もない。また天平七年の國郡未詳計帳に隼人國公の名が見えて居る。

其他の豪族

尙ほ此の外にも相當の豪族があつたかも知れぬが、文獻に豪族にして明白に隼人とあるのは以上の諸氏だけである。従つて以下に擧ぐる豪族は何れも相當勢力があつたと考へられるに拘らず、隼人上京の際に一も其の名の見える處のないのを思へば、或は隼人とは別族であつたかと想像されるが、未だ十分に説明することが出来ない。薩摩國は和名抄に十三郡にして三十五郷とあり、溯つて律書殘篇に據れば、同じく十三郡にして廿五郷とあり、一郡平均二郷に達してゐない。たとへ和名抄に據るも、伊作、揖宿、給黎の三郡は僅に一郷を以つて一郡を建て、居るに過ぎないが、大寶の制、一郷を以つて一郡を建つるを得ず、又事實他國に例を見ない事であるのに、しかも當國に斯くの如き例あるは、そこに古くから何等かの特種の事情があつたからであらう。蓋し種族若しくは部族を異にするものが小地域に割據し、廣く之を併せて統治する事の困難であつた爲でなからうか。

部族の小地域割據

衣君

衣君 薩南額娃郡の豪族であらう。續日本紀文武天皇四年の條に薩末比賣久賣、波豆及び衣評督衣君、縣助督衣君、豆自美と肝衝難波とが肥人等を従へて、覓國使刑部真木等を剽劫し、竺志惣領をして決罰せしめられた事を載せてゐる。



肝衝氏

る。この薩末比賣等と前述の薩摩君との関係は不明であるが、衣君が頼娃郡の豪族とし肝衝難波を大隅半島南部の肝屬郡地方の豪族と推定して差問ないとしても、これ等が肥人等を率ゐて暴擧を企てたと云ふ處に考へなければならぬ點があらう。或は彼等が今まで北からの壓迫を感じてゐた處に、此度南島へ覓國使の派遣となり、刑部眞木等が海上薩摩大隅半島の南端を視察したに當つて、地方の土豪が事を企てたものでなからうか、更にこれ等衣君や肝衝難波が隼人族の豪族ではなく肥人族と關係があり、或はその首領と解すべきでもあらうか。

肥君

肥君 肥人の首領たりし氏であらう。天平八年の薩摩國正税帳に某郡の大領正六位下勳七等肥君と見え、又他の某郡の主帳に肥君廣龍の名のあるのによつて、此の一族が相當の勢力のあつた事が察しられる。

朝戸君

朝戸君 播磨國風土記に日向肥人朝戸君と見えるが、之は和名抄に據つて見るに鹿兒島郡安薩郷の氏かと云はれてゐる。

加士伎縣主

加士伎縣主 天平八年の薩摩國正税帳の阿多郡主政に此の氏が見える。加士伎は飯かと云ひ、又加治木かとの説があるが、恐らく後者で、曾縣即ち贈榮郡

の西後世の桑原郡方面が加士伎縣で、此の氏は其の縣主の後であつたと考へられる。

日置郡

國造と縣主

其の他に古く、五百木部大伴部建部石作連等に屬する者があり、また日置郡、薩摩郡日置郷等の地名があるを見れば、日置郡も居つたことであらう。

以上に據つては、はじめ大隅平原には大隅國造大隅直の一族があつて、この地方を支配し、北隅噲啖郡方面には曾縣、或は桑原郡方面には加士伎縣があつて、夫々縣主が之を支配して居た。薩摩方面では阿多君が最も勢力を振ひ後に薩摩郡方面にも及んで薩摩君と呼ばるゝに至つたであらう。其の他薩摩の南端頼娃郡、大隅の南端肝屬郡等には、肥人か、鈔くとも隼人族でない豪族が割據し、薩摩國內、他の地方にも肥人族の占據地があつたらしく考へられる。その内、隼人族は早くより中央に忠誠を盡し、其の首長なる阿多、大隅の兩氏は尊貴なる家系を傳へ、中央よりも相當の待遇を受けて居た。而してその傳説に據れば、阿多君が最も尊貴なる名族であつて、最初阿多地方を根據としてゐたが、古事記に阿多の小荷君の妹阿比良比賣と云ふ方の見ゆる如く、阿多より萬瀬川に沿うて鹿兒島灣に出で、更に内海を横切つて始良地方に移つた氏人が

阿多氏と大隅氏との關係

あつて、それが大隅直の一族として興起したらしく考へられるのである。しかし大隅直の一族の方が地勢上中央と接近し易かつた故他の國の國造と同様直姓を賜はり、早く中央文化を受けて廣大なる古墳を營み得る程度に達したものと想像出来る。

然るに中央政府の施政方針は他の地方も同様であるが、特に本縣地方に對しては殆んど各豪族の自治に任せ、それ等豪族を通じて中央の統治に従つてゐたものである。それは他地方に多く見らるゝ朝廷直轄地なる屯倉が一部當地方になかつた事からでも察しられよう。但し五百木部、日置部、建部等の部に屬する人が見える故、此等の品部領を當地方に迄及ぼして設置したかとも考へられるが、此等も當地方の豪族が中央に接近する便宜上、其の部民となつたとも考へられる。大伴部の如きは殊にさうであつたのであらう。又それだけそれ等豪族と中央權貴との接觸交渉が多くなつて來たことを認めねばならない。勿論、隼人の首領は古より配下の隼人を率ゐて上京し、又舍人帳内として貴人に仕へるものも多かつたが、此等は天恩に浴し、進んだ文化に接する事として、進んで上京奉仕したことであらう。

斯くの如く、國造時代に於ける中央政府の施政方針は極めて寛大であつて、國內の政治は専ら各豪族の自治に任じ、賦役の如きも上京の際、方物を奉る程度であつたと想像される。従つて新撰姓氏錄額田部湯坐連の條に允恭天皇の御代に薩摩隼人を平定したとの事が見えるが、それは一局部の事か、或は文武天皇の御代頃の隼人叛亂の事が反映した附會の傳説に過ぎないものであつて、事實史上に見えず、早い時代に隼人叛亂と云ふ事がなかつたと見る方が穩當と考へられる。しかるに大化直後に於いては、班田收授法さへ實施せずして、なほ特別の行政區としたとは云へ、漸次他地方と同一に律せんとした事は争はれない事で、そこに當地方の豪族としては窮屈になつたに違ひない。これが文武天皇の御代以後の隼人叛亂の原因と考へられるであらう。

第三編 國司時代

第一章 大化改新と二國一島の設置

孝徳天皇の大化二年正月、改新の詔の宣布せられたる所謂大化の改新は、我が國史上の一大轉換期であつて、蘇我氏の滅亡と共に、先づ閥族政治を廢して、左右大臣以下の職を置き、以つて門閥打破、人才登用の道を開き、又國司を諸國に遣はして中央集權の基を立て、王土王民主義によつて土地人民を收公し、班田收授の法を施行せられ、其他、舊制を改めて革新の政治が諸方面に亘つて行はれた事は明治維新にも比すべきである。しかし、斯くの如き大改革は一朝一夕に完成すべき筈なきのみならず、猶ほ新政に不満を抱く者もあり、一方に蝦夷征伐、對新羅問題等切迫せる事件があつた爲に、改新の政治は孝徳天皇齊明天皇の御代に於て未だ完成するに至らず、爾來、天智天皇から持統天皇の御代に及んで、幾多制度の改廢を経て、文武天皇の大寶律令の制定によつて整頓するに至つた。

大化改新の後國郡制定の際薩隅の地は盡く日向國の管轄に屬して居たのであるが、續日本紀に、大寶二年薩摩多嶺の隼人が平定された後に、初めて戸を校し吏を置くにあつて、こゝに於て薩摩の地方に戶籍法が施行される事となり更に下つて天平二年三月の太宰府の言上にも、大隅薩摩の兩國の百姓、建國以來未だ曾つて班田せず、其の所有の田、悉く是れ墾田にて、相承して佃り、改むるを願はない、若し班授の制を布けば、恐らく喧訴するであらう、よつて舊來のまゝ、自佃せしむる事となつたとある位であつて、他の國々の如く、百姓の墾田を收めて口分田を授くるに至つたのは、漸く延暦十九年十二月の事である。斯くの如き状態であつた故、當初薩隅兩國が日向國に屬して居たと云つても、尙ほ特別な行政地域として取扱はれて居たのである。

日向國を北から南に進んだ中央の經營の力は、一方有明灣沿岸大隅平原の方に開拓の歩を進められると共に、他方大淀川を溯つて川内川の上流に向つたこと、推測することが出来るであらう、菱刈柵の存在の如きも、東から西へと薩摩地方に進んだ中央の力のあとを示すものと見る可きであらう。

然るに、續日本紀文武天皇四年の條に、衣評督、同助督の名あり、又大寶二年十

月の條には、唱更國司とあり、和銅二年には隼人郡司の名が見出されるのを以て見れば、この頃漸く薩摩半島方面の經營も進んで行つたこと、思はれる。隼人郡司の如きは、或は阿部比羅夫が蝦夷征伐に當つて、滂代津輕後方羊蹄等に郡家を置いたと云ふものと同一類のものと考えてよからう。督助督は即ち後の大領少領で、多くは隼人中の豪族であつたことは、隼人を率ゐて上京した魁帥、酋帥を郡司とも記してゐることによつても窺ふことが出来る。かくして中央の勢力に接し、その統御に服した地方に郡を設け、更に國として獨立した行政區轄となつて行つたと見て差支なからう。

かく薩隅兩國は、初め日向國に屬し、郡制は早くから施かれたやうであるが、なほ郡の外に地方の汎稱として大隅と阿多との語が屢、用ひられ、その多くは隼人の冠辭としてであるが、持統天皇の六年に、沙門を大隅と阿多とに遣はすとあるが、如きは、明らかに土地名として用ひられてゐる。然るに續日本紀にならんと、大隅に對して薩摩の語が用ひられて居る、これは間もなく薩摩國が創置された爲であらうが、また薩摩國の中心が阿多郡より薩摩郡方面に移動した事を表はして居るのでなからうか。但し、薩摩の名は、これより前日本書紀

孝徳天皇白雉四年の條に「薩麻之曲竹島之門」と載せ、又文武天皇四年六月の條に「薩末比賣久賣波豆」と見えるが、未だ國名ではなく、また大寶二年四月の條に、筑紫七國の名が見えて居る故、當時も未だ薩摩地方は日向國に屬して居たのである。尤も右の薩麻或は薩末の文字を充てゝゐる處が何處の邊を指すか明瞭ではないが、恐らく後の薩摩郡の地方を指すものではなからう。蓋し薩摩の國の中心は、可成り早くから阿多を去り、薩摩地方に移つたもので、舊稱によりて阿多とも云ひ、又は薩摩なる號も用ひて居たものであらう。國造本紀に薩摩國造を擧げ、新撰姓氏錄に阿多御手犬養氏を薩摩若相樂の後として居るのを參照すべきである。

薩摩國としては、續日本紀大寶二年八月の條に、薩摩多嶽を征討し、戸を校へ更を置く事を載せ、同年十月の條に唱更國司の語が見え、今薩摩國也と註するものが最も早く見えるものである。唱更とは隼人の義で、上文に薩摩隼人とある故、唱更國司と載せたのであらうが、大寶二年八月の條に、按戸置更とある語句には、國司を置く事も含まれて居るとも考へられる。而して、明白に薩摩と見ゆるは、其の後八年を經過した和銅二年六月の勅に、薩摩多爾爾國司とある

薩摩國の創置

故大體その以前に一國となつた譯である。而してその各郡の建置に就いては今明確に出來ないが、續日本紀の文武天皇四年の條にある表評は後の顯姓郡と推論して差問ないであらうが、和銅二年の條に見える隼人郡は何處の邊の郡で、その後如何になつたか判明しないが、或は薩摩郡の邊でなからうか。併し正倉院文書天平八年薩摩國正稅帳や唐和上東征傳及び續日本紀等には、高城郡、河邊郡、阿多郡及び甞島郡の名があり、更に正稅帳の内容からも十三郡と推論出來、律書殘篇には明らかに薩摩國十三郡と記載されて居る。九條公爵家本延喜式及び和名抄にも十三郡となつてゐることから見れば、奈良朝時代以來十三郡が置かれたのである。

〔補説〕古事記傳には隼人司義解に、隼人者分番上下、一年爲限云々とある意を以て、其ころ唱更とは書たりしなりとあり、三國名勝圖會所引の本田親孚の説には、初めて國を建、阿多隼人の號を停め、薩摩の隼人と稱したる處なれば、となへあらたまりかはる國の守といふころにて、唱更とは記すなるべしと云つてゐるが、唱更の文字は史記の吳王濞の傳に、卒踐更、輒與平賈とあるを、正義に踐更若今唱更行者也と解すものに依つたものであらう。

三國名勝圖會に唱更國司の如きは、隼人國司とあるのと同義なりと稱し、上句に先是征薩摩時と記し、下句に唱更國司言すとあるは、上句薩摩の字を承る故、唱更

國司は即ち薩摩半人國司の略語ならん。

多禰國の設置

多禰國は多禰國とも書きその創置は詳かでないが、日本書紀天武天皇十年の條に、中央から派遣の使人が多禰國圖を奉つた事が見えるが、未だ國司を置いたとは考へられぬ。蓋し薩摩と殆んど同時代に一國となつたものであらう。その郡は既に續日本紀天平五年の條に熊毛益救能滿の三郡の名が載せられ、天長元年に益救郡を敷護郡に併せた事が見えてゐるから、或は奈良朝時代から四郡の設置を見たものであらう。

大隅國の創置

大隅國の創置は以上の二國よりもなほ遅れ、和銅六年四月に日向國から肝坏贈於大隅始禰の四郡を割いて、初めて大隅國を置いたのである。その後、天平勝寶七歲五月、菱刈村の浮浪九百三十餘人が郡家を建てん事を願つて許されたから、次で一般の郡として獨立し、これが即ち菱刈郡となつたであらう。而して律書殘篇には五郡とあるが、日本後紀延暦二十三年三月の條に桑原郡の名が見えるから、奈良朝時代の末には六郡となつてゐたであらう。

而して郡は從來評と書かれ、督は大領、助督は少領に相當する。郡は大領、少領の支配下にあつたが、この郡司は、當時他の諸國に於いても多く譜第の者を採

郷と里

用したのであるから、この地方に於ても勿論多く地方譜第の豪族がこれになつたのである。この郡の下には、もと里なる行政區劃があつたが、これは後に郷と改められ、郷内の部落を指して里と云ふ様になつた。

大寶令の制度によれば、里は五十戸と定められて居たが、戸は一家を指すのでなく、五等親を包含する大家族であつたから、家數としては其の數倍に達するのが常である。薩摩大隅兩國の郷里に就いては、律書殘篇に、

薩摩國 郡十三 郷廿五 里六十 去京行程十二日
大隅國 郡五 郷十九 里廿七 去京行程十三日

と見える。此の薩摩大隅兩國の郷里制度については詳かに知ることは能はずとも、この律書殘篇の記載は、ほゞ信用して差支ないものである。郷里は戸が基礎となつて居るのである故、その設置は戸籍法の施かれた時で、遅くとも前述大寶二年の戸を校し、吏を置いた時に始まつたと考へられる。蓋し吏は郷長を指すのであらう。

薩摩の國府は高城郡の地に在つて、今の薩摩郡川内町の可愛山陵より西北の屋形ヶ原と云ふのが、國司の役所、即ち國衙の遺蹟であらうと考へられて居

薩摩國府

大隅國府

る。その地は方三四町で平坦、南の一面のみ高さ一丈餘、切岸の如くなつて居るが、蓋し國衙は此の上に建てられ、南面して居たと考へられる。他國にも斯様な地形の場所に國衙が在り、その郷を高家郷と呼ばれて居る所から想像して、當國高城の郡名も此の國衙の地から起つたもので、恐らく古くは此の邊まで薩摩郡内であつたかと思はれる。後世、紀綱亂れ、國衙の官人が國政を専らにするに及んで、多くは東郷に在つて國政を執り、之れを國司城と稱した。

多嶺國府

大隅の國府は桑原郡國分郷府中村即ち今の始良郡國分町府中にあつて、守公神社に隣接した地に國衙の遺蹟が残つて居る。守公神社は諸國々衙の地に多く鎮座する守ノ宮に外ならぬ故、此の地が國衙の遺蹟である事は疑ひがない。

多嶺國府の地は島北、國上方面との二説あるが、或は西之表附近で、甲女川の甲は國府の訛とも考へられる。

隋の煬帝の流求征伐

第二章 南島經營と多嶺國廢止

南島に關する事は、我が國の文獻には推古天皇以前全く見えてない。併し隋書の流求國傳に據ると、隋の煬帝の大業三年、羽騎尉朱寬煬帝の命を奉じて流求國に到り、明年復た之を慰撫せんとしたが、流求が従はなかつたので、其の布甲を取つて還つた。時に倭國の使隋に在り、之を見て、此は夷邪久國人の用ふる所であると云つたと載せ、同六年、煬帝は將を遣はして之を討ち、都に進軍して其の宮室を焚き、男女數千人を虜としたと記して居る。隋の大業三年は我が推古天皇の十五年であつて、日本書紀に據れば、この年七月、小野妹子鞍作福利等が隋に遣はされ、翌十六年に歸朝し、同年九月、妹子復び隋に使し、十七年隋の大業五年九月に妹子は歸朝したが、福利は猶ほ彼の國に止つたと見える。然らば隋書に云ふ所の倭國の使とは妹子等を指す事が明白である。よつて伊地知季安の南聘紀考は隋書に載する所の流求は夷邪久國即ち掖玖であると説いて居る。併しながら、倭國の使が云つた夷邪久が掖玖を意味してゐるとしても、隋の征服した流求が正しく掖玖であると云ふ推定は餘りに即斷過ぎる。

夷邪久と掖玖

器具の如きは南島諸國多く類似のものをを用ひて居たであらうから、單に布甲の同一を以つて、兩者を同一と見る事は甚だ危険である。併しこれに據つて、妹子等我が國中央の官人が、南島に關する相當な知識を持つて居た事だけは確實と見ねばならぬ。従つて我が國の朝廷と南島との交通は、可なり古い時代から開けてをり、南島諸國は史籍に記録される以前既に我が國に屬して居たと見なければならぬ。

南島諸國の服屬

掖玖人の來朝

その後、日本書紀に據れば、推古天皇の廿四年三月、掖玖人三口歸化し、五月には夜句人七口來朝し、七月又掖玖人廿口來朝して、前後合して卅人、大和の朴井に安置したが、歸國せずして皆死んだと見える。夜句と掖玖とは同一で、隋書の夷邪久に當る事も争ふ餘地がない。併し、斯く數回に亘つて渡來し、其の後、廿八年八月に、掖玖人二口が伊豆國に漂流した事などは何に因つて、あらうか。南聘紀考には、前述の如く、隋が流求を征伐したのを惡み、愈、皇國に服した爲だとしてゐる。

流求

併し、此の隋の流求征伐なるものは、可なり大規模のもので、南方諸國人を率ゐ、崑崙人を通譯とし、其の都に進軍して、宮室を焚き、數千人を虜としたと云ふのであるから、南島としては、前古未聞の大事件であつたに違ひない。従つて、其の事は流求以北の島々に喧傳されたであらう。掖玖人が三月五月、七月と相次いで來朝したのも、或は南聘紀考の推測した如く、我が國に頼らんとした結果であるかも知れぬ。但し、前述の如く、此れ以前も屢、來朝してをり、又我が國の使臣が隋に於いて、南島人の布甲を以て、直ちに掖玖人のものと即斷した程であつたのだから、突如として此の時始めて來朝したのでない事も明白である。

田部連の掖玖派遣

その後十年を経て、舒明天皇の元年四月、田部連が掖玖に遣はされてゐる。何の爲に遣はされたのか何等の記載もないが、翌年九月に歸朝し、その翌三年二月に掖玖人の來朝して居る處を見ると、前述、推古天皇の御代の來朝と關聯するものであつて、掖玖が我が國に頼らんとして、何事かを奏する處があつた爲であらうと考へられる。勿論、田部連とは朝廷の御田の事に關係ある氏であるが、その派遣は視察と云ふ事が主なる任であつたらう。

さて此處に注目する必要のあるのは、我が國史の南島に關する記事が、掖玖に始り、大化以後に於いては、大體多嶺が中心となつて居る事實である。隋書

掖玖は薩隅に
近い島々の總
名か

多嶺後國造

多嶺直

の記事に據つて、掖玖を直ちに流求とするの危険なことは上述の通りであるが、さりとて、當時掖玖とある記事を以つて、單に今日の屋久島のみとする時は、より九州に近く、且つ面積大にして海岸線に富む多嶺島が、何が故に古く國史に現はれないかを説明する事が出来ぬ。單に此の一事を以つてするも、掖玖は少くとも薩隅に近い島々の總名であつたのでなからうかと想像され、大化以後、多嶺が中心となつて居るのは、多嶺が最も九州に接近し、統治上便利であると思ふ。而して天平五年六月に至り、多嶺島熊毛郡の大領安志託等が多嶺の後の國造の姓を、益救郡の大領加理伽等が多嶺直の姓を賜はつてゐるが、多嶺島の南なる掖玖島の郡と考へられる益救郡の大領が、國造の家柄たりしを表章する多嶺直の姓を賜ひ、多嶺島内なる熊毛郡の大領が多嶺の後國造の姓を賜はつたのは何故であらうか。思ふにこれは前述の如く、初め掖玖島が此の群島の中心をなして、國造と稱したか否かは詳かでないにしても、兎に角、國造に匹敵する豪族が此島にゐて、他の諸國と同様に郡領に補せられた爲であらう。また多嶺島なる熊毛郡の大領が後國造となつた事は、多嶺島が國府の所在地となつた

爲であらう、後なる語が時代の前後を指す事は、三野の前後の國造の例に據つて知る事が出来る。補説

〔補説〕國の前後は、領前領後、肥前肥後の如く、多く京都よりの距離の遠近に據るを例としてゐる、若しこれによれば、多嶺後の語も、多嶺前に對する語であらう。然るに多嶺の後の國造となつた熊毛郡大領が多嶺島の南半に居り、多嶺直となつた益救郡の大領がその北半にゐたとは考へることが出来ない。熊毛郡と益救郡との關係に就いては後章に説かなければならぬが、熊毛郡が多嶺後である場合に、多嶺前なる地は地理上存在し難い。即ち此の語は國にかゝるものであるとして、國造にかゝる前後と考へねばならない。國造本紀の三野の前後國造についても數説あるが、西濃即美濃平原中、西部の本巢附近を前國とし、東部の厚見附近を後國と見なければならぬ、兩者の距離は近く、殊に神社及び古代の氏族の分布より見るも、三野國六郡の地は、後國造の勢力なりし事實甚だ顯著であり、なほ前國造即ち本巢方面の本據に於いても、然るを見るのである。よつて此等の前後は國にかゝるにあらずして、國造にかゝる語なるを知り、多嶺後國造も同様に解釋したいのである。

尙ほ南島唯一の式内社益救神社が掖玖島に鎮座する事も、掖玖が古く當地方群島の中心たりし一の證と見るべきもので、當社は古く國造の宗社であつたかとも考へられるのである。

益救神社

吐火羅國人の來朝

海見島

舍衛人

寶七島

さて日本書紀には孝徳天皇の白雉五年夏四月吐火羅國の男女各二人と舍衛の女一人とが日向に漂着し、齊明天皇の三年七月にも觀貨邏國の男二人、女四人が初め海見島に漂泊し、次いで筑紫に着いたので、之を上京せしめて饗を賜うたと云ふ。海見島は後に云ふ阿麻彌菴美(菴美)に同じであらうから、觀貨邏は其れよりもつと遠い國と考へられる。然るに、齊明天皇五年三月の條に、吐火羅人がその妻舍衛婦人と共に來り、翌六年七月、都耽羅人乾豆波斯達阿なる者本土に歸らんと欲して、送使を請ひ、後に再び來朝するの表として妻を留め、數十人と共に西海の路に入るとあるが、之は日本書紀天武天皇四年正月の條に、舍衛女が大學寮諸學生陰陽寮外藥寮及び墮羅女百濟王善光新羅仕丁等と共に藥及び珍異の物を捧ぐとあることと關聯して考へる事が出來よう。而して此等の記事中、海見島を奄美大島としても、舍衛や吐火羅(觀貨邏都耽羅)は何處を指すか判明しないが、恐らく餘り遠からざる國の如く思はれる故、南島中の一地方でなからうか。トカラは實で寶七島の事であらうとも説かれ、此の七島中、寶七島は其の南に偏在し、奄美大島、即ち海見島に最も接近して居るのである。

〔補説〕 但し吐火羅はタガロであつて、タガロ人と考へられる事から、これをフイリツピン人の來朝とする學者もあるが、吐火羅を寶と説き、即ち寶七島の古名であるとする學者が最も多い故、今暫く之に従ふのである。

また日本書紀所引の伊吉博徳の書に、齊明天皇五年九月博徳等が唐に向ふの途中、百濟の南方で逆風に遭ひ、南海なる爾加委島に漂着し、島人の爲に滅され、内五人が漸く島人の船を盗んで支那に渡つたと載せて居る。この爾加委島は喜界島かと説かれて居る。

その後、天武天皇六年二月に、初めて多彌島人が飛鳥寺に於いて饗を賜はつた事が傳へられてゐる。多彌は多彌とも作り、今日の種子島であつて、屋久(掖)よりもなほ近く、大隅半島と海を隔て、隣して居る點から、古く、日向より大隅東海岸に進んだ中央文化は、其の餘派として、此の島を経て、次に掖玖に及んだものと想像するに難くない。従つて此の島人も、掖玖人の來朝と遠からざる時期に來朝したのであらうが、前述の如く、古く此の邊の群島が掖玖の名によつて代表されて居た爲に、其の名が比較的遅く史上に見えるのであらうと考へられる。しかし、道順から云つても、此の島の方が近く、南島統治上、此の島

爾加委島

多彌島人の來朝

を中心とする事が最も得策である爲に、國府を此の島に置くに至つた。かくて多嶽を以つて南島の總稱に用ひ、他の諸島と相對する時には、一島のみを表はすやうになつたと考へられるのである。

次に日本書紀天武天皇の八年十一月の條に、大乙下倭馬飼部造連を大使とし、小乙下上村主光欠を小使として多禰島に遣はすと載せ、翌々年八月歸京して多禰國の圖を奉つて居る。約二ヶ年も要して居る事から、多嶽一島ではなく、附近の諸島を隈なく調査したものと考へられ、奉つた圖も國圖とあるので、一國の地圖であつた事は云ふ迄もあるまい。而して、その使人は、其の國は京を去る五千餘里、筑紫の南海中に居り、髪を切つて草の裳を着たり。稷稻常に豊かなり、一度類えて兩度收む。土毛には支子莞子及び種々の海物等多しと報告して居る。此處に五千餘里とある里數より見るも、一類兩收と云ふ事が琉球諸島でなければ見られぬ現象であると云ふ事から考ふるも、此の報告に云ふところは南島中でも、主として琉球の事であらうと説かれて居るが、長い報告中、特に注目し値する部分のみを載せたのであるとすれば、或はさうとも見られるかも知れない。なほ翌月多禰島人等が飛鳥寺の西の河邊に於て饗

倭馬飼部造連
の多禰島派遣

應されてゐるが、之は使人に従つて入京した人達であらう。次いで翌十一年七月に、多禰人掖玖人阿麻彌人に祿を賜はつてゐるが、郷里に歸るに際しての賜祿であり、彼等が先に南島に派遣せられた使人に隨伴して入京したものであるとすれば、南島派遣の使人は多禰阿麻彌を視察したと思はれる。日本書紀には更に十二年三月の條に、多禰に遣せし使人の歸つて來た記事があるのは、恐らく多禰人を送つて行つた使人の歸朝を指してゐるのであらう。

その後、持統天皇の九年三月、務廣貳文忌寸博勢博勢、進廣參下譯語諸田等を多禰に遣はし、蟹の所居を求めしむと日本書紀に見えてゐるが、色々の都合によつて、事實出發したのは、文武天皇の二年で、此年四月になつて、竟國使人文博勢及び刑部眞木等八人に戎器を賜はつて居る。この使人派遣の結果、翌三年七月、多嶽夜久奄美度感等の人が朝幸に従つて來朝し、方物を獻じ、位を授けられて居る。度感は此の時初めて來朝したと云ふが、度感は徳之島であらう、奄美大島の南に位して、博勢等は此の島まで行つたので、恐らくそれ以南には及ばなかつた事と想像される。

斯くの如く、南島經營は着々成功し、文武天皇三年八月には、南島の献上物を

文博勢等の多
禰島派遣

南島經營の成
功

伊勢大神宮以下諸社に奉られ、十一月には文博勢刑部眞木等が南島から歸京して位を進められた。而して此の覓國使派遣中、薩末比賣久賣波豆衣評督衣君縣助督衣君且自美及び肝衝難波等が肥人を従へて刑部眞木等を剽劫した事の故に、四年六月竺志惣領をして之を罪せられた。衣君は前述の如く、薩摩の南端の肝衝氏は大隅の南端の豪族であり、薩末比賣久賣波豆の事は詳かでないが、恐らく衣君と共に薩摩の南方のものであらう。恐らく此等の豪族は、地方の土豪として威を張つてゐたものが、これまで中央の力は北から彼等の地方に波及してゐたのに、今や南島の經營者々進められ、南島に派遣された覓國使が轉じて大隅薩摩半島の南端にまで巡視すると云ふ様になつた爲めに、遂に覓國使に對して事を企てたものであらう。若し然りとすれば、この事件の發生を見るに至つた程南島の經營が發展しつゝあつたと看取し得るであらう。尙ほ此の事件が原因となり、又衣君、肝衝氏等の動搖に基くのであらうか、この後薩摩多嶽が反亂した爲め兵を發して征討し、遂に大寶二年八月戸を校し吏を置くことゝなつた。南島が始めて一國となり、多嶽島に國府を置いたのは此の時以後のことであらう。

多福國司と多
爾島印度感と信覺と
球美

その後慶雲四年七には使を太宰府に遣はして南島人に位を授け、物を賜ひ、和銅二年六月の勅には明白に多福國司とあり、同七年四月には多嶽島印を賜つてゐる。またその十二月には、太朝臣遠建治等が奄美、信覺及び球美等の島人五十二人を率ゐて南島より歸り、翌靈龜元年正月には、奄美、夜久、度感、信覺、球美等の使者が各朱雀門より入りて方物を獻じ、次いで位を授けられて居るのであるが、之によつて考へるに、使人太朝臣は、奄美、度感より更に西南行して球美、信覺に達したのである。その球美は今の久米島であつて、沖繩島の西にあり、信覺は今の石垣島であらうが、沖繩より更に西南に在り、寧ろ臺灣に近い。乃ち太朝臣が石垣島にまで行つてゐることから考へれば、既に沖繩が我が國に服して居た事も争ふの餘地がない。

阿摩美久

奄美はその阿麻彌嶽が琉球國始祖阿摩美久の天降した地と傳へられ、齊明天皇の御代以來屢見えてゐるのみならず、和銅年間使人派遣の時には我が勢力が更に遠く球美、信覺に及んだのであるが、遂に郡制が施かれなかつた處を見ると、奄美は多嶽、掖玖等とは趣を異にし、單に朝貢國であつたに過ぎない事が知られるのである。その住民は、令集解所引の古記に、夷人雜類の中に阿麻

彌人を載せて、毛人や肥人と同じく異種族と見做されてゐた。

次に沖繩島の事は、唐大和上東征傳に、

(十一月十六日發。○廿一日戊午。第一第二兩舟。同到阿兒奈波島。在多彌島西南。

第三舟昨夜已泊同處。○十二月六日。南風起。第一舟着石不動。第二舟發向多彌

去。○七日。至益救島。○十八日。自益救發。○十九日。風雨大發。不知四方午時。浪上

見山頂。○廿日乙酉午時。第二舟着薩摩國阿多郡秋妻屋浦。

阿兒奈波

と見えて居る。阿兒奈波(阿兒奈波は阿兒奈波の誤寫かとも云ふ)は沖繩島であらうが、益救は掖玖

益久である事は云ふ迄もなく、此の記事は續日本紀天平勝寶六年正月の條に、

唐僧鑒真等を隨へたる入唐使吉備眞備等が、去年十二月七日、益久島に來著し

たとあるに符合するものであるが、我が遣唐使の三船が、前後何れも阿兒

奈波島即ち沖繩に碇泊して居るので古くから我が國に知られて居た事は云

ふ迄もない。

南島人の來朝

さて太朝臣派遣の後、養老四年十一月、南島人二百三十二人に位を授け、神龜

四年十一月には南島人百三十二人が來朝して位を授けられ、天平五年六月、多

多嶺後國造と

嶺島兼毛郡大領外從七位下安志託等十一人に多嶺後國造の能を益救郡大領

多嶺の郡司

外從六位下加理伽等一百三十六人に多嶺直を、その他能滿郡少領外從八位上
栗麻呂等九百六十九人には居に因つて直姓を賜はつた、位階のみならず内地
の豪族と同様に氏姓を授けられた譯である。郡司には同じ郡内では同姓の
人を用ふる事が出来ないが、延喜式上郡によれば、馭謨熊毛郡の郡司は、神郡の
それと同様、同姓でも同時に併任せられ、又天平十四年八月、特に制して多嶺國
の擬郡司并に成選人、即ち叙位候補者等は、壹岐對馬と等しく、當島に留りてそ
の名を鏡前國を通じて申達することゝ定められて、種々他地方と異なる特點
が存して居た。

南島經營と日
唐通交

斯くの如く南島經營は着々進行して居たが、かくの如き進展は、また我が國
と唐との通交の問題とも至大の關係がある。而して一方、天平七年には太宰
大貳小野老は高橋牛養を南島に遣はし、牌を各島に樹て、島名泊船處、有水處、
及び附近への行程等を記し、遙かに島名を見て、漂着の船をして歸向する所を
知らしめたが、更に其の後、此の牌が朽壞したので、天平勝寶六年二月、太宰府に
勅して、舊に依つて樹てかへさせて、以て航海の便を計つたのは、南島との往來、
殊に遣唐使節の便を計つたものである。日唐通交上、朝鮮沿岸經由の所謂北

路は、南朝鮮が我が國の勢力下にあつた時は安全であつたが、新羅の興隆と共に我が國との關係も昔日の如くでなくなれば朝鮮半島經由の航路は大なる脅威を感ずるものがあり、使節の安全を期するために南路を取つて支那と交通を開く必要を生ずるのである。こゝに益、朝廷の南島經營が積極的に力を致されたものと云はねばならない。

然るに、平安朝時代に入つては國內の種々の事情から唐との通交も漸く消極的となり、果ては公式の交渉を斷つに至るのであるから、自づと南島に對する朝廷の關心も減少して行つたに相違ない。而も第四章で述ぶる如く、多漕島の財政は貧弱で、島司に支給の稻も太宰府管内諸國の地子を割く程であつたから、遂に淳和天皇の天長元年九月に至り、その南海中に在つて、人兵乏弱國家の扞城に非ず、又島司一年の給物は准稻三萬六千餘束にして、しかも其の島の貢調は鹿皮一百餘領のみで更に別物が無く、名有つて實無く、損多く益少しと云ふ理由によつて多漕國を廢して大隅國に隸し、更に其の課口を計るに一郷に足らず、其の土地を量るに一郡に餘りあるから、從來四郡であつたが能滿を取謨に合せ、益救を熊毛に合せて二郡にするを便宜とすと云つて、遂に大隅

平安朝時代の
南島經營

多漕國の廢止

國內の二郡に過ぎない事となつた。茲に我が南島經營は殆んど中止の姿の如くになつたと云つてもよい程度に變つてしまつた。

第三章 隼人の反亂と京畿に於ける隼人

隼人の動搖

太古に於ける熊襲の反亂は、本縣北部山間を占據せしもの蠢動に過ぎなかつた事は前述した處である。その外隼人族征伐を傳ふるもの二三あるも、それ等は後世からの傳說的記述に過ぎないものであるかも知れない。却つて隼人族が古くから朝廷に對して忠實に奉仕し、國家の重き儀式に缺くべからざる役目をして居た事は明白なる事實である。大化以後に於いても、ほゞ同様であるが、一方中央の勢力の浸透するに隨ひ隼人の反亂を誘致することともなつた。これは特に隼人の勢力發展とか積極的な反抗と云ふものではなくして、却つて恐らく從來全く豪族の自治に任されたものが、大化以後中央集權の強化と共に、次第にこの隼人等も種々制限を加へられ、一方他國と同様、賦役を課せられて國家の壓力を感じる等から、反抗的になつて隼人の反亂となつて現はれたものと考へられる。

薩末比賣衣君等の勳功

その反亂の初は、前章に述べた様に、文武天皇の四年薩末比賣衣君及び肝衝氏等が肥人を従へて、竟國使を勳劫した事で、その後程なく起つた薩摩多數の

要害の地に柵を建つ隼人郡司以下入京

反亂は恐らく此の結果であつて、かなり大亂であつたと見え、太宰府管内の神社九處に祈禱し、其の鎮定するや、之を神助に據るものとし、大寶二年十月幣帛を奉つて、其の禱を賽してゐるのである。而して此年八月には、戶籍法を施き、吏を置き、九月には薩摩隼人討伐の軍士の勳功を賞し、又一方唱更國司の言上により、國內要害の地に柵を建て、戍兵を置く事とした。

しかし他方には、和銅二年十月には、薩摩隼人の郡司已下一百八十八人が入京したので、諸國の騎兵五百人を徴して威儀を備へ、翌三年正月朔日の朝賀に列せしめ、十六日には重閑門で宴を賜ひ、また位を授けられ、祿を賜はつて居る。また日向隼人曾君細麻呂が荒俗を教諭し、聖化に馴服したと云ふので、外從五位下を授けられてゐる。

和銅年間の年賊征伐

其の後三年、和銅六年七月の詔に、授くるに勳級を以てするは、本功あるに據る。若し優異せずんば、何を以つて勸獎せん。今隼賊を討伐せし將軍并に士卒等戦陣に功ありし者、一千二百八十餘人に、宜しく勞に隨つて勳を授くべしとあるのは、大寶年間の征伐に對する恩賞であらうか。既に天皇の御代も替り、更に大寶から十數年を経過して居り、しかも此の詔に、今隼賊を討伐すとある

豊前國民の移

處を見れば、或は別に和銅年間にも重ねて隼人征伐があつたかとも推測されるのである。翌七年三月の勅にも、隼人は昏荒野心にして未だ憲法に習はず、因りて豊前國の民二百戸を移して勸導せしむ」と仰せられて居る。和名抄に、大隅國桑原郡に豊國郷が見えるが、恐らく豊前國民を移した地であつて、これ等の事から考へると、和銅年間の隼人平定も否定出来ず、その反亂の地域は北大隅であつたかと考へられるのである。

その後靈龜二年五月に、太宰府から、薩摩大隅二國隼人を貢して已に八歳を經過して居るが、道路遙に隔り、去來便ならず、或は父母老疾し、或は妻子貧しく、故に貢人を六年交替にしたい」と願つて許されて居る、これは八年前の和銅二年の隼人の入朝を指すのであつて、翌養老元年四月に、大隅薩摩二國の隼人が入朝して、風俗歌舞を奏し、授位賜祿の榮に浴して居るのは其の結果である。

斯様に隼人入京の事は從來通り行はれて居るけれど、養老四年に又も大亂が起つて居る。それは此の歲二月に隼人が反して、大隅國守陽侯史麻呂を殺したに端を發して居る。陽侯史は、新撰姓氏錄に、隋煬帝の後とあつて、歸化人の後であるが、その一族が大隅守となつて任にあつたと云ふことは、百濟王の

養老の隼人反亂

隼人貢人の六年交替

隼人持節大將軍大伴旅人

一族が陸奥守となつてゐたこと、共に朝廷の歸化人の後に對する方策と邊國統治の一面とを窺ふに足るものであらう。而して此度の反亂も大隅北方の隼人であつたと推察されるが、朝廷では三月、中納言大伴宿禰旅人を征隼人持節大將軍と爲し、授刀助笠朝臣御室と民部少輔巨勢朝臣真人とを副將軍と爲して征途に就かしめた。六月には、

蠻夷の害を爲すこと古より之あり、漢五將を命じて驕胡臣服し、周再駕を勞して荒俗來王す。今西隅の小賊、怙亂を怙み、化に逆て、屢良民を害す。因て持節將軍正四位下中納言兼中務卿大伴宿禰旅人を遣はして、其の罪を誅罰し、彼の巢窟を盡さしむ。兵を治め、衆を率ゐて兇徒を剪り、掃ひ、酋帥面縛せられて命を下吏に請ふ、寇黨叩頭して争うて敦風に靡く。然れども將軍原野に暴露して久しく旬月を延ぶ、時は盛熱に屬す、豈に艱苦なからんや。使を遣はして慰問せしめ、宜しく忠勤を念ふべし。

と優詔を將軍らに賜ふた。かくして、八月には旅人は歸京したが、亂未だ全く平がざるを以て、猶ほ副將軍已下を留めて征伐に當らしめられた。九月には亂逆の治平を宇佐宮に祈請し給ふ事（一〇四）などあり、翌養老五年七月に至り、漸く副

宇佐宮に祈請

將軍二人も歸還し、斬首獲虜合せて千四百餘人と稱せられ、翌六年四月、其の將軍以下は蝦夷征伐に従つた人々と共に勳位を授けられて居る。また同七年四月に、太宰府は日向大隅薩摩の三國の士卒、軍賊を征討し、頻に軍役に遇ひ兼ねて年穀登らずして、交々も飢寒に迫る。謹んで故事を案んずるに、兵役以後、望むらくは天恩を降し、復三年を給へ」と奏して之を許され、從軍の士卒に三年の免租を賜つて居る。

宇佐宮と隼人征伐

〔補説〕 承和十一年六月十七日の宇佐八幡宮彌勒寺建立緣起に、養老四年大隅日向兩國有征罰事、大御神詔波豆米宜、隼人等多殺報、毎年放生會可修、之とあり、また扶桑略記には、大隅日向兩國亂、公家訴請於宇佐宮、其禰宜幸嶋勝代、豆米相率、神軍、行征彼國、打平其敵、と記し、宇佐宮の禰宜が親しく神軍を率ゐて出征した事を述べ、次いで大神が託宣して放生を修せしめたと云ふ。水鏡はこの扶桑略記の文を受けて殆んど同じ様な事を傳へてゐる。

宇佐託宣集には、之を養老三年に誤つて居るが、此の時、隼人が、奴久良、幸原牛尾志加、幸曾於之石城、比賣城に據るなどあるは、幾分の事實もあらうか。

六年交替の貢上隼人

而して、一方、養老七年五月、大隅薩摩二國の隼人等六百二十四人が入京し、饗を賜ひ、各、其の風俗歌舞を奏し、酋帥三十四人が叙位賜祿の榮に浴し、六月歸郷して居る。これは六年交替の貢上隼人であつて、それから六年目の天平元年

の六月にも、薩摩隼人等調物を奉り、大極殿閣門にて風俗歌舞を天覽に供して、授位賜祿の榮に浴し、翌七月には、大隅隼人調物を貢し、天隅隼人始孀郡少領從七位下勳七等加志君和多利及び外從七位上佐須岐君夜麻等久々貢とが外從五位下に叙せられ、自餘の者も叙位賜祿の榮に浴した。次いで天平七年七月、大隅薩摩二國の隼人二百九十六人入朝して調物を獻じて居るのも、六年交替の入京であるが、例の如く大極殿にて方樂を奏し、二國の隼人三百八十二人が爵并に祿を賜はつた。

藤原廣嗣の亂と薩國の隼人

斯の如く、大隅薩摩兩國の隼人も次第に皇化に浴して事なき状態であつたが、藤原廣嗣の亂が起ると共に、兩國の隼人は官賊兩軍に屬して相闘ふ事となつた。天平十二年八月、太宰少貳藤原廣嗣上表して、時政の得失を論じ、遂に兵を起して反するや、九月三日、朝廷即ち大野朝臣東人を大將軍と爲し、紀朝臣飯麻呂を副將軍とし、軍監軍曹各四人、東海東山、陰山、陽南、海五道の軍一萬七千人を徵發したが、翌四日には、特に在京隼人二十四人を召し、右大臣橋諸兄が勅を宣べて位を授け、又服を賜ひ、之を激勵して戦地に向はしめて居る。

戦鬪は豊前國に起り、官軍相次いで豊前に渡り、隼人二十四人と軍士四千人

板櫃河の戦

とは、九月二十二日勅使佐伯禰常人安倍朝臣虫麻呂等に率ゐられて渡海し、板櫃管に鎮した。附近の諸豪族も各兵を率ゐて集り、各地に於て賊徒を鎮定に力めた。またその間、大將軍東人に命じて宇佐八幡宮に兵亂の平定を祈請せしめた。廣嗣の方でも一萬餘騎を率ゐて、板櫃河に到り、自らも隼人軍を率ゐて前鋒と爲り、木を編みて船と爲し、將に河を渡らんとしたが、官軍佐伯安倍の二將の兵が弩を發して之を射たので退いて河西に陣し、河東の佐伯等の軍士六千と相對した。この時官軍では、隼人等をして大聲を以て、逆人廣嗣に隨ひて官軍を拒捍する者は、直に其の身を滅するのみならず、罪は妻子親族に及ばんと叫ばしめたところ、廣嗣方の隼人并に兵士之を聞いて、敢へて箭を發しようともしない。佐伯常人等も亦遙に廣嗣を呼ぶ事十度、廣嗣猶ほ答へなかつたが、やがて馬に乗つて出で來り、常人等の勅使たるを知つて馬から下り、兩段再拜して、朝命に逆ふのではない、朝廷の亂人玄昉法師と吉備眞備との二人を請ふのみである」と答へたが、更に常人、勅符を賜らんがために、太宰典已上を召喚するに、何が故に兵を發したか」と答へたに對して、廣嗣遂に辭窮し、馬に乗つて却いた。時に賊中の隼人三人直に河を泳いで降服せんとしたので、朝廷方

歸降の隼人贈
賜君多理志佐

の隼人は之を扶け救つて、遂に岸に著くを得たが、續いて隼人二十人、廣嗣の配下十騎許も歸順した。此の時降服した隼人贈賜君多理志佐は、廣嗣自ら大隅薩摩筑前豊後等の軍兵五千を率ゐて鞍手道より進み、綱手は筑後肥前等の兵五千を率ゐて豊後國より進み、多胡古麻呂は田河道より進まむとしたが、綱手古麻呂の兵は未だ來ないと云つて、賊軍の策戰の状況を報じて居る。かくて賊軍全く潰え、廣嗣は肥前に逃れ、十月二十三日、松浦郡值嘉島長野村に於いて、進士无位安倍黑麿の爲に捕へられて、十一月一日に至り、綱手と共に斬られ、其の徒相次いで罪科に處せられて、兵亂こゝに鎮定した。大將軍大野東人以下官軍の將士皆賞に與り、曾乃君多理志佐等も外正六位上から外從五位下に叙せられて居る。即ち此の廣嗣の反亂に當つては、大隅薩摩の軍兵多く之れに従つたであらうが、また官軍を勝利に導いたものは、實に隼人の力であり、殊に歸降の隼人贈賜君多理志佐であつたと見なければならぬ。

その後天平十五年七月三日、聖武天皇石原宮に御し給ひて、特に隼人に褒を賜ひ、外從五位下曾乃君多理志佐は外正五位上に、外正六位上前君平佐は外從五位下に、外從五位上佐須岐君夜麻等久々賣は外正五位上に叙せられて居る

隼人の叙位

が、これは恐らく前年の戦功によつてでなく、六年毎の隼人貢上としての入京の故であらう。隼人の交代の入京が、戦亂によつて時期が少しく延びたが、ここにまた従前の如く行はれることとなり、この年から六年目の天平勝寶元年八月にも、大隅薩摩兩國の隼人が御調を奉り、土風歌舞を奏して居るが、この時の曾乃君多利志佐は従五位下に、外従五位下前君乎佐は外従五位上に、外正六位上曾縣主志自羽志岐直加禰保佐は外従五位上に叙せられて居る。併し天平勝寶元年以後十數年間は、續日本紀に、隼人交替の記事が見えないが、天平寶字七年正月朝堂に於て、隼人が唐吐羅林邑東國人と共に樂をなし、翌八年正月には隼人相替の記事がある、蓋し中間一回分だけが國史に漏れたものであらう。この時には外従五位上前公平佐が外正五位下に、外正六位上薩摩公鷹白薩摩公宇志が外従五位下に叙せられた。然るにその後三年、神護景雲元年九月には慶雲の瑞祥により、隼人司の隼人百十六人も、有位無位を論せず爵一級を賜はつた。また同三年十一月、大隅薩摩の隼人が俗伎を天覽に供へ、外従五位下薩摩公鷹白、加志公島麻呂は、共に外従五位上に、正六位上飯隼人麻比古、外正六位上薩摩公久奈都曾公足麻呂、大住直倭上正六位上大住忌寸三行等は

外従五位下に叙せられ、其の他の隼人等にも各、賜物の事があつた。また寶龜七年二月、大隅薩摩の隼人が南門にて俗伎を天覽に供し、外従五位下大住忌寸三行、大住直倭は外従五位上、外正六位上薩摩公豐繼は外従五位下に叙せられ、その他八人にも叙位の事あり、越えて延暦二年正月、大隅薩摩兩國の隼人は朝堂に於て饗を賜ひ、天皇臨御あらせられ、叙位賜物等常例の如く、同十二年二月にも曾於郡大領外正六位上曾乃公牛養が隼人を率ゐて入京し、外従五位下に叙せられた。

以上は皆六年交替の制に據つたものであつた。然るに、恰も次の交替の期、延暦二十年に至つて六月十二日太宰府に命じて、隼人を進むることを停めしめられ、更に廿四年正月に、自今永く大替隼人の風俗歌舞を奏することが停められた。かくて上古以來の例典が此處に終を告げ、その代り、大同三年十二月に、これより後定額の隼人の闕員は之を京畿在住の隼人より補ひ、衣服糧料も簡單にして、衛士に准ずる事となつた。

而して、在京隼人の爲めには隼人司が置かれてあつて、大寶令の規定では、衛門府の管下とし、正一人、佑一人、令史一人、使部十人、直丁一人等の職員が置かれ

交替貢上隼人の停止

隼人司

てあつた。隼人正は其の長官で、隼人の檢校及び名帳歌舞の教習、竹笠の造作等の事を掌つて居た。令義解や令集解に據ると、隼人は一年交代で、班を分つて奉仕し、非番在家の者は課役兵役等、常人に同じであつた。寶龜二年三月、隼人の帶劔が停められたが、之はこの隼人司の下の隼人の事である。隼人司は其の後、大同三年正月、衛門府に併せられたが、同年八月、衛門府を廢するに當つて、再び隼人司を置き、兵部省に隸し、その佑一員と使部二人とを廢したが、翌四年三月には、史生二員を置き、元慶元年十二月に至つて、また佑一員を復する事となつた。

朝儀と隼人

延喜式隼人司の條に據れば、元日即位及び蕃客入朝等の儀式には、隼人司の官人三人、史生二人が、大衣二人、番上の隼人廿人、今來の隼人廿人、白丁隼人一百卅二人を率ゐて、應天門外の左右に陣し、群官初入の際、胡床より起ち、今來隼人が、吠聲三節を發するのであつた。但し、蕃客入朝の儀式には、吠聲は用ゐられない。その服装は、官人は位階相當横刀を帶し、大衣及び在番の隼人は、横刀、白赤の木綿耳形鬘を著け、自餘の隼人は、大横布衫、袴、緋帛の肩巾、横刀、白赤の木綿耳形鬘を著け、柵槍を執つて、胡床に坐するのである。且つ、五畿内并に近江、

隼人の計帳

丹波、紀伊等の諸國は、毎年大帳使に附して、隼人の計帳を官に進め、更に、班田の年には、同じく田籍を進めしむることとなつてゐた。

大衣

右の官人三人とは、正佑令史の三人を指し、史生二人とは、大同年間新置のものである。次に大衣とは、隼人の首領であつて、隼人を教導し、雜物を催造する事等を掌る者で、左右各一人、左大衣は大隅隼人より、右大衣は阿多隼人から出で、共に譜第の内から擇ばれ、家系が定まつて居たのである。新撰姓氏錄に、山城の神別に阿多隼人、大和の神別に大角隼人とあるのが、即ちこれであつて、承和三年六月には、山城國人、右大衣阿多隼人、逆足が阿多忌寸の姓を賜はつて居るのは、大隅隼人が、早くも天武天皇の御代に忌寸姓を賜ふたのに、相對するものである。

番上隼人

大替隼人

次に在番の隼人、即ち番上隼人とは、續日本紀靈龜二年五月の條に、六年相替隼人と載せ、又天平寶字八年正月の條に、大隅薩摩等の隼人相替るとあり、更に日本後紀延暦廿四年正月に、大替隼人とあるものの名残で、前述の如く、六年毎に薩隅兩國から進めて居たが、その廢止後は、五畿内及び近江、丹波、紀伊等の國に居住して居る隼人の内から、優良なる者を選んで之に任ずるのであつて、最

今來華人

上級に位するが時服及び食糧などは賜はらない。次に今來華人とは、新來の華人の意で、男子と女子とあり、始め新に薩隅兩國から入京した華人を指したのであるが、後には職名に過ぎない事となつた。その任とする所は、前述の元日即位等の外、踐祚大嘗等の大儀及び行幸に供奉して吠聲を發するものである。延暦二十四年十二月、經費節減のため、冗員を淘汰した際、華人男女各四十人であつたものを二十人づゝに減じてゐるが、それは今來の華人のみの事か、或は番上華人を兼ねての事かとも考へられるが、確な事は詳かでない。なほ缺員は畿内の華人から補ひ、大衣に教育され、地位は番上の華人より低く、時服食料等を支給されるのであつた。

白丁華人

白丁華人は、元日即位踐祚大嘗及び蕃客入朝等の際にのみ召集するのであつて、其の前に豫め華人司が太政官に申して諸國の華人を召し集め、其の間中は食料を賜ふのである。そして踐祚大嘗等の儀に際しては應天門の左右に陣し、北向に立つて風俗歌舞を奏するのである。

華人の召集

華人召集は延喜以後も同様で、北山抄には、大嘗會に召さるゝ華人のことを載せて、大和十人、河内十二人、和泉七人、攝津二十人、丹波二十四人、伊勢七人と見

える。而して此の北山抄に記された召さるゝ華人の數は、後世永く踏襲されたかと考へられるのである。

第四章 國司の職制と民政一斑

律令制度に於ては、諸國は大國・上國・中國・下國の四等に分たれて、地方官たる國司は中央から派遣され、一般施政に當つてゐたが、西海道は外交上特殊の地位にあるを以て、特に太宰府を置いて九國三島を管せしめ、その長官を帥といひ、次官には大貳少貳があつた。故に大隅・薩摩の兩國及び多嶺國等は何れも太宰府の管轄に屬してゐた譯である。

國には國司として守介・掾・目の四部官と、史生・博士・醫師等が置かれてゐたが、國の大小によつて其の員數が違つてゐた。大隅・薩摩の兩國は中國であつたから、令の規定に據れば、守一人、掾一人、目一人、史生三人と、國博士・醫師が各一人で、多嶺國は下國であつたらうから、守一人、目一人、史生三人であつた筈である。然るに續日本紀天平實字四年八月の條に據れば、多嶺國にも掾が置かれたらしく考へられ、律書殘篇には、薩摩國 守、介、掾、大、少、目、五位以下也。大隅國 守、掾、大、目、五位以下也と載せてゐるが、三代實錄貞觀七年、中國に介を置くの條にも、大隅・薩摩の兩國は中國たりと雖、介を置かないと見えるから、大體令制通りであつたに違ひない。たと、律書殘篇の記載に據つて考へるに、或る時代には薩摩國には守、介、掾、大、少、目が置かれ、大隅國には守、掾の外に大目が置かれたことがあつたであらう。但し律書殘篇は編述年代を詳にしないのみならず、その國司四部官の記載はやゝ明瞭を缺き、その記載も後よりの附加のもので、早くも仁壽三年を昇らざるものと説かれてゐるが、續日本紀の多嶺國の記事と併せ考へて、恐らく或る時代の薩摩兩國の國司の實際を記述したものと解してよいであらう。次に權員では承和九年七月、主殿首淡海豐守が大隅權掾に主膳正丹墀繩足が薩摩權掾になつたが、これは承和の變に伴、健岑橘逸勢等に連坐して左遷されたものである。一般に國司の員數は歲月の經過に伴ひ、令制よりも増加し、國司時代の末には第九章で述べる如く、同時に幾人かの權介權掾があり、更に、大目、目代等が専ら國政を左右するに至つた。博士・醫師は薩摩二國の外、多嶺にもあつて、何れも終身不替の職であつたが、寶龜二年十二月に至り、八年遷替として榮達の途を開かれた。

右の外軍團には大殺一人、少殺二人、主帳一人、校尉五人、旅師十人、隊正廿人があつた。郡にもその大小によつて郡司の員數に相違があり、大郡には大領少

太宰府

國司

國司の員數は
次第に増加す軍團
郡司

領各一人、主政主帳各三人、上郡には大領少領各一人、主政主帳各二人、中郡には大領少領、主政主帳各一人を置き、下郡には大領少領主帳各一人、小郡には領一人、主帳一人あつたに過ぎぬ。なほ國府には學生、醫生が居り、令制に従へば薩、隅兩國には學生は卅人、醫生廿四人居た譯であり、多嶺には學生廿人、醫生十六人とある。正倉院文書天平八年の薩摩國正稅帳には、釋奠の際、國司以下學生以上三十六人と見え、元日拜朝には國司以下少毅以上六十八人と載せて居る。又國には書生數十人があつた。貞觀十八年五月廿一日の太政官符に據れば、薩摩國には書生四十人と見えるから、大隅も大體同様であつたらう。

國司の主席である國守の職掌は、神社、戸口簿帳を掌り、百姓を字養し、農桑を勸課し、所部の糾察、貢舉、孝義、田宅、良賤訴訟、租調、倉庫、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、傳馬、烽候、城牧、過所、公私の馬牛、關遺の雜物及び寺僧尼の名籍の事を掌つて居たのであるが、特に薩摩、大隅の二國は壹岐對馬、日向等の國と同じく、鎮押、防守及び蕃客歸化の事にも預つたのである。其の他、毎年一回、屬郡を巡回して政刑の得失を明にし、庶民の疾苦を察し、教化を垂れ、豐功を勸め、郡司の邪正治績を考へる事になつて居る。而して大領は所部の撫養と郡事の檢察とを掌り、ま

國司の職掌

郡司の地位

た裁判を行ひ、殊に訴訟は郡司の裁判を以て第一審とし、直接人民に接するものとして重大な關係を有した。まして郡司は多く、地方譜第の者を採用する方針で、郡司とその管下の人民とは利害を共にし、互に親密な關係を維持してゐたから、尙更の事であつた。

今天平八年の薩摩國正稅帳に據ると、國司の部内巡行は次の如くである。先づ第一に正稅の出舉并に收納の爲に三度巡行して居る。出舉とは正稅の一部を民間に貸付けて利殖を圖り、其の利稻を以つて諸種の經費に充てるのである。次に計帳の手實とて、部内各戸の戸主より、戸内の人數、容貌、年齢及び課不課等を書き記したる帳簿を徴する爲に、守が目醫師を隨へて部内を巡つて居る。次に庸の簾の製造を檢校する爲に、醫師が部内を巡行し、次に百姓の損田を檢校する爲に、目醫師が巡行し、次に賑給とて水旱災蝗に遭つて不熟となつた地を視察し、又鰥寡孤獨貧窮老疾で自存し能はざる者に米を施す爲に、一度は醫師、一度は史生、また一度は守が目を從へて巡行して居る。

次に國司は、毎年部内の政績を中央に上申するため、大帳使、正稅帳使、貢調使及び朝集使等の所謂四度の使として、また其の他の理由で上京した。天平

天平八年の薩摩國司の巡行

國司の上京

十年の例を、同年の周防國正税帳に據つて見るに、六月廿六日に大隅國左大舍人大隅直坂麻呂薩摩國人右大舍人薩摩君國益が都より國に下つて居る、これは續日本紀和銅三年正月に日向國は采女を貢し薩摩國は舍人を貢すと見ゆるが如く、隼人名族の子弟であつて都にて官仕して居たものである。同じく周防國正税帳に、同年九月十五日に薩摩國史生雄山田連綿麻呂が下國し、十月十一日には大隅國豫土師宿禰山麻呂が上京し、翌十二日には薩摩國目次田赤染造上麻呂が上京し、十月十四日には大隅國史生日置造三立が下國し、廿日には大隅國守大伴宿禰國人が下國して居る。斯様な際、經由する國では食料として、米、酒、鹽等を給する事となつてゐた。

又薩隅及び多嶺は當時太宰府の管轄に屬する上から種々府との關係が深かつたことは言ふまでもなく、往復する必要も多かつた。天平十年の筑後國正税帳に據ると、多嶺島人二十八人が馬牛の皮を太宰府に納めて歸途についてゐる事や、得度の爲に來府した多嶺島僧二人のあつた事が窺はれる。

次に年中行事の重なるものを云ふと、天平八年の薩摩國正税帳によれば、元日には朝廷を拜する儀式があり、國司以下少數以上六十八人が出席し、次に正

薩隅及び多嶺
と太宰府

天平八年の薩
摩國年中行事

國司郡司の職
分田

月八日より十四日まで一七日の間、八卷の金光明經と十卷の金光明最勝王經とを轉讀する式がある。當時は未だ國分寺の無かつた時代で、讀僧十一人が居たのであつた。次に春秋二季には先聖先師四座を祀る釋奠が行はれ、國司以下學生以上三十六人が式に列し、稻の外、脯三十一斤(稻一斤の割)、饅三十六斤(稻一斤の割)、雜腊一斗五升(稻一束腊三升五合の割)、雜菓子三斗(稻一束雜菜)、酒八斗を賜はつて居る。諸國の國司は史生に至るまで、郡司は主政、主帳に至るまで職分田を賜はつて居た。薩隅兩國は中國であるから守二町、掾一町二段、目一町、史生六段、多嶺は下國で、守一町六段、目一町、史生は六段であつたらう。郡司の職分田は大領六町、少領四町、主政主帳共に二町であつた。國司の職分田は事力が耕作するものである。事力とは部内の人民中、中以上の戸から一年交替で採るもので、その數は、令に據れば、中國の守には六人、掾には四人、目には三人、また史生も二人を賜はり、下國では守に五人、目に三人、史生に二人であるが、和銅二年七月、太宰帥以下の事力の數を半減されたが、薩摩多嶺の兩國司及び國師僧等の分は減じてゐない。

次に國司の食料は薩摩國の正税帳に年料一千五百束と載せて居る。これ

國司の食料

は僧侶十一人の料稻一千五百八十一束二把(日四把の割、人は途中就任)とあると比較し、又新任の史生が従者一人を伴つて來たのに對して、七月廿七日より八月廿九日まで、國司部内巡行の給與即ち史生は四把従者は三把の割で計算し、九月と十月とは公廩の給與として、月廿五束の割で計算して居るなどを參照すべきである。

此の外薩摩國正稅帳には國司の出舉稻四千九百束が載つて居るけれど、其の利益は一年に二千四百五十束に過ぎない故、利稻のみを守以下が分配するとすれば僅かなものである。これより前薩摩國司の季祿を停めて衣服乏少の故を以て、天平三年五月年糧を給する事とし、天平十四年八月には、大隅薩摩多嶺の三國及び壹岐對馬の官人の祿は太宰府の廢物を以つて給せしめ、又公廩は便國の稻を以つて常の如く給する事にし、更に天平十七年十一月に至り、諸國の公廩、大國は四十萬束、上國は三十萬束、中國は二十萬束と定められたが、大隅薩摩の二國は中國ではあるが各四萬束と定められて居る。公廩とは前述の如く、出舉して其の稻を人民に貸付け、其の利息を以つて、官物の缺負未納を填め、また臨時の費用に宛つる爲の蓄藏分を國儲として割き、その餘剩を守

出舉稻

季祿

年糧

薩摩兩國の公廩

以下史生博士醫師等に一定の率によつて分配するのである。出舉の率は奈良朝時代は五割であつたが、延暦十四年に三割に改められ、後また五割に復したが、弘仁元年九月三割に定められて、その後改正される所がなかつた。

而して、天平寶字四年八月に、大隅薩摩壹岐對馬多嶺等の國司は、身は邊要に居て飢寒に苦しむ事多く、而かも出舉の稻乏しく、曾て其の利を得ず、よつて私物を運ばんと欲しても路險にして通じ難く、眞に矜愍する必要があると云ふので、太宰府所管の諸國の地子を割き、守には一萬束、據には七千五百束、目には五千束、史生には二千五百束を與へて、遠戍を資け、羈情を慰むとあるが、この時の勅を類聚三代格には、この事を對馬多嶺二島司のみとし、大隅薩摩の兩國及び壹岐の島は別に公廩あれば地子を給せずとあり、彼是出入があるが、後者の方がよからうと考へられる。其の後、天長元年九月、多嶺國を廢して、大隅國に隸する際、多嶺島司一年の給物三萬六千餘束とあるのは、此の地子米等を指すのであらう。

薩摩兩國は、前述の如く、やゝ諸國と異なる特別の行政が施され、久しく班田收授法に據らず、墾田のみであつた程であるから、當時一般の稅法たりし租庸

地子米

調の如きも、多少他國と異つてゐた事であらう。たと令に邊遠の國夷人雜類の所は調役を輸するには事に隨つて斟量せよと載せて居るのみで、其の他は殆んど傳はらないから、當時の財政状態は甚だ詳かでない、僅に天平八年の薩摩國正税帳に據つて其の一端を窺ひ得るに過ぎないのである。

この薩摩國正税帳は殘簡であるばかりでなく、やゝ他國と異なる點があり、全體の結構を知る事が困難である。第一の殘簡は國衙の所在地高城郡のものであると推測され、第二の殘簡は、内容に據つて第一の殘簡に接續するかと思はれ、即ち高城郡の一部分であらう。次の第三の殘簡は薩摩君が大領である所を見れば薩摩郡のものか、次は日置郡のものかと考へられ、最後の殘簡には中程の處に河邊郡と明記されて居る故、その前半の郡司の署名は恐らく阿多郡のであらう。第一の殘簡は最も長く、且つ第二の殘簡と併せて、其の内容や、明かである。今前後を照合し、其の大綱を記せば次の如くである。

- 1 都合籤振量定稻穀 一、四二四石三斗〇升 (振入一二九石四斗八升)
- 2 定 實 一、二九四石八斗二升

3 籤振量定粟穀

四三六石九斗三升 (振入三三九石七斗三升九斗)

4 定 實

三九七石二斗〇升九合一タ

5 穎 稻

三七六〇七東八把九

6 穎 粟

三、三二六東六把一

7 糯

一、二六一石〇斗〇升 (養老四年)

8 鹽

七石七斗三升〇合九タ

9 酒

四 五石五斗五升七合

右の内、1の籤振とは稻を箕で煽つて糠や塵を去つた物であつて振入高の百二十九石四斗八升を減すると、2の定實數となるのである。3も同様振入高三十九石七斗二升九合を減すると、4の定實數となるのである。

右の表を巻頭に掲げ、次に雜用穎稻以下穎稻の出入を載せ、卷末に又右の表と殆んど同様なる表を載せて居るが、唯5の穎稻が三萬九千六百六十六束十分把之五となつて居り、9の酒が四十六石二斗八升となつて居る。

先づ穎稻の支出を云ふと、

雜用穎稻

四、七二七束八把四

出舉稻

一〇、一〇〇束〇把〇

第四章 國司の職制と民政一斑

天平八年の薩摩國正税帳

國司への貸稻

殘額

四、九〇〇東〇把〇
 一七、八八〇東〇把五
 三七、六〇七東八把九

計

で、これが巻頭の表の額に當るのである。次に收入を云ふと、

出舉の元利

一四、九四七東五把〇

國司返却稻

四、九〇〇東〇把〇

天平四年未償
の本年徵納稻

一、九三八東五把〇

殘額

一七、八八〇把〇東五

計

三九、六六六東〇把五

であつて、この計が即ち上に舉げた巻末の額稻三萬九千六百六十六東十分把之五に相當するものである。

以上の内、雜用額稻の支出の細目を舉げると、

正月讀經供養
稻
春秋釋奠料

- 1 正月讀經供養稻 二〇東五把四
- 2 僧侶一年間の供養料 一、五八一東二把〇
- 3 春秋釋奠料稻 九二東〇把〇

元日拜朝料

- 4 元日拜朝料稻 一三東六把〇

- 5 國司巡行料 五〇東七把〇

- 6 往來驛使料 二二東三把〇

- 7 往來傳使料 四四東六把〇

新任國司料

- 8 新任國司料 七三東一把〇

- 9 運府甘葛煎擔夫食稻 一七東四把〇

- 10 運府兵器料鹿皮擔夫食料 四六東四把〇

- 11 運府筆料鹿皮擔夫食料 一一東六把〇

- 12 (殘 團) (三〇〇東)

- 13 (不明) 六四〇東八把〇

- 14 國司年料 一、五〇〇東〇把〇

遣唐使給稻

- 15 遣唐使第二船供給稻 七五東六把〇

- 16 釀酒料稻 二三八東〇把〇

以上分明なる數字を合すると、四千四百二十七東八把十分把之四である故、
12の處に三百東と算出しなければならぬが、その細目は不明である。猶ほ

13の項は用途は不明だが、延人員千六百二十九人の糧とあるので、可なり重要な條項と考へられる。

次に出舉一萬一百束からは五割の利を取るので、利稻五千五十束であるわけであるが、十一人が死んで百三十五束を免給した爲め、元稻は九千九百六十五束に減じ、其の利稻は元稻の五割、即ち四千九百八十二束五把、合計一萬四千九百四十七束五把となつたのである。此の出舉は他郡でも行つて居た事は、次に示す如く、別郡のものと推測される他の殘簡に天平四年の未償分を載せてゐる事から察する事が出来る。

國司の借貸四千九百束は國司がこれを貸付け、その利稻を分配し、元稻を返すのである故、國庫の收支には影響がない。

次に天平四年の未償を一千九百八十九束五把と載せて居る、その理由とする所は一切不明である。而かもその内、百姓二人死し、五十一束を免給した爲め、徵納は一千九百三十八束五把となつた譯である。この天平四年の未償は、第三の殘簡に、

天平四年未償

一、二、四、五、束五把 免給五十一束

徵納

一、二、九、四、束五把

と載せ、又第四の殘簡にも、

天平四年未償

八、五、四、束五把 百姓二人死

徵納

八、二、一、束五把

とあるので、各郡共に出舉して居た事がわかるのである。

次に第一表9の酒四十五石五斗五升七合の内、雜用酒は十六石二斗七升七合で、これを

準人十一郡

1 充準人十一郡

六石九斗一升八合

2 高城郡

九石三斗五升九合

とし、高城郡分の内譯は、

1 釋 奠

八斗〇升〇合 供料八升

2 元日拜朝

六斗〇升八合 人別一升

3 國司巡行

五斗三升〇合 日以上一日一升

4 往來驛使

二斗三升〇合

5 往來傳使

八斗二升三合

遣唐使料
藥酒

- 6 新任國司 二斗六升四合
- 7 遣唐使料 五石三斗〇升〇合
- 8 疾病人藥酒 七斗三升二合 百四十八人分

合 計

九石三斗五升九合

と云ふ風に使用されて居る。而して前述の雜用米16の醸酒料稻二百三十八束によりて新酒十七石を得酒の收支は次の如くになつた。

前年分

四五石五斗五升七合

内雜用十一部分

六石九斗一升八合

高城郡分

九石三斗五升九合

殘 額

二九石二斗八升〇合

新 酒

一七石〇斗〇升〇合

帳 尻

四六石二斗八升〇合

雜用十一部分と云ふのは注に隼人に給與すとあり河邊郡の殘簡に酒七斗二升三合高城郡酒者とあるのが或は其の一分であらうか。恰も前年天平七年閏十一月十七日の恩勅に依り、饑寒憐獨篤疾自存する能はざる者に賑給すと

あるのと前の表8に疾病人藥酒七斗三升二合とあるのを合せ考ふれば、これは病人に給與された事が察しられよう。而して此の高城郡分には疾病人百四十八人と載せ、注に卅人は人別六合八十人は人別五合卅八人は人別四合とあるので、輕重に應じて給與された事がわかる。又此の二郡の數から、他郡も六七斗づゝ給與されたものと考へられるが、猶ほ第四の殘簡に酒十石七斗四升三合とあり、これは高城郡のものでない事が明白である故、國府以外にも酒を貯藏して居た郡のあつた事が知られる。

此の第四の殘簡は相當の大郡と見えて、最後の總計算に、

- 1 都合籤振量定稻穀 七三一石六斗四升〇合 振入六十六石 五斗一升二合
- 2 定 實 六六五石一斗二升八合 動用
- 3 籤振量定粟穀 一一四石一斗〇升〇合 振入十石三斗 七升二合七夕
- 4 定 實 一〇三石七斗二升七合三夕
- 5 類 稻 五〇八四〇束八把〇
- 6 類 粟 七五五束三把九
- 7 補 一、五〇四石三斗一升〇合 養老四年

8 酒

一〇石七斗四升三合

と載せ、第三の殘簡には、

都合籾振量定稻穀

三九一石〇斗〇升〇合 振入卅五石五斗

定實

三五五石四斗五升五合 動用

額 稻

一七、六一四東九把

とあつて、籾振量定粟穀や、額粟等を載せて居ない。最後に河邊郡のものは巻頭だけで、

天平七年定正税額稻

二、六九〇東四把

雜用

一八七東四把

とあるのみである。恐らく各郡共斯様な書出しであつたらうと思はれる。

當時、一束の稻は一斗と計算されて居る故稻穀、粟穀、額稻、額粟を合計して、概算を示すと、

高城郡

穀 五九五四石

糶 一二六一石

第三殘簡所收某郡

穀 二、一五二石

第四殘簡所收某郡

穀 六〇〇五石

糶 一、五〇四石

となる、即ち籾振前の計算である。

此等の稻粟は正倉に收藏されて居たが、その正倉を同じ正税帳に據つて表示すると次の如くである。

高城郡

計 十間 正倉九間(並構木倉) 借屋一間(下缺) 不動一間 動用一間 糶納一間

第三殘簡所收某郡

計 六間 正倉五間(並構木倉) 借屋一間 動用一間 糶納五間

第四殘簡所收某郡

計 十五間 正倉十二間(正倉十間) 借屋二間(並構木倉) 新造一間 糶納一間 糶納十三間

酒は高城郡に

甕十七口 大甕一口・中甕七口・小甕九口

と載せ、他には見えない。

而して兵亂屢であつた上、噴火、風水等による災害も尠くなかつた。天平寶字八年十二月には、鹿島信爾村の海中噴火の爲めに、三つの島が出来、民家六十二、口八十餘人が埋没し、更に天平神護二年六月には、日向大隅薩摩三國大風吹いて桑麻損じ盡したので、詔して柵戸の調庸を免せられ、更にこの噴火の結果出来た新島の附近が、震動猶ほ息まらずして、人民の流亡する者が多いので、賑恤を加へられた。又寶龜六年十一月にも、日向薩摩兩國共に風雨はげしく、桑麻

損盡した故詔して、一般の戸は勿論社寺に寄せられたる戸に對しても、其の年の調庸を免せられ、延暦七年七月には大隅國贈於郡曾の峰の噴火があり、十年五月には大隅國の飢饉によつて賑給せられて居る。

而して大隅薩摩の兩國が永く班田收授を行はなかつた理由の一は、人民の寡少の故に、土地の開拓少なきを以て、人民の墾田獎勵の爲であつたこと、考へられる。それだけ國の内情も豊かならず、天平十七年に諸國の公廩の數を定められた時も、薩隅兩國は中國でありながら各四萬東と定められたに過ぎず、弘仁頃にはその國分寺料を隣國から支出してゐた程であつた。この兩國が未だ班田收授を行はず、凡てが墾田であり、或は他國に比して課役が少かつたが爲か、日向國の百姓が課役を免れんとして薩隅二國に逃れ入るものが多く、その本貫の郷が墟となるなどの弊害を生じた爲め、延暦四年十二月には督察を加へ逃亡者に調庸を課する事とし、疎漏あらば太宰府の官人及び當該國司を違勅の罪に問ふ事とした。以て近國から逃れ入る者の多かつたことを察すべきであらう。又前述の如く、和銅七年豊前國の民二百戸を移住せしめ、これが桑原郡豊國、大分郷の邊であらうと考へられる、また高城郡の合志飽田、

日向の百姓薩隅兩國に遁入

豊前國民の移住

始めて薩隅兩國に班田收授を實施す

宇士託萬等の郷名から推測して、或は肥後國から人民を移して建てた郷でなからうか。然るに延暦十九年十二月に至り、初めて薩隅兩國共に百姓の墾田を收めて、口分田を授けられる事となつた。其の後大同二年十月に、壹岐多嶺兩島にて隱田一百四十町を校出し、諸國の例に準じて島司に賜ひ、公廩田并に郡司職田以外は悉く百姓の口分として班田して居る處を見れば、多嶺國にも班田せられたものと思はれる。尙ほ薩隅兩國の人民に口分田を與へられた墾延暦二十年六月には、太宰府に命じて隼人を進める事を停め、更に同廿四年正月、大替隼人の風俗歌舞を停止せられた。此に於いて、當地方も全く他の諸國と同一な政治が行はれる事になつた譯である。

此の班田の制が、どの程度まで徹底したか詳かでないが、他國と同様條里の制を施されたものと見え、文書にも其の名残が残つて居る。當時の制、五尺四方の地を歩とし、三百六十歩を一段とし、其の十倍を一町とした。而してまた田積一町を坪と云ふ。其の坪が東西、南北に六箇づ、集つて、之を一ノ坪、二ノ坪等と呼び、三十六坪に終る、これを里と云ひ、里は東西に數へて一里、二里等と呼び、或は地名を冠して何々の里と稱す。而して東西に並んだ里が南北に相

條里の制

並んで作る條帶を、北から南に數へて條と稱し、呼ぶに一條、二條と云ふ、これを條里の制と云ふのである。

條里の名残としては、大隅國に於いては、臺明寺文書、大治五年十二月廿八日の曾乃墓町一町の沽却狀に、

活渡相傳所領田地事 在曾於郡二條二里廿七坪壹町、字墓町也

と載せ、又康治元年九月廿日の文書に、贈喉郡一條三里九坪捌段、字楠木」とか、同條四里十九坪内壹段、字久保山など見え、又應保二年四月二日のものに、桑東郷一條二里、字竹原田、陸段など見え、更に、嘯喉郡内取條一里、字花牟禮田、四段半などあつて、現今も國分の南方に一條なる部落を残して居る。薩摩の方には文書には残つて居ないが、川内町大字東手の小字名地圖に、三十六と云ふのと、市之坪と云ふ字名が隣して居る。その土地に據つて考察するに、市之坪は即ち一ノ坪で、三十六は三十六坪で、一ノ坪のある里の隣の里の坪で、條里の名残であるに違ひない。

大同元年十一月に太宰府管内諸國水旱疾疫毎歲つゞき、百姓凋亡し、田園荒廢したと云ふので、薩隅二國は他の諸國と共に特に田租を一箇年免除せられた。

賑給

弘仁三年六月には薩摩國蝗害の故によつて逋負稻五千束を免除して居る、逋負稻とは未納の、租稻である。同四年六月にも蝗害に據つて薩隅二國にその未納税を免せられ、同年十月には大風の故を以てその民の租調を免除せられた。而して六年五月にもまた、薩摩國は蝗害によつて調庸田租を免除せられた。一方弘仁十年五月の太政官符には、國司が詐つて其の公廩を奪ふ事や、賑給飢民等の數を詐り増す者の多きを戒しめられ、又風水害は早く言上せしめられたが、大隅薩摩多嶺の如きは遠國の故を以つて、九月の風水の損害を十月後に言上するも差支ないと載せ、同年十一月には、薩摩國または蝗害によつて田租を免除せられて居る。其の後承和三年閏五月及び同十年九月にも薩摩國饑饉の故を以て賑給されて居る。當時風水害や蝗害の甚だ多く、朝廷の賑給に預つてゐた一斑を察することが出来る。

而して此様な風水の損害や、蝗の害は、目のあたり人民の困窮する所であつたから、國司も其の都度言上して居たが、その一般の政務は遠國の故に迅速に運ばなかつたものと見えて、類聚國史卷八によれば、元慶八年九月五日の大隅守時統當世の申請に、四度の公文を太宰府に進むるのみで、國の雜掌は更に京

大隅守時統當世の申請

へ行かない、而して大隅の國は天長元年より以降六十一年、未だ税帳の返抄を請はず、就中、天長元年より貞觀十五年まで五十年、正税返却帳を徴する所、勘出穀類二百五十一萬二千六百九十束に達し、貞觀十六年より、元慶八年まで十一年間、公文未だ勘せず、亦其の帳を進めないから、勘出の穀幾許なるかを知らないと云つて居る。

次に延喜式や和名抄等に據つて、當時の政治の大體及び大隅薩摩兩國の一斑を窺ふ事が出来る。薩摩兩國、當時の田數に就いては和名抄に兩國共に四千八百餘町と載せてゐる。兩國共にその田數を等しくすると云ふ事は疑はしい。これは恐らく同書中、他にも問、見得る如く、轉寫の際に誤つたものなからうか、伊呂波字類抄に、大隅國本田三千七百七十三町、薩摩國本田四千六百四十町と載せ、建久八年の大隅國圖田帳に三千七十七町五段大とあり、薩摩國圖田帳に四千十町七段とあるを參酌すれば、四千八百餘町とあるは恐らく薩摩國の分であつたであらう。

次に此の田數を基礎として、當時の人口を計算して見ると、一町の田地が十人の糧たり得るとして推算すれば、和名抄の田數を採るとすれば、兩國共に四

薩摩兩國の田數

人口の推算

萬八千人となるが、伊呂波字類抄に従へば、大隅は三萬七千人、薩摩は四萬六千人となる。

次に兩國の郷數は、律書殘篇には、大隅十九郷、薩摩二十五郷と載せて居るが、これは多嶺を含まない數であり、和名抄に據ると、大隅三十七郷、薩摩三十五郷にして、たゞ大隅に屬する舊多嶺國五郷の地は、天長元年九月の太政官謹奏を參酌すれば、一郷とするに足らない地をも、土地の遠隔なるが故に郷としたらしく考へられるから、今假に之を省くと、大隅は三十二郷になる。即ち大隅は奈良朝時代十九郷より和名抄の頃三十二郷に増し、外に多嶺五郷を加へ、薩摩は二十五郷より三十五郷に増したのである。今殘存戶籍の調査より、一郷五十戸、一戸平均二十人、一郷平均千人と假定し、郷數によつて推算すれば、

奈良朝時代

平安朝時代和名抄

大隅

一九、〇〇〇人

三二、〇〇〇人 (多嶺を省く)

薩摩

二五、〇〇〇人

三五、〇〇〇人

であつて、田地より計算するものと大なる差異を見ないのである。

次に租は令の制度で、一段につき二束二把であるが、慶雲三年に改正されて

薩摩の郷數

租

一束五把と定められた。今假に伊呂波字類抄に記されてゐる薩隅兩國の田數が盡く租を收むるものとすれば、大隅は五萬六千五百九十五束、薩摩は六萬九千六百束であつたらう。

次に調と庸とは男子に課する税で、年齢によつて差異があつた。即ち十七歳以上二十歳までを中男(少丁)、二十一歳以上六十歳までを丁(正丁)、六十一歳以上六十五歳までを老(老丁、次丁)として之を課口とし、その外病疾篤疾奴婢等には課税しない。天平寶字の初め、少しく寛やかになつて、十八歳以上を中男とし、二十二歳以上を正丁、六十歳以上六十五歳までを老丁とした。次丁の調庸は正丁の半を、中男は庸を課さず、正丁の四分の一の調を課したが、養老元年中男の調も停められ、これに代ふるに中男の作物を以てした。調は絹絶絲綿布其の他の雜物郷土の産を納めしめたが、庸は本來一ケ年の中十日間京に出でて勞役に従ふことで、その代償として布米鹽綿其他の雜物を納める制度である。

薩隅の調庸

薩隅兩國の奈良朝時代の調庸の事は詳かでないが、天長元年の太政官府に據れば當時多嶺島から調として鹿皮一百領を買し、延喜式注冊には、大隅國は

調として綿布を庸として綿布を更に中男作物として紙を出し、薩摩國は調は鹽三石三斗外に綿と布とを、庸は綿紙席とで、中男作物として紙が載せられてゐる。右の内調布は一般に三人分を一端(長四丈二尺)となすのであるが、薩隅兩國のみは四人分を一端とした。而して薩摩の庸は二人に席三枚(一枚の丈一尺四寸)、一人に紙七十五張の割で、自餘の雜物は此に准じて二分の一を出さしむる定めであつた。此の庸の席の事は天平八年の正税帳にも見えて居る。

此等調庸は太宰府に送り、租穀の大部分は國に止めて正倉に收め、他は米に春いて太宰府に送つた。正倉の米穀は、正税(矢野)租穀郡稻の三種とし、正税は更に正税公廩雜稻の三種に分つて居た。而して、正税には動用不動雜米の區別があり、動用とは出舉して利を取り、以つて諸般の費用に充てるもの、不動とは正租の穀粟及び繡で、官裁を得なければ用ふる事が出来ない。次に雜米とは年料春米、別納租穀で太宰府に送るのである。公廩は前述の如く官物の缺負未納を填め、又國儲を割き、その残りを國司が分配するのであつた。次に雜稻とは修理官舍料、池溝料、救急料、國分寺料等を云ふ、出舉の利米で國の雜用に充てるのである。租穀は詳かでないが、郡稻とは諸郡に置いて、また出舉して

正税租穀郡稻
正税公廩雜稻

弘仁式の出舉
の正税公麻

郡の雜用に充てるものである。

薩隅兩國の出舉の正税公麻雜稻に就いては弘仁式に、

大隅國 正税 六萬束

公麻 六萬束

薩摩國 正税 六萬束

公麻 六萬束

多嶺島 正税 二千八十束

とあつて出舉の雜稻に就いては未だ特別な制が設けられてゐない様であるが、肥後國及び日向國の國分寺料の所に、

肥後國 國分寺料八萬束 當國六萬束 薩摩國二萬束

日向國 國分寺料三萬束 當國一萬束 大隅國二萬束

とあつて大隅薩摩兩國の國分寺料のために、日向肥後兩國から別途支出を規定してゐたことが明らかである。然るに延喜式に據ると、

薩摩の國分寺
料

延喜式の出舉
の正税公麻雜
稻

大隅國 正税 八萬六千四十束
公麻 八萬五千束

雜稻 七萬一千束

内 國分寺料二萬束

文殊會料一千束

修理池溝料二萬束

救急料三萬束

薩摩國 正税 八萬五千束

公麻 八萬五千束

雜稻 七萬二千五百束

内 國分寺料二萬束

同寺十一面觀世音菩薩燈分料一千五百束

文殊會料一千束

修理官舍料二萬束

救急料三萬束

と載せて居る。之を弘仁式と對比してその増加の程を窺ふ事が出来よう。

諸國から租稻の運用によつて京に進められるものは、西海道は凡て太宰府

延喜式の年料
別貢雜物

紫草

赤木

檳榔馬糞

交易の雜物

に一括されてゐるから薩隅兩國から出る一々の物に就ては詳にすることが出来ない。但し天平八年の薩摩國正稅帳に據ると甘葛煎兵器用の鹿皮や筆料の鹿皮が太宰府に運ばれてゐたが延喜式に年料別貢雜物として太宰府から進められるもの、内紫草一千八百斤は特に大隅國から納められた更に又南島のものとして赤木と云ふものがあるがこれも大隅國から進められるものであらうか。更に太宰府から典藥寮に進むる雜藥の内に檳榔子廿斤とあり又内藏寮に進むる年料供進のものに赤木二十斤、檳榔馬糞六十領及び檳榔糞百二十領とあり同じく諸國交易の雜物の内太宰府から進められるものとして檳榔馬糞六十領及び檳榔糞百二十領あるが此等も恐らく薩隅兩國から進められるものであらう。

以上が當時の民政の大體であつて朝廷に於かせられては、また事ある毎に、既に述べた如く、免稅賑給等により人民を慫まれたが、或はその德義を勸めて恩賞を賜はるものもあつた。

上代の産業は農業を主とした事は云ふ迄もない、勿論人民も古くから貝類と共に魚肉獸肉を食したと考へられ、同じく漁業山獵等が盛んに行はれて居

産業

たであらう、殊に海岸地方、島嶼の住民は漁業を主としたものと考へられるが、今その詳細は知る事が出来ぬ。

農業

修理池溝料

農業は稻を主とし、朝廷の御勸農によつて、農事の獎勵は國司の最も重大なる職務であつたから、次第に進歩したであらう。延喜式^{主稅}に出舉の雜稻として、大隅國修理池溝料二萬束を計上してゐるのは、灌漑の爲の池溝の修理のため、之を以つて見ても農事を重じたことが判る、たゞ薩摩國には池溝に就いては計上してゐない。思ふに大隅國は大隅平原の如き耕地多くして、特に別途支出の制を要したのであらう。しかし地理的環境から、當時も現在と同様屢、暴風雨に襲はれ、氣候温暖なため、蝗虫の害を受ける事も多く、其の都度免稅賑給に與つた事は前に述べた如くである。なほ大風により桑麻の損害の多かつた記事も屢見えるが、これは一面養蠶業が行はれ、又布を作る事などが盛に行はれた事を示すもので、大隅の調庸薩摩の綿と布とは、かくして得たものである。隼人が布を奉つた事は既に日本書紀持統天皇三年の條に布五十常と載せて居る。

桑と麻

綿と布

甘葛煎と鹿皮

天平八年頃薩摩國から甘葛煎や兵器料の鹿皮、筆料の鹿皮が産出され、又は

鹽

天長元年の太政官符に據れば多嶺島から貢調鹿皮百領とあるが、更に延喜式に據つて察するに、薩摩には製鹽業が盛んであつたと見え、調として鹽三石三斗を課して居る。又兩國共に紙を製して、或は薩摩に席を其の他大隅から紫草を出し、特に檳榔の如きも特産として取扱はれたものであらう。この外南

支子と莞子

島の土産としては、支子莞子赤木等があつた。

牧畜

牧畜も、既に推古天皇の御製に、宇摩奈羅^{ウマナラ}、辟武伽能古^{ヒキクニコ}摩と云ふ御句があつて、日向の駒の名は古くから有名であつた事と察するに難くないが、この日向は、たゞ後世の日向國をみを指すものでなからう。又新撰姓氏錄の左京神別、額田部湯坐連の條に、其の先祖が允恭天皇の御代薩摩國に遣はされて復奏の日、額に町形の廻毛のある馬を獻じた事を載せて居る。又日本書紀持統天皇三年の條に、入京の隼人が牛皮六枚と鹿皮五十枚とを獻じた事が見え、又天平十年の筑後國正税帳に據つて馬牛の皮を多嶺島から太宰府に送つてゐる事が知られるが、以て古くから牛馬の畜養の行はれてゐた事を察することが出来よう。殊に大隅に於ては、牧畜非常に盛んであつて、吉多野^{キタノ}神の二牧では、その馬の蕃殖が多く、爲に百姓の産業を害ふと云ふ程であつた。故に貞觀二

多嶺島の馬牛

吉多牧と野神

薩摩兩國の驛馬の値

年十月に之を廢止せられた程である。斯様に薩摩兩國は古くから牧畜が可なり盛んであつたと考へられるのに、延喜式の兵部省の條には、日向國の野波野の牧以下五つの牧の名を載せて居るに拘はらず、薩摩兩國には一も見えな

いは、決してこの後牧畜が衰へたと見る可きでなく、却つて朝廷の力によらず、人民の間に於て十分牧畜を盛にすることが出来た故であると見るべきであらう。延喜式に據れば大隅薩摩兩國の驛馬の値は上馬四百束中馬三百束、下馬二百束となつてゐる。

〔補説〕 先に貞觀二年に大隅の二牧の名が見え、馬の蕃殖多く、百姓の害をなしたと云ふのだから其の後、唯一の牧もないと云ふ事は疑はねばなるまいとして、日本地理志料は、なほ日向に野波野なる地名の見當らざるより、之を和名抄にある大隅國大隅郡酒列郷に當て、貞觀二年紀、陸天隅野神、吉多二牧、兵部省式、作野波野馬牧、繁日向國野波、酒列同訓、神列亦聲相近、當時已錄、彼者、今日向南諸縣郡有野神村、異本郡始葛郷隣接、宜肝屬郡百引高限二郷十餘村、蓋其域也と論じて居る。

青葉笛竹

其の後、薩摩國から良馬を産した事は、承平四年七月當國が茸毛の唐馬を進めた事を、日本紀略や扶桑略記裏書等に載せて居るので、察する事が出来る。此の外、特種の物であるが、大隅國臺明寺境内日吉社の青葉笛竹は有名であ

つて、臺明寺竹と云ひ、古くから朝廷に奉獻し、平治元年七月十一日の國牒以下、此の笛竹に關する文書多く、應保二年十月廿九日の太宰府下文には、「篔竹を御所に貢するは、天智天皇の御代以來と載せ、嘉應元年十月九日の臺明寺住僧等の解には、神武天皇御宇之時被定、篔竹貢御所」と云つて居る。

第五章 郡郷の沿革

大隅國の管郡

大隅國は和銅六年四月、日向國より分置の際、肝坏、贈於大隅始權の四郡であつたが、前に述べた如く、次いで菱刈、桑原の二郡を増し、更に多嶺島の廢止と共に、馭謨熊毛の二郡を加へて八郡となつた。延喜式上民部に中國とし、管郡を菱刈、桑原、贈於大隅、始羅、肝屬、馭謨熊毛の八郡と載せ、和名抄も之に同じである。

菱刈郡

菱刈郡は大隅國の最北に位し、東は日向國諸縣郡に隣し、北は肥後の球磨、葦北の二郡に、西は薩摩國出水、高城の二郡に接して居る。天平勝實七歲五月、菱刈村の浮浪九百三十餘人が郡家を建てん事を願つて、創置された郡で、和名抄には比志加里と訓じ、羽野、亡野、大水、菱刈の四郷を載せて居る。この内、羽野郷はハノ、或はハヌと讀むのであらうが、現今之に當つべき地方がない、よつて、羽月村かと云ひ、或は柞野の譌りでタラノと讀むべきで、即ち後世の太良院かとの説もあるが、共に詳かでない。次に亡野は高山寺本和名抄には出野と載せて居るが、また共に今當つべき地がない。よつて色々推論されて、國郡沿革考は或は山野の誤かと説いてゐるが、これが最も有力で、即ち後の牛屎院の郷域

に當るものであらう。次の大水郷も詳かでないが、此の地は延喜式の大水驛と同一と思はれる故、驛路の調査から栗野、或は大分附近かと説かれて居る。たゞ大口附近とする時には、驛路の關係如何とも考へられ恐らく栗野の邊でなからうか、然らば菱刈郡の東部を劃するものとならう。次に菱刈郷が今の菱刈地方である事は云ふ迄もない。以上の如く、當郡の郷里は、今詳かでないものが多いが大體今の薩摩國伊佐郡及び大隅國始良郡の北部であらう。

桑原郡建置の年は明白でないが、律書殘篇に大隅國五郡とあつて、これには建國當時の四郡に菱刈郡を加へて、未だ桑原郡を加へてゐない、桑原郡の初見は日本後紀延暦二十三年三月の條である。然るに、律書殘篇の編述年代が明瞭でないから、桑原郡は天平勝寶七歲以後延暦廿三年以前に設置されたと言はなければなるまいが、恐らく奈良朝時代の末に建置されたものと見てよからう。菱刈郡の南贈於郡の西は薩摩鹿兒島の二郡と界し、南は海に臨んで居る。和名抄に久波波良と訓じ、大原大分豐國各西稻積廣田桑善仲川の八郷を收めて居る。この内、大原郷は西隣薩摩國鹿兒島郡吉田村に邑名として残つて居る故、其の邊から重富に亘る地かと説かれて居る。次に大分郷は豐國

桑原郡

稻積郷



第四圖 和氣清流謠傳地(始良郡牧園村)

郷と共に和銅七年豐前國民二百戸を移したと云ふ地の一であらうか。蓋し、大分の地名は豊後にある故で、オホキタと讀むのであらうが、その位置が詳かでない。日本地理志料に蒲生郷に北又は北山等の地名があり、北と分とが同訓であるから、この附近が大分郷であらうかと説いて居るに過ぎない。豐國郷は即ち豐前國の人民を移した事から起つた郷名で、今の始良郡帖佐村の豊留附近かと云ふ。次に答西郷はタフセと讀まれる故、後世の帖佐郷と考へられる。次に稻積郷は和氣清塵大隅國配流の時、桑原の父老稻積な

る者の家に寓居したと傳へられる地で(地理備考引)宿窪田の舊名を稻積と云ふ事から踊郷ほとりかと云ふ。次に廣田郷は高山寺本和名抄に廣西とあるが共に詳かでない。桑善郷は桑原郷の誤かとも考へられ郡家の所在地で、建久の圖田帳に桑東郷桑西郷とある地方で府中附近であらうか。次に仲川郷は和名抄に國にては中津川の三字を用ふと註して居るので、後世の上下中津川に當る事は云ふ迄もない。以上に據つて當時の桑原郡は今日の大隅國始良郡の大半を占め、薩摩國鹿兒島郡の北一部分に及んでゐたであらう。なほ、日本後紀延暦二十三年三月の條によつて薩摩郡と相接せし事も明白である。然るに庄園の發生と共に、郡郷の境界全く混亂し、正宮領なる桑東桑西の二郷の地域甚だしく擴大し、又答西郷は帖佐郷と書し、遂に一郡を建て、帖佐の郡名が起つた、これが後の始羅郡であつて、始羅の文字を古への始羅と誤り、其の結果、桑原の一部分れて二郡となつたが、更に桑原郡を始羅郡に併せたから、和名抄時代の桑原郡は大體現在の始良郡内となつて、昔時の始羅郡名の後たるが如き感呈するに至つた。

附於郡

附於郡は延喜式の卷二十二鹿部には附於とあるが、卷十鹿部には鹿部とある

り、或は曾於とも書く、於是贈の音の韻であつて、和銅年間地名を二字とする勅に據りて加へたものである。即ち、古への襲國(又は曾)の名を繼承したもので、氏名に於いては、猶ほ曾君、曾縣主、或は曾乃公などと載せ、時には贈啖君とも記されて居り、更に建久圖田帳に於いては曾野郡として居る。和名抄は贈啖として曾於と訓じ、葛例志摩阿氣方後人野の五郷を收めて居る。葛例郷はカレと訓すべく、建治二年の調所文書に、小河院内敷根、廻加禮川と見ゆる地で今の佳例川の邊から、敷根福山地方かと考へられる。次に志摩郷は和名抄に國にては嶋の字を用ふと註して居る、櫻島である事は論ずる迄もなからう。阿氣方後の二郷は何處か、全く詳かでない。次に人野郷も詳かでないが、次の大隅郷にも同名の郷がある故同一地方で、兩郡に分屬して相隣してゐるものかと考へられる。併し此の人野の「人」は或は「入」の字の誤かと云ひ、或は「大」の誤寫で後世の垂水郷の大野邑かと云ふ説もある。勿論、桑原郡分置以前には櫻島以北の海岸一帯をも包括し、更に霧島山に達して居たのであらう。たゞ續日本紀天平寶字八年十二月の條及び鹿兒島神宮の位置などより考ふれば、桑原郡の西部はもと薩摩國鹿兒島郡に屬して居たとも想像される。

次に大隅郡は大角大住とも書き、大隅の國名も亦之に因るべく、古く最も發達して居た地と考へられる。而して前に述べた如く、大隅國風土記萬葉集註釋卷三所引に大隅郡串下郷と載せ、その地は今の串良に相違ない。和名抄には人野大隅謂列始蕨彌覆、大阿岐の七郷を收めて居る。この内、人野郷は前述の如く贈於郡に隣接する地かと考へられるが、今日の何地に當るか詳かでない。次に大隅郷は大隅國造の居りし地方にして、肝屬川沿岸の唐仁町野崎等の古墳密集地域と推測するに難くないが、今の何地と定むる事が出来ぬたゞ此等の地より大崎村に亘る地帯を出づる事はなからう。次に謂列郷は高山寺本和名抄に謂列と載せて居るが、その何れにしても明らかでない。日本地理志料は、前章でも觸れた如く、謂列を渭列の誤として、ヌナミと訓じ、三代實錄貞觀二年十月の條の大隅國野神牧、延喜式部兵の日向國野波野馬牧に當て、野神村、今の噺噺郡西志布志村の野神として居るや、傾聽すべき説と思はれる。始蕨郷はアヒラで、吾平に同じく、後世の始良に當るのであるが、次に始羅郡のあるより見れば、此の邊が大隅、始羅二郡の境界であつた事が明白である。彌覆郷の「覆」は「蕨」の誤りで、後世の彌蕨良吉と考へられる。次に大隅郷は高山寺本和名抄

に大河と載せて居る、仍て小根占の南方海岸の大川邑かとの説もあるが、やはり肝屬川下流の地とした方がよからう。或は大阿とあつても、「大阿」かといふ「阿」を省略したかとも考へられよう、かゝる例は諸國に甚だ多い若し然らば、即ち大始良地方とならう。次に岐郷は、前編で述べた如く、ブナドと訓じ、船着場所の意である。高山寺本和名抄には支刀に作つてゐるが、支は「岐」の省略で、「刀」は「ナド」の「ド」を「刀」字で補つたものである。古來要津であつたに違ひないが、今日の何地か詳かでない。以上に據つて大隅郡は大隅半島の東海岸より始良を経て鹿兒島灣に達して居たと考へられるのである。しかるに、後世諸院の發展につれて、郷院が郡と同じ地位を占め、建久の圖田帳に至つては、下大隅郡九十五町九段を擧ぐるに過ぎず、この下大隅郡とは垂水地方かと云ふ。其の後、櫻島を併せて、北大隅郡と稱し、又半根、垂水、小根、占、大根、占、田、代、佐、多、等も大隅郡と稱するに至つて、平安朝時代の郡疆は全く失はるに至つた。

始羅郡の始羅は吾平山陵の吾平であり、神武天皇の皇妃吾平津媛の御生誕地と考へられる。和名抄には大隅郡に始羅郷を收め、始羅郡に始羅郷のない處を見れば、恐らく郡界の異動ありし事も明白で、最初始良地方より郡名起り

しも、後に始良地方は大隅郡に入つたものと考へられよう。始羅郡は續日本紀に始羅或は始羅に作り、延喜式には始良と載せ、和名抄は始羅として阿比良と訓じ、野裏申、伎鹿屋、岐刀の四郷を收めて居る。野裏郷は或は三代實錄貞觀二年十月の條にある野神牧と同一とも説かれ、或は野里の誤で、後世の大始良郷野里邑かと、太宰管内志に説かれてゐる。後説は其の位置や郡名の起原を説明する上より見ると、首肯するに足るかと思はれる、或は里から裡となり、轉じて裏となつたのであるかも知れない。次に申伎郷は高山寺本和名抄に申占と載せて居る、故後世の申良院とする説が有力である、果して然らば、此の地は前述の如く大隅國風土記に大隅郡申卜郷と載せ、髮梳カシの神號より起り、最初久西良又は久四良郷と云つた地であるから、當郡々名の原たる始羅郷とは反對に、郡界の變動により、風土記より和名抄に至る間に於いて、大隅郡から始羅郡に入つたものと考へられるのである。次に鹿屋郷は後世の鹿屋院である事は云ふ迄もない。次に岐刀郷は大隅郡の岐郷と同様にフナドと訓すべきか、果して然らば、鹿兒島灣に臨む要津であつたと考へられ、一説に刀を多字の誤とし、三代實錄貞觀二年十月の條の吉多牧と同じ地域とし、後世の北山牧の

地かとする説もある。以上に據つて始羅郡は大隅郡の西から北一帯の地であつたと思はれる。こゝも庄園の發達と共に早く郡名を失ひ、建久圖田帳には僅に始良庄五十餘町と始良西俣廿四町六段二丈を擧ぐるに過ぎない。されど和名抄以後の文獻に照して、其の變遷の大體を窺ふことが出来る。また延喜式も和名抄も郡名の排列全く同一であつて、北より數へて、菱刈、桑原、贍於、大隅、始羅、肝屬となつて居るから、始羅郡が大隅半島上に在つた事は争ふの餘地がないのである。

肝屬郡

大隅半島の南部に位する肝屬郡は、續日本紀に肝衝、肝坏とあり、後世之を肝付とも書かれて居る。和名抄は延喜式と同じく肝屬として岐毛、豆岐と訓じ、郡内に桑原、鷹屋、川上、鷹麻の四郷を收めて居る。この内、桑原郷は今詳かでないが、鷹屋郷は内之浦町の高屋神社の地方かと考へられて居る。次に川上は其の西大根古町の川上神社附近の地であつたらう。次に鷹麻郷は高山寺本和名抄に鷹麻に作り、大同類聚方に大澄國雁間鹿麻呂なるものが見える、カヤマと訓むべきであらうが、今當つべき地がない。たゞ、今の佐多村の郡の字名によつて、この邊が肝屬郡々家の所在地であらうと推論すれば、桑原、鷹間の二

郷もこの近くの地方にあつたのであらうか。以上當郡は半島の南半に位して居たが、建久の圖田帳には肝付郡百三十町二段三丈と載せてゐるが、更にその後のものには、内之浦高山串良鹿屋始羅花岡高隈百引等を郡の疆内とし、半島の南端は反つて大隅郡に屬すと云ふ奇觀を呈するに至つたのである。蓋し此等は肝付氏の發展と云ふ事が與つて力あるのであらう。

馭謨郡は元多禰國内四郡熊毛能滿益救馭謨の一である。天長元年、島司を廢して大隅國に隸する際、能滿を馭謨に合せ、益救を熊毛に併すと見える。併しながら、延喜式卷十_下に、益救神社を馭謨郡に載せ、その神社は屋久島宮之浦村に存し、明治の初めまで屋久島と口永良部島とは馭謨郡に屬してゐた。而して東山御文庫御所藏の鎌倉時代書寫の類聚三代格_五には、能滿郡の傍に朱書して多禰島郡也とあり、また種子島の傳説として、地理纂考に、この島に熊毛入道と能滿入道とがあつて、島を分領したと傳へ、現に中種子島村に野間の地名の存する等から考へるに、馭謨郡と益救郡とは屋久島に存し、熊毛郡と能滿郡とは種子島に在つたこと、と言はなければならぬ。此の場合、島を異にし、共に海を隔つる郡をそれら、合併したとは考へられぬから、天長年間の際

馭謨郡

熊毛郡

の併合は、益救郡を馭謨郡に併せ、能滿郡を熊毛郡に併せたものと解釋しなければならぬ。馭謨郡は和名抄に五牟と訓じ、謨賢、信有の二郷を收めて居るが、共に詳かでない。但し日本地理志料には前者の賢は馭の誤りで、馭謨を倒置したであらうと説かれてゐるが、傾聽するに足るものがあらう。

熊毛郡は、右に述べた如く、元の能滿熊毛二郡の地で、今の種子島である。地理纂考に熊毛入道と能滿入道とが分領して居てゐたと傳へてゐる。和名抄に久末介と訓じ、熊毛幸毛阿枚の三郷を收めて居る。この熊毛郷は、國上の浦田明神を熊毛明神と傳へられて居るので、島の最北部の地方かと云ふ。幸毛郷は詳かでない。阿枚郷も今明かならず、村岡良弼氏は島の東南の平山附近かと説かれて居る。

薩摩國の管郡

薩摩國は既に第一章で述べた如く、奈良朝時代十三郡とあり、和名抄にも十三郡とあるに關らず、從來延喜式には十二郡とあつて、阿多郡を載せず、而も奈良朝時代に阿多郡があつた事は、唐大和上東征傳で明かであるから、延喜式に阿多郡のないのは、阿多郡の脱漏か或は一時之を廢したかと疑問とされてゐたが、先年公にされた九條公爵家の延喜式に阿多郡を載せてゐるから、奈良朝

時代以來十三郡であつた事が愈明白となつた。即ち出水高城薩摩、飯島日置、伊作阿多河邊、顯娃、揖宿、給黎、嶽山、鹿島の十三郡である。當國は延喜式に中國とあつて、郡界の變動も割合に少ない。

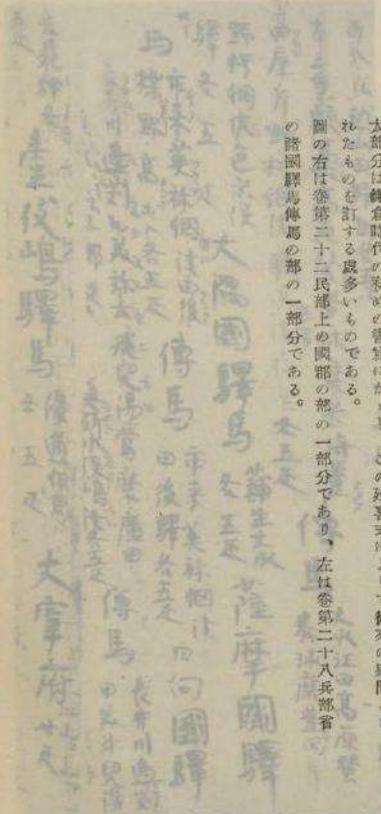
出水郡は續日本紀寶龜九年十一月の條に初見し、建久の圖田帳には和泉郡に作つて居り、和名抄には伊豆美と訓じ、山内勢度借家大家國形の五郷を收めて居る。まづ山内郷は下名邑に山内寺址が存して居るので、その地附近と考へられ、中世此の地方に山門院の名稱の起つたのも、山内の轉訛か、山内寺から起きたものかも知れない。建久の圖田帳には山門院二百町と載せ、また鎌倉時代に山門郡司の名も見えるのである。次に勢度郷は萬葉集に薩摩乃迫門、隼人乃湍門などある地で、長島との間の海峡より起つた名稱と考へられて居る。或は長島を指すのであらうか。次に借家郷は、恐らく借粟の訛であらうと云はれ、即ち米ノ津附近、下鯖淵に延喜式神名所載の加紫久利神社が鎮座して居るので、其の地方かと考へられ、隼人加志君の本貫も此の地方であらうと説かれて居る。大家郷はオホヤケで諸國の例に照し、郡家の所在地と考へられる。或は後世の出水郷の地を當て、中世水の莊浦に郡山の地名がある故、其の

出水郡

國寶 延喜式

公傳 九條道季氏所藏

九條公傳家の延喜式は全二十八卷にして、先年初めて公にされたもので、その大部分は鎌倉時代の初めの書寫にかしり、この延喜式によりて從來の疑問とされたるものを訂する處多しものである。
圖の右は卷第二十二兵部上の國郡の部の一部であり、左は卷第二十八兵部省の諸國驛馬傳馬の部の一部である。



出水郡

時代以來十三郡であつた事が愈々明白となつた。即ち出水高城薩摩飯島日置伊作阿多河邊頼娃揖宿給黎谿山鹿島の十三郡である。當國は延喜式に中國とあつて郡界の變動も割合に少ない。

出水郡は續日本紀寶龜九年十一月の條に初見し、建久の圖田帳には和泉郡に作つて居り、和名抄には伊豆美と訓じ、山内勢度借家大家國形の五郷を收めて居る。まづ山内郷は下名邑に山内寺址が存して居るので、その地附近と考へられ、中世此の地方に山門院の名稱の起つたのも、山内の轉訛か、山内寺から起きたものかも知れない。建久の圖田帳には山門院二百町と載せ、また鎌倉時代に山門郡司の名も見えるのである。次に勢度郷は萬葉集に薩摩乃迫門、隼人乃湍門などある地で、長島との間の海峡より起つた名稱と考へられて居る。或は長島を指すのであらうか。次に借家郷は、恐らく借粟の訛であらうと云はれ、即ち米ノ津附近、下鱈淵に延喜式下神名所載の加紫久利神社が鎮座して居るので、其の地方かと考へられ、隼人加志君の本貫も此の地方であらうと説かれて居る。大家郷はオホヤケで諸國の例に照し、郡家の所在地と考へられる。或は後世の出水郡の地を當て、中出水の莊浦に郡山の地名がある故其の

國寶 延喜式

公爵 九條道秀氏所藏

九條公爵家の延喜式は全二十八卷にして、先年初めて公にされたもので、その大部分は鎌倉時代の初めの書寫にかゝり、この延喜式によりて從來の疑問とされたものを訂する處多いものである。
圖の右は卷第二十二兵部上の國郡の部の一部分であり、左は卷第二十八兵部香の諸國縣傳馬の部の一部分である。

時代以來十三郡であつた事が露明となつた。即ち出水高城森原飯島日章伊作阿多河邊津根津根輪船津島山邊島の十三郡である。昔國は延喜式に中國とあつて郡界の變動も割合に少ない。

出水郡は順日本紀實錄九年十一月の條に和見、越夫の國司職には和泉郡に作つて居り、和名抄には伊豆美と訓じ山内守津根津島大津守を置ることとある。又山内守津根津島大津守を置ることとある。又山内守津根津島大津守を置ることとある。又山内守津根津島大津守を置ることとある。

肥前 肥後 日向 日向 日向
日向 日向 日向 日向 日向

大隅 大隅 大隅 大隅 大隅
大隅 大隅 大隅 大隅 大隅

野村 野村 野村 野村 野村
野村 野村 野村 野村 野村

去飛輝谷 陸立仗嶋与驛馬
陸立仗嶋与驛馬 陸立仗嶋与驛馬
陸立仗嶋与驛馬 陸立仗嶋与驛馬
陸立仗嶋与驛馬 陸立仗嶋与驛馬
陸立仗嶋与驛馬 陸立仗嶋与驛馬
陸立仗嶋与驛馬 陸立仗嶋与驛馬

附近とも推定されて居る。又國形郷は西形の譌と考へられて、今の薩摩郡高城村西方附近の地を當て、或は阿久根の小湯とする説などもあるが共に詳かでない。しかし以上分明せる郷名から考へるのに、當時の出水郡は大體後世の出水郡の地であつたと思はれるのである。

高城郡は和名抄に太加支と訓じ、合志・飽多・鬱木・宇土・新多・託萬の六郷を收めて居る。合志郷は後世の伊佐郡神子村、即ち今の薩摩郡鶴田村神子かと云ふ。カハシとカウシと音が通ずる故である。次に飽多郷は其の地詳かでないが、宮之城・山崎邊かと云はれてゐる。鬱木郷は高木の譌かとの説もあるが、なほ不明である。次に宇土郷は伊佐郡大村郷下手、即ち今の薩摩郡大村に宇都と云ふ字がある故、其の地附近かと考へられて居る。新多郷は新田八幡宮の鎮座地であるに據り、其の附近である事は勿論であらう。次に託萬郷は下東郷の中郷に宅満寺があり、中世宅満城の事見え、本郡に宅間氏と云ふのもある故、この地方とする説は動かさない。本郡の郷名中、合志・飽多・宇土・託萬の四つは何れも肥後國內に同名郡の存する事から、豊前國の人民を移した所を豊國郷と稱したと同様に、或は其等肥後國の人民を移して建置した郷名でなからう

か。而して一方薩摩國の國名は、他國の例より見て薩摩郡より起つたと思はれるに拘らず、國府は高城郡にあつた事と、而も天平八年の正税帳に高城郡の名の見える事等より推測すれば、もと薩摩郡の疆域内であつたのが、既に早く分置せられ、更に隣國の民を移住せしめて、六郷の郡としたものであらう。然るに後世その東部は伊佐郡と稱し、又一部は薩摩郡に入り、遂に其の大半を失ひ、僅に國府附近の地を保つに過ぎない事になつた様に考へられる。

次に薩摩郡は即ち國名の起つた地で、其の郡名の初見は日本後紀の延暦廿三年の條であるが、古く隼人郡と呼ばれたものでなからうか。和名抄に避石、幡利、日置の三郷を收む。避石郷の避は群に、ヒラシと訓じ、後世の平佐郷であらうとの説がある。次の幡利郷は詳かでないが、日置郷はヒオキで、後世の樋脇郷とする説は捨て難い。その地は郡の南部で、日置郡と隣接して居る。蓋し日置の郡名は此の地より起つたのであらう。以上當郡の郷名は三郷のみで、内二郷は其の所在不明故當時の郡域は詳かでないが、高城郡の南方、日置郡との間の地であつた事は想像するに難くない。猶ほ當郡は國名の起原地なるに係はらず、僅に三郷に過ぎないのは、高城郡を分ち、南方を日置郡とした

薩摩郡

爲であらうと想像される。後世また北に發展して高城郡の一部を薩摩郡に加へたが、却つて其の東部に伊佐郡の私稱が起つた。

飯島郡は上中下三島から成つて居る、海を以つて本國と離れて居る爲め、當郡の隼人は飯隼人と呼ばれて居た。郡名としては續日本紀寶龜九年の條に初見し、和名抄には古之支之萬と訓じて、管管飯島の二郷を收めて居るが、一説に管管は管々で、管マの誤り、即ち管郷飯島の意であらうと云ふが、高山寺本和名抄には飯島郷一郷のみであつて、即ち一郡一郷であつたと考へられる。

飯島郡

日置郡

日置郡は前述のごとく薩摩郡日置郷と隣接して、恐らく薩摩郡から分置されて其の名が起つたと想像される。和名抄には比於岐と註し、富多納薩合良の三郷を收めて居る。富多郷は薩摩郡入來村副田かとの説があるが詳かでない。次に納薩郷は日本地理志料にヌサチと讀むかとの説を載せ、吉田東伍博士はイリサと訓じ、下伊集院村の入佐かと説いて居られる。次に合良郷はアヒラの省文なりとの説もあり、又カフラと訓すべく、冠嶽は其の轉訛かとも云ふが不明である。以上の如く當郡の郷名は今日擬定すべき地が詳かでないが、後の郡山郷、即ち今の郡山村は郡家の所在地と考へられる。

伊作郡は和名抄に以佐久と訓じ、利納の一郷を收めて居る。今の制度で二郷以上を小郡として、一郡一郷の規定がない、しかるに薩摩には前の甞島郡の外當郡并に揖宿給黎の四郡、何れも一郡一郷に過ぎない。これは地理的關係や肥人、隼人の統御の上から特別なる行政區域を要した爲と考へられよう。現今の伊作町の地域であらうが、利納の「納」は「網」で、ドナミであらうと説かれて居る。この郡は後世阿多郡に入り、別に北方肥後との國境近くに伊佐郡の私稱が起つたが、彼と此とは全く關係がない。

阿多郡は神代以來の名蹟、古くは大隅と並び稱せられ、薩摩全體の汎稱であつた。後世一郡となり、和名抄には、鷹屋田水、葛例阿多の四郷を收めて居る。鷹屋郷は塵袋に引用の風土記に、關駝郡竹屋村とある地であつて、加世田附近の地、竹屋尾、鷹屋神社等は、其の遺蹟かと云ふ。次に田水郷は高山寺本和名抄に田永と載せて居るが、共に誤りであつて、田伏即ち田布施であらうと説かれて居る。また葛例郷はカレイ、或はカレと讀む説と、カツレと訓する説とがあつて、大體後世の川邊郡、勝目郷邊かとの説が有力である。次に阿多郷は、其の名蹟書に多く見え、近世も阿多郷の名を殘して居る。以上の如く、當郡は中世

伊作郡を併せたが、一方に鷹屋、葛例の二郷は川邊郡に入つたと思はれる。川邊郡は和名抄に河邊に作り、加波乃倍と訓じ、川上稻積の二郷を收めて居る。當郡は其の名稱より考へ、また川上郷の存するより見て、萬瀬川邊の意に外ならないであらう。而して川上郷は萬瀬川の上流地方、即ち川邊郷、或は知覽郷かと云ふ。知覽町に郡の地名が殘つて居るが、恐らく郡家の所在地であつたらう。次に稻積郷は確證はないが、坊ノ津附近かと説かれて居る。

顯姓郡は續日本紀、文武天皇四年の條に、衣評と見ゆる地で、當國郡名中、最も古く顯はれて居る。エは江にして、池田湖より起るか云ふ。後地名を二字とするために、その韻を添へて、顯姓としたのである。和名抄には、助辭の乃を添えて、江乃と訓じ、開聞顯姓の二郷を收めて居る。開聞郷は開聞岳、枚聞神社等の存するにより、其の位置は明白である。次に顯姓郷は池田湖の西、後世の顯姓郷郡村附近の地であらう、郡は郡家の所在地であつたと思はれる。

揖宿郡は和名抄に、以夫須岐と訓じ、揖宿の一郷を收めて居る。給黎郡は和名抄に、岐比禮と訓じ、黎給の一郷を收めて、後世喜入村の地となつた。以上、顯姓は二郷、揖宿給黎二郷はいづれも一郷であるが、建久圖田帳に、顯姓郡五十七

鹿山郡

町、揖宿郡四十七町、給黎院四十町と載せて居る。古今桑海の變はあるにしても、大體に於いて何れも極めて狭小の郡であつた。

谿山郡は和名抄に多仁也末と訓じて、谷山、久佐の二郷を收めて居る。谷山郷は一に谷上に作つたものもあるが、或は谷山上郷の意であらうか、兎に角、後世の谷山郷の地である事は云ふまでもない。次に久佐郷は谷山町下福元に久須和崎がある故、その附近かと云ふ。

鹿島郡

鹿島郡の名は、續日本紀天平寶字八年十二月の條に、

是月、西方有聲、似雷、非雷、時當大隅薩摩兩國之堺、烟雲晦冥、奔電去來、七日之後、乃天晴、於鹿島信爾村之海、沙石自聚、化成三島、炎氣露見、有如冶鑄之爲、形勢相連、望似四阿之屋、爲島被埋者、民家六十二區、口八十餘人。

と見ゆる鹿島と關聯する處あるや、争ふの餘地がない。而して此の時の噴火島は天平神護二年六月の條に、大隅國神造新島震動して息まずとあり、更に寶龜九年十二月の條に、神護中に大隅國の海中に神ありて島を造る、其の名を大穴持神と云ふとあつて、次いで大穴持神が官社に列せられてゐる。而して延喜式に大隅國贈黎郡に大穴持神社を收めて居る。此等によつて、この島が大隅國に屬して居た事も明白である。

然るに大隅薩摩兩國の堺と云ひ、鹿島信爾村の海とあるによつて、もとその附近まで鹿島であつたと思はれ、尙ほ延喜式の大社鹿兒島神社が今の鹿兒島神宮で、新川の河口に近い小島を前に擧げた神造新島とすれば、鹿兒島なる名稱が新川の下流域なる今の隼人町濱之市の邊まで及んで居た事と推論しなければならぬ。而して、一方日本後紀延暦廿三年三月の條に、薩摩國の薩摩郡樺野村に近い蒲生驛を大隅國桑原郡とし、尙ほ延喜式は鹿兒島神社を大隅國桑原郡に收めて居るてゐるが、その地は薩摩國の薩摩郡鹿兒島郡の堺に近く、隼人町よりは遙に西方にあり、而も三代實錄貞觀二年三月の條には、薩摩國從五位下鹿兒島神社と載つて居る事に據つて、國界が屢變動あつた如く考へられる。勿論貞觀二年の鹿兒島神社は、延喜式の鹿兒島神社とは別で、鹿兒島市の鹿兒島神社であるとの説もあるが、第七章で説く如く困難な説明であらう。一步を譲つて、此の兩者を別とするも、前述天平寶字八年の條の記事と、鹿兒島なる社名に照し、鹿兒島なる名稱は、今日の鹿兒島神宮附近より鹿兒島郡方面までの汎稱であつた事も疑へない事實である。後世、鹿兒島郡荒田庄が

鹿兒島神社の後身たる正八幡宮の神領たる事も併せ考ふべきである。此處に於いて石橋五郎博士が「鹿兒島と櫻島」(日本地理)に於て、櫻島の古名を鹿兒島とするとの説は傾聴するに値すると思ふ。蓋し鹿兒島なる名稱は櫻島より起り、其の北方對岸の神社名となり、更に附近海岸の汎稱となつたものかと考へられる。而して古くは櫻島と共に薩摩國に屬して居たが、和銅六年に大隅國を置くと共に、翌年豊前國の民二百戸を移して此の地方に置き、豊國等四郷を設けて、之を大隅國に隸したから、僅に海岸地方のみ薩摩國に屬して居たものを、後に、櫻島并に其の北方對岸を併せて大隅に入れて、僅に鹿兒島郡のみ薩摩國に残つたものと考へられる。當郡は和名抄に加古志萬と訓じ、都萬、在次、安薩の三郷を收めて居るが、三郷とも其の疆域詳かでないが、今日の鹿兒島郡と見てよからう。

日向國諸縣郡
財部郷

最後に現今本縣に入れる日向國諸縣郡財部郷に就いて一言すれば、諸縣郡には財部縣、田瓜生山鹿、穆佐八代、大田、春野の八郷あつて、財部は都城の西方にその地名を存し、今の大隅國嘯喚郡に財部町がある。蓋しこの財部を中心として、末吉、岩川の邊から、島津庄の根原地であらうと思はれる都城の邊までを

包含したものであらう。

併し第九章に於て述べる様に、庄園の發達と共に、郡界も甚だしく異動を生ずると共に、多くの私稱の郡郷もあり、幾多の變遷を重ねて近世に入り、更に明治時代に及んでも、度々郡の併合分離を経て今日に至つてゐるのである。

第六章 驛路と海上交通

令の驛制

驛遞の制は中央集權に缺くべからざるもので、大化改新の後着々實施せられ、律令の制定と共に整備されたもので、兵部省の管する處である。即ち大體三十里(今の五里)に一驛の規定であるが、地勢の阻險及び水草の有無に従つて便宜に置き、必ずしも規定の里數に限らない。驛には驛長一人驛戸を定め、道路の階級に従つて飼養の驛馬の數を規定し、驛田を以てその經費に當て、郡家には傳馬を置き、官使の地位官職によつて驛馬傳馬を使用するに制限があつた。事の重大且つ急なる場合には驛馬に乗り、緩なる場合には傳馬に乗ることゝ定められ、延喜式には新任國司は太宰府から傳馬に乗つて赴任すとなつてゐる。驛路の邊には菓樹を植ゑて往還人の休息に便ならしめ、水なき處には井を掘つて行旅の便を計つたものである。而して延喜式に驛馬直法を載せ、大隅薩摩の兩國は上馬四百束、中馬三百束、下馬二百束とあつて、驛馬の闕失に際して購買補充することゝなつてゐた事と考へられる。

驛路

驛路は國府と國府とを聯絡するもので、調庸を輸して薩隅兩國から太宰府

延喜式に見ゆる驛

に至るに各十二日と定め、歸途は六日と規定されてゐる。併し時代の経過と共に必ずしもその規定通りには行かず、種々變更された事は云ふまでもない。薩隅兩國の驛としては、延暦二十三年初見の大隅國桑原郡蒲生驛及び薩摩國薩摩郡田尻驛と櫟野驛とであるが、延喜式兵部省に、

大隅國 驛馬 蒲生大水各五疋
 薩摩國 驛馬 市來英禰網津田後櫟野高來各五疋
 傳馬 市來英禰網津田後驛各五疋

と記載してゐる。

日向國兒湯郡妻町に推定される日向國府から大隅國に入るには、延喜式兵部省に據つて、當磨廣田救麻救貳亞椰野後夷守真斫水俣島津の諸驛を経たものと考へられるが、その地點の推定説には難點が多い。而して先づ當磨救麻を経て救貳に達するが、救貳は建久圖田帳の救仁院の地方、志布志かと云はれるが、地理上難點があり、恐らく圖田帳の救仁郷にして宮崎郡田野村七野の邊に擬すべきかと云はれてゐる。次に北諸縣郡山之口村高城村の邊に擬定される水俣驛を経て、島津驛に達するが、島津驛は都城の北に位する沖水村大字郡元

日向國島津驛

日向國眞祈驛

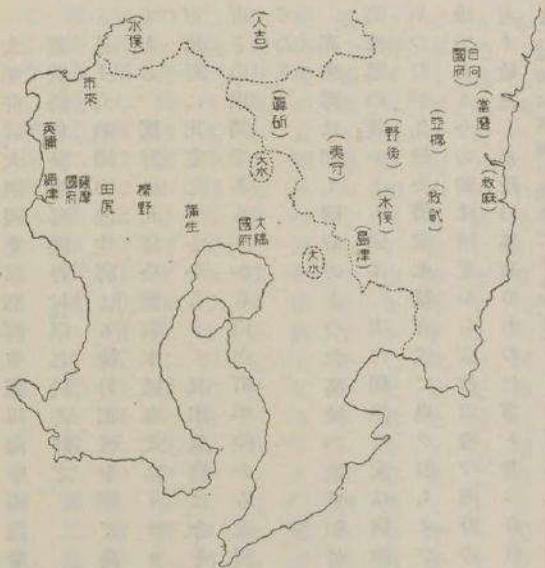
に比定されてゐる。次に亞郡は東諸縣郡綾町に、野後は西諸縣郡野尻村に、夷守は西諸縣郡小林町大字細野に、眞祈は加久藤村とも、眞幸村とも云はれてゐるが、この日向國府から西に推定されてゐる諸驛は大體に諸説異論が少ない様である。

大隅國の驛

然るに、この眞祈驛から何方に向ふかに就いては論があつて、或は北に向つて肥後國人吉を経て佐敷に至るとも、或は大隅國大水驛を現今の伊佐郡の大川邊に擬定し、その大水驛を経て肥後の水俣驛に達すとも、或は眞祈驛から南して金山川、新川、溪谷を経て大隅國府に達すべきであらうとも云はれてゐる。若し驛路が日向の眞祈驛から肥後國の驛家に至るものとすれば、日向國から大隅國に入るには、必ず日向國島津驛と大隅國府との間に一驛の存在をも考へなければなるまい、即ちその驛としては大水驛が考へられ、同驛を財部町、若しくは敷根村の邊に擬定しなければならぬ。若し又眞祈驛から南して大隅國府に至ると考へるならば、大水驛は栗野町の邊に擬定されるのである。大水驛を和名抄の大水郷の地に當て、これを大口附近に擬することには、地理上やゝ難點が存するであらう。即ち大隅國府に至るには、島津驛から大水

大水驛

蒲生驛



第五驛路圖

驛を経て東から来るか、眞祈驛を経て大水驛に達し、次いで國府に達するかの二つを考慮す可きであらうが、未だその何れとも決定し難い。

次に蒲生驛は、日本後紀に據るに、大隅國府より薩摩國に向ふ驛路に當つて居た事がわかり、従つて桑原郡蒲生院の地、即ち今の蒲生の地であつた事は察するに難くない。大隅國

の驛は、右の大水、蒲生の二驛に過ぎないが、多嶺國の存置されて居た頃には、大隅半島上に幾つかの驛が置かれてあつたか、或は大隅國府から直ちに船にて

薩摩國の驛

海路によつたか、今日に於ては全く不明である。

次に薩摩國の櫛野驛は、日本紀延暦廿三年三月の條に、

太宰府言、大隅國桑原郡蒲生驛與薩摩國薩摩郡田尻驛相去遙遠、遞送艱苦、伏望置驛於薩摩郡櫛野村、以息民苦、許之。

櫛野驛

と見え、大隅國の蒲生驛より、櫛野田後を経て、薩摩國府に通じて居た事が明白である。櫛野は九條公爵家本延喜式にイチヒノと訓じてゐるから、薩摩郡の市比野に比定してよからう。又田尻驛は、今その地が詳かでないが、櫛野と國府との中間であらうから、川内町平佐から永利村の邊でなからうかと説かれてゐる。

田尻驛

高來驛

網津驛

英禰驛

高來驛は即ち國府のあつた高城の地で、和名抄に高城郡替木郷とあるのは高來郷の誤かとも云ふ。次に網津は或は納津とも細津とも記されて決し難かつたが、九條公爵家本延喜式に奥ッ、即ちオウツと訓じてあるので、正しく網津であり、今の網津附近から京泊の邊で、國府の地より川内川を下つた河口に近く位置し、水陸の要衝であつた事と考へられる。次に英禰驛は中世の莫禰院(英禰は英禰の並字であるが、常用されたものであらうが)、今日の阿久根である事は云ふ迄もなからう。次

市來驛

に市來驛は、日置郡の市來の地が、中世市來院として榮え、水陸の要衝故その地かとも考へられるが、當時の驛路は國府と國府とを結ぶものであり、英禰驛より肥後國の水俣驛に至るには距離の上からその中間に猶ほ一驛を要するので、多く出水郡内に市來驛を求め、之を米ノ津邊かと推定して居る。

驛では公私旅人の宿をもした故、小都邑の感を呈し、行人の來往から自然物資の集散も盛んであつたであらう。天平八年の薩摩國の正稅帳でも往來驛使、傳使の食稻及び酒を給與した事などが窺はれる。更に驛路の外に、國內の郡家を連ねる公路に准ずるものがあつたであらうが、それ等の重要な交通路に就いても今詳にすることが出来ない。又河川の利用された事は、兩國府が共に舟楫の便ある河を附近に持つ事から察しられよう。薩摩國府は川内川を利用し、川口に出で、京泊附近の海上から他の地方と連絡したと思はれ、大隅國府の近くには新川が流れて居り、殊に鹿兒島灣の舟運は大いに交通の便をなしたに相違ない。

然るに鹿兒島灣及び沿海の舟運の外に、海上の交通に就いても南島方面及び支那との交通の要地たるの上から一應觀察して置かなければならない。

海上の交通

黒潮は南より來つて薩摩大隅の兩半島の南海岸を洗つて居る爲に、南島人の渡來漂流の多かつた事は、既に第二章で云つた處である。猶ほ遣唐使がその往還に薩隅の地に立寄つたことなども多く、以て當時の海上の交通の一端を窺ふことが出來よう。

竹島
神島

白雉四年秋七月、遣唐使高田根麻呂等が薩摩の曲竹島の門で難船し、根麻呂等五人が僅に竹島に漂着し、門部金が筏を作つて神島シノシマに着いた事がある。竹島は或は硫黄島の東竹島とも、野間岬の竹島とも云はれるが、神島に就ては全く不明である。その後、天平六年十一月、入唐大使多治比廣成等が多禰島に著き、翌七年三月、帝都に歸つて居る。天平八年の正税帳には、遣唐使第二船供給額稻を柒拾伍束陸把酒伍斛參斗と載せて居るのは、この時の事と思はれる。天平勝寶五年十二月七日、入唐副使吉備眞備は益久島に着き、翌年正月、紀伊國牟漏埼に着いた。此の時、唐僧鑑眞は入唐副使大伴古麻呂と共に阿多郡の秋妻屋浦に着いたが、秋妻屋浦とは何處を云つたか不明である。然るに入唐第一船は奄美島に向つたが、何處に著いたかわからず、第四船布勢人主等の船は四月に薩摩國石羅浦に着いたと云ふ。石羅とは頭埴郡御領の海岸であらう。

秋妻屋浦

石羅浦

寶龜九年遣唐使の歸路

また、寶龜九年十一月、遣唐第四船が薩摩國飯島郡に着き、第二船が薩摩出水郡に歸つて居る。この時も第一船は海中にて難船し、主神津守國麻呂等五十六人は、艘に乗つて飯島郡に着し、判官大伴繼人等四十一人は、舳に乗つて肥後國の天草郡西仲島に着いた。この船は九月三日、楊子江口を發し、十一月五日、第二船と共に出帆したのであるが、同八日に難船して、副使小野石根等三十八人と唐人趙寶英等廿五人とは浪に没し、その後十一日の未明に至り、帆檣船底に倒れて船は兩斷され、繼人等は十三日に西仲島に着いたと云ふから、國麻呂の飯島に着いたのも同じ頃であらう。

その後、承和七年四月、遣唐知乘船事菅原梶成が歸朝の途、海上逆風に遇ひ、南海の不明の島に漂着して土人と戦ひ、五尺鋒一枚、片蓋鞘の横佩一柄、箭一隻を鹵獲して辛うじて大隅海岸に歸り着いたことがある。

渤海人の漂着

以上の如く、我が遣唐使の船ばかりでなく、貞觀十五年三月(正)には、二艘の舟に六十人ばかりの異國人が乗つて、飯島に漂着した事がある。これは渤海國人崔宗佐、大陳潤等が唐に至つての歸路、風浪に遇つて漂着したのであるが、薩摩の國司は使人等の言について證據十分ならずとし、却つて新羅人が偽つて渤海

南蠻人の來寇

海人と稱し邊境を窺ふものと誤解し、まづ二船を太宰府に護送した。もつとも、其の途中、一船は順風に乘じて逃れてしまつたが、其の後、天草に漂着して初めて真相がわかつた。降つて一條天皇の長徳三年、南蠻賊が太宰管内諸國に寇して人物を奪つたが、幾程もなく、その四十餘人を捕獲し、更に翌年九月には太宰府が貴賀島に下知して南蠻人を捕進した由を言上して居り、後一條天皇の寛仁四年に至り、またもや南蠻人が薩摩國の人民を掠めたので、詔して之を討つたことがある。^{〔注四〕} 其の後長元二年、宋商周文育が來朝して書を右大臣實資に呈し、方物を貢したが、薩摩守文任も亦書を贈り、同七年三月高麗人が大隅國に漂流して來たので、厚く慰勞を加へ、之を送り返し、後冷泉天皇の康平元年には大隅國に宋人守道利が漂流して殺害されて居る。^{〔注七〕} 又以て海外との關係の一斑を推測することが出來よう。

以上の事例は相當重大な事件である爲に國史に傳へられるのであるが、この外、公私船舶の來往は多數に及んだ事であらう。又兩國沿岸地方、私船の交通并に天草島原等との往復は頻繁であつたに違ひない。國司の上京、下國も主に船舶に因り、多く周防を経由して居るが、平安朝時代に至つても、今昔物語

宋商周文育の來朝
高麗人の漂流

坊ノ津

集に薩摩守某が大隅津某と同船して安藝周防ほとりの無人島に立寄り、椽を置去りにして殺さんとしたが、椽が不思議に命を助かり、周防の國府に着いたといふ話を載せて居る。

殊に港津としては薩摩の坊ノ津は筑前博多の那津、伊勢の安濃津と共に三大津の稱がある。既に平家物語に薩摩湯房の泊と見ゆる程だから、餘程古くから繁榮した港津であつたと考へられる。後堀河天皇の御代、房野津の人飯田備前が、土佐國人篠原孫右衛門、兵庫の人辻村新兵衛と共に鎌倉幕府に召されて、船法三十一ヶ條を定めたと傳へられてゐることは疑はしいとするも、房津の名の起原をなす所の一乘院龍巖寺のごとき相當の大刹が斯の如き半島の南端に造建された事から考へても、此地が古くから海港として相當榮えてゐた事が想像される。

一乘院龍巖寺

〔注一〕 三代實錄(貞觀十五年五月廿七日六月八日條)

〔注四〕 左記(寛仁四年四月廿九日條)

〔注二〕 日本紀略(長徳三年十月一日十一月二日條)

〔注五〕 小右記(長元二年三月二日條)

小右記長徳三年十月一日の條には、筑前・筑後・

〔注六〕 日本紀略(長元七年三月廿六日條)

薩摩・壹岐の國々て合戦の様子が記されてゐる。

〔注七〕 百鍊抄(康平元年四月廿七日條)

〔注三〕 日本紀略(長徳四年九月十四日條)

第七章 社寺と社寺領の發達

神代の靈蹤たる薩隅の地には、古くから霧島神宮、鹿兒島神宮を初め、枚聞神社、新田神社等の名神大社ありて、神威兩國に遍く、時代と共に一段と國史上に輝き見はれ、益々その由緒を明かにして來るのである。

神社と華人の
平定

文武天皇の御時薩摩華人征伐に際し、太宰府所部の神九處に禱祈し、神威に頼つて荒賊を平定したと云ふので、大寶三年十月、幣帛を奉り、諸神を鎮祭した。其の後内亂外寇及び天變地異等國家の重大事に際し、祈請を凝し、官社に列し、官幣を奉り、神階を進められたものが多く、殊に此の華人征伐に關して、八幡神の崇敬が最も盛んであつて、後世に大きな影響を残して居る。

國史に現はれ
た諸神

天平十四年十月廿三日未時より廿八日まで、大隅國の空中に大鼓の如き聲があつて、地大いに震動したので、使を大隅に遣はして檢問し、且つ神命を請ひ、次いで天平寶字八年十二月には、大隅薩摩兩國の堺鹿島信爾村の海中に噴火して三島が出来た。神造新島がこれであつて、大穴持神を祀る事とし、寶龜九年十二月に至り官社に列せられ、更に弘仁五年二月幣帛に預る事となつた。

又延暦七年七月には、大隅國嘯啖郡曾乃峰が噴火したが、之は或は霧島神社と關聯する處があつたでなからうか。降つて仁壽元年六月には、薩摩の賀紫久利神が官社となり、貞觀二年三月には、從五位上開聞神が從四位下に、從五位下志奈毛神、白羽火雷神、智賀尾神、賀紫久利神、鹿兒島神が從五位上に、正六位上伊余色神が從五位下に昇り給ひ、同七年五月には、從五位上賀紫久利神に正五位下を、翌八年四月には、從四位下開聞神に從四位上を、正五位下賀紫久利神に正五位上を、正六位上紫美神に從五位下を授けられ、更に同十年三月にも、正六位上紫美神に從五位下を授け奉り、同十五年四月に、薩摩國正六位上多夫施神に從五位下を授け奉つた。

賀紫久利神社

この内賀紫久利神社は、延喜式には一に加紫久利神社とあつて、出水郡の名祠であるが、その官社に列せられ、神位頻りに昇り給ひし理由としては、一説に當社の本宮は薩摩と肥後との界に屹立する秀峰矢筈嶽で、國司が當國に赴任する際、その神靈を迎望し、祈願を凝した爲めであるとも云はれて居る。

枚聞神社

また神階の最も高い開聞神は、今の枚聞神社にして、薩摩の南端開聞岳の北麓に鎮座して、開聞岳は薩摩富士と稱へられて、山容の秀麗、遠望の佳なること

附近に其の比を見ない。従つて早くより靈山として尊ばれてゐるが、開聞神社と密接なる關係を有する事は、富士山と淺間神社との如きものであつたに違ひなからう。即ち三代實錄貞觀十六年七月二日條に、

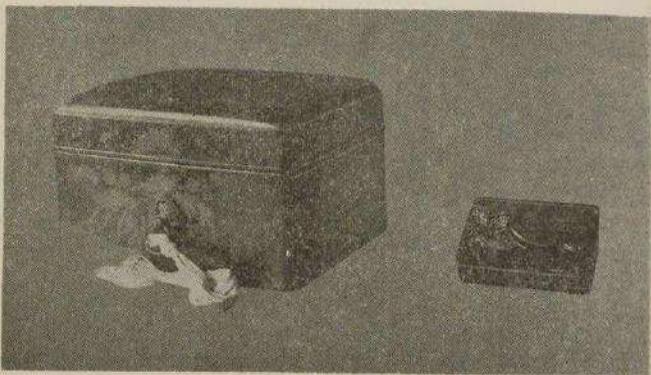
太宰府言、薩摩國從四位上開聞神山頂、有火自燒、煙薰滿天、灰沙如雨、震動之聲

聞、百餘里、近社百姓震恐、失精求之、著龜神願封戶、及汗穢神社、仍成此祟、勅奉封二十戶。

と見ゆるに依つて一層明白である。その後、元慶六年十月正四位下に昇り給ふた。然るに三代實錄仁和元年十月九日の條の太宰府言上に、七月十二日、薩摩國では、夜晦暝にして衆星見えず、砂石降ること雨の如きの故を以て、之を故實に檢するに、開聞明神の怒を發せられた時、此の如き事が有りとの事で、國司が潔齋して幣を奉つた所が、雨砂乃ち止んだ。續いて八月十一日、震聲雷の如く、燒炎甚だ熾んにして、降砂地に滿ち、十二日の辰より子に至る間、雷、砂降尙ほ止まず、砂石積つて、一尺已下五六寸已上に及び、田野埋壅して人民騷動し、こゝに於て神祇官をして部内の神々に奉幣して冥助を祈らしめた事を載せてゐる。その後、寛平七年九月十一日、開聞神社に慶雲の見はれた事が日本紀略

開聞神社に慶雲見の

薩摩國一宮



第六圖 國實竹蔭繪宮(開聞神社所藏)

に載つて居る。又菅家文章に收めた答公卿賀薩摩國慶雲勅もこの時のことを指すのであらう。以上の如く、貞觀二年初見の神階昇叙の際既に從五位上である事から、餘程早くから朝廷の御崇敬も深かつた事が察せられ、其の後も恒に薩摩大隅兩國中、最高の神階を保ち、神封二十戸を有し給ひし神社である。延喜式下神名には、額娃郡枚開神社とあつて、當國に於いては前の賀紫久利神社と二社を擧ぐるに過ぎない。従つて一宮制度の起るに及び、當社が薩摩の一宮と云はれた事は想像するに難くない。故に一宮記に、「和多都美神社號枚開神社、額土老翁、旅田彦神」を當國一宮と載せて居るには相當の理由があると云はねばならぬ。併し新田八幡

宮もまた早くより一宮と稱し、文書にも一宮と載せ諸社根元社下にも諸國一宮神名帳、八幡大菩薩、薩摩國とある故、果して何れが一宮であつたか詳かでない。蓋しこの新田八幡宮の勢威盛となつたのは、平安朝時代後期朝野の尊信を蒐めた石清水八幡宮を本所と仰いだ關係と思ひ併せなければなるまい。従つて兩社は鎌倉時代に一宮を争つて訴訟せし程であつた。校開神社の社領は建久の圖田帳に四十二町とあり、即ち、額姓郡府領社二十三町(下同類姓次郎忠基、知覽院府領社九町七段、同司忠答、指宿郡府領社九町三段、下同司忠元)と載せ、何れも正八幡宮論と注して居る。

志奈毛神
白羽火雷神
智賀尾神
鹿兒島神
氏瀧明神

その他、上述の神社中志奈毛神は薩摩郡川内町宮里の志奈尾神社の事かと云ひ、白羽火雷神は同じく川内町平佐の白羽火雷神社かと説かれ、次の智賀尾神は日置郡の嶽邑なる知迦尾六所權現、即ち今の下伊集院村嶽の智賀尾神社の事であると傳へられて居る。以上三社は貞觀以前既に從五位下の神階を持つて居たのである故、相當の由緒ある古社であつたと考へられよう。次に鹿兒島神は隣國故國名を誤りて薩摩國としたもので、其の實大隅であると云ひ、ひには草牟田邑今薩摩郡なる氏瀧明神今鹿兒島かと云ふ。しかし鹿兒島なる地

伊余色神

名は第五章で述べた如く、古くは鹿兒島神宮附近まで盡く薩摩國に屬して居たらしく考へられ、又後述の如く氏瀧明神は後世の創立故薩摩國鹿兒島神として誤と云ふべきでなく、正しく鹿兒島神宮と見て差闕なからう。又伊余色神は下伊敷邑の年之宮かと云ふ。伊敷は伊余色の訛であらうから大體當つて居るのであらう。なほ此の伊余色は垂仁天皇皇子五十瓊敷入彦命(古事記に日子命とある)のイニシキと同訓である故、この命と何等かの關係があるかと説かれて居る。次に紫美神は出水郡紫美山の神で、この山は薩摩國第一の高山であつて、その里宮は今に出水郡高尾野町と薩摩郡鶴田村とに存して居るが恐らく貞觀八年と同十年との兩度從五位下を授けられたのは、當時既に兩社共存して居た爲でなからうか。次に多夫施神は日置郡田布施村尾下の火燒明神かと云ふ、金峰山麓に位して居る。

紫美神

多夫施神

鹿兒島神社

延喜式下神名には大隅に五社を載せて、薩摩よりは遙かに多い。殊に桑原郡鹿兒島神社は薩隅日三國中唯一の大社である事から、朝廷の御崇敬が如何に深かつたかと察しられる。従つて一宮制度の起つた際には、當社が其の撰に與つたと考へられよう。然るに延喜以後此の社名は殆んど物に見えざ却つ

て薩隅日三州第一の大社として正八幡宮の名あり、此宮が當國の一宮となつて居る。而して正八幡宮は和銅年間の垂跡とも云ひ、或は天平寶字二年建立とも傳へられて、その修造にあつては三國內庄公を問はず、其の工役に從はしむる定めであつた、以つて其の勢力の一端が窺はれるであらう。即ち薩隅日三州第一の大社は、延喜時代に於いては鹿兒島神社であつて、平安朝時代後期に於いては正八幡宮が占めて居るのである。併し延喜式に三州唯一の大社と規定された鹿兒島神社が、此の期間に消滅したと考へる事も不自然であり、又正八幡宮が此の間に突如として發展したとも考へにくいから、鹿兒島神社は即ち正八幡宮であるとする説は早くから現はれて居る。一宮記に、

鹿兒島神社 號大隅正八幡宮 兼右云神功皇后也 大隅桑原郡

と載せ、神名帳頭註も鹿兒島神社を正八幡宮として居るが、これに反對する説もある。武田祐吉博士所藏の鎌倉時代中頃書寫の延喜式には鹿兒島神社の所に「正八幡宮不入給と書入れがあり、又鹿兒島市草牟田の氏瀨明神を鹿兒島神社とする説もある。併し前者は當時社名を異にする爲に、京都の人が實情に暗く、同社と氣付かなかつたとも考へられ、又後者は開闢十八所の一事と傳へ

られて應永年中の建立と言はれてゐるから、氏瀨明神を延喜式の鹿兒島神社に當てるのは、他に何等の徵證がないのである。

社傳に據れば鹿兒島神社の舊地は今の鹿兒島神宮の東十餘町なる石體宮と傳へられて居るが、此の石體は二基が向ひ相に立つて、天承二年四月、八幡の御名が出現したと云ふので、正宮が牒を奉つて居る。それに據ると、此の石は、當時の御寶殿丑寅三町許宮坂麓に立つて居たのを、古老神人多治則元が發見して公文所に申した爲、宮主源邊源芳をして實否を確めしめ、更に翌廿一日味爽には、宮司神人等實檢した處、八幡の御名二字が明鏡であるとして、寸法其の他を明細に記し、翌廿三日に、執印大法師以下が連署して牒を奉つたのである。よつて大隅國府廳では廿五日に國司解を以つて府裁を申請し、翌閏四月に至り太宰府在廳官人等府裁を申請したので、六月十三日、太宰大貳藤原經忠が解文を奉つた。かくて朝廷では直講清原定安等に勘文を奉らしめて居られる。その後調所文書建治二年八月に、石體藤太郎なる者が見えて居るのを思へば、石體宮は既に正宮の攝末社の一であつて、此の人は其の社守の如きものであつたかと考へられよう。以上に據つて、正宮と石體宮とは別であつた事が明

白である。

尙ほ調所文書中に鹿兒島社 一丁七段一尺七寸 源太夫と載せて居るが、この神社が或は延喜式の大社鹿兒島神社かとも考へられる。今假に之を延喜式の鹿兒島神社とすれば延喜式の大社鹿兒島神社に對する朝野の崇敬は、後に同所に勧請されたる正八幡宮に移り、更に鹿兒島神社即ち正八幡宮の説が發生じ、兩社は遂に全く一社に合祀せらるゝに至つたものとも考へられるであらう。しかし又考へるに、最初より鹿兒島神社が正八幡宮であつて、正八幡宮とは當社の異稱とすれば、鹿兒島神社は彦火火出見尊の宮居である高千穂宮であつたとの傳へから、彦火火出見尊を奉祀するので、八幡神は應神天皇でなく彦火火出見尊、或は神武天皇を指し奉るとの説も起つて來るのである。八幡神が神武天皇であるとの説は、神武天皇も最初此の地に御座まし、又神武天皇の御名を日本書紀の一書に神日本磐余彦火火出見尊又は磐余彦火火出見尊とあつて、等しく彦火火出見尊と稱し給ひ、御東遷の御宇に幸せられて、足一勝宮に駐蹕あらせられたが、其の足一勝宮は宇佐神宮の附近、或は同地であるとの説から來るのである。斯様な説に従へば、八幡神の根本の宮は當社

八幡神は神武天皇であるとの説

八幡神の根本の宮正八幡宮

であつて、宇佐神宮は當社より勧請されたと云ふ事になる故、當社を正八幡宮と申すとも説かれるのである。この説も可成り早くからあり、既に今昔物語集（本朝卷十）に、初大隅の國に八幡大菩薩と現はれ在、次には宇佐の宮に遷らせ給ひ、遂に此の石清水に跡を垂れ在ましてと載せ、水鏡は神功皇后の條に、皇后、つくし九國の内の大隅國の宮にて、大盤石の影を便として、彼八幡をば産み進せ給と見えて居る。其の他陳大王の太子に就て等の傳説も古くより行はれて、當社を宇佐の元宮として居るけれど、また正八幡宮の祭神は宇佐とは別であつて、彦火火出見尊を奉祀すとも説かれた（注五）。しかし、やはり一般には應神天皇と信せられ、筑前大分宮肥前千栗宮肥後藤崎宮薩摩新田宮と共に、五所の別宮と稱せられたのである。その最も重大なる神社であつて、朝野の尊崇を集めた事は、寛治二年の左大弁大江匡房の勘文に、大隅正八幡宮を宗廟と稱し奉つて居る（注六）一事を見てもわかるであらう。

正八幡宮の祭神は彦火火出見尊とする説

鹿兒島神宮

明治に至つて鹿兒島神社は神宮號を賜はりて鹿兒島神宮と稱し、官幣大社に列し彦火火出見尊を奉祀すると定められたのである。

次に延喜式（下）神名には、贈於郡に大穴持神社、宮浦神社、韓國宇豆岑神社の三社

宮浦神社
韓國宇豆峰神
社
益救神社

霧島神宮

太宰府管内の
神社

三座を更に馭議郡に益救神社一座を載せて居る皆小社である。この内、大穴持神社は前に述べた天平寶字八年、鹿島信爾村の海中に噴火して出来た神造新島を祀つたもので、大穴持神を祭神として居る。もと海中に鎮座せられたが、後に小村の渚に移し、更に松林に遷座したと傳へられて居る。建治二年の調所文書に、大穴持新田五反五寸、神主大宮司御家人源木大夫篤季とあるのは、當社の新田であらう。宮浦神社は福山町宮浦に鎮座し、韓國宇豆峰神社は東國分村大字上井に鎮座して居る。次に益救神社は後世一品寶珠權現と稱し、屋久島宮之浦に鎮座して居る。蓋し八重嶽の秀峰が海島に聳え、靈驗顯著にして早くより中央に開えて、斯く内式社に列せらるゝに至つたのであらう。神階記に、從四位下、饒悉日明神一前とあるは、當社を指すのであらうか。

右の外、大隅國には霧島神宮がある。第一編で説いた様に、霧島六社の一であつて、延喜式神名に見ゆる日向國諸縣郡霧島神社と云ふは同じく六社中の妻霧島神社を指すかと云はれてゐる。明治七年官幣大社に列せられ、神宮と稱せられることとなつた。

以上薩隅兩國に於ける延喜式所載の神社は、僅に七社に過ぎないが、これは

鎮西諸國が太宰府管内であつて、特別に何等か中央と交渉を持たざる限り、式内社に列せられず、太宰主神の管掌であつた爲に外ならない。それは前述の如く、薩摩國內には神階の奉授を受けた神社が八社あつたに關はらず、式内社に列せられたのは二社に過ぎない一事を見ても明白であらう。從つて式内社以外にも、名社のあつた事は想像するに難くない。例へば調所文書の大隅國神階記を一見しても容易に首肯出来よう。神階記は天喜二年のものとして云はれて、斷簡ではあるが、肝屬馭議熊毛の三郡及び未詳郡の神名九十五前を知ることが出来、殊に延喜式には一社も收載されてゐない肝屬郡には四十九前二位の明神のみにて七前を數へることが出来るのである。

〔補説〕この神階記は、後冷泉天皇の天喜二年二月廿七日に、參議太宰大貳源資通が天變の多きを歎き、一條天皇の長徳三年の例によりて、太宰府管内の諸神に神階一級を崇加したものであつて、當時太宰大典たりし山宿禰某が、其の内、大隅國內の分を抄寫して、當國主神司恒範に授けたものである。惜しい事には、最初の五郡の分は缺けて、現在僅に始羅郡のものかと思はれる未詳郡のものと、肝屬馭議熊毛の三郡の分とを残すに過ぎないが、就後の神名概に次ぐ古い國內神名帳として、極めて貴重なものとして居るのみならず、神階記にある三郡の割合を以て、薩隅兩國の神社數を推測するならば、可なり多く、恐らく數百社に上つた事は

第三編 國司時代

想像するに難くない。次に参考のため神階記を載せて置かう。

田指大明神

正五位下中山明神一前

肝屬郡卅九前 副諸神位記卅九卷

從二位大明神七前

中宮國玉大明神

鷹屋

從三位大明神五前

神埼大明神

江多大明神

從四位上明神廿五前

御埼明神

火水明神

神埼明神

賀茂明神

銀藏明神

宇浪明神

和太津見高皇玉明神

中

秋篠大明神

伊勢伊津支

國玉大明神

河上明神

國玉明神

津宮明神

宇隱明神

海龍王明神

揚前明神

山本明神

江田大明神

武塔大明神

若山保利大明神

加茂大明神

下津宮大明神

東屋明神

山宮明神

阿賀志明神

河上明神

池田明神

石上明神

三宅明神

須久持明神

開闢明神

赤志明神

受持明神

從四位下明神十二前

包源明神

高樺國玉明神

御崎明神

取謨郡十三前 副諸神位記十三卷

從四位下鐵卷日明神一前

正五位下明神五前

湯江明神

安和明神

從五位上明神七前

郡明神

安和明神

熊毛郡卅前 副諸神位記卅卷

從三位大明神十八前

國玉大明神

海男大明神

高屋大明神

尿世大明神

子奈義比之瀨大明神

細明神

河波佐國玉大王明神

秋富明神

賢奉明神

賢志明神

東宮明神

東宮明神

賢光明神

郡明神

東宮明神

賢光明神

郡明神

東宮明神

王國玉大明神

稻男大明神

下浦大明神

神玉大明神

汲水明神

天社明神

國社明神

東宮明神

東宮明神

郡明神

東宮明神

郡明神

東宮明神

郡明神

東宮明神

郡明神

東宮明神

海子大明神

上社大明神

雄大明神

平世大明神

伴波明神

武雄明神

軍明神

郡板明神

管男大明神

群大明神

江良貴大明神

新島大明神

正四位下明神三前

貴藝明神

從五位上明神九前

倭明神

楊田明神

永上明神

眞長明神

妻明神

栗原峰明神

愛雄明神

笠明神

大佐吉明神

談志明神

瀨明神

薩摩國一宮

大隅國一宮

國司は神社を崇敬してその經營を掌り神階の高き神社に對しては、赴任の際巡拜するのを例としたが、何時頃よりか、一宮二宮三宮等の制度が起つた。之は巡拜の順位であつて、必ずしも國內第一の神社が一宮であり、次が二宮と云ふ譯ではないが、多くの國では國內第一の神社が一宮となつて居り、從つて勢力もあつたので、遂に一宮を相争ふに至つた。前述の如く、一宮記に據ると薩摩國の一宮は枚聞神社であるが、新田八幡宮も早くより一宮と稱し、兩社は一宮を相争ひ、鎌倉時代の末正應頃猶ほ決定するに至らなかつた。次に薩摩の二宮は加紫久利神社と傳へ、三宮以下は詳かでない。次に大隅國の一宮は、前述の如く正八幡宮で、二宮は國分郷内村奈氣木柱なる蛭見社今の隼人町大字内の蛭見神社であらうと云ふ。

總社

次に諸國々府の地には、總社國府八幡宮守宮等の諸社があるのを常とする。總社とは、國司が國內諸社に巡拜し奉幣する勞を省く爲に設けたものであるが、薩摩大隅兩國の總社の位置は詳かでない、その存否も不明である。而して大隅國に於いては、守公神社の神職調所氏が、其の系圖に、代々主神司及び政所調所の三職を襲ひて、大隅國衙に居ると載せて居る所を見れば、當社が總社を兼ねて居たものでなからうか。

守公神社

守公神社は、守君神社とも記して、諸國々衙の地に存する守宮と同様、國衙の鎮守社である。而して當社の社家調所氏弘安十年七月文書に、

定 宮侍守公神結番事

一番 蒲生若宮政所 孫四郎太夫

永里源太

二番 栗野郡司 在河綾太夫

覺定房後家

三番 始良得丸 太郎太夫

諸太郎

四番 始良牧山 島四郎

諸次郎太夫

五番 始良末次 蒲生南三郎

平四郎馬

六番 蒲生米丸 蒲生覆三郎

大宮司

七番 蒲生内村入道

八番 脇本三郎太夫

九番 廻大和入道

十番 小河郡司入道

右任 先例番役如件

後藤太夫

源三兵衛尉

長法橋跡

左近太夫

源次郎

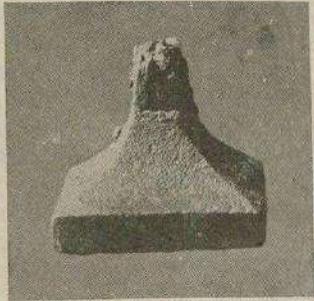
棚司

毗沙王

應免三郎

と見え、同二月には、守公神御侍、塵事が定められて居る。これも總社であつた名残と見られよう。宮侍とは正八幡宮に屬する侍を云ふのである。薩摩國に於いては、守宮の事も詳かでない。

次に國府八幡とは京都に於ける石清水八幡宮の例に倣ひ、諸國々府、或は其の附近に勸請したる八幡社であつて、盛大なるを恒とし、間々、國內最高の社となつたものも尠くない。大隅の正八幡宮、薩摩の新田八幡宮は共に古社であつて、諸國の國府八幡宮とは同一視すべきでないが、其の位置より云へば、國府附近に在つて、他國の國府八幡と甚だよく似て居る。蓋し國府八幡をも兼ねたものと見るべきであらう。



第七圖 新田八幡宮印(新田神社藏)

新田八幡宮は高城郡新多郷に鎮座するに據つて、此の社名があるので、一に神龜二年の建立とも、又は元慶六年建立とも傳へられてゐる。又その造營に就いて、建長八年四月の文書に、國中庄公郡郷を嫌はず、平均支配して造營する由を載せて居る。現今は新田神社と稱して、薩摩郡川内町宮内に鎮座まじりて、龜山の上に在るが、舊くは山腹に鎮座せられて居た。尙ほ當社はもと川内川を隔てた宮里郷に在つたのを、後に龜山に遷座せられたとの説がある。併し當社の建長元久頃の文書に、御建立以來三百餘年と載せ、建長八年の文書に、社殿をば山頂に移し奉るや否やと議してゐる事が見えるのみで、宮里から遷座のあつた記事は一も見えない。宮里に當社の社領のあつた事は當社の文書並

に建久圖田帳等に照し明白であるが、宮里が舊社地であつたとの説は全く採り難いのである。而して當社鎮座の龜山は瓊瓊杵尊の可愛山陵の地と御治定になつた處である。それ故當社が瓊瓊杵尊を奉祀することは言を俟たない所である。

新田神社が古くより瓊瓊杵尊を奉祀し、鹿兒島神宮が彦火火出見尊を奉祀する事は疑ふ餘地のない事であるけれど、八幡神は隼人平定と關係があり軍神である故特に緣故を有し、國府を去る遠からざる地に鎮座し給ふ事から諸國々府に八幡宮のあること、通ずるものがある様に見える。これ等より見れば、兩社は八幡宮を合祀し、中世、八幡神崇敬の盛なる世に及んでは、専ら八幡宮と呼ばれ給ひしが如く考へられるのである。

續日本紀の寶龜六年十一月の條に、日向薩摩の兩國風雨はげしく、桑麻損し盡したために、寺神の戸を問はず並に今年の調庸を免すとある所を見れば、當時既に多くの神社領や寺領のあつた事を知るのである。社寺領は多く不輸租田であるが、後には輸租田のものも存することゝなつた。薩隅兩國で社領の最も多いのは正八幡宮であつて、建久圖田帳に據れば、正宮領として大隅の

社領

正八幡宮領

みにて一千二百九十六町三段小に及んで居る。その内、不輸租田は五百町五段小、輸租田は七百九十五町八段である。而して當國全體の田數は三千七十七町五段大であつた故、一國の約半數が當社の社領であつた譯である。更に薩摩に於いて、鹿兒島^{荒田庄}、阿多^{久吉}、東郷^二等に社領があり、又伊作に二十二町五段の論田を有し、更に前に記した如く、知覽院、嶺娃郡、揖宿郡に於いて四十二町を開闢神社と争つて居る。

これに較べると、新田八幡宮の社領は遙かに少く、阿多^四、高城^{三十}、宮里^一、加世^五田別府^{益山庄}等の外に河邊郡にて十町を持つて居たに過ぎぬ。

上述の如く、正宮領は極めて廣大で、不輸と應輸との兩種があつた。圖田帳、帖佐郡の條に、三百七十一町大、正宮領爲半不輸、正稅、官物者、辨濟於國衙也」と載せ、蒲生郡の條にも同様、百十町九段半、爲半不輸、正稅、官物者、辨濟國衙也」と載せて居る、即ちこの社領の租の半分は國衙に納めるのである。なほ國方所當辨田と云ふのも、應輸の地で、町別十疋、町別十九疋、三大町別廿疋、町別八疋、町別十五疋、町別廿疋等の別があつた。即ち此等の地は正宮で支配し、町別十疋で、五十町ならば五百疋を國衙に收めるのである。また加治木郷の條に、

社領の別

新田八幡宮領

公田永用百六丁二段半郡司大藏吉平妻所知伴名號爲社領貴府別符以數百餘丁宛五十町所當准千疋殘奉餘丁不辨濟府國兩方悉私用之動不隨國務也

と載せ又彌寢南保の條には、

郡本三十町町別廿疋建部清重所知
賜大將殿御下文菱刈太郎重俊知行之也文治五年以後貴府別符以多町辨四

百疋也別不辨社家年貢不隨國務任自由知行也
とあるので此等は太宰府の別符を以つて神領としたものである事がわかる。蓋し太宰府の別符とは郡司が其の支配地を正宮に寄進し太宰府の許可を受けたものと考へられる。尙は大隅の圖田帳に、

宮永廿三町 正宮修理料此内不蒙免押

宮永卅六町四段丁別廿疋正宮修理料此内不蒙免押

などと見え又國衙の支配地に於いても、

重枝廿町 郡司藤原篤守所知

重富三十三町 税所藤原篤周所知

件兩名依命私奉寄於正宮辨作御領三町也

社領の増大

と載せて居る。此等から考へると正宮領は元來不輸租田のみであつて其の起原は可なり古いと考へられる。處がその後郡司が其の支配地を寄進すること等により神領は次第に増大したものであつたらう。尙ほ正宮領以外の不輸租田の經講浮免田百三十三町餘も聖朝府國御祈禱料於正宮御寶前講衆各募とある故やはり正宮に關係の土地である。

正八幡宮領と
新田八幡宮領と
の本案

薩摩の府領社

而して正八幡宮領は石清水八幡が本案であつて新田八幡宮領は彌勒寺即ち宇佐八幡の別當寺に對する關係よりまた石清水八幡(善法寺)を本案としたが新田八幡宮領には府領があつた。府領とは太宰府領の意で薩摩國內五社の社領が其に屬して居る。新田八幡宮領河邊十町の外薩摩郡一町七段が中島宮領知覽院九町七段顯娃郡二十三町指宿郡九町三段合せて四十二町が開聞社領谷山郡十八町が伊佐知佐社領鹿兒島郡七町五段が郡本社領で合計七十八町二段が府領であつた。中島宮は薩摩郡にあつたのだが今所在詳かでない。次に伊佐知佐社は谷山郡福本村今の鹿兒島郡谷山町和田に在つて六所權現と云ひ熊野本宮新宮を合祀して居る。次に郡本社は鹿兒島郡郡元村今鹿兒島市西の郡元神社で一條神社と云ふ開聞社の分社である。

斯様な神社が府領社として特別に取扱はるゝ原因は未だ詳かでない。また大隅にも同様な神社があつて、同じく圖田帳に曾野郡府社五町七段大府御沙汰・小河院府社八丁四段大府御沙汰・桑東郡府社八段大府御沙汰正宮敷地・桑西郷府社一町一段大府御沙汰などと載せ、合せて府社五箇所十六町大府御沙汰と擧げて居る。又調所文書にも桑西郷府社一町内一尺大府御領・蒲生院府社中臣二尺二寸大府御領御家人姫木太夫篤季など見える。五社の名は詳かでないが、正宮敷地の其の内に加はつて居る事は注目に値する。

次に諸社の社家について見るに諸社の内最も勢力のあつた正八幡宮には、多くの社人が居た。天承二年四月廿三日に連署せる人々に、執印大法師權執印座主大法師御前檢校大法師御前檢校兼政所法師修理所檢校酒井御供所檢校平朝臣御馬所檢校藤原檢校景部祝部柴島宮主法師三人（深澤源芳等）權政所（貞元）權座主大法師等が見え、更に神人僧侶甚だ多く、又附屬の武士があり、之を宮方と云ひ、國方と呼ばれる武士と相對するものであつた。

新田八幡宮にも同様多くの社家があり、執印權執印の兩職が最上で、寛喜二年三月七日の文書の連署に、權執印大法師座主兼政所大法師殿上檢校大法師

〔三〕檢校大法師〔二〕宮主大法師〔三〕三昧僧〔四〕執行貫首散位紀修理行事平氏散位大中臣御馬所檢校阿多院田庄司等が見え、後世まで、執印權執印政所〔二〕家〔三〕昧〔六〕中宮〔四〕家〔五〕檢校〔五〕家執行大宮司貫主祝部〔三〕家内侍〔二〕家殿守〔四〕家土器御炊雜士〔四〕家大工〔四〕家鍛冶〔四〕家榊取等の社家が残り居る。

〔注一〕鳥津庄官言上に「右證考」故實、正八幡宮御垂

跡者、和銅年中、正殿以下社屋不レ殘、二字、被レ支、配

三州圖田（日向大隅薩摩）之間、既五百餘歲、御造營

敢所、無相造、とある。

〔注二〕宮事緣事抄

〔注三〕本朝文集所引嶋嶺雜文

〔注四〕宮寺緣事抄に「大隅國薩摩寄也、其太子甚難、

八幡、船寄タル、號號八幡崎」とある。

〔注五〕神祇抄

〔注六〕石清水文書

〔注七〕三國神社傳記

〔注八〕猶ほ八來院十五町も或は當社の社領か。

薩隅兩國に於ける佛教に關する記事は、日本書紀持統天皇六年閏五月の條に、沙門を大隅と阿多とに遣はして佛教を傳ふべし、とあるを初めとする。蓋し政教の一助たらしめんとなされたのであらう。その後、天平八年の薩摩國正税帳に、

依例正月十四日讀八卷金光明經并十卷金光明東勝王經、佛聖僧及讀僧一十一軀、合一十三軀、供養料稻貳拾束、伍把拾分、把之肆（軀別一束、五把八分）

當國僧合一十一軀一軀一十軀三百八十四日惣單參仟玖伯伍拾參人、供養料稻壹仟伍佰捌拾壹束貳把四把

國分寺の創建

と見えるので、既に諸國と同様斯様な行事を執行して居た事がわかる。
天平十三年三月、聖武天皇は諸國に勅して、國毎に國分寺、國分尼寺を建てしめ、國分寺には五十戸と水田十町を寄せ、僧二十口を置き、寺號を金光明四天王護國之寺と名付けしめ、國分尼寺には水田十町を寄せて、尼十口を置き、法華滅罪之寺と名付けしめられ、十六年には國分寺と國分尼寺の爲に各々正税二萬束を出舉して、永く造寺の用に充てしめ、十九年には國分寺に水田九十町、國分尼寺に四十町を加へられ、更に天平勝寶元年には國分寺には一千町、國分尼寺には四百町の墾田を許された。全國一様に實施せられたとすれば、當地方に於ても、右の如く國分寺、國分尼寺の經營あり、又寺領の施入があつた筈である。
薩隅兩國の國分寺に就いては、弘仁式に大隅國國分料として日向國から二萬束、薩摩國國分料として肥後國から二萬束を出舉の雜稻に計上して居り、延喜式上稅に出舉の雜稻として、大隅國國分寺料二萬束、文殊會料一千束を、薩摩國國分寺料二萬束、同寺十一面觀世音菩薩燈分料一千五百束、文殊會料一千束

薩隅兩國分寺料

多禰島分寺

と載せて居る。多禰島もなほ一國として取扱はれて居た當時、島分寺が置かれたか否かは、文獻の明證はないが、天平十年の筑後國正稅帳に、得度のため太宰府に來て終つて島に歸る所の多禰の僧侶の事を載せ、齊衡二年十一月九日



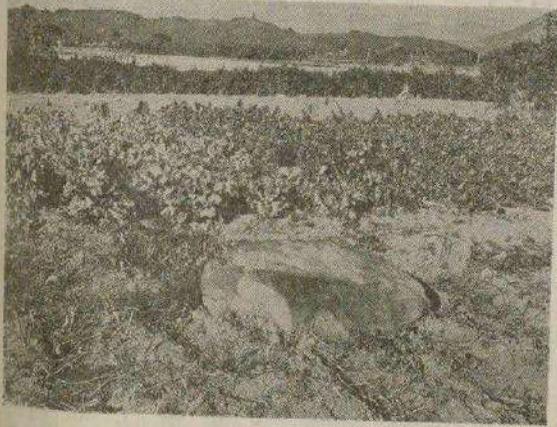
第八圖 種子島出土古鏡

の太政官符に、天平勝寶七年、民部省符に據つて多禰島講師を停止した事が見え、又種子島西之表町農事試驗場附近には、經塚があつて、二三の素焼土器と共に、平安朝時代中期のものかと思はる。瑞花鴛鴦八稜鏡が発見された事などから推測して、恐らく壹岐、對馬などと同様、島分寺が建立されたと見てよからう。けれども、その後多禰國も大隅國に併合された程であり、又島分寺の遺蹟と思はるゝ場所も未だ發見されないから、早く廢絶に歸した事であらう。

以上の如く、薩隅二國共に國分寺を建てられたが、他國の如く、講師がなかつたから、國分寺及び國分尼寺の雜物を主宰する者がなく、猶ほ正月の安居齋會等もなかつたので、承和十一年に至つてその設置を請ひ同

年四月十日、部内僧侶中精進練行にして、智徳開ゆるもので、講筵を任すに堪え、終始志の變らない者を、觀世音寺で簡試して、講師に補任することを許したが、齋會は國分寺僧を次第に請用する事とした。

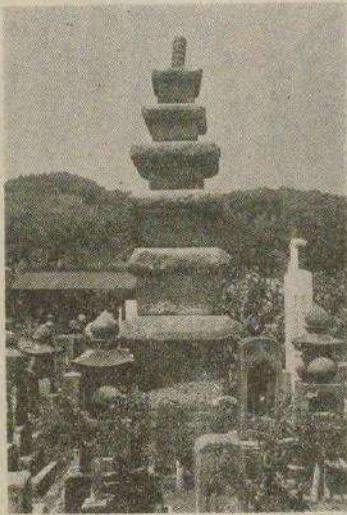
此等國分二寺は各國國府附近に置かれたが、薩摩國では元の高城郡屋形ヶ原國衙遺蹟の東方約十町薩摩郡川内町大字大小路の大^ツ都^ノ（^大堂^ノ）國分下臺中臺の邊に國分寺が推定され、尼寺もその近くに古瓦の出づる地があるから、其の邊かとも言はれるが、未だ詳かでない。僧寺は三國名勝圖會に據れば、天平九年の創建と傳へられて居るが、早きに失する疑がある。勿論前



第九圖 薩摩國分寺礎石

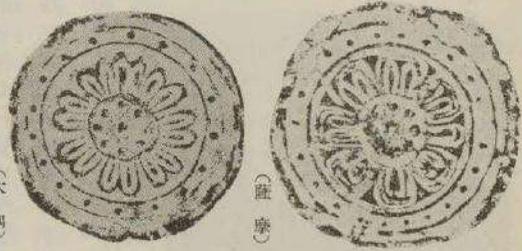
薩摩國分寺

述の如く、天平八年の薩摩國正税帳に佛妻僧及び讀僧十一軀、或は當國僧十一軀と載せて居るから、當時既に寺院が存在して居た事は明白であり、それが國分寺となつたとも考へられない譯でもない。しかし國分寺の創建は、各國とも容易に實現せず、屢詔を下してその造營を督促されてゐる状態であつた。殊に當國の國分寺料は、弘仁時代に於いてすら、肥後國に仰いだ事は、一面初當の造建の早くなかつた事を暗示するものでなからうか。其の遺址より發見さるゝ古瓦の文様型式などから推せば、奈良朝時代末期に及ぶものかと考へられる。



第十圖 大隅國分寺石造層塔

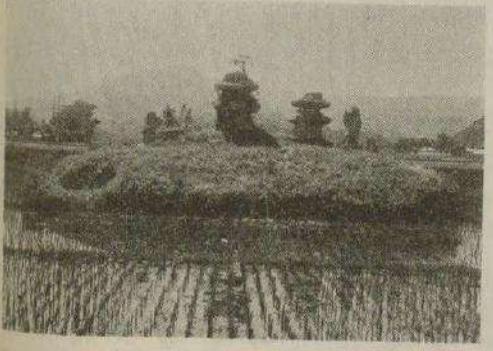
大隅國分寺は現今始良郡國分町大字向花に其の遺址がある。國衙の所在地なる府中を去る東北十町程の地で、康治元年壬戌十一月六日の銘記ある石造層塔が残つて居る。創設に關しては何



第十圖 薩摩大隅國分寺瓦

等の所傳もないが、寺址附近約一町歩より出土する古瓦の文様形式より見れば、奈良朝時代末期より平安奠都の頃かと考へられて居る。尼寺については

約一町程の民家内、椋の老大樹附近より布目瓦及び土師器青磁等の破片が出土した爲め、其處かと推定されて居るが、國衙に餘り接し過ぎ、出土品も



第二十圖 隼人塚(給良郡隼人町内田)

妙い故疑ふ餘地は十分である。或は現今隼人町内山田の隼人塚附近の地かとも想像されるのである。此の塚は隼人塚とも呼ばれ

隼人塚

たもので、三基の石塔婆と四天王の石像から成つて居る。傳説に據れば、景行天皇仲哀天皇の御代詠戮された熊襲の死靈を慰藉し、且つその祟災を免がれん爲め、和銅元年に之を建て、供養を行つたのであると云ひ、又は奈良朝時代の隼人の鬼靈を慰めんが爲に建設して、放生會を行つたとも説かれて居るが、共に詳かでない。殊に古くは菩提寺の塚と稱へたものを、鹿兒島神宮祠官某が熊襲塚と命名し、其の後、更に隼人塚と呼ぶるゝに至つたと云ふ。隼人塚が寺院の遺址である事は察するに難くないのみならず、國衙よりの距離より考へても、之を尼寺遺址と考へることも甚だしく不適當ではなからう。

大隅の國分寺は、康治元年の石造層塔が存在するによつて、其の頃は未だ盛大であつた事が分る。併しいつしか廢滅に歸し、天文年間に至つて、清水邑曹洞宗楞嚴寺の代春和尚之を中興し、天文十一年後、奈良天皇、四辻季遠を勅使として、金泥の般若心經を納めしめ給ひしが、日向大隅の大亂によつて、其の地に達するを得ず、之を伊東義祐に托し、義祐之を大隅國守護代本田兼親に傳へ、初めて當寺に納むるを得た。その後、又も廢寺となり、元祿四年重ねて再興されたが、慶應二年廢佛毀釋の爲め、全く廢滅した。

平安朝時代以後の大隅國分寺

薩摩國分寺は平安朝時代中期以降太宰府天満宮の別當寺安樂寺の領となつた。天養三年以後屢、國分文書に見えて居る事から、可なり早くよりかゝる状態であつたと察しられる。仍つて安樂寺では天満宮を勸請して、當國分寺の鎮守とした。（注）縁起に據れば、その勸請は村上天皇の應和三年と傳へて居る。之を事實とすれば、村上天皇の御代頃、既に安樂寺が當所を領するに至つたものと見ねばならない。斯くて此の國分寺は、安樂寺を本家として薩摩國內に於いて、阿多郡五町、高城郡五町、薩摩郡二十六町八段、入來院二段、鹿島郡三十七町五段に百二十二町五段の寺領を有してゐたが、尙ほ安樂寺は宮里郷七町五段を天満宮領として支配し、更に山門院老松庄廿四町四段をも領して、其の地にも天満宮を建てて居た。出水郡上知識村、今の出水町上知識の老松天神が其れである。國分文書に、筑前安樂寺領薩摩國山門庄國分寺、或は安樂寺領天満宮薩摩國分寺などあるのが、此等の地を指すのである。

國分寺文書弘安七年十一月の天満宮國分寺恒例不_レ退御神事次第に據るに、正月一日以來の天満宮並に十七社御供の事を載せ、正月十四日の吉祥御願次第の條には、高城郡薩摩郡入來院郡答院平泉院山門院英彌院伊集院鹿兒島郡

谷山郡加世田別府から、飯餅、菰、古油、懸餅、松壁一間佛供等を奉り、毎月八日毎に尼寺藥師講を行ふ事を載せて居る。又之によりて二月十六日には、泰平寺御靈會、御祭並十七社御供があつて、右の各地の外給、黎郡指宿郡日置南郷、知覽院等からも、靈供米騎兵競馬相撲等を奉納し、又鹿兒島郡谷山郡からは、特に鼓打笛吹拍子打殖女苗引高足等の奉仕があり、五月五日の五月會神事には、以上の郡院から、粽、酒、籠馬流籠馬等を奉り、鹿兒島谷山兩郡からは、殖女鼓打笛吹苗引拍子打が奉仕してゐることが知られる。以つて當時に至るまで、薩摩一國の力を以つて、其の社寺の神事に當つて居た事がわかり、また當時尼寺も存して佛事を營んで居た事も推測されるのである。又國分文書、建治元年十二月三日の左辨官の下文に、太宰府が薩摩國をして當國天満宮并國分寺を造進せしむ可き事を載せ、同二年正月に太宰府が薩摩國雜掌に其の造營を命じて居る事が知られる。この薩摩の國分寺は、其後永く存したが、天正十五年豊臣秀吉の九州征伐の際、兵燹にかかり、伽藍社殿悉く烏有に歸し、寛文九年、島津忠光、泰平寺の僧實秀に命じて再興し、護國山威徳院國分寺と稱したが、その後また廢滅し、現今石造層塔と礎石とを殘すのみである。

五大院

此等國分寺の外、有名なる寺院は、薩摩には、坊ノ津の一乗院の外に五大院がある。五大院は高城郡内、後の五代邑の名刹で、寺領として當郡内で三十町、阿多郡にて四十四町八段、薩摩郡にて五町八段、入來院二町、東郷別府八町五段、等計九十町三段を領して居た。新田八幡宮別當寺たりしより、宇佐彌勒寺を本家とし、石清水八幡宮文書喜多院所領注進に五大院と載せ、石清水社紀氏の勢力を得るや、其の所領となり、保延元年の文書には、院主石清水權寺主大法師と載つて居る。次に日置郡冠嶽は當地方の靈山であつて、其の山頂の頂峰院は名刹として名高く、又泰平寺は國分寺の附近に在つて、和銅元年の勅願と傳へられた古刹である。

冠嶽頂峰院

泰平寺

臺明寺

大隅には臺明寺がある。天智天皇の御宇白鳳元年の創建と傳へてゐるが、仁治元年十月の臺明寺牒狀に見ゆる所からすれば、恐らく平安朝時代叡山に倣つて國衙の鎮護の道場として創建されたものがなからうか。長久二年十一月十二日の廳宣には、臺明寺山邊所在の雜木を伐り運ぶ雜人を制止し、且つ弼め進む可き旨を載せてゐる。その外境内より産する有名なる青葉笛竹の事は第六章で述べた所である。その遺址は、始良郡清水村弟子丸に存する。

宇佐彌勒寺領

他國の社寺で薩摩大隅兩國內に所領を持つてゐたものゝ内、最も大なるは宇佐宮の別當寺なる彌勒寺であつて、彌勒寺喜多院所領注進には、

薩摩國 日置庄荒田庄新田庄五大院 已上四箇所

大隅國 正八幡宮向東俣庄國分寺領薩摩國鹿兒島庄 已上三箇所

と載つて居る。次に太宰府天滿宮の別當寺なる安樂寺の事は前に述べた如くであるが、また筑前宮前宮所領については、建久の圖田帳、大隅國菱刈郡の條

太宰府安樂寺領

筑前宮前宮領

に、入山村宮崎宮浮免田と載せ、又、筒羽野四十八町五段一丈、伴村者宮崎浮免田、以四十餘町押募十五町、殘不隨國務、恣辨濟使私用之と載せて居る。

〔注一〕 續日本後紀 類聚三代格

〔注二〕 寺師見國・木村幹夫兩氏著執筆「薩摩國分寺」

〔國分寺の研究所載〕 猶ほ古五中には平安時代のものもあるが、稀に發見するゝに過ぎない由である。

〔注三〕 寺師見國・木村幹夫兩氏執筆「大隅國分寺」同上所載

〔注四〕 舊記雜錄前編卷一所載不詳記錄

第八章 島津庄の起原とその發達

薩摩兩國の墾田

薩摩始めて班田す

班田制の廢類

庄園の起原は可なり古く溯る事が出来る。大隅薩摩の兩國は殊に長く墾田制度を許可し、天平二年三月太宰府の言上に、大隅薩摩兩國の百姓建國以來未だ班田せず、其の有する所の田は是悉く墾田で、相承て耕作し、改めることを願はない、若し班授せば恐らくは喧訴多からんとあつて、舊來の儘とし、漸く延暦十九年十二月に至つて、實施の範圍如何は兎も角、兩國百姓の墾田を收めて、便に隨つて班授することゝなつた。然るにこの頃は既に班田制も漸く廢類期に入り、淳和天皇の天長五年より貞觀十七年に至る四十六年、班田の事絶えて行はれず、畿内に於ても承和十一年に校田しても班田せず、元慶五年に及んで班給されたが、それは畿内の事であつて、自餘の國は五六十年になつても班給されなかつた。畿内に於ては既に承和元年、十二年一班と定められて、而も上述の如くであり、延喜二年に諸國も同じく十二年一班としたが、遂に行はれなくなつたのである。

斯の如き状態故薩摩兩國の如きは、延暦以後どの程度に實施せられたか疑

平安朝時代末に前國の庄園多き理由

間であり、殆んど行はれずして、幾程もなく舊來の墾田状態にもどり、地方豪族の兼併に任せたと想像しても差支へあるまい。これが平安朝時代の末薩摩兩國の殆んど全部が庄園となつた最大の原因でなければならぬ。而して他國の如く小庄園として分立せずして、早くより正八幡宮領と島津庄との二大庄園の對立となつたのも、恐らく之が原因で、古くより各郡に割據し、多くの墾田を私有して來た郡司、或は同様の豪族が、有力なる社寺、或は權門に其の地を進めて、一は以つて國司の不法なる侵害を防ぎ、一は以つて子孫永く其の地を失はざらんと努めた爲と考へられる。斯の如く當地方は大庄園の發達に好都合なる條件を具備して居たと云へるのである。

島津庄の起原

「島津庄の起原は、後一條天皇の萬壽年間、太宰大監平季基が、その弟平判官良宗と共に、日向國諸縣郡島津の地に來り、無主の荒野を開發し、墾田若干を得、之を宇治關白賴通に進めたのに始つて居る。」開發當時の文書記録は「一も殘存して居ないが、正應元年六月の島津庄々官言上狀に、庄號以來二百六十餘歳」と云ひ、また、

島津本庄者萬壽年中、以無主荒野之地、令開發、庄號令寄進、宇治關白家以降、長

元年中奉崇伊勢太神宮依神告宇佐八幡已下五社爲鎮守令建立七堂伽藍稱其題額於常樂寺此外諸寺諸山御願寺其數惟多。

とあり更に建暦三年四月の長谷場文書に御庄建立主平大監季基朝臣之御子息平五大夫兼輔朝臣と見えるから立庄の事情の大體を知ることが出来る。而して三國名勝國會に據れば神柱神社古棟札に萬壽三年平大監季基を見え同社舊記に神柱大明神右萬壽三年丙寅正月廿日平朝臣平大監季基卿領當地移住之日所崇也同年九月九日神柱造立伊勢内宮也など載せ尙ほ弟良宗は庄を始良に開きて八幡社を建てたがその八幡社所藏古鏡の背銘に長久四年平判官とあり花押を加へて居ると傳へてあるが何れも當時の物か否かは詳かでないが始良の八幡社の文明十二年の肝付兼連再興の棟札にも長久四年建立と載つて居る。

此等に據れば立庄の年代は萬壽三年かと考へられるが類聚符宣抄萬壽三年三月廿三日の太宰府の解に從五位下行大監平朝臣季基と見え翌四年九月四日の太宰府の解にも同様に從五位下行大監平季基の名が見える故季基は三年三月より四年九月頃には太宰府の大監であつた事は事實であるから本

庄は大體に萬壽年間の開發とする事に大して支障はなからう其の後日本紀略長元三年正月廿三日の條に召太宰大監平季基令候左衛門陣と載せて當時季基は上京して居たので島津庄を關白頼通に寄進し或は神柱神社勸請など皆此の上京中に決められたものでなからうか。

この事はその前年八月二日に大隅の人良孝が色革等を右大臣實資に贈つて居る事と同様當時地方人が中央當路の大臣權貴に自ら接近して恩顧を蒙つた一般的の傾向を窺はしむるに足るものである。殊にこの頃は頼通の全盛期であり此の後四十餘年後三條天皇が庄園を御整理あらせられんとして庄券を召されし時頼通が五十餘年君の御後見を仕う奉りて候ひし間所領持ちて候者の強縁にせんなど思ひつゝ寄せたび候ひしかばさにこそなんども申たる計にて罷り過ぎ候き。なんぞう文書かは候べき唯それがしが領と申候はん所の然るべからず確かならずと聞召され候はんをばいさゝかの御憚り候べきと強辯してさすがの聖主も前大相國の領をば除くと宣下あらせられたと傳へられてをり島津庄は實に其の一つであつた事に違ひない。

島津の地は日向國諸縣郡にあつて島津驛を置かれた處で今の日向の都城

寄郡

附近を指し、郡元の地が本庄のあつた處と考へられて居る。平季基は其の後、三俣院を領し、其の隠棲の地、箸野と云ふ所も今に傳へ、又神社も明治六年までは梅北村益貫に鎮座し、常樂寺の跡は都城の東北横市に残つて居る。此等から考へると、建久圖田帳に日向島津庄中一圓庄とある三俣院七百町、島津院三百町は勿論、北郷三百町、中郷百八十町、南中郷二百町等も、最初から、或は去る事遠からざる時代に、此の庄園に含まれたかと思はれるのである。

〔其の後に於ける擴張の次第は之を詳かにし難いが、大隅半島に於いては肝屬氏薩摩に於いては伊作氏一族が其の所領を以つて之に寄せ所謂寄郡となつた事が、遂に三州の大半を併吞する最大原因と考へられるのである。〕よつて次に此の平季基や肝屬伊作兩氏の事を考へて見よう。

平季基の出自

平季基の出自については、明記したものが殆んどないので、其の名の季の字と時代とから出羽守季信の弟かとも推定せられてゐるが、季信は親信の兄であつて、此の兄弟は信の字を通字として居るのだから當らない様に思ふ。殊に堂上平家の子弟ならば、早逝でない限り、太宰大監などで其の榮達が止つたとは考へられない。仍て、やは眞鏡西平氏の一族で、之より前男名を襲かした

平爲賢

平爲賢の一族かと思はれるのである。併し池之上系圖に季基と爲賢とを見第とし、共に伊作平二貞時の孫、太宰大監良元の子とするが如きは、時代を誤るものであつて採り難い。しかし斯様な系圖の存するを見れば、同一系統であつた何等かの所傳に基くと想像せざるを得ないのである。

その中爲賢は刀伊賊入寇の際、偉功を樹てた人であつて、朝野群載の寛仁三年四月十六日の太宰府の解には、散位平朝臣爲賢と載せ、小右記には、

太宰注進成勳功者散位平朝臣爲賢、前大監藤原助高、倭仗大藤光弘、藤原友近、友近隨兵紀重方以上五人、警固所合戰之場、相戰者雖數、賊徒正中、伴爲賢等、矢と載せて居る事から、此の役で最も大功を樹てた人である事がわからう。此の爲賢は、尊卑分脈に、

國香 繁盛

平大夫 從五下
維禱 爲賢
三守流

と載せ、常陸大掾系圖にも同様に記して、爲賢を三守伊佐下妻眞壁の祖として居る。この三守は常陸國筑波郡の地名で、父維禱は此の地に在つて、水瀨大夫と稱せられ、伊佐は同國新治郡の地名で、下妻眞壁も其の附近である。よつて爲賢の裔は常陸國伊佐地方に榮えた事がわかるが、前述の如く鎮西に偉功を

平爲賢と鎮西

樹てた爲に、西國に於いても多くの所領を得た事は、同時に勳功のあつた人々と同様であつたらう。而して今昔物語集十卷二に、豊後の講師某が上京の際海賊に襲はれた時、僞つて伊佐入道能觀と稱し、既に年八十、東の度々の戦に云々と云つた所、海賊共遙かに之を聞き、伊佐の平新發意かと怖れ逃れたと載せて居る。伊佐の平新發意とは勿論爲賢であつて、此等の話から爲賢が東國と西國とを往來し、其の武名は海賊どもにも知れ渡つて居た事が察しられる。

肥前藤津庄惣追捕使伊佐平次兼元

此の爲賢の後裔、鎮西伊佐氏に肥前藤津庄惣追捕使伊佐平次兼元兼平がある。その子が有名なる密殿上人覺鑿であつて、根來寺血脈根嶺拾遺記傳法院傳錄、密殿上人行狀記、大傳法院本願上人御傳等に其の傳記を載せ、其の父祖が異賊襲來の際、空戸黨を率ゐ、弓箭の妙を盡して賊を退けたと云ふのは、年代を誤つては居るが、爲賢が刀伊賊を退けたのを指したものである。而して一方、薩摩の諸系圖には此の伊佐平次に似た人に伊作平次と云ふのがあつて、薩摩の平姓なる川邊嶺娃給黎薩摩別府掛宿知覽阿多等諸氏の祖となつて居る。其等の系圖には九州の總追捕使として薩摩の三州及び肥前國を領すと載せて居るが、その肥前と云ふは前に述べた肥前の伊佐氏を指す様に思はれる。

伊佐平次と伊作平次

伊佐氏と伊佐郡

伊作は伊佐と音が似て居るが、伊作は伊作なる地名を負ふたものであり、其の伊作と云ふ地名は、尠くとも延喜式以前からの郡名である。故前述の伊佐氏から起つた名稱ではない。果して然らば、伊佐平次と伊作平次とは別人か。しかし古の郡司の後裔と考へられ、夫々郡名を名乗れる川邊以下阿多の諸氏が、總べて平姓であつて、兄弟叔姪の關係を有し、平安朝時代末期に至つて突如として發生する事は甚だ怪しむべきである。尙ほ此等の諸氏は系圖に於てのみならず、此の後の文書記録に平姓として居る事は確かな事實である。而して、一方これと關聯して考ふべきは薩隅の北方に後世伊佐郡なる地名のある事である。此の郡名は和名抄は勿論、建久圖田帳にも見えないが、或は伊佐氏の私領たりしより、何時しか伊佐郡なる私稱が起つたものであらうか。果して然らば、伊作氏等は、其の名稱の類似より伊佐氏に附會して平姓と稱するに至りしものか、或は伊佐氏の武名を慕ひて其の家人となり、以つて平姓を稱するに至りしか、或は事實平姓たりしか、何れよりするも、爲賢、季基等と密接なる關係があつたと見なければならぬ。

伊佐氏と平氏と島津庄

また肥前伊佐氏と當國平氏と、島津庄と三者の間に一筋の脈絡を認めなけ

伊佐氏を將門の族裔とする

ればならないのは、前述の覺鑿上人の諸傳記の多くは伊佐氏を平姓とし、相馬將門の族裔としてゐることである。これは將門の名が天下に高きより、爲賢を其の一族としたのであつて、大傳法院本願上人御傳には、相原天皇苗裔太宰少貳純朝末葉と載せ、密嚴上人行狀記には、相馬將門の屬胤太宰少貳純朝が末葉として居る。純朝は純友であつて、後世更に平姓にして藤原純友なる系圖が出来たのであるが、これは將門と純友と殆んど同時に反し、相互に聯絡のあつたと云ふ俗説より出發し、九州の事でもあり、太宰府の官人の裔など云ふ事より、純友を聯想した譯なれど、此の誤謬は薩摩平姓にも行はれ、前述の伊作氏を純友が弟遠純の裔ともして居るのである。又長谷場氏は圖田帳所載鹿兒島本郡司平忠純の裔であつて、明白に平氏であるが、其の系圖には、藤原純友の男直純の後とし、この系圖及び長谷場文書に、飲肥南郷が古く春日社領たるによつて、南都一乘院に下知せしめ、その辨濟取納使職を掌つてゐた事を載せて居る。これも肥前伊佐氏薩摩伊作氏等と同様、將門純友の聯想より誤つたものに過ぎないのである。有馬矢上の諸氏も同様であるが、殊に長谷場及び此等の氏は鎌倉時代以來純の字を通字とするが故に、一層深く純友の裔と信じ、

長谷場氏の出自

伊作平次の後裔とする川邊、額娃、給黎、薩摩別府、埴宿、知覽、阿多等の諸氏が皆平氏とするに反し、此等長谷場、有馬等の諸氏は後世藤原氏に變つて居る。しかし長谷場氏等が純友以來代々純の字を實名の一字として居ると云ふけれど、兄弟が實名の一字を同じうすると云ふ事は、純友の時にもあるが、父子通字の現象は平安朝時代末期以後の事であつて、斯くの如く古く溯るを得ない故、誤謬である事が明白である。

寄郡の起原

(以上の如く薩摩の諸郡司は、後世或は平氏と云ひ、或は藤原と云へど、何れも伊佐氏の影響を受けたものであつて、果して血縁を受けたものか否かは詳かでない。平爲賢の流を酌み、而して何時頃よりか島津庄の配下に屬したものである。此が寄郡の起原である。しかし何等かの緣故によりて、長谷場氏が飲肥南郷を領して居る如く、他郡の辨濟夫、收納使を兼領するものも多く、これは圖田帳に飲肥南郷百十町とあるに相當し、日向國宮崎郡内に存して、やはり島津庄寄郡であつた。

肝屬氏

伴掾館跡

肝屬氏も亦長谷場氏と同様、古くは鹿兒島郡に住すと傳へられ、其の遺蹟は伊敷村に伴掾館跡として今に残つて居るが、一方島津勳功記に、長谷場氏と同

族なる矢上有馬等の諸氏を鹿兒島郡司の家とし、大友純友の子孫と載せて居る。長谷場氏は圖田帳に照して鹿兒島郡司であり、純友の子孫と云ふのは前述の如き理由に基くのであるが、何故に本書は之を純友を藤原とせずして大友とするのであらうか。此等を思へば肝屬長谷場等は元來同族にして此の地方の豪族であつたのでなからうか。肝屬氏は大伴氏と稱し、其の系圖に、大友天皇（即ち弘文天皇の皇子餘那足始めて伴姓を賜はり、七世を傳へて伴掾大監兼行に至り、始めて當郡神食村に居り、其の曾孫兼俊に至つて大隅國肝屬郡辨濟使となり、長元九年彼の地に移ると載せ其の居所と傳へる伴掾館は、後世長く残り、其の後、長谷場六郎久純の二男伊敷彌次郎忠純が居たと傳へられ、また長谷場の舊宅地は鹿兒島内之丸小路邊と諸家大概記に載つて居る。此等から考へても、肝屬氏と長谷場氏とは同族であつたらしく思はれるのである。肝屬氏の出自については諸説あつて詳かでないが、兎に角伴姓と稱し、大友天皇の子孫と信じて居た事は事實で、後世に影響する所が多いのである。而して肝屬氏系圖に據れば、兼俊の父兼貞は島津庄の開發主平季基の女を娶り、島津庄の庄官となつたのは其の讓與に因ると傳へられて居る。且つ系圖に據

平季基と肝屬兼俊との關係

肝屬の一系

れば長子兼俊は肝屬に移つて肝屬太郎と稱し、次男兼任は萩原次郎と稱し、三男俊貞は安樂三郎、四男行俊は和泉四郎と云ひ、五郎兼高は齋宮介となり、神社の祀事を奉じ、これが梅北氏の祖である。しかし兼俊の母は阿多氏と云ふ傳もある處を見れば、末の子のみ季基の外孫であつたらうか。しかし此の兼高も舊記雜錄には梅北西生寺内山王社の古板に、仁安二年（歲次）三月三日（庚子）造立之爲、大施主、且那散位、伴朝臣兼高并藤原氏とある故、兼貞の子としては年代が符合せない。よつて季基の後には其の男平五太夫兼輔が家を嗣（傳）ぎ肝屬氏の一族兼貞が其の讓りを受けたのは、もつと後の事であつたらう。

以上は何れも島津庄の起原とその發達に重大なる關係を有する氏々で、其の根本は爲賢の偉功に原因すると思ふが、爲賢が何故に鎮西に下つて居たのか、また戦功を樹てた後の行動はどうであつたかなど云ふ事等は、以上に述べた以外、全く不明である。なほ其の後裔系圖の確實なる物は、一も殘つて居ないが、爲賢と同じく刀伊賊を撃つて戦功のあつた者に平爲忠があり、又季基と同時に從五位下行大監平成信がある。其れ等太宰府在任平氏の血縁は詳かに出來ぬが、職原抄に見ゆる如く、大監以下は府中有縁の輩を任ずるのが常で

平爲忠と平成信

府官

あつて之を府官と云ふのである故此等は同じく平氏の内でも特に血縁の近い人であつたに違ひない。而して鎮西に於いては府官の勢力が絶大であつたから、季基は其の府官たる上、軍功大なる鎮西平氏の勢力を背景として島津庄を占有し、更に其の上京中巧みに攝關家に取入り、之を攝關家に進めて、其の御領なる名のもとに附近の地を經營したと想像されるが、それは島津附近の日向諸縣地方だけで薩隅に勢力を伸ばすを得たのは、前述の土豪が爲賢の武功を慕ひて、其の一族となり、家の子となつて、平姓を稱し、或は伴氏の如く、女婿となつて、其の麾下に屬したからである。所謂寄郡なるものは斯くして出来たと考へられるのである。

島津庄寄郡の發展

寄郡の性質

此の寄郡と云ふのは諸國にあまり例を見ない。弘安七年七月一日の關東下知狀に、島津庄三箇内云本庄云寄郡云私領所務各別也本庄者領家一圓之地寄郡者半不輸と見ゆるのに明かなる如く、本庄即ち一圓庄は、後述の如く、社寺を本家とし、全く租税を出さないのである。島津庄々官の言上狀に見ゆるが如く、三州全體の負擔である正八幡宮の造替料さへも之を拒んだのである。之に反して寄郡は租を半ば輸する土地で、庄園と國衙とに兩屬の姿であつた。

郡司と辨濟使

蓋し薩隅の地は延暦に至つて初めて置田したが、それは國府附近の地のみで、他はやはり墾田狀態を繼續し、其の郡司が上古以來之を支配して居た故其の意志によつて容易に其の支配地を擧げて庄園に附屬し、其の辨濟使となつて、從來より有利に活動する事が出来たと思はれる。それは丁度正宮領中の不輸租田に對する輸租田の如きものであつて、建久の圓田帳に爲半不輸、正稅官物者辨濟國衙也と説明するに似たものと考へられよう。

薩摩國內の島津庄

寄郡を一圓庄となす

而して建久圓田帳に據ると、薩摩國內島津庄は、全部で二千九百五十五町二段であるが、一圓庄は六百三十五町に過ぎぬ。この内伊作郡二百町、日置北郷七十町、同南郷内外小野十五町計二百八十五町は沒官御領と註して居る。此の伊作以下の地は伊作平次以來當地方平姓の所領であつて、島津庄の寄郡であつたが、阿多氏の叛によりて、阿多郡と同様沒官領となつたものである。而して鎌倉時代の初め文治の頃には、其の一族なる平重澄なるものが、此の地を領して居たが、文治三年三月に、之を島津一圓庄として寄進して居る。その寄進狀に

先祖相傳所領三ヶ所事。在管薩摩國內。伊作并日置北郷、同南郷外小野。

右件所領田畠等者、年來島津御庄寄郡也、而天下騷動之間、公私爲軍地、人民百姓併逃散畢、然問庄國兩方課役如何、可令勤仕哉、於于今者、令寄進一圓御庄御領、致安堵計畢、有限於年貢所當物等者、重純沙汰、追年無懈怠、可令運上京都之狀如件、但爲後代證文、於下司郡司、惣公文職者、重澄以子々孫々不可有相違旨、爲被成下御下文勤狀以解。

と載せ、又翌四年十月の立券言上薩摩國寄郡内殿下新御庄四至事の文書に、右依平重澄寄進證文被成下政所御下文并國司廳宣畢とある故、これが許可された譯で、圖田帳に日置北郷七十町 本郡司小藤太貞澄と載せたる貞澄は此の重澄の子であらうかと考へられるのである。

其處で薩摩國內の島津一圓庄であつた地は、古くは結局和泉郡だけである。而して此の和泉郡は前述肝屬兼貞の四男平季基の外孫四郎行俊の後裔なる和泉氏が下司であつた地であるが、始祖成房の時和泉庄辨濟使及び下司職となつたと云ひ、その成房は圖田帳に見ゆる小大夫兼保の曾祖父に當るのである故、萬壽よりは餘程後の事であり、猶ほ最初から一圓庄であつたかも知疑はしむ故、薩摩の島津庄は長く寄郡の狀態であつた事と察しられよう。

大隅國內の島津庄

次に大隅國では、圖田帳によれば寄郡が七百十五町八段三丈で、新立庄と云ふのが深川院財部院多爾島の三所にて七百六十町であつたが、同帳に件の三ヶ所は保延年中より以後の新符にて國務に隨はずとある故、萬壽以後百十年の後、勅符を賜はつて一圓庄に加へたものであつて、大隅内の島津庄も其れ以前は全部寄郡であつたに違ひない。尙ほ寄郡に關しては、圖田帳に

付去仁平三年御庄方檢注帳進之御庄官等檢田入部時滿作年者貴居活田付之辨濟所當物不作年者雖遂檢田不幾數國衙訴也
と見える、仁平は保延より更に十數年後である。

日向國內の島津庄

日向に於いては、建久圖田帳に、一圓庄は北郷三百町中郷百八十町南中郷二百町救仁郷百六十町財部郷百五十町三俣院七百町島津院三百町吉田庄三十町計二千二十町寄郡は一千八百十七町、諸縣の外、臼杵兒湯宮崎の諸郡に亘り、その最も大なるものは、飯肥北郷四百町があるが、即ち一圓庄は總べて諸縣郡内故、島津三俣兩院を根據として次第に附近に擴げられた事が察しられる。

その中、財部郷百五十町と云ふは大隅財部院百餘町とは別で、後者よりも早く本庄に屬したのであらう。同地方にて院と郷とによつて所屬を別にしたも

一圓庄は諸縣郡内に

のには、一圓庄なる救仁郷百六十町と、寄郡に屬する救仁院九十町とがある。救仁郷の方は肝屬兼俊の二男兵衛佐兼綱の裔が之を領して、後に北原氏と云ひ、救仁院の方は平姓の人が領主であつた。これ等によつて、或は伴姓は一圓庄と關係極めて深く、平姓は寄郡と縁故の深い事が察しられよう。

以上鳥津庄は薩隅日三州に亘り八千町を越へ、三國總田數一萬五千町の半數以上を占め、日向國內の一圓庄のみにても二千町を越えて居る。これは當時に於ける攝關家の勢力の如何に大なりしかを語るものであるが、此の鳥津庄を多く殿下御領とあるけれど、その實攝關家は領家であつて、其の上に本家があつた事も鳥津家文書長谷場文書等に見えて居る。しかしその本家が何處であつたかを載せたものは少いが、長谷場系圖に「薩隅日州上古者、依爲春日社領南都一乘院令下知畢とあるを見れば、春日神社が本家であつて、一乘院が之を掌つて居たと見ねばならない。要するに攝關家では免租地とする爲に、之を其の氏神たる春日神社に奉り、自家は領家として之を支配したものと考へられるのである。

鳥津庄官富山氏

次に鳥津庄衙に居り領家の命を受けて庄の事務を司つて居た氏は富山氏

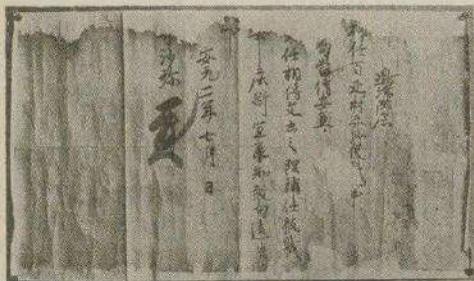
鳥津庄の領家と本家

であつて、其の系圖に據れば、藤原氏を稱し近衛氏の一族となつてゐるが、勿論信用することは出来ない。また同系圖に其の一族にして禰野を稱したのももあり、その一族勾當僧安兼が安元二年百疋村辨濟使に補せられたこと富山氏文書に見える所である。

吾妻鏡文治元年七月の條に、「日向國住人富山二郎大夫義良以下、鎮西輩之可爲御家人分者と載つて居て、その勢力の大であつた事が窺れる。

次に各地に在つて庄務を執る者には辨濟使があり、土地によつては下司がある。彼等は多く國衙に對しては郡司である故、薩隅では多く郡司院司とあるが、日向の如き廣大な郡では辨濟使が幾人もある故、多く此の職名を用ひて居る。但し、圓田帳薩摩郡の條に、火同九十四町、鳥津御庄方辨濟使、天來院の條に、辨濟使分五十五町、本地頭在廳種明、牛屎院の條に、幸万五十五町、鳥津御庄方辨濟使等見え、又長谷場文書には收納使なる職名を載せ

辨濟使と下司



第三十圖 百疋村辨濟使補任富山元氏所藏

て居るが、島津庄收納使同辨濟使とも、辨濟使并取納使とも、辨濟夫取納使ともあるので、殆んど同一のものであつたのであらう。

〔注一〕 小右記

〔注二〕 畷管抄第四

〔注三〕 長谷場文書に、「御庄建立主平大監季基朝臣之

御子忠平五大夫兼輔朝臣之時」云々と見える。

〔注四〕 舊記雜錄前編卷二

第九章 在廳官人と郡司の擡頭

薩隅兩國は、邊陲の地に在る關係から、和氣清麻呂の大隅流謫の如く、貴顯の流罪になつて來る者が多く、天平寶字五年に龍田真人が多嶺島に流され、弘仁三年には僧良勝が多嶺島に、貞觀八年には伴春範が薩摩に流された如きは、其の著しい例である。下つては永曆元年に前出雲守源光保、其の子備前守光宗が薩摩に流され、治承元年には平判官康頼丹波少將成經、僧都俊寛が鬼界島に流されてゐる。

而して薩隅兩國は中國であつて、其の國守は正六位相當官であるが、天平十年周防國正稅帳に、大隅守正七位下勳十二等大伴宿禰國人、椽正六位下土師宿禰山麻呂、史生大初位下日置造三立と見え、その位階は低くかつたらしい。從つて五位以下の任免は國史に記載されないのが常例であるから、兩國々司の任免は特別の場合の外は多く之を知ることが出來ない。養老年間に隼人の爲に殺された大隅守陽侯史麻呂の如き、或は萬葉集所載の薩摩目高氏海人や隆豐禪師傳所載の薩州大守藤原重命の如き、特別の者の外は、左遷されて兩國

貴顯の流謫

薩隅兩國の國司

左遷されて薩
隅兩國の國司
となつた人々

に國司となつた者を知るのみである。天平寶字七年に禮部少輔中臣伊加麻呂が大隅守に左遷され、天平寶字八年に従五位上大伴家持が薩摩守となつてゐるのも、その翌年太宰少貳紀廣純が左遷されて薩摩守となつたのと併せて考へる時には、家持も何等かの理由によつて左降されたのでなからうか。寶龜三年中臣習宜阿曾麻呂が大隅守となつたのも左遷に據るものであらう。天長元年には坂上清野が薩摩守となり、承和九年主殿首淡海豐守が大隅權掾に、主膳正丹墀繩足が薩摩權掾に左遷されてゐる如き皆それである。

國司の地位

國司は一定の任期を以て任國に赴き、國政を執掌するのである爲め、よしその官位は中央から見ても低いとしても、地方に於ての威力は絶大なものであつた事は云ふまでもない。地方譜第の豪族たる郡司の如きも、その威望に壓せられてゐたが、國司には一面また、その地位を去ると共に、在任中折角扶植した勢力が新任の國司によつて覆されるので、前司は却つて土着して地方の豪族となる者があり、又地方の豪族も、權門に接近し、その勢力を藉りて地方の豪族となつて國司に對抗する傾向が生じて來た。然るに中央に於て地方政治の刷新に力め、年官年爵に依り、實官成功を事とする様になれば、國司と雖も、益々そ

國司の廢損
と在職官人

太宰府官人を
以て薩隅兩國
司となす

の事務を執らず、京都に在つて、たゞその收入を受けて、所謂遙任の國司となるのである。さなきだに私曲を營む風の盛であつた國司は、これに乗じて益苛歛誅求を擅にするのが一般の風潮であつた。まして上述の如く、薩隅兩國に左遷されて國司となるものあつた事と相俟つて、國守が自ら任國に赴いてその國政に力を致すことをなさず、國司代を置き、或は掾以下のものが實際に權力を大にして來る様になる事は想像に難くないであらう。而して平安朝時代中期以降は、薩隅の國守は鎮西の他の諸國と同様、太宰府の官人から轉補されるものが多かつたらうと考へられる。類聚符宣抄に、承平五年、太宰府の大監であつた正六位上藤原作則が去る承平三年貢綿使として入京したが、新に太宰府の掾によつて薩摩守に任補された事が載せてあり、肝屬系圖に見ゆる伴掾大監兼行の如きも、國の掾であり、太宰大監であつたと考へられ、更に大隅守菅野重忠が太宰府に於いて筑前人大藏滿高に射殺された事などから見て、太宰府と鎮西諸國の國司との關係、又は鎮西の國司が太宰府に長く滞在してゐた事が察しられるのである。こゝにも亦在職官人の張行を促す原因

文書に見ゆる
大隅國司

が存するであらう。
令の規定によれば中國たる大隅薩摩兩國は守一人掾一人目一人史生三人となつてゐるが、いま文書に現はれた大隅國司の二三を擧げると、

天承元年 大介中原 權大掾建部藤原 目酒井

長承二年 守中原俊信 大掾建部清藤原平補 目酒井末忠

保安二年 權大掾建部清

保延四年 國司代中原

平治元年 權大掾紀楡前 目大中臣

應保元年 國司代勾當源 權大掾楡前建部 目大中臣

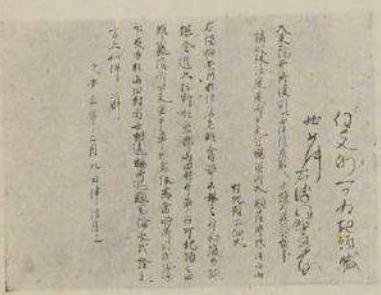
等である。國分氏文書天養三年久安二年正月のものに、薩摩國の留守所に下した廳宣に大介藤原朝臣が署判し、又保安二年十月の禰寢文書に大介中原朝臣の署判が見え、臺明寺文書嘉應元年十月九日のものにも、大介中原朝臣が大隅國の留守所に命を下して居る。降つて禰寢文書文永五年七月の廳宣にも、大介藤原朝臣が大隅國留守所に命を下してゐる。この大介とは國守と同様な職掌を有するものであるが、之には説があつて實例によるに、少くとも國司の大

大介

官にして、地方に赴任した所謂受領なるものをいふ場合、即ち遂任の守に替つて國務を執る上席の國司をいふもの、公卿が年給によつて賜つた知行國の守または權守が國宣に署判する時自らこれを稱した場合、或は祖先や父が介であつたのを世襲して自ら大介と稱した場合等がある。併し、右の諸例にも明かなる如く、庄園關係の文書に多く見えて、庄園の發達と相關聯する知行國の大介を最も普通と考へられるのである。大隅の掾は一人である可きに、右の

權大掾

大目と目代



第四十圖 信房解狀所藏(入來重賢所藏)

例で二人あつて、而も何れも權大掾と載せたるを思へば、正規のものでなく、且つ同姓のものが屢に命されて居る處を見れば、恐らく國人から權りに任補されたものと考へられる。斯の如く在廳官人が國政の實際に當り、又それが世襲となつては、在廳官人の勢力の増大するは當然である。目は後に大目とも稱し、更に目代を置き、入來院文書久安三年伴信房の解狀にも、目代が車内村を領してゐたことが知られる。薩摩國の圖田帳には權掾

藤原朝臣權掾伴大目大藏權大前及び目代右馬允藤原の五名が連署して居る。何れも本文には在廳と載せ、國內の郡司名主等を兼領して居た。

この建久の薩摩國圖田帳にある權掾伴は在廳師高であつて、高城郡内吉枝十九町武光三十三町五段万得十五町の名主であり、同郡温田浦十八町の下司である。なほ東郷別府内吉枝七町の名主である故計九十一町五段を支配して居た。次に權大前は在廳道友であつて、東郷別府の社領二町の下司、時吉十五町の名主であり、宮里郷社領七町五段の下司、入來院郡名分二十町を本郡司として受け、那答院時吉十五町の本名主、領島上村二十町の本地頭、伊集院大田五町寺脇八町時吉二十五町の万得名主である故計二百十五町二段の支配者であつて、在廳として最も勢力があつた。次に大目大藏は在廳種明であつて、阿多郡久吉百四十五町四段の本名主、高城郡三郎丸十町の名主、薩摩郡若松五十町、永利十八町の名主、入來院社領十五町の下司であつて、更に同郡辨濟使分五十町五段の本地頭として受け、猶ほ額娃郡三十四町七段の本郡司で、計三百二十八町五段の領主である。次に權掾藤原朝臣は在廳家弘で、薩摩郡是枝九町の名

建久年間の薩摩在廳官人

主であつた。

大隅國圖田帳には大判官代藤原諸司檢校散位大中臣田所散位建部宿禰稅所散位藤原朝臣目代源が連署連判し、更に權大掾伴權介清原同藤原同藤原同伴同小野氏祐同大中臣同平同大中臣同大神同藤原朝臣同秦惟康同大中臣朝臣爲則同惟宗朝臣等が連署して居る。斯く權介が十三人も何時出來たのか、何をして居たか、全くわからないが、他國にも斯様な例が多く見られる故同様地方政治の紊亂の状況を如實に示すものであり、又國人であつた事は云ふ迄もなからう。しかし名譽職の如きもので、國府の實權は更にその下の在廳官人が握つて居たと考へねばならぬ。

大判官代諸司檢校田所稅所等は、古くからの在廳官で、天承元年の文書には大介中原朝臣の次に、大判官代藤原大判官代惟宗諸司檢校縣宿禰稅所檢校建部の連署を載せ、次に惣檢校として、任用目酒井權大掾藤原同建部が見え、長承四年六月の文書には、大判官代藤原惟宗建部諸司檢校縣宿禰稅所檢校建部を載せて居る。又これより前長久六年寛徳二年の文書に奉行として大頭藤原を載せ、又天喜二年の調所文書に主神司恒範等が見える、之等も在廳官人であつた。

建久年間の大隅國在廳官人

大判官代

諸司檢校

税所檢校

田所檢校

在廳官人にし
兼て郡司郷司を
兼ね

郡院郷庄の分
立

諸司檢校は建久九年の御家人交名に東郷郡司時房を載せ、連署に諸司檢校大中臣時房と見え、田所檢校は田所宗房と記し、連署に田所檢校建部宗房とし、税所檢校は税所篤用と記し、連署には税所檢校藤原篤用と載せて居る。此等によつて諸司檢校は古くは縣宿禰姓であつたが後に大中臣姓となり、東郷郡司を兼ねて居た。又税所は古く建部後に藤原姓に變り、岡田帳には曾野郡重富三十三町重武三町桑東郷松永七町を領して居る。曾野郡司も之と同族であり、河俣新大夫神主惣大宮司姫木大夫等も同族と考へられる。

田所檢校は古く權大掾、税所檢校などであつた建部氏で、岡田帳の連署には見えないが、本文中に權大掾近信を載せて居る。その他、禰寝郡司佐多氏正八幡宮執行等、皆建部姓である故、同族かと考へられる。

以上の如く薩隅兩國共在廳官人は、一方に於いて自身が郡司郷司を兼ねるが、或は同族に郡司院司郷司の者があつた事から考へると、根本は郡司の家で、それが國廳に仕へ、遂に在廳官人となつたらしく考へられる。

郡郷の制度は次第に亂れ、薩摩國は和泉郡山門院、真禰院、高城郡東郷別府、那答院、薩摩郡宮里郷入來院、牛屎院、鹿島日置、北郷、同南郷、日置庄、滿家院、伊集院、市

右近衛府藤

加治木町

家傳元長氏所藏
第三編・第七卷

諸司檢校

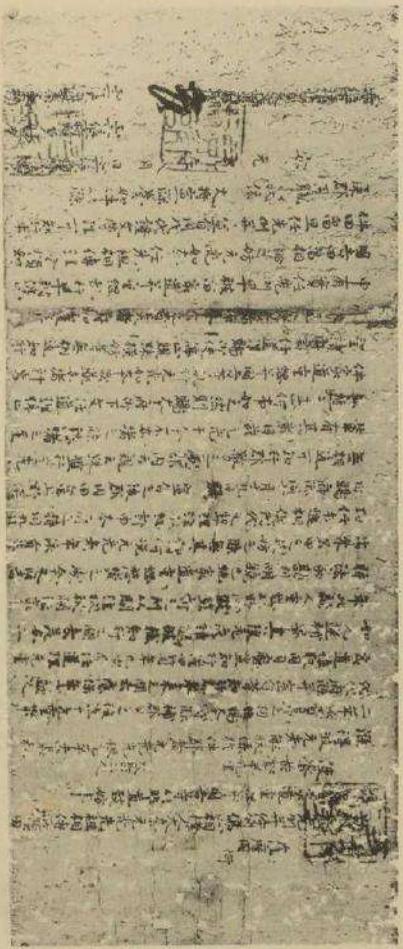
院所檢校

在職官人にし

院の
院の
院の

諸司檢校は建久九年の御家人交名に東郷部司時房を兼せ連署に諸司檢校大中臣時房と見え田所檢校は田所宗房と記し連署に田所檢校建部宗房とし院所檢校は院所爲用と記し連署に院所檢校藤原爲用と載せて居る。此等によつて諸司檢校は古くは院所檢校院所檢校は院所檢校藤原爲用と載せて居る。此等院を兼ねて居り、又院所は古くは院所檢校院所檢校院後に藤原姓に轉り院所檢校には曾野部重前曾野部重前曾野部重前と明承堂院所檢校明承堂院所檢校明承堂院所檢校を兼ねて居る。曾野部司も之と同族である。院所檢校は古くは院所檢校藤原爲用と載せて居る。その他細路部司佐多氏正八幡宮執行等皆建部姓である故同族かと考へられる。

以上の如く藤原兩國共在職官人は一方に於いて自身が部司院司を兼ねるが或は同族に部司院司の者があつた事から考へると根本は部司の家でそれが祖籍に於いて在職官人となつたらしく考へられる。



來院伊作郡阿多郡加世田別府河邊郡知覺院瀨娃郡指宿郡給黎院谷山郡鹿兒
島郡の廿七に區轄され大隅國は曾野郡小河院桑東郷桑西郷帖佐郡蒲生院吉
田院加治木郷繭寢院栗野院鹿屋院始良庄深川院財部院多福島横川院菱刈郡
串良院肝付郡下大隅郡の廿に分れて居た。

院の起原

この院と云ふのはもと役所のこと、倉院は即ち倉庫の事務を執る所であ
るが、延暦十年二月に諸國の倉庫の距離を十丈以上とし、場所の寛狭により、宜
しきを量つて之を置かしたるが、更に十四年間七月諸國新に倉院を建つる場
合には郷毎に一院を置き、今年の租税から新院に輸納せよと定められ、又同年
九月に至り、郷毎に正倉院を建てる事は頗る穩便でないから、彼此相接する比
近の郷には、其の中央に一院を置けと改められた。郡家以外、郡内の適當の地
に倉院を造つて租税を出納する爲、何時しか院は郡家と同等の地位を占め、倉
院の事を司る院司なる者が出來て郡司と對立するに至つて、遂には院司をも
郡司と稱するものがある様になつた。例へば、建久八年の内裏參勤文書（抄）に知
覺郡司莫彌郡司山門郡司市來郡司滿家郡司伊集院郡司と載せて居るが、これ
等は、其の實院司であつて、薩摩國圖田帳には市來院司僧某滿家院司業平牛尿

院司

院司元光山門院主秀忠莫禰院司成光等と記して居る。但し入來院本郡司在
廳道友禰答院本郡司熊同丸知覽院郡司忠益給黎院郡司小太夫兼保と載せた
處もある。又大隅では圖田帳所收の建久九年の御家人交名に小川郡司宗房
栗野郡司守綱等を載せ又圖田帳にも小河院郡司酒井宗方などが見える。此
等も其の實院司である。

郷は奈良朝時代以來の郷で郡の下に隸くものであるが次第に發展したも
ので後世正八幡宮領なる桑東郷桑西郷加治木郷及び新田八幡宮領なる宮里
郷の如き私稱の郷が発生した。尙ほ高城東郷日置南北郷等も庄園關係より
發生したと考へられるが此等の私郷も郡或は院と對立しその郷司は郡司院
司と對等の地位にあつた。薩摩の圖田帳には東郷郷司名主在廳道友宮里郷
郷司紀六太夫正家と載せて居り大隅の圖田帳にあつても桑東郷郡司大中臣
時房桑西郷郡司則貞加治木郷郡司大藏吉平と記し建久九年の御家人交名に
は東郷郡司時房加治木郡司吉平と載せて居る。久壽二年三月廿三日源某在
判の下文に下本田郷住人等定違郷司職事藤原兼綱云々とある本田郷も私郷
の一である。

私稱郷の發展

郷司

郡郷組織の變遷の理

阿多氏の勢力

和名抄所載の郡郷組織から以上の如き郡院郷庄の對立を見るに至る迄に
は幾多の變遷があつたに違ひない。最も大きな力としては正八幡宮領と島
津庄との増大のための社家庄官等の活動がありその他庄園を廻つての僧侶
神人の活躍がある。又太宰府の官人薩隅兩國の在廳官人郡司院司郷司等の
暗躍とがありそれに對する自家所領保全の爲の對抗とが絶えなかつた。そ
の内最も著しきは阿多氏の活動である。

阿多氏は平安朝時代の末期は平姓を稱して居るがそれは前章で述べた如
く伊作氏河邊氏等と同族であつて鎮西平氏の流を酌んだものである。而し
て保延年中阿多郡司であつた阿多平四郎忠景は後に薩摩權守に補せられて
頗る威を振つた。蓋し當地方平氏の總領であつたのであらう。その威力は
大隅にも及んだものと見え應保二年五月十五日太宰府裁を申請した臺明寺
文書に、

而今篤房雖爲篤定末孫不受繼郡司職私訴阿多平權守忠景以彼之武威乍置
相傳郡司分領半郡事僅及四五箇年之間謀計之心甚欲分取遂多年寺領田
と載せ又入來院文書の壽永二年八月八日伴信明の解文にも權門の庄園等を

忠景の弟忠友が押領したと云ふ事を載せてゐる。斯くの如く、此の忠景は武威を振つたので、保元物語に、

爲朝豊後國に居住し、尾張權守家遠をめのととし、肥後國阿曾平四郎忠景が子に、三郎忠國が婿と成て、君より給はらぬ九州の總追捕使と號して、筑紫を從へ。

とあるが、この阿曾は肥後國阿蘇氏ではなく、阿多氏を誤つたのであるとする説は、傾聽するに足るであらう。即ちこの平四郎忠景は阿多平四郎忠景のことであつて、前の本田氏文書の源某在判の下文は爲朝が下したものであらうとも説かれて居る。台記の久壽元年十一月廿六日の條に爲朝鎮西濫行と載せ、百鍊抄の久壽二年四月三日の條に、源爲朝豊後國に在りて太宰府を騷擾し、管内を威脅すとあつて、保元物語の記事の内容に就ては今詮議しないが、その年代に關しては合致してゐるのである。此の忠景の事は吾妻鏡文治三年九月廿二日の條にも、

平家在世時、薩摩國住人阿多平權守忠景依蒙勅、送電于彼島（貴海島）之間爲追討之、遣筑後守家貞家貞、將軍船、難及數度、終不渡風波、空以令歸洛云々。

阿多忠景貴海島に送電す

源爲朝と薩摩

と載せて居る。地方政治の紊亂と共に、東國の武士が所領の紛争を武力に據つて解決しつゝ、あつたが如く、西國の武士も同様であつたと見ねばならぬ。蓋し阿多忠景は勇敢なりし吾田隼人の後裔なる薩摩武士を率ゐ、一方薩摩權守に補せられたのであつた故、其の勢は可なり大なるものであつたらう。よつて、若し保元物語の平四郎忠景を、此の阿多平權守忠景と同人とすれば爲朝の九州に於ける活動の陰には、薩摩武士の後援が與つて力あつたと考へられ、更に爲朝が、保元の亂後捕へられて伊豆大島に流されたが、密に通れて南島を經略し、鬼が島を征服して、大里按司の妹を娶り、其の生む處の尊敦が浦添按司と爲り、遂に尙家の基を建てたと云ふ傳説（傳説）は何處まで事實であるか詳かでないが、若しこれをそのままに信用すれば、吾妻鏡に傳ふる阿多平權守忠景の貴海島送電も、其れと關係がある様に思はれる。

豊後冠者

猶ほ爲朝と關聯して考ふべきは、豊後冠者の事である。薩摩國圖田帳に、右件圖田注文、去文治年中之比、依豊後冠者謀叛、彼亂逆之間、被引失畢、仍大略注進如件。

と載せ、又新田八幡權執印文書の建久五年五月、弁申參箇條の一に、

御立用田百八十町事

右就同陳狀弁申云、件立用田之事、同所進解狀具也、而依豊後冠者義實追討、人民餓死之事者、一兩年之事也。

と見え、又日向國眞幸院草部重兼が文治二年正月十五日に進上せし狀に、謀反人豊後冠者義實、大夫義祐とあるが、これは爲朝の子上西門院判官代義實の事と考へられる。故爲朝の武威の名残と見るべく、又爲朝と薩隅との關係を語る傍證とする事が出来るであらう。

一方阿多氏は、其の後四郎宣澄の時に鎌倉幕府からその所領を召上げられた。島津公爵家文書の建久三年十月廿二日の頼朝の御教書に、

薩摩國住人阿多四郎宣澄所領、谷山郡伊作郡、日置郡南郷、同北郷、新御領名田等事、彼宣澄者平家謀叛之時、張本其一也、仍令停止、件職畢、早可令知行地頭職者、依仰執達如件。

とあり、これは前に引用した文治三年三月の文書、平重澄が島津庄寄郡内、伊作井に日置北郷、同南郷外小野を一圓庄に寄進したものと關聯するものであつて、薩藩舊記には、

按するに阿多四郎は本地頭なり、谷山二百町、伊作二百町、南郷の内にて、外小野十五町、北野七十町、新御領は文治四年十月より立券にて、一圓領の新庄に立合せて二百八十五町なり。北郷の郡司下司は平重澄なり、地頭は宣澄なり、此時止られ、忠久地頭となる、合四百八十五町、没官領となり、忠久の領知となれり。

と載せて居る。蓋し宣澄重澄は共に阿多忠景の一族であつたが、忠景の貴海島逐電後、平家に從つて所領を安堵された情誼上、源平合戦の際には平家に加擔し、共に其の所領を失つたものであらう。

これより前、阿多忠景が貴海島逐電後、平家では宿將筑後守家貞をして數度之を追討せしめんとした、が風波に妨たげられて功を奏する事の出来なかつた事は、前に引用した如く、吾妻鏡に傳ふる如くであるが、一面、これで、平家の薩隅本土の經營は功を奏したと見てよからう。而して其の後、一門忠度を薩摩守とした事は、有名な事である、勿論、遙任の國守であつて、當國には留守職として平盛俊を遣はして居る。入來院文書に、前越中守平とあるのが此の盛俊である。

平家の薩隅經營

薩摩守忠度

〔注一・二・三〕 靈明寺文書

〔注四〕 舊記雜錄前編卷二

〔注五〕 島津久厚男傳家文書

〔注六〕 中山傳信錄 國史略

〔注七〕 平家貞の貴海島追討及び文治年間の天野遠景

の貴海島征伐は、共に其の詳測を知るを得ない。これより前、長寛・承安の頃、南島十二島中、我に屬

する者五、屬せぬもの七と云ふ有様であつた。而して南島諸島中には、平家の諸將、境の浦に死せずして、南島に逃れ來つたと傳へて居るが、其の實は阿多平氏の事で、忠景等の來た事を斯く誤り傳へたものではなからうか。平忠景の貴海島に渡つた事も、その後、河邊通綱の南島に逃れた事も、吾妻鏡に照して、事實である故である。

第四編 守護時代

第一章 薩摩大隅の守護

平氏の没落と源氏の制覇、鎌倉幕府の創設と時代は變轉し、爰に始めて實質的の武家時代が現出することゝなつた。併しながら、既に平氏の残した遺制は社會の各方面に残存してゐたし、地方豪族にして平氏恩顧の者が少くなかつたので、鎌倉開府後の頼朝の最初に着手しなければならなかつた事は、地方に於ける平氏の遺孽の整理であり、之と同時に所謂家人制を確立して、地方武士の總帥としての地位を樹立することであつた。鎌倉幕府の施設の中には、平氏の諸制度を巧に善用し、その遺制を遵守し、否活用したものが多し。幕府存立の基本的施政であつた守護、地頭の設置すら、その前蹤を平氏の時に見ることが出来る。入來院文書や禰寝文書に、早く地頭として現れる豪族は、鎌倉幕府創設のそれではなく、前代に於ける地方地主の稱であつた。鎌倉幕府は之に新たに中央集權的勢力を賦與して新裝を粧はしめたといふことが出来る。

鎌倉幕府の創設と薩摩

る。薩隅目に於ては、この時を以て大體に於て二つの大きな變化を蒙つた。その一は元來この地方が平氏縁故の地であつた關係上、平氏没落の影響が極めて大きかつたことで、その二は島津氏の守護及び惣地頭の補任である。而してこの二つは前後相聯關して密接な關係を有し、殊に後者は七百年に亘る島津氏の施政の發端として後世に重大な關係がある。

没官領と地頭

平氏が薩隅殊に薩南地方に大きな勢力を扶植してゐたことは、既に前章で述べたが、これら平氏與黨の豪族の所領には所謂没官領として、頼朝によつてその恩顧の家人に與へられたものが多く、その他薩隅に惣地頭を賜はつた者には薩摩に千葉介常胤、鮫島宗家、島津忠久、後に相模の澁谷氏、二階堂氏があり、大隅に正八幡宮領地頭職を賜つた掃部助入道寂忍がある。後この寂忍の地頭職は正八幡宮神官の愁訴によつて廢せられたが、間もなく帖佐郷に肥後坊良西、荒田庄に山北六郎種頼、万得名に馬部入道淨賢の三人の地頭が補されたので、元久元年十月また正八幡宮の再訴に依つて之を停めた。

正八幡宮領と地頭職

源頼朝は文治元年十一月廿九日、諸國に守護を補任するの勅許を得た。併し鎮西に於ては直ちに各國に守護が任命されたのではなかつた。九州に於

鎮西奉行天野遠景

ては、文治二年十二月天野遠景が初めて鎮西奉行となつたが、この遠景は亦惣追捕使とも稱した。然るに文治三年九月九日、頼朝は島津庄に遠景の使者が惣追捕使の下知と稱して、猥りに庄家を寇凌するを禁止し、庄目代惟宗忠久即ち島津忠久を押領使として庄務を沙汰すべきを命じた。既に頼朝は遠景の如きを以てしては壽永擾亂の餘波未だ納まらない鎮西の施政が圓滑を缺くことを察知してゐたものであらう。故に遠景の鎮西奉行も永續しなかつたやうで、吾妻鏡によると、建久三、四年頃には既にその地位を去つてゐた様である。

島津忠久の島津庄下司職補任

島津氏の祖惟宗忠久は源頼朝の庶子と言はれ、すでに元暦二年六月、頼朝から伊勢國波出御厨及び同國須可庄の地頭職に補せられたが、同年八月十七日には、領家下文に任せて島津庄下司職に任せられた。次で之は文治元年十一月十八日、領家大夫三位家の下文を以て安堵され、翌年正月八日、又頼朝は忠久を信濃國鹽田庄の地頭職に補した。併し島津庄下司としての忠久の地位は未だ安定してゐなかつたので、同年四月三日には、頼朝は領家近衛基通の薨去に依つて、忠久の地頭職に動搖なからんことを庄民に誡める所があつた。こ

下司職と地頭職
千葉常胤

ここに先には下司職といひ、いま地頭職といふも、その實は同一と見做すべきものであらう。而して文治二年八月、島津庄寄郡の内、五箇郡郡司職は別に千葉常胤に與へられた。（注七）常胤は云ふまでもなく頼朝思願の大族で、平氏討伐の功勞に對する報酬としてであらう。然るにその代官紀太清遠といふ者、非違狼藉の行爲があつて、國司本家の下知に背いたので、同年八月三日頼朝は郡司職のみを守つて、越權の沙汰なからんことを命じた。（注八）

宋船の漂着

偶々この頃九州の沿岸に宋船の漂流があり、島津庄の海岸に着岸したものがあつた。舊例に依れば、かゝる漂流物はその漂着した領主の所有となるのであつたが、太宰府が之を沒收したので、島津庄々官は之を幕府に訴へ、幕府は鎮西奉行遠景に命じて、その處置の新儀たるを戒め、漂流物を庄家に與へたのであつた。（注九）前代に於ては、日宋の交通は比較的盛んであつて、主として太宰府を中心にしたことが行はれたが、この頃に至つても宋船の來航するものがあり、猶ほ時に南九州の沿岸にも漂流難破するものがあつたのである。（注一〇）一方、忠久の島津庄地頭職は舊族の勢力の猶ほ旺盛であつた所から、この當時暫くは極めて動搖が甚しかつた。文治五年七月、頼朝が泰衡追討の爲め忠久をして島津

島津庄地頭職と舊族の勢力の旺盛

源頼朝袖判下文

公爵 島津忠重氏所藏

續三五、一、類 續四六、三、類

源頼朝袖判下文

公爵 島津忠重氏所藏

續三五、一、類 續五〇、七、類

下河原と陸奥
千早常原

こに先には下河原といひいまだ地頭職といふもその實は同一と見做すべきものであらう。而して文治二年八月島津庄寄部の内五箇郡郡司職は別に千早常原に與へられた。常原はさきでもなく頼朝將軍の大旗で平氏討伐の功勞に對する報酬としてであらう。然るにその代官制を論議といふ者非遠氣新の行爲があつて國司本家の下知に背いたので同年八月には頼朝は郡司職のみを守つて越前抄抄たならんことを命じた。

史記の序

藤原朝臣時朝文の頃

藤原朝臣時朝文の頃

藤原朝臣時朝文の頃

藤原朝臣時朝文の頃

藤原朝臣時朝文の頃

藤原朝臣時朝文の頃

藤原朝臣時朝文の頃

あつた。舊例に依ればかかる漂流物はその漂着した領主の所有となるのであつたが太宰府が之を没收したので島津庄々官は之を幕府に訴へ幕府は鎮西奉行遠景に命じてその處置の新儀たるを成め漂流物を庄家に歸へたのであつた。前代に於ては日本の交通は比較的盛んであつて主として太宰府を中心にしたことが行はれたがこの頃に至つても宋船の來航するものがあり、船は時に南九州の沿岸にも漂流難破するものがあつたのである。一方船長の

下 伊勢國波出津尉



補任 地頭職事

右兵庫尉惟宗忠久

右件所者故出羽守長信並堂頼頼也而信並係教謀又令討軍仍任先例為令勤任公後所補地頭職也早為被職可致沙汰之状如件以下

元曆二年六月十五日

下 嶋津所下



下是任領家久三任家下又狀

以右兵庫尉惟宗忠久為下

司職令致店務事

右件店下司職任領家下又志入為彼職下令致店務之状如件店官宜承知勿違其

元曆二年八月十七日

阿多宜澄の没
官領

高津忠久薩朝
日の守護とな
る

庄々官の中、武勇の輩を關東に參着せしめたるに、庄内に惣地頭忠久の下知に
従はない者が多かつた程であり、又建久二年十二月十一日の頼朝の御教書に
も窺はれることである。^(註二)之に對して幕府は一方に於て、忠久に追従する者を
優遇し、その所領を安堵し、或は進んで所知を増す等の策を施したやうである。
建久三年十月、幕府は新たに忠久に對して、平家謀反人阿多四郎宜澄の没官領
谷山郡伊作郡日置郡南郷同北郷の新御領名田等の地頭職を知行せしめ、又建
久八年十二月、忠久を大隅薩摩の兩國御家人の奉行人として、次の三ヶ條に就
き沙汰せしめた。^(註三)即ちそれは、まづ兩國御家人をして内裡大番役を勤任せし
め、その二に人身賣買を禁遏し、第三に殺害以下の狼藉を禁じたことであつて、
以て國中の守護を嚴命した。この條項は後に貞永式目の第三條に於て、守護
の職能として、頼朝の時定められた事例と爲してゐるものと全く符合し、この
頃、忠久に守護の職能を與へられたことを示すものである。之と同時に、翌九
年二月、候肥南郷郡司名田鹿屋院弁濟使名田眞幸院郡司名田滿家院郡司名田
穆佐院郡司名田南郷弁濟使名田宮里郡司名田及び前掃部頭寂忍知行の惟隆
知行分も忠久に對して知行せしめた。^(註四)

島津忠久の所領

島津忠久の卒去

更にこの以後、忠久及びその長子三郎忠時に對して與へられた他の多くの所領所職を爰に一括して擧ぐれば、即ち信濃國鹽田庄、同國太田庄、津乃郷、神代郷、地頭職、越前國守護職及び同國土部庄（仁治三年和泉國和泉郡に換ふ）、並に久安保重富地頭職、伊賀國長田郷、地頭職、近江國興福寺庄、地頭職、讃岐國楠無保地頭職等であつた。（正徳四年）

而して之等の中には、承久の亂後與へられたものもあつた。かくの如くして、島津忠久（法名）は豊後守、從五位下を以て、安貞元年六月十八日辰刻、壽四十九にして鎌倉に歿した。（正徳五年）吾妻鏡に據れば、舊來脚氣の上に赤痢を惱んだことであるといふ。忠久が初め本田氏を薩摩に下し、尋で自ら山門院に下着したとして、それを或は文治二年といひ、或は建久七年であると傳へてゐる。島津正統系圖、忠久譜、島津國史等は、何れも文治二年八月二日を下著の日と爲し、山田聖榮自記は、建久四年八月二日鎌倉出發、建久七年八月廿三日山門院に入るとなし、都城島津男爵家所藏本田系圖は、建久六年八月一日下向としてある。而して忠久の出自及び薩摩下向に關して、今日最も信憑すべき資料たる山田聖榮自記、酒勾安國寺申狀は何れも室町時代の書にして、また承久三年六月忠久公西國御下向記なる記録に就ても、島津貴久が幼時坊津一乘院に修學の時、

島津忠久畫像

公爵 島津忠重氏所藏

原八七番 模二七番

この畫像はもと高山寺石水院に觀藏されたもので、絹本着色にして、右上に「高山寺」の印がある。

更にこの以後、忠久及びその長子三郎忠時に對して與へられた他の多くの所領所職を愛に一括して擧ぐれば、即ち信濃國鹽田庄、同國太田庄、津乃郷、神代郷、地頭職、越前國守護職及び同國土部庄（仁治三年和泉國）並に久安保、真富地頭職、伊賀國長田郷、地頭職、近江國興福寺庄、地頭職、讃岐國無保地頭職等であつた。而して之等の中には、承久の亂後興へられたものもあつた。かくの如くして、島津忠久（島津忠久）は五位下を以て、安貞元年六月十八日辰刻壽四十九にして、鎌倉（鎌倉）に歸り、吾妻鏡に據れば、（鎌倉）に赤痢を罹んだとのこと、島津忠久（島津忠久）は、忠久が初め、本田氏を養子と爲し、自ら山門院に下登したとして、それを或は文治二年といひ、或は建久七年であると傳へてゐる。島津正統系圖、忠久謂島津國史等は何れも文治二年八月二日を下著の日と爲し、山田樂榮自記は建久四年八月二日鎌倉出發、建久七年八月廿三日山門院に入るとなし、都城島津男爵家所藏本田系圖は建久六年八月一日下向としてゐる。而して忠久の出自及び薩摩下向に關して今日最も信憑すべき資料たる山田



島津忠久護狀

公爵 島津忠重氏所撰
第三、續頁三、一節

蘇渡
 清國地及東亞各埠
 在土府作生意
 中老 以公別 權
 之言行 下知此
 在限水以下知悉
 表報三月十六日
 曾慶年切

第三十二號
 公報 爲此佈告

爲此佈告

島津忠時

この書を讀習したものであると一乘院諸記に見え、この時代より古いものであることを知るのみである。

忠久はその卒去の日を以て、左衛門尉忠時忠時に對して、自筆の讓狀を與へ、伊作庄河邊郡揖宿郡の三ヶ所を除く薩摩國地頭守護職及び信濃國太田庄内惣政所神代郷を與へた。（注一七）

而して間もなく同年十月十日幕府は忠時に島津庄内薩摩方地頭守護職並に十二島地頭職（但し河邊郡揖宿郡伊作庄を除く）を安堵し、更に又和泉庄を

忠久の後家に與へて、その死後は忠時に讓ることとし、また越前國守護職信濃

太田庄内小島神代石村南津乃四箇郷の地頭職の知行を認めた。（注一八） 尙ほ忠久の

舍弟忠季は若狹國守護代となり若狹島津を稱し、又忠久の子は忠時忠綱・忠直

があり、忠綱は越前に所領を有し越前島津を稱した。（注一九） こゝに忠時の安堵され

た所領は薩摩の地に於てのみであつて、大隅日向の島津庄内の地頭職のない

のは注意しなければならぬ。これより先建仁三年九月四日忠久は比企能

員の事に縁坐して、薩隅日三州の守護職を褫奪されたことは吾妻鏡にも見え

てゐるが、臺明寺文書には、この事によつて忠久が同年十月十九日大隅國臺明寺に立願し、衆集院本堂一宇を建立することの願文が存する。而して同月十

島津忠久薩摩
日の守護職を
奪はる

若狹島津氏
越前島津氏

島津忠久經
摩國守護職を
安堵さる
島津忠久再び
島津庄薩摩方
地頭職補任

日實朝の將軍職に就くや、忠久の薩摩國守護職も安堵されたと思はれ、建保元年七月十日には再び薩摩方地頭職に還補されてゐる。併しながら、この時大隅日向の守護地頭職はその手を離れたのであつて、そのことに就ては後に於て説くこととする。

島津久經

山田氏の祖島津忠眞

忠義即ち忠時は法名道佛、文永九年四月十日七十一歳を以て歿した。それより前、文永二年六月二日長子修理亮久經時久に對して讓狀を置き、薩摩國守護職同國薩摩郡市來院山門院日置南郷莫禰院宮里郷十二島地頭職を與へた。又文永六年十月廿三日の幕府の安堵狀によれば、文永五年十二月にも右の所領と共に、更に鹿兒島郡地頭職をも讓與したのであつた。なほ忠時の庶長子式部少輔忠繼の子忠眞に薩摩國谷山郡地頭職を讓與した。忠眞は後の山田氏の祖である。忠繼の次は惣領久經、三男は大炊助高久、四男は忠康、五男は忠佐、六男は阿蘇谷久時、七男は五郎忠經、八男は七郎久氏である。この内、三男大炊助高久は大炊助長久のことと思はれ、文永二年六月二日、同年十月十日、並に文永四年十二月三日の三通の讓狀を以て、忠時より給黎院頼娃郡伊集院和泉莊滿家院及び和泉國上條郷五箇里信濃國太田庄内石村南郷津野次郎光給田

町田氏祖島津伊集院氏祖島津俊忠
島津忠時の置文

島津久經の任國下向

屋敷を讓られた後に信濃に居住して中沼を稱した。故にその所領は何れも惣領久經を始め、七男忠經等の庶子によつて傳領されることゝなつたやうである。忠經の長子宗長は給黎院を領し、三子忠光は父忠經の町田氏を傳へ、四子俊忠は伊集院を領し、各、その所領を以て稱號と爲した。而して文永八年九月十五日、忠時は置文を以て、忠時の遺領は諸子に繼嗣無き場合は、死後は惣領久經知行すること、また所領の分限に就て怠慢する時、その所領は惣領久經の知行に合すべきこと、京都大番役等惣領久經の指揮の下に一味同心して勤仕すべきこと、若し之に背けばその所領は久經知行すべきこと、諸子に讓與の餘分の所領は久經に附すべきことを定め、これは同年十二月二十四日幕府によつて認知された。また建治二年八月に至つて、久經は伊作庄日置庄地頭職等をも安堵された。之に就ては當時幕府の權勢家秋田城介泰盛の斡旋が與つて力あつたものゝ如くである。久經は亡父道佛の所領所職を襲ふて未だ日淺からざるに、文永十一年彼の蒙古襲來の一大異變が突發した。久經鎌倉にあつて未だ任國に下つてゐなかつたが、建治元年幕府は命じて異國警固に當らしめたので、爾來警固番役に力を致し、弘安の役に

島津久經筑前
箕崎に歿す

はその弟大炊助長久と共に參戰し、間もなく弘安七年閏四月二十一日筑前箕崎の役所に於て病歿した。而して死に先立つて閏四月三日、太宰府より鑄師丹治恒頼を呼下して、鹿兒島郡内に淨光明寺を創設して、亡父忠時の十三年忌に資して居る。

鎌倉幕府と島津氏との關係

忠久・忠時・久經の三代は鎌倉幕府との關係が極めて密接であつたことは吾妻鏡に見ても自ら明瞭なものである。即ち忠久は正治建仁建保承久貞應の間屢々將軍の出入に隨伴してをり、就中建保元年二月三日昵近祇候人の中より選ばれて學問所結番に加つてゐる。忠時は承久の亂、宇治合戰に奮戰したのを始め、貞應以來將軍頼經頼嗣及び宗尊親王の三代に従つて昵近となり、或は大追物小笠懸相撲の申次射手行事を勤仕し、或は近習番に選ばれ、京都大番の結番に加はり、久經亦父忠時と共に頼嗣宗尊親王に歴仕し、或は廂衆として勤厚の族に入り、御格子番を勤め、或は晝番衆として藝能の輩に列した。この外忠季忠綱、高久長久も屢、將軍に隨從し、殊に忠綱が寶治二年十月高麗山柄を獲て將軍に呈上せるなど珍しい事で、高久は父忠時に追隨して弘長以後屢將軍に近侍した。かくの如く、この三代の間は多く鎌倉に在勤して任國を見るの

暇がなかつたが、建治元年久經が下國して異國警固の役に就くや、之に隨つて庶子の下向するものもあり、これより薩摩の御家人を統率して任國の經營を專らとするに至つた。

大隅守護名越時章

島津貞久の言上狀

元來島津久經の任國下向の頃、鎮西諸國に守護の在國したことの明らかなものは少貳經資豐前筑前大友頼泰豐後筑後の二人に過ぎなかつた。而して大友氏の管内三國の内、筑後肥後は之より先き名越北條時章北條に與へられ、島津氏が先きに守護たりし大隅日向も名越氏の所管となつてゐたやうである。このことに就て、後に康安元年四月十日の島津貞久鑑道の言上狀は注意すべきものである。同狀はその初め九州に於ける少貳大友島津三氏の勢力の均等なりし由來を述べてゐるものであつて、文治三年島津氏が奥三州を賜り、建久年中少貳資頼が前三州を、大友親能が後三ヶ國を賜つてより以來、各勝劣なく九州をこの三氏が分領して來つた處、先中比先遷代一族爲鎮西管領下向之刻、各二ヶ國津々從關東被借召之時、三人無用捨之儀とあつて、先代一族の語は皇家中興以後北條氏を指すものであつたから、名越氏の筑後肥後、大隅日向を割領したのは正しくこのことをいふのである。之を他の方面から見ると、島津忠久が大隅日

向の守護職を失つたのは建仁三年にして、その後名越時章が大隅守護であつたことは、大隅國池端文書建長六年正月十四日の守護施行狀にある前尾張守は即ち名越時章であるから、この以前のことと考へられる。又吾妻鏡に據れば、仁治二年六月には時章は筑後の守護であり、又詫磨文書建長五年八月廿七日守護施行狀に據つて時章が肥後の守護をも兼領したことが知られる。その後大隅の守護は名越時章文永九年没落して千葉氏之に代り、筑後は建治三年記によると、建治三年北條宗政守護となり、肥後は秋田泰盛が守護となつた。而して獨り少貳氏のみこの例外であつた譯は無く、山代松浦文書に據れば、弘安四年肥前の守護は北條時定^{時爲}で、時定の後はその子定宗が跡を襲ふた。

蒙古の襲來を轉機として、幕府の鎮西御家人に對する統制策が一層強化せられたことは言ふまでもなく、それは具體的には前述の如く鎮西各國守護に對する北條氏一門の進出となつて現れ、就中守護を主なる要員として成立してゐた鎮西談議所の如きものを、北條氏一門の手に委することとなり、爰に各國守護の上層に立つべき鎮西探題の設置を見るに至つた。

鎮西探題

鎮西探題の設置は從來建治元年の北條實政の鎮西下向を以て始としてゐる。

鎮西談議所

併し之は帝王編年記の記事に依つたものであるが、近時之に對して異論が現はれて來てをり、この問題に對しては、その以前に博多に存在した鎮西談議所の沿革から見て來なければならぬ。比志島文書及び大友文書中の弘安九年七月廿二日到來の關東事書に從來鎮西輩の訴訟は守護人が沙汰して來たが、それに慊らず、地頭御家人、社寺別當、神主、供僧、神官、所々名主、庄官等この裁定に服せず、關東に參訴を企てる者が多い。之では異國警固番役に支障を來す恐があるから、今後特別の命令以外には、關東六波羅に參向することを許さない。若し訴訟の事があれば、少貳入道、兵庫入道、薩摩入道、澁谷河内權守入道、寄合ひ、成敗することと定めたるに就き、鎮西に於てはこの四人の寄合に於て處斷し、猶ほ上訴の必要があれば、幕府に注進すること、又關東居住の輩も鎮西の所領に關して訴訟のある場合と雖も、關東に於て沙汰を経ることは出來ないといふことを定めた一條がある。鎮西談議所の見えるのは之が初見であつて、即ち弘安九年より設定せられた特別の機關である。こゝに少貳入道、兵庫入道は云ふまでもなく、少貳經資、大友頼泰であるが、薩摩入道、澁谷河内權守入道に就いては、薩摩入道は阿蘇文書によれば、宇都宮尊覺盛房であり、從來こ

鎮西談議所の奉行

大隅國林濱南保内山本光松名
 才而此日清親據守讓入不葉不
 降不知收と稱領と臣以清方親文重
 并し百九代因事事小務留新く同相
 清親之令令上府若及所保年仍於相
 論く前者所令は在爾是也當知守
 清方并因事与清親若難輸事力清親被
 守領之也我清方因事等許中上者給
 守領人下云清親の當知以保領事上載
 況者清親の令知也令回を要す清親
 弘安九年同十二月十八日 沙保藤
 沙保藤 沙保藤 沙保藤
 正徳宮所 林宮抄

第五十圖 鎮西談議所奉行署裁許狀(東洋文庫藏)

これは島津氏と考へられてゐたが當らな
 い。又澁谷河内權守入道は比志島文書
 中の弘安九年の恩賞注文によつて、その
 名は重郷であることが分明るが、入來院
 澁谷氏ではないやうである。これが直
 ちに實施を見たことは弘安九年閏十二
 月十八日、彌寢南保内山本光松兩名に關
 する彌寢清親等の訴訟を右四人の連署
 を以て關東に執進めてゐるものによつ
 ても知られる。^{三三} 次いで肝付氏文書には、
 大隅肝屬郡并濟使兼石代子息兼藤が正
 應元年地頭の非法に關する訴訟を鎮西
 談議所に提出したこと、並びに犯過の事
 は談議所に於て處理しない規定であるので、守護方に於て沙汰した旨が見え
 てゐる。又新田八幡宮と開聞神社と薩摩國一宮を争ふに當つて、その訴訟を

北條實政等の
鎮西下向

大隅に於ける
名越氏の所領

談議所に提出したことも、新田八幡宮文書の正應六年四月廿日の島津忠宗施
 行狀の中に見えてゐる。談議所の事務は右の如き所領關係の訴訟以外に猶
 は重要なものが一つあつた。それは蒙古合戦の勳功の調査、及び勳功地の附
 與であつて、正應元年より同三年に亘る勳功地配分狀は何れも少貳經資大友
 頼泰の連署を以て發せられてゐる。

之より先き、帝王編年記は、建治元年初代の探題として北條實政の下向を傳
 へてゐるが、それより以後永仁三、四年に至る間實政が探題としての事務を取
 扱つたと見るべき史實はなく、當時鎮西談議所があつて後に探題が處理した
 やうな聽訴に與つてをり、帝王編年記の記事は、建治元年十一月、異賊征伐の爲
 めに鎮西に下向した、とあるのみで、正應六年北條兼時時家の兩人が下向して
 北條氏の勢力の一進出を見たのである。島津忠宗に對する關東下知狀には、
 兼時時家の下向は異國警固の爲めとあり、一味同心對策を運し、且つ合戦の進
 退は宜しく兼時の計に隨ふべしとある。^{三四} 即ち兩人は鎮西に下向して、その異
 國警固の事に與り、且つ訴訟を聽斷してゐたが、兼時は間もなく翌年四月關東
 に歸り、その九月に卒去してゐる。時家は名越時章の孫で、肝付氏文書及び曾

鎮西探題の設置

木氏所藏文書に據れば、之より前き大隅鹿屋院及び菱刈郡の惣地頭であつた。蓋し代官を以て所務に任じてゐたものであるが、この時下向を見たのは、慙る所領の根據があるからで、時家の後は鎌倉時代の終まで鹿屋院を領してゐた。今歴代鎮西誌によれば、兼時の下向を以て探題の始とし、且つ兼時歸東後は肥前國の守護たりし定宗(爲時)が之を襲ひ、定宗が永仁三年八月卒した後は、實政が之に任じたと云つてゐる。併し乍ら、兼時は軍事上の統率者として下向したもので、やがて永仁三年頃實政が探題として其の職務に就いたものと考へられる。正安二年六月、幕府は實政に對して、鎮西檢斷の事に就き、早く器量の仁を撰び、國々守護人に副へて嚴密の沙汰を致すべしと令してゐるが、島津氏文書中の永仁七年正安元年十月四日附鎮西引付衆といふものは、此れを指すものではなからうか。即ちそれは一番に、越後九郎下野守忠宗、島津伊勢民部太夫山城治部丞古沼三郎兵衛尉野依越前房安岐小四郎平岡右衛門尉伊勢左衛門入道式部藏人二番に筑後前司武藤豊前々司薩摩六郎左衛門尉安富左近將監久野左近將監佐渡左助神田四郎次郎外記四郎兵衛長門掃部左衛門尉和泉右衛門次郎又三番に左近藏人末次澄谷河内守戸次太郎左衛門尉豊後左衛門

鎮西引付衆

北條隨時

赤橋英時

文永後の薩摩の守護

島津忠宗

太郎豊田太郎左衛門尉日奈古孫四郎齋藤孫四郎伊賀左衛門尉佐野十郎伊地知八郎の各々十人を擧げてゐる。この結番は如何なる標準に基くものであるかを明らかにしないが、各番に守護を一人宛配したやうであり、前記事書に守護人に副へて云々とあるに符合するもので、島津忠宗が一番中に於て此れに該當するものであらう。之は一面鎮西探題たる機關が、この頃整備したことを示すものに外ならない。猶ほ探題北條隨時及び赤橋英時の時も、島津忠宗が一番に鎮西引付衆たりしこと變りはない(正安)。實政は乾元元年十二月七日卒し、尋で定宗の子北條隨時が探題に任せられ、隨時の後は元享元年十二月廿五日赤橋英時が之に任せられた。而して鎌倉時代に於ける鎮西探題は元弘三年五月廿五日英時追討の時を以て滅亡するのである。

襲ふた。

島津久經秘道の子は下野守忠宗久長女子千壽がある。久長は童名藥壽丸、初名忠長といひ、正和五年八月一日諏訪社前に於て久長と改め、法名を道意と號(正和)した。久長は弘安四年四月十六日、父久經より薩摩國伊作庄日置庄(但し久經の後家が)

伊作氏祖島津
久長

島津貞久
島津忠宗の所
領處分

一旦知行し、その死（後）久長が繼承する）の外、信濃國太田庄の内、神代津乃兩郷、六條堀河の屋地を讓られて、伊作氏の祖となり、惣領忠宗は薩摩守護職を始め、自餘の所領を襲つた。而して同時に忠宗に男子無き時は、伊賀國長田庄のみを女子に與へ、久長がその跡を嗣ぎ、又久長男子なければ、信濃の津乃郷のみをその女子に讓與して、殘りを惣領忠宗領知すべきことを定めた。（和文）幕府は嘉元三年八月、忠宗に生黒平太左衛門尉の所領を與へ、又文保元年十一月廿一日には、先に賜つた菊池庄領家職の替として、日向國高知尾庄肥前國松浦庄内早湊村同福萬名地頭職（江田忍阿跡）、豊前國副田庄地頭職（副田種信跡）を與へた。忠宗（義）は正中二年十一月十二日卒し、その後に貞久、忠氏、忠光、時久、資久、資忠、久泰の七男及び阿久理等の二女があつた。（和文）文保二年三月十五日、忠宗は所領を諸子に分讓したが、先づ嫡子三郎左衛門尉貞久には薩摩國守護職十二島の地頭職を始め、薩摩郡地頭職、山門院市來院、鹿兒島郡同成吉名、讚岐國備無保（下村）、信濃國太田庄南郷上總國相馬の内か（下黒）、日向國高知尾庄、豊前國副田庄（副田三郎次郎種信）、二男下野守忠氏には薩摩國和泉郡三男三郎左衛門尉忠光には大隅國佐多、四男四郎左衛門尉時久には薩摩國宮里郷地頭職、肥前國福萬名（江田忍）、上總國相馬郷押手の内（下黒）、佐衛門尉

新納氏祖島津
時久
樺山氏祖島津
資久
北郷氏祖島津
資忠
文永以後の大
隅の守護

千葉宗胤

及び日向新納院、五男安藝守資久には日向國山西樺山、石寺島津しもかほち（河内）、北郷の内三分一、合せて三百町六男尾張守資忠には日向國河内の内北郷の内三分二、山西中郷を配分し、女子大むすめには、讚岐國備無保の内公文名同田所名を與へ、若し子無ければ一期の後惣領貞久に還附せしめた。（和文）この内忠氏は初め資忠と云ひ、和泉氏を號し、忠光は初め師忠と云ひ、佐多氏を號し、時久は新納氏の祖、資久は樺山氏の祖、資忠は北郷氏の祖となつた。（和文）大隅の守護は名越時章が文永九年北條氏に叛いて誅戮せられ、隨つて大隅守護職もその手から離れた。その後は暫く千葉氏が之に補せられ、弘安六年佐多彌九郎定親に對する警固番役覆勘狀は、千葉太郎宗胤が與へてゐる。（和文）覆勘狀とは警固番役を勤仕したことの認知狀を守護から下すものを指して、いふので、當時この種のもものは守護人が發するの例であつた。猶ほ千葉宗胤が守護であつた證左となるものは、平姓彌寢氏正統文獻（三）に、大隅國彌寢南俣内山本光松兩名に關する彌寢清親等の相論に關する弘安九年閏十二月十八日の鎮西談議所の裁許狀の中に、先に郡司清親が守護人千葉太郎の下知狀を受けたことを言つてゐることである。而して千葉宗胤の發した覆勘狀の最後

のものは、正應四年九月三日の大隅國御家人佐多定親に對するものであつて、その後のものには何れも守護代と思はれる者の署判があるより見れば、正應四年九月以後、千葉氏は大隅の守護職を退いたものではないかと想像せられる。然らば千葉氏以後は何人が大隅の守護職に就いたものであらうか。永仁五年八月以後、佐多氏に對して警固番役の覆勘狀を出してゐる時直が之に當るものであらう。即ち文保元年五月八日の臺明寺文書には上野介平時直の請文があり、また禰寝文書にも嘉元三年十二月三日時直が伊佐敷親弘と禰寝清治の爭論に關して裁許を與へたものが見える。尊卑分脈に據ると、金澤實村の三子に上總介時直があり、後上野介として長門國守護を兼ねてをり、恐らくこの人であらうと思はれる。果して然らば永仁五年以後は、恐らく金澤時直が大隅の守護であつたとしてよいやうである。

- 〔注一〕 香妻鏡(元久元年十月十七日條)
- 〔注二〕 同上(文治二年十二月十日條)
- 〔注三〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注四〕 台記久安三年十一月十日條に、攝政藤原忠通が其の家領西海庄より貢じた孔雀・鸚鵡を鳥羽上皇に獻じたといふことがあり、この西海の攝關家領は島津庄であると思はれ、當時宋船來航の一例證とすることが出来る。
- 〔注五〕 香妻鏡(嘉元三年六月十八日條) 島津正統

金澤時直

系圖

- 〔注一六〕 島津世家卷一 御當家始書 島津御元祖様儀付諸記抜書 島津養訓 島津家元祖之事 島津家源宗藤三性辨 藩翰譜島津傳記辨誤等參照
- 〔注一七・一八〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注一九〕 島津正統系圖
- 〔注二〇〕 香妻鏡(建仁三年九月四日條)
- 〔注二一・二二〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注二三〕 舊記雜錄前編卷七
- 〔注二四〕 島津正統系圖
- 〔注二五〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 比志島文書一 島津正統系圖
- 〔注二六〕 島津正統系圖
- 〔注二七〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注二八〕 袖ヶ崎島津公爵家文書(伊作家文書)
- 〔注二九〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注三〇〕 同上 島津正統系圖
- 〔注三一〕 舊記雜錄前編卷八
- 〔注三二〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注三三〕 平姓禰寝氏正統文獻卷三
- 〔注三四・三五〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注三六〕 鎮西引付記(舊典類聚十三所收)
- 〔注三七・三八〕 島津正統系圖 袖ヶ崎島津公爵家文書(伊作家文書)
- 〔注三九〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注四〇〕 島津正統系圖
- 〔注四一〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注四二〕 島津正統系圖
- 〔注四三〕 小松文雄氏所藏文書

第二章 庄園の推移

第一節 庄園の概観

島津庄の發祥并に平安朝時代末より鎌倉時代の初にかけての發展の狀態は前に述べた如くである。鎌倉幕府による地頭職の補任以前島津庄を中心とするこの地方の庄園に繁衍してゐた諸豪族は、多く郡司院司辨濟使等として各郡院郷に勢力を扶植し國領及び半國領とも云ふべき寄郡に於ても實際は當時既に庄園化してゐたのである。之等の中には根本開發領主の系統を引くものもあり、在廳官の庄官化したものもあり、或は社寺の神人行人僧侶の領主化したものもある。就中島津庄、同寄郡に於ては、郡司院司郷司と島津庄の庄官とはいつしかその内容を同じくして、同一勢力となつて現れてゐる。而して、これらの豪族は平家時代はその權勢を藉らんとして平氏の家人を稱したものがあり、又平氏より地頭職を補任せられたものもあつたが、鎌倉開府以後、平氏と運命を共にして没落し、その所領の地頭職は沒官領として新たに鎌倉幕府によつて島津氏、千葉氏等に與へられたものである。而して、並谷氏、

郡司院司等と庄官の豪族

沒官領と地頭職

建久八年の國田帳

薩摩の庄園の概観

二階堂氏の如く、その後、幕府より地頭職を賜つて下向したものがあり、又吾妻鏡に見える日向の富山義良等の如く、早くも文治年中源氏を棟梁と仰いで、その御家人となつたものも少なくない。いま建久八年の國田帳によつて、當時の薩摩大隅の庄園を概観すれば、次の如くである。

薩摩は其の所有者側から見ると、

總田數

四〇一町段

一國國領

二一一

寺社領

六五五

島津一圓庄

六三五

島津庄寄郡

一六八九一

島津庄寄郡内沒官領

六一〇二

他の沒官領(阿多立寄舊領)

二一〇四

郡院郷別表

となる。右の内、島津庄三項にて、合計二千九百三十四町三段となつてゐる。次に國田帳の各郡院郷別に依つて、之を地方別に表示すれば次の様である。

第二章 庄園の推移

二七三

第四編 守護時代

二七四

和泉郡 島津一圓庄三五〇町
 院主山門郡司秀忠
 院司英禰郡司成光
 山門院 寺領二四四町 寄郡一七五・六
 莫禰院 寄郡四〇町
 本郡司高城郡司藥師丸
 高城郡 寺領八三社領六三五町 沒領一〇八・五
 本郡司在龜道友
 東郷別府 寺領八五社領二 沒領四二・七
 本郡司熊同丸
 祇答院 沒領一一二町
 本郡司在藤道友
 薩摩郡 寺領三二六社領一七 國領一四四町
 寄郡一七三町 郡司薩摩
 太郎忠友
 宮里郷 社領一〇寺領八五 寄郡六一・五
 本郡司在藤道友
 入來院 寺領二二社領一五 寄郡七五
 本郡司在藤道友
 牛屎院 寄郡三六〇町
 院司牛屎元光
 飯島 寄郡四〇町
 本地頭在藤道友同藥師丸
 本郡司小藤太貞澄
 日置北郷 島津一圓庄七〇町
 下司小野太郎家綱
 日置南郷 彌勒寺領三〇町
 唐郷万揚房
 日置南郷 島津一圓庄一五 寄郡三六
 院司滿家郡司兼平

大觀の庄園の概観

伊集院 不明一八〇町
 院司伊集院郡司清景
 市來院 寄郡一三〇町
 院司市來郡司
 伊作郡 島津一圓庄二〇〇町
 伊作平四郎
 阿多郡 寺領四九・八社領四八 沒領一九五・四
 鄉司彌平五信忠
 加世田別府 社領二五 寄郡六〇 沒領一五
 鄉司川邊平太道綱
 河邊郡 社領一〇 寄郡二一〇町
 郡司知覽郡司忠益
 知覽院 社領九七 寄郡三〇三町
 下司顯娃次郎忠康
 顯娃郡 社領二三 寄郡三四町
 下司指宿平三忠秀
 指宿郡 社領九三 寄郡三七七町
 郡司給黎郡司小大夫兼保
 給黎郡 寄郡四〇町
 益山太郎
 谷山郡 社領一八 寄郡一八二町
 郡司鹿兒島藤内康友
 鹿島郡 寺領三七・五社領八七・五 寄郡一九七町

次に大隅國では

總田數 三〇一七・五町段
 正宮領 一二九六・三小

第二章 庄園の推移

二七五

第四編 守護時代

内 不輸

五〇〇町段小

二七六

應 輸

七九五八

公 田

一〇〇半

經講田(不輸)

一三三三小

太府宣社領

一六

島津庄

一四三〇八三丈

内新立庄

七一五

寄 郡

七一五八三

であつて、これを郡院郷別によると、

正宮領

公田

寺田

經講田

社領

島津庄

曾野郡

町段
五六一
二五七

町段
八一〇

町段
九六半

町段
五三六大

町段
五七

町段丈
三三三三

小河院

二七四八

八五半

一九

二六四大

八四

二五七三

桑東郷

一一三九

一五五

二八

二六四

〇八

一一一

桑西郷

一四三六大

一〇

一三

九三半

一一一

帖佐郡

三五六八大

一〇

一三

一四三

一四三

四八五一

蒲生院

町段
一〇八九半

町段
三〇

吉田院

一七三

町段
一〇

加治木郷

二二七半

町段
一〇

彌寝院

南保
四〇〇

町段
一〇

栗野院

六四〇

町段
一〇

鹿屋院

八〇

町段
一〇

始良庄

五〇餘

町段
一〇

深川院

五〇餘

町段
一〇

財部院

一〇〇餘

町段
一〇

多福島

五〇餘

町段
一〇

横川院

三九五二

町段
一〇

菱刈郡

一三八一

町段
一〇

申良院

九〇三二

町段
一〇

肝付郡

一三〇三三

町段
一〇

下大隅郡

九五九

町段
一〇

郡院郷別表

曾野郡	町段 五六一 二五七	町段 八一〇	町段 九六半	町段 五三六 <small>大</small>	町段 五七	町段丈 三三三 <small>三</small>
小河院	二七四 <small>八</small>	八五半	一九	二六四 <small>大</small>	八四	二五七 <small>三</small>
桑東郷	一一三 <small>九</small>	一五五	二八	二六四	〇八	一一一
桑西郷	一四三 <small>六</small> 大	一〇	一三	九三 <small>半</small>	一一一	一一一
帖佐郡	三五六 <small>八</small> 大	一〇	一三	一四三	一四三	四八五 <small>一</small>
蒲生院	町段 一〇八九 <small>半</small>	町段 三〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇
吉田院	一七三	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇
加治木郷	二二七 <small>半</small>	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇
彌寝院	南保 四〇〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇
栗野院	六四 <small>〇</small>	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇
鹿屋院	八〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇
始良庄	五〇 <small>餘</small>	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇
深川院	五〇 <small>餘</small>	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇
財部院	一〇〇 <small>餘</small>	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇
多福島	五〇 <small>餘</small>	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇
横川院	三九五 <small>二</small>	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇
菱刈郡	一三八 <small>一</small>	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇
申良院	九〇 <small>三</small> 二	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇
肝付郡	一三〇 <small>三</small> 三	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇
下大隅郡	九五 <small>九</small>	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇	町段 一〇

北保 町段丈
四〇五四

となる。而してこれ等の累計は薩摩大隅兩國とも總田數の表との間に若干の出入が存するが、今正しく訂することは困難である。

日向の庄園の概観

なほ同じく圖田帳によれば、日向國に於ては、

總田數

八〇六四町

寺領

二三八

社領

二一〇六

權門領八條院御領
前齋院御領

一七八〇

島津庄

三八三七

内一圓庄

二〇二〇

寄郡

一八一七

沒官御領

六八

公領

二五

であるが、島津庄の一圓庄の全部は諸縣郡に散在してゐた。

而して、既に律令に據る諸制度の廢弛以來、郡司といひ、院司といひ、下司といひ、みな傳領の間に分割され、或は沒領され、相當な變化を経てゐるが同一人に

大隅の御家人

薩摩の御家人

して之等の幾つもの職を兼領してゐたものが多いのである。また郡司院司等の中には、一方鎌倉幕府と因縁を結んで其の御家人となつてゐるものが少くない。大隅に於ては建久九年當時既に税所篤用田所宗房會野郡司篤守小川郡司宗房加治木郡司吉平帖佐郡司高助修行清俊東郷郡司時房河俣新太夫篤頼佐多新太夫高清彌三太夫近遠彌寢郡司政所守平長太夫清道源太夫利家修理所爲宗權政所良清栗野郡司守綱脇木六郎太夫正平太夫清直六郎太夫爲清彌太郎太夫種元、島四郎近延始良平太夫良門修行太夫助平新太夫宗房彌二郎貫首友宗三郎太夫近直の二十八人が知られてをり薩摩には建久八年に川邊平二郎別府五郎鹿兒島郡司頼娃平太伊作平四郎薩摩郡司知覽郡司益山太郎高城郡司在國司牟木太郎江田四郎莫彌郡司山門郡司給黎郡司埴宿五郎南郷万楊房小野太郎市來郡司滿家郡司宮里八郎萩崎三郎伊集院郡司和泉太郎等があり、稍遅れて文保元年七月の新田宮觀樹院文書中の薩摩國御家人交名注文に據ると谷山郡に式部孫五郎入道向彦七谷山五郎入道鹿兒島郡に矢上又五郎左衛門尉同舍弟彦五郎佐敷領主田上領主上山領主荒田庄辨濟使并收納使滿家院に比志島孫太郎西俣又三郎同孫太郎川田右衛門太郎大丸犬

一丸中俣彌四郎入道跡山口入道原地野收納使、牛屎院に地頭御代官、牛屎二郎左衛門入道羽月右衛門入道牛屎五郎左衛門同兵部入道藤原孫三郎入道、永竹二郎入道同又太郎同彌三郎入道跡萩原入道跡曾木入道辨濟使、永羽名主下司口入道、兵衛五郎入道跡郡山名主和泉庄に和泉杉左衛門尉二郎入道孫五郎入道井口入道知色入道、鯖淵名主辨濟使、山門院に郡司、鮫島孫次郎市來、騎兵衛五郎入道郡山名主、莫禰院に郡司、彦太郎遠矢入道、飯島に小川小太郎入道跡同太郎三郎が見える。

地頭と舊勢力の拮抗

こゝに見るが如く、鎌倉以前よりの舊勢力が繁衍してゐたから、新たに地頭に補せられた島津氏等が、この間に勢力を扶植するのは極めて困難であつたことは容易に想像せられる所であるが、事實に於て地頭は郡司院司等と絶えざる軋轢を繰返したのであつたのみならず、之等の諸豪族間には内部的な紛争があり、又社寺領を蠶食することが少くなく、問題は一層紛糾した。各庄の内部の推移は何れも個々の庄によつて、其の様態を異にしてをり、且つその所領の相傳紛争の提訴等は一面以て前時代よりの各庄の内部發達の事情を斟酌し、それによつて次第に各庄名主地頭の勢力伸張を見、更に次の時代に於ける諸豪族の向背を察するに足るものであるから、夫々個々の庄別に管見を加へてゆかなければならない。

各庄別研究の必要

〔注一〕 建久國田帳

〔注二〕 舊記雜錄前編卷二

〔注三〕 舊記雜錄前編卷二

第二節 薩摩の庄園と諸豪族

伊作庄
日置庄
伊作庄の四至

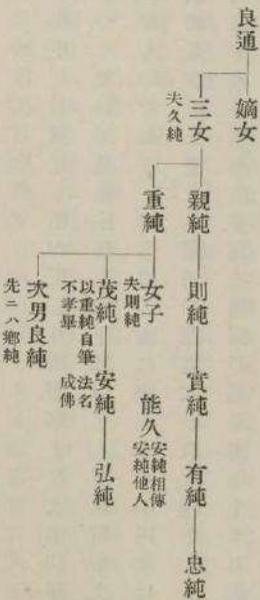
伊作庄 日置庄 伊作庄と日置南郷とは、文治四年十月本主平重澄の寄進によつて、初めて島津庄即ち殿下御領として政所下文及び廳宣に依つて立券されたものである。伊作家文書に據ると、その四至は、東は谷山、西は海南、南は小桃崎並びに上毛、夜木、瀬任、下鹽道、大牟禮を堺として、阿多郡に接し、北は外小野、北波多邊、日置峯、波多尾、上黒、河戸淵を界として、日置庄北郷に續き、日置庄の内、外小野を之に加へたものである。^{〔注一〕} 近衛家より南都一乘院に寄進したのは何時の頃からか不明であるが、鎌倉時代の初めには、領家は一乘院であつた。而して地頭は島津忠久で、忠久の後、忠時を経て、三代久経は之を其の二子久長に譲與し、久長は建治年中、父久経の異國防禦の任を帯びて薩摩に下向するに従

領家は一乘院

伊作久長の下

つて、始めて此處に下つたことは前に述べた通りである。久長は幼名藥壽丸と云つて、島津正統系圖に久經の愛子たりとあるを以て見れば、蓋しこれに伊作庄を譲つたのは、この地の良地なりし故であらう。伊作家文書に收むる伊作本領主平良通以後相傳系圖は左の如くなつてゐる。

伊作本領主



下司平忠純

領家地頭の家

斯くして、本領主たる平氏の後が領家一乘院の下司として牢固たる地盤を築いてゐた爲め、新來の地頭の所務は極めて困難であつた。即ち右の忠純の後と思はれる下司平忠純及び雜掌僧勝道は、新に地頭となつた久長の不法數條を幕府に訴へ、弘安二年二月十五日最初の下知狀を得た。しかし、その後も依然として地頭の不法は止まなかつたので、正應二年十一月十七日、下司平正

正應二年の和

狩倉

純、雜掌勝道と地頭代僧祐範、沙彌了意との間に、弘安の下知狀に基く和興が成立し、(一)下司名得分、(二)百姓名、(三)身代、(四)逃亡百姓跡稻、(五)弘安元年色々年貢、(六)領家御米、(七)檢斷、(八)寺社領勘料、(九)狩倉、(一〇)井牟田、(一一)野島、(一二)下司給一町所當、(一三)地頭屋敷の諸件に就いて協定した。即ちこの時まで、右各件に就いて地頭の領家方に償還すべき所當抑留分を、太宰府よりの檢使立會の上結解を遂げ、半分は翌正應三年五月までに償却し、残る半分は年々の地頭加徴米及び地頭得分より差引いてゆき、雜掌が全額を受取り終つたとき、雜掌と地頭代と太宰府に至つて解決を告げることとし、その以前に地頭側より不服を以て再訴を爲すことが出来ないとしたものである。和興は、この後屢、この種所領の紛争に於て見られる協調であるが、之は幕府の裁許を俟たずして、双方條件を持ちよつて、争論を停止すること、この時代に専ら行はれ、幕府も暗にこの方法による所領紛争の解決を望んだのであつた。然るに、地頭はこの契約を遵守しなかつたので、正應五年三度び雜掌の訴訟となり、雜掌は(一)桑代、(二)檢斷、(三)地頭得分、(四)建治二三年、弘安二三年の御米並に色々年貢寺社勘料、身代、下司名得分等の地頭抑留、(五)入藍の五件に於いて讓歩し、且つ宮内伊與

和興

正應五年の和

地頭が領家得
分贖食の因

倉今田の下司名主兩職に關しても和與し、正應五年十一月卅日鎮西談議所の
 證判を得た^(註四)。併し當時地頭は蒙古合戦による警固番役、石築地役等の過重の
 負擔があり、爲めに限りある地頭得分のみでは、之等の諸役を支へ切れず、彌、領
 家得分を蠶食せざるを得ない事情にあつたので、四度び領家地頭の紛争が生
 じ、文保元年六月十七日地頭代沙彌道慶と雜掌法橋信宗との間に和與が取行
 はれた。この度の件目は、(一)宮内今田伊與倉三ヶ名年貢課役、(二)檢見檢注、(三)地
 頭加徴米、(四)牧野、(五)本百姓逃亡の跡地頭方課役、(六)木庭山等下地、(七)地頭方入物
 坊士等、(八)蘭牟田、(九)地頭狩、(十)濱寄物、(十一)枯木燒桑桑代、並びに葶代、(十二)百姓逃
 散跡作毛、(十三)田尻名内田島在家耕作分領家方所當米、(十四)上家分地頭召仕、(十
 五)今田名内荒地若王子社下地、(十六)宮内名内市庭の十六件に上り、各項目に亘
 つて見るに、地頭が如何に各方面に於て其の勢力を深めたか、窺はれる。こ
 の契約に隨つて、文保元年六月十九日、地頭は正和元二兩年分領家年貢以下色
 色濟物の代として、先づ三百貫文を領家雜掌に支拂つてゐるが、間もなくこの
 年十月二十二日伊作久長は自筆の讓狀を以て、嫡子左京進宗久^(註五)に對して、祖
 父傳來の所領信濃國太田庄内神代郷薩摩國伊作庄并日置庄^(註六)、(註七)の五存^(註八)、六

伊作宗久

文保元年の和
與

年貢得分の相
論

條堀河の地等を讓與し、且つ若し宗久に男子なければ、二子二郎三郎に讓るべ
 く、若し又不慮にして宗久所領を沒收さるゝことあれば、二郎三郎に給はるべ
 しとなし、この讓狀は四年八月四日關東より安堵された。^(註九)
 この後、宗久は先きに久長が文保元年領家方に償却した正和元二兩年分の
 年貢を以て、領家方へ立替へたものとして、下司高純に對し返却すべきことを、
 鎮西探題北條隨時に訴へ、元應二年十一月奉行田中備前房澄昌は一旦之を認
 知した^(註十)。下司高純は勿論之を不當として返却しなかつたので、地頭代道慶は
 探題北條英時の時再び之を訴へ、英時は元亨三年五月に裁許を下して高純に
 前探題の下知に従ふべきことを命じ、且つ七月澁谷重基を以てこれを促さし
 めた。^(註十一)斯くて地頭領家の得分上の紛争は再三の和與を経て、而かも解決さる
 るに至らなかつたので、正中元年に至つて、七月より八月にかけて、領家雜掌承
 信が博多に於いて訴訟してゐる間に、同時に京都にあつて雜掌憲俊と地頭代
 道慶との間に下地中分の和與狀が取交された。この八月廿一日附の憲俊道
 慶連署の和與中分狀は、伊作庄に關しては、九ヶ條、日置庄に關しては七ヶ條よ
 り成り、從來の如く土地の所得のみを問題とせず、下地そのものゝ分割讓渡を

伊作庄の下地
中分

和興の内容

以て眼目としてゐる。その内容は伊作庄に就ては(一)谷山堺の杖立峯より西流して東入來名湊の海に注ぐ所の伊與倉河を以て中分の境界とし、河以北は領家分、以南は地頭分とし、各々一圃進止とする、この河の用水漁獵の權利は双方入會ふこととする、(二)領家方年貢地頭用加徴米の未進に關する相論は今後中止する、(三)當年の作毛以下は南北共互に一圃知行とする、(四)領家方の庄應即ち庄家及び宿神社は現在河以南にあり、之に反し地頭方諏訪社及び地頭被官の住宅は河以北にあつたが、中分の上は明年二月中夫々引移る、(五)庄全體にかかるべき宇佐宮彌勒寺並びに大隅正八幡宮造營米等の所役は今後双方寄合ひの上均等に負擔する、(六)同造營米等の從來の未進分は中分した下地に就き、新規に夫々負擔する、(七)異國警國役は先例により兩方の沙汰とし、宮崎石築地用途役は兩方寄合ひ等分の沙汰とする、(八)本所方の諸役例へば本家御所造營修理料、淨光明院修理料、興福寺造營寺役等は領家方のみ負擔する、(九)その代り武家方の諸役、將軍家御所用途、流人等の沙汰は地頭方の負擔とすることの九ヶ條である。(注七) 日置北郷の方は、(一)先づ帆湊の海岸から(二)に注ぐ川(今の六)を東に溯り、若田橋に至り、これより南に假屋敷東邊を五百へ千手堂前の道路を

日置庄の下地中分

伊作庄日置北郷中分繪圖

公爵 島津忠重氏所藏

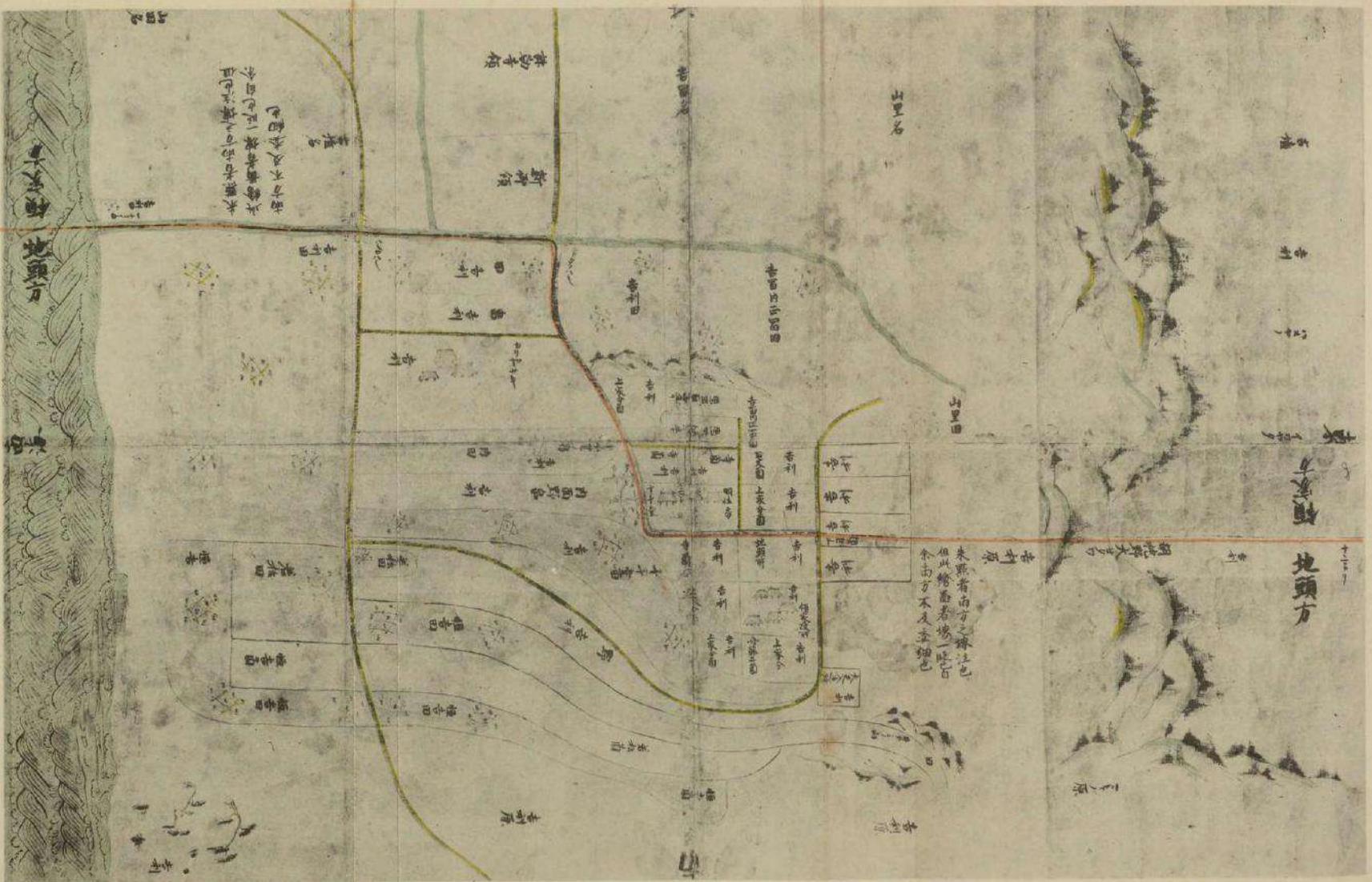
第六編 第九七五號

本圖は正中元年八月伊作庄領家雜掌兼後と地頭代道慶の下地中分和興狀に附帶のものにして、紙背中央に「伊作庄内日置北郷繪圖」の文字あり、左傍に兼後の花押がある、即ち領家雜掌兼後の自署であらう。また端裏書は上下二ヶ所に同筆にて、下の如く記されてある。
雜掌左衛門尉兼後(花押)
地頭代沙彌道慶(花押)
 圖の朱線は即ち下地中分の境界線にして、黄褐色を以てせるは道路、青色は河海を示す。領家政所、地頭所の位置、聚落の配置、その他各名田、下司園、公文園、上家分園の如き庄園特有の田園の状態などを細く窺はれる。

用途は兩方寄合ひ等分の法とする。(八)本所方の蔵(河へは本家御所造營
 修理科淨光明院修理科興福寺造營寺役等は領家方のみ負擔する。九その代り
 武家方の諸役將軍家御所用途諸人等の神祇は地頭方の負擔とすることの九

新
 中
 上

新
 地頭方



新
 中
 上

新
 中
 上

新
 中
 上

新
 中
 上

伊豆沙洲水外野
 分田(下)築地新野
 自(下)築地新野并

朱野者南方之津注也
 但此路者若場一經它
 个南方不及至細也

日置新御領の
下地中分

東へゆき、久留美野の大世多和より伊集院境に至る境界を劃し、この境界線より北を領家方南を地頭方として一圓進止とすることの外、(二)當年の作毛、(三)宇佐宮造營役等、(四)同上課役の末進、(五)異國番役警固、(六)石築地役、(七)本所方課役、(八)關東公事等武家方課役に就ては伊作庄に準ずるのであつた。又これより五ヶ月の後再び地頭代道慶と雜掌承信との間に、先きに取殘された日置庄新御領田畠荒野の檢斷所務に就ても、同様下地中分以下八ヶ條の和與が行はれた。その境界は庄内の八幡前放生會馬場より以南を領家方、以北を地頭方とするもので、宇佐宮正八幡宮造營米、石築地役等の他の條件は伊作庄日置庄の場合と略々同様である。これらの和與狀は正中二年十月七日及び廿七日に六波羅より裁許せられた。

中分の影響

日置北郷彌勒
寺庄下司

この以後、右の中分の影響によつて、新たに地頭宗久と日置北郷彌勒寺庄下司宗太郎眞忠との間に相論が生じた。日置北郷内吉利名は、從來日置北郷内に於て各別知行として下司眞忠の先祖相傳するところであつたが、この度宗久の領家地頭の一圓中分を見るや、地頭は吉利名をも併せて中分地と見做した爲め、眞忠は之を鎮西探題に訴へたのである。依つて北條英時は元徳元年

坂本澄圓の訴

市場

預所

宮内名

谷山郡

地頭山田氏の
祖島津忠繼

十月五日、双方提出の具書を調査の結果、十ヶ條の理由を擧げて眞忠の訴訟を濫訴として却下し、宗久は吉利名をも知行するに至つた。（注三）又伊作庄の坂本刑部房澄圓は澄圓居住の庄内坂本寺吉永名内の屋敷付例進布代と稱して、錢貨八百文を地頭宗久の押取せること並びに同庄内井面田一町五段、馬門田一町五段、屋形園、香六園、市場在家等の押領物に關して地頭を鎮西探題に訴へた。由來坂本寺吉永名は領家より万難公事を免じ預所知行として各別相傳の地であつた。しかるに之は前きに正應年間領家方より地頭に譲り渡した宮内今田伊與倉の三名中に在つた爲め、地頭は領家方の先例を無視して布代等を課したものと思はれる。之に對し、元徳二年探題英時は、下地中分以前の係争として澄圓の訴を斥けた。（注四）爰に當時伊作庄宮内名内に既に市場の存在してゐたことは頗る興味あることである。

〔注一―四〕 袖ヶ崎島津公爵家文書（伊作家文書） 一

谷山郡 次に谷山郡二百町は先に島津忠久が地頭となつたが、二代忠時（傳道）は文永九年四月十七日、其の庶長子忠繼の子忠實（忠）に之を譲與した。（注五）系譜に忠繼を以て山田氏の祖とする所以である。次で忠實は建治二年九月、其の嫡

宇宿村地頭職

谷山郡司信忠

谷山資忠

郡司地頭の抗
争

子土用熊丸、二子二郎、三子三郎に分讓した。即ち土用熊丸は惣地頭職を、二郎宗久は谷山郡内山田村並びに北別府村を、三郎直久は同郡内宇宿村地頭職を讓られ、三郎分は成長の間、忠實の後家之を管領することゝ定められた。（注六）二郎宗久の後は代々山田村を傳領したので後に山田氏といふ。

然かるに、谷山郡郡司信忠は建仁三年十二月廿五日關東の下文を得て、其郡司職その他を認可されてゐた。（注七）信忠の子忠光は仁治元年七月八日、當郡地頭たる島津忠時に對し、請文を出し、いはゞ請所即ち地頭職を請負ふ關係となり、地頭山田宗久の頃には忠光の孫谷山資忠が郡司職を繼いでゐた。（注八）而してこの地に於ても地頭郡司の紛争は、弘安二年土用熊丸が谷山郡司資忠の伊豆走湯山造營用途對捍を關東に訴へたるを始めとして、爾來絶ゆることがなく、吉野朝時代に及んだ。當時走湯山造營用途は鎌倉幕府より諸國の御家人に課されたもので、之より先き弘安元年七月山田氏に對して惣領島津久經の指圖に従つて上進すべく命せられ、建治三年五月中にも同じく御家人役たる將軍家新造御用途も課せられた。然るに土用熊丸等は三ヶ月に亘つて之を對捍したので惣領久時は故忠時の置文に任せて土用熊丸等の谷山郡地頭職を

没收し、久時に宛給はらんことを請ふた。(注五)當時御家人の課役は、惣領に於て一族庶子中の分を取纏めて上進する例であつたからである。併し土用熊丸が上進を肯せざる理由は、蓋し所務の實權を握つてゐた谷山郡司の對捍に依るものである。弘安二年五月九日幕府は土用熊丸の訴訟によつて、谷山郡司資忠に對して御教書を下し、右課役を怠ることなからしめ、同年十二月十九日再び之を土用熊丸に促し、一方に於て、久時の訴に基いて、土用熊丸に對して、その代官の逃亡を責め、早く久時に之を運上すべきを命じた。(注六)しかし資忠は猶之に服従しなかつたと見え、弘安九年六月幕府は三度び土用熊丸に對し、郡司資忠を催促せしめてゐる。(注七)弘安三年郡司資忠と山田村地頭宗久代養父大隅五郎太郎久親(注八)との間に、(一)地頭屋敷、(二)地頭代官、(三)郡司代の殺害、(四)地頭の悪口、(五)近田狼藉、(六)郡司の悪口、(七)郡司方別納の七件に關して相論が生じたのは、上述の如き郡司地頭の抗争が表面化したものである。この相論に對する弘安十年十月三日の裁許は、大體に於て地頭方に有利なものであつた。(注九)その後、正安年間に至つて、この相論は繰返され、その項目は四十一件に亘つてをり、この種の訴訟としては例を見ない程多岐多端に亘つてゐる。その中主なるも

のは、(一)地頭得分抑留の事、(二)地頭方博多上夫駄員數の事、(三)桑下地利物の事、(四)文應二年二月の水田數目録等の事、(五)百苧の事、(六)地頭用並びに地頭代用給田の事、(七)地頭の百姓に對する不法の事(注十)、(八)別納の事等である。(注十一)最後の別納とは、郡司が地頭の權限外に立つて、單獨に所務檢斷等を取行ふこととて、資忠の訴訟の眼目の一である。これに對して、鎮西探題は正安二年七月二日大體に於て双方の言分を折衷して、妥協的な裁許を下したが、猶ほ未だ資忠の別納を認めなかつた。(注十二)この間、地頭は種々の過重なる御家人役等に苦しんだ結果か、正安四年より向ふ十八ヶ年間に限つて地頭職を請所となしたが、十八年を経た後も郡司覺信は、この請所契約を解除せず、引續き地頭職を知行したので、元亨二年宗久即ち道慶は、このことを探題に訴へた。(注十三)元亨四年六月の覺信の陳情は、道慶の地頭請所といふは、實は正安五年三月廿四日に道慶がこの地頭職を質として、錢貨百貫文米十石を借り、契約の期間内に右の負債を償却出来ないときは、右地頭職を賣却すること、即ち本錢返地として覺信に渡したものであるから、年限以後も知行するのは當然なりといふにある。(注十四)併しこの訴訟は未だ容易に對決を見ざる内に、正中二年六月一日に地頭と郡司との

間に一旦和與が成立した。この和與の條目は、(一)山田上別府兩村内野島所當
地頭得分の抑留、(二)同兩村内宮藪並びに久吉藪桑代以下地利物の抑留、(三)地頭
職の請所か本物返地なるか、(四)兩村内郡司得分の抑留、(五)質人並びに錢貨以下
の損物の抑留に關するもので、和與の條件は、(一)地頭加徴米を十五石(地頭米と
辨定)と
今後一定する、(二)野島地利物三石並びに麥地子一石五斗(野島
辨定)、此外檢斷以下色
色得分等の代錢合せて十四貫文は、毎年十一月中に郡司方より地頭方に支拂
ひ、その代り地頭は郡司の所務に干渉しない、(三)石の地頭米に於ては、先例に任
せて郡司の所の倉に於て勘合して支拂ひ、野島並びに麥所當に至つては、當村
に於て地頭より郡司に直納する、(四)如上の地頭得分は伊集院伊作兩所の間に
於て、當村百姓を以て郡司方として運送する。但し之は正中二年より四ヶ年
分を前納する。若しこの契約に背き、十一月中に於て運送せざるときは、地頭
の所務を郡司が知行することの四である。斯くて兩通の和與狀を作製して
互に交手し、同年十月十日鎮西探題の奉行は之を認知した。(註三三)
之より先き、宗久は正中二年四月十九日谷山郡山田上別府兩村地頭職を嫡
子諸三郎丸に讓與し、又上別府村内三ヶ所を次男龜三郎丸に、庶子彦六を義絶

し、且つ別紙を以てこの所領を孫子中に於て分割讓渡すること無からしめられた。(註三四)
而して右和與によつて、正中三年二月十九日宗久は改めて諸三郎丸に對し、山
田上別府の地頭米十五石、同じく年貢用途の内十貫文を讓與する旨を自筆を
以て書き與へた。又二月廿五日、郡司覺信よりも諸三郎丸に右の契約を守る
べきことを書き送つた。(註三五)然るに諸三郎丸は嘉曆四年に至つて、山田上別府兩
村地頭職の安堵を探題に請ふたので、探題は其の知行の實否を和泉實忠、鮫島
蓮道、知覽郡司忠世に訊問した。(註三六)右の三人は六月に至つても回答せず、諸三郎
丸は重ねて沙汰あらんことを請ひ、一方郡司覺信は諸三郎丸の安堵は正中二
年の和與に違背するものとして、七月證人たる知覽忠世に對し、和與狀案文を
提出した。(註三七)また探題は重ねて和泉實忠等に諸三郎丸の當知行の實否を答申
せしめ、九月實忠は諸三郎丸が實際に知行してゐる旨を答へた。然るに、同月
廿七日の知覽郡司忠世の請文は之に反し、谷山郡司覺信の和與狀、及び正安の
下知狀の案文を提出して異議あることを答へ、嘉曆四年七月並びに元徳二年
閏六月、鮫島蓮道も亦郡司覺信の支障あることを答へた。(註三八)是に於て探題英時
は改めて郡司覺信に對して、元徳二年五月廿日以前博多に來て對決すべしと

命じ覺信は請文を提出して、宗久及び諸三郎丸が和與狀に違背し、地頭職安堵の御教書を得んとする仔細を博多にある代官教信をして明かにせしめたので、同年十一月教信は宗久及び諸三郎丸の非法を難詰し、其の地頭職安堵を停止せられんことを請ふた。^{〔注九〕}然かる中に、やがて元弘の時代となり、鎮西探題も滅亡し、この問題は次の時代に引移り、實力上の争鬭となつた。

〔注一〇〕 舊記雜錄前編卷七

〔注一一〕 同上卷八

〔注一二〕 同上卷一〇

〔注一三〕 同上卷一一

〔注一四〕 舊記雜錄前編卷二四

〔注一五〕 同上卷二五

〔注一六〕 同上卷二五・二六

〔注一七〕 同上卷二六

和泉庄

下司兼兼保

和泉庄 建久圖田帳に和泉郡三百五十町に下司小太夫兼保と載せてある。この兼保は肝付氏系圖にある所の和泉を領した兼貞の子行四郎行俊と、何らかの關係があるらしく思へるが、兼保の子孫と、肝付氏系圖の行俊の子孫との間には何ら聯絡はない。寛喜元年九月五日、和泉庄辨濟使下司及び給黎院郡司職並びに上籠石村兩村を安堵せられた右兵衛尉保久は兼保の後であらう。^{〔注一八〕}保久の後二三代にして、保道保俊^{〔注一九〕}があり、保道は和泉庄を、保俊は給黎院を領知したものの如く思はれる。正應五年四月七日、保道は和泉新庄惣領職、田島

和泉新庄の各村と四五

在家並びに山野等を法有に讓與した^{〔注二〇〕}この讓狀によると、和泉新庄は、杉村永野折小野錦野宇津野を含み、その四至は東除谷西太平河南郡答院堺即ち紫尾、平尾北は大河であつて若田河より下とある。法有はこの保道の次男保在の法名であらう。保在は後ちになつて、給黎院郡司を領した保俊の子資保と、この和泉庄内田島在家を争つて、延慶二年十月二日和與の結果、右田島在家を領知することゝなつた。^{〔注二一〕}

和泉庄地頭

和泉庄の地頭職は初め島津忠久之を得傳領して四代忠宗の時、その二子實忠^{〔注二二〕}に讓與し、實忠の後は五代直久に至るまで和泉を號した。

〔注二〇〕 新編伴姓肝屬氏系譜六 舊記雜錄前編卷四

〔注二一〕 舊記雜錄前編卷九

〔注二二〕 舊記雜錄前編卷一一

〔注二三〕 島津正統系圖

市來院
本領主

市來院 市來院は島津御庄寄郡の内である。河上文書に掲ぐる市來院本領主の傳領の次第は次の如くなつてゐる。^{〔注二四〕}

尼道阿——養子平氏女
先立母儀死去

市來太郎久道
千與熊丸
橋口次郎
熊二郎丸

郡司職
河上名々主職
市來氏
河上氏

右千與熊丸は寛元二年八月十八日養祖母道阿の同年七月十九日の讓狀に任せて領家より安堵せられて郡司職を繼いだ政家でまた熊二郎丸は同じく養祖母道阿の手より寶治元年市來院内河上名々主職を襲つて弘安五年三月その安堵を請ふてゐる大藏家忠と同人である(註三)。即ち千與熊丸の後は市來を稱し熊二郎丸の後は橋口を稱したもので後世河上氏の出は大藏氏の河上名を領せるに由來するのである。正和三年の頃千與熊丸の子と考へられる市來孫太郎家貞は市來院領家年貢等の事に就いて橋口次郎入道家忠を訴へ鎮西探題の沙汰する所であつたがその内容は明らかでない(註三)。又文保元年探題北條隨時の時河上名内田園に關して大藏氏某と家忠の子河上家光(註四)との間に相論がありその相論は嘉暦年間まで繼續した(註四)。元亨の頃は河上氏は家光の子又次郎家久(註五)であつた。

市來庄民と伊作庄民との借船相論

伊作家文書に據れば市來院領主孫太郎家貞の時院内住人志布志入道なる者の持船一艘を伊作庄の住人彌平五等が借乗り海上に於て破損したことがあつた。志布志入道の後家尼某は家貞の代官七郎入道如道の吹擧狀を帶して辨淨證を代理人として伊作庄の領家代官勝道に對して之を訴へて辨償を

請ひ勝道は船代として得善法師一類三人を如道に引渡した。然るに十六ヶ年後の正和三年志布志尼は再び前訴を提起したので伊作庄地頭伊作忠長の代官行長と市來家貞との相論となり鎮西探題は顯姓久純鮫島家藤等を使つて訴人志布志尼等を召喚せんとしたが志布志尼は正和二年五月の頃物詣の爲め上洛せりと謂つてこの召喚に應じなかつたので翌三年十一月探題は以後志布志尼の競望を止めしむることとしたのである(註六)。

〔註一五〕河上文書

〔註一六〕袖ヶ崎島津公傳家文書

滿家院
郡務職は稅所
介相承く

滿家院 この地には大藏氏があり院内比志島名等の領主たる比志島氏が後世最も榮え一族中河田村を領した河田氏西俣名を領した西俣氏がある。又太宰府領として別に郡務職を置いた(註七)。たゞ郡司職は稅所介が代々領してゐたやうであり義祐篤秀篤胤と相繼ぎ又もとの代官にして院内上原齒を領したものに上原氏がある。島津氏が守護地頭兼帶の地として之に臨むやうになつて以來土地の係争が頗る複雑となつた。

建保六年九月僧永金が滿家院内厚智山平等王院(花尾)内に安置せる觀音阿彌陀等七體の銘には守護島津忠久并に小野氏の外當院司大藏幸滿并に紀氏

及び大藏宗頼并に宗形氏の息災延命を祈る旨が見えこの大藏氏は當院の本領主であつた。(註三)すなはち鎌倉時代以前承安二年十二月八日に入道西念は八郎大藏義平等三人の子息に滿家院内の相傳の土地を分け與へた。(註四)義平の後と思へる大藏永平の女菩薩房の時院内比志島名等五名並びに河田村に關し、從來係争のあつた僧道房實範僧智弘の三人より天福元年十月避狀を得仁治元年石谷阿闍梨の出舉物となつてゐた西俣名内八世井浦田島を誓尾六所權現に寄進し寛元二年七月志比島西俣河田城前田上原齒に就き惣領主兵衛太郎義佐を始め藤原義弘同義祐との間に和興し右の諸名を、建長元年三月關東六波羅の安堵狀を副へて僧榮尊に讓與した。(註五)この榮尊の子祐範より比志島氏を稱したのである。

是に於て榮尊は實治三年八月十一日守護島津忠時の安堵狀を得同年九月これ迄種々の公事並びに上納を免除されてゐた河内堀内中原上原齒比志島西俣名主齒及び同竿失田等に就き地頭代の違亂あらんことを慮つて惣地頭の保證を受けたのである。(註六)嘗て地頭代の違亂ありしことは嘉禎元年に地頭代大輔房淨尊の爲めに比志島河田兩村農料日吉社上分稻五十束を苛取ら

比志島名主榮尊
比志島氏の祖祐範

比志島一族
西俣氏
河田氏
比志島榮尊の讓狀

れ翌二年九月榮尊が之を訴へて一般の例に任せて壹段別三束の辨償を受くべき下知狀を得たことがあつた。(註七)建長二年榮尊は河田比企尼の爲めに西俣名内邊牟木を開いて草堂一字を建立せんとし、その地の種々の上納を免除せられんことを請ふて地頭の免除を得、又翌年二月領家方の免除をも得た。(註八)榮尊には嫡子祐範佐二男盛忠義成西三男盛佐盛義義伊四男榮秀義永前五男榮慶義隆邊平の五子があつた。建長五年七月榮尊は比志島河田西俣越前田上原齒の五名を嫡子祐範に讓り、又別に之に滿家院西俣内八世井浦田島山野平原居屋敷及び河田名内柿本一町齒一ヶ所、小山田内上原齒一ヶ所の五ヶ所の惣領職を讓與し、河田名代官職を盛佐に、西俣名の代官職は彌三郎盛忠に、越前田並びに河田の内給江田元明居屋敷の代官職を榮秀に分與し、夫々兄の志を遵守すべく定め置いた。(註九)而して翌六年閏五月滿家院内一部領主藤原義弘との間に西俣の知行に就て互に遺恨なかるべきことを契約した。(註一〇)右の祐範に對する讓狀は正嘉元年八月に至つて守護島津忠時によつて認可され、後又建治元年四月領家收納使地頭代から諸種の公事の免除を得た。(註一一)之より先き島津長久は父忠時より文永二年六月二日、同三年十月十日、文永

地頭島津氏の相傳

四年十二月三日の三通の讓狀に依つて、和泉國上條郷五箇里、信濃國太田庄内石村南郷、津野次郎丸給田屋敷、及び薩摩國滿家院伊集院給黎院頼娃郡和泉庄の地頭職を讓られ、次いで文永四年十二月、右所領を幕府より安堵された。(注二〇)蒙古合戦に際して、比志島時範とその叔父盛佐とが長久に從つて出陣し、其の證判を得てゐるのは右の關係からである。(注二一)然るに弘安八年十月、長久は、税所篤秀が滿家院郡司職並びに郡山以下の村々の領知を主張するに對して、祖父忠久が建久九年二月廿二日幕府より受けた下文を提示して之を訴へて知行を全うせんとし、爾來數回の訴陳の結果、正應元年六月七日に至り、惣地頭と篤秀との間に和與成り、滿家院内郡山中俣以下六箇所の村々下地に關し、郡司得分米五拾石は從來の院内村々配分狀に基き、地頭方より正應元年より支辨し、亦郡司方よりは、右六箇所外一ヶ所の請料小袖三兩、厚智寺卷誦用途三貫文を支拂ふこと、及び塚田滿原のことを定めて今後地頭方に避渡すこととなつた。(注二二)一方、比志島祐範は其の所領比志島河田西俣越前田上原齒の五箇所を嫡子時範に譲り、時範は更に弘安七年十一月之を孫彦三郎丸に讓與した。(注二三)之より先き正應四年滿家院内西俣村に關して中俣介祐秀の訴訟があり、鎮西談議所は

滿家院郡司稅所篤秀

正應元年の和與

比志島時範

之に依つて、同年三月滿家院地頭代に令して、祐秀の代官運信が訴人の身として論人を召上げて置きながら在國し、召に應じて參向をもせざるを責め、來月十五日以前博多に參向して對決するやう命じた。(注二四)又同年比志島西俣以下村に關し、大隅國住人吉原俊平の訴訟があり、五月、鎮西談議所は守護島津忠宗に令して、之に關する時範の左右を審問せしめ、守護は六月比志島時範に對して早く博多に至つて事情を陳述する様催促した。(注二五)この二つの事件は如何に解決したか明らかでないが、かゝる中、正安元年八月比志島忠範は傳來の所領比志島名以下五ヶ所を嫡子彦一丸義範に讓與し、併せて中原尼の一期分女房分等に關して長文の置文を残し、特に二子仁王丸女子等に一段たりと雖も分け與へないことを述べた。(注二六)

比志島忠範
比志島義範

長久以後の滿家院地頭職

伊作宗久の請所

先きに島津長久の手にあつた滿家院の地頭職はその後明かでないが、長久は結局本領信濃に居住したから、その薩摩の所領は惣領忠宗の手に返つたものか、或は一族中縁故の庶子に委讓したのであらう。これは長久の甥宗長が給黎院地頭職を同じく忠光俊忠が伊集院内の地を譲り受けてゐるのに據つて察することが出來、また滿家院地頭職が一時伊作宗久の請所となつてゐる

忠範の時に至つて、正和元年滿家院内城前田及び馬越田地屋敷の事に關して、忠範は島津氏及び河田佐清に對し訴訟を提起し、鎮西探題北條隨時は之によつて正和元年四月僧榮秀にその事情を調査せしめた。同年六月の榮秀の請文によれば馬越田は河田佐清に沾却したものであり、城前田は守護方の押領せるもので目下訴訟中のものであるといふことであつた。即ち探題は翌正和二年七月島津忠宗に對して、城前田の事に就き來月廿日以前對應する様令したが、島津氏は翌三年末に至つても應對せず、その中に探題隨時は退いて北條英時が探題となつた。元應元年七月、忠範は重ねて訴狀を新探題に提出し、先に奉行石垣五郎香輔のとき、探題の書を得たるに、島津忠宗の代官津性が對決せざりし事情を述べて、改めて嚴重に沙汰せられんことを請ふた。元亨二年九月に至つて、忠範の代官義範は再び島津實忠の代官津性が訴人でありながら、探題の命令を無視せる上は、御教書違背の咎を以て比志島以下五ヶ所及び條々の非法を處斷せられんことを請ふたので、探題英時も書を島津氏に下して、來月十五日以前に參對すべきを命じた。而も猶ほ島津實忠は之を無

視したので、澁谷重基を使者として催促した、然るに重基は實忠に味方して是非を報じなかつたので、義範は元亨三年再び他の使者を以て催促したのである。島津實忠は忠宗の二子忠氏の初名で和泉庄を領し、和泉を稱したのであるが、恐らく長久の後惣領忠宗の手を経て滿家院地頭職を領知するやうになつたのであらう。

一方河田清佐との河田名内垣本田一町及び藪石原に關する相論は、その後正和二年十一月、清佐の女源氏女と忠範と和興し、右田畠は弘安八年四月廿九日の導願(忠範の願)の讓狀に任せ、向後忠範の違亂競望を止めることとなつた。この外、忠範はなほ幾つかの相論を中止したが、その一は税所義俊との菖蒲谷四至内の田地に關するもので、正和二年十一月廿八日錢二十五貫文を明年正月中に受理する約束の下に和興し、之に關聯して正阿尼が守護米一倍分十四石四斗を辨濟しない爲めに相論中であつたものをも、右の和興と同時に訴訟を停めることとした。其の二は西俣久盛との西俣名の公私大小公事誓固石築地役惣地頭沙汰さいつ用途に關するもので、正和二年十二月に和興を以て後代に違亂なからんことを契約した。その三は、先きに應長元年四月廿一日

正八幡宮修造

比志島氏と蒲生氏との相論

満家院内邊弁木の住人禪慶なる者が、下人菊重法師及び其の女三人を質として、忠範より借用した出舉米に關するもので、探題は忠範の訴により禪慶を召喚したるに、之に應じなかつたので、石堂又次郎入道四郎親治をして事の實否を糺さしめた。親治の正和二年七月二日の請文によれば、禪慶が出舉物を返却しないといふのは、忠範の虚言であるといふのであつたが、何れにしても探題英時は禪慶の命に應せざる咎を以て之を二倍にして辨濟する事を命じた。(注三三)

正和四年の大隅正八幡宮修造役として、満家院よりは大工並びに楡皮工作料西應二間分、比志島名十分一、西保名十分一、河田名十六分一に當る分を同年四月廿二日上用してゐる。然るに當院郡司がその分役に關して異議を構へたので、文保元年四月廿三日、河田名代源敦義以下三名の名主代官が連署し、正宮の請取狀を呈示して、異論なきを證した。(注三四)之より先き、出舉米並びに預米に關して忠範と道助なる者とは相論中であつたが、元應元年博多に於て和興し、互に違亂なかるべきを約した。この頃文保元年六月、忠範は舍弟せいほうに對して比志島名の内屋敷一所を讓與して居り、之には嫡子義範も加判してゐる。(注三五)また忠範父子は元亨三年十一月、蒲生宗清と同人の下人千與王女等に就

上原蘭領主上原基員

相論四件

雜掌

き、探題北條英時に提訴してをり、この訴訟は比志島氏の勝訴となり、千與王女母子を引取ることゝなつた。然るに宗清はこの裁許に従はず、容易に千與王女母子を引渡さなかつたので、嘉暦二年八月廿九日、英時は下知違背の咎に問ひ、禰寢清保に命じて宗清の所領五分一を沒收し、千與王女等は先の下知に任せて忠範方に渡した。而かもなほ宗清は之を肯んじなかつたと見え、探題は翌年六月再び禰寢清保をして蒲生彦三郎入道を催促し、更に翌元徳元年十二月、東郷三郎右衛門入道に對しても同様の下知狀を下した。(注三六)

この頃また満家院内上原蘭領主上原三郎基員は、下人乙次郎のことに就いて、鹿兒島郡司矢上貞澄代内田宗澄と相論し、正中二年十月上原氏の敗訴となつた。(注三七)

次に嘉暦以後、忠範義範の所領得分に就ての相論を擧げると、其の一は、入來院地頭代貞雄が下人鬼太郎男本三郎及び次郎檢校等の所當米に就いて忠範を訴へたもの、二は、満家院雜掌の忠範が延慶三年以來の年貢七十餘石並びに野稻所當麥粟地子亭桑代色々濟物を抑留して辨濟せずとの訴であり、三は伊集院忠國に對する負物用途五十貫に關する忠範の訴訟で、之は嘉暦二年六月

十日、忠國道助連署の請取狀を出して結末を告げた。^{〔注二八〕} 四は嘉暦三年七月、義範が河田道教の扶持人並びに同領内百姓等の負累米錢を返辨せざることを訴へたもので、この訴訟は先づ最初守護たる島津氏に對して提出されたものであるけれども、島津氏も兼ねて比志島氏と相論があり、敵對人たるにより、公平を期し難いので、鎮西探題に上審して領主道教に命じて、負人等を召上られんことを訴へたものである。^{〔注二九〕} 地頭所務に關する島津氏との相論は、その後明瞭を缺くが、元弘に至つて一旦何らかの解決に至つたものゝ如く、元弘元年八月廿日、地頭代津性は和泉殿即ち實忠の命によつて幸圓なる者に適當の處置を取らしめたることを義範に告げてゐる。^{〔注三〇〕}

- 〔注一〕 比志島文書一之二
- 〔注二〕 島津世家卷一
- 〔注三〕 比志島文書四
- 〔注四〕 同上二之二・四
- 〔注五〕 同上二之二
- 〔注六〕 同上四
- 〔注七〕 同上二之二
- 〔注八〕 同上四
- 〔注九〕 同上三
- 〔注一〇〕 比志島文書三
- 〔注一一〕 同上二
- 〔注一二〕 同上三
- 〔注一三〕 同上四
- 〔注一四〕 比志島文書三
- 〔注一五〕 同上二
- 〔注一六〕 同上三
- 〔注一七〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注一八〕 比志島文書三
- 〔注一九〕 同上二・三
- 〔注二〇〕 同上三
- 〔注二一〕 同上四・五

〔注二九〕 志比島文書三・五

〔注三〇〕 比志島文書五

薩摩郡

薩摩郡 建久圖田帳に據れば、薩摩郡三百五十一町三段は國分寺領二十六町八段、五大院領五町八段、府社領一町七段、公領三百七十七町の内、成枝名八十六町、光富名四十九町^{〔西廿町萬得〕}、是枝名九町、若松名五十町、時吉名六十九町、永利名十八町、吉永名十二町、大同丸名十四町、都浦名十町^{〔分得〕}、時吉、永利、吉永の三名が島津庄寄郡、都浦十町は正宮領と島津庄との相論中の地であつた。この郡は當然在廳關係の勢力が強かつた。伴氏、大藏氏がそれであり、又平家時代の末に權勢を振ふた平忠景忠友の兄弟があり、その勢力も残存した。

若松成枝兩名は古く在廳大目伴信明の所領であり、信明の處分した若松名の内十三町及び羽島浦は、文治三年十月十五日の伴三子の讓狀に據ると、字尋田五段、口町一町、畠田三段、垣尻三段、又平田一町、中腹□七段、川口五段、加治目追五段、小峰本二段、川良田七段、早水尻四段、赤早水二段、桑木丸七段、柳田五段、智聖房作七段、石本五段及び羽島浦坪々は正原田一町、大苗代五段、十西原田一町、五段、十、秦三郎作七段冊である。^{〔注三一〕} この羽島浦及び牟木浦は、その後郡司たる平氏薩摩太郎忠友の手に移つてゐた。蓋しその外戚の關係よりして、信明の女大

在廳人伴信明
若松名と羽島
浦

郡司薩摩忠友

相良長繼

羽島浦名主職
と牟木浦名頭

藏氏女より譲られ來つたものである。然るに大藏氏女の孫女肥後の住人西山道房の娘紀氏の夫たる相良兵衛尉長繼もこの地に領有の權利ありとして、承久二年兩者は問注所に於て争論を見るに至つた。因みに牟木浦の方は正八幡宮領である。この相論は貞應二年四月關東より下知狀を以て薩摩太郎忠友の羽島浦名主職と牟木浦名頭職とが認められた。而して若松成枝兩名に亘る忠友の所領はその嫡子忠義次男忠茂持忠三男忠直の間に譲られることとなつた。忠茂は郡司職及び本若松名主職羽島浦加城枝定田島花牟禮村杵崎蘭一所中島伊勢坊蘭一所等を得、忠直は安貞二年正月十五日母伴氏よりの讓狀及び寛喜三年二月十九日の父忠友の讓狀により、薩摩郡々司職成枝名内田島大平齒外五ヶ所を讓與せられ、六波羅は寛元四年十二月之を認可した。而して忠直は、また郡内平禮石寺座主職をも管領したものの如く、建仁三年五月之を其の子僧忠兼及び七男龜童丸等に讓與した。忠茂には嫡子忠國、二男忠繼四男徳夜又丸等があり、忠茂は一旦忠繼に對して、本若松名を讓つたが、後ち別に串木野及び若松名内一曲を忠繼に讓つて、本若松名を改めて羽島浦以下の前記讓得の所領と共に徳夜又丸に讓與した。之れは寛元元年九月のこ

本若松名

本郡役

若松氏

成枝名
是枝名

若松忠兼

忠兼國分寺領
を寄進す

國分寺沙汰人

とで、その所役は羽島成枝分は本郡役と云ひ、臨時役と云ひ、本成枝（條宮、寛久）の内六分の一を勤仕するものである。又忠茂は親類湛西なる者に若松名内羽島浦内に於て若干の地を與へてゐる。徳夜又丸は乃ち若松四郎忠重で、弘安五年になつて右の所領本若松名田島山野成枝名内羽島浦田島山野是枝名田島山野等を嫡子千與壽丸に讓與した。忠茂と云ひ、忠直と云ひ、何れも關東御家人であつて、守護島津氏の命を奉じて京都大番役以下の御家人役を勤仕したものである。千與壽丸は後忠永と稱し、弘安六年八月にはその所領を嫡子千世石丸に讓つた。千世石丸は乃ち若松彦太郎忠兼である。若松忠兼の代、正和二年二月十日十三日國分寺天満宮三昧僧神人命婦等が鋪設催促の爲めに、忠兼の所領に入り來つた時、忠兼は之れに對して狼藉を働いた。故に國分寺雜掌は忠兼を關東に訴へ、幕府はその審理を鎮西探題北條隨時の手に廻した。ので、忠兼は其の沙汰あるを恐れ、元應元年十一月、其所領の成枝名内羽島浦の内三町を三百貫文を以て國分寺に寄進し、其の責を塞いだのであつた。然るに間もなく、國分寺沙汰人國分次郎友貞は寄進契約外の田畠をも領知せんとしたので、忠兼の訴ふる所となつたが、友貞忠兼兩人對決の結果、探題北條英

時は沽券狀に明白であるとの理由を以て、友貞をして領掌せしむることゝなしたのである。

平禮石寺座主職は忠直より其の子僧忠兼に傳領したが、屢、地頭方の非法を蒙り、之に加ふるに一族たりし郡司方の寺内の下人を雇仕することの煩が繁くなつて來た。故を以て僧忠兼は嘉禎寛元の間、再三惣地頭即ち守護方に對して寺内の萬雜公事檢斷の免除を請ひ、守護所は之より代々免行を與へて寺内の不法を誡めたのである。斯くて僧忠兼は正元元年二月日平禮石寺座主職及び水田畠地を其の子平太に讓つた。但し寺蘭一所水田一町には舊來國司任國の勘析に住僧の沙汰ある外、寺領の萬雜公事は免除されてゐる旨を附記してゐる。元亨二年十一月四日に至つて、この平禮石寺水田畠地等は沙彌覺西、その嫡子新左衛門尉親成に讓られ、次いで嘉曆二年八月六日、親成は其の嫡子毗沙福丸に之を讓與した。而して、その後問もなく元徳二年七月十八日源直義の手により之をその養子彦犬丸に與へた。

郡内延時名は大藏氏傳領し、文永元年十月に領主見佛は之をその子種忠に讓與した。然るに若松忠永は見佛の妻平氏に對して養子の關係にあつたの

平禮石寺座主職

延時名と延時氏

在國司道雄

で、忠永の子若松忠兼は延時種忠に對して延時名の傳領を主張した。正和三年五月、種忠成はこれに對して陳辯し、その結果翌四年六月廿日、若松忠兼は文永九年の見佛後家の忠永に對する讓狀を種忠に遞渡して訴訟を絶つことゝなつた。同じ頃、種忠は延時名内真弓町御靈田上山本中山本の四町の公事に關して、在國司入道道雄と爭論があつたものゝ如く、この年乾元元年八月、在國司方へ本名四十分の一の公事所役を勤仕することを以て和談した。又一方に於て、延時種忠は新田八幡宮領御神拜御供米四石を抑留せるものと見え、延慶三年八九月の頃、新田宮雜掌阿源が之を訴へたが、この訴訟はその後鎌倉時代の末まで繼續した。元徳二年九月、新田宮雜掌道海は成佛の後なる又三郎法佛に對して、度々の下知に違背せるを以て嚴重の沙汰あるべきを訴へ、之によつて濫谷覺禪は同年十月二十六日旨を法佛に傳へて請文を提出せしめてゐる。種忠の後元弘三年二月、延時名は沙彌覺念より子息法佛に對して讓與せられたのである。

薩摩郡内申木野村冠嶽（今日）は古くより靈地として知られ、壽永二年八月この地の領主椽大前氏が僧成賀を東谷山主職に補任したことがある。その

冠嶽

串木野三郎平忠道
冠嶽靈山寺

冠嶽先達

成永名芹ヶ野太郎名

島津忠宗冠嶽に異國降伏を祈願す

後鎌倉時代に串木野三郎平忠道がこの地を領するや、承久二年八月其の歸依する冠嶽靈山寺に私地を寄進し、又諸種の課役を免除したが、正應その後守護島津氏を始め代々の地頭は諸役を免じて寺地の保護に努めた。即ち寛元四年二月には惣地頭兼郷地頭左衛門尉某は冠嶽の先達延慶に對して薩摩郡内成永名の内芹ヶ野一曲太郎名の内那良原一曲本若松名の内加治妻迫一曲富永名の内川骨山常荒一曲の寺地に免除を與へ、正應元年六月にも源氏某が免除狀を下してをり、同年沙彌玄久は大牟田外三所を靈山寺別當榮英に寄進した。また蒙古襲來に當つては、正應五年十二月守護島津忠宗が幕府の命を傳へて、同山に異國降伏の祈願を爲し、永仁五年十月には守護代本田道意、大江景遠等寺役を免除した。正應

〔注一〕 延時文書

〔注二・三〕 舊記雜錄前編卷四

〔注四〕 舊記雜錄前編卷五 延時文書

〔注五〕 舊記雜錄前編卷三

〔注六・七〕 同上卷五

〔注八・九〕 舊記雜錄前編卷八

〔注一〇〕 舊記雜錄前編卷一二

〔注一一〕 舊記雜錄前編卷一四

〔注一二〕 舊記雜錄前編卷四・五六

〔注一三〕 同上卷六

〔注一四〕 同上卷一二・一五

〔注一五〕 同上卷一六

〔注一六・二一〕 延時文書

〔注二二〕 舊記雜錄前編卷一

〔注二三〕 同上卷三

〔注二四〕 舊記雜錄前編卷五

〔注二五〕 同上卷九

宮里郷
郷司紀正家

宮里正有

正岡名

宮里郷 宮里郷は建久岡田帳に據ると、國分寺領七町五段新田八幡宮領一町島津御庄寄郡六十一町五段とあり、郷司に紀六大夫正家があり、地頭は即ち島津氏である。正應郷司は郡における郡司と實質上變る所がない。有馬一郎氏所藏文書に見える延慶年中の宮里八郎正有は即ち郡司正家の後らしく考へられる。正有の父は正行といひ、高城郡の武光經兼を一時養子として、弘安八年十月正岡名内田地三町屋敷一町を讓與し、その所當公事等に就き、正有と分限を定め置いた。正應而して、後に正有と經兼と爭論のあつた時、正有方より請米佃は二町分、臨時課役は一町分を、又藪公事は正行の讓狀に就き沙汰することとして和與し、鎮西探題の裁許を請ふた。探題は猶ほ疑ありとして守護をして調査せしめんとした處、島津忠宗の代官本性と經兼正有とは他方に於て所領に就き係争中であつたので、まづ島津氏との爭論が乾元元年八月及び嘉元三年七月を以て裁許あつた後、この問題は延慶二年十一月二十六日に至つて

裁許されることゝなつた。高津忠宗の代官本性と宮里郷郡司八郎正有等との争論といふのは、宮里郷三分二方永吉田六町に關する永年の争論にして、正安三年十二月、正有方より讓歩して、右田地を惣地頭方、即ち本性に去渡し、國衙領家年貢及び寺社課役は本名の沙汰として辨濟することゝし、各名の領主も之に従つたのである。^(注四) 又有馬一郎氏所藏文書に據れば、宮里郷郡司正有は延慶二年河田道圓の子正景と、當郷郡司一收納分、及び同郷内田地二町、藪一所に就き争論があり、同年十一月守護の裁許を受けたが、之を施行してゐるのは、右の忠宗の代官本性で、守護代兼當郷三分二惣地頭代沙彌本性と記されてゐる。たゞその争論の内容に就ては詳らかにし得ない。

右の争論の後、應長元年七月、河田道圓はその後家犬鶴の母、即ち妙圓に對して、その死後は道圓の子息中に讓與すべきものとして、其の所領を讓與し、妙圓は道圓の子忠弘と智門房慶惠との二人に對し、この正岡名内の新田宮燈油免田一町坪を半分宛分讓し、手繼證文を慶惠に與へた。^(注五) 慶惠はその他、正岡名内下床並をも傳領したと見え、元徳二年二月、下床並一町の内三段を三貫文を以て、石塚覺念に對して質物に入れ、又嘉暦二年十二月、同地内三段をば、莫爾源朝

房の許に入れ置いたことが見える。^(注六) 元來、正岡名に就てはその相傳關係が極めて明瞭を缺くのであるが、建長六年の島津久時の安堵狀に據れば、正岡名は仁治元年二月十日、正岡^(紀六大夫正家)の^(後ならん)はその所有する床並二町、及びつゝ、六段外、藪一所を藤原氏女に讓與し、建長元年二月十日、又正岡の兄弟と思へる正恒も、同人に對して床並の内二町並びに荒野三町を讓つた事を知ることが出来る。^(注七) この後、建長七年、正岡名の内床並一町、床並荒野一町、日吉田一町を伴氏某から傳領したみやわうと云ふ者と、前記藤原氏女との關係は不明であるが、建治元年三月、新田宮長日燈油免田として床並の内惣入道作外、合せて一町二段を小別當御房勝尊に避渡してゐる正忠、正綱は恐らくこのみやわうの後であらう。而して、弘安元年二月乙熊丸に對して、うゑさとのせんなの房の居藪の内、南方の藪一所を讓與してゐるほうちといふのは、或は正綱であらうかとも考へられる。^(注八) 尋で床並を傳領したのは正行であつて、即ち正有の父である。正行は正應三年十一月二十三日、正岡名内上床並四段廿字ゆのきわたせ、五段卅並びに太郎丸名内の峰本の藪一所を廿五貫文を以て某に沽却した。^(注九)

鹿兒島郡

鹿兒島郡 鹿兒島郡三百二十二町は、國分寺領三十七町五段正八幡宮領八

本郡平忠純
郡司康友

十町府領社七町五段島津庄寄郡百九十七町の地である。地頭は島津氏にして、本の郡司は平忠純で、建久圖田帳當時の郡司は前内舍人康友とあり、當時忠純の後なる忠重と郡司辨濟使兩職に關して相論中であつた。建仁元年十二月、幕府は沙汰して一度び右の職を康友に與へたが、忠重は裁許を俟たずして庄内を逃散し、又在廳人等の訴ふる所によれば、官用米を私服する等のことがあつた。しかし忠重は再び當郡に歸還して勢力を張つたと見え、康友の後なる鹿兒島小太郎康弘が嘉祿に至つて再び忠重及び忠光との職を争つてゐる。康友は新田宮執印職となつた康友と同人である。康弘の訴に據ると、忠重等は承久合戦の時、官軍方となつて幕府に叛いたとあり、幕府は安貞元年十月、守護島津氏をして忠重等を鎌倉に召喚した。

新田宮執印職
康友
平忠重承久合
戦に官軍に應
ず
矢上盛澄

然るに忠重の後に、矢上三郎盛澄が郡司職を望み、貞永天福の頃、再び康弘及び康兼と争論を生ずることゝなつた。仍て貞永元年閏九月、幕府は守護に命

〔注一〕 建久圖田帳
〔注二・三〕 入來院重賢氏所藏文書（武光氏關係文書）

〔注四一〇〕 有馬二郎氏所藏文書

じて、盛澄を參對せしめて康兼と論陳せしめんとしたる處、盛澄は遲參して事を果さず、その結果嘉禎元年六月、再度の康兼の訴訟に基いて、幕府は盛澄をして康兼と同時に參對する様命じた。この争論は更に盛澄歿後、その後家と康兼の子鹿兒島中務次郎康邦との間に繰返され、弘長三年九月、幕府は盛澄後家の代理の參向を命じたが、その結果に就いては知ることが出来ない。

〔注一〕 新田八幡宮文書三

〔注五〕 新田八幡宮文書二・三

〔注二・四〕 同上二

牛屎院

牛屎院 牛屎院三百六十町は、島津庄寄郡にして、地頭は島津氏これを傳領

永松名

大泰元光

した。此の内永松名二百四十町、幸万名五十五町、末崎名十五町、光武名五十町があり、安元元年並に同三年の近衛府牒に見える如く、院内に最も重きを爲したるのは郡司（或は院司）大泰氏であつた。島津忠久が惣地頭となるや、一度郡司辨濟使職を北城八郎重道に與へたけれども、文治三年五月三日再び大泰元光に對して右職を安堵せられた。此の時、大平基光舍弟元能が訴訟の爲め、鎌倉に參上し、歸國せるとき、鎌倉の奉行平盛時が鎮西守護天野遠景に對して沙汰したる下知狀が存してゐる。元光の後は國元領知し、國元は文永の頃、讓狀を

光武國題との和興

杖

篠原氏

地頭

書く暇なくして病歿したので、二子元兼は幕府に安堵を請ふて、文永二年十二月牛屎院郡司並びに十一箇里の名主職の安堵を得た。その後元亨元年十月十一日、牛屎院司入道元覺茂元の死後、元尙が六波羅より安堵せられた。（注六）

元尙は翌二年同院光武名領主光武孫九郎國題と相論中であつた篠原自丸兩里内の田園荒野島地等に就き、次の如き和興を交した。即ち下地に就いては、篠原里の内本田九町六段一杖中餘田一町八段三杖中箇二ヶ所荒野三町を國題方に避渡し、双方地頭に於て繩を引いて境界を定めた。また郡方の狩の時は國題の方より狩人一人を出すこと、但し三ヶ度に一度は北又太郎秀朝方より出すことの兩條を定めたのである。（注七）

この國題は即ち檜前氏にして、篠原里を領した篠原氏と同族で、嘉元の頃篠原隆恵と同彦二郎との間に、光武名田島に關して相論があつた。（注八）猶ほ元亨三年造宇佐宮所課の牛屎院の内福光名二百町別米合せて五升一合二勺は孫二郎なる者が辨濟してゐる。（注九）

地頭は忠久の後忠時に至つて、文永三年二月二十七日その子式部太郎忠實に譲られた。この忠實は別に谷山郡地頭となつた山田忠真である。（注一〇）

〔注一〕 兼朝元長氏所藏文書 兩院領古雜儀一

〔注二〕 舊記雜錄前編卷二

〔注三〕 舊記雜錄前編卷七

〔注四〕 同上卷一二

〔注五〕 同上卷一三

〔注六〕 篠原文書并系圖

〔注七〕 舊記雜錄前編卷一三

〔注八〕 鳥津正統系圖 舊記雜錄前編卷七

山門院

老松庄

院主秀忠

本田郷々司職

山門院 山門院に就ては、建久圖田帳に次の如く記されてゐる。

山門院二百町内鳥津同庄寄郡

老松庄二十四町四段

安樂寺

公領百七十五町六段

地頭右衛門兵衛尉

光則百三十三町六段

院主秀忠

辨濟使分二十七町

名主鳥津御庄領家

高橋十五町

本名主是兼入道死去後

右の中、老松庄は太宰府安樂寺領であつて、公領のみが鳥津御庄寄郡にかゝるのである。院主秀忠とあるのは郡司である。古く久壽頃に院内本田郷郷司職として藤原兼綱を遣した事が本田文書に見えてゐる。（注一）この秀忠は本田文書建久四年九月四日の政所下文に、國秀の子平秀忠を以て、當院所帶職を安堵せるものと合致するものである。（注二）別に院内針原村並びに屋敷田島等は、建

保五年三月舍弟平五に譲られた。

秀忠はその所帯を文應元年九月、其の子女の間に譲つたが、郡司職の外は姫夜叉に與へ、姫夜叉は建治元年七月廿三日之を其の孫熊太郎丸に譲與した。

又針原村を傳領せる秀忠の孫安泰は、正安二年六月十五日これを嫡子かうしゆ丸及び熊鬼丸に分讓した。然るに、之より先き、家泰は同國御家人時吉太郎通泰にその傳領の地を沽却し、通泰は更に之を本田左衛門尉靜觀に賣却したのである。

偶、關東の徳政の布令を見るに及び、本主家泰の手に返つたのであるが、重ねての事書によれば、買得地は自今以後禁遏する能はざることとなり、且つ家泰要用あつて正安二年六月再び用途六十貫文を以て本田靜觀に賣渡した。

この年、熊鬼丸と雜掌法橋隆宗との間に、針原村内十町九段三十歩に就き、國方惣檢に關して争論があつたものゝ如く、十一月双方和約してゐる。尋で本田靜觀は正和三年再び家泰より十貫文を以て、院内竹原町二段の地を買得し、之より本田氏の知行するところとなつた。

靜觀は元徳元年三月その子針原三郎親兼に針原野角横峰以下所々の水田畠を讓與し、道觀は四月更に嫡子孫二郎兼阿に針原村田島野等並に野角の内屋敷方四方の内横峰を讓

針原村

關東徳政の布令

本田氏

つた。

新田八幡宮常
見免田の保爭

尙ほ同院内には新田八幡宮領があり、國分寺領も散在してゐた。永仁の頃、郡司家泰が新田八幡宮常見免田の所當米を抑留し、爲に八幡宮雜掌の訴ふる所となつた。之に仍つて、鎮西探題は永仁六年六月七月九月と度々に亘つて召文を遣して、家泰を糺めんとしたが、家泰之に應せず、仍て在國司道嗣吉岡重將等をしてその實否を尋ねしめたので、家泰は正安元年七月に至つて、初めて請文を提出し、探題は正安三年六月、家泰に令して未進を完済せしめた。又市來崎文書に據れば、延應元年十一月九日、新田八幡宮御燈免田一町五反を沙彌行念より鶴王なる者に讓つてゐるものがある。

〔注一〕 島津久厚男爵家文書

〔注二〕 舊記雜錄前編卷二三

〔注三〕 同上卷三

〔注四〕 同上卷六

〔注五〕 舊記雜錄前編卷七

〔注六一〕 島津久厚男爵家文書

〔注一二〕 新田八幡宮文書一

〔注一三〕 舊記雜錄前編卷四

揖宿郡

揖宿郡 建久圖田帳には、本郡四十七町の内、府領社九町三段に下司忠元公領三十七町七段に下司平三忠秀及び地頭右衛門兵衛尉を擧げてある。府領

開闢社と正八幡宮との論田郡司平忠秀

社九町三段は開闢社領四十二町の内にして正八幡宮との論所であつたのである。公領三十七町七段の下司平三忠秀は即ち郡司で文暦の頃寄郡地頭島津豊後四郎左衛門尉忠綱の代官の爲めに殺害された。故に忠秀の甥で、その養子となつた重秀及び忠秀の弟忠成は、忠綱を鎌倉に訴へたが、忠綱は一切仔細を知らずと言ひ、或は下手人を六波羅に召進め、或は斬首せりと稱して披陳に努めた。併し同郡山川の住人家綾三郎延元男の證言に據つて、忠綱が忠秀等の跡の名田島を取上げ、代官高四郎行重男に宛行ふてゐることが明かとなり、忠綱の所職を改められた。然るに忠成重秀は各、忠秀の遺領を得んことを望み、嘉禎元年八月、幕府は右忠秀の所領揖宿郡々司職及び藤野同じく九所大明神宮司職、秋定名田島名主職等を各、半分宛領知せしめたのである。忠成は、その後、文永九年十一月、揖宿郡々司職並びに田島山野河海同じく開闢新宮宮司職とを嫡男宗忠に譲つた。宗忠は右の所職所領を忠成に相傳し、更に永仁元年五月、忠成はその嫡子彦鶴丸即ち後の彦次郎成榮に譲つたが、成榮は元弘建武の擾亂に當つて官軍として活動した。

揖宿氏の所領相傳

開闢新宮々司職

〔注一・二〕 揖宿郡部氏所領文書 同氏所領系圖

〔注三〕 舊記鎌倉前編卷七

〔注四〕 舊記鎌倉前編卷九

給黎院 郡司伴兼保

給黎院 給黎院四十町は、島津御庄寄郡にして、和泉庄と同じく伴兼保が郡司であつた。兼保の後なる保久は寛喜元年九月、池田師忠の濫妨を訴へ、給黎院郡司職及び上籠、石村、兩村を關東より安堵せられた。その後、給黎院は保俊西保が相傳し、更にその子資保は、和泉庄を領した法有と和泉庄内田島在家を争つたことは前述の通りである。

給黎院字の新田八幡宮御供米の抑留

元來給黎院は新田八幡宮正月七日の若菜御供米を常進する例であつたが、當院一分地頭給黎院三郎入道保宇（資保）は元亨三年以後之を拒んだので、八幡宮雜掌道海が訴へて、嘉暦三年七月八月の兩度探題より召文を遣して之を訊問することゝなつた。然るに保宇は之に對して請文を提出しなかつたので、探題は同年九月、市來時家をして尋問せしめ、その後沙汰中絶により暫く訴訟は結着を見なかつたが、元徳元年十二月に至つて、再び時家をして保宇に參對せしめたるに、保宇は之を無視したので、探題北條英時は元徳二年十月二十九日、保宇の難澁を責め、若菜御供米は先規の如く供進すべく裁許を下した。猶ほ給黎院内には、谷山郡地頭となつた山田氏の所領があつた。正中元年

山田氏の所領

頼娃久純

山田道慶久は其の所領給黎院内藤辨以下に關し、上野禪意が故なくして、牛一頭馬一匹並びに農具等を押取り、勸農を妨げたるに依り、藤辨坪四段卅歩宇治山崎二段桑坪一段小布治田卅歩の田地の不作したるを訴へて牛馬等を糺返されんことを請ふた。仍て探題北條英時は、頼娃久純をして禪意に催促せしめたるに、禪意は請文を提出しなかつたので、同年三月道慶に牛馬以下を返附すべき裁許狀を與へた。正永然るに禪意は容易に之を肯せず、荏苒日を送り、正中二年七月、探題英時は再び知覽忠世をして之を促したが、猶も禪意は事を行はなかつた爲め、遂に嘉暦二年十二月十六日禪意が探題の命に背いた咎に依つて、其の所領五分の一を召上げるに至つた。正永

〔注一〕 舊記雜錄前編卷四

〔注二〕 同上卷一

〔注三、四〕 新田八幡宮文書一

〔注五〕 舊記雜錄前編卷一四

〔注六〕 同上卷一四、一五

知覽院

伊作良道の一族

知覽院 薩南地方の平氏の勢力は、既に前編でも一言したが、伊作を領した平次郎良道に六子があり、平次郎道房は川邊を、兵衛有道は給黎を、頼娃三郎忠永は頼娃を、四子忠景は阿多を、五子別府忠明は加世田を、六子忠吉は鹿見島を

知覽氏

郡司と地頭との和興

領知し、又頼娃忠永の子忠方は、頼娃を、忠光は、揖宿を、四郎忠信は、知覽を領し、各、所領を以て名字としたといふことである。正永この中、知覽院を領した忠信の後には、忠益、忠家、忠光、忠合、忠世と、代々郡司職を傳領したが、六代忠世の時、地頭島津忠道と知覽院鎮守開聞中宮大明神々領並びに公領内所々別府及び總院の内狩牧馬に就て相論し、遂に正中元年三月次の七ヶ條の條件を以て和解した。即ち(一)取違宗馬、西谷中原山頭別府に惣地頭の所務、即ち加徴米檢斷の干涉を止め、郡司の一圓知行とする、(二)開聞中宮神領並びに久玉明神敷地神領に於ては、地頭の檢斷を止め、社司一圓の沙汰を爲す、(三)當院内公田の加徴米は、段別八升を以て地頭方が收納する、(四)木佐木屋敷等四ヶ所は神領の内であるが、特に惣地頭屋敷たるを以て避渡し、その代り公領の内惣地頭本屋敷、世々脇園一所は惣地頭の所務なる加徴檢斷を絶つて郡司方に避渡す、(五)惣院内の所々狩、並びに牧馬は郡司方知行する、(六)永山河床別府は惣地頭の一圓知行とする、(七)白石狩倉は惣地頭の一圓知行とする事である。之を以て觀れば、この以前代々に亘つて郡司地頭の抗爭があつたことが知られ、この時に至つて互に一圓知行地を定めて、漸く徹底的な協定に到達したものである。正永

〔注一〕 揖宿朝郎氏所藏系圖

〔注二〕 舊記雜錄前編卷一四 知覽町役場所藏文書

河邊郡
郡司平道綱

河邊郡 圖田帳に河邊郡二百二十町は島津庄寄郡府領社十町公領二百十町に郡司下司平太道綱とある。道綱は平次郎道房の孫、即ち道平の子にして、その子久道の時、承久の亂に官軍に屬して所領を沒收されたが、子信道これを復したと揖宿氏系圖に見えるが、これ即ち吾妻鏡に文治二年貴海島に渡つたと見える河邊道綱のことである。地頭は島津氏にして、同郡に屬する十二島と共に惣地頭職を管領した。又筑前蒲池家譜によれば、初めて筑後上妻郡蒲池を領した久直の子行貞は、建久三年薩摩の黒島平島を賜り、子行末孫行房和行之を傳へ、永行の時、建武元年六月廿六日薩摩河邊郡の總司となり、薩摩に下り、黒島和陀島(似整)平島を知行せることを傳へてゐる。

入來院

入來院 入來院九十二町二段は、新田八幡宮領と國分寺領とで十七町二段、公領七十五町は島津庄寄郡となり、辨濟使分五十五町、郡名分二十町である。

辨濟使別當伴
信房

先づ寶治年間澁谷氏下向に至るまでの所領關係を見れば、次の如くである。古く久安の頃、伴信房なる者が島津庄入來院辨濟使別當として薩摩郡山田村及び高城郡車内村の地頭職を有してゐた。然るに後、車内村の方は庄目代の

伴信明

阿多忠永の押
領

沙汰として信房の手から離れ、信房の子信明は島津庄別當として同じく山田村地頭職を襲ふた。時に阿多忠景の謀叛があり、亂に乗じて其の弟忠永の押領する所となつた。忠景の亂平ぎてより、宗仁

大藏種章

島津庄別當の山田村の
名頭職を承継する
由依新中代より
道徳を領知し中
成賜の賜り早す
之相傳村に其氏

建保五年八月之
源宗久

第六十圖 島津久輔判狀(島津公島重忠所藏)

六郎太夫兼宗といふ者、薩摩郡辨濟使としての地の地頭職を強奪せんとし、信明は庄政所に訴へて、壽永二年八月之を認められた。文治に至り、在廳官人大藏種章が信明の嫡女を娶つて山田村地頭職を得、また高城郡車内村辨濟使の下文を得て之を安堵された。然るに、再び富山四郎則宗の押領に遇つたので、留守所の裁許を請ふて安堵され、尋で所帯を子息種信に譲つた。種信の歿後、代官眞清なる者、庄國双方の課役の過重に堪え兼ねて逃脱し、辨濟使右近將監友久が之を押領した。時に種信の女を娶つた源宗久は、建保五年八月之を京都の本所

源宗久

地頭千葉常胤
入來院氏祖
谷定心の下向

に訴へて、元の如く領知せんことを請ひ、同年九月本所は庄政所に命じて之を安堵せしめ、更に翌六年十月鎌倉よりも友久の濫妨を禁すべきを守護島津忠久に命じ、忠久は十一月薩摩方地頭代に之を傳へて大藏氏女の知行を認め、平忠景の跡は没官領として、一旦千葉常胤に與へられたが、寛元四年に至つて上總介秀胤が失脚した時、改めて澁谷氏に與へられたのであらうと思はれ、夫れ故、入來院氏系圖に入來院氏初代定心の下向を寶治二年としてゐるのと、大體に於て一致してゐるのである。勿論、澁谷氏が得た地頭職と平安朝時代以來伴氏大藏氏の有した地頭職とは、全然内容を異にするもので、後者は地主名頭職の如き庄園領主の意義である。

塔原名主寄田
信忠

それ故、澁谷定心が始めて入來院の地に下つたときには、入來院内塔原名主寄田信忠と、建長二年に忽ち相論を生じ、新舊勢力の衝突を見たのである。信忠は伴氏にして、代々塔原の領主であり、惣地頭千葉常胤の時には慣例上其名主職を認められてゐたものであつたが、澁谷氏の入部を見るに及んで、其の下風に立つことを喜ばず、遂に鎌倉に訴へたのであるが、幕府が澁谷氏を擁護したのは當然である。

入來院定心の
大庭帳と惣領
制

國司領家地頭
の得分

建長二年十月二十日、定心は其の死に先立つて、本領相模の外、入來院の所領を六子に對して分割渡與した。而してこの定心の大庭帳の興味ある點は、三郎明重の惣領を定めてゐること、京都大番役以下の御家人として勤仕すべき諸課役は、之を惣領の支配に隨つて、他の諸子分を表面上一括して勤務するのである。之は當時行はれた御家人間の分割相續による所領の零細化離合を防ぐ役目を爲したものであつた。建長二年十二月の入來院内田地目録に據ると、全田數百九十三町九反の内、當時荒田損田等を除く五十六町九反七十七歩の收獲の田租は二百五十四石九十一斗三合であつた。之は大體三分して、領家七十石、國司九十二石、而して地頭が七十二石九斗一升三合を收得した。即ち領家地頭の所得は、はゞ等しく、國司が少しく多い、このことは寄郡たりしためであらう。之は入來院總體に就て、あるが、之を楠本ひさく、い、塔原倉野、中村庄籠の各村別に見ると、一層詳細に知ることが出来る。いま倉野村の分を掲げると、總田數二十一町百四十四歩、その内一町九反の荒田、一反百八十歩の皆損、二反の御佃、三反七十二歩の神田を除くと、十八町五反百八十歩を得る。この中、更に損田が九町五反二百十六歩、得田が八町九反三百二十四歩で

倉野村の田數
と田租

ある。この得田から免田一町七反分の得田六反二百八十八歩、地頭代給田五反、姫御前給田一反七十二歩、御庄佃二反七十二歩を控除した殘定得田は七町四反七十二歩である。この定得田よりの租が即ち領家國司地頭の所得となるわけであるが、地頭の分は七石四斗二升であつた。而して定得田は更に新一色田一町一反三十六歩、二斗二升代の田二町一反七十二歩、二斗代の田三町四反二百五十二歩、本田斗代二斗八反に分れる。この四種類の田よりの國司所得は計十五石一斗二升九合である。但し新一色田一町一反三十六歩よりは、更に地頭米五斗三升五合が得られた。要するに、倉野村より國司領家地頭の收得する率は國司十四石五斗一升四合、領家米九石三斗六升七合、地頭の得り七石四斗二升と、新一色田よりの五斗三升五合を加へたる八石六斗一升である。租の率、即ち斗代は、入來院全體では一反別二斗代二斗一升代二斗二升代、二斗三升代、二斗五升代の五種があり、二斗五升代が本來の額であつたやうに思はれる。中には二斗五升の内、地頭一斗、領家五升、國司一斗の如く、夫々の收得の率を定められた田もあつた。但しかくの如き庄園内の田租は各庄

斗代

固有の慣行規準があつて、一律に之を定めるわけにはゆかず、個々の庄に就て見る外はないのであるから、右の率を以て島津庄全體を推すことが出来ないことは言を俟たない所である。

國方所當米の請所

寛元建長の間に、定心が惣領明重等に所領を讓與したる後、重經重賢範範の諸子は、便宜上正嘉二年九月入來院内半分より上進すべき國方の所當米十七石一斗四升五合輕物半分四石六斗三升を加へるの内、樂校宮立用田二町五段の所當米十石を除く分を、夫々重經は塔原村、重賢は中村庄、龍下副田等、荒六範範は相島水田半分を分擔請負ふこととなつた。注二〇之は實力ある地頭の手によつて收納するものが便宜であつたからである。文永二年八月三日、惣領明重注二一は入來院内清敷郷五分三をその四子四郎有重に讓與した。定心の二子重經注二二は即ち相模國寺尾村を本領とし、寺尾氏を號したが、其の子に重道爲重頼重あり、重道は定佛の妻妙蓮の出であり、爲重頼重は他出であつた。注二三爰に爲重重員及及び七郎頼重は父重經に背いて、建治三年六月廿四日勤當せられ、其の所領相模國吉田上庄内寺尾村を始め、同國大上郷内田在家、同國四宮郷内屋敷伊勢國箕田大功田及び薩摩國入來院内塔原郷等の地頭職は、同年九月十三日其の嫡子重道注二四に讓與

寺尾氏

塔原に關する
寺尾氏の相論

第四編 守護時代

せられ一部の所領は重道の女竹鶴に、重道の母妙蓮の死後に譲與せられた。保元三年然るに爲重は、重經歿後に至つて、この處分を承認せず、本領相模國寺尾村の屋敷を重道等に奪はれたりと稱して、妻子を率ゐて所領美作國河會郷に下り、重道の所領入來院塔原より運上の領家米を途中に奪取し、尋で其妻を美作に殘して入來院に下着し、恣に塔原を領した。是に於て、妙蓮及び重道は之を幕府に訴へ、陳訴數回の後、弘安二年十二月廿三日遂に爲重の敗訴となり、塔原郷等に對する重道の領知が確認されるに至つた。注一四

清敷と副田と
の相傳

清敷郷は惣領明重から其の子公重孫重基にと傳領せられ、重基は更に弘安三年五月、叔父有重より清色五分三北方を讓られて之を兼領した。注一五副田を領した重賢の後は、その子重繼之をつぎ、重繼の後は其の弟重村が養子となり、その子重氏に譲與した。注一六塔原は前述の重道の後嫡子重貞廣が惣領職塔原北方を、次子惟重は庶子分として塔原南方を譲與せられた。注一七又この二人の姉竹鶴は別に祖父重經より所領の一部を分讓せられてゐた。惣領重貞は後に故あつて惣領職所領を弟惟重に與へ、正和四年七月を以て卒し、惟重は惣領として塔原南北郷を兼領した。爰に、先きに兄重道と所領を争つて敗れた爲重は、惟

寺尾爲重の再
訴

重が惣領となるや、再び訴訟を提起して、惟重と重貞の遺領を争つた。即ち文保元年爲重は甥重貞より、自筆を以て所領を讓られたりと言ひ、惟重は之を謂なき押領とし、且つ又爲重は祖父定佛勘當の子である上は、彼の遺領に就き、一段歩たりと雖も相續する權利なしと主張した。この争論は終を明らかにしないが、再び爲重の不利となつたものと考へられる。注一八

寺尾惟重遺領
の争論

次に惟重はその所領を處分せずして卒した爲め、長子重廣の子別當次郎丸と惟重の次子重名との間に亡父遺領に就き相論が生じた。惟重には重廣重名、内重重見、竹夜、双丸、鶴王丸の數子があり、重廣の子に萬歳丸、三郎丸、別當次郎丸、小野王丸の四子があつたが、蓋し長子重廣は他腹妙智の子なりしたために、其の子別當次郎丸を以て嫡子たらしめんと謀つたものであらう。重廣の主張は、既に別當次郎丸は長子たる上、重名は幼少の竹王といへる頃より、伯母十町尼竹鶴重貞の姉の養子となれるもの故、惟重の遺領を相續すべき權利なしといふにあり、重名は之に對し、惣領庶子の關係に就ては、亡父まだ何れとも定めたることなく、又十町尼養子のごとは、十町尼は父惟重の姉にして、而も未だ養子の實なしと陳述した。仍て幕府は結局元徳元年十月廿日に至つて、惟重の遺領

塔原郷の配分

第二章 庄園の推移

を次の如く分配せしむることゝした。即ち惟重後家妙智は、塔原郷田二町五段在家五字を重廣は塔原郷田六町在家十二字を、別當二郎丸は塔原郷田二町九段在家若干を、重名は塔原郷田二町九段在家九字を、内重は塔原郷田一町九段在家三字を、重見は同郷内田一町在家二字を、鶴王丸は同郷内田五段半在家一字を、字某は同郷内田三段在家一字を夫々分領することゝなつた。

〔注一〕 建久園田帳

〔注二十五〕 入来院重賢氏所藏文書

〔注六〕 同上 舊記雜錄前編卷三

〔注七一〕 入来院重賢氏所藏文書

〔注一二〕 入来院重賢氏所藏系圖

〔注一三一九〕 入来院重賢氏所藏文書

澁谷氏一族の
下向

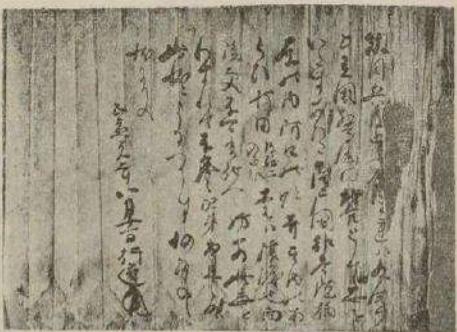
東郷氏
禰答院氏
鶴田氏
高城氏
斑目氏の下向

入来院澁谷氏の外、澁谷庄司重國の孫、即ち光重の子重直は本領相模に居り、早川二郎實重は東郷に、吉岡三郎重保は禰答院に、大谷四郎重諸は鶴田に、落合六郎重貞は高城に、夫々地頭となり、薩北に鬱然たる勢力を擁することゝなつた。而して東郷氏は實重の後に忠重、高頼、重清あり、禰答院氏は重保の後に重尙、重松、行重、重實あり、鶴田氏は重茂、諸重の後に重行、頼重、重成が知られ、高城氏は重貞の後に重秀、重郷、重藤が相傳した。而して禰答院には、部分的の地頭として斑目氏があり、これは本領を出羽國斑目に有する橋氏であるが、正應元年八月十一日、行運は其の弟斑目兵衛尉二郎

異國警固番役

禰答院時吉名
と柏原名

阿多郡
久吉名本名主
郡司平忠景



斑目行運進狀(斑目氏所藏) 圖七十第

入道聖運に對して、異國警固の代官として勤勞せるによつて、薩摩國禰答院柏原の内河口の野並びに其内のあらひ新田(入道作)等を買渡した。即ち斑目氏の禰答院に土着したのは、二階堂氏の例の如く、異國警固番役の爲めに下向せるに始るのであり、その後代々禰答院時吉、柏原兩名の内下河口村借屋原村を相傳することゝなつたのである。

〔注一〕 入来院重賢氏所藏系圖

〔注二〕 同上 清色龜鑑 古城

主來由記 禰答院史 斑目重

行氏所藏禰答院氏系圖

〔注三〕 斑目重行氏所藏文書

阿多郡 阿多郡は所謂平氏沒官領の内であるが、遠く保延年中、平忠景の郡司たりしことは、保延四年十一月十五日の財久吉の觀音寺への牟田上浦二曲荒地の寄進狀によつて知られる。久吉は久吉名の本名主であらう。同寺は日羅上人建立の佛地と傳へられ、當時より近隣の敬崇篤かつたことが窺はれる。

觀音寺院主殿

後弘安六年十一月、同寺院主僧明賀なるものが、その院主職と白河浦水田畠地
藪とを僧琳慶に譲つたが、文保二年二月、阿多郡内五大院内田地十町二反、同池
邊園一ヶ所を島津忠宗の子徳壽丸に對して譲與せる僧琳慶は、恐らくこの琳
慶の系統の人であらう。

地頭鮫島氏

建久三年八月、幕府は地頭職を鮫島宗家に與へ、宗家は之を二分して、建久六
年十一月廿日、北方を嫡子家高に、南方を以て宗景に譲つた。而して阿多郡に
は、また大府領として雜掌があつて之を管掌した。

南北地頭の境
界相論

南方は宗景の後、時景讓得し、貞永年中北方地頭家高との間に、南北境界に就
いて相論を生じ、鎌倉に於て對決の結果、時景は宗景の讓狀に、觀音寺大門より
高橋藥師堂の前を過ぎ濱路に通ずと載せ、且つ將來の違亂を慮つて、この境界
の道に松木を植えてあるとあるを論據として自領たることを主張し、家高は
之に對して、觀音寺大門より藥師堂へ通ずる路は二つあり、時景の申立つるは
北路にして新路である、それは觀音寺別當能登阿闍梨玄殿が、先年亡母孝養の
爲め新造し、萬本の卒都婆を立てたものであり、南路に據るべしと陳じた。故
に幕府は、貞永元年十一月判決を下して南路に據ることとし、その他は宗家の

鮫島家高の地
頭職改易

神王面の破損

讓狀の旨に任せることゝ定め、且つ提出の繪圖に證判を與へた。

この後、北方地頭家高高行は、次の事件に依つて所領を沒收せられ、その跡を建
長中、隱岐常陸前司入道行久が領した。行願の地頭職改易の原因は、阿多北方
内新田八幡宮領に對する非法數條があつた爲め、寶治元年の同宮權執印永
慶の訴狀に據れば、(一)下地を押領すること、(二)私に檢注を行ひ、社家年貢を抑留
せること、(三)阿多郡北方内社家政所を燒却し、宮藪白苧桑藍等の出物を横領せ
ること、(四)社家收納使の奉持せる神王面を破損せしこと、(五)社家政所を燒却せ
ること、(六)神人福萬法師を損傷せしめしこと、(七)社家請作人西迎の年貢稻を運
取つたこと、(七)執印師永に對する惡口等であるが、特に直接の原因となつたも
のは、寛元四年八月の神王面の破損である。中世社寺領に於て、定使・收納使が
神木等を捧持して領民に臨むことは、春日社領等の例のみでなく、普通のこと
であり、この場合も、定使生西は、往古の靈物大菩薩の御躰たる神王面を捧げて、
神明の威を藉らんとしたのであるが、地頭は一の神王面を奪取して、百姓下平
太の許に置き、二の神王面を破損したのである。承久の頃、大隅正八幡宮領帖
佐郷に於て、御家人良西が神王面を奪取した同様の事件があつた時は、正八幡

神王面破損の罪は大辟に當る

宮社家の上訴によつて、關東に於て其の沙汰ありし上、朝廷に於ても仗議を行はせられ、その罪大辟に當るとの議奏によつて、良西は處分せられてゐる。此時も、寶治元年本家たる石清水八幡宮檢校性禪は、新田宮所司神人の訴によつて、地頭行願を訴へたので、幕府は守護島津忠時をして眞僞を調査せしめ、七月二日その請文によつて事實の明らかになると共に、十月廿五日裁許を下して行願を改易した。又石清水八幡檢校の上訴により、朝廷に於ても神王面修複の官校の事に就いて院宣を下された。經俊卿記寶治元年十一月卅日の條によれば、當日の議奏條々の中に、新田宮神王面のことが見え、承久の正八幡宮神王面奪取の時と同様であつたことが知られる。

地頭二階堂氏

鮫島行願に代つて阿多北方地頭に補せられた隱岐常陸前司入道行久は、本領相模國二階堂を以て稱號とした。その祖父左兵衛尉覺行は建保元年勳功によつて、相模國懷島殿原郷を領したが、その子行氏は、仁治元年十月懷島殿原郷の外參河尾張伊勢肥前陸奥の所領を惣領行久に譲つた。行久が阿多北方を得たのは、その後建長元年以前の事にして、文永三年六月十日、その所領相模國大井庄内吉田島と共に阿多北方を後家及び二女藤原氏に譲つた。

後家忍照と異國警固番役

の後家は即ち忍照の事にして、恰も蒙古襲來の時に遇ひ、幕府が鎮西に所領を有する御家人をして、警固役の爲め鎮西に下向せしむるや、その内女子の當知行分は警固役に任ずる能はざるを以て收公することゝしたが、忍照は正應五年特に幕府に請ふて子息泰行を阿多に下向せしめ、知行を全うした。加之永仁二年十二月鎌倉御所用途、關東參向の課役を免せられた。

田布施と高橋兩郷との相傳

かくて忍照は嘉元三年三郎泰藤に薩摩國田布施郷半分及び蒙古合戦勳功地給黎院内田地屋敷を讓與したが、更に延慶二年正月六日置文を以て阿多北方田布施高橋兩郷を讓得すべき親族の間のことを定めたが、それに據ると田布施郷は既に行久より子息泰行に讓與したところなるを以て、その死後は子息傳領すべく、又田布施郷と高橋郷との境界を定め、年貢警固番役以下公事は田布施高橋兩郷より寄合つて、等分に沙汰すべきものとした。別に忍照は正和三年二月廿八日の置文で高橋郷に就き、その年貢毎年七十五貫文を惣領道忍に宛て、鎌倉より免除されてゐる代償として、惣領方へ支辨すべきことを、忍照跡の當郷知行の庶子定氏等に宛て、規定した。泰行の子は行雄にして、之よりさき父道忍と境界の相論のあつた南方地頭鮫島宗家の曾孫光家

二階堂氏と鮫島氏との相論

觀音寺々務職

と、嘉元三年再び相論したが、その結果は明らかでない。併しながら、鯨島氏の同郡内一分の地頭職及び觀音寺々務職等を領知せることは、延元二年の鯨島俊忠の讓狀によつて知ることが出来る。

太宰府雜掌

前にも述べた如く、阿多庄は太宰府領であつたので、地頭設置の後は恐らく地頭が年貢の上納を請負ふといふ關係に於て、雜掌に年貢を徵納したものと思はれ、正和五年より元亨元年に至る、六ヶ年間の年貢用途として、四十五貫文を雜掌小目代成宗に納めてゐるのを見ると、少からず怠緩してゐたことが知られる。先きに忍照は正和三年置文を以て、高橋郷庶子分の年貢を惣領に對して納入すべきことを定めたが、行雄の代に至るや、定氏等は之に従はなかつたので、嘉暦二年行雄は之を鎮西探題に訴へて、忍照の置文に任せて庶子定氏の所領を沒收せんことを請ひ、元徳元年十二月定氏代妙性と行雄代顯雄と對決の結果、妙性の敗訴となつて、高橋郷内定氏の所領は惣領方に併合されることとなつた。

庶子定氏の改易

伊作庄との境

尙ほ行雄の時、阿多南方地頭鯨島光家と境相論があつた外、元應元年に亘つて伊作庄雜掌法橋承信下司高純との間にも境界の相論を生じたが、之等は二階堂氏が稍遅れて地頭となつた結果、鯨島氏や伊作庄雜掌に乘せられたものと見ることが出来る。

〔注一〕 二階堂文書二

〔注九〕 二階堂文書二

〔注二〕 二階堂文書二、阿多鶴壽氏所藏文書

〔注一〇〕 同上二・二

〔注三〕 二階堂文書一

〔注一一〕 同上

〔注四〕 同上二

〔注一二〕 同上二・二

〔注五〕 同上

〔注一四〕 同上

〔注六・七〕 新田八幡宮文書三

〔注一五〕 同上 袖ヶ崎島津公爵家文書

〔注八〕 新田八幡宮文書二、舊記雜錄前編卷五

〔注一六〕 袖ヶ崎島津公爵家文書、伊作家文書

高城郡

郡司伴師高

高城郡 建久岡田帳に見ゆる郡司在廳師高の所領は、武光名三十三町五段、吉枝名十九町(東郷に七町、入組む)、万得十五町等である。師高は伴氏にして、其父高信は童名薬師丸といひ、武光名主たりし故に假名武光三郎と號し、代々郡司職を領した。師高に至つて、僧觀勢義忠の相傳した辨濟使職をも兼領したやうである。師高の兄六郎信康の後に、信久光信實信があつたが、嫡流は師高の子孫に傳つた。師高の子には伴太師永高永伴三郎高重があり、高永は父に先立つて早逝し、高重には子伴次郎太郎師重があつた。師高は建保の頃卒したが、之よ

吉枝名に關する澁谷氏との相論
地頭所

も先き關東より相模の澁谷重貞が地頭職に補され重貞の子六郎太郎重秀の時建長年間領家雜掌右近將監資通及び吉枝名主師永と吉枝名に關し爭論を生じた。即ち地頭重秀は當郡車内村に地頭所の存在せるを以て、車内村の所在地なる吉枝名の領有を主張し、其下人に九ヶ所の給田を給與して扶持した結果、名主師永は其の當知行を侵されんことを恐れ、領家雜掌は又當名の辨濟使分として師永の領家下文を帶して領知せること地頭所給田は何れも地頭の恣に構ふるものにして、領家の承認するところでないことを陳述したので、その結果建長四年六月、六波羅は下地は辨濟使分として領家進止たるべく、所務は舊例に任せ、領家地頭の兩方に従ふべしと下知を下した。然るに、爰に別に師永と舍弟高重との爭論に關して、師永が地頭に提出した請文に自判のあつたことを以て、地頭は當名の地頭進止の證據と主張し、師永は之を自筆でなく、地頭の謀書と爲し、實檢の結果入筆の事實がなかつた爲め、士民の身として猥りに地頭謀書を稱した咎に依つて、師永は一旦その所務を改易せられるに至つた。

師永の子は孫太郎兼光二郎師經三子師兼四郎師員があり師兼が嫡子と

師永所帯の改易

武光氏の所領

して吉枝名を領知した。師兼は正和元年六月十七日、その所領を後家及び經兼師藤兼治兼正女子二鶴兼長鶴石女子土用及び阿久利に處分したが、之によつて當時の武光氏の所領を見るに前記吉枝名惣領職並びに散在水田藪の外、本万徳惣領職並びに散在田藪、清水寺院主職並びに田藪、入來院塔原内南部村、彌毛原村及び大狩倉諸絹宮里郷内正岡名内散在田藪、西尾寺院主職並びに田藪、五大院領若吉名惣領職並びに散在田藪及び在廳職蒙古合戰勳功領筑前國七隈郷惣領職同郷内散在田藪である。この處分地の内兼治分は正和五年故あつて惣領經兼方に對して避渡された。また文保元年新田八幡宮權執印妙慶が經兼領知分の吉枝名牧崎の内門四郎太郎の當住屋敷を本講田四至内と稱して押領したことがあつたが、之は領家雜掌阿淨の訴によつて、同年十一月に至つて和解した。尙ほ經兼當時のものと思はれる吉枝名名取帳には庶子知行分に右衛門入道本忍河縁入道日傳南入道日傳南入道日性武光五郎三郎入道主禪があつた。而して經兼は元弘元年七月、其の所領吉枝名惣領職、本万徳名内田藪等惣領、同辨濟使職宮里郷權二郎名惣領職同郷清水寺別當職、免田藪小野等薩摩國三番在廳職、及び蒙古合戰勳功地を

吉枝名名取帳

薩摩國三番在廳職

辨濟使兼快

子息重兼^心に、又若干の所領を五郎三郎兼久に譲與した^心。この本万徳の内、辨濟使分は嘉元元年、辨濟使兼快より本錢返地に買得たものであつて、元弘二年三月十日兼快は本錢の中十五貫文を返却したので、その沽却地の内本万徳名藏町外の田圃並びに上村万徳名辨濟使を兼快に返附し、残りの本万徳名田圃及び久能辨濟使職は本の如く重兼が領知することゝなつた。但し本万徳御年貢の内請料四百六十二文、桑代百六十文、脚力用途八十文、御米二斗三升一合大豆一斗一升三合並びに上村御年貢等は兼快の沙汰として之を辨じ、残る所の本万徳御年貢の内請料六百九十三文、脚力用途百三十文、桑代二百四十文、御米三斗四升五合五勺大豆一斗七升一合並びに久能分御年貢錢百四十一文、米一斗七升一合は毎年兼快方に對して沙汰するものとし、猶ほ又辨濟使分公事の懸る場合は、その五分の三を武光氏が、五分の二は兼快が沙汰することゝした。之によつて、双方を合したものが、本万徳、上村、久能諸名の領家年貢であつたことが知り得られる。而して重兼は應安年間に至つて其の所領を子息兼氏に譲與した^心。

本万徳名等の領家年貢

次に新田八幡宮領と國分寺領とは、その位置の関係から當郡に最も多くが

新田八幡宮領

あつたから、これに就て簡略に述べてをきたい。

五大院領

新田八幡宮領は宇佐彌勒寺喜多院領にして、同院は石清水八幡宮善法寺の領坊たりし故、新田八幡宮領は石清水八幡宮檢校の支配下にあつた。猶ほ別當五大院領を併せ、高城郡の六十町を始め、附近各郡に散在した。建久圖田帳に下司僧經宗の支配する所は、阿多郡四町、高城郡三十町、宮里郷一町、五大院領郡五町八段、入來院二町にして、合計百二十六町一段の多きに上つてゐる。宮寺そのものは檢校以下百數十人の所職を擁してゐたが、その中に於て、實際に社領の所務に關しては、執印及び權執印の傳へてゐる所の文書によつて知る事が出来る。執印は代々惟宗氏之を掌握し、建久圖田帳には左馬允康友と載せてある。この康友は建久三年十月三日、解狀を幕府に上つて、頼朝以來代々社領に對して、守護地頭の干渉のなかつた事を申し進めて、當代の免除を請ひ、建仁三年十月その所帯を安堵された^心。康友の子には康兼^康、友久等があり、康兼は鹿兒島郡司職と執印職とを、友久は國分寺沙汰職を夫々領知したと思はれる。康兼の後家にして、後友久に嫁げる迎阿^{或は友久の後家にして}は、寛元元

執印惟宗氏

迎阿の處分

年八月十日、執印職並びに五大院々主職を嫡男友成、次男師久、三男康秀以下、惟宗一子、惟宗二子、惟宗三子の間に譲與した。それに據ると、その所領所帯は八幡新田宮執印並びに五大院々主職を始め、阿多院田並びに宮男田、齒散在宮、大院齒等用作本免田合せて六十四町四段十代餘にして、その區域は高城郡薩摩郡、入来院宮里郷東郷別府牛屎院山門院を始め、光富市比野時吉吉永延時の諸名に亘つてゐた。この處分狀は、同時に次男以下の分の課役等を載せてゐるが、次男師久以下が惣領友成の支配に隨つて勤仕すべき課役は次の如くであつた。即ち本家見參料一年に師久康秀は一貫三百文、惟宗一子二百文、惟宗二子、惟宗三子は各六百文、及び別に一年に師久康秀は錢六貫文、惟宗一子は二百文、同二子、三子は一貫五百文を上納し、又公文所任料の時は、師久は六貫文、康秀は五百文、惟宗一子は五百文、同二子、三子は各々一貫五百文の定めであつた。その他正月歳末の節料、狩月に一度執印所より狩をし、三ヶ年一度の船造の時、鍛冶大工の任料、瓦板物を取進むること、毎年貢米運上船の船具を先例に任せ取進むること、定使辨濟使は公文所の成敗たること、及び栗柿等を公文所に上納することであつた。

年貢運上船の船具を負擔

公文所任料

本家見參料

諸子の課役

執印道教の改易

忠兼と友兼の相論

社寺領内に於ける鎌倉御家人

迎阿の讓狀の中、後に紛争を醸生したのは、嫡男友成の所領は友成の死後は三男康秀の子息に本證文を相副へて譲與し、然る時は康秀の所帯は友成の子息に與ふべきものと爲した點で、三男康秀即ち道教は後ち八幡宮造營用途を犯用し、また年貢を抑留する事があつて、永仁二年その所職を改易せられ、時經を以て代補せられた。然るに所司神官の道教に與力するもの多く、道教の改易に服しなかつたので、道教は永仁五年六月に至つて、幕府の斡旋を以て還補せられることゝなつた。かくて、道教の所帯は迎阿の遺志に任せて、友成の子息鶴熊丸(弘安三年の頃)に讓られたが、友教は弘安十年十月十一日播磨國御家人北野道澄の宿所に於て變死したので、讓狀を残す暇がなかつた。その結果、執印職及び道教の所領はその子道嚴に讓られたけれども、友教の遺領東郷大島田に關して、友教の弟忠兼と、友成の孫國分備後次郎友兼との間に激しい相論を生ずることゝなつた。

この相論の内容は極めて複雑なもので、社寺領内に於ける鎌倉御家人の位置に就て可なり興味ある問題を含んでゐる。社寺領内の御家人の所帯に就ては、濫りに幕府とても干渉することを得なかつたが、一方御家人の所帯は幕

關東御口入地

府を經濟的に支持する重要な基礎であり、本所が御家人の所帯を擬奪して御家人以外の者即ち非御家人に賦與することは幕府にとつて由々しき問題であつたから、幕府はこれ等御家人の申請に依つて舉狀を本所に致し、その上に本所より御家人の所帯を安堵するといふ方法を取り努めて本所領内の御家人の所帯を保護する方針を採つた。かゝる所領を關東御口入地と云ひ、この所帯に就ては本所の進止は極度に制限を受けたのである。右に擧げた相論地は、この關東御口入地にして、忠兼・友兼は共に御家人であり、友兼はその所帯は關東御口入を以て本所より補任せられたものなりと稱し、忠兼はこの手續は逆訴にして、本所の舉狀を以て關東に申入るゝを定法とすると反駁し、友兼は更にそれは本所一圓地の場合にして、關東御口入地に於ては、關東の舉狀を以て本所より安堵されるのが諸國一同の先例であると稱した。併し、實際上では忠兼が本所を背景とせるに對し、友兼は幕府の御家人保護策を楯に取つて、之に對抗したのであつて、之を擴大すれば、本所と幕府との勢力の桎梏とも見ることが出来る。^(註一四)この相論の結果は明らかにしないが、兎も角も、道教は永仁五年十一月十一日、執印職並びに五大院々主職内田島並びに免田等を其の

本所と幕府との拮抗

子重友に讓與した。重友は即ち元亨の頃に見える執印道嚴かと思はれ、嘉暦の頃執印なる道惠は重友の子友里であらうと考へられる。尋で吉野朝時代に至つては、友里の子友雄が傳領した。^(註一五)

權執印

權執印の所領と所帯

權執印は執印道教の頃永慶があり、その子に妙慶があつた。妙慶の嘉暦元年四月二十二日の嫡男良暹以下、滿熊丸、上毛に對する讓狀によると、當時の權執印の所領は次の如くである。^(註一六)即ち權執印職、惣檢校職、惣殿上職、寺下司政所職、大檢校職、書生職の所帯と、宮里、郷勢、萬名、高城郡、内字、世戸口、五段坪等の所領の外、特に諸郡院に亘つて五大院政所得分が大きかつた。この五大院領は政所の沙汰として百姓に下作せしめ、定得田の内を以て五大院立用職田に宛行ひ、殘餘の所當米は公文所に徵納するものであり、この公文所徵納得分が即ち權執印の收入と爲つたのであらう。然るに執印道教が得田を以て立用職田に引き當てた残りの得分なしとし、恣に公文所の檢注を留めた上、上料と稱して一町に就き、米一斗を公文所に辨濟せしめたので、權執印の收納すべき五大院政所得分が少からず減少するに至つたので、永慶は連に之を本所に訴へ、貞永元年十二月二十日、一旦執印康兼の諒解を得て、收入の確保を計つたが、なほ

執印と權執印との得分拮抗

五大院領一期
本所二條師忠

得田に合はなかつた。^{〔註七〕} 妙慶の代に至るや、再び公文所より檢注を遂ぐる事となつたが、妙慶當知行の田地は得田の分であるから、一般の所司田の如く、饗膳役の如き課役はない筈であるのに、先例と稱して二立一前を勤仕せしめ、正和二年再度催促せる上、その饗膳上納の員數を増すべく呵責したので、妙慶は正和二年之を本所に訴へ、執印の横暴を押しせられんことを請ふた。この訴狀に據れば、當時五大院領の本所は一期領主として二條家の管領する所であつたことが知られ、元弘元年五月二條師忠の薨去によつて、兼ねての契約に基き、山城國新免轉讀田地土佐國田野庄八福庄と共に、石清水前檢校法印朝清の手に移ることゝなつたものである。^{〔註八〕}

國分寺領

國分寺領 建久圖田帳には國分寺領百四町五段、天満宮七町五段を數ふるが、その大半は高城郡にある五十二町であつて、下司僧安靜があつて之を掌り、内温田浦十八町は没官御領として、地頭千葉常胤が置かれた。これより先、久安二年正月、聽宣を以て太宰府安樂寺天満宮領たるべく、去年七月の官府宣府施行國聽宣に隨ふべきを留守所に令し、併せて寺僧永修の妨害を停止したことが見えてゐる。^{〔註九〕} 文治二年十二月に至つて、深頼朝は寺領に武士の狼藉を停

沙汰人惟宗氏

め、所司神人等を安堵し、且つ寺家に修理を加へて佛神事を勤修すべきを下知した。^{〔註一〇〕} 更に承久三年七月二十七日、官宣旨を太宰府に下し、山門院國分寺等安樂寺領に武士の狼藉あるに由り、仔細を言上して、聽裁を仰ぐべきことを下知した。之に依つて幕府よりも、同年八月かくの如き時、遠邊の地、武士の新儀あるべからざるを誡め、沙汰人右近將監友久以下の神人等更に事の煩ある可らざるを令し、同年十月八日先の宣旨を守つて庄務を全うせしめてゐる。^{〔註一一〕} 此に沙汰人友久と見えるのは、建久の頃鹿兒島郡司たりし前内舍人康友の二子である。なほ仁治寛元の頃に左衛門尉友成が沙汰人であつたことは、阿多北方内國分寺領池邊村に地頭の押妨があつたことを訴へてゐるに依つても知られる。^{〔註一二〕} 即ち康友以後、この一族惟宗氏は新田宮執印國分寺沙汰人及び鹿兒島郡司の諸職を兼領したと見ることが出来る。

領家菅原氏

之より先き、神領に對し、守護代西念の濫りに放使非法がありたるに依り、文應元年國分寺所司神官は領家天満宮別當たる菅原氏の舉狀を以て之を關東に訴へ、幕府は同年十月守護島津忠時に對してその狼藉を停止すべきを下知した。^{〔註一三〕}

鎮西諸社造營の例

建治元年七月、寺家の申狀に依つて、國分寺の修造あることとなり、同年八月十八日、龜山上皇の院宣が下り、國司に命じて其沙汰を致さしめ給ふた。依つて九月、國宣を以て薩摩國在廳官人に之を施行し、更に同年十二月三日に至つて、官宣旨を太宰府に下した。この官宣旨に稱ふ所の當宮寺所司の解狀に依れば、鎮西神社造營の例は、宇佐宮は九州全般に宛てられ、正八幡宮は三箇國に課せられ、香椎宮は宇佐宮に准ずるものとされてゐる。又宮崎宮は役國を寄せられる上、尙ほ國中の公庄に催され、肥前千栗八幡宮も同前であるといふ。國分寺天満宮は即ち右に准じて沙汰せられたといふのであつた。當時は文永役の後であり、國分寺も異國降伏の祈禱を凝らしたのであつて、この官宣旨は翌建治二年正月施行せられた。併し、直ちに之が實現せられたと見ることの出来ないのは、後ち正安元年二月二十四日の探題下知狀にも、九州大社以下修造遅怠し、恒例佛神事の凌夷せることを誡めてゐるに依つて想像されるし、また降つて元亨元年七月所司・神官等の解狀に依つても明かである。即ち建治の院宣に依つて、國分寺修造料所を國內六ヶ所（那智院、東郷入來院、山門院、東地加世田）に寄せられたのであるが、彼の料所の地頭名主等武威を慕つて正税を辨せや、僅に支出

國分寺修造料所六ヶ所

國分友任と友貞との相論

した所當採取した御殿以下の材木も、間もなく國司料所を妨害せるによつて、造營を遂ぐるに至らざる空しく朽損するに至つたといふ。元亨元年は後醍醐天皇の御代の始、後宇多法皇院政の最後の年であつて、この時諸國々分寺を興行すべき發令あるを風聞し、重ねて右の解狀を上つたのであつた。

元亨二年、國分助次郎友貞は、兄國分彦次郎友任の濫妨を訴へたが、この爭論は以後永く續いた。友貞の訴狀によれば、友任は弱年の頃土與壽冠者と稱し、白拍子を愛して國分寺領鹿兒島尼寺田の年貢を流用し、結局白拍子と共に逐電したことがあり、其の他條々の不始末があつたので、父道本に依つて勘當されたのである。然るに後ち當國在國司道雄及び其の一族の者を相語らひ、國分寺々領に追捕狼藉を働いたと云ふことである。一方、國分寺雜掌祐舜は元亨三年五月、友貞友任の爭論に對して、寺家側として異議を申立て、寺家の沙汰として處理せんことを請ふた。その立場は、この相論によつて根本一圓の寺領に武家の干涉の及ばんことを恐れたからで、元亨二年正月年貢對押によつて、改補せられた友貞の非法を擧げて之を放逐すべしといふにあつた。爰に於て、友貞は同年六月前訴を繰返し、七月又奉行所に於て、論入友任の論旨院宣

國分寺雜掌祐舜

請所

を申成して一番引付の擔當となつたのは不法であるとして、以前の如く二番引付奉行大保興道の手に於て沙汰せられん事を請ふた。この間友任は國分寺雜掌祐舜の申出に依つて、訴訟を打ち切りとすべく、繪旨及び六波羅御教書を賜つたので、七月友貞は重ねて、定法により一方に寄せて沙汰を終へられんことを請ひ、八月には、前記五月の雜掌祐舜の訴狀に一々陳辯して、本所年貢に至つては、承元以來請所として毎年八十八石京進し來つたもので、往昔より各別に請所と號し補任せられ來つたことは一度もなく、又守護島津氏は多年所務沙汰の上に於て當敵である爲め、御家人として直接幕府に訴ふるのは尤も正當であつて、雜掌祐舜の訴訟は友任と同心してゐるものであり、天福寛元寶治正應の御式目及び社寺興行の御事書の旨により、御家人領たる友貞の所帯を保護せられたい旨を陳述した。(注八)しかし、この結果は友任の勝訴となり、鎮西探題北條英時は雜掌祐舜の申すところに隨ひ繪旨並に、六波羅施行に基いて、下地は相論終結の旨に依る可きとして、先づ年貢は友貞より寺家雜掌に渡すべきことを守護人島津貞久及び莫彌郡司貞成に對して下知したのである。(注九)而して、これは奉行人大保興道の成敗に依るものであつた。友貞はこの判決に

御家人領

領家と友貞との和興

従はず十一月博多に於て上訴し、先奉行人興道の成敗には非難條々ありとし、當奉行人奈古春舜に附せらるべきことを請ふた。(注十)

友貞の抗論によつてか、翌正中元年末に至るや、この爭論は遂に毎年八十五石並びに公事用途五百文、廉文革二枚、節供用途等を友貞より寺家に對して渡す條件の下に和談となり、十二月晦日領家の奉行正行と友貞とはこの和興狀を交手した。然かるに、友貞は間もなく翌年二月博多に於ける殘りの訴訟を終へずして歸國したので、國分寺雜掌靜祐の請により、探題は之を催促する所があつた。一方領家菅原氏雜掌宗清は右の正中二年二月の和興を公認せられん爲め、繪旨を武家方に賜り、鎮西探題の下知狀あらんことを幕府に請ひ、領家高辻長宣よりも添狀を以て繪旨を乞ふたので、三月二日繪旨を下され、六波羅は鎮西探題に之を施行した。依つて探題英時は三月十八日澁谷新平次を羅は、友貞を重ねて博多に喚ばしめ、四月三日新平次は友貞に對し之を傳へた。この間五月十二日重ねて繪旨を賜り、七月には友貞も請文を提出した、かくして同月二十五日北條英時の和興の下知狀が正式に下り、この論争は結末を告げたのである。(注十一)

領家高辻長宣

- 〔注一八八〕 入来院重賢氏所藏文書
- 〔注一九〇〕 新田八幡宮文書二
- 〔注一九一〕 同上
- 〔注一九二〕 同上
- 〔注一九三〕 同上
- 〔注一九四〕 同上
- 〔注一九五〕 同上
- 〔注一九六〕 同上
- 〔注一九七〕 同上
- 〔注一九八〕 同上
- 〔注一九九〕 同上
- 〔注二〇〇〕 同上
- 〔注二〇一〕 同上
- 〔注二〇二〕 同上
- 〔注二〇三〕 同上

伊集院

正八幡宮領

諸名の領主

伊集院 伊集院百八十町は、上神殿十八町下神殿十六町桑羽田五町野田六町大田五町寺脇八町時吉二十五町末永二十五町續飯田八町土橋十三町河俣十町谷口十四町十万六町飯牟禮三町松本十八町より成り、谷口名が島津庄寄郡であつた外は、凡て万得名で、従つて正八幡宮領であつたが、猶ほその内野田大田寺脇の三名は建久當時島津庄寄郡として正八幡宮と相論中であつた。而して領主の判明するのは、大田寺脇時吉の本名主在應道友末永の院司八郎清景續飯田の名主權太郎兼直、土橋の名主紀四郎時綱、河俣の名主僧忠覺十萬の名主紀平二元信であるが、上神殿下神殿内山下土橋の諸名内の田島屋敷荒

- 〔注二二〕 舊記雜錄前編卷五
- 〔注二三〕 同上卷六
- 〔注二四〕 同上卷七
- 〔注二五〕 同上卷一〇・二二
- 〔注二六〕 同上卷一二
- 〔注二七〕 同上卷一三
- 〔注二八〕 同上卷一四・一五

上神殿所繼と
同迎念との相
論

野等の領有に就ては、上神殿次郎太郎祐繼祐繼と同迎念同迎念、其の子宗繼宗繼とが多年相論したことが島津公爵家文書によつて窺はれる。この相論の對象となつた土地は、下神殿内山下田町四段下神殿内平田五段土橋内田牟田六段下神殿内追田三段得重内原田原田二段得重内榑脇三段卅邊保木一段廿中の田、及び下神殿内山下蘭三ヶ所薩摩迫蘭常念居蘭及び荒野等であつた。徳治元年一旦祐繼と迎念とは此の相論を和解し、之によつて祐繼が鎮西探題の認可を得んとしたとき、探題北條時時は正和二年祐繼の云ふが如く和解のあつたか否かを、一方の當事者たる迎念及び宗繼の代官長賢に訊問し、その結果、文和二年三月の和解の事實を認め、併し、その後もこの相論が繼續し、探題より在國司入道顯娃久純を使として、調査せしめたことが、元亨元年三月の前記迎祐の言上狀によつて判るのである。なほ元亨二年の宇佐宮造營課役の上神殿十八町の納入分は五斗七升八合七勺であつた。

〔注二〕 建久圖田帳

〔注三〕 袖ヶ崎島津公爵家文書

第三節 大隅の庄園と諸豪族

大隅の庄園

大隅國に就いては薩摩に比較して史料が極めて乏しく、従つて其の庄園の分布、本所領家、庄官の關係、或は相傳の次第等に就て知る所が少く、僅かに肝付氏、禰寢氏の傳ふる所に依つて、その一斑を窺ふことが出来るのは幸といふべきである。その最も遺憾に堪えないのは、正八幡宮領に關して詳細に知ることのできないことである、只僅に建久圖田帳に依り、その大體を知ることが出来るに過ぎない。大隅國は圖田帳に惣田合せて田三千七町五段大とあつて、既に第一節に於て述べた如く、正宮領國領（公田不輸田太宰府沙汰府社五ヶ所）と鳥津御庄とに分つて、鳥津庄は之を新立庄七百十五町と寄郡七百十五町八段三丈とに區分されてをり、之を夫々郡院郷庄に分つて、その配分の關係を見ることが出来る。いま禰寢院、肝屬郡、鹿屋院、串良院、桑東郷、菱刈郡に就ては、若干の史料が別に存するを以て、之を參照することが出来る。

贈噺郡

噺噺郡 噺噺郡はその大半正八幡宮領にして、公田は八十一町餘、重枝、重富、用松、弟子丸、重武、元行の諸名には、郡司在應官の領知せるものが多い、（注） 其の外、

總田數

臺明寺領

臺明寺領が若干ある。臺明寺は天台宗にして、寺傳によれば、天智天皇の御宇の創建と稱するが、仁治元年十月の臺明寺牒狀に見ゆる所などよりすれば、恐らく平安朝時代、叡山に倣つて國衛丑寅の方に鎮護の道場として建られたものと思はれる。代々の國司は、長久二年十一月の廳宣によつて、當郡々司に對し、當寺山所在の雜木伐採を禁榜せしめて以來、長久四年八月、長久六年八月、天喜三年七月、康平三年二月、延久元年二月等、數次に亘つて、國廳制符を下して、或は榜示内の狩獵を禁じ、或は雜人の狼藉を止めしめた。（注） 當寺領は元來寄進地と寺僧の買得地より成るものであつて、之等は代々の坊僧師資相承して傳領したが、その根幹を爲したものは、天承元年九月、正八幡宮執印僧行賢の寄進に於て、毎年二季、彼岸勤修燈油料所、並びに毎年九月中旬、三箇日夜、不斷大念佛燈油佛聖僧供料所である。行賢は寛治年中、父惟宗朝臣某の大隅任國下向に隨ひ來り、臺明寺衆集院圓臺房の九月中旬、三箇日夜、不斷大念佛十六ヶ年に及ぶと聞き、一番供僧として、毎年聽聞し、堂僧十二口の料供に資せんが爲め、當郡郡司篤定並びに檜前篤季より買得した噺噺郡内の止上居取内、万得領水田、菴等を寄進したものである。この田地は代々國司の免判を蒙つて、事なく知行し

正八幡宮執印
行賢の寄進地

來つたが、七十餘年後の應保年間に至つて前記篤定の孫篤房は當時郡司職を離れてゐたるにも拘らず、阿多權守忠景の私權に遷つて半郡を分領し、剩へ加作新聞なりと稱して、多年の寺領を分取せんとしたので、應保二年五月十五日、臺明寺住僧大法師遍覺以下解狀を勸して、太宰府の裁許を請ひ、同年十月廿九日大府宣を得た。併しながら、その外、彼の二季彼岸田並びに燈油料田に、檢田使等の入部が止まなかつたので、嘉應元年十月九日、承安三年十一月十七日には國判免行を請ふてゐる。この間に於ける主なる賣得寄進地は、桑東郷一條

藏人所召物笛

併し臺明寺が最も有名なのは、既に述べた如く、藏人所召物笛竹の上進に關してであつて、平治元年七月十一日の留守所牒に據れば、當時藏人所召物使惟宗眞忠參向せるに、住僧恣にこの青葉竹を私用し、調進することが出来なかつたので、永曆二年八月十八日、太宰府府宣を以て國廳に命じて臺明寺住徒を糾明したことが見える。その後應保三年二月には、臺明寺住僧大法師遍覺以下、連署して解狀を上り、却て召物使並重賞の永曆の頃當院に參向の時、數條の非

臺明寺竹の祖

大隅國臺明寺住僧傳言
可令卑徒先覺傳言竹是前代此臺明寺竹
左後寺者國中第一之靈地頭讓國家之祀也
查度名新奉初聖嗣安穩稱之康休使
寺守事於左右教寺僧頭之同祖合藤山
思之而訂中已東若實者甚以不使
自今以後卑傳言復頌安塔寺且持奉初
聖嗣安穩之祈願且在麻官人相共信例
可令致誠誠實傳言竹之根後藏人所召物
竹奉行時傳言竹物使并任麻官人等宜氣知
更勿違矣故下
遠仁二年十月

第八十圖 藏人所入下文(公爵津島重忠所氏藏)

法勘責ありたることを懇訴して國裁を仰いだ。之を以て、か後に建仁二年十月には、藏人所下文を以て新儀非法を停止し、寺内を安塔し、在廳官人と共に先例によつて、笛竹を調進する様國衙に命じ、翌三年國衙より、この事を臺明寺大衆に宛て達して居る。その後建保六年五月龍敗の爲めにこの竹は一竹残さず損失し、天福年間に至つて、辛うじて篠竹一本を生じ、その後加生して仁治の頃漸く二十本餘を數ふるに至つたといふ。

事によつて濫りに使を放つて山内に亂入せしめ、衆徒を譴責したので、仁治元年十月、專常預宮主一同、この事を國衙に牒送して處置を請ふた。之によつて、

守護使入部の停止

御家人領

關東御祈禱所

坊地を里人に辭讓を禁ず
主なる買得寄
進地

仁治二年九月守護所令して天福の下知狀に任せて臺明寺山内の守護使入部を停止し、謀叛殺害又傷夜討強盜人は衆徒をして相共に檢斷せしむると雖も、その外同意せざる者の煩なからんことを制定した。この守護代定重は寛元元年九月の曾野郡堀切二段外六所の寄進狀に御家人役免除の外題を與へてをり、之等の田地はもと御家人の所領にして、御家人領は一般に寄進後と雖も、御家人所役を勤仕すべきものであつたが、特に臺明寺が關東御祈禱所なるにより、この所役を免除する旨が見えてゐる。併し猶ほ他の寺領に御家人役附帶の田地があつたと見え、幕府が建長二年五月に當國一般の御家人領を注進せしめたる際には、守護代某が臺明寺領中にそれに該當すべき田地を注進せしめてゐる。之とは別であるが、當時山内坊地に俗人が居住し、濫りに寺地を付囑するによつて、師承の僧室皆在俗の聚居となるといふ状態であつたから、建長七年二月若衆衆中僉議して坊地を里人に辭讓すべからざることを申合せ、別當覺西以下四院衆僧之に加署して一山の繁昌を謀つた。而して、年來買得し、或は寄進によつて寺領となつた所領は、文永元年の公驗文書目錄によつて見るも、念佛田、彼岸田、燈油田、日吉田、佛聖田、地藏講田、十五日田、常樂會田、衆集

院三味田、立義田の外諸坊僧の忌日田等を合すると、既に數十町の多きに上つたと思はれる。

寺領の違亂

博多石築地役の免除

在廳篤秀との係争

その後文永八年九月、再び臺明寺雜掌は守護所に言上して、天福、仁治の下知狀に任せ、謀叛以下五ヶ條の外は寺僧の衆議に依るべき守護の下知狀を得んことを請ひ、同月守護名越時章は之に隨つて守護使入部を制止した。之に加へて、弘安十年七月には守護代唯道の名を以て、かの博多石築地役を免除し、又正應四年四月十三日、國宣を以て臺明寺領田畠に對して、非分の課役を切宛てる等妨なかるべきを命じた。併し、この後正應年中には、僧道印の又傷狼藉があり、永仁年間には在廳人篤秀の寺領違亂があり、嘉元年中には河俣相入道禪心以下の禁獵を犯すこと等あり、又御家人藤原祐胤との所領争論があり、又文保年間には當國目代甲斐阿闍梨盛範の追捕狼藉があつて、必ずしも安穩ではなかつた。就中、在廳篤秀との相論は其の萌すところ深く、篤秀によれば當時臺明寺々領中には其の祖先の領知に係るもの多く、或は質券沽却地に紛れて臺明寺衆徒の領知となれるものありと云ひ、徳政令に事寄せて、太宰府代官加島秀村在國の時、臺明寺料田の内を打渡さるべき訴狀を捧げ、又永仁六年二月

大隅守中原師顯

日代盛範の狼藉

頃同寺料田恒次名内下河津留五段の下作人を譴責して所當米を責取りなどしたのである。正安元年四月臺明寺衆徒は之に對して、文永正應兩度の關東御下知御教書等を以て陳訴し、且つ國衙に訴へたので、大隅守中原師顯は奏聞を仰ぎ、その結果朝廷より綸旨を幕府に下して處置せしめ給ふことゝなつた。(五三)文保年間大隅國日代盛範が寺領止上村百姓の住宅を追捕し、當寺の一和尚榮範坊内に亂入して兒童を耻辱したことに關して、盛範の申狀に依れば、却て臺明寺衆徒が國衙公人六郎檢校以下數人を夜討刃傷したことの報復の如くであり、臺明寺雜掌は守護代安東景綱代惟村以下、在廳御家人の盛範に與黨し守護方の沙汰によつて解決し難きを以て、重ねて御教書を下し、盛範以下與力人等を召上げられんことを太宰府に請ふた。元應二年九月十六日の大隅守重氏の舉狀によれば、結局この事件は和與を以て双方訴訟を止めることゝなつたやうである。只これに就て興味あるのは、臺明寺衆徒の訴狀に見ゆる守護代安東景綱代惟村以下を在廳御家人と稱したこと、當時の在廳公人と守護所との關係は、之によれば殆んど差なきまでに混亂してをり、在廳人は關東御家人として、守護に對し身分的により接近した地位にあつたものと考へられることである。(五二)

在廳御家人

大隅守重氏

〔注一〕 建久國田帳

〔注二〕 舊記雜錄前編卷一

〔注三五〕 臺明寺文書(袖ヶ崎島津公侍家所藏)

舊記雜錄前編卷一

〔注六〕 臺明寺文書 舊記雜錄前編卷一

〔注七〕 舊記雜錄前編卷四

〔注八〕 舊記雜錄前編卷五・六

〔注九・一〇〕 同上卷六

〔注一一〕 同上卷七・八・九

〔注一二〕 同上卷九・一〇・一一

〔注一三〕 臺明寺文書 舊記雜錄前編卷一〇

〔注一四〕 舊記雜錄前編卷一一・一二

小河院

小河院 建久圖田帳に載せた小河院の三百四十八町三段大の内、正宮領二百七十四町八段あり、その御供田は十五町六段六十步寺田は三十二町六段小神田は五町三段六十步となつてゐる。正宮領の内、國方所當辨田は万徳に百六十町三段(町別十疋)、恒見三町九段(町別十九疋三丈)、公田五十七町功徳九町二段用富四十五町(宗方所)である。

國領

國領は公田八町五段半の内

廻村弟子丸五町三段大 田所建部宗房所知

武元二町 執行建部清俊所知

元行一町二段三百步 權大椽建部近信所知

禰寢氏の所領

であり、他に佛性燈油料寺田一町九段、經講浮免田二十八町四段大が充當された。太宰府進止の府社領は八町四段であり、その外、島津御庄永利名は二十五町七段三丈である。國領の内、建部氏の所領に就ては、治暦五年正月二十九日の藤原頼光の處分狀に、女子分として小河院所領田島(在坪付)とあるものに相當するのであらう。(注一)之が後に禰寢氏の所領となつたことは、正安三年二月の禰寢清親の清治への讓狀、正和三年九月清治の清保への讓狀、嘉暦二年二月清保の清成への讓狀に、小河院國領と見ゆる如くである。(注二)又禰寢氏の庶流佐多宗親は、正安四年正月有榮なる者の私領、小河院内樋田内四段を直米十四石を以て買得してゐる。(注三)又正和元年禰寢清治の訴により、私領得富頭内小河院蘭二ヶ所の河成免の事に關した守護代實清、靜玄の下知狀に據れば、守護千葉氏の私領なるものが存在したことが知られ、その内、二所二段蘭は全部河成となり、一所四段半蘭は當時半分河成となつてゐたことが、清治及び姫木大夫入道舜西の請文に依つて判明したので、河成四段九十歩分の桑代二杖七尺五寸を免除する旨、安東四郎左衛門尉に通告してゐる。(注四)

守護私領

百引村

尚ほ院内百引村は島津御庄寄郡の内であつて、園田帳據る所の仁平三年の

庄方檢注帳では十三町四丈となつてゐる。安元々々年十二月勾當僧安兼が同村辨濟使職に補せられしこと、同年島津庄政所下文及び翌年七月の補任狀によつて知られる。(注五)

〔注一〕 平姓禰寢氏正統文獻卷一
 〔注二〕 同上卷三、四
 〔注三〕 小松從志伯爵家所藏文書

〔注四〕 小松從志伯爵家所藏文書
 〔注五〕 富山宣元氏所藏文書

肝屬郡

肝屬郡 前述の如く、島津庄の成立には平季基と共に、日向大隅の伴氏の勢力が根底を爲してをり、兩氏は婚を通じ、その後の島津庄の發展に與つて力あつたと考へられる。肝屬氏系圖に據れば、第三編で述べた如く、季基の女を娶つた伴兼貞の子に兼俊、兼任、俊貞、行俊、兼高の五子があり、太郎兼俊は肝屬郡の辨濟使となつて肝付を號し、次郎兼任は萩原氏の宗となり、三郎俊貞は安樂氏、四郎行俊は和泉氏を號し、五郎兼高は齋宮介として日向梅北の神社社を掌つたといふ。この内、子孫の肝屬郡並びに鹿屋院に顯れたものは兼俊と兼任とである。肝屬郡は島津庄寄郡にして、百三十町二段三丈庄務は辨濟使が之を管掌した。肝付兼俊の子は兼經、兼綱、兼友にして、兼綱は救仁郷を領せりとも、

伴氏の系衍

辨濟使

肝付氏の相傳

阿佛

又北原を稱せりとも云ひ、兼友は檢見崎を領して之を名乗つた。嫡子兼經の後は兼益を経て兼員に至り、兼員は後に阿佛と號し、文永十一年六月その所領を子兼石等に讓與した。阿佛の長子は兼石で、次男兼基兼光は郡内岸良村を領し、以て岸良を號し、三男兼弘兼廣は野崎を號した。尙ほ兼行兼秀河空阿の數子があつたが、右讓狀に臨時役のある時は兄弟三人寄合ひ評定の如く煩なく沙汰すべしとあれば、その所領は兼石兼基兼弘の三人に讓られたものと思はれる。（注三）然るに弘安六年十一月十七日、兼弘は兼石に對し、宇郡伊より下水田一町所當米及び萬雜公事を止めて、兼石に避進めて和與してゐるものを見れば、阿佛の後は肝屬郡辨濟使職を兩分し、その西方を兼石が、東方を兼弘が領知することゝなつたものと思はれる。（注四）兼石の後は兼藤阿之を傳領し、兼藤は兼尙に傳へたのである。（注五）これより先、肝屬郡に惣地頭たりし名越氏の代官左衛門尉信行が、兼藤の所務に對して屢、非法を加へ、隨時課役を宛催し、百姓の身代を取り、蒞田狼藉をするといふ風であつたので、兼藤は遂に之を鎮西談議所に訴へたが、その間も種々の不法を止めなかつた。談議所は正應元年四月、一度に兼藤を安堵したが、地頭は之を用ひず爲めに兼藤は遂に上府して更に之を訴へ

惣地頭名越氏の濫妨

地頭と辨濟使との抗争

だが當時の談議所は犯過等の事は沙汰しなかつたので、守護方に於て處理せしめられた。かくして、同年七月辨濟使の本職を安堵し、損物を糺返さるべきを令した。（注六）併しこの地頭の辨濟使壓迫は永く續いて、鎌倉時代の末、北條氏の滅亡の頃まで及んでゐる。

前述の如く地頭代は條々の不法があつたので、前訴の後、地頭代信行は罷免せられたものゝ如くであるが、正應二年八月、談議所奉行は地頭の從來不法に押取つた損物に就き、前司の沙汰として一度び之を問はず、新司に違亂なきを戒め、八月關東よりも右の下知を下した。それにも拘らず、猶ほ地頭代の非法が絶えなかつたので、兼藤は領家の擧狀を請ふて之を武家に訴へ、正應六年に至つて、永吉名外七件の相論に就いて和與し、談議所の裁許を得た。即ち永吉名、牟多田は公田であつて、年貢を進濟すべきであつたにも拘らず、田數の未確定に依つて未だ沙汰しなかつたのであるが、將來爭論を絶たんが爲め、兼藤より見作田百七十町の内、七十餘町は兼藤の當知行を以て沙汰することゝなし、他は野稻島在家狩倉等に就いては、嘉祿文永に下された下知狀に據ることゝし、地頭代の故なくして、鎮守の神人を雇仕ふこと、及び數ヶ所の屋敷を引

正應六年の和與

内浦村

籠ることを停止することゝしたのである。この結果、永仁三年二月、守護代左衛門尉實光、税所篤秀は關東下知狀及び太宰府の施行により、西方村、東方村、岸良村、内浦村の内に於て、田地九十七町九段二杖、並びに在家狩倉等を兼石方に打渡した。（正和）しかし、なほ地頭方の不法明かであつたので、名越時家の時、代官源盛と兼藤との争論に於て、延慶二年十一月十二日、訴陳の結果、肝屬郡辨濟使職並びに名田は別納の沙汰として、今後地頭の干渉せざることゝなつた。しかるに時家の次に高家地頭となるや、代官實性は再び兼藤の所職名田を押領し、兼藤は之を幕府に訴へたので、正和元年九月、幕府は鎮西探題をして、下地を兼藤に渡さしめ、押領の實非を調査せしめた。併し地頭代章重は押領地を返さなかつたと見え、文保元年三月再び同様の下知を下し、嚴密に執達する所があつた。こゝに押領地とあるのは、前きに正應六年四月三日の和與狀に、百七十町とある田地に關係するものであつて、兼藤の申分は、永仁年中幕府の沙汰に依つて一度び使者を立て、地頭方より下地を打渡したのであるが、その後兼藤の所領堀内七八町を除き、その以外は地頭代が皆押領したといふのである。依つて元應二年三月、幕府は鎮西探題北條時時をして、彼の百七十町の田

地頭押領の便
えず

地頭押領の便
藤の所領

地が果して兼藤の當知行する所であるか、或は地頭の押領する所かを、近隣の地頭御家人に尋問し、又彼の百七十町内に餘田の有無をも實檢せしめることとした。之に依つて、元亨三年、守護代盛秀及び税所介教胤は實地に臨んで調査の上、百七十町の地の押領が明かとなり、兼藤方に對して打渡すことゝなつた。その地は、堀内四十一町二段卅の内十三町七段卅、西方村小原大道の牛王作より西始良界に至る三十二町七段廿の内、岸良村二十町六段廿の内、内浦村四十六町二段卅の内、東方村三十九町四段の内からの分であつた。（正和）之を以て肝付氏の所領が當時幾何であつたか、略、想像することが出来る。然るに地頭代盛貞は之を實行せず、剩へ兼藤を殺害して、再び押領したので、その子兼尙は之を幕府に訴へ、幕府は正中二年六月廿日、探題英時をして、殺害の咎は別に定むる定法により處罰し、押領地及び餘田は同年十月以内に兼尙に渡さしむべく下知した。（正和）併し、この後問もなくして北條氏は滅亡し、従つてその一族である地頭名越氏も北條氏と運命を共にすることゝなつた。

兼石の弟兼基（兼光）の後、岸良村辨濟使を傳領した得房丸は、即ち左兵衛尉兼村であらうと思はれ、正和三年十二月、岸良村辨濟使安堵の爲め上洛するに就き、

岸良村辨濟使
兼と岸良氏

祖父阿佛の讓狀一通、領家下文三通、以上四通の案文を子息彦丸に書き遺して萬一の場合この案文によつて彦丸の辨濟使領知を安堵せらるべき事を定めた。翌四年二月廿七日、領家預所尼真理は右兼村の辨濟使を安堵した。

因みに、その見參料十貫文とあり、正和四年分の年貢は三貫文を納めてをり、又正和五年には年頭用途として五百文を納めてゐる。(見三〇) 正和五年、兼村の子息兼

肝付兼義
肝付辨濟使肝
付兼藤

義は兼基の遺跡として、岸良辨濟使職田、島山野狩倉等を相傳知行したが、兼義は前記彦丸に當るのであらう。この頃文保元年、肝付辨濟使兼藤の訴に依つて、兼村が當郷の飯熊別當並びに同扶持人彦兵衛と共に布施大夫源盛語と

共謀して、岸良村の御米船に對して海賊を働いたといふ事件が起つた。守護は訴に依つて、五月二十二日兼村を召喚したが、兼村の代理兼義は事の不實を

申立て、却て兼藤の訴人として博多にありながら應せざる由を陳辨してゐる。(見三〇) この事件に係してか、元應元年三月二十六日、領家は一旦仔細あつて召

上げた岸良村辨濟使を兼村に對して再補したが、恐らく兼義は一旦責を負つて職を退いたものであらう。元應元年の領家年貢は二十貫文であつて、内十貫文はその所職改補の任料である。しかし、その後兼義は元亨二年四月二十

領家年貢

五日再び辨濟使に補任せられた。而してこの年の領家年貢は十貫文である。(見三〇) この頃兼藤の子兼尙は一方地頭との争論に於て、守護代等の入部によつて押領地を恢復したが、更に其の庶子分の住宅までも共に押領するに至つたので、兼義はか庶子は之を本所に訴へた。仍て預所榮舜は兼尙が武家の成敗と本所進止の分限とを辨へざるを難じ、先づ元亨三年七月十六日兼義の本宅に還住する様に下知した。(見三二)

鹿屋院辨濟使

初めて肝付を號した兼俊の弟に兼任があり、その孫兼廣は建曆元年八月鹿屋院辨濟使に補せられ、その子左馬允兼賢は、寛元二年八月、預所より同じく辨濟使職に補せられた。(見三二) 而して、兼賢の後は、建長四年七月に千壽王丸が之に任せられたが、千壽王丸は兼賢の次男兼世であらう。併しながら、年貢收納の事等に於て不都合があつて、收納使の訴ふる所となり、兼ねて亦兄實兼の競望があつたので、弘長元年七月、右馬允實兼が辨濟使となつた。(見三三) 然るに文永九年八

月、一度び右馬允實包に改補せられたが、間もなく弘安四年八月に至つて、實兼が再び辨濟使となつてゐるのは、そこに何等かの事情があつたのであらう。(見三四) 鹿屋院は圖田帳によれば、島津庄寄郡八十五町九段の外、恒見八町が正宮領で

あつた。

〔注一〇〕 肝付氏系圖文書寫一 舊記雜錄前編卷七

〔注一一〕 岸良古文書并系譜

〔注一二〕 舊記雜錄前編卷三・五

〔注一三〕 同上卷六

〔注一四〕 同上卷七・八

〔注一五〕 同上 舊記雜錄前編卷一二

始良庄 管窺愚考附錄所引の得丸氏系圖に據れば、平季基の弟に良宗があ

始良庄
開發領主平良
宗得丸名と得丸
氏

り、始良の開發領主たり、その子良高は當庄惣領得丸名を相傳して之を子良門

末枝名

に傳へた。その子良包運に四子あつて、長子良長は得丸名を相傳し、次子良成

良は西迫名を相傳し、三子宗高は末枝名を領して、子高信に之を傳へ、又四子宗

清は同庄内末次名を相傳した。而して嫡子良長の後は、良兼、良綱、良世何れも

得丸名を相傳し、三子宗高の後は高信、高房、高弘、高朝あり、高朝は大隅國權大掾

と稱し、高秀、高良、義清、高季の四子あり、高秀の後は高治、高安が何れも末枝名を

相傳した。又四子宗清の後は宗房、宗友あり、宗友に宗茂、宗基末の二子あり、宗

茂の後は宗世、宗直にして、宗基の後は宗助に至つたとなつてゐる。開田帳を

見るに、同庄五十餘町の内、元吉門、高清、宗清所知があり、宗清は良包の四子に

宗清と見ゆるものに相當するかの如くである。その以後は詳細を知り得な

いが、只この地方に肝付氏の勢力が強かつたことは當然考へられる所で、之は

恐らく島津庄開發以來のことであつたと思へる。肝付氏文書に據るに、元應

の頃、始良庄辨濟使、道知、房永信なる者があり、肝付郡岸良辨濟使阿性及び同郡

東方辨濟使野崎兼賢等の爲に、其の子通澄、道信以下と共に殺害せられた。注二阿

性は肝付氏の系圖に始めて岸良を稱した兼光の子兼村であつて、兼賢は其の

親族であらう。之に依つて元應二年、永信の子永俊、鶴女の訴ふる所となつて、

守護は彌寢清保をして其の實否を調査せしめ、併せて岸良村辨濟使をして來

つて對決せしめた。阿性は一度び請文を提出したが、偶、守護の代が變つた爲

め、沙汰を果さなかつた。元亨元年七月、再び永俊等は之を訴へ、九月八日彌寢

清保は守護の御教書を阿性に傳へて之れに對決せしめる所があつた。しか

しこの事件はその後詳でない。注三

〔注一〕 舊記雜錄前編卷一二

〔注二〕 岸良古文書并系譜 舊記雜錄前編卷一二

桑東郷 桑東郷には正八幡宮の敷地があり、従つて、正宮領が最も多く存在

第二章 庄園の推移

三七五

始良庄辨濟使
永信の殺害

桑東郷

國領

した。建久圖田帳によれば、桑東郷百八十九町四段大の内百十三町九段大までが正宮領であつた。即ち御供田廿七町七段寺田五十一町八段六十歩、又國方所當辨田が恒見四町九段(町別十九)、万徳十二町(町別)、宮永廿三町(正宮修)、公田廿一町(町別)、方善十二町、松永七町(親所領)、千平九十一町であり、正宮領を除いた國領は、公田十五町五段(町別)、即ち、

武安六町 宗新太夫建部高清

主丸五町 字紀新太夫良房所知

元行一町五段 僧覺慶所知爲時始論

秋松二町 郡司大中臣時房所知

であり、他に寺田二町八段は佛性燈油料として、經講浮免田二十六町四段は聖朝府國御祈禱料所であつた。尙ほ正宮敷地は府社八段として大府宣を以て沙汰せられた。

正八幡宮領

正八幡宮には新田八幡宮と同様、執印權執印檢校以下の所職があつたが、また公文所政所職があつて社領の事務に關與してゐた。而して、正八幡宮領は石清水八幡宮善法寺の坊領墨前宇佐彌勒寺喜多院領との關係上この政所職

正八幡宮の本家
政所職藤原義祐

の所職を始め、社領は石清水八幡宮檢校の支配する所であり、即ち石清水八幡宮が本家であつた。島津公爵家文書に據ると、建治三年八月藤原義祐が正八幡宮政所職に補せられ同時に餅田村(今新保内)預所職を兼ねた。弘安二年十一月には同じく義祐の子と思はれる藤原信祐がこれに補せられ、而してこの信祐は弘安三年八月右の所職を子觀音丸に譲つてゐる。

爰に最も筆を費すべき正八幡宮領に就ては却つて知ること最も少く、殆んど判明しない状態であつて、僅かに國領中武安名に就ては、禰寢氏が之を領した關係から、その一斑を窺ふことが出来るのである。

藤原頼光の處分と武安名の相傳

古く延久元年正月二十九日、散位藤原頼光念波なる者があつて、その所領を諸子兄弟の中に處分した。而して長子頼經に配給された内に、禰寢院内大禰寢濱田大始良の三村と共に桑東郷内の田畠が在つた。その後、權大掾建部頼親があり、所領禰寢院等を其の嫡子親助に讓與したが、既に頼親の時府官物並びに旁々の負物を辨濟し兼ねたので、親助には伯父に當る掾建部頼清に對して、本公驗を新券に副へて沽渡したのである。頼親は天永三年四月十八日死去したとあるから、頼經よりすれば子若しくは孫に當るのであらう。かくし

心妙

永谷村

菱刈高平

て、その所領は頼清（頼清）の領知するところとなつたわけであるが、頼清には清貞、頼高の二子があり、夫々所領の處分を受けた。（注二）爰に清貞はその所領を男女の諸子に處分するに當つて、桑東郷内武安名を娘心妙に與へ、同じく娘西念には彌寢南俣内山本村名田を與へ、又別に久安四年五月九日、讓狀を檢前太子に與へて、夫妻の間柄たりと雖も内々の恩義あるに依つて、一分の所領桑東郷内永谷村を處分した。この西念の夫に菱刈高平があり、又西念の聲に垂雲房琳覺があつた。高平の族は後に建部氏と彌寢南俣の領知を争ふたことは後に述ぶる通りである。然し乍ら彌寢院内山本村の處分を受けた尼西念は、不善第一の行業を以て清貞の生前放出せられ、其の所領を失ふことゝなつたが、後に夫高平を以て南俣の領知を主張し、尋で母の未處分地と稱して心妙の處分地たる桑東郷永谷村に押妨を加へ、剩へその他の所をも注し加へて本所に申請ひ、社家の與判に任せて、その半分を領知せんとした。心妙はこのことを國衙に訴へ、その結果、在廳官は承元四年五月國裁を請ふて心妙の知行を安堵するに至つた。（注三）心妙の所領は、その後彌寢清重の手に歸し、後更に佐多氏の傳領する所となつたのであるが、その相傳關係は清重清村親村親助親清を経て、親高

佐多氏の武安名傳領

に譲られた。而して、親高はその所領を未處分にして死亡したので、幕府によつて、その子宗親親綱始め子女の間に所領を配分されることゝなり、惣領宗親は桑東郷武安名五町七段大狩倉十ヶ所（注四）を配分され、建長五年十二月二十八日之を將軍家政所より安堵された。（注五）然るに宗親はまた所領を處分せずして世を終へたので、子定親（注六）阿古と舍弟石王丸代親西等との間に爭論を生じ、同じく幕府によつて、所領を分割配分され、武安名に關しては定親はその五分の三を、石王丸は五分の二を傳領することゝなり、弘安四年六月に至つて之を安堵された。（注七）

武安名の領知關係

正八幡宮領

桑東郷郡司義通 姫木道西

又弘安八年十月の定親の申狀に載する所に據ると、武安名の領知關係は、合せて半不輸國領六町の内、三段は正八幡宮貢進田として、國司拜任の始め、國衙より正宮に寄進したもので、下地共に全く社家の進止するところであり、一町は同正宮浮免經田として、上分を一旦國衙に辨濟し、一段に二疋の割合の所當物を經講供料として正宮に上進するのであつた。この一町三段の正宮關係の田地を除いて、あと二町八段は本名として定親石王丸の知行分であり、一町四段は桑東郷郡司義通の知行、三段は姫木大夫入道々西の知行分であつた。

非御家人分
調所恒久後家

郡司義通と佐
多定親との相
論

武安名の源氏

厨家書生雜免

藏司西

國檢行藤

宇佐宮造管役

猶ほ非御家人分として、正宮所司權執印法橋永圓の三段同所司廳檢校圓秀の三段、屋加丸駿川房の三段、主神司調所恒久後家の木作六段があつた。即ち正宮領一町三段を除いて私領六町の合計となる。（注本）この注文に見える如く、桑東郷郡司義通は武安名内に一町四段（字阿字毛内六段、河部八段）を知行したが、義通は建久圖田帳に見ゆる郡司大中臣時房の後であらうと思はれ、猶ほその父を篤通と言つた。（注本）弘安八年、この義通の知行分武安名六分の一の佛神事以下諸公事に關して、佐多定親の知行分に係争を生じ、定親は本名の公事濟物に就いて、再三陳狀を上せて國衛の裁許を仰いだ。義通のいふ所では、定親の祖父親高の時、一女子に處分した本名内一町の諸公事の辨濟方を當時便宜上郡司支配の國作田二百四十歩の所當として取纏めて上進することゝなつてゐたといひ、定親は之に對して當名に國作田の存在しないことを主張し、之に相當する國衛厨家田四段を充置かれてある内の三段は武安名に一段在り、之は舊來義通の知行する所であつて、年來辨濟し來つたところであり、義通の國作田の存在するか否かに強辯することの不法を陳述したのである。尙ほ定親の陳狀に依れば、元來武安名の色々濟物は、御廳御所所置七は本名と義通知行分を各年助仕

し來る例であり、残りの濟物公事使辨物等六分の一は、義通の父篤通の時より義通の代に至つて辨じ來つたのであるが、當時また厨家書生雜免を課せられたので、本名の内よりその代償たるべき田地を提供して承諾を得んとし、許されなかつたのであるといふ。又残りの佛神事並びに本役等に就き些かの未進のない本名に使を付せられたのは不法であつて、國廳の裁許に俟たうとするものであるといふのであつた。又郡司得分を抑留せりといふことに就ては、其の藏司西は太宰府使に對する辨分であり、御藏召物も又使分であるが、これらは雜免として當時免せられてゐたものであり、又國檢行藤に關しても、之も使分であつて、徒に抑留してゐるわけではないといふのであつた。弘安九年閏十二月、國衛は定親に對して其の謂ふ所を認め、當名諸公事六分の一を配分すべきことを下知した。（注本）

なほ正應二年に於ける造宇佐宮雜料糧米は、武安名五分の三、二町五段一丈分として、准代六百三十文、糧米二斗四升七合八勺一才、手松幣番代二十二文を納めてをり、又同年宇佐宮雜役として、二百町別一升三合三勺五才三分、永手米三升七合七勺一才、肩駄水手代三百七十三文、御使雜事米一石八合を國衛に對

佐多信親と親治との相論

して納めた。

定親の子は信親^道で、永仁二年六月一日所領を譲られた。こゝに定親の從兄に親治^(の親子)があり、定親の處分後信親と武安名内古作並びに東迫に關して争ひ、一方に於ては當名内名主平山肥前房並びに生江代朝盛とも籠作東迫に就て係争を生じた。後者は正安元年十月双方和談し前者も亦正安元年十月廿五日兩方和與狀を出し親治は朝盛との和與の結果得た古作内田地二段並びに東迫内水田二段畠地三分一の内より更に古作田地一段東迫三分一畠地を信親の方に遊渡して解決した。併し、信親は御家人としての重役に堪え兼ね、嫡家たる福寢郡司清保に對してその傳來の所領武安名五分三田島屋敷山野等を入質したが、正和四年十月十日遂に之を辭讓した。然るに信親は嘉曆二年に至つて、この遊狀を無視して清保の横領と訴へたので、鎮西探題北條英時は加治木政平を以て調査せしめた結果翌年清保の知行を確認した。信親はひとり清保に對して所領を賣却入質したのみならず、元亨三年三月十八日の遊狀を見れば、木房次郎に對しても武安名内に五段の田地をも本物返に買却してゐることが知られる。信親は結局一門の關係よりして清保の子息

信親の所領賣却

力壽丸を養子として迎へ、正和五年十一月十二日之にその所領及び調度文書を讓與した。

〔注一〇〕 平姓關養氏正統文獻卷一

〔注一一〕 同上 小松從志伯爵家所藏文書

〔注一二〕 小松文雄氏所藏文書

〔注一三〕 小松從志伯爵家所藏文書

〔注一四〕 小松文雄氏所藏文書

〔注一五〕 同上 小松從志伯爵家所藏文書

〔注一六〕 小松從志伯爵家所藏文書

加治木郷

加治木郷 加治木郷百廿一町七段半は正八幡宮新御領にして、建久圖田帳

郡司大藏氏

に據ると、永用名百六町二段半^(郡司大藏吉)、鍋倉村三町^(僧忠覺)、宮永八町^(正宮修)、及び万徳四町五段より成つてゐた。代々大藏氏郡司職を領し、所傳に據れば大藏良長^(依)に至り、寛弘三年その後家肥喜山殿^(又娘と)に藤原頼忠の三子經平を配して生みたる經頼始めて加治木氏を稱せりといふ。この經頼より八世にして親平あり、恰も島津忠久の代に當る。然らば圖田帳の吉平と同時代であるが、同一人か父子かは詳らかではない。

〔注一七〕 三國名郡圖會卷三七 薩摩日地理纂考卷一六

菱刈郡

菱刈郡 建久圖田帳、島津御庄寄郡の内に菱刈郡百三十八町一段とある。

菱刈氏と曾木氏

この内久富名に關しては、若干の資料が存してゐる。元來當郡は菱刈氏の本領で、菱刈氏は平安朝時代の末より鎌倉時代の始にかけて、高平重妙の兄弟あり、重妙は又當郡内曾木の領知を以て稱號とした。

久富名の相論

英禰勤行

惣領曾木宗茂

重妙の子に重弘重信師重があり、重信の子重能の第三子は重茂であり、五郎光茂といふのは恐らく重茂の子であらうと思はれる。又光茂の子に五郎太郎宗茂があつた。^(注二)爰に郡内久富名は本主慶阿なる者の領知する所であつたが、寶治二年彼は緣故あつて曾木入道某^(重茂)の嫡女姫若女に對して本名を讓與した。然るに姫若は文永年中歿し、その夫莫禰勤行に之を讓り、猶ほ勤行は姫若の遺志に依つて更に弘安五年八月十五日之を養子平氏女に相傳した。當時當名惣領に曾木宗茂があり、右の平氏女に對して、その相傳の久富名内田島屋敷並びに築地村及び桑田代村等に就き別個相傳の訴を爲し、右の所領は宗茂の父光茂^{進光}が慶阿より寶治二年讓與せられたものであることを主張した。よつて鎮西探題北條實政は宗茂を召喚して事情を調査せんとし、嘉元三年七月大隅御家人税所正運禰發清治をして宗茂に催促せしめ、宗茂は同月子重宗を參上せしめて豫狀を提出した。之に對する平氏女の代理律師の訴狀

名越氏惣領地頭

は、弘安年中當郡惣領地頭名越遠江前司が久富名を押領の時、宗茂は惣領主たるにより訴訟を爲すこととなり、勤行は屢其の訴訟の出費を加擔し、これに依つて宗茂が訴訟に成功した後は、勤行の所領も亦相當して安堵さるべき道理であるのに、下向の後その事なく混領するは理に背くものである、又勤行が妻女姫若の讓を得て領知し、更に養子平氏女に相傳したことは狀文明白で、又寶治二年の慶阿の讓狀には田島屋敷の坪付を記載してある、大體姫若は文永三年同五年慶阿より兩通の讓狀を以て久富名を相傳領掌したものであるといふのであつた。^(注三)爰に探題は弘安五年八月十五日の勤行の讓狀以下多くの證據によつて、慶阿の姫若女への讓與並びに勤行の相傳の次第又名越氏押領の時宗茂の訴訟に就ての勤行の出費等を明白となした。^(注四)猶ほ亦重宗は隆圓との訴訟を終へず強ひて歸國したので、幕府の制に抵觸して敗訴となつた。依つて彼の村々田島屋敷は寶治文永弘安の讓狀等に任せて、平氏女の領知が認められ、宗茂の押領物に就ては宗茂が惣領の押領を拆けて以來未だ實際に平氏女が知行しなかつたことにより、別の沙汰に問はぬこととなつた。^(注五)

〔注一〕曾木傳二氏所藏菱刈系圖 小松從志伯爵家一

所藏文書

〔注二一四〕曾木佛二氏所談文書

禰寢院

分位頼光の處

禰寢南侯の相傳

平行道忠家父子の變遷

禰寢院は禰寢南侯四十町（郡本三十町、佐多十町）禰寢北侯四十町五段四丈の地である。此のうち、北侯は島津庄寄郡にして南侯は太府領にして平安朝時代の末より正八幡宮領となつた。治暦五年（元久元年）正月二十九日の散位藤原頼光（寂念）の所領配分状に見えるのを初見とし、即ちこの年頼光が其の子頼經に禰寢院内大禰寢濱田大始良の三村を同じく權大掾頼貞に同院内田代志天利、佐多の三村を讓與した。（注二一四）而して禰寢院南侯は頼貞の後、建部氏がこれを相傳し、建部頼親が天永三年四月十八日死後は、その嫡子權大掾親助が相傳した。然るに親助は年々官物並びに勞々負物の責に堪えかねて所領を伯父頼清（寂）に避渡した。時に親助の妹の夫薩摩國住人平行道は、この相傳の所領に干渉し、親助は保安二年正月之を國廳に訴へ、府宣廳宣を得、亦同年六月正宮政所も留守所神人に命じて頼清をして禰寢南侯を領掌せしむべく神人を差向けた。然るに久安三年六月卅日、平行道の子薩摩國額姓郡住人忠家は再び母の所領と稱して、禰寢南侯に捏入したので、同年七月十五日親助は解狀を奉つてその無謀なるを陳じた。頼清の子は清貞、頼高にして、久安元年三月十二

建部頼清禰寢南侯を正八幡宮に寄進す

禰寢南侯山本名

菱刈氏の領知

建部菱刈兩氏の相論

日その所領の内、桑西郷内皆尾村禰寢南侯内佐志木志天利を嫡子、所清貞に處分し、清貞は同年四月廿日頼高の處分地禰寢院頼源、藪と小河院内殿藪東藪と交換した。建部頼清は大隅權大掾を稱し、同時に正宮御馬檢校であつたので、所領處分後禰寢院南侯を正八幡に寄進してその權勢を藉り、禰寢院司職並びに地頭職の所帯はこれを保留したのである。頼清の處分を受けた嫡子清貞の後は、光基、清房、親清及び女子心妙、西念があつた。この内清貞の處分を受けたものは、判明するのは、同人の妻の桑東郷永谷村女心妙の同郷武安名、西念の禰寢南侯山本名である。時に西念の夫に菱刈高平があり、高平の甥即ち舎兄（又弟と）重妙の子に重弘、重信、師重の三子があり、重信の子に重能があつた。高平は承安三年の頃即ち平家の時代、その妻の禰寢南侯の内に水田二町九段大の領知を以て、重妙を遣して一院を惣領せんとしたので、建部清房、親清等一族は之を不安として、高平、重妙を殺した。然るに源氏の時代に至り、元暦二年重弘、重信等は建部清房を訴へ、清房は嘗て平家與力人鹿兒島郡司有平と共に、宣旨の御使たる時、遠に弓を射かけ、その從者を斬つたので、時遠は清房を擄取つて殺したといひ、又重信等は源氏の與黨であると云つて、同年六月大府宣を

蒙り、禰寝南俣地頭職を申賜つて之を知行し、重能亦文治三年三月頼朝の下文を得たが、領家の使を追返し、正八幡宮の本役を辨じなかつたので、文治三年同五年及び建久三年の三度に互り、正宮神官は本家石清水八幡宮の申文を以て鎌倉に訴へ、重信等の地頭職を改替せられんことを請ふた。

禰寝氏の祖清重
本家石清水八幡宮

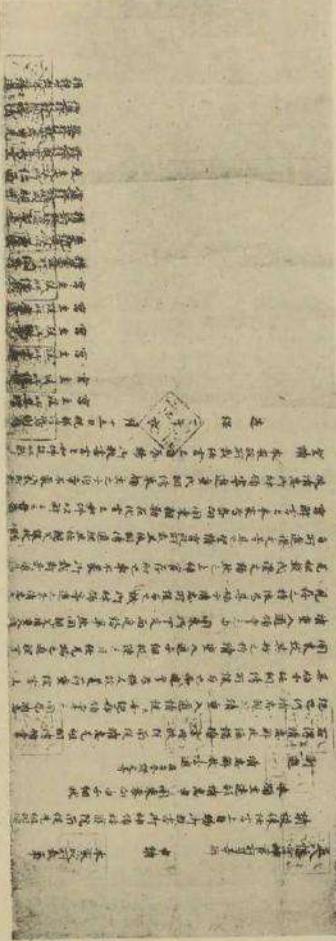
禰寝氏の祖となつた建部清重西行は右の所領相傳より考ふるに、恐らくは清貞の孫に相當し、本家石清水八幡宮に頼つて鎌倉幕府に由緒を言上して安堵を請ひ、それに依つて建仁三年八月、本家より正八幡宮に更に同年十月、正八幡宮より禰寝南俣院地頭職を安堵された。併しながら、元久二年七月再び菱刈重能の競望ありたるにより、建永元年二月關東に參上して之を訴へ、その結果、翌年五月、正八幡宮は本家石清水八幡宮の下文に基いて、禰寝院南俣住民に對して清重の領知に従はしめ、又同月留守所よりも同様の下知を爲した。然るに清重の長子清忠は、建保二年六月、重能の訴訟を斥けんとして、正八幡宮政所に解して、本家政所裁を請ひ、之を帶して幕府に參向したが、同五年八月、間注所は双方對決の結果、清忠は幕府に政所下文によつて所領を認められたが、その

正八幡宮神官所司等解狀
伯耆 小松兼志氏所藏
正八幡宮領大隅禰寝南俣の相傳
に關して、禰寝清忠の解により、
同宮より本家石清水八幡宮の政
所裁を請へる時のものである。
この相傳には「八幡宮所司」の
印を十五ヶ所に押捺してある。

蒙り、彌養南俣地頭職を申請つて之を知りし重能亦文治三年三月頼朝の下文を得たが、頼家の使を追返し正八幡宮の本役を辨じなかつたので、文治三年向五年及び建久三年の三度に亘り正宮神官は、本家石清水八幡宮の申文を以て鎌倉に訴へ重信等。

彌養氏の祖唐
重能亦石清水八
幡宮

彌養氏の祖となし、所領相傳より考ふるに恐らくは清貞の孫に相當し、本宮より正八幡宮に更に同年十月正八幡宮を請ひ、それに依つて鎌倉幕府に由緒を言上して安堵宮より彌養南俣院元年八月併しながら、元久二年七月再び菱刈重能の號望ありたに、元月關東に參上して之を訴へ、その結果翌年五月正八幡宮は本家石清水八幡宮の下文に基いて彌養院南俣住民に對して清重の領知に従はしめ、又同月留守所よりも同様の下知を爲した。然るに清重の長子清忠は、建保二年六月重能の訴訟を斥けんとして正八幡宮政所に訴へ、本家政所を請ひ之を替して幕府に參向したが、同五年八月間注所



小幡院地頭
建部清綱

曾木重能の殿
望

禰院南俣地
頭

三月廿三日建部清重は其の所領を改めて清忠の弟房丸即ち清綱に譲與し、眞應元年冬卒した。爰に於て眞應元年八月大隅國守護所は清綱を以て、小幡院の地頭職に補任するの下文を發してゐるが、この地頭補任形式は當時のものとしては特種のものである。然もなほ清綱は翌年十一月、本家舉狀を以て幕府の安堵を請ふたが、尋で元仁元年四月十四日、北條義時安堵の下知狀を發し、同年五月六波羅之を施行した。而して同年六月、又石清水八幡宮檢校よりも安堵の下知狀が正八幡宮に下つてゐる。爰に元仁元年十月廿七日、曾木重能重能は、文治三年三月十三日の頼朝の下文、天野遠景施行狀、並びに元久二年七月廿八日北條時政下知狀を帶して、禰院南俣地頭職を清綱に對して競望したが、幕府は嘉祿元年八月、建保五年元仁元年の安堵に隨つて清綱に理ありと爲して之を却下し、同年八月廿五日、守護所代官藤原右馬允某之を施行し、同年九月石清水八幡宮公文所また之に對し副狀を出した。然るに曾木重能の聲の源三郎政茂政茂は、寛喜元年に至つて再び重能の讓狀を得たりとして、鎌倉に參上してこの訴訟を繰返さんと企てた。一方清綱は未だ幼少なるを以て、その兄兼親が之に代つて問注に當らんとしたが、偶々病氣を以て遅延せるを期

として、政茂は單獨上洛して事を進めんとした。爰に於て寛喜元年十一月十一日、大隅守護は之を不當として、再び清綱を安堵し、若し猶ほ重能の輩が鎌倉に於て問注を遂げんと計るならば、自ら東上して參決すべしと命じた。この政茂の訴訟は如何なる結着に到つたかは不明であるが、天福の頃再び菱刈重能の弟に對して兵部房圓通が之を提訴したが、寛元元年九月二日遂にこの訴訟は理由なきものとして却けられた。

かくて清綱は禰寢南保院の院司及び地頭職として、その地位を確認されたわけであるが、その支配はなかなか容易でなかつた。即ち仁治二年十一月十二日の守護代の施行狀によれば、院内の名主百姓は清綱の課するところの御家人役或は京鎌倉參上用途、或は勸農の時の役夫等の課役を不當として、院司の所勤に服従しなかつた。或は又村移りと號して、初任檢注の時の郡本役を闕怠する名主がある等、文永五年七月の廳宜に見えてゐる。尙ほ又建長七年三月廿五日の守護狀に依れば、院內直世村の名主内侍等の清綱の命に反抗した状態が窺はれる。

地頭所務の困難

村移り

直世村

斯くの如くして、清綱は正元元年閏十月五日、生前禰寢院院司並に地頭職を請

所従の配分

孫禰清重の裔

子清親に譲り、一期の後は孫房丸即ち清治に譲らしめた。別に建治二年正月、所従抄帳を遺して、清親以下の諸子に其の所従を配分した。

禰寢氏は清重の後清重に三子あり、清忠、清村、清綱にして、清忠は一旦嫡子として家を嗣いたが、近江に於て横死し、清綱が後を襲ふたこと前述の如くである。而して二男清村に親村清、清秀、清末親の三子があり、親村嫡子となり、清忠親助の二子を生んだ。親助は佐多村を知行して佐多と號した。

正元元年、父清綱より禰寢南保院を譲與せられた清親は、正應元年九月廿七日に至つて、將軍家政所下文を以て之を安堵せられ、同二年五月廿八日六波羅より之を施行せられた。この間、清親は當院內山本光松兩名に就き、清方及び圓幸なる者より訴へられ、正八幡宮社家は之を當時の鎮西談議所に提出した。即ち清親が守護人千葉宗胤の下知狀を掠取つて、この兩名を横領したといふのであり、弘安九年閏十二月十八日、談議所奉行人は之を關東に注進する傍ら、清親の當知行を認めてゐる。清親の兄弟は頼綱、頼親、頼重富、清祐の外、清元既、とよは九、等九人あり、之等も所領を譲り受けた。清親の子は清治、清任、清實、清政、貞綱、清經及び二女子あり、正安三年二月廿一日、其所領得分を嫡子清治以下に譲與

山本光松名の相論

した。嫡子清治の分は彌齋南俣地頭郡司職並に田島山野にして、その内前述訴訟の山本光松兩村があり、その一部は弟清經に分與されてゐる。又田代村の内大根田、小河院内國領及び父清親が蒙古合戦の論功賞たる筑前の比伊郷内の地及び筑後國永淵庄内の地とである。（注一〇）

然るに、この清治の代に所領に關して三つの訴訟事件が起つた。一は同院伊佐敷掾親弘（注一）との争論で、清治の所領南俣は東・西南海に圍繞せられ領内の住民は主として海漁を以て業としてゐる。その東南海に出漁する者は歸漁の時伊佐敷湊に還ることになつてゐるが、こゝに於て魚類以下所持物を親弘の爲め奪取されるといふのである。之に對し嘉元三年十二月大隅守護北條時直は裁決を下して清治の勝訴とし、親弘は奪取せる魚介所持物を返却せしめらるゝことゝなつた。（注一二）次は大隅國拒捍使兼執行味智行俊代僧性空の訴訟に係る得富名の國衙初任檢島書生得分に關するものである。國領に於ては四箇年に一度國司の檢注があるが、この時在廳官は目代同行出張して夫々得分を得ることになつてゐる。味智行俊の祖父味智俊光は貞永元年勳功によつて執行の職の關所たりしを受領したのであるが、執行は書生職を兼職と

したので、當然書生得分を得ることになつてゐた。然るに清治は自名たる得富名に於て國衙新免と號して、この檢注を遂げしめず書生得分を抑留したので、性空は永仁六年分及び嘉元二年の兩年分の抑留分を糺し返さるべしとの旨を關東に訴へたのである。之に對し清治は得富名は國免を受けたる地であり國免を蒙つた以上、初任檢島を遂げざるは古今の先規諸國の通例である、遂行せざる檢注に就て書生得分を辨濟する理なしと陳述して争つた。依つて鎮西探題北條英時は双方提出の文書を勘校の結果、執行必ずしも書生職を兼職するの所見なく、先の執行清俊は在廳人として國衙の進止たる書生職を國恩として知行したのであつて、其の跡たる行俊は單に執行として、彼の例を遵守すべきものと爲して性空を敗訴となした。（注一三）

他の一件は前出の山本光松兩名に關するもので、大隅國御家人曾木宗茂の提訴にかゝるものである。即ち前に宗茂帶出の寶治二年十月十三日の關東御教書によれば、宗茂は法花堂前の合戦に於て軍功があつて、其の忠賞として大隅彌齋南俣の内に於て、重代の本領を宛行はるべきを所望したるに、當時關所なくて止んだので、今右の兩名の關所たるを以て宛賜らんことを請ふたの

である。併し乍ら、この兩名は前に山本小次郎清方並びに乙萬丸と清親との間に相論があり、清方等是非御家人として斥けられ、現に清治の知行するところなるを以て、延慶二年十二月宗茂の訴訟は棄破せられた。(註三三)

清治は斯くして嫡子清保に代々の調度證文を添へて所領を譲り、正和三年九月十日死去した。この間清治清保と清保の叔父清任を始め、清政貞綱清經との間に、清親の遺領に關してまた争論が生じた。即ち第一は福寢院南俣内郡本田島屋敷に關するもので、これは正和元年九月六日双方の訴陳に基いて、一旦鎮西探題の奉行所に於て和談となつたものであるが、清保の上申により、元亨二年八月九日再審となつたものであつて、結局清保の勝訴となつた。(註三四) 論争の第二は、當院内光松名に關するもので、前出の如く、清親に對し沙汰付けられ、解決されてゐるものであり、この問題もまた元亨三年十一月廿九日北條英時の裁許によつて清保の勝訴となつた。(註三五)

こゝに清綱の庶子に厩房丸といふものがあり、後に清元と稱し、清綱より一部の所領を譲られた。而して其の分領の内領家方年貢以下は、郡方に辨濟すべきを定められてあつた。然るに弘安六年以來、清元は本所の年貢太府御領

福寢清保

惣領庶子の相論

物を共に抑留して辨濟しないので、嘉暦元年惣領清保は代官長圓を以て、その抑留分を償還すべきを訴へ、鎮西探題北條英時は之を召換したが出頭しなかつたので、加治木政平を以て實狀を尋問せしめた。こゝに於て清元は召符違背の咎を蒙り、且つ滞納の領家年貢以下を經入する所の一倍を以て辨償せしめられた。(註三六)

清保行には清成親吉清武清義の四子及び一女子があり、嘉暦二年二月四日、所帶所領を嫡子清成に譲つた。(註三七) 清成の代に及んで、前代よりの懸案であつた光松山本兩名の争論が解決した。それは前の清任等の訴訟の後を受けて、清保の弟五郎入道々惠高清が新たに訴訟を提出し、結局清成道惠の間に元徳元年三月廿四日和談が成立し、元弘二年十月五日及び十一月十日、鎮西探題北條英時之を認知した。(註三八)

先に清治に對して、書生職得分に關して争論した拒捍使兼執行行俊の後に、味智俊惠なるものがあり、清成の時再び清成の嘉暦二年の切符に背いて、日次入物雜事山越糶米以下を拒めることを訴へた。依つて元弘二年十二月廿五日、鎮西探題北條英時は清成所進の嘉祿以來元亨に到る太府宣並に檢注目録

福成清成

味智俊惠の提訴

建久圖田帳の
所見

及び建久圖田帳の所見に基き當院は府領なるを以て、行俊の訴訟は其の謂なしとして却下した。^(註五)

佐多氏

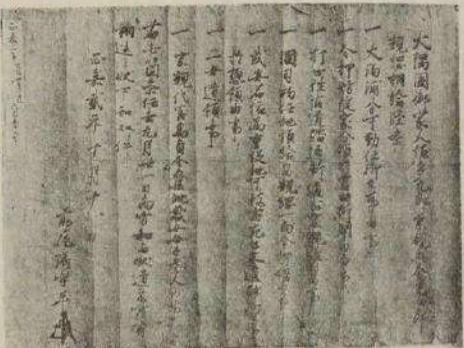
佐多親高

佐多宗親

佐多宗親と親
綱との相論

佐多氏の所出は前述の如く、禰寢清重の二男清村の孫親助に出づる。親助は親清を生み親清は親高以下五女を生んだ。而して親高はその所領を未處分のまゝ死去したので、死後建長五年十二月廿八日鎌倉より宗親親綱以下の子女に宛て所領を配分せしめられた。そのうち長子宗親に與へられたものは、佐多村内田四町桑東郷武安名田五町七段及び大狩倉十ヶ所^{方西}である。又五女に與へられたものは、佐多村の内田七段齒一ヶ所であつて、之は翌六年正月守護よりも安堵された。四郎親綱の分は不明であるが、その建長六年五月八日の五女に對する配分狀に依れば、前記の田齒は竹原田二段六十歩湊田内四段三百歩小藤二外齒壹ヶ所となつてゐる。^(註六)その後、この親綱と宗親との間に相論があり、正嘉二年九月廿一日双方和解し、十月十八日守護名越時章之を認知してゐる。相論の内容は、(一)大泊浦分の公事、即ち糞三味供安居布守護所埃飯用途同借屋造同鎌倉長夫節料布大被勤仕に關するもの、(二)親高の後家妙阿分領の内宮田並に新開田押妨に關するもの、(三)親綱が往古の道路を遮閉し、

佐多定親

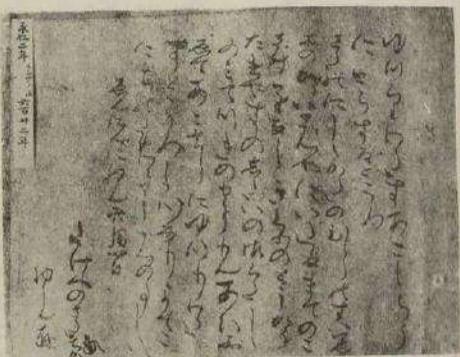


第九十圖 大隅守護名越時章下狀知小松文雄氏所藏

新道路を宗親分領内に設けたることに關するもの、(四)國司初任の時の地頭給高を親綱が押領せること、(五)桑東郷内武安名の公事に關するもの、(六)二女遺領のこと、(七)宗親の代官爲貞の地藏女母子三人を奪取せることに關するもの七件である。^(註七)宗親は弘長三年卒し、後に嫡子童名阿古丸即ち定親、女子地藏倉次郎^石王^石があり、前記親綱の後は其の子親治親幸があつた。而して宗親も亦その所領を未處分にして歿したが爲め、死後遺子の間に係争を生じた。よつて文永六年九月六波羅は大隅守護代に命じて、阿古丸の外に女子地藏女及び合弟倉次郎の知行の實否を答申せしめ、地藏女及び倉次郎代國能は同九年十月守護代盛定を通じて請文を提出し、更に國能は同十年三月上旬東上して對決に當つた。^(註八)斯くて對決の結果、弘安四年六月二日幕府は宗親の遺領を

分つて其の五分の三を定親に、残りの五分の二を倉次郎に配分せしめた。^{三三}この下知に基いて鎌倉より下向の後定親と倉次郎の代理兄親西との間に五分の三・二の分割が行はれたが、この際定親は宗親の遺領に加ふるに、宗親の妹建部氏女最勝寺殿と稱する者の分領、水田中島田二段、四段田四段二百四十歩を加へて分配した爲め、別に相續すべき關係にある親綱の子親治が、女子分と稱して中島田四段田の分配に干渉し、その結果、宗親倉次郎の配分地は豫定よりも減少し、定親分は中島田二段、石王分は四段田四段二百四十歩を得ることゝなつた。この爲め、倉次郎代親西はその不足分二段二百四十歩を定親所領中の字野巖田に求めて強ひて領知せんとし、弘安六年春親西と定親との間に再び紛争を生じた。この際、正八幡宮は親西の訴を不當とし、親治の干渉は別個に取扱ふべきものとして、野巖田水田に就いては取敢へず定親の知行を認めた。弘安八年十月の定親の所領注文に依れば、五分の二の配分を得た倉次郎は物狂ひ不覺人として、關東御家人としての任務を果し得ざるを以て他國に流浪し、その跡を定親が知行したのである。^{三四}

かくの如くして、定親は永仁二年六月一日其所領佐多村西方及び桑東郡内



第十二圖 佐多定親狀(小松文雄氏所藏)

武安名等を阿古四郎に譲與し、翌年六月歿した。^{三五}定親の死に先立つて、永仁三年五月一日、定親代了親と親治との間に、争論中なりし佐多村内田七段、藪一所に就いての紛争が解決してゐる。それは定親の伯母建部氏女が男子なくして未處分にして遺したるもので、既に定親の父宗親と親治の父親綱との間に和與狀が交換され、當時の守護名越時章の正嘉二年認むるところであつた。それより既に三十年を経過してゐるので、鎌倉幕府は式目に任せて、和與狀並

に先の下知狀に據らしむることゝなしたのである。^{三六}定親の子は信親^{道智}阿古二郎阿古四郎があつたことが知られるが、小松氏系圖に依れば、惣領清保の二男親吉を養つて嗣としたことになつてゐる。又別に嘉元二年三月、平氏女より佐多村の内田地屋敷を譲與せられてゐる所の親

佐多信親公事
藤造の故に所
領を嫡家に辭
進める

第四編 守護時代

四〇〇

政があるが、その定親等との關係は不明である。信親は父定親より譲られた所領の内桑東郷武安名五分三田畠山野屋敷等を正和四年十月十日、方々の公事勤仕難澁の故を以て、嫡家たる禰寢郡司清保に辭進めてゐる。翌五年には同じく清保は佐多村内四段田四段大を代錢十二貫文を以て永代賣却し、佐多村西方五分三の地も清保に渡した。その四段二百四十歩の公事は、同沽却狀に載するところに依ると、御領物錢五十文、雜事米一升、御佃米七斗とある。後嘉曆二年に至つて、信親は前記の事實に背いて、之を清保の押妨と稱して、返却を求めんとした爲め、清保の訴ふる所となつた。信親は中風を病み、その上異國警固その他の過重なる課役に堪え兼ねたものと思はれる。(注三七)

又禰寢氏二代清綱の子に宮原頼重があり、その子に清純女子禰阿重清があり、頼重は未處分に終つたので、清純之を惣領せんとしたが、重清等の申立に依り、配分せられることゝなつた。重清は元應元年十月十五日、甥彌二郎に宛て頼重遺領の内配分さるべき三段の藪を譲つてゐる。又元亨二年七月、清綱の子清元より、その姪たる彌二郎の母禰阿に充て、禰寢南俣の内畠田と號する三段の田地を譲つてゐるものがあり、この二通の讓狀に見ゆる彌二郎は同一人

宮原氏

池端氏

石築地料

田代村と田代氏

で池端氏を號した清種である。小松氏系圖に清種は禰寢清保の見清信の子となつてゐるのは、清信が禰阿を娶つた故であらう。即ち清種は元亨二年母禰阿より畠田三段及び翌三年田八段藪一所を譲與せられ、また同年叔父高清より禰寢南俣山本村内横渡と稱する田畠二段を譲られた。この讓狀によると、博多の石築地役は田別錢十文であつたことが知られる。(注三八)

又文保二年十二月、清種は孫四郎親政よりその所領南俣の内佐多村田地屋敷を代錢三十五貫文にて買得し、之をも領知したが、親政の子親經之に背いたので、鎮西探題は遂に元弘二年十二月五日、清種の知行を認むることゝなつた。尙ほ元弘二年八月十五日、佐多村西方半垣原を三郎次郎清武と有河五郎入道孫子福壽丸とで和與の上、五分の三、二に分割領知してゐるが、清武は禰寢清成の弟で北氏を稱した。(注三九)

田代村は禰寢南俣の内にして、同じく建部氏之を領し、弘安の頃田代真念があり、嘉元の頃その子心性あり、その子田代助清は徳治元亨の間、田代村三分一中村名に關して宮原清純と相論し、又元徳二年四月、禰寢清保に田代村田地一町屋敷藪狩倉並に安行名を避渡して和與したことが禰寢文書に見える。(注四〇)

〔注一〕 平姓彌庭氏正統文獻卷一

〔注二〕 同上 小松從志伯爵家所藏文書

〔注三〕 小松從志伯爵家所藏文書 平姓彌庭氏正統文獻卷二

〔注四〕 同上 新編彌庭氏世錄正統系譜一

〔注五〕 小松文雄氏所藏系圖

〔注六〕 平姓彌庭氏正統文獻卷三

〔注七〕 同上 小松從志伯爵家所藏文書

〔注八〕 同上 小松從志伯爵家所藏文書

〔注九〕 同上 小松從志伯爵家所藏文書

〔注一〇〕 舊記雜錄前編卷六 小松文雄氏所藏文書

小松從志伯爵家所藏文書

〔注一一〕 小松文雄氏所藏文書

〔注一二〕 小松文雄氏所藏文書

〔注一三〕 小松從志伯爵家所藏文書

〔注一四〕 小松從志伯爵家所藏文書

〔注一五〕 小松文雄氏所藏文書

〔注一六〕 小松從志伯爵家所藏文書

〔注一七〕 舊記雜錄前編卷一・二・三 池端スミ氏所藏文書

〔注一八〕 舊記雜錄前編卷一・二・三 池端スミ氏所藏文書

〔注一九〕 舊記雜錄前編卷一・二・四・一五

〔注二〇〕 小松從志伯爵家所藏文書

下大隅郡

下大隅郡 建久圖田帳據る所の仁治三年島津庄方檢注帳では九十五町九段であり、島津御庄寄郡であつた。彌庭文書に據れば、藤原時義が元亨三年下大隅南方内野里村の辨濟使職を領知したが、時義には女子のみで男子無く、同年彌庭清義（龜壽）を養嗣子として、二期の後右辨濟使職を之に譲つた。

〔注二一〕 小松從志伯爵家所藏文書

多福島

種子島の初代信基

多福島 建久圖田帳には五百餘町、建治二年八月の調所文書には五百町に五十丈の石築地役であつた。圖田帳に據るに島津庄新立庄にして、保延年中以後國務に隨はなかつたと見える。平姓種子島系圖に、初代信基（信基）が北條時政に頼つて多福屋久永良部硫黄竹島七島の十二島を領し、當時は地頭大浦口氏、代官上妻氏の在島を傳へてゐるが、今的確に信憑すべき資料を残してゐない。

小鹿島氏の種子島配分

小鹿島文書に據れば、その内に橋薩摩一族恩賞地大隅國種島配分狀があり、之は軍忠の淺深によつて一族中評議の上籤を以て村々を配分せるものにして、小鹿島系圖によつて橋公村の代なることが知られる。この橋氏は吾妻鏡にも屢見え、公村の父薩摩守公義は本領伊豫宇和郡にあり、嘉禎二年二月代地として肥前長島庄千町所地頭職を賜り、同年下向して、代々肥前に居住した。而して右の配分狀の年月であるが、公村は同文書によれば、弘安十年十一月所領を讓與してをり、正應二年七月六日の其子公康の請文によれば、正應元年に卒去したから、正應元年以前である。併しその何の勳功によるものかは今詳らかではない。扱て村々配分の状態は、

配分の村々

西山村分

彌次郎入道蓮妙 次郎三郎入道義榮 三郎兵衛入道榮眞 七郎右衛門入道蓮惠(彌六公兄) 彌八公未跡 次郎九郎公繼 三郎入道公連 浦上次郎公保 彼岸王丸 餘一公藤 郷房公範 小中原女子 房丸 次郎公隆

大崎村

橋佐渡四郎公高 彌八跡夜叉童丸

永野村

孫三郎公通 彌四郎公秀

大渡村

新次郎公政 餘七公藤 妙喜跡

河上村

彌五郎入道慈雄 石童丸 刑部房跡六郎次郎公連 彦次郎公光 彦三郎公廣 五郎太郎公道

木佐木村

彌三郎公俊 後家正眞跡 彦五郎公高 女子尼妙光

袴野村

彌三郎公氏 六郎公道 有智次郎太郎公平

下村

孫次郎公重 七郎次郎公廣 三郎入道淨運跡 彌三郎入道殿運 翠空房 三郎入道慈周 孫四郎公兼 五郎太郎公明 孫五郎公時 三郎次郎公豐 女子代孫三郎公明 女子代 女子代公森 女子代松壽 彌十郎公胤 彌次郎公治

上村

彌治郎入道持運 新三郎公格 彌五郎公家 五郎次郎公春 庵鶴丸

花鳥村

次郎右衛門入道幸運 薩摩權守久高 彌次郎公頼 彈正助公教 次郎右衛門尉公賢 彦四郎右衛門尉久室 左衛門三郎跡 孫鶴丸 彌次郎久豐 右衛門次郎久名

有知村

次郎 大夫房整俊 大進房俊得 六郎入道 大貳房 又四郎入道明運 四郎

桃河村

六郎久諸 又五郎久氏 女子代重宗

廣瀬村

孫次郎公 友五郎久政 餘三公直

波佐木村

彦四郎眞平

長松村

十郎次郎久門 次郎四郎公順

の十五村に八十一人の配分である。猶ほこの配分状の一筆毎に上中課上々課上下課中課中々課中下課中上課中下課下上課下々課十品の如き課役の品位とも見るべきものを附記してある。(注三)

【注一】 書記雜錄前編卷七

【注二】 小鹿島古文書 小鹿島氏系圖

日向國の總田數等は第一章に於て建久圖田帳に據つて表示したが、なほ諸縣郡三千二百九十町内に散在社寺領は馬關田庄五十町の安樂寺領(江頭領)諸

島津庄一圓庄

縣庄四百五十町(地頭藤原)、奈田別府三十町(辨濟使)、伊佐保府三十町(辨濟使)の宇佐八幡宮領があつた。島津庄三千八百三十七町の内一圓庄は二千二十町で、これが内譯を示せば、

- 北郷 三〇〇町
- 中郷 一八〇町
- 南中郷 二〇〇町
- 救仁郷 一六〇町
- 財部郷 一五〇町
- 三俣院 七〇〇町
- 島津院 三〇〇町
- 吉田庄 三〇町

計

二、〇二〇町

寄郡

とあつて、これに據れば一圓庄は全部諸縣郡に在つた。又寄郡千八百十七町の内諸縣郡に於ては、穆佐院の三百町、救仁院の九十町、及び眞幸院に三百廿町とあつて、その他後に關係あるものに、兒湯郡の新納院百二十町(地頭)、宮崎郡の

地頭島津忠久

一乘院領

救仁院

寶滿寺

飯肥北郷四百町、南郷百町は何れも島津庄寄郡で、以上は島津忠久がその地頭職に補せられたものである。又長谷場文書によればこの中飯肥南郷十町、楯間院三百町は南都一乘院領となつた。

現在の志布志地方なる救仁院は、同じく島津庄寄郡にして、その地頭辨濟使職は平家の時代より鎌倉時代にかけて、救仁院平八成直、安樂平九郎爲成の兄弟が領知してゐた。島津忠久の總地頭補任の頃には、この成直が忠久の下知に従はなかつたので、その所職を忠久の沙汰となさしめられた。(注二) 降つて正和五年十一月三日當時の地頭沙彌蓮正より寶滿寺の敷地として、志布志津の大澤水内に四至を限つて寶滿寺へ打渡したものがあつた。(注三) 而して鎌倉時代に寶滿寺鎮守八幡宮のあつたことは、元弘元年十月源資清が事に依つて、同宮御供料所屋敷等を寄進せるによつて知ることが出来る。(注四)

〔注一〕 拙著島津公傳家文書 舊記雜錄前編卷二

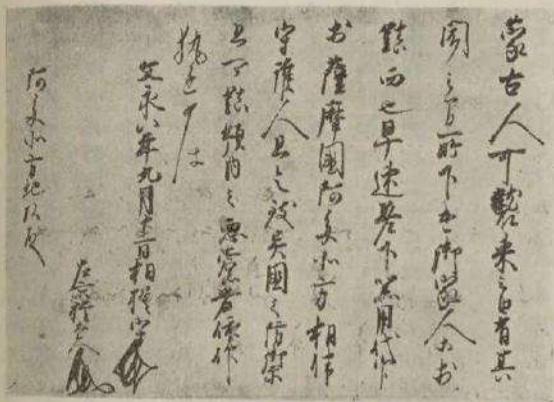
〔注三〕 舊記雜錄前編卷一六

〔注二〕 舊記雜錄前編卷一

第三章 元寇と薩隅の將士

忽名烈が高麗を介して我國に始めて使節を遣したのは、龜山天皇の文永三年のことであつた。然かるに蒙古の使節は風波に遮られて目的を達するを得ず、高麗の使者のみ蒙古と高麗との國書を齎して、文永五年正月太宰府に達した。朝廷では數日評議の後、返牒を與へざるに決し、その旨を幕府に傳へられたが、幕府は最初から強硬なる態度を持して、先づ西國の防備を嚴にすることの必要を痛感し、鎮西に所領あつて未だ實際に定住せざる御家人に命じて、急遽にその所領に下向

西國の防備を嚴にす



（藏所氏重忠津島備公）狀如下府幕會錄 圖一十二第

二階堂氏の阿多下向

すべきを命じた。文永八年九月十三日、鎌倉幕府が薩摩國阿多北方地頭二階堂行久後家に命じて、器用の代官を鎮西に下向せしめ、守護人に従つて異國防禦に力を致さしめたのは、その最も早い例に屬する。併し、之と同時に鎮西に定住の御家人に對しても、守護人をしてその奉行する國々の御家人を督勵して、警固要害に當らしめたのである。

文永の役

第四次の使者を遣放す

元軍一万五千來寇

蒙古からの第一回の來牒は斯くして無視せられ、やがて文永六年、再び蒙古の使者が中書省の牒と高麗の國書とを齎したが、執權北條時宗は英斷をもつて再び之を劫けた。次で第三回の來使として使命を果さなかつた趙良弼は、文永十年三月第四次の使者となつて太宰府に着いたが、無論京都に上るを得ずして歸國した。この時より以前、既に高麗の牒狀により、元軍の來襲を豫知した朝廷及び幕府は、西海の防備を嚴にしてゐた。趙良弼の歸國によつて、愈我國の服従を肯せないことを悟つた元の世祖は、文永十一年十月、遂に忽敦を大將とし、洪茶丘劉復亨等を副將として、兵一萬五千人を發して來襲した。賊は先づ對馬を犯し、進んで壺岐を掠し、筑前に上陸し、その密集的陣形と擲彈の威力を以て、大いに我が九國の將士を惱したけれども、大暴風に遇つて忽ち

我が外征の計

島津久經の任
國下向

北條實政の據
西下向

外征計畫の中
止

弘安の役

石築地

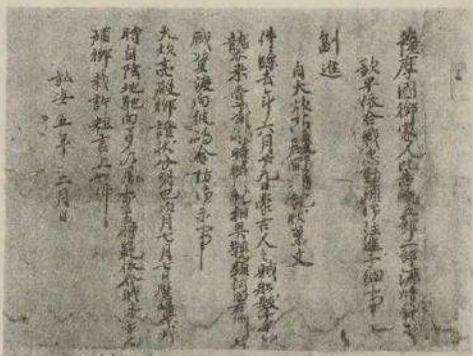
弘安の役に奮
戦の薩摩の將
士

に盡盡し去つたのであつた。斯く所謂文永の役は天佑と我が將士の奮闘とによつて、一夜にして大捷を博したけれども、その反面に於て元軍の實力の蔑るべからざるものがあることを知り、又我が軍の不備をも暴露したので、わが朝野を驚倒せしむるに足るものであつた。爰に於て幕府はこの大いなる教訓に基いて、石築地等の防備と進んで高麗を征するの攻守兩様の準備を進めたのである。先づ外征の事は、建治二年閏三月五日の島津久經の下知狀に見ゆる所であつて、町田忠經及び吉富次郎に對して、幕府より高麗征伐の爲め武士を鎮西に發遣したるに就き、共に渡海すべく準備を命じたものであつた。(注三)

恰も島津久經は建治元年幕府の命を受けて、任國薩摩に下向したのである。(注四)この時の命令は少貳經資大友頼泰にも同様下されたが、野上文書武雄神社文書に據れば、之等の各守護をして、各領國內の船舶楢數握取水手の人名年齢等を注進せしめ、就中船水手は來月中旬を期して、博多に輸送すべく準備に就かじめたものであり、又東寺文書に據つても、山陰、山陽、南海の三道に同様令したことが知られる。なほ建治元年十一月時宗は一族實政をして鎮西に下向せしめて異國防禦の衝に當らしめた。

然るに外征の計劃は如何なる理由によつてか、間もなく中止せられ、専ら九州沿岸の防備に力を盡すこととなつた様である。石築地築造の事が即ち之であり、恐らく高麗征伐の計劃と同時に發令せられたのであらう。

元の第二回來寇は文永度のそれに比較して、準備もその組織も極めて大きかつた。先づ全軍を二軍に分ち、北軍は合浦よりして凡そ兵數四萬南軍は楊子江方面よりして凡そ兵數十萬を以てした。弘安二年戰備整ふや、先づ周福、樂忠を遣して我が國を威嚇し、四年五月夏貴の率ゆる北軍は直ちに壹岐を襲ひ筑前に進んだが、我が軍は石築地に據つて固く之を拒んで上陸せしめざらんとした。范文虎の江南軍は七月の下旬、漸くわが近海に到着し、肥前鷹島に據つてゐたところ、七月二十九日夜、俄然暴風の爲に賊艦多く覆没し、逃れ歸るもの來軍の五分の一にも足らないといふ大敗を喫した。この弘安の役に於いて、薩摩の守護島津久經を始め、同長久等の薩摩の將士が之に参加して奮戦したことは、彼の竹崎五郎季長の繪詞等に據つて明らかである。比志島時範が一族河田盛資等と共に、島津長久の指揮に屬して、六月二十九日先づ壹岐に渡つて奮戦し、次いで七月七日肥前鷹島の合戦にも馳加つて防禦に盡した



比志島時範軍狀(公)島津重忠氏所藏 第二十二圖

ことが比志島文書に見える。その他軍功によつて恩賞に浴したものに薩摩國御家人に島津久経跡を始め國分寺留守備後次郎友兼入来院平四郎有重武光三郎師兼二階堂泰行大隅國御家人に彌寝五郎清親がある。

兩度の國難は我が將士の勇敢なる防戦に依つて之を退けたのであるが又神風の加護に依るところも極めて大きかつた。さればこの後朝野の神佛の加護を祈請すること彌深くなつたのは當然である。弘

安役後間もなく弘安七年二月幕府は大隅正八幡宮に豊前國上毛郡勒原村地頭職を寄進して、聖朝安穩異國降伏の祈願を擬し、又正應四年二月御教書を薩摩の守護に下して、國分寺一宮を始め宗たる社寺に異國降伏の丹誠を抽でしめ、毎月巻款を進むべきことを命じた。正應六年二月には更に鎮西諸國の守

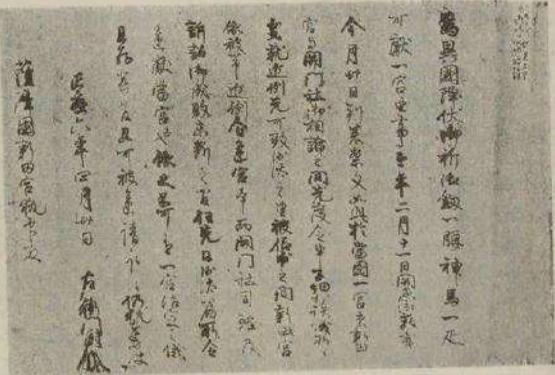
異國降伏の祈願と社寺の修造

正八幡宮神領寄進

一ノ宮へ寶劍神馬を寄進す

新田八幡宮と開聞神社

國分寺の修造



第二十三圖 島津忠宗庵行狀(新田神社所藏)

護をして各管内一宮に異國降伏の爲め、寶劍一腰神馬一疋を納めしめた。薩摩に於ては從來新田八幡宮と開聞神社と互に一宮を争ふてゐたので、守護はこの際先年の鎮西談議所の裁許に基き、四月二十日假りに新田八幡宮に神寶を納めて祈請したが、但し之に依つて一宮を新田八幡宮と決定したものではなかつた。又兼ねて修造の沙汰あつて、未だ之を果さなかつた國分寺に於ては、建治元年十一月所司等奏狀を上つて、幸ひ今佛神事を興行せらるゝの徳政を行はるとの由を風聞し、國分寺の造營の事を進捗せらるべしといひ就中蒙古襲來に就ては「神風荒吹異賊失命、乘船或沈海底或寄浦、是則非靈神之征伐、觀音之加護哉」と同寺の天満天神の顯現を標榜力説した。

之に依つて、朝廷に於ては院宣を下され、國又隨つて廳宣を下して修造のことを勵行せしめられたのであつたが、事實は容易に之が實施に至らなかつたものゝ如くである。^{〔原文〕}永仁六年十二月、幕府は又九州の大社以下の修造の遲怠し、恒例佛神事の凌夷せる事情を憂慮し、御教書を探題に下して各守護をして國中に觸れしめ、院主家人の濫惡を取締らしめる所があつた。よつて島津忠宗は翌年四月一日、國分寺に令して之を施行し、修造の沙汰を怠ること無からしめた。正安二年、幕府はまた忠宗に命じて、國中の社寺に異國降伏の祈禱を致さしめ、翌年八月には彗星の出現によつて、再び天下泰平の祈禱を凝らしめられた。その以後、嘉元元年十二月、幕府の命に依り、又々異國降伏の懇祈があり、延慶三年二月にもこの事があつた。^{〔原文〕}大隅に於ても大體同様で、正和五年十月二十一日、幕府は令して正八幡宮の修理を爲さしめたるを始め、臺明寺に於ても屢、異國降伏の祈禱を爲し、卷數を執進めたことは、延慶四年六月二日の探題下知狀にも見える所である。^{〔原文〕}

弘安の大捷は神佛の庇護と朝野の協力とに依るとはいへ、鎮西將士の奮戦と、長年に亘る周到なる用意との費でもあつた。石築地の築造と警固番役と

島津忠宗國中社寺に異國降伏を祈る

臺明寺の新繕

警固番役

建治元年の制

は既に役前より勵行せられ、殆ど鎌倉時代の末に及んでゐる。建治元年二月四日の少貳經費が竹井又太郎に宛てた廻文に據れば、九州全體の警固の結番は次の如くなつてゐた。^{〔原文〕}

- 春三ヶ月 筑前國 肥後國
- 夏三ヶ月 肥前國 豊前國
- 秋三ヶ月 豊後國 筑後國
- 冬三ヶ月 日向國 大隅國 薩摩國

即ちこれによると、薩摩自の所謂奥三州の警固番役は、冬期十一月十二の三ヶ月に亘つて實施される方針であつたやうである。併し豊後國に於ては、野上文書に據れば、既にこの歳、各御家人を三番交替として三ヶ月目に一ヶ月間の交替に實施してをり、後弘安以後の肥前國の例等も然りであるから、右の規定は殆どその通り實行されなかつたことが知られる。弘安以後に就ては、薩摩の御家人の番役を勤仕



大隅守千宗宗胤殿狀(小松文雄氏所藏) 第四十二圖

弘安以後の例

薩摩御家人勤
仕の事例

した例證を示すものが可なりに多い。いま守護人の番役勤仕の認知状たる
覆勘状を左に表示してその状況を知るに便しよう。

(勤仕の御家人)

(勤仕の期間)

(勤仕の場所)

比志島祐範	弘安二・三十一 同三・四・二	宮崎	(弘安三・四・二比志島文書)
比志島祐範	弘安四・二・二	宮崎	(弘安四・五・二比志島文書)
代 河田盛資	同四・五・一		
比志島祐範	弘安八・正一	宮崎	(弘安四・五・二比志島文書)
比志島祐範	同八・四・晦		
代 西俣久盛	正應二・十一		(正應二・十二・十五比志島文書)
國分掃部助	三ヶ月		(正應三・十一一舊記雜錄前編卷九)
比志島時範	三ヶ月		(正應三・十二・十五比志島文書)
國分掃部助	三ヶ月		(正應四・九一晦舊記雜錄前編卷九)
代 大學入道	三ヶ月		(正應四・十二・廿三比志島文書)
比志島祐範	三ヶ月	宮崎	(永仁元・九・廿舊記雜錄前編卷九)
國分掃部助代官	三ヶ月	宮崎	(永仁元・十二・晦比志島文書)
比志島忠範	三ヶ月		(永仁二・七・廿舊記雜錄前編卷九)
吉 富 二一郎	永仁二・五		(永仁二・七・廿舊記雜錄前編卷九)

大隅御家人勤
仕の事例

大隅國

第三章 元寇と薩摩の將士

大隅 五郎	永仁二・五		(永仁二・七・廿舊記雜錄前編卷九)
國分掃部助	永仁二・六		(永仁二・七・廿舊記雜錄前編卷九)
執印氏代官	永仁三・六		(永仁二・七・廿舊記雜錄前編卷九)
比志島忠範代官	七月		(永仁二・七・廿舊記雜錄前編卷九)
執印氏代官	永仁三・六		(永仁二・七・廿舊記雜錄前編卷九)
國分掃部助代官	永仁三・春分		(永仁三・四・十六比志島文書)
伊 作 忠 長	安仁五以前毎年		(永仁四・十・十六舊記雜錄前編卷九)
國分掃部助代官	永仁五・春分		(永仁五・八・十五袖ヶ崎島津公府家文書)
比志島忠範代官	永仁六・春分		(永仁五・九・廿國分寺文書)
伊 作 忠 長	永仁六・夏分		(永仁六・十二・一比志島文書)
國分掃部助代官	正安元・秋分		(永仁六・七・十袖ヶ崎島津公府家文書)
比志島忠範	正安元		(正安元・十・十五舊記雜錄前編卷十)
伊 作 忠 長	正安元		(延慶三・十二・十五比志島文書)
實 相 房代	嘉元三・正一		(正安元・十・廿袖ヶ崎島津公府家文書)
伊 作 忠 長	同十二・七・八月不參		(嘉元三・閏十二・廿九袖ヶ崎島津公府家)
比志島時範代	年不詳六・廿四		(年未詳七・廿五比志島文書)
河田盛佐	七・廿五		

佐多定親

弘安六・六・十一日丙五十四日
同八・晦・九日丙五十四日
(除石王丸定)

今津後濱 (弘安六・十・廿二小松文雄氏所藏文書)

同

要月

今津

(弘安七・五・十二小松文雄氏所藏文書)

佐多定親代官

九十七日丙
五十四日分

今津

(弘安九・八・晦小松文雄氏所藏文書)

佐多定親

正應元・四・一

今津

(正應四・九・三小松文雄氏所藏文書)

治部房了親

正應四・六・二

今津

(正應四・九・三小松文雄氏所藏文書)

伊佐兼阿吉次郎代

同八・晦

今津後濱

(永仁三・三・八・二小松文雄氏所藏文書)

二郎三郎

同

今津後濱

(永仁四・九・七小松文雄氏所藏文書)

佐多阿古二郎

同

今津後濱

(永仁五・八・四小松文雄氏所藏文書)

同

同

今津後濱

(正安元・十一・八小松文雄氏所藏文書)

佐多信親代

同

今津後濱

(正安二・四・七小松文雄氏所藏文書)

兵衛四郎忠弘

同

今津後濱

(正安三・七・廿五小松文雄氏所藏文書)

同

同

今津後濱

(嘉元三・四・十二・廿九小松文雄氏所藏文書)

佐多信親

嘉元三・四・一

今津後濱

(嘉元三・四・十二・廿九小松文雄氏所藏文書)

佐多宗親

弘安八・四・十一・四

今津後濱

(年未詳・十一・四小松文雄氏所藏文書)

警固の場所と
期間

之に依つて見れば、(一)警固の場所は薩摩の御家人は管崎に於て、大隅の御家人は今津後濱に於て、(二)期間は何れも概ね三ヶ月間、警固番役に従事したこと

嘉元二年以後
の新制規

が知られる。尙ほ日向に就ては、今日その資料を缺いてゐるが大體に於て大隅と同様であつた事だけは推定せられる。この期間に就ては、春分、秋分とあるが如く、三ヶ月宛を四季に分つて、結番に依つて勤仕したものであらうと考へられ、肥前の例におけるが如く、一ヶ月分宛の勤仕であつたのに比すると、その負擔が大であつたやうである。しかし薩隅日は遠國であつて、往復に多くの日時を要したので、一ヶ月の如き短時日では、充分にその任務を果す暇がなかつた故であらう。又場所に就ては、新編追加二百五十九條に、大隅日向兩國役所、今津後濱事とあるに一致する。建治以後は大體かやうにして番役が施行されて來たのであつたが、こゝに嘉元二年以後新しい制規が定められ、九州の各國を五番に割組み、その番の國々の御家人は一年間を限つて在番するこゝとなつたのである。而して、この期に於ける例は、佐多信親の嘉元三年に於ける四月より以後在勤のもの、比志島忠範の延慶三年に於けるもの等三例が存するに過ぎないが、嘉元三年は二番に當り、延慶三年は次の二番に當るから、薩摩大隅及び日向は右の五番の中二番に相當してゐたものであらう。この新制規は當時警固の必要が可なりに薄らいで來たこと、第二に永年に亘る

御家人の過勞を軽減する意味から爲されたことは直ちに肯かれる。一年を通じての在勤は一面重い負擔のやうではあるが、屢の交替に要する煩費を考へれば遙かに樂でなかつたかと思はれるからである。警固番役の資料としては、前記延慶三年の比志島文書を以て最終とするが、警固番役が之を以て全く終つたものではなく、他國の例によつて鎌倉時代の末にまで繼續した事を知ることが出来る。

石築地役

次に警固番役と關聯して考へなければならぬものに石築地役がある。石築地の築造は建治二年三月頃から始められたもので、同年八月の調所文書に依ると、八月中を限つて其の功を竣ふる豫定であつたやうである。(注二)而かも之は警固番役の如く、單に御家人のみに課せられたものでなく、一般庄公領に亘つて賦課されたもので、調所文書にも守護と同時に大介が加判してゐる。實際の例としては、建治二年に於て、既に比志島時範の所領比志島西保河田前田の四ヶ名分として五丈一尺四寸が築造を終つたことが見えてゐる。更に弘安七年にも比志島時範分の五丈一尺四寸の石築地役を勤仕したことがあつたが、之は後に正應二年に同じく比志島忠範の五丈一尺四寸の裏加佐の修築

石築地築築の場所

と同様建治のものを修理増補したものと見做すべきものである。(注三)而して石築地構築の場所に就ては、前記弘安七年のものには宮崎石築地とあり、正應のものにも宮崎と見えるから、之を以つて一般に薩摩國に課された石築地は宮崎方面の分であつたとして差支ないやうであり、之は同國の警固番役の場所と一致するのである。なほ、弘安九年十月の新田宮政所注進石築地用途支配にも宮崎小松洲崎とあり、それは

- 勢萬六町二段廿中 分錢七百十四文
- 蓋丸十三町五段中 分錢一貫五百四十文
- 千義三町一段 分錢三百五十四文
- 得丸三町一反卅 分錢三百七十文
- 正岡二町六段卅 分錢三百八文
- 御供田二町二段 分錢二百五十二文
- 宮男田四町
- 市比野十五町

となつて居た。(注四)之に依ると、一町に就き百十四文の割となる。後に至ると最

初の石築地も次第に破損し、修造の必要があつたので、比志島文書に見ゆる如く、その最初の擔當に従つて課してゐたものと思はれる。正應六年四月北條兼時から島津忠宗へ宛てた薩摩國の分の内破損の箇所は次の如くである。

□丈五尺 永利分

三丈五尺 甌島分(當參)これはとうさんのあひだこれにてふれ申

三丈 光富分

八丈八尺 伊集院内

二丈四尺

二丈 荒田庄分

三丈 額娃郡分

七丈 谷山郡分

一丈 鹿兒島東方分(以下缺損)

併しこの頃になると、次第に怠慢を來し、難澁する所が少くなかつたことが前の兼時の下知狀にも見える。永仁六年六月の入來院氏の擔當した石築地修理の裏加佐配分は合せて十四丈五尺二寸五分で、次の如く割當てられた。

清色 三丈八尺六分 一桶本三分二分宛定

塔原 三丈八尺六分 同前

中村 三丈八尺六分 同前

倉野 一丈九尺三分 同前

楠本 一丈二尺四分 除三分一

而して、この石築地の修理は遙か後に至つても猶ほ續行せられ、乾元元年八月薩摩の御家人延時成佛が延時名分三丈二尺を修理してゐる外(見)嘉元三年五月申比志島氏は亦々五丈一尺四寸の裏加佐を修理してゐる。この時は庶子がこの役を難澁し、代つて惣領の手に於て之を辨じたのであるが、守護は庶子にかゝることのないやう嚴重にその統制を命じてゐる。

大隅に於ては警固番役は今津後濱に於て爲されたことは前述の通りである。一般の例に従へば石築地役も亦この筑前方面に於て負擔されたことゝなる。而して、大隅の石築地役に關して最も詳細な資料を残してゐるのは、調所氏注進の建治二年八月附の大隅國石築地支配狀である。之は國內の總ての郡院郷庄に對して御家人領非御家人領の區別なく課されたもので、只貢進田

建治二年八月
大隅國石築地
支配狀

特殊の社寺領は石築地役を免除さる

のみを控除してゐるに過ぎない。その築造の割合は、丁度一段に就き一寸といふ率になつてをり、薩摩に於て見られた如く、この年八月中旬にその功を竣ふべきものとされてゐる。併しながら、ある特殊の社寺領に對しては全く石築地役の免除された地もある。即ち弘安十年七月二十五日守護代僧唯道が臺明寺領に對して之を免除してゐるものゝ如きそれである。(註二)

石築地料の賦課

石築地料は一段別一寸を以て、普く公庄に亘つて課せられたが、新田八幡宮領の如く、一町に百十四文の割で、錢貨を以て代辨されたものもある。併し又石築地の工事に附屬すべき種々の武器工料も徴せられたのである。夫れは例へば、亂杭舟旗釘麻板敷楯征矢旗切立の如きもので、山門院内西桃木田地並に城藪等に就いての、徳治二年七月の地頭兼惣郡司代盛秋の和與狀には、石築地楯旗用途と見え、正安二年六月、大隅守護代範政の加治木郡司に對する施行狀には、石築地破損并に楯征矢旗等事とある。而して後のものには楯は田地十町別に一枚旗は五町別に長さ八尺のもの一流、征矢は一町別に二筋宛上進すべきものとされてゐる。(註三)

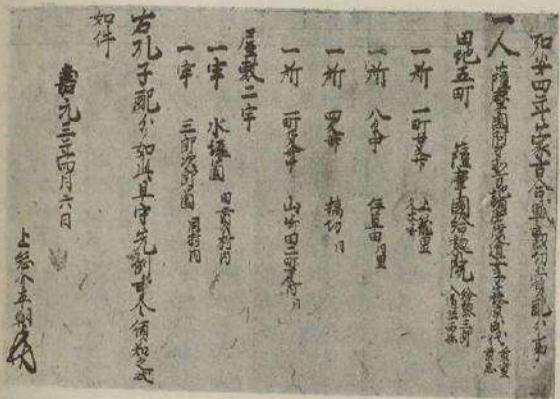
蒙古合戦勲功

警固番役と石築地役とに就ては以上の如くであるが、次に蒙古合戦の論功

弘安四年勲功
賞を受けし薩
摩の將士

行賞に就て少しく述べなければならぬ。文永の役にも、勿論薩隅よりも參戰したであらうが、その行賞を受けてゐるものは今直接には知ることが出来ない。一般に文永の役の行賞は早くも建治三年に行はれたと見られるが、論功の調査も不充分であり、審議も不備であつたやうである。之に比して弘安役のは少くとも五年の日子を費して調査され、その重なるものから次第に始められ、永年に亘つて逐次に行はれた。先づ第一回の恩賞は弘安四年に沙汰せられたものゝやうである。この年閏十二月廿二日に沙汰せられた人々の交名と思はれるものが、比志島文書中の斷簡として存してゐるが、その中薩摩に關係のある將士は、守護島津久經の遺跡に對するもの(久經は弘安七年宮崎役所に於て歿し、その跡が安堵されたに由る)と、その弟長久の肥後國相良領少郷入道跡を與へられたもの竹井五郎入道の豊後國岩手彦太郎跡、班島又太郎跡の神崎庄配分殘十町を與へられたものがある。この時他國の御家人に勲功の賞として配分せられた土地に、薩摩國鹿兒島郡司職矢上孫三郎跡があるが、之は當時關所になつてゐたものである。その後弘安九年にも行賞があつたと思はれ、この年十月少武大友兩氏に宛て勲功賞の交名と田數の注文とを送り、實檢の上分付せしめ、且つ

正應元年勳功を受けし薩摩の將士



第五十二圖 蒙古合戦勳功配分狀(公卿島津重忠氏所藏)

以て幕府の用意の周到なりしことが窺はれる。第三回の沙汰は正應元年十月三日附で、大友頼泰・少貳經資連署の下に發せられた。この時薩摩に於いて行賞を被つた者は、國分寺留守備後次郎友兼の筑前國早良郡七隈郷地頭職の内、入来院平四郎有重法師の孫龜王龜鶴養子平次公重法師後家に對する同國早良郡比伊郷地頭職の内、及び武光三郎師兼の同じく同國早良郡七隈郷地頭職の内であつた。又大隅に於いては筑前國早良郡比伊郷地頭職の内を與へられた綱經清親がある。この後正應二年及び正應三

嘉元三年の勳功賞

異國船 甌島に到来の

元寇と其の影

年に第四次第五次の沙汰が行はれ、その後も亦行賞のことがあつたが薩摩に關するものでは、嘉元三年四月六日鎮西探題北條實政の二階堂泰行の女藤原氏女代景重景忠に對して、薩摩國給黎院給黎三郎入道法西の舊領を與へたものが最後のものである。猶ほ北條九代記及び吉續記正安三年十二月十日の條に據れば、正安三年十一月廿一日異國船一艘が薩摩國甌島に至り、その外二百艘許が海上に現れたので、鎮西より飛脚を以て關東に注進し、鎌倉より朝廷にこの事を奏し、評定の行はれたことが見えるが、北條九代記に大風吹き賊船逐電せり、とある外詳細な經過を知り難く、真相を捕捉し難い突發的な事件である。思ふに九代記には船數も若干とのみあり、二百艘といふのは京都に於て誇大視して書かれたものと思はれ、元か高麗からの單なる漂流船の到着したものを、蒙古襲來後の鋭敏な當事者の視聽を驚かすことゝなつたものであらう。この國難は神明の加護によつて幸に免がるゝを得たとは云へ、決してわが國民が祈禱祈願のみ事として、僥倖を頼んでゐたものではなく、或は警固番役といひ、石築地構築といひ、人事を盡して、事前事後に備へ、且つ戰に臨んで奮

闘したのであつた。殊に鎮西御家人が第一線に立つて力戦奮闘したことは、單に合戦に力を致したのみならず、その後永年に亘る警固番役石築地料等に於ける勞苦を見なければならぬ。之が如何に鎮西御家人の生活に直接間接影響を及ぼしたかは、種々の方面に亘つて考へられることであるが、先づ第一に鎌倉中心の武士階級に朝廷の尊嚴と、我が國の神國たる所以とを深く知らしめたことであり、又經濟的には武士階級に直接の逼迫を來した結果幕府の御家人中心主義と法治主義との衝突となつて、反つて幕府の鼎の輕重を問はしめる遠因となつたことである。

この武士社會の經濟的逼迫は、或は重役に堪え兼ねてその所領を賣却するといひ、或は警固料所の下附を請ふといふ、その窮狀は幾多の資料に據つてその勞苦を察するに難くないのである。その著しい例は嘉元三年二月、伊作忠長の警固料所給與の申請に見られる所で、忠長は亡父島津道忍經久に従つて、建治元年薩摩下向以來警固役に従事し、道忍の歿後は二十餘ヶ年に亘つて之を勤仕した。然るにその所領伊作庄は領家一乘院の進止であつて、有名無實の上佛神人給田を除いては、地頭としての得分は最少の加徴米に止るのである。

御家人窮乏の

薩摩と筑前警固役所とは其地遙遠にして、その出費は多大なるにも拘らず、當所領は領家進止であるので、人夫官駄を意の如く召仕ふことが出來ず、又一族郎従の扶持も充分ではない、かくては戦場の本意、警固の忠節も達し難いのであるから、年來重役の勞效に優して、警固料所の給與に預りたいといふのであつて、その窮亡の狀は切實なものがあつたことは想像に難くない。(註二七)

〔注二二〕 中村文書

〔注二三〕 比志島文書三 小松文雄氏所藏文書 袖ヶ

崎島津公侍家文書

〔注二四〕 舊記雜錄前編卷七

〔注二五〕 比志島文書一之二、三、四 川田佐康氏所藏

文書

〔注二六〕 舊記雜錄前編卷八

〔注二七〕 比志島文書一之二

〔注二八〕 入來院重賢氏所藏文書

〔注二九〕 延時文書

〔注三〇〕 比志島文書三・四

〔注三一〕 臺明寺文書

〔注三二〕 舊記雜錄前編卷十一

〔注一〕 二階堂文書一 新式目 小代文書

〔注二〕 野上文書

〔注三〕 舊記雜錄前編卷七

〔注四〕 袖ヶ崎島津公侍家文書

〔注五〕 比志島文書四 舊記雜錄前編卷九 入來院重賢氏所藏文書 二階堂文書一 平姓嗣親氏正統文獻

卷三

〔注六〕 舊記雜錄前編卷八・九

〔注七〕 新田八幡宮文書一

〔注八〕 舊記雜錄前編卷九・十

〔注九〕 舊記雜錄前編卷九・十・十一

〔注一〇〕 舊記雜錄前編卷十一 臺明寺文書

〔注一一〕 比志島文書一之二

〔注二二〕 小松從夫伯爵家所藏文書

〔注二四〕 梅記雜錄前編卷九 入來院重賢氏所藏文書

〔注二五〕 平姓顯疑氏正統文獻卷三

〔注二六〕 二階堂文書一

〔注二七〕 拙ヶ崎島津公爵家文書

第四章 皇家中興と薩隅の情勢

第一節 征西大將軍宮御入薩以前の情勢

蒙古の來寇の後鎌倉幕府は内外多事にして次第に鼎の輕重を問はれて來た時聖天子後醍醐天皇ましまして、こゝに討幕の御企となつた。而して正中の變は空しく挫折し元弘の役笠置山の陥落の後天下は一度び妖雲の鎖すところとなつたが楠木正成の義旗を舉げて以來漸く諸國に勤王の將士が起るやうになつた。この時元弘三年二月赤坂城陥落の少しく前大塔宮護良親王は遙かに薩摩の半尿郡司道覺に令旨を下して軍勢を召し給ひ、同年四月廿三日には、畏くも後醍醐天皇は繪旨を賜つて義兵を徴し給ふた。（注二八）恰もこの月伯耆の名和長年は船上山に後醍醐天皇を奉じて義旗を翻し、足利高氏は丹波國篠村八幡宮の神前に祈つてその態度を明らかにし、密書を諸國の豪族に送つて官軍に應せんことを勧め、遂に千種忠顯と共に五月七日京都に入つて六波羅を滅した。間もなく同月の二十一日には新田義貞等鎌倉を陥れ北條氏はこゝに全く滅亡するに至つた。

後醍醐天皇の討幕の御計劃

半尿郡司に大塔宮の令旨を賜ふ

後醍醐天皇の繪旨

北條氏滅亡す

鎮西探題の滅亡

これより先鎮西に於ては、夙に菊池阿蘇の兩氏護良親王の令旨を奉じて、竊に時機の到るを待つたが、元弘三年春三月菊池武時が博多なる鎮西探題北條英時の居館を襲撃したことは、是に九州諸豪の動靜に大きな波紋を投げ、鎮西動搖の端緒となつた。武時の擧は、大友少貳の巨豪の遲疑決せざるの態度と、九州に於ける北條氏一門の活動とに依つて惜しくも一敗地に塗れ、武時は戦歿したけれども、やがて来る可き大勢は鎌倉陥落と共に急激にその動向を決し、同年五月二十五日の鎮西探題の滅亡となつた。既に四月廿九日附を以て、島津氏は高氏の丹波より官軍に加はる可きの勧誘を受けたが、避遠の地にあつては、いまだ天下の風雲の向ふところを知る由もなく、荏苒意を決せざるの内、五月に入つて鎌倉滅亡の報至り、こゝに少貳貞經、大友貞宗と共に英時討伐の兵を動したのである。（註）一族山田道慶久宗忠能を始め、指宿忠篤榮成、澁谷典重、二階堂行久の諸氏が之に従つたことは固よりであるが、勢こゝに至ると共に、他の諸族に於ても忽ち北條氏に叛旗を翻し、八月中には薩摩の新田宮權執印良遠、指宿忠篤、山田宗久、篠原道國、同淨窓大隅に重久篤兼等は相踵いで上京し、高氏の眷属に付して、（註）薩摩の探題滅亡と共に、島津少貳大友の諸氏は、高

討幕の軍に參加せる薩摩の將士

後醍醐天皇繪旨

川内町 新田神社所藏

第三二頁 第五六二號

後醍醐天皇繪旨

公館 島津忠重氏所藏

第三三頁 第五三二號

豊西探題の旗

豊西探題天康瀬氏は高氏山崎理海田嶋祖温備軍に加は、豊西探題の地にあ

つては、いまだ天下の風雲の向ふところを知る由もなく、存善意を決せざるの
内、五月に入つて鎌倉滅亡の報至り、こゝに少貳貞經大友貞宗と共に英時討伐
の兵を動したのである。一族山田道慶、宗忠能を始め、指宿忠篤、松谷典重、二
階堂行久の諸氏が之に従つたことは、固よりであるが、勢こゝに至ると共に、他
の諸族に於ても、忽ち北條氏に叛旗を翻し、八月中には薩摩の新田宮權執印良
満指宿忠篤、山田宗久、藤原道國、同淨窓大願に重久、篤兼等は相謀りて上致し、高
氏の首領に付して、

討幕の軍に参
加せる豊西の
將士

薩摩國 後村朝高
律中 初は律中
應年 例の如く
致之 留と法蘭西
しり ありては
ゆ ありては

鴻津大隅原道
宗久法師當行
不夜國 宗久
王氣 下志
九張 月五日

後醍醐天皇の
京都遷幸と天
皇の中興新政

島津貞久の日
向大隅兩國守
護職補任

を馳せて鎮西の平定を報じ、高氏は之を上奏すると共にその勞を擣ふた。

後醍醐天皇には五月廿三日、伯耆の行宮を御發聲、兵庫を経て六月四日御入洛、翌日二條宮小路殿に還御ましまし、これより愈々皇家中興の新政が始ることとなつた。逸早くも六月四日には、薩摩の國司に勅して、舊例に依り新田宮に初任神拜料を進めしめ給ふたことは、大いに注目せられなければならぬ。

當時薩摩の國司が誰人の沙汰するところであつたかは不明であるが、大隅に於ては二條良基が國守であつたことは、調所文書に見ゆるところである。中興の新政に於いては従來の如く國司があつて國領の行政に當つたが、公家も武家も同じく國司に任せられ、又公家であつても國司たる人がまた守護の事を行つたので、必ずしも守護制度を覆したのではない。即ち島津貞久はこの年六月十五日、日向國守護職に補せられ、九月十日には、日向薩摩兩國の警固の事を命ぜられて居り、建武元年四月廿八日には、日向大隅國守護職に補任せられ、九月十二日更に鎮西警固並に日向薩摩兩國を沙汰すべく命ぜられてゐる。新政の業は著々としてその緒に著き、記録所の擴大雜訴決斷所の新設、武者所の設置等大いにその實は擧つたが、こゝに一大障礙を伴つた問題は、實に公

薩摩家族の所領安堵

雜訴決斷所

家武家に對する論功行賞であつた。殊に新政の業成ると共に、直ちに所領を安堵して諸國の人心を安定せしめる必要があつたことは當然であり、天皇の京都御還幸後問もなく、薩摩に於ては武光重兼伊作宗久憲、及び山田忠能、同龜三郎和泉法有、澁谷重宗の寡婦祖舜及びその族典重、同重勝、同寅三、同彌三郎入道後家舜、阿同重基定、執印友雄等に、大隅に於ては臺明寺領を夫に當知行地を安堵された。（註一〇） 雜訴決斷所は主として領地に關する問題を取扱ふ爲めのものであり、薩隅に於ける所領關係の事件も、建武元年六月三日に澁谷鬼益丸に相模國美作の所領、及び薩摩の國入來院中村内副田村田島在家等の當知行を認められたのを初見として、追々決斷所の裁可を得るやうになつた。（註一〇） 即ち六月十六日には、禰寢清成に大隅禰寢院南俣地頭郡司兩職を始め、弘安四年の蒙古合戦勳功地を、同清有に禰寢院南俣郡本内の田園を夫、當知行を安堵せられ、九月十日には、大隅の臺明寺に私民の亂入狼藉を停止して、笛材に供する蕩竹の護養に盡さしめ、（註一一） 廿九日には伊作宗久の伊作庄地頭職、山田忠能、同龜三郎丸の谷山郡山田上別府兩村地頭職の當知行を認めて、谷山郡司覺信との爭論を裁許した。（註一二） 殊に後者は先代以來永年に亘る爭論であり、正中二年六月山田道慶と谷

谷山郡山田上別府兩村地頭職關係の裁斷

山覺信との間に、一たび解決を見たことは前章に説いた如くであるが、其の後と雖も兩者が全くこれに満足して爭論を絶つたわけではなかつた。今や天下一統の新政が布かれて、前代に於いて鎮西探題が認可した解決は一應その權威を失つたわけであるから、是に新に雜訴決斷所の裁斷を仰ぐことゝなつたのである。是より先き、元弘三年八月五日、山田道慶の子忠能及び龜三郎丸兄弟に對し、問題の係争地たる谷山郡山田上別府兩村地頭職を認可せられたが、建武元年六月十三日に至つて、決斷所は谷山覺信をして兩村の惣地頭職務を山田氏に還付すべきを命じた。（註一三） 恰も正中の和興に於ては、同村地頭職の實際の處理は谷山覺信が之を爲すと共に、地頭得分米其の他は年限を以て、山田氏に渡すことゝなつてゐたが、是に至つて地頭職務が山田氏の手に歸することゝなり、六月十七日覺信の代官教信は契約に係る最後の五ヶ年分の地頭得分の内用途即ち錢貨は九月中に、得分物即ち米は十一月中に山田氏に交付すべく契約書を提出した。是に依て、同廿九日再び決斷所は忠能及び龜三郎丸に山田上別府二村の知行を認め、十一月十一日には、先きの教信の請文に任せて、忠能等の兩村を知行すべきことを、薩摩國守護所に命じた。（註一四） こゝに多年の

論争は山田氏の勝利を以て終つたかに見えたが決断所の裁許に任せて地頭職を山田氏に去渡した谷山覺信は契約の得分物を未だ辨濟せざるうち同年十二月に歿し、その跡を繼いだ谷山隆信と山田忠能等の反目は、遂に全くその根を絶つたわけではなく、後年官方武家方としてこの両者が敵對した一面の理由は、こゝにその根底が存してゐたことを見る事が出来る。

弘安以來特に鎮西御家人の負擔が増大するや、或は所領を賣却し、或は質券地となして傳來の地を喪失する者が少くなく、鎌倉御家人の實力が經濟的負擔の加重の爲めに次第に衰へて來たことは、鎌倉時代の末期に於ける一つの重大な社會問題であつた。今や新しき中興の親政に際して、此の問題に對しても何らかの處置を講ずる必要に迫られたのである。建武元年正月三日諸國に令して元の負債の半償、即ち本額を既に償還した本錢返地は之を本主に復せしめられたことは、即ちこの對策の現れであり、之を諸國一同法と云つた。(注五)この法の施行に依つて幾多の訴訟が殺到したこと、思はれるが、その一斑は同年十月薩摩國衛が在廳人武光重兼をして旨を石塚四郎入道等數人に傳へて本物返地の訴に就いて參決せしめたこと、(注六)二年二月に山田宗久が先きに伊

諸國一同法

集院氏に質券地として入置いた伊集院内島廻田地古江藤源太迫桑迫三小山原馬設田世戸口田地及び福山村内山下田古葉田藪等を復せんが爲めに守護の下知狀を請ふてゐること、(注七)並に二年八月に雜訴決断所が薩摩守護所に令して、新田宮所司神官の訴ふる活却地及び質券地の事に就いて、東郷三郎左衛門入道を召喚してゐる事等に依つて窺はれる。(注八)

中興親政の恩賞問題

島津貞久以下勳功の賞

中興の親政が斯くの如く、一方に於て舊來の諸問題を處断すると同時に新に遭遇しなければならなかつた問題は、公家武家に對する恩賞の問題であり、之こそ實に新政を蹉跌せしめ、野望家の乗する所となつた一面の理由である。薩隅に於ける恩賞に就いては、早くも建武元年二月二十一日島津貞久に勳功の賞として、薩摩國市來院名主職豊後國井田郷地頭職(注九)を與へられ、同年四月には篠原高國に、牛屎院内別府村地頭職を與へられ、十一月廿六日に至つては、伊作宗久に對して筑後國小家莊地頭職(注十)を山田宗久(注十一)に豐前國草美氏の舊領を賜つた。(注十二)尋で二年十月七日島津貞久に中宮職領大隅國寄郡内下大隅郡大瀨院・鹿屋院・串良院・小原別府・西俣村・百引村・横河院・會小川村(注十三)の預所職を領知せしめられた。(注十四)

内裏大番御番
薩摩の地頭
御家人

是より先き北條氏滅亡以來諸國の武士の或は警固の爲め、或は訴訟の爲め、京都に參集する者が多かつたことは彼の二條河原の落書に描かれた通り、まことに京童の目を聳たしめたが、建武二年三月一日内裏大番及び陣中の條制が定められ諸門警固の奉行が置かれると共に、諸國の武士は役所を定め、期を限つて京都に勤番することになつた。今薩摩の國に於いて最初に當番に入つた地頭御家人を見るに次の如くである。

大隅次郎三郎 山田宗久 周防藏人三郎 澁谷重基 澁谷小四郎 矢上左衛門二郎 澁谷孫次郎 澁谷彦三郎入道 知覽忠世 光富又五郎入道 指宿忠篤 朝岡孫三郎 比志島義範

の十三人で、本田文書に依れば薩摩國の役所は二條萬里小路南類にあり、在番期間は三月一日より七月一日の四ヶ月であつた。たゞ前記十三人に限られたわけではなく、本田久兼の如きも之に加はつてゐることが知られる。

北條一族の
動搖

斯くの如くして、天下漸く新政の聖澤に浴しつゝあつたが、たゞこの間必ずしも平穩無事の世を謳歌したわけではなく、建武元年正月には北條氏の一族規矩高政長野政通山鹿政貞素田貞義が筑前豊前筑後に據つて叛してをり、之

北條氏の殘黨
と日嗣の豪族

は七月に至つて帆柱城陥落と共に平定した。然るに同月日向に於ても北條氏の族遠江掃部助三郎等蜂起し、南郷を侵擾し、これ等の小波はやがて來るべき尊氏の叛亂といふ大紛亂の前提であるかの如く思はしめた。日向に於ける北條氏一族の擧兵は間もなく鎮定されたけれども、野邊盛忠救仁郷源太、同郷辨濟使藏人宗頼中霧島大宮司藤内兵衛尉申良辨濟使孫六等の如く、大隅日向に亘り諸豪族が之に加擔してゐることは、舊來大隅日向に北條氏の一地盤の存したこと、思ひ合せて注意されなければならぬ。

中先代の亂と
尊氏の叛

所謂中先代の亂は尊氏の野望を達するに絶好の機會を與へた。建武二年七月北條時行の鎌倉に叛するや、尊氏は自ら征夷大將軍及び諸國總追捕使を望んで満たされず、やがて勅許を俟たずに東下し、時行の兵を破つて鎌倉に入り、新邸を營み論功の行賞をなして、叛形漸く現れた。十月に至り、尊氏は新田義貞を除くを名として、檄を遠近に飛ばし、また直義は薩摩なる澁谷重基に軍勢を促し、一方少貳頼尙は旨を受けて薩摩の和泉保有富光道貞に傳達して早く參集すべきを命じた。尊氏直義の叛逆愈々現るゝや、朝廷は尊良親王を上將軍と爲し、新田義貞等と共に東海道よりし、洞院實世等を東山道より東下して

足利直義澁谷
重基の軍勢を
促す

肝付兼重伊東祐廣の擧兵

島津貞久東山道の官軍中にあり

尊氏の西下

鎌倉を襲はしめられ、これと同時に十一月廿二日鎮西の諸氏にも令して兵を奉りて鎌倉に赴かしめられたこと本田文書等に見える。(註三五)然るに官軍は十二月十一日竹下箱根に戦つて利あらず、尊氏直義は愈兵を率ゐて西上する事となつた。是より先き南九州に於ては肝付兼重伊東祐廣肥後に菊池武敏各兵を擧げて官軍に應じ、祐廣等が國富庄を伐ち、尋で穆佐院に入り、土持宣榮と兵を交へたのは恰もこの頃である。(註三六)既に大友貞載は尊氏に應じ、十三日には尊氏書を大友氏泰に與へて軍に令せしめ、こゝに大友少貳の鎮西の大族は尊氏に與みしたが、島津貞久は忽那文書に據れば、十二月廿三日に於て未だ東山道の官軍の中にあり、尊氏の西上と相前後して京都に歸つたものと思はれる。(註三七)この間尊氏は諸國の武士に書を發して、その與黨を招かんとしたが、日向國新納院を島津貞久の弟時久に與へて之を招致してゐることは後の形勢にも影響する所少しとしない。(註三八)

明けて延元元年、即ち一旦京都に入つた尊氏直義は、これより先き義良親王を奉じて西上した北畠顯家の軍に破られて丹波に走り、二月三日兵庫に出でた而して島津貞久が東山道の官軍と共に西上して後始めて尊氏の誘に應じ

山田宗久京都以來尊氏の軍にあり

多々良濱の戦と薩隅の將士

尊氏の九州經略

たのは、實にこの前後であつた。(註三九)尊氏は再度京都に遷らんとしたが、豊島河原に楠木正成新田義貞の軍に阻まれ、二月十一日遂に海に航して九州に走り、光嚴院の院宣を拜受すると共に鎮西の諸氏に書を遣つて、少貳大友等を召集せしめ、二十日赤間關に達したのである。山田宗久は京都以來尊氏に従ふて軍中にあり、また同忠能の如き、その他鎮西諸氏の之に迎へ赴いたものも少くない。(註四〇)次いで尊氏は西國の諸將に迎へられて筑前に入り、三月一日宗像に至つた。然るに翌日の筑前博多の多々良濱の一戦は實に九國に於ける形勢に大きな影響を與へ、足利氏をして鎮西に其の地盤を固からしめる因をなしたものである。尊氏が菊池武敏をして肥後に屏息するの已むなきに至らしめ、後顧の憂なく、東上の準備に専心するを得しめたものは、實にこの戦の勝利に基くものと考へられる。薩隅の將士にしてこの戦に参加せるものうち、和泉實忠河田智門房慶喜神崎重吉山田忠能大平成助等は高師泰に従つて菊池の軍と戦つた。(註四一)

多々良濱の一戦に勝つた尊氏は三日太宰府に至り、やがて全九州を一先づ己が勢力下に置く必要のあつた爲め、仁木一色氏等をして肥後に退いた菊池

鳥山直顯の日
向下向

鳥津貞久歸國
當して肝付氏に

宇治惟時を薩
摩守護とす

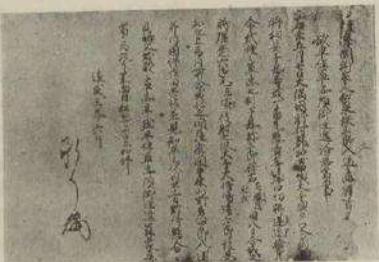
氏を逐はしめたが、又一方に薩摩の揖宿一族をして菊池武敏の黨を背後より衝かしめ、他方日向に於ける官軍の精銳肝付兼重伊東祐廣に對しては、禰寢清成、執印、友雄等に檄を飛して之に備へしめ、十日には土持宣榮をして、伊東貞祐等と共に日向より之に當らしめた。更に三月、日向大隅方面に鳥山直顯を遣して肝付氏を撃たしむべく、豊後の佐伯氏、大隅の禰寢氏、日向の土持氏に旨を傳へ、鳥津貞久を歸國せしめて本國に於て禰寢氏、別府氏、重久氏、伊作宗久、本田久兼、杉道悟、莫禰兵衛五郎、入道、大平金太郎、山田忠能、執印、友雄、宮里郡司、名主、調所敦恒等を同じく肝付氏等に當らしめたことは、爰に三州に於ける兩軍の動靜を新しい局面に導いたものといへる。即ち日向豊後方面に於ける足利方の諸氏は、これより鳥山直顯を將とし、薩摩の諸族は鳥津貞久の麾下に立つて、肝付兼重、伊東祐廣の一族に對抗する形勢と成つたのである。之より先き、朝廷では三月二十日、宇治惟時に薩摩守護職を授けられたが、一方尊氏は亦薩摩國河邊郡大隅本庄を鳥津貞久に與へて、其勳功を賞し、四月一日には日向守護代沙彌榮、鳥山直顯をして先に新納時久に與へた新納院地頭職を交付せしめ、二日には高城重棟、練に肥前國三根、西郷地頭職を與へて、其勳功を賞する

尊氏の東上

鳥津貞久の活
動

大隅加瀬田城
の攻圍

水塞奉行



第六十二圖 和泉杉道悟軍忠狀
(鳥津貞久、所藏)

等招致に努めた。かくして尊氏は今や後顧の憂なきを期して、四月三日、諸軍を率ゐて博多を發し、五月五日、備後の鞆ノ津に達した。先に尊氏の命を受けて、薩摩大隅の總帥となつた鳥津貞久は、三月廿九日、更に薩隅警固の命を受け、愈々行動を起すこととなり、先づ四月十四日、大隅の重久、篤兼に飛檄して、肝付氏の屬城肝屬郡加瀬田城に向ふべく命せるを始として、兵を諸郡に徴して、機を待ち、五月に入ると、五日乃ち大隅式部小三郎及び大隅の守護代森行重をして、重久、篤兼、柿木原惠佛、蒲生太郎、横川藤内、兵衛尉高木久安、池袋某、木孫五郎、大夫等を率ゐ、日向國中郷姫木城及び三俣院なる王子城を攻めしめて、肝付兼重の後援を絶ち、六日よりは轉じて、愈々加瀬田城に迫つた。即ち軍奉行には、本田久兼之に任じ、大手には、大將樺山資久、伊作宗久、搦手には、北郷資忠之に將として、又中條祐心は、別に水塞奉行と爲り、大隅の人、重久、篤兼、禰寢清種、野上田時盛、薩摩の人、和泉杉道悟、同子息保

右山野彦四郎入道伊作田兵部丞二階堂行久真禰圓也向子息重貞延時法佛種忠の代官平田直宗郡山頼平權執印良暹同子息俊正官軍郡司九郎入道本田久兼篠原國道山田忠能等之に従つて、或は大手より、或は水手により城に肉迫したが、城兵能く保つて容易に抜く能はず、やがて肝付氏の別軍來つて援くるに及び、貞久乃ち資久をして、禰寢真禰國分等の兵を以て野崎村に之を邀へて激戦し、攻防彌々熾となつた。併しやがて野上田郡山真禰二階堂等の夜襲して、水寨を斫つて入り、大いに氣勢を揚ぐるや、漸く城兵も力盡き、六月十日に至つて、奈く城を捨て、退くことゝなつた。(五三三)

一方日向方面に於いては、五月十日宮方益戸行政同秀名等石山城に據れるを以て、畠山直顯は土持宣榮をして、之を攻めしめ、新納院岩戸原彦尾原に戦へる外、姑く激戦を見なかつた。(五三三)然るに、この間三保院高城に入つて、頽勢を恢復しつゝ、あつた肝付兼重は、十一月に至つて、八代城にある伊東祐廣、櫛間城に在る野邊盛忠と互に連絡成るや、再び兵を擧げて氣勢を示した。是に於て、直顯は自ら將として高城を攻めんとし、日向國富庄太田城に屯し、諸郡の兵を徵し、十一月までに結城友永禰寢等をして往いて櫛間城を攻めしめ、盛忠は城を

日向に於ける畠山直顯の活動

肝付兼重伊東祐廣野邊盛忠と互に連絡す

下野郡新宮城

禰寢氏石山城を攻む

湊川合戦

委して遁走した。十二月直顯は兼重部下の兵が下野郡新宮城にあると聞き、五日結城行郷友永澄雄楡井頼理禰寢等を遣して之を攻め、城兵よく戦つたが、敵する能はず、遂に遁れ去つた。直顯は進んで愈、三保院に入つて高城を圍み、禰寢の一族最も之に奮闘した。翌二年正月、禰寢氏の兵は石山城に兼重の部下を攻めて之を降し、彌、急に高城を攻撃したが、城容易に抜けず、二月二十一日の夜に至り、城中適、火を失したので、直顯之に乗じて柿木原兼政結城行郷土持重綱等を遣し攻めたが、城兵善く禦いで、之を陥るゝことが出来なかつた。(五三三)先に延元元年五月五日、鞆ノ津に至つた尊氏は直義と兵を海陸に分つて東上したが、新田義貞之を攝津兵庫に邀へ撃つて敗れ、更に楠木正成も湊川附近に一大決戦を試みて力戦苦闘、また空しく七生報國を誓つて自刃した。實に五月二十五日の事である。既に足利氏の軍中にあつた山田景範はこの時義貞の軍と戦ひ、景範の兄比志島義範は之に戦死した。(五三四)義貞正成の敗報至るや、京都の上下驚愕震動し、天皇は叡山に行幸し給ひ、尊氏は入京して東寺に在り、叡山に兵を進めるとともに、持明院統の豊仁親王(光明)を擁立し奉り、光嚴院の院政を請ひ奉つた。こゝに於て官軍の形勢は全く不利に陥ることゝなつた。叡

懷良親王の鎮西御差遣

天皇吉野に御遷幸

金崎城の陥落

北越に赴いた薩摩の將士

山の行宮におはして後醍醐天皇は深くこの形勢を御憂慮あらせられ、諸親王に有力なる武士を副へて諸國に下らしめ、勢力扶植を圖り給ふた。即ち義貞をして皇太子恒良親王及び尊良親王を奉じて北陸に赴かしめ、又懷良親王を西國に差遣し給へる如き、この後圖の御計劃に出づるものであり、殊に懷良親王の鎮西御下向に就いては、早くもその御準備が進められてゐたことは頗る注意を要する所である。（四四五）かくて天皇は一時尊氏の請を容れて京都に御還幸遊ばされ、光明院に偽器を授け給ひ、延元元年（建武三年）十二月二十一日竊かに花山院を抜け出で給ふて、吉野に御遷幸あらせられたのである。

北國にては、尊氏その主力を集中して義貞を攻むること急に、延元元年末以來其の主城越前金崎城は屢、苦境に陥つたが、翌二年正月より數次の戦に遂に支ふること能はず、三月城遂に陥つて、皇太子恒良親王は執へられ給ひ、尊良親王は自刃し給ひ、義貞は先ちて袖山城に逃れ去つた。この時直義の招きに應じて、遠く越前に赴き戦つた薩摩の士としては、貞久の庶長子川上頼久の統率の下に、本田久兼代、同弟資兼、比志島範平、宮里彦七、東條七郎、豊後、三郎、莫禰圓也、代子重貞、莫禰政貞、代貞、國延、時法、佛代、信忠、執印、友雄、牛屎、高元、智賢、院式、郎三

郎、井手、籠重、久等があつて、高師泰の軍に屬してゐた。（四四七）金崎城陥落後、義貞はしきりに勢力恢復に努めたが、武運拙く、翌年閏七月越前藤島に戦死した。

三條泰季の薩摩下向

官軍に應じた薩摩の將士伊集院忠國の活躍

薩摩の官軍有勢、川上頼久の歸國

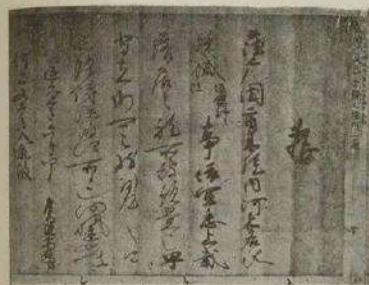
金崎城陥るや、尊氏は之を薩摩に在る島津貞久に報じ、薩摩の地頭御家人に傳へしめた。よつて、貞久は八月之を各守護代に施行し、薩摩の武家方の威勢大いに揚つた時、恰も薩摩の官軍にも大きな變化が起つた。即ち三條侍從泰季の下向がそれである。これより先き、三條泰季は懷良親王の前驅として、薩摩の地を徇ふべく、揖宿地方に來著したが、先づ禰寢清成の兵を召し、三月十七日又河上家久、揖宿忠篤等、忽ち之に來り應じ、兼ねて官方に志のあつた伊集院島津なる大隅助三郎忠國を始め、谷山隆信、鯨島家藤、市來時家、矢上高澄、知覽院忠世等も共に兵を擧げて、こゝに官軍の陣容漸く整ふに至り、肝付兼重も又之に應じ、一方日向にあつた畠山直顯は四月十日三保より退いて、穆佐に據つた。（四四八）かくて三月廿二日伊集院忠國來つて守護所を襲ふの風聞があつたので、守護代酒匂久景は當時上洛中の貞久に代つて馳せ參じ、比志島忠經（範經とも云ふ）、權執印俊正、莫禰成助等と共に之に對抗せんとする等、薩摩に於ける官軍の形勢大いに有利となつた。（四四九）爰に於て直義は先に越前にあつた川上頼久を歸國せしめ、

官軍の益山四郎入道古木彦五郎入道伊作庄中原に據る

高橋松原口の合戦

伊作宗久と共に薩摩の地頭御家人を指揮して、伊集院忠國・谷山隆信・鮫島家藤等の官軍を衝かしむることし、旨を澁谷執印・禰寝の一族に傳へ、又山田忠能・大寺彌六・大田六郎次郎をして之に屬せしむるに至つた。

かくて六月に至つて、官軍の益山四郎入道及び其一族古木彦五郎入道の一族が伊作庄中原に據るに及んで、貞久の叔父伊作道意^{長久}及び同式部龜三郎丸は十一日出でて之を攻め、上原尙經・鎌田長正・右馬七郎入道・道本・山田忠行の郎



第三條泰季宛行狀 第七二圖 (河上孫之承所藏)

黨に疵くもの多く、激戦の末之を陥れ、彦五郎等を殺した。次いで七月廿一日、又もや鮫島連道・伊集院忠國・谷山隆信・市來時家・矢上高純・知覽院・忠世・光富・又五郎入道・石堂彦次郎入道・秋次三位・房益山・新次郎・古木三郎入道等數千騎を以て伊作庄に向ひ來るや、久長等は莫禰成時・葛部久善・西郷秀範・三原重吉・山崎祐範等と共に、之を阿多郡高橋松原口に迎へ、撃ち一大會戦が行はれた。一方三條泰季は薩摩に於ける河上孫宿氏の聲

援信忠篤

川上頼久市來時家を攻む

市來院内石走の合戦

三條泰季の救

援に酬ひんが爲めに、五月廿八日、孫宿忠篤に島津貞久の舊領、孫宿郡内秋益名を、六月同じく貞久跡市來院河上名地頭職を河上家久に姑く預けて兵糧に資せしめ、やがて肥後方面に惠良惟澄を援けつゝあつた。その間川上頼久は莫禰權執印の兵を以て、七月先づ市來時家を市來城に攻めた。二十八日、大將頼久市來城に發向するや、軍奉行町田助久守護代酒匂久景を始め、延時・法佛代官同合弟忠能・上野四郎太郎權執印・良選代俊正・永種正・伊集院郡司四郎及び河田慶喜・山門次郎左衛門尉大隅式部三郎來り會し、八月二十三日に至るまで激戦數合に及んだが、十日には延時忠能・宮里九郎入道・石塚平太郎等と時家とは市來院内の石走に戦ひ、十四日には酒匂久景・延時忠能在國司又二郎・飯島地頭小河小三郎・宮里九郎入道・權執印・俊正等は時家を院内赤崎に夜襲して其の勢を殺いだ。八月に入るや、比志島範平の兄範經等一族も來會し、足利方の勢頗る有勢となつた。即ち九月十四日伊集院忠國は時家を援はんとして市來に向つたので、頼久は一方之を途に遮り、且つ再び町田酒匂延時・權執印・石塚真禰・小河國分の兵を集結して市來城を攻むること彌急にして、廿七日に至るまで會戦數十回に及んだ。かくる内に晦日、官軍の大將三條泰季肥後より歸り來

比志島範經戰死

つて市來を援ふや揖宿成榮代高野淡路房宗榮同中務頭朝久有馬平次郎山角秀澄粟下宰相房等之に加り、山田友久を始め比志島範經延時忠能遠矢入道圓也小濱十郎顯姓三郎河田慶喜等之と戦ひ比志島範經はこゝに討死した。然るに十月に入つて官軍の勢漸く弱く市來時家は城を捨て去るの已むなきに至つたものと思はれ、十一日足利方は千臺津に參集して石上城を焼却して

矢上高澄比志島氏を襲ふ

然るに一方官軍の領袖鹿兒島郡司矢上高澄は比志島氏が總領範平の幼稚にして、兄範經が一族を率ゐて市來城に赴いた隙に乗じ、十月その本據比志島城を夜襲し、範平始め一族郎黨寡兵を以て之を防ぎ、吉田清秋の大隅吉田より、又向佐右衛門三郎の加木懸城より來り救ふに及んで漸く事無きを得たのであつた。

肝付兼重嘯嗷郡に入る

十一月よりまた戦局は大隅日向に移り、肝付兼重は日向の野邊盛忠と連合し、又薩摩の矢上高澄伊集院忠國谷山隆信知覽院忠世等と兵を合せ、數千騎を以て大隅嘯嗷郡に入り、郡田清水寺鼻連山に壘を築いて、重久篤兼を橋木城に攻めた。篤兼は之を懲へて吉水に戦つて敗れ、爾來兩軍は大隅に相對峙して

吉岡孫次入道の蜂起

年を越え、翌延元三年三月に入つて再び戦が續けられた。是より先き、澁谷那答院氏に吉岡孫次郎入道といへる者肝付兼重に驚して起ち、三月十四日大隅に入つて西光寺衆徒覺乘等の據れる日當山城を奪ひ、之に據つて氣勢を擧げた。乃ち大隅の重久篤兼守護代森行重の外地頭御家人は直ちに兵を合して之に向つたが、先に鼻連山に陣してゐた兼重盛忠その他の官軍は好機乗すべしと十八日出でて、鑿淵左衛門太郎の宅を襲つて放火したが、重久篤兼の橋木城、姫木荒瀬の城兵が來り救ふに及んで兼重等は退いて再び鼻連山を保つことゝなつた。然るに二十日に至り、兼重等は重ねて重久篤兼森行重を橋木城に攻め、篤兼等は姫木崎に之を防いだが、篤兼以下傷を蒙むる者が多かつた。日向に於ても、平山式部少輔等また肝付兼重等と呼應して起ち、三月十四日高山直顯は國富庄に入るべく、土持宣榮に檄し、七月に至り彌寢清成同清種向清道等の兵を以て、平山式部少輔等を南郷の大和田城に攻めたが、城兵善く戦つて之を陥ることが出来なかつたやうである。直顯(この年七八月の頃より)は同年七月、三侯院に入らんとしたが、當時薩摩の官軍の兼重と連合せるに對して、澁谷重名に命じて之を牽制せしめ、又卅日には垂水秀道を招いてゐる。日向

平山式部少輔の大和田城

に於ては、彌養清成土持宣榮垂水秀道の奮戦を知る外、その戦況を詳かにすることが出来ないが、蓋しこの後日向方向に於ては依然兼重と直顯の對峙が續いてゐたのである。

かくて延元四年となり、直顯は専ら高城なる兼重を孤立せしめんとして、正月先づ彌養一族をして、日向に兼重の與黨猪俣新左衛門尉を攻撃せしめ、又遂かに豊後の大友出羽宗雄を招いて、四月には三俣院の大井手に陣して、徐ろに高城攻撃の姿勢をとつた。かゝるうち四月十三日、彌養清成始め清種清道の兵は大和田城を攻めて、平山式部少輔を走らしめ、こゝに兼重の三俣高城は愈々孤立無援となつたので、八月直顯は彌養清成、同清種、同清道、出羽宗雄、重久、篤兼、土持宣榮等の軍を以て高城を圍み、連日數戦し、二十七日遂に之を陥るゝことを得た。兼重の子金頭丸金王丸以下一族多く捕へられ、兼重も亦殆んど危く、肥前松浦の江田家定が兼重の舊恩に報ひて殉死したが爲めに、漸く身を以て笠野に遁れ、尋で肝屬郡の本據に入ることができた。かくて直顯と日向に於いて多年對峙しつゝ、官軍の爲め氣を吐いた兼重も高城の敗亡に依て、勢ひ大いに衰へられ、日向は殆んど直顯の手中に歸することゝなつた。

大和田城

三俣高城の陥落と肝付兼重の急難

日向國治んどに歸す日向氏の手

伊集院忠國村田如嚴鶴田經重の善戦

入來院淵上城の攻略

後醍醐天皇の崩御

大隅日向に於ける戦局が官軍にとつて極めて不利であつた間に、薩摩に於いては、三條泰季は官軍を指揮して善戦し、四月には先づ戦は南方給、象院に起つた。即ち二十一日官軍の伊集院忠國は村田伸阿閑、梨如嚴等をして、當時給、象院を領せる和泉實忠の徒を同院内上籠網屋の二城に攻めて之を陥れ、六月一日北に轉じて、那答院に於て官軍の那答院行重、鶴田經重、村田如嚴等は、澁谷重棟、同重幸等を淵上城に攻めて之を陥れ、愈々、碓山城に守護代酒匂久景等を攻圍した。即ち三條泰季の指揮の下に、薩南より北上せる軍と、薩北和泉牛屎等の連合軍は二十日碓山城を攻むるや、和泉保末、關實弘、羽月人高橋慈阿等馳來つて久景を援けたので、一時退いて入來院淵上城に據つたが、和泉保末等は更に攻勢に出で、新に馳加つた比志島範平、椎原惟種、東乙次郎、三郎蒲生太郎等と共に淵上城を攻め、南方の軍は之に對して上原に邀戦したが、七月三日に至つて城遂に陥り、兩軍一勝一敗の形勢のうちに、延元四年も暮れたのである。

延元元年の末、吉野へ遷幸し給ふた後醍醐天皇は南風次第に就はざるうちに、四年八月十六日といふに秋霧に侵され給ひ、遂に玉骨を南山の苔に埋らせ給ふた。北畠親房始め公卿將士の落膽の程もさる事ながら、尊氏直義が曆應

資聖禪寺(天龍寺)を創建したのも、實に天皇の冥福を祈り奉つたものに外なら
ない。

足利直義の一
國一基の造塔
大慈寺の創建

直義の諸國一國一基の造塔のことは之と些か志趣を異にするが、既に四年
六月一日備後淨土寺肥前東妙寺にその事あり、薩摩に於ては八月十八日泰平
寺に造立する一國一基の塔婆に佛舍利を納めて光明院の勅願と爲し、十月十
四日に至つて、光嚴院の院宣を泰平寺長老に傳へて料所を寄せ造立の資に充
てゝゐる。^(足利直義)又日向に於ては翌興國元年正月一日志布志寶滿寺に同様佛舍利
二粒を寄せ、三月廿七日に至つて、造立の料所を寄せて興隆せしむべく光嚴院
の院宣を傳達した。^(足利直義)恰も日向志布志に大慈寺の創建せられたのは、此の年で



第八十二圖 僧玉山玄遠像
(大慈寺藏)

あり、開山玉山玄提は入元の傑
僧で、開基楡井遠江守頼仲^大は
肝付兼重と並稱せられる官軍
の驍將である。この寺はもと
肝屬郡にあつて帝釋寺と云つ
たものを、此年志布志に移して

薩摩の官軍

改稱したものであると傳へられてゐる。^(大慈寺藏)

大隅に於ける
肝付兼重の勢
力挽回

高津貞久の歸
國

市來時家の降

當時薩摩に於ては、北に那答院に澁谷氏市來氏市來城にあり、伊集院氏また
其の地に據り、矢上氏鹿兒島にあり、薩南に揖宿氏等の強族その地盤を擁して
蟠據せるあつて、市來なる河上家久が延元四年末、足利方の將一色範氏に招か
れ、又少貳頼尙が菊池氏の後を扼せんとて之を誘つた爲め、稍々動搖の兆ある
外概ね三條泰季の指揮の下に優勢を保ちつゝ、時に應じて薩摩の賊軍を將か
すこと一再ならずであつた。大隅にあつては、肝付兼重は日向三侯院の敗績
以來瘡痍未だ癒えずと雖も、漸く餘勢を挽回し、やがて起つて薩摩の官軍と聯
合せんとするの氣勢にあつた。興國元年三月、直義が是れより先き再度近畿
に於て從軍警衛に任じてゐた守護島津貞久及び伊作宗久を本領に歸らしめ
て、薩摩及び大隅の地頭御家人を催して三條泰季等の勢力一掃に努めしむる
ことゝしたのは、かゝる大勢の上より見て當然の處置と云はなければならぬ。
^(佐々木)仍て貞久は五月薩隅に兵を召集し、先づ八月八日福巖清種同清増同重種、
和泉保末、篠原國道、權執印良、暹代俊正、大井小四郎等の兵を以て、伊集院に一宇
治、城市來に市來城を攻め、市來時家は遂に抗し難くして出でて降を請ふた。^(足利直義)

東福寺城の中
村秀純と肝付
兼重

催馬樂城の矢
上高澄

島津貞久の薩
摩經略

年來の強敵市來時家を降して、伊集院忠國を孤立せしめた貞久は、直ちに兵を鹿兒島郡に返し、八月十二日彌寝清増同重種等を以て東福寺城を攻めしめ、十五日また弟資忠、資久をして催馬樂城を襲はしめた。この時東福寺城には、矢土氏の一族中村彈正忠秀純が、海を越えて大隅より來援した肝付兼重と共に之に據つて催馬樂城にある矢上高澄と相呼應してゐた。東福催馬樂の二城は共に善く防戦して攻圍軍を惱し、容易に抜くことを許さなかつたが、興國二年四月佐多忠光の精銳來り會するに及んで、廿六日兼重等の奮戦も空しく遂に落城を見、城兵は出でて尾頭小城を支へた。然るに二十八日之も亦陥り、兼重等は城を委して遁れ去り、殘る催馬樂城も資忠が彌寝和泉の黨を以て急に之を攻むるや、忽ち四月十六日に陥つて了つた。〔注七〇〕かくて貞久は薩摩中央部に據つて官軍に應じてゐた市來矢上氏の勢力を弱めたけれども、猶ほ西には伊集院氏、鮫島氏等あり、薩南揖宿給黎の地はもとより官軍の一根據地であるから、之等をも漸次平定せんとして、七月に至つて宮里了性房權執印郡山頼平、武光伴三郎入道等の兵を招き、一方佐多忠光をして、大隅の兵を同國守護所に召集せしめた。〔注七〇〕斯くの如く準備成るや、八月十五日愈、發向に決し、彌寝和泉權

島津貞久の薩
摩經略

執印、篠原莫彌等の兵を率ゐて伊集院忠國を伊集院平城に攻め、尋て部將北郷資忠は彌寝氏等の兵を以て阿多郡に入つて鮫島城を攻め、又廿八日加世田別府に垣本城を攻め、貞久の薩摩經略は次第にその歩を進めつゝあつた。〔注七〇〕

〔注一〕 牛屎文書

〔注二〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄前編卷一七

〔注三〕 入來院重賢氏所藏文書 二階堂文書三 三國擾亂記

上卷

〔注四〕 舊記雜錄前編卷一七 入來院重賢氏所藏文書

〔注五〕 掛宿朝郎氏所藏文書 篠原文書

〔注六〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄前編卷一七

〔注七〕 舊記雜錄前編卷一七

〔注八〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄前編卷一七

〔注九〕 入來院重賢氏所藏文書 新田八幡宮文書一

〔注一〇〕 新編彌寝氏世系正統系圖二

〔注一一〕 舊記雜錄前編卷一七

〔注一二〕 舊記雜錄前編卷一七 袖ヶ崎島

津公傳家文書

〔注一五〕 香取文書甲

〔注一六〕 一七・一八 舊記雜錄前編卷一七

〔注一九〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 薩摩逸史 舊記雜錄前編卷一七

〔注二〇〕 篠原文書

〔注二一〕 島津文書(色川本)三 袖ヶ崎島津公傳家文書

書

〔注二二〕 舊記雜錄前編卷一七

〔注二三〕 袖ヶ崎島津公傳家文書

〔注二四〕 舊記雜錄前編卷一七 比志島文書五

〔注二五〕 二六・二七 舊記雜錄前編卷一七

〔注二八〕 入來院重賢氏所藏文書 舊記雜錄前編卷一七

七

〔注二九〕 島津久厚男爵家文書

第四編 守護時代

四五八

- 〔注三〇〕 舊記雜錄前編卷一七 日向記二 日向築記
- 一
- 〔注三一〕 忽那文書
- 〔注三二〕 舊記雜錄前編卷一七
- 〔注三三〕 松竹論 日向記二 太平記一五 舊記雜錄前編卷一八
- 〔注三四〕 大友文書二 相良文書四 松竹論 舊記雜錄前編卷一八 元弘日記裏書
- 〔注三五〕 舊記雜錄前編卷一八 二階堂文書一
- 〔注三六〕 舊記雜錄前編卷一八 新編彌庭氏世錄正統系圖二 新田八幡宮文書一 池端スミ氏所藏文書
- 日向記二
- 〔注三七〕 畿西古文書編年編佐伯氏文書 新編彌庭氏世錄正統系圖二 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注三八〕 阿蘇文書一
- 〔注三九〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 舊記雜錄前編卷一八 入來院重賢氏所藏文書
- 〔注四〇〕 舊記雜錄前編卷一八
- 〔注四一〕 新編伴姓肝周氏系譜七 舊記雜錄前編卷一
- 八 延時文書 揖宿朝郎氏所藏文書 比志島文書五 新田八幡宮文書一 古文章(碩田義史所收) 池端スミ氏所藏文書 二階堂文書一
- 〔注四二〕 舊記雜錄前編卷一八 土持文書
- 〔注四三〕 舊記雜錄前編卷一八 薩摩文書 土持文書 長谷場文書 新編彌庭氏世錄正統系圖二 彌庭邦夫氏所藏文書
- 〔注四四〕 比志島文書五
- 〔注四五〕 阿蘇文書略 阿蘇文書七 征西將軍宮譜
- 〔注四六〕 舊記雜錄前編卷一八・一九 比志島文書五 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注四七〕 薩摩文書
- 〔注四八〕 新編彌庭氏世錄正統系圖二 河上孫之丞氏所藏文書 揖宿朝郎氏所藏文書
- 〔注四九〕 比志島文書五 舊記雜錄前編卷一九
- 〔注五〇〕 舊記雜錄前編卷一九
- 〔注五一〕 袖ヶ崎島津公爵家文書(伊作家文書)
- 〔注五二〕 河上孫之丞氏所藏文書 揖宿朝郎氏所藏文書 征西將軍宮譜三

- 〔注五三〕 舊記雜錄前編卷一九 袖ヶ崎島津公爵家文書(伊作家文書) 延時文書 比志島文書五
- 〔注五四〕 比志島文書五 揖宿朝郎氏所藏文書 舊記雜錄前編卷一九
- 〔注五五〕 同上 延時文書
- 〔注五六〕 舊記雜錄前編卷一九 比志島文書五
- 〔注五七〕 新編彌庭氏世錄正統系圖二 舊記雜錄前編卷一九
- 〔注五八・五九〕 舊記雜錄前編卷二〇
- 〔注六〇〕 新編彌庭氏世錄正統系圖二 舊記雜錄前編卷二〇 彌庭邦夫氏所藏文書
- 〔注六一〕 垂水文書(伊東家古文狀所收)
- 〔注六二〕 新編彌庭氏世錄正統系圖二 垂水文書 伊東家古文狀所收) 土持文書
- 〔注六三〕 舊記雜錄前編卷二〇
- 〔注六四〕 志賀文書 彌庭邦夫氏所藏文書
- 〔注六五〕 新編彌庭氏世錄正統系圖二 舊記雜錄前編卷二〇 志賀文書三 土持文書
- 〔注六六〕 舊記雜錄前編卷二〇 比志島文書五 新田八幡宮文書三
- 〔注六七〕 舊記雜錄前編卷二〇 比志島文書五 薩摩日地理纂考六
- 〔注六八〕 島津文書(色川本)一 舊記雜錄前編卷二〇
- 〔注六九〕 舊記雜錄前編卷二〇
- 〔注七〇〕 大慈寺文書記錄寫 薩摩地理拾遺集下日向諸縣郡 閉山玉山和尚緣起
- 〔注七一〕 河上孫之丞氏所藏文書
- 〔注七二〕 舊記雜錄前編卷二〇 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注七三〕 舊記雜錄前編卷二一
- 〔注七四〕 舊記雜錄前編卷二一 彌庭邦夫氏所藏文書 御代々御戰場御山緒之地覺
- 〔注七五〕 舊記雜錄前編卷二一
- 〔注七六〕 舊記雜錄前編卷二一 薩摩文書 彌庭邦夫氏所藏文書

第二節 征西大將軍宮御入薩以後の情勢

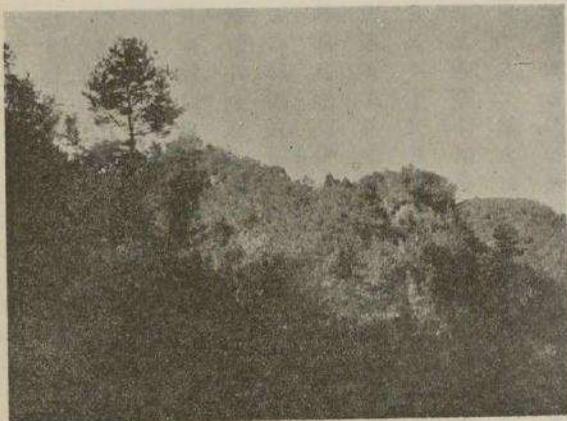
興國三年後の形勢
征西大將軍宮の鎮西御首途

九州の狀勢

忽那一族

興國三年を迎ふると共に、薩摩の兩軍の形勢に一大變化を來したのは、この年五月一日の鎮西征西大將軍宮の薩摩御上陸である。懷良親王が征西大將軍宮に任せられ給ふたことは、延元元年八月の頃、叡山の行在所に於ての事と推定されてをり、親王の叡山御進發後、九州御下向の御有様は詳かでないが、延元元年十二月には讃岐に着御あらせられ、やがて伊豫に入つて忽那氏を頼られ給ふた。忽那一族は、これまで常に官軍の爲めに軍功を立てゝゐたが、今や親王の御下向と共に専ら親王を警固し奉り、親王はこれより延元四年にかけて忽那島に御滞留あらせられた。然るに、この間に御父後醍醐天皇の崩御後、村上天皇の御踐祚と、世の轉變は極りなく、親王は空しくこの島に年月を過さるべきに非ず、遂に延元四年の末頃には、親王の忽那島を出でさせ給ふべき準備は漸く整ふに至つたものらしく、翌年二月頃には既に九州の或る地點恐らく日向路に向はせ給ふたものであらう。これより阿蘇惠良等官軍の諸氏と連絡を保ちつゝ、愈々鎮西平定の緒に着かせられたが、當時九州に於ては菊池氏

征西大將軍宮の薩摩津御着
薩南の官軍據宿願姪谷山諸氏



第九十二圖 山谷御所跡遠景

以下の官軍の勢振はず、一色少貳大友等賊軍の勢力の極めて牢固たるものがあり、北九州に於いては未だ親王の力を振ひ給ふ餘地が極めて少なかつたとはいふ事情は、奥三州における肝付氏伊集院氏等の比較的優勢であつた情勢と相俟つて、爰に南薩の地に親王の御船を迎へ奉ることゝなつたのであらう。即ち興國三年五月朔日、親王は御渡海恙無く薩摩津に御著あらせられた。たゞ薩摩津とは揖宿郡山川港であらうと云はれてゐるが、確かなる論據あつてのことではない。薩南は元弘以來官軍の一地盤とも云ふ可き地であり、揖宿願姪谷山の諸氏もとよりこの地に在り、先に三條泰季も下向に當つて先づこの地に據つたのである

征西大將軍宮
谷山城に入ら
せ給ふ

ことを考ふれば親王の薩摩津への御上陸は必ずしも偶然とは思はれない。斯くて親王は先づ谷山隆信の居城に入らせ給ひ、南に揖宿頼娃、知覽氏、北に矢上伊集院氏、西に鮫島氏等、おのづから之が塙垣を成せる形となつた。

親王の令旨に
應ぜざる將士

谷山御所

親王の令旨は、忽ち以上の諸氏はもとより、その他の諸氏に飛び、六月二十七日伊集院忠國先づ應じてその城に起ち、桑波多宗景、原田經道光、富道、惠、矢上氏の族、中村入道、頼娃、定澄一族等も六七月の間に谷山御所に參候し、隨つて足利方の動搖又禁じ得ない形勢となつた。（注七）かゝるうちに、島津貞久は五月檄を權執印良運に飛ばして、薩摩郡白羽に會せしめ、南方を圖らんとしつゝ、あつたが六月親王の谷山城の軍は出でて、鹿兒島郡新福寺外城を焼拂ひ、また牛下（注八）に戦ふに至り、十九日之と谷山に會戦したが、子息三郎重久、又三郎又四郎、七郎等を始め疵を蒙る者多くして退き、やがて國內の興黨を北方千臺の邊に糾合せんと計つた。然るに諸將遲疑して急に赴かず、莫禰遠屋次郎太郎入道の如き僅かに馳せ加はつたのみで、意の如くならなかつたやうである。（注九）之に反して、勢に乗じた谷山軍は、滿家院内の島津久實の據城、同院内島津家久の原智城、日置莊の若松良意の居城、又同じく江田良心の古垣城、同日置南郷の和泉實忠代官の

官軍の有勢

薩摩と肥後との連絡

宇治惟時に薩
摩國守護領を
知行せしめ給
ふ

居城等を七月末までに手に收むるといふ勢であり、薩摩山南の平定は短時日のうちに行はれ、更に島津貞久を撃つべく、肥後との連絡さへ成りつゝあつた。（注一〇）この事に就ては當初よりその計劃が策せられてゐたことは疑ふ餘地のない所であるが、今や征西大將軍宮は一日も早く島津貞久の軍を破つて肥後に入り、阿蘇氏、菊池氏等の軍と合することは程遠からずして實現さるべき情況となつたのであるから、谷山御所より頼々として薩摩に於ける捷報は阿蘇氏等に報せられて、軍氣を鼓舞すると同時に、愈、急に薩摩に對する後援を勵まされたのである。先に六月廿日、綸旨を以て宇治惟時に薩摩國守護領を知行せしめられたのは、もとよりこの激勵の一策に出でたものであるが、七月二十二日惟時に命じて舟師を率ゐて薩摩の和泉山門及び肥後の水俣の地を焼かしめられ、且つ、凡今度の合戦、九州安否に候。此度合力せられずんば、何日をか期せらる可く候哉と督促極めて急であつた。更に同月二十四日には、千臺に興黨を結集せる貞久を撃たんが爲め、宇治惟時、惠良、惟澄に和泉山門に入つて後方を扼すべきの令旨を達せられ、在國司入道の如く既に官軍に應ずる氣勢にあるものあれば開戦ともなれば、更に味方の優勢なるべきは推して知るべしと

必勝を期して居られる。然るに官軍の動くより早く、島津貞久は八月先づ大隅に重久篤兼を促し、南下して伊集院自在原に屯し、五日忽ち谷山に官軍の本據を襲撃するの舉に出た。六日貞久の軍は谷山郡に入つて、佐々野木原に陣し、更に中手尾崎に轉じ、同七日に至つて谷山城麓の波平及び牛下の戦は展開された。この時和泉保末、嗣寢清種、同重種、同清増、權執印代俊正、篠原國道は貞久の麾下に在り、また谷山には、谷山氏を始め、知覽、給黎、川邊、別府氏及び澁谷氏の中の一族があり、官軍の諸氏は城を出でて牛下に陣取つて、敵軍の北路を絶つたので、波平にある貞久は大いに窘んだ。然るに貞久の族和泉氏、島津實忠等馳加り、騎兵を放つて牛下を襲ひ、谷山忠高の弟祐玄等を斃したので、貞久は一時開陣して北に出ることを得た。尋で貞久は伊集院に入つて、忠國を薩摩平城に攻め、又九月在國司道超を撃つて之を破り、權執印比志島氏をして夫々阿多郡池邊城、伊集院土橋城を警固せしめた。かくて貞久方の攻撃は全く成功したと云へないが、谷山軍の北上を機先に制し、之を南方に蹙塞せしめ、伊集院忠國との連絡を絶ち、更に阿多郡に谷山の後方を扼して、直ちにその攻勢に出づるを得ざらしめた。

かくて征西大將軍官の御下向によつて、一時振起した官軍も、谷山御所の宮を中心に暫く動かさず、貞久又兵を養ふて之と對峙する形勢となつた。この間十二月、貞久は嗣寢氏等の建武三年以來の軍功を京都に吹舉して之が幹旋を計り、直義は書を伊作宗久に下して薩摩の官軍の攻撃に盡さしめ、又興國四年三月にも、同様に直義は伊作宗四郎二階堂行仲の軍功を賞し、四月には澁谷孫次郎、知覽忠世を招いてゐる。かゝるうちにも、官軍の策動しきりにして、九月に至つて貞久は比志島權執印等の兵を率ゐて再び催馬樂城、東福寺城に矢上氏を攻め、十一月七日催馬樂城を落してゐる。而して先に日向にあつた高山直顯が南下して薩摩に氣勢を添えんとする形勢があつたので、谷山御所より惠良惟澄をしてその後方を襲はしめんとせられたのは恰もこの頃である。

扱て征西大將軍官の薩摩御下向よりこのかた親王の御目的たる鎮西制覇の第一歩としての肥後御進發の事も末だ容易に實現を見るに至らなかつた原因はもとより薩摩における親王の御經路が意外に困難であつたことにも因るが、亦肥後の状勢及び更に北九州に於ける諸軍の消長にも左右される所極めて大きかつたことを知らねばならない。即ち當時肥後にあつては、菊地

惠良推役の忠勤

足利氏畠山直顯を以て日向の守護職とす

征四大將軍宮の肥後御進發の計劃

武重の卒後菊地氏の威勢一時衰へ、親王の最も憑み給ふた阿蘇惟時は數回に亘る親王の御激勵にも拘らず、首鼠兩端を持って俄に動かす、剩へ興國四年四月頃には利に依つて尊氏に誘はるゝの形勢にさへあつたことは親王が肥後御進軍御計劃にとつて第一の障礙であつた。ひとり惠良惟澄が能く令旨を違奉して、忠勤を勵んでゐたが、未だ親王を迎へ奉るには力猶ほ足りない憾があり、更に遠く北方にあつて、一色範氏、少貳頼尙が肥後方面に南進の策を採つたことも、亦かゝる情勢に影響せざるを得なかつたであらう。かゝるうちに、先にその南下して薩摩を襲ふと傳へられた畠山直顯は、愈興國六年八月澁谷重興等の兵を以て薩摩に入り、鹿兒島谷峯城を攻め、漸く其の銳鋒を現はして來た。恰もこの九月、足利氏が直顯を以て、日向の守護職となしたことは、日向に於ける彼の地盤を全く確固たるものたらしめたことはもとより、この頃よりの薩隅に對する彼の勢力進出に一つの根據を與へるものでもあつた。かゝる内に正平元年、漸く親王の御北上の氣運は動きかけて來たやうである。即ち二月、谷山より中院義定を肥後に遣され、義定は山川を出航し、肥後に著岸して、六日宇治惟時にこれを報じて、助勢を請ひ、のち重ねて惟時を誘ひ、惟

澄と協力して活動を開始したのは、親王の肥後御入國の前提と云ふべきである。（注七）

伊集院忠國津貞久に款を通ず

薩摩に於ても、この頃より小戦が處々に繰り展げられるやうになり、五月先づ官軍より貞久麾下の東福寺城を襲ふべく、暗夜を待つて之が實行に移らんとしてゐた處、伊集院忠國、市來時家の竊かに通告せるによつて、貞久は比志島範平を徵して之が備を爲した。（注八）蓋し年來の官軍の將忠國も、この頃何らかの理由を以て一時貞久に款を通じたものと見える。又一方に於いて、官軍の諸將は大いに貞久を討つ可く、出でて河邊郡高城に集結せる所、これ又密告する者があつて露れ、貞久は再び滿家院の兵を徵して成り、爰に姑く兩軍策を練つて對峙の形となつた。（注九）この間、西方伊作日置地方に於ても、兩軍の衝突が起つてゐる。即ち此の兩庄は南都一乘院領であるが、伊作家文書に據れば、この年に至つて、伊集院忠國が日置郷河北に侵掠したので、守護貞久は即ち忠國に命じて其侵掠の地を返さしめ、元の如く名主等を置いたが、恐らく之を不快としたものであらうか、忠國は七八月の頃、再び貞久と離反するに至つた。この故日置伊作庄の地頭たる伊作宗久は南阿多の二階堂行仲と共に警備を嚴にし、

伊集院忠國日置若松城を攻む

第四編 守護時代

四六八

北方澁谷一族又來つて、同地内野崎村に要塞を構へて忠國を圍つた。是に於て忠國は澁谷氏を攻めんとして、貝柄崎に出で、八月二十七日には日置若松城を攻めて之を陥れ、尋で同郷の下司宗太郎忠弘の城を侵し、日置庄河北河南の地を全く占據して、その勢は再び賊軍の脅威となるに至つた。(註二〇) 元來この地方の占據如何は、谷山城の向背を制するだけに、兩軍何れにとつても決して輕視され得ない問題であつたのである。かくて九月尊氏は宗久行仲の功を賞し、十一月直義は貞久宗久をして忠國及び鮫島運道を撃たしめてゐる。(註二一)

明けて正平二年新春、官軍の諸將切りに動き、六日谷山隆信の城に入つて盛んに戦備を齊へ、更に續々谷山城に集結し、開戦近きにありと内通する者があつたので、貞久は比志島一族を集めて警備を嚴にし、二月重久篤兼野田又太郎に急遽參陣すべきことを命じてゐた。(註二二) 然も篤兼等が未だ參集しないうち、兩軍の戦漸く闊ならんとしつゝ、あつた時に、日向の野邊盛忠の許より五月に入つて、四國中國の兵船凡そ三十餘艘が、飯肥南郷目井浦に現れ、南方大隅肝屬郡の内之浦王崎を廻航しつゝ、あり、必ずや谷山の官軍と相聯繫せる水軍の救援に赴くものであらうとの通知が傳はつた。(註二三) かゝる際に、矢上高澄の一族中村

谷山隆信の活動

四國中國の兵船大隅に向ふの風聞

中村覺純官軍に應ず

新福寺外城の焼拂ひ

濱崎城

谷山官軍の勝利

覺純が突如谷山城に内應し、官軍を濱崎城に導き入れたことは、貞久をして一層苦境に陥れたものであつた。(註二四) 乃ち官軍は六月六日、熊野の水軍の海上より、の應援と相呼應しつゝ、澁谷重名同下總六郎太郎の成れる東福寺を攻め、城兵また澁谷孫四郎河西道現市來崎六郎次郎の來援によつて激戦漸くにして之を却けた。(註二五) よつて貞久は之等の軍を率ゐて新福寺外城に赴いて陣を布いたところ、七日官軍は忽ち出でて之を焼拂ひ、爲めに疵を蒙る者多かつた。しかし乍ら九日には島津氏の遊軍和泉忠氏は命を受けて、先に中村覺純に奪はれた濱崎城を恢復し、貞久亦谷山城に迫らんとして、牛下紫原に至つたので、官軍は其の通路を遮らんとし、出でて之と戦つて撃破した。間もなく十九日に至つて遂に貞久は大いに三ヶ國の軍勢を谷山の陣に會して、最後の決戦を試みたが、却て官軍の爲めに敗られ、子重久氏久始め傷く者頗る多く、谷山の官軍は一旦勝利を占めることゝなつた。(註二六)

之より先き吉野に於ては、この頃諸國一同に事を擧げしめんとせられ、遙かに鎮西にゐます宮の許にも、この際大いに力を盡すべき勅書を下し給ひ、楠木正行は既に紀伊河内の間に兵を起し、東國の官軍亦大いに振起するといふ形勢

官軍の水軍薩摩に向ふ

征西大將軍官肥後に向ひ給ふ

直義島山島津兩氏の協力を命ず

にあつたから、偶、薩摩の官方が谷山陣に島津氏の兵を破つた際であり、又北九州に於いて、少貳頼尙がこの時一時官軍に參つたといふことゝ相俟つて、正平二年の末、愈、征西大將軍官の肥後御入國の氣運を促すことゝなつた。即ち先に北九州威嚇の爲めに筑前沖にその姿を現した官軍の關船三十數艘は、亦谷山なる親王の召に應じて南航して肥後に達し、直ちに薩摩に向つたのである。（註）斯くして諸般の準備も成り、今や宇治惟時一人の向背を問題としてゐる秋ではなくなつたので、正平二年十一月末、親王は五條頼元向良氏その他を従へさせられ、數十艘の水軍護衛し奉つて、海路肥後へ向はれたのである。而して谷山には別に三條泰季を留めて、賊軍に備へしめ給ふた。（註）斯くて親王の薩摩御着より谷山御所に年月を送らるゝこと既に六年に及んだのであつて、この間親王が干戈隙なきうちにも、理世安民の御經營に御心を用ひられ給ふたことは五條文書などによつて知らるゝ所である。

正平三年正月、直義は島津貞久に島山直顯と協力して薩摩の官方を討つべきことを命じ、之より先き正平元年十一月、直義より鎮西の政務を委嘱せられた鎮西探題一色範氏（註）は、この年二月、伊作宗久、益谷重興に令して官方攻略に

池邊城の攻略

大隅日向の形勢

楡井頼仲の活動



第十三圖 三條泰季寄狀（楡井頼仲所藏）

力を效さしめ、殊に重興をして池邊城を援けしめた。（註）この池邊城の攻略に向つた官軍の大將は何人であるか不明であるが、前後の關係より見て、この年八月廿二日に開闢新宮大明神に指宿郡の國衛正税物を寄進してゐる三條泰季であると思はれる。（註）

然るに、この頃より薩摩に於けるよりも一層局面が展開したのは大隅日向に於いてであつた。即ち楡井頼仲の活動である。頼仲は頼理の子で、先きに志布志に大慈寺を興し、今亦この地の城に據つて兵を擧げたのである。即ち志布志城の地利たる、日向大隅の樞要の地に位し、日向に在る賊軍にとつても、大隅に於ける肝付兼重等の官軍の何れにとつても、その用兵上最も重視しなければならぬ土地であつた。仍つて日向の島山直顯はこの年六月直ちに赴いて之を攻略せんとし、島津貞久も亦之に會せんとして、十八日を期して大隅守護所に重久、篤兼等の兵を集結した。京都に於ても、八月廿九日

直義は貞久に對して頼仲等に當らしめ、催促に應せざる輩の所領を注進せしめ、且つ書を下して伊作宗久の上京せんとするを止めて、専ら官軍の攻略に力を盡さしめた。^(三三三)十一月に至つて、貞久は再び頼仲を撃たんとして、重久篤兼野田又太郎比志島範平の弟貞範に檄して、廿八日以前に大隅守護所に參集すべきを命じたが、この事は未だ行はれなかつたと見え、翌年正月貞久は重ねて比志島範平に鹿兒島に來會すべきを命じてゐる。^(三三三)やがて八月、石井中務亟ち來り圍むに遭つて、貞久に援助を乞ふたので、貞久は比志島範平に手勢を以て急遽之を援けしめた。^(三三三)併しながら、頼仲兼重對貞久直顯の衝突は未だ起るべくして起らなかつた。恰も京都に於いては、八月高師直の直義襲撃によつて足利氏の内訌は愈形勢悪化し、師直の驕慢は日々に募つて抑へ難い勢となつて來た。高師直師泰兄弟と直義との對立は、これより以前既にその兆を現してゐたが、尊氏の庶長子直冬は直義の養子となつて、漸く幕下の聲望を擔ふに至り、直義はこの歳四月、直冬を長門探題として備後に下した。師直は直ちに直義の策動を悟り、尊氏に追つて直義をして全く政務より隱遁せしめた。^(三三三)この

京都に於ける
足利氏の内訌

足利直冬肥後
河尻に走る

直義の没落に依つて西國にある直冬も、又安固たるを得なくなつたのは當然で、八月の末彼は中國を捨て、肥後河尻に走つた。併しながら、直冬は既に西國にあつて西國鎮西の御家人の間に可なりの人望を收めて居り、今又京都の命を受けて自ら下向せりと稱して、鎮西の諸族に來附を促してゐたのである。彼が九州に於いて、後に見る如き勢力を得たのは、何よりも九州諸族間における微妙な勢力圏の對立に在つたので、既に當時は宮方武家方の對立も當初の激しい拮抗から可なりの時期を過經し、足利氏に内訌を生ずる程對外的な緊張を失つて來てゐたのである。鎮西に於ても、北方に於ける少貳氏對一色氏南方に於ける島津氏對畠山氏の對立が漸く表面に現れかけようとしてゐたのはこの時期であつた。折りしも直冬が下向したことは、この兩者に對して大きな影響を與へないわけにはゆかなかつた。尊氏は九月師直に手書を與へて、直冬の出家、或は誅伐を保證し、師直は之に依つて鎮西の諸族に直冬の上洛を促さしめ、止むを得ざれば討伐を命じ、無論島津氏にもその旨が達せられた。十月尊氏は又島津氏等に令して直冬を肥後河尻津に要して出家上京を勧めしめ、聞かざれば法に任せて處分すべしと命じ、十一月、又々手書

島津氏と畠山
氏との對立

尊氏島津氏に
直冬討伐を命
ず

足利直冬盛んに島津氏麾下の諸士を招く

を以て直冬誅伐の事を嚴命し、仍て一色直氏は之の旨を貞久に傳達し、十二月更に伊作宗久にも同様の命を以てし、翌正平五年正月にも重ねて貞久を促してゐると云ふ有様で、その嚴命は再三再四に及んだ。之は一方島津氏が容易に動かなかつたといふことを證するものに外ならないが、これより直冬が盛んに島津氏麾下の諸士を招いてゐることは、一面に於いて直冬直顯の勢力が薩摩に侵入した事を示すと共に、他面に於ては島津氏の孤立を示すものであつた。

直冬彌養清成河上家治を招く

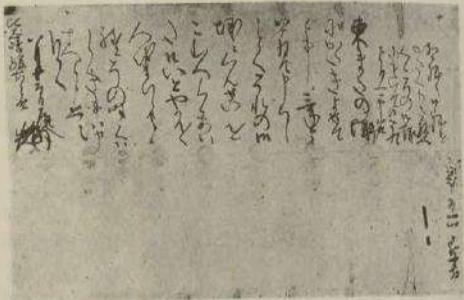
一方直冬は肥後下着以來尊氏直義の意を思めん爲めと稱して、切りに諸方の豪族を招いて、勢力の扶植に力めたが、薩隅に於ても五年正月、先づ彌養清成を招き、二月河上家治を重ねて彌養清成及び九月には山田忠能を招致し、更に九月より十二月にかけて、三度び彌養清成及び一族を招諭すると云ふ如くであつた。併しながら、薩隅に於ては、島津氏と高山氏との關係が表面化するには猶

肝付楡井伊集院等宮方の有勢

は肝付楡井伊集院等の宮方の勢力が大き過ぎた爲に、北九州に於ける少貳氏對一色氏の反目の如く、直ちにその軋轢が現れるといふ事はなかつた。かくて正平五年四月、楡井頼伸肝付兼重の聯合軍が大隅を侵さんとするや、貞久は

伊集院忠國郡山城を攻む

足利氏内訌の紛糾と鎮西の直冬



圖一十三第 島津貞久書狀(島津忠重氏所藏)

之に備へんとして、十一日重久萬兼に檄を飛ばし、高山直顯は日向より之に當らんとして、十六日滿家院の西俣彌平三を招致した。又八月薩摩に於いて伊集院忠國は滿家院に入つて、郡山頼平を郡山城に攻圍すること三日、小山田景範同尙範比志島貞範同範家吉田清秋猿渡信重等の來援も空しく、頼平は城を棄てて走つた。

九州に於いては直冬少貳氏の勢に押されて一色範氏の窮乏甚しく、中國四國の御家人間にも大なる動搖を生じたので、尊氏師直は西下して一色氏を援けて直冬を討つて時局を拾收し、又九州の禍根を絶たんと謀るに至つた。然るに、一方直義は次第にその勢力を挽回し、一時吉野の朝廷に歸順して諸國の與黨を招き、やがてその勢は尊氏不在中の京都を壓せんとした。之を見て尊氏師直は直ちに東上したが、諸國の直義黨の爲めに壓服されて丹

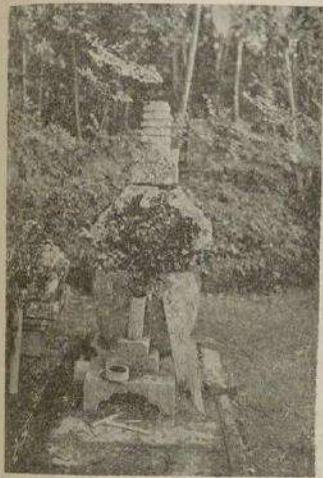
波播磨に通れ間もなく和議を請ふの已むなきに至り、正平六年三月師直師泰の兄弟は誅せられ爰に漸くにして尊氏直義の和解を見た。かくて直義は再び義詮を補佐して政務を見ることとなり、直冬は九州探題となり直冬の權勢が鎮西に於て益々振ふやうになつたのである。

大隅に於ける楡井頼仲肝付兼重等の蹶起は、恰も正平六年三月頃より見られるが直冬黨たる直顯と反目せる島津貞久は、最早や舊來の如く直顯と提携して之に當る事が無かつたのみならず、やがて官軍に歸順して直顯に對して

島津貞久官軍に應ず

肝付秋兼島山氏に應ず

大始良城



第三十二圖 肝付兼重(肝)郡高野山(野)

攻勢的態度をとることに成り、肝付兼重もこれより先き病死し、子秋兼は直顯と行動を共にした。故に大隅に蜂起せる官軍に對する攻撃は専ら直顯が之に當ることとなり、六年三月楡井頼仲の黨大始良道心横山彦三郎等の大始良城に據るや、直顯はその黨

楡井頼重加瀬田城に據る

高隈城の攻圍

始良庄井上城

楡井頼仲の本據志布志城の陥落

清成清種清増を派して之を攻めしめ、清成は四月三日之を陥れ、同十日よりは又頼仲の弟又四郎頼重の據れる加瀬田城を攻め、合戦數月に亘つて嗣寢氏の若黨等にも疵く者頗る多かつた。直顯はすなはち十四日に嗣寢清成の大始良野頭城陥落の功を褒し、又遙かに種子島なる種子島時基に高師直一族の失墜を報じて、早く來つて大隅日向に於ける末吉大曲以下の攻略に加勢せんことを求め、彌急に頼仲を撃たんと圖つた。清成清種清増等は又七月頼仲の黨を鹿屋院高隈城に攻めて之を陥れ、勢頗る振つたので、頼仲の黨類細山田三郎風早十郎等は竊かに大始良城を忍取り、一方肥後次郎左衛門入道及び薩摩の官軍石堂入道等は鷹栖に城を構へて、大始良城に聲援したので、清成等は亦大始良、鷹栖を攻めて八月三日に至つて連戦し、その郎黨に疵を蒙る者多數を出した。然るにこの時島津田三位房等頼仲の黨に應援して、始良庄井上城に據つたので、清成等は直ちに之を攻め、三位房等數十人を屠り、又勢に乗じて加瀬田小城をその手に收めた。而して翌四日、更にこの勢を以て大始良城を落し、鷹栖城も亦陥落した。かくて残るは愈々頼仲の本據志布志城のみとなつたので、直顯は之を陥れんとして、嗣寢氏等の兵を率ゐて攻圍すること頗る急、十三

高山直顯薩摩を侵さんとす

日遂に志布志城を陥れた。（四七五）

直冬薩摩の諸將を招く

斯くの如くして高山直顯は今や薩摩をも壓せんとするに至つたことは、島津氏にとつてまことに一大脅威であるに違ひなかつた。その上、太宰府にある直冬は薩摩の諸氏を招諭し、或は所領を安堵し、或は功賞を約する等、島津氏麾下の勢力を殺がんと計劃したので、島津氏の地位は頗る困難なものとなつた。即ち直冬は正平五年中に、彌寝氏を始め、河上山田伊作澁谷氏等を招いた外に、六年には五月澁谷重興入來院倉野の地頭たる豊田氏及び武光重兼の太宰府警固を褒し、六月武光重兼に宮里地頭職を、七月には伊作宗久に兵糧料所として日置伊作兩庄の領家職を預けて薩摩大隅の敵を撃たしめ、又山田忠能にも同じく下知し、澁谷重勝に入來院清色郷等の地頭職を安堵せる等、人心を收斂するに頗る努めたのである。（四七六）

尊氏義詮朝廷に歸順す

かゝるうちに畿内に於ては、一度び成つた尊氏直義の和議は七月忽ち破れ、直義の關東下向に次いで、尊氏義詮は直冬に對抗上一時吉野の朝廷に歸順した。鎮西に於ても、之れより先き直冬と少貳頼尙のために苦んだ一色範氏は、自ら征西大將軍宮へ降り、また大友氏の外豊前豊後の諸氏も隨つて多く歸順

宇治惟時官軍に應ず

島津貞久伊作宗久等朝廷に歸順す

しのみならず宇治惟時も多年の迷妄を棄て、懐良親王に來附したので、勢頤に加つた官軍は一色範氏と連合して、爰に大いに直冬黨を討つことゝなつた。薩摩に於いても、島津氏は志布志城の陥落以前既に吉野の朝廷に歸順の意を奏請したと見え、伊作宗久、同親親（後親忠）、澁谷重勝、同重興等の部將も島津氏に倣つて朝廷に歸順を請ひ、即ち八月三日綸旨を賜つて征西大將軍宮の麾下に立つて軍功を抽んずることゝなつた。（四七七）是に於て九州の状況は俄然征西大將軍宮に隨ひ奉る島津氏、一色氏、阿蘇氏等と、それに對する直冬、直顯、少貳氏等の二大勢力に兩分されるに至つたのである。

島津氏久今川直久を攻む

澁谷重興

かやうにして既に朝廷に歸順した尊氏も、遠く島津氏に倣してその敵徒を撃たしめ、又大隅寄郡の大禰寢院鹿屋院串良院西俣村會小川村等の地頭職を與へて、彌、直冬黨討滅を勵ました。（四七八）爰に於て九月筑前にて一色氏の軍と直冬黨との衝突起るや、一色氏を援けんとして來着した島津貞久の子氏久は、大いに今川直久を金隈に邀へ撃ち、自ら奮闘して疵を蒙り、又本田道意、伊集院迎、池上光久、伊地知季隨、中條六郎等これに死し、又十二月澁谷重興の三條泰季に從つて東郷藏人の城を攻略することゝなつたのである。（四七九）この間直冬も亦直

尾張義冬の下

顯慶下の禰寢清成等一族の戦功を賞して、益、力を盡さしめ、なほその黨尾張義冬を下して直顯禰寢氏と共に薩摩の事を圖らしめるに決した。義冬は即ち薩摩大隅の敵を撃たんとして、先づ八月執印友雄を招き、九月直冬よりも禰寢清成をして義冬に従はしめ、更に十月義冬は權執印良暹の兵を招いて、南方に發向するにつき、早く一族を以て來着すべきを命じた。その後禰寢清成が義冬に従つて、島津貞久の弟佐多忠光の子息等を大隅佐多城に攻めて之を陥れてゐるを見れば、義冬はしばらく薩隅の間に活動したものゝやうである。此の間直冬は二階堂行雄に筑前佐江村を與へたるを始めとし、伊東祐胤に肥前肥後、北郷の地頭職を、伊作田道村に日置郡彌勒寺及び伊作田村惣地頭職を與へ、又禰寢氏の大隅に於ける戦功を褒する等、しきりに人心を收めんと計つた。更に翌年春、直冬は又二階堂行雄の勳功を賞して川邊郡地頭郡司職顯姓郡々司職、知覽院地頭郡司職を與へ、且つ禰寢清成の尾張義冬に屬して忠節を致せるを褒し、義冬はまた多禰島半分地頭職を約して清成を勵し、土持時榮の忠節を褒し、亦野邊政式に大隅曾於河村地職、同國郡田村小地頭職を與へた。かくの如く尾張義冬は尙ほ薩隅の間に活動を續け、二月二十八日には莫禰郡司に命

佐多忠光

伊作田村惣地頭職

島津師久

恩賞合戦

して、菱刈重任の住所を撃たしめた。之に對して尊氏も島津師久に和泉忠氏の所領肥前松浦莊早湊村等の地頭職を與へ、直義追討の繪旨を傳へて貞久を激勵し、或は伊作親忠の戦功を褒し、義澄は又師久に左衛門尉推舉の事を斡旋するなどし、懷良親王も市來崎氏を招致し給ふてゐる。また翌年三月、一色範氏は薩摩に莫禰政貞西條某を招き、四月義澄は又貞久に對し、氏久の筑前金隈の戦功を褒し、合せて伊作宗久の薩隅に於ける忠節を賞し、尊氏も亦樺山資久の勳功を賞して、肥後山鹿莊内の少貳頼尙舊領同國尻無村日向宮崎郡内戸次頼時舊領の地頭職を與へ、貞久の訴ふる豊後井田郷を大友氏に沙汰付けしめ、等六年より七年にかけて互に恩賞合戦を展開せる形であつた。而してこれより漸く島津氏と島山氏との衝突は切迫し、正平七年四月廿九日義澄は島津氏一族に命じ、伊東祐氏と共に尊氏夫人の所領なる日向穆佐院に據れる直顯を討たしめ、六月又特に貞久も新田宮執印友雄に同様の下知を下した。七月貞久は懷良親王の令旨を奉じ、氏久を遣つて大隅に入り、隈本城及び栗野北里城を抜かしめたので、直顯は二十日調所姫木の諸氏を招き、又その子宗泰を派して氏久を攻めしめた。宗泰は即ち大隅に入り、税所氏等の日

島津氏久の大
隅隈本城栗野
北里城の攻略

大隅に於ける
島津氏久與黨
の官軍

尊氏再び叛く

直義の失墜

直冬九州を去
る

向大隅の兵を率ゐて氏久に當り、七八月に亘つて大いに之と戦つた。上述の如く大隅は既にその大半島津氏の麾下に服してゐた故に、氏久は諸方の通路を塞がれて頗る苦境に陥つたが、八月辛うじて一方の陣を破つて薩摩に歸つた。因みにこの時大隅に於ける島津氏久に從つて官軍に屬した者に平山加治木池袋木房築瀬小田別府菱刈牧栗野郡司鎌田床並の諸氏があり、島津直顯に從ふものに税所介一族を始め、加治木彦一郎一族、福寝氏一族、修理所彌太郎一族、姫木郡司一族、羽月孫太郎一族、小川郡司一族、蒲生彦太郎一族、小溪十郎一族、敷根預所廻村預所末次六郎入道跡一族、野邊盛忠跡一族、溝邊孫太郎一族、正八幡宮所司分杉五郎東郷藤左衛門入道吉田清忠等がある。

京畿に於ける形勢は正平七年の春、亦一轉變を來し、尊氏の朝廷歸順はもとよりその誠意に出たものではなく、直義を斃さん爲めの一時の權宜に依るものであるから、關東に直義を倒すや、忽ち叛いて光明院を奉戴し、爰に諸國の勢力も亦官方武家方の兩陣營に分裂するに至つたのである。而して直義の失墜に依つて、最も大きな打撃を蒙つた者は鎮西に在る直冬にして、九州に於ける直冬の勢力も今や有力な後援を失つて失墜し、七年十一月、遂に直冬は中國

足利直冬朝廷
に降る

島津氏對島山
氏の狀勢

に移つて再舉を計るに至つた。一時尊氏と共に官軍に從つた一色範氏も、再び武家方即ち尊氏黨となり、却つて直冬はその地位を挽回すべく朝廷に降り、爰にその位置を替へるに至つた。薩摩に於ては、島津氏と島山氏はもとより氷炭相容れず、直顯は大隅の大半を降してその勢薩摩に及ぼんとし、楡井氏等の官軍島津氏と連合して之に對立するの形であつた。然るに島津氏は尊氏の直義討滅吉野朝廷への離反と相應じて、直冬黨の直顯と相對する形勢となり、直顯は日向大隅にあつて能くその地位を保ち、島津氏と相拮抗した。

- 〔注一〕 五條文書 阿蘇文書一 忽那一族軍忠次第
- 〔注二〕 聖業自記 島津勤功記一 島津國史卷五
- 〔注三〕 阿蘇文書七 阿蘇文書略
- 〔注四〕 阿蘇文書七 阿蘇文書一
- 〔注五〕 阿蘇文書一 舊記雜錄前編卷二
- 〔注六〕 阿蘇文書七
- 〔注七〕 阿蘇文書一
- 〔注八〕 阿蘇文書七 阿蘇文書一 阿蘇文書略
- 〔注九〕 舊記雜錄前編卷二 關袞邦夫氏所藏文書
- 〔注一〇〕 舊記雜錄前編卷二 比志島文書五 山田
- 〔注一一〕 關袞氏文書元 袖ヶ崎島津公家文書二
- 〔注一二〕 比志島文書五 舊記雜錄前編卷二
- 〔注一三〕 阿蘇文書一
- 〔注一四〕 阿蘇文書五
- 〔注一五〕 舊記雜錄前編卷二
- 〔注一六〕 相良文書三八
- 〔注一七・一八〕 比志島文書五

- 〔注一九〕 比志島文書五 舊記雜錄前編卷二三
- 〔注二〇〕 舊記雜錄前編卷二三 袖ヶ崎島津公爵家文書(伊作家文書) 比志島文書五
- 〔注二一〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注二二〕 比志島文書五 舊記雜錄前編卷二三
- 〔注二三〕 舊記雜錄前編卷二三
- 〔注二四〕 阿蘇文書一 舊記雜錄前編卷二三 清色龜鑑七・八
- 〔注二五・二六〕 清色龜鑑七・八 舊記雜錄前編卷二三 阿蘇文書一
- 〔注二七・二八〕 阿蘇文書一 藤田明著征西將軍宮
- 〔注二九〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 入来院重賢氏所藏文書 島津文書三(色川本) 清色龜鑑七
- 〔注三〇〕 非宿朝郎氏所藏文書
- 〔注三一〕 舊記雜錄前編卷二三 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注三二〕 舊記雜錄前編卷二三
- 〔注三三〕 比志島文書五 舊記雜錄前編卷二三
- 〔注三四〕 圓太曆一五 前守記二三
- 〔注三五〕 阿蘇文書一・三・五・七 比志島文書一 袖ヶ崎島津公爵家文書 三池文書
- 〔注三六〕 平姓嗣慶氏正統文獻卷五 河上孫之丞氏所藏文書 舊記雜錄前編卷二三
- 〔注三七〕 舊記雜錄前編卷二三
- 〔注三八〕 舊記雜錄前編卷二三 比志島文書五
- 〔注三九〕 圓太曆一五・一六 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注四〇〕 圓太曆一六 歴代撰西志記
- 〔注四一〕 新編伴姓肝屬氏系譜卷九
- 〔注四二〕 平姓嗣慶氏正統文獻卷五 舊記雜錄前編卷二三 嗣慶邦夫氏所藏文書 新編伴姓肝屬氏系譜八
- 〔注四三〕 平姓嗣慶氏正統文獻卷五 種子島男爵家文書
- 〔注四四〕 平姓嗣慶氏正統文獻卷五 舊記雜錄前編卷二三 嗣慶邦夫氏所藏文書
- 〔注四五〕 同上 薩摩日地理纂考二七 嗣慶邦夫氏所藏文書
- 〔注四六〕 平姓嗣慶氏正統文獻卷五 入来院重賢氏所藏文書 舊記雜錄前編卷二三 清色龜鑑七 袖ヶ崎島津公爵家文書 島津文書三(色川本)
- 〔注四七〕 袖ヶ崎島津公爵家文書(伊作家文書) 入来院重賢氏所藏文書 舊記雜錄前編卷二三 清色龜鑑七 平姓嗣慶氏正統文獻卷五
- 〔注四八〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注四九〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 薩摩逸史 舊記雜錄前編卷二三 諸家大概記
- 〔注五〇〕 新田八幡宮文書一 平姓嗣慶氏正統文獻卷五 舊記雜錄前編卷二三
- 〔注五一〕 平姓嗣慶氏正統文獻卷五
- 〔注五二〕 二階堂文書二 相良文書二九 舊記雜錄前編卷二三

島津貞久の老退と嗣久氏の久の活動

是より先、島津貞久は老齡漸く至り、加之病魔の襲ふ所となつたので、子師久氏は夫々薩摩大隅兩守護職を代掌することとなり、正平七年六月の筑前月隈金限の戦、七月の大隅攻略にも氏久が父貞久に代つて事に従つたのである。かくて九月、尊氏は書を師久氏久に寄せて、各々分國の地頭御家人等を率ゐて

第三節 島津貞久の老退と其後の情勢

加世田別府半
分地頭職

榑井頼仲の再
起

國見城

水谷城

胡麻崎城

直冬黨を撃つことを令し、十月には貞久氏久の大隅薩摩に於ける忠功を褒し、彌、力を盡さしめ、且つ十二月には先きに延元三年の勳功の賞たる桑東西兩郷の替として、川上頼久に加世田別府半分地頭職を與へたが、蓋し島津氏の態度のなほ明瞭ならざるに鑑み、其の招致策を試みたものであらう。時に志布志城没落以後、姑く屏息せる榑井頼仲は漸く再起して、この年十二月三日、弟頼重と共に、夜急に襲ふて大始良城を復して之に據つた。島山直顯は直ちに彌清成を初め一族及び野本行秀を遣して之を攻圍せしめたが、頼仲等能く守り、又薩南の官軍も來援して連戦年を踰えて之を抜くを得なかつた。頼仲は却て彌寢氏を脅かさんとし、南進して彌寢院に打入り、國見城を圍んで大手野頸に彌寢氏の兵と戦つた。更に九年二月には薩摩の官軍と共に鹿屋院一谷に城を構へて、敵を牽制する等頗る力戦したけれども、同月二十四日に至つて城遂に陥落し、平岡四郎、風早十郎、外薩摩の養和新三郎等之に死し、其勢漸く頽れ、下大隅郡木谷城及び大始良城も相次いで陥落した。これより後、頼仲は類勢遂に恢復の望なく、正平十二年正月、弟頼重と共に一時日向胡麻崎城に據つたが、彌清成増重種の來り攻むるに及んで城陥り、頼重は之に死し、頼仲は走つ

榑井頼仲大慈
寺に自盡す

島山直顯足利
氏に抗す

薩北の官軍市
來東郷牛屎諸
氏

て志布志大慈寺の塔頭寶池庵に入つて自盡し、肝付兼重の後を受けて三州に氣を吐いた榑井氏も倒れた。時正に二月五日のことである。

正平七年、尊氏が再び朝廷に叛してのち、筑豊肥に於ても一色氏大友氏は再び賊軍となり、少貳氏は直冬に黨して後に宮方に屬した。然るに奥三州の島津氏、島山直顯の嚮背は未だ明かでないので、正平八年の初め、尊氏は一色大友二氏に其の去就を訊ねたが、直顯が之より先、尊氏夫人の所領、穆佐院に據り、又新納時久の所領、新納院を屢々侵掠して、反尊氏の態度明かであるから、大友氏等もこの旨を京都に報じてゐる。而して足利義詮が二月九日、島津貞久及び執印氏に命じて、島山直顯、伊東祐氏を穆佐院並に島津庄から逐ふべきを以てしてゐるが如く、直顯は彌明かに足利氏に對して抗する様になつたのである。この頃、島津氏は九州に於ける尊氏黨の棟梁、一色氏と連絡を保つて居り、一色範氏はこの年二月、島津氏久の勳功を賞して、日向島津庄北郷大隅加治木院地頭職を與へて之を激勵したのである。故に一色氏が少貳頼尚と太宰府浦城に戦つた時も、島津師久氏久は遠く一色氏を援けんとしたが、國內多事なるによつて兵を進めることが出来なかつた。即ち三月、市來氏、東郷道義、牛屎高元

薩摩に於ける
宮方

等の官軍が兵を薩隅の間に起すや、師久氏久は援を京都に請ひ、且つ味方の諸氏に書を送つて激勵されんことを望んだ。當時薩摩に於いて島津氏に敵對せる人々には、市來太郎左衛門尉東郷藏人在國司道超一族を始め池山彦四郎入道寄田奎助伊作田兵部丞牛屎高元羽月彦次郎山野孫次郎篠原九郎大夫一族和泉下司諸太郎兵衛尉上村六郎三郎入道井口孫太郎杉三郎入道知色三郎入道等がある。義詮も之に應へて、十日貞久氏久始め執印友雄及び大隅の地頭御家人にして與黨たる者の薩隅に於ける軍功を褒し、又一色直氏も執印友雄をして、師久と共に薩摩の敵徒を撃たしめた。五月には更に義詮は島津氏久に薩摩島津庄内在國司道超の舊領を氏久の叔父同忠光に知覽院忠世の舊領を夫々勳功の賞として與へ、七月には師久氏久に近畿に於ける形勢を報じて激勵する等、只管島津氏懐柔の策に出で、十月義詮は再び貞久澁谷重棟をして直顯及び伊東祐氏を移佐院より去らしめ、之を若林年秀に附せしむべく命じたが、島津氏久は遂に大隅の敵を撃たんとし、大隅に於ける敵味方の交名を録進して、更に御教書を賜はらんことを請ふた。今それによつてみるに、氏久麾下にあつて力を致せる者は、平山左京亮加治木中務入道池袋孫五郎同孫六

島津氏久麾下

島山直顯配下
の將士

木房太郎同三郎二郎兼瀨左衛門太郎小田次郎同平四郎別府次郎兵衛尉兼刈平良彦太郎一族同重富藤平牧右衛門次郎入道栗野郡司鎌田藤内兵衛尉床並宮内左衛門尉等であり、島山直顯の配下にある者、即ち直冬黨は、税所介一族加治木彦次郎一族彌寝郡司一族修理所孫太郎一族姫木郡司一族羽月孫太郎一族小川郡司一族蒲生彦太郎一族小濱十郎一族敷根村預所廻村預所肝付兼重の遺族末次六郎入道遺族溝邊孫太郎一族野邊盛忠遺族平山因幡前司入道一族彌勒寺執當房道慶同舍弟九郎左衛門尉同舍弟十郎三郎正八幡宮神官所司調所彦三郎敦恒杉五郎東郷藤左衛門入道同荒瀬九郎吉田清忠等であつて、之を以て見ても大隅に於いて如何に直顯が優勢であつたかを知ることが出来る。二十八日貞久は京都に使を派して義詮の京都恢復を賀し、合せて薩隅に於ける情況を報じたが、氏久等は猶ほ容易には直顯を大隅より退かしむるには至らなかつたやうである。よつて島津氏は一色氏の援を借らんとしたものの、如く、肥後球磨郡日向眞幸院にあつた一色範親は肥後よりして援兵を約し來り、又一色範光も大友氏が既に豊後より既に日向に入れるを報じ、自らも筑前方面の鎮定を俟つて日向に下り、相共に直顯を衝かんことを報じ來つた。

島津氏一色氏
の援を求む

一色範光日向
に出でんとす

薩摩の官軍市
來院伊作田城
に集結す

和泉政保牛屎
高元等島津師
久を攻む

正平九年に入るや、尊氏は島津貞久、氏久に書を與へ、又一色範氏は樺山資久の爲めに、その建武以來の勳功地安堵を斡旋し、且つ島津氏を勵してゐる。かくて一色範光は愈、日向に向はんとしたものの、如く三月五日土持宣榮を招き、直顯に對する攻圍の形が成らんとしてゐた。然るに直顯は却て兵を眞幸院に進めるか、或は南して下大隅郡に入るかの攻勢をとり、大隅薩摩の官軍も之に應じて貞久の居城を攻めんとする形勢となり、軍を市來院伊作田城に集結して、師久を碓山城に攻めんと謀つた。よつて師久は取敢ず之に對して防備を施し、肥後の一色範親と謀つて、直顯を夾撃するの策を講じた。然るに六月、和泉庄下司政保同名主知色行覺等が貞久の山門院木牟禮城を襲はんとしたので、師久は先立つて、知色行覺の尾崎城を逆襲し、十日より十二日に亘つて攻めて之を陥れ、配下の兵を入れて之を成らしめた。爰に及んで和泉庄下司政保は牛屎高元、同じく一族及び肥後葦北の官軍と共に、師久をその陣に攻め、師久は又之に對して澁谷一族、執印友雄を初め、薩摩の地頭御家人を糾合して對抗した。かくして貞久は師久、氏久と共に直顯及び薩摩の官軍と戦ひつゝ、薩隅を保つたが、之より先氏久に宮内大輔を、佐多忠光に修理亮を、下野彦三郎泰

薩摩の官軍碓
山城を攻む

島山直顯東福
寺城を攻めんとす

久に左衛門尉を、同忠繼に中務允を、伊作親忠に掃部助を、同忠助に大炊助を、諸ひまた一色範氏よりは薩摩鹿兒島郡々司職同郡内中村郡本、田上村和泉新庄名主職等を貞久に勳功として與へ、又その爲めに所領の安堵を京都に斡旋し、氏久にも日向島津庄北郷の替として東郷藏人及び其一族等跡の薩摩の關所地を給した。又尊氏は義詮をして大いに西方を經略せんと計つてゐた際であつたから、本領安堵を以て大隅の禰寢清有を招き、日向の土持冠者を一色直氏に屬せしめ、島津氏に對しては貞久はもとより師久、宗久以下の尾崎城の戦功を褒して、彌力を盡さしめた。一方氏久も大隅に串良院半分地頭職を、田代道清に預けて直顯を圖らんとした。

かゝるうちにも薩摩における官軍は猶ほ盛んにして、師久の碓山城を攻めてゐたので、氏久も鹿兒島郡に入つて東福寺城に之を牽制すると云ふ狀勢であつたが、偶、肥後出陣中の一色範親が須惠多良木及び菊池氏の攻むる所となつて、援を島津氏に請ふや、師久、氏久は多難の中より援兵を送つた。然るに直顯は島津氏の虚に乗じ、氏久に對して下大隅郡に出でて東福寺城を襲はんとしたので、範親は眞幸院に出で、氏久も之に對して防備の計畫を廻らさなければ

島津氏の苦境

ばならなかつた。

かくの如く島津氏は一方に於て、大隅より直顯の威壓を受け、他方國內に於ては官軍の蜂起に遭つて、頗る苦境に立つた。故に師久は正平十年二月には敵將國分友重、永利祖性の所領を沒收して、之を澁谷重勝と中分管領し、亦同じく莫福成因の所領を中分して、東郷左京亮、高城重棟をして夫、知行せしめ、以て與黨の背くなからんことを期した。又この時、先に島津氏と氣脈を通じてゐた一色範親も、菊池氏等の強襲に遭つて、島津氏に援を乞ふたが、筑前の一色範氏や豊後の大友氏時は範親を援はんとし、兵を率ゐて肥後に進み、師久も肥後に赴き助勢せんとして三月三日執印友雄を徵した。また三月、直冬が京師に敗れて西下したので、尊氏は捷を島津貞久に報じ、直冬の西下に備へて、それが討滅を圖らしめた。これに對し、師久・氏久は老父貞久に代つて請文を呈し、又氏久は先に一色範氏より賞與せられた薩摩の内東郷藏人及びその一族の舊領に就きて認可を請ふたのである。かゝるうちに四月、島津氏が直顯との對抗上重要な下大隅郡に於て肥後種顯、同種久等が突如直顯に應じ、五日、崎山城に敵を導き入れたので、氏久は先に島津氏に服歸した伊集院久考、谷山良香

下大隅郡の肥後種顯直顯に應ず

崎山城

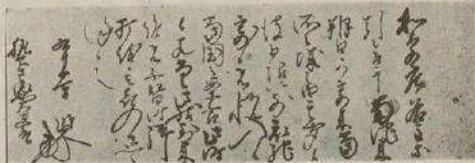
本寺禮城の攻撃

等を率ゐて之を攻め、十二日崎山城を陥れた。然るに、薩摩の官軍、市來氏家東郷道義、牛屎高元、和泉政保、在國、司道久、同道超及び其の一族、肥後葦北の官軍と相應じて兵を擧げて、貞久の山門院木牟禮城を襲ひ、頗る島津氏を苦しめたので、師久は戦況及び敵味方の交名を京都に注進して、澁谷氏等に對し、政保以下誅罰の御教書を下されんことを請ふた。時に直顯は一時歎を尊氏に通じたが、又叛き日向の土持貞綱及び其の一族と戦ひ、進んで島津氏を大隅に撃たんとしたので、氏久は球磨郡に在る一色範親と謀つて之に當らんとした。よつて尊氏は七月一色範氏をして直顯を撃たしめ、八月十八日師久・氏久にも一色範氏と連合して、直顯を初め、肥後種顯、和泉政保、鮫島蓮道、市來氏家在國、司次郎入道等を攻撃せしめた。

然るに薩摩に於ける宮方の勢力は益々強く、九月に至るや、官軍の將三條泰季は市來氏家、鮫島蓮道、知覽忠世、左當彦次郎入道等を率ゐて、櫛本野城を攻め、師久は知色城より出でて之に當り、連戦五日に亘つて、泰季等は退いた。恰もこの頃、懷良親王の筑豊肥御經略によつて、さしもの一色氏も九州より退去するの已むなきに至り、又大友宇都宮千葉等一色氏配下の將士も續々親王に應じ

薩摩に於ける宮方の勢力旺

牛原高元等知色城を攻む



第三十三圖 島津久師軍勢催促狀(新田神社蔵)

に據つて待つべしと令し、尊氏も貞久以下薩摩大隅の地頭御家人及び澁谷氏、執印氏に宛て、近く發向すべきを報じ、十二月義詮はまた師久資忠等及び家臣等の死傷を慰むる等切りに島津氏を慰撫して難行を防いだのである。當時京師に於ても、直冬山名時氏、四條隆俊等入京して足利氏事多くして鎮西を

島津氏の窮狀甚し

島津氏三條泰季に屬して官軍に従ふ

救ふ邊なく將兵差遣のことは容易に實現しなかつた。島津氏は已むを得ず、切りに薩隅の地頭御家人を招致して、この苦境を打開せんと努めたが應じ来る者少く、剩へ貞久は老齡に加へて中風に冒され、その窮狀最も甚しかつた。やがて翌正平十一年七月尊氏は細川頼之を中國に發遣した事を報じて薩隅に於ても諸方を催して敵に當るべきを命じて、僅かに貞久を慰撫した。併し官軍の勢力は依然旺盛で、十月南薩の諸將は和泉牛屎等の兵と共に、又も貞久を木牟禮城に攻撃するの風聞があつたので、貞久は市來崎彦七郎等に尊氏の書を示して來援を請ふといふ狀況であつた。斯の如くして島津氏の窮狀はその極に達したが、八月六日義詮は貞久に薩摩國守護薩摩郡山門院鹿兒島郡永吉十二島宮里郷參分壹河邊郡地頭職市來院名主職大隅國守護職同國本庄内(多爾島深河院岩河村)同國寄郡内(下大隅郡鹿屋院市良院)等の國內國外に亘る舊領新恩地並びに亡子宗久の延元三年の勳功賞信濃國太田庄内大藏郷地頭職を安堵するなど、そのほか種々慰諭に力めた。島津氏も遂に憑み難き武家方に力を盡さんよりは、まづ當面の敵たる畠山直顯を倒さんとして、氏久は即ち三條泰季に降つて官軍に従ひ、十月比志島範平等を率ゐて、泰季と共に直顯の

加治木城の合戦

溝邊城

部將を加治木の岩屋城に攻めるに至つた。直顯は直ちに禰寢重種清増等を遣して之を援はしめたが、久木崎久春伊集院久氏本田親春比志島範平野田刑部左衛門尉帖佐太郎左衛門尉等奮戦してこれを抜き、十一月又加治木城より出でたる敵と戦ひ、戦鬪は翌年に亘つて行はれた。即ち正月二十一日二十五日兩軍の交戦が加治木に起つた。二月氏久は兵を遣して直顯の部將野元季安を帖佐萩原城に圍み、土器圍にあつた直顯も又氏久の執事本田重親を溝邊城に攻めて危急に及んだが、國分八幡宮司の和解によつて一時双方ともに退き、又一方三條泰季の軍も三月廿日夜大いに加治木濱に戦つて直顯に打撃を與へた。

島津氏久官軍として活躍

かくして、島津氏久は今や官軍として直顯を大隅より驅逐せんと計り、舊臘十八日父祖以來信崇措かざりし鹿兒島諏訪神社に田園を寄せて武運の長久を念じ、四月愈々兵を出して大隅に直顯を圍らんとし、廿五日を期して比志島西侯等の麾下の將士を徵し、又田代次郎に串良鹿屋兩院内辨分を、同道清に串良院半分地頭職を比志島範平に大隅肝屬郡木志良村地頭辨分並に羽見村地頭職を、共に兵糧料所として預け、以て大いに軍忠を盡さしめ、越えて九月には正

八幡に岩河村三分二の年貢を寄進した。一方直顯は氏久の官軍となつたのに反し、これより先正平十年九月以來、再び尊氏に款を通じて、武家方となつた。かくて直顯も氏久に對抗すべく、正平十一年四月禰寢清増に始良庄内得丸六郎五郎跡を同清有に西侯村地頭職を夫々兵糧料所として與へ、正平十二年三月臺明寺衆徒をして敵徒退治を祈らしめ、十日には禰寢清有に兵を徵して特に之に憑む所があつた。

畠山氏の類勢

島津氏久諸社に武運を祈る

時に志布志の松尾城には氏久の養子分として新納實久があり、大隅より退き來つた直顯と石御堂等に戦つて危急に陥つたので、氏久は鹿兒島より來援し、大いに直顯を敗り、直顯は又備前に退いたが、やがて再び飢肥に走り、伊東氏に援を乞ふたけれども、伊東氏は之に應ぜず、遂に山東に入つて穆佐城に據つた。これより畠山氏の類勢漸く加り、やがて菊池武光の攻略に遭ふて没落の一路を辿ることゝなつた。之に反して、島津氏は官軍に従つて年來の強敵直顯を日向の本據に退かしめ、武運再び巡り來つたかの觀があつた。而も猶ほ直顯の黨の大隅に残る者があり、これ等を完全に直顯より引離すことは氏久に残された問題であつた。故に氏久は十三年四月、鹿兒島諏訪神社に立願し、

本願成就の上は田地一所小笠懸百番神馬一疋を寄進せんことを以てしやがて氏久は柿木原隆實をして直顯の黨中津河勘解由左衛門尉等を加治木院田間の要塞に撃たしめて大隅を一掃せんとし更に伊地知彦七の舊領なる鹿兒島郡伊敷村の内引田壹町を諏訪神社に寄進して祈禱を依頼し愈々直顯黨を討滅せんと計つてゐたやうである。

然るに之れより先き筑豊方面に於ける懐良親王の戦果次第に効を奏し十一年の末には一色直氏も長門に走り大友氏時も亦官軍に降り筑豊地方全く官軍の勢力に歸し薩摩方面に於てもたゞ日向の東南の地のみ島山直顯あつて之に敵したので先に肥後の南方を經略しつゝあつた菊池武光は直顯を倒さんとして十二年九月頃には肥後より進んで日向を撃たんとしたのである。島津師久も亦この時大隅に兵を入れて加治木を攻めたが偶々郡答院郡司澁谷氏の一族某が直顯に加擔するとして加治木本城に入つたので師久は之と交戦し更に援兵を牛尿高元に請ふに至つた。やがて澁谷重興樺山資久も官軍に歸順し懐良親王は三月六日六月十八日夫々令旨を賜はつて之を聞食された。蓋しこれは師久がこの頃官軍に歸順の意を表したのに基くものであらう。

北九州全く官軍の勢力に歸す

澁谷重興樺山資久官軍に歸す

菊池武光日向に逃んで島山氏を攻む



第三十三圖 菊池武光禁制(男爵武夫氏所藏)

かくて菊池武光は愈々直顯を衝かんとし十一月菊池を發して日向に入り直ちに直顯の移佐城を攻むること極めて急直顯は遂に支へ難くしてその子重隆と共に城を捨て三俣城に據つたがこれ又武光の強襲に遭れて十七日餘の後城遂に陥り直顯父子は遁れて行衛を踏ました。武光は更に南進して十二月志布志地方に到り二日大慈寺に制札を掲げて肥後に歸つた。

顯の失勢とは相繼いで起り薩隅日三州の地又官軍の下に服する事となり北九州もとより懐良親王の御經略によつて賊軍たる足利方鋒を收めたる状態であるから京都にある尊氏は切りに鎮西の事を憂慮し幾度か西征を企圖しつゝも近畿に於ける官軍を恐れて果さず十二年二月十二日の如き遙かに福寝清有に鎮西發向の議を告げて先陣の到着を俟たしめた程であるが義詮の止むる所となつて果さずやがて翌年四月三十日尊氏は病を得て京都に歿

薩隅日三州に始んと官軍に従ふ

足利登氏病歿

島津氏の國內
經略

した。

かやうにして今や直顯も屏息した以上島津氏の地位も漸く安泰となり隨つて内に向つて徐ろに經略を進める事が出来るやうになつた。殊に氏久は直顯の餘勢を大隅より全く除かんと計り、正平十三年十月姫木彌四郎に服歸を勧め、十一月同又次郎にも本領安堵を以て歸順を促し、十四年四月には野崎太郎左衛門尉に軍忠に依つて舊の如く柏原保東方を領知せしめ、八月三十日には日向救仁郷永吉東方比志田の内地頭屋敷二ヶ所外蘭二箇所を鹿兒島諫訪神社に寄進し、十一月には得丸六郎五郎に其知行地を安堵し、又得丸左近將監に兵糧料所として大隅小原別府西方地頭分及び日向救仁院内野與倉條等を領せしめ、田代新左衛門尉を大隅鹿屋院地頭辨濟使職と爲して軍功を抽んでしむる等頗る大隅平定に力を注いだのである。

島山直顯の再
起

而して島山直顯は菊池氏より受けた創痕や、癒ゆると共に、亦大隅を圖らんとして、十四年三月赤崎泰次に大隅國岩河村の内辨濟使職を安堵し、又十月福寝清有に福寝院の内田代道清の舊領を兵糧料所として預け、又一方相良定頼と謀つて氏久に對抗せんと企てるに至つた。よつて氏久は莊内地方に一

島津氏久日向
に攻入る

大打撃を加へんと企圖し、十月初め遂に日向に攻入つて相良定頼と國合に戦つたが利あらず、佐多忠直同彦四郎等一族之に斃れ、又自らも退路に苦しみ、岩川氏に援を請ふたが來らず、又救仁郷蓬原を憑みたるも應せず、路を志布志に取らんとしたが、串良地方も敵の居ることなれば、已むを得ず山傳ひに百引に出で、市成飯辛禮山を越して辛うじて二河浦に出で、鹿兒島に歸るを得た。間もなく氏久はこの辛苦に酬ひんとして再び岩河救仁郷に入つて共に之を平げ、兩地方は其の手に歸することとなつた。

鎮西の形勢一
轉

然るに正平十四年末から十五年の初に於て形勢はまた一轉した。これより先き、懷良親王の筑豊肥御平定は菊池氏の奮闘と相俟つて、一色氏の歸洛、大友氏の降伏、尋で島津氏の歸順、島山直顯の失墜となり、鎮西の天地殆んど鎮西宮の御號令の下にあつたが、これより一色、島山兩氏の没落によつて鎮西に於ける諸豪族の勢力消長が新になつた。既に正平十三年十月、菊池氏の日向に直顯を征討せる隙に、大友氏時先づ叛旗を豊後に擧げ、少貳頼尙亦懷良親王及び菊池武光の豊後出征を期として翌年春頃叛背し、やがて七月筑後川畔に於ける大保原の決戦を見るに至つた。一方京都に於ては尊氏亡き後義詮は切

筑後川大保原
の決戦

細川繁氏狂死

足利氏斯波氏
經を九州に下
さんとす

島津氏再び武
家方となる

りに鎮西武家方の不振を憂慮し早く自ら西征するか或は一將を差遣するかを企圖したが、事俄かに實行さるべくもなく、十三年五月頃遂に細川繁氏を九州に下向せしむるに決したが繁氏は中途讃岐に於て狂死し、大將派遣の事は挫折した。次で義詮は大友少貳氏の叛背に勢を得、愈、正平十六年三月斯波氏經を探題として下向せしめ、大友氏時と共に鎮西の事を謀らしむるに決した。而してこの大友少貳二氏の叛背より、少しく後、斯波氏經の鎮西下向に先立つ少し前、島津氏は再び武家方を標榜するに至つたのであつて、正平十五年六月島山直顯は氏久に書を寄せて、同心して敵に當らんことを誓ひ、十一月には義詮は大友氏をして貞久の舊領豊後の井田郷を還さしめた。然し乍ら、この頃直顯は其の勢全く衰へたと云へ、時に乘じてその擁兵を動かしてをり、正平十六年の初め、氏久が税所氏の蜂起せるに就き、嗣継久清の援を請ふてゐる如きは、蓋し直顯の使喚せしものであらう。氏久はやがて串良をも手に入れたものか、二月二十四日串良院内岩廣名半分を志布志大慈寺に寄進した。是れより前、日向に於ては、斯波氏經の鎮西下向に先立つて京都から下向したと思へる刑部少輔某なる者があつて、土持氏等を招いて、勢稍く振はんと

島津師久肥後
に向ふ
和泉政保牛屎
高元馬越行家

征西大將軍宮
太宰府に鎮西
府を置き給ふ

してゐたやうである。又島津氏も屢、莊内に兵を動かすやうになつたので、菊地武光はこの方面を經略すべく、十六年五月懷良親王を奉じて日向に入つて各地に轉戦したが、間もなく筑豊に少貳氏の黨起るあり、姑く南方を措いて北上した。師久はその後、濫谷重興等と共に屢、敵と戦ひ、十六年九月二十六日豊後に大友氏時を援くべく遙かに兵を率ゐて肥後路に向つた。然るに中途和泉政保同一族牛屎高元馬越行家及び肥後葦北七浦の官軍に支へられて目的を達することを得ず、剩へ戦死する者多く、已むなく歸國して再び發向せんとしたが、國內の地頭御家人來應する者少くして止んだ。蓋し薩摩に於いては官軍の勢力猶ほ隆、たるものがあつたことを見る可きである。かゝる間に北九州の形勢に大なる變動を及したのは少貳氏の失勢と新探題斯波氏經の下着である。征西大將軍宮懷良親王は兼ねての御宿願たる筑前御入國の御希望を實現せられんとし、菊池武光等の武將を率ゐられて筑前に馬を進められ、正平十六年七八月の間に大いに少貳氏を破つて、遂に之を豊後に奔らしめ、これより文中に至る數年の間、太宰府に鎮西府を置いて九州に號令し給ふことゝなつたのである。少貳氏は頼尙既にこの頃不遇のうちに

斯波氏經豊後府中に到る

晩年を大友氏に寄せ、主として軍事を子息冬資頼國等に委ね、今や往年の霸氣全く失ふに至つたのである。又斯波氏經は正平十六年十月三日、大友氏を頼つて豊後國府中に到來し、これより武家方の棟梁として鎮西の足利方を率ゆることゝなつたが、當時隆たる九州の官軍に對抗するにはあまりに其の力は劣弱であつた。

斯波氏經の失

氏經の下着するや、先づ大友氏に憑り、少貳氏の餘黨はもとより、豊後日向の武家方を招いたことは勿論であらうし、日向方面に其將刑部少輔某も既に在つたが、而も當時の形勢よりして南九州の雄島津氏に最もその憑みを措いたであらうと考へられる。よつて師久氏久を先づ豊後に出でしめんとし、樺山資久に肥後球磨郡を圖らしめ、（見六七）同時に赴着早々島津氏に對して一大失策をなし、その不信を買ふたことは、その後の彼の九州經營に一障害となつた。即ち氏經の南向に當つて、義詮は島津氏の有する薩隅日三州の内の社寺本所領半濟を以て氏經に附與し、以て軍用に供せんとしたことである。（見六八）半濟とは年貢上納のうちを折半して、その一を本來の領主に殘し、他の一半を沒收して兵糧料と爲すもので、この時代に於て限りある土地を限りなき恩賞給地等に

島津貞久懇狀を京都に呈す

充てんとした結果起つた窮餘の暴政で、主として無力なる社寺本所領がこの犠牲に供されたものである。これに依て、貞久は正平十六年四月、氏經の下着に先立つて、懇狀を京都に呈し、鎌倉以來島津少貳大友の三氏が九州を奥三州、前三州、後三州に三分して、平等に守護職を管領し來つた由來を述べ、中頃一度び北條一門の九州南向によつて二州宛を削滅せられたる時も、又元弘一統の際、一ヶ國宛返付せられた時も、三氏に甲乙なく、更に少貳氏が一度足利氏に叛いた後、先頃再び款を通じた際も、本領新恩を安堵せられたのみか、二ヶ國を賜つて面目を施せること、或は畠山直顯が一度足利氏に背き、然る後再び服歸した時も日向守護職を再附せられてゐる等の例によつて見るも、今かくの如き半濟の施行を蒙るとしても、三氏優劣なかるべきに、少貳大友畠山直顯の分國を除いた大隅薩摩筑後の三ヶ國にのみ半濟の實施を強制せんとするのは頗る不法であることを訴へ、且又氏經の任に赴かんとするや、代々相傳の文書の案文を直接氏經に示して沙汰せられんことを請ふたのである。（見六七）然るに京都の足利氏并に氏經は之に對して何等の處置をも講じなかつたと見え、正平十七年六月、貞久は再び前訴を繰返し、過去數十年間勞を致し來つたのに、今八

足利氏の態度
誠意あらざる

十歳の老齢に及んでこの不面目を見るは愁嘆に堪えずと云ひ合せて曾父忠時が勳恩の地たる讃岐國備無保地頭職の事につき、細川頼氏の押領を退けられんことをも請ふたのである。(足利氏)よつて足利氏も已むなく十月に至つて、義詮は書を遣して貞久を慰撫し、備無保の事は急ぎ讃岐國守護に處置を取らしむべく、薩隅社寺本所領及び闕所地の事は、已に氏經の downward に當つて之に附與した上は、京都に於ては如何とも爲し難く、氏經宜しく處置すべしと言ひ、氏經には時宜に依つて計沙汰すべしと指令し、言を左右にして責任を回避したのである。(貞久)

島津氏斯波氏
經を積極的
支援せず

島津氏久の大
偏袒營

かくの如くして、氏經の downward に當つて大なる不快を覺えた島津氏は探題に對して積極的なる援助を爲さず、僅かに師久が正平十六年九月、豊後に援に赴かんとしたが、北薩の官軍和泉政保等及び肥後の官軍に拒まれて果さなかつたのである。加之國內にも官軍の勢盛にして未だ兵を外に送るに至らず、翌年二月には師久は若松孫太郎薩摩郡司彌太郎等を率ゐて宮里城の敵を攻め、又同月大隅小四郎等を以て田布施池部城に戦ひなどした。(正平)氏久もこの頃専ら大隅國內の經營に力を注いでゐたものと思はれ、正平十六年の初めには大

兵糧料所とし
て社寺領を没
收す

斯波氏經の歸
京

始良城を收め、同年の末には彌養久清に大彌養院内永吉並に郡本地頭得分を兵糧料所として預け、十七年七月には西俣城を入手したるに就き、本田爲親に西俣村地頭職半分代官職を沙汰せしめ、又同月深川院内地方半分を彌養久清に兵糧料所として給與し、十八年六月には末次覺榮等を攻めんとして彌養一族を招いてゐる。(正平)もとよりこれらの兵糧料所に給與すべき土地には限があるから、中には社寺領を沒收して之に充てたものもあるべく、十七年六月園城寺長吏が新に中納言法眼某を正八幡宮執印職として下した時の消息にも、氏久が神領を押領した由を窺ふことが出来る。(正平)併しながら氏久は他方に於ては武運祈禱の爲め、屢、社寺に新領を寄附し、十八年二月にも大慈寺に申良院内岩廣名半分を寄せてゐるのである。(正平)

かゝる間に斯波氏經は大友少武兩氏と共に九州經營に死力を盡したが、常に菊池氏の爲めに遮られ、最後に周防の大内弘世と結んで豊後を攻めしめたが、これ亦失敗に歸し、十八年春九國平定の任も空しく長門に遁れ、尋で都に歸り去つたのである。

かくして氏經の敗走によつて北九州又事無く、南方又大戦を見ることなく

島津貞久の逝

去
島津貞久の位

して正平十八年も過ぎんとしたが、爰にこの年七月三日、薩隅日の前守護島津貞久は九十五歳の高齡を以て遂に逝いたのであつた。（年七十五）これより先き、貞久は正平十四年四月五日に七ヶ條の置文を定めて、師久を惣領と爲し、兼ねて拾通の讓狀を認めて所領の一部を處分したが、其の内の一通は女子祖蔭房に大隅本庄内岩河村南方を、一通は弟資忠に大隅本庄内財部院を、一通は松浦女房に薩摩國山門院内三箇村並びに脇本村及び同國河邊郡内嘉吉村を、一通は大輔局に山門院内青木原村を、一通は京女子に大隅寄郡内西俣村を讓つたものであり、この内資忠分を除く他の女子分は何れも當人生存中之を知行せしめたもので、その死後は祖蔭房の所領は氏久に、他は惣領師久に返付すべく定められてゐる。特に本田兼阿の優志を賞で、その一生の間恩給の地を沒收することなかるべきを託してゐる。（年七十五）尋でその死に先立つて、十八年四月十日、更めて代々相傳の文書と共に残る所の全所領所職を師久氏久已下に分與した。即ち師久には薩摩國守護職、薩摩郡地頭職、山門院地頭職（先に讓つた松浦女房）、薩岐國櫛無保上下村同公文名、光成名同田所名河邊郡同十二島此外五島地頭職、和泉庄名主職、串木野村官里郷三分一地頭職、豊後國井田郷豊前國朝田庄筑前

本田兼阿

島津師久に讓
與分

島津氏久に讓
與分

總州家と奥州

國今田村薩摩役所河内國西島村地頭職、信濃國大田庄大藏郷地頭職、信濃國石村南郷地頭職、下總國相馬郡内下黒崎村符河村押手村發戶村申斐御房古志木村を氏久には、大隅國守護職及び守護職、薩摩國指宿郡肥前國倉上庄筑前國今津村、大隅國本庄内多禰島岩河村（但し南方は先に祖蔭房に一期を讓りたるにより之を除く）、同國寄郡内大禰院、深河院、鹿野院、下大隅郡申良院、筒羽野村、曾小河村、小原原、符横河院、薩摩國鹿兒島郡地頭職（但永吉村を除く）、及び日向國高知尾庄を讓與した。（年七十五）又別に乙壽丸即ち氏忠に薩摩國鹿兒島郡内永吉村、大隅國寄郡内百引村、筑前國三奈木村地頭職を永代に、禰々女に薩摩國鹿兒島郡内中村郡本兩村郡司職を、その死後に氏久に返すべく夫々に讓與した。（年七十五）世に師久の後を總州家といひ、氏久の家を奥州家と稱した。貞久は法名道鑑、道阿彌陀佛、淨光明寺殿といひ、後鹿兒島本立寺に葬つた。（年七十五）その生れたのは、蒙古が初めて對馬を掠略して鎮西の天地震撼せる文永六年であり、その壯年を元弘建武の争亂渦中に過し、その歿したのは南北の戦塵未だ収まらざる正平の後半に屬してゐる。

貞久の歿後、師久氏久共に薩摩大隅の經營に力を盡しつゝあつたが、この間に注意すべきは薩摩に於ける澁谷氏及び島津氏の一門伊作氏が官軍に歸順

澁谷重門伊作
親忠朝廷に歸
順す

したことである。即ち正平十九年二月一日後村上天皇は綸旨を澁谷重門に賜はつて、一族を率ゐて軍忠を盡さしめ給ひ、九月には伊作宗久の子親忠亦歸順を奏請したので朝廷之を納れて、十四日に親忠を下野守に任じてその志を褒し給ひ、又二十二年二月澁谷重門の軍忠を賞し給ふた。(註七)澁谷氏伊作氏共に年來薩摩に於いて、島津氏麾下の驍將として行動を共にせるものが、今俄に歸順するに至つた原因は明かではないが、之によつて島津氏が薩摩に於て少からざる打撃を蒙つたであらうことは想像に難くない所である。恰も正平廿一年三月五日、師久はこの頃職を長子伊久に譲り、氏久専ら薩隅の經營に當り、又これより先き十九年九月、彌齋清有を召して、日向の敵を圖らんと企て、未だ發せざる状態であつた。(註八)

島津氏久師久
國內の平定に
力む

正平二十一年四月に至つて、氏久は種子島頼時等七將を遣して肥後に菊池武光を撃たしめ、十六日大いに日之岡に戦つて頼時の戦死したことは當時なほ菊池氏の勢極めて盛であつたことを示し、氏久の肥後侵入も成功したものは思はれない。この後師久、氏久共に姑く國內の平定に力を注ぎ、氏久は翌二十二年六月、執印氏及び河上水郎左衛門尉を徴し、或は其の戦場に靈驗を顯

後村上天皇綸旨

公爵 島津忠重氏所藏
種子島頼時公

諸谷重門伊作
順忠朝臣に降す

第四編 守 護 時 代

したことである。即ち正平十九年二月一日後村上天皇は繪旨を諸谷重門に賜はつて一族を率ゐて軍忠を盡さしめ給ひ九月には伊作宗久の子親忠亦繪順を奏請したので朝廷之を納めて十四日に親忠を下野守に任じてその志を褒し給ひ又二十二年二月諸谷重門の軍忠を賞し給ふた。諸谷氏伊作氏共に年來薩摩に於いて島津氏麾下の驍將として行動を共にせるものが今俄に歸順するに至つた原因は明かではないが之によつて島津氏が薩摩に於て少からざる打撃を蒙つたであらうことは想像に難くない所である。恰も正平廿一年三月五日師久はこの頭職を長子伊久に譲り氏久専ら薩隅の經營に當り、又これより先き十九年九月細經清有を召して日向の敵を圍らんと企て、未だ發せざる状態であつた。

正平二十一年四月に至つて氏久は種子島頼時等七將を遣して肥後に菊池武光を撃たしめ十六日大いに之之間に戦つて頼時の戦死したことは當時なほ菊池氏の勢極めて盛であつたことを示し氏久の親任傳入も成功したものと見らる。

正平十九年九月
種子島頼時等七將を遣して肥後に菊池武光を撃たしめ十六日大いに之之間に戦つて頼時の戦死したことは當時なほ菊池氏の勢極めて盛であつたことを示し氏久の親任傳入も成功したものと見らる。

したるによつて下大隅稻荷社に土地を寄せ、又七日には禰寝久常に大隅西俣村地頭職並び辨分を與へ、又下大隅稻荷社に拜殿造營を以て賊徒討滅を祈り、又冠嶽權現社にも所願成就せば寶殿を修理すべしと祈禱を凝らし、二十三年二月にも執印友雄に契狀を與へた。〔注八三〕師久も又八月二十三日、二階堂直行に阿多郡觀音寺白河村を同じく二階堂近江前司に知覽院名主職を給與してこれを招き、翌二十三年十月また諏訪社に山門院西方袴田の水田三段を寄進したのである。〔注八四〕

〔注一〕 袖ヶ崎島津公侍家文書 薩摩逸史 舊記雜錄前編卷二三

〔注二〕 平姓禰寝氏正統文獻卷六 新編伴姓肝屬氏系譜九 禰寝邦夫氏所藏文書 舊記雜錄前編卷二四

〔注三〕 新編禰寝氏世錄正統系圖二 舊記雜錄前編卷二四 禰寝邦夫氏所藏文書 山田聖榮自記 山田有長正文集 島津勳功記一

〔注四〕 舊記雜錄前編卷二四

〔注五〕 袖ヶ崎島津公侍家文書 新田八幡宮文書一

〔注六〕 袖ヶ崎島津公侍家文書

第四章

皇家中興と薩摩の情勢

〔注七〕 舊記雜錄前編卷二四

〔注八〕 舊記雜錄前編卷二四 島津文書(色川本)二

〔注九〕 舊記雜錄前編卷二四 新田八幡宮文書一

〔注一〇〕 袖ヶ崎島津公侍家文書 島津正統系圖 薩摩逸史

〔注一一〕 舊記雜錄前編卷二四

〔注一二〕 舊記雜錄前編卷二四

〔注一三〕 舊記雜錄前編卷二四 相良文書二・二六・二七

〔注一四〕 舊記雜錄前編卷二四

〔注一五〕 土持文書

〔注二六〕 舊記雜錄前編卷二四 島津國史卷六

〔注二七〕 舊記雜錄前編卷二四 三國擾亂記上卷

〔注二八〕 舊記雜錄前編卷二四 新田八幡宮文書一

薩摩日地理纂考九

〔注一九〕 舊記雜錄前編卷二四

〔注二〇〕 袖ヶ崎島津公爵家文書

〔注二一〕 舊記雜錄前編卷二四 平姓嗣寢氏正統文獻

卷六

〔注二二〕 舊記雜錄前編卷二四

〔注二三〕 島津文書(色川本)二 舊記雜錄前編卷二四

〔注二四〕 舊記雜錄前編卷二五 入來院重賢氏所藏文

書

〔注二五〕 新田八幡宮文書一

〔注二六〕 舊記雜錄前編卷二五

〔注二七〕 舊記雜錄前編卷二五 島津國史卷六

〔注二八・二九・三〇〕 舊記雜錄前編卷二五

〔注三一〕 袖ヶ崎島津公爵文書 舊記雜錄前編卷二五

〔注三二〕 舊記雜錄前編卷二五 新田八幡宮文書一

〔注三三〕 舊記雜錄前編卷二五 島津國史卷六

〔注三四〕 舊記雜錄前編卷二五

〔注三五〕 舊記雜錄前編卷二五 袖ヶ崎島津公爵家文

書 新田八幡宮文書一 徵古雜抄 島津文書(色川

本)二 北郷文書院

〔注三六・三七〕 舊記雜錄前編卷二五

〔注三八〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 舊記雜錄前編卷二

五

〔注三九〕 比志島文書五

〔注四〇〕 舊記雜錄前編卷二五・二六 嗣寢邦夫氏所

藏文書

〔注四一〕 舊記雜錄前編卷二六 嗣寢邦夫氏所藏文書

〔注四二〕 舊記雜錄前編卷二六

〔注四三〕 舊記雜錄前編卷二六 比志島文書五

〔注四四〕 舊記雜錄前編卷二六 新編嗣寢氏世錄正統

系圖三 嗣寢邦夫氏所藏文書 平姓嗣寢氏正統文獻

卷六

〔注四五〕 舊記雜錄前編卷二六 島津國史卷六

〔注四六・四七〕 舊記雜錄前編卷二六

〔注四八〕 舊記雜錄前編卷二六 牛果文書 大平記三

三

〔注四九〕 舊記雜錄前編卷二六 傳家龜鏡一

〔注五〇〕 舊記雜錄前編卷二六

〔注五一〕 舊記雜錄前編卷二六 大慈寺文書記錄寫

〔注五二〕 新編嗣寢氏世錄正統系圖三 平姓嗣寢氏正

統文獻卷六

〔注五三〕 舊記雜錄前編卷二六

〔注五四〕 舊記雜錄前編卷二六 嗣寢氏文書利 相良

文書二六

〔注五五・五六〕 舊記雜錄前編卷二六 山田聖榮自記

〔注五七〕 阿蘇文書之二 入江文書

〔注五八〕 袖ヶ崎島津公爵家文書

〔注五九〕 平姓嗣寢氏正統文獻卷七

〔注六〇〕 大慈寺文書記錄寫 新編伴姓肝屬氏系譜九

〔注六一〕 土持文書

〔注六二〕 舊記雜錄前編卷二六 新編伴姓肝屬氏系譜

九 古證文七

〔注六三〕 舊記雜錄前編卷二六 山田聖榮自記

〔注六五〕 大友文書 土持文書

第四章 泉家中興と薩摩の情勢

〔注六五〕 舊記雜錄前編卷二七 傳家龜鏡一

〔注六六・六九〕 袖ヶ崎島津公爵文書

〔注七〇〕 舊記雜錄前編卷二七 袖ヶ崎島津公爵家文

書

〔注七一〕 舊記雜錄前編卷二七 新編嗣寢氏世錄正統

系圖二 小松從志伯爵家所藏文書

〔注七二〕 舊記雜錄前編卷二七

〔注七三〕 大慈寺文書記錄寫

〔注七四〕 島津正統系圖

〔注七五〕 袖ヶ崎島津公爵家文書

〔注七六〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 舊記雜錄前編卷二

七

〔注七七〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 北郷文書院

〔注七八〕 島津正統系圖 島津家過去帳 薩摩志一之

一 薩摩鹿兒島嶋津家譜坤 島津辰代歌

〔注七九〕 入來院重賢氏所藏文書 袖ヶ崎島津公爵家

文書

〔注八〇〕 新編嗣寢氏世錄正統系圖五

〔注八一〕 舊記雜錄前編卷二七

〔注八二〕 舊記雜錄前編卷二七 新編賴義氏世錄正統
系圖五 新田八幡宮文書一

〔注八三〕 二階堂文書三 舊記雜錄前編卷二七

第四節 今川了俊の九州下向後の情勢

京都の足利氏は正平十八年、斯波氏經が九州を遁走してより、鎮西官軍の強盛なるに鑑み、再び一將を下す必要に迫られてゐたが、二十年八月、斯波氏の一族澁川直頼の子義行を差遣するに決し、閏九月十七日、義行は遙かに薩摩の澁谷重門に書を寄せて近く出發すべきことを報じた。^{〔注七〕}併しながら、當時は四國、中國に於ける官軍の勢盛んにして、義行も徒に中國邊に閉塞され、遂に空しく歸洛した。かゝる内に二十二年十二月、將軍義詮歿し、鎮西の事を放棄して置くことを得ず、一度び山名時氏の子師義を選んだけれども、これは實現せず、やがて執事細川頼元によつて新探題として今川貞世を拔擢することゝなつた。かくて今川貞世、即ち了俊は建徳二年二月、弟仲秋、子義範及びこれより先、上洛中の九州の將士を従へて京都を發し、遂に義範を備後尾道より先發して豊後に着せしめ、又仲秋を肥前松浦地方に發し、自らはその年十二月十九日、初めて

澁川義行

山名師義

細川頼元新探題として今川了俊を拔擢す

今川了俊豊前赤坂に陣す

菊池武光豊後高崎城を攻む

今川了俊大いに檄を飛ばして豪族を招く

豊前門司に渡り赤坂に陣した。了俊は太宰府攻撃を以て第一の眼目とし、征西大將軍宮またいも早く了俊が未だ下向の途次にある十二月七日、大隅の豪族禰寝久清を招かれた。^{〔注八〕}而して義範は七月二日、豊後高崎城に入つて豊後を經略し、了俊の下着を待つて太宰府を衝かんとしたが、それより早く菊池武光は機先を制せんとして、佐伯蒲江に出で一擧に高崎城を攻めんとしたのである。^{〔注九〕}

九州に着した了俊は、直ちに檄を諸方の豪族に飛ばして來附を促し、豊前赤坂の陣より、文中元年正月二十五日、伊作親忠、禰寝久清を誘ひ、島津氏久及び三郎と共に力を致さしめた。^{〔注十〕}これより了俊は中國より隨從せる大内弘世及び少貳冬資等と共に豊前より筑前に入り、義範は豊後より、仲秋は肥前松浦より兵を進めて太宰府に逼つた。少貳冬資は二月二十一日、書を伊作親忠に送つて、この頃の戦況を報じ、太宰府博多の間に敵を逐つて、今明を期として太宰府を衝かんとすることを述べ、一日も早く上府すべきを促したが、親忠は代官として親族山田太郎左衛門入道を太宰府方面に差進めたやうである。^{〔注十一〕}又了俊は畠山直顯をして日向より出でしめ、土持氏をして之に屬せしめた。^{〔注十二〕}八月十二

太宰府陥る

日に至つて太宰府も遂に陥り、懷良親王はしばし筑後高良山に御居城あり、やがてまた肥後菊池城へ御退去せられることゝなつた。

澁谷重門峠城を攻む

薩摩に於いてはこれより先き、島津師久高江郷に城を築いて峯城と云ひ、山田忠房等をして之を成らしめたが、爰に官軍澁谷重門は六月に入つて、那答院入來院高城東郷の一族を率ゐ來つて、峯城を圍み攻むること甚だ急にして、重

菱刈牛屎の諸氏、碓山城を攻む

門は遂に飛石に中つて殪れたが、城もまた陥り、守將忠房及び守護代酒匂氏も戦死した。（元徳）一方菱刈牛屎及び球磨の相良氏等は相結んで師久の碓山城を攻

今川了俊大いに南を圖らんとす

め、師久をして志布志に在る氏久に援を請ふに至らしめた。氏久は急據鹿兒島に至つて兵を集め、伊作伊集院の衆を率ゐて薩摩山を踰へて赴き救ひ、碓山の圍は漸くにして解くことを得た。（元徳）仍て十二月二十一日征西大將軍宮は澁

谷重門の遺子重頼に亡父の峯城に於ける戦死を褒し給ふた。（元徳）これより先北筑の野を攻めてゐた了俊は、愈々南方を圖らんとし、重門の戦死を機會として、その子重頼を誘ひ、十二月再び重頼を招き、日向の土持三河太郎に兵糧料所を與へ、又樺山資久の子音久に、代官中條三郎左衛門尉を遣したるを褒し、合せて早速參陣すべきを命じ、翌文中二年二月には樺山資久、山田友久の軍功を賞し、益

征西大將軍宮令旨

入來村

入來院重賢氏所藏

一〇・三編 卷一五三號

征西大將軍宮令旨

公爵

島津忠重氏所藏

一〇・三編 卷一七七號

太宰府陥る

並乎重門峰城を攻む

粟刈牛屎の隙を以て山城を攻む

今川了俊大いに南を向らん

日に至つて太宰府も遂に陥り、懐良親王はしばし筑後高良山に御居城ありやがてまた肥後菊池城へ御退去せられることゝなつた。

薩摩に於いてはこれより先き島津師久高江郷に城を築いて峯城と云ひ山田忠房等をして之を成らしめたが爰に官軍薩谷重門は六月に入つて那答院入來院高城東郷の一族を率ゐ來つて峯城を圍み攻むること甚だ急にして重門は遂に飛石に中つて墮れたが城もまた陥り守將忠房及び守將武酒匂氏も戦死した。一方粟刈牛屎及び球磨の相良氏等軍船結公等、南播磨其美津山城を攻め師久をして志布志に在る氏久に援を請ふに至らしめた。氏久は急遽鹿兒島に至つて兵を集め伊作伊集院の衆を率ゐて薩摩山を踰へて赴き救ひ、碓山の圍は漸くにして解くことを得た。仍て十二月二十一日征西大將軍官は薩谷重門の遺子重頼に亡父の峯城に於ける戦死を褒し給ふた。これより先北筑の野を攻めてゐた了俊は愈南方を圍らんとし重門の戦死を機會としてその子重頼を誘ひ十二月再び重頼を招き日向の土持三河太郎に兵糧料所を興

薩州峯城公親、
親父討死、
哀しく、
依作親王、
幸甚と云ふ、
此の意、
此の意、
此の意、
此の意、

相軍、
おれ、
不親、
此の意、
此の意、
此の意、
此の意、

今川了俊大いに奥三州の將士を懐柔す

谷重頼をして庶子一族を率ゐて忠節を教さしめ、三月に再び資久を招き、更に澁谷重頼に戦況を報じて、國に於いて籌策を爲すべきを命じ、又五月には肥前城山より由比雲上の間に陣を移すに際して、樺山資久に肥前寺井津に上陸して參陣せんことを促したのである。（前同）即ち、この頃了俊は高良山なる親王の牙營を攻めんとして、肥筑國境に兵を出して、しかも未だ筑後川を渡るを得なかつた。

了俊はこの間、切りに薩隅日の諸族を懐柔して、肥後の後を衝かしめんとし、樺山教宗、山田忠經、同四郎及び樺山音久等の官途を夫、京都に吹舉し、特に二年十二月五日には樺山資久に兵糧料所として南都一乘院領日向移佐院領家職半濟を與へた。（前同）一方文中三年六月島津師久の子上總介伊久は了俊に對して、九州争亂の間其の所領豊後國井田郷豊前國副田庄日向國高知尾庄の替として、鯨島掃部助の阿多郡半分百五十町、上益山下益山兩村三十町、類娃郡名主職、二階堂隱岐守の阿多郡半分百五十町を得んことを請ひ、合せて讃岐國櫛無保、信濃國太田郷内南郷、同國大藏郷下總國相馬郡内符川申斐御房、發戶縣崎以下所々の知行分安堵を京都に吹舉せられんことを訴へ、又樺山明見資久も其の恩

菊池武朝

賞地上杉左馬助舊領日向國臼杵院地頭職を沙汰せられんことを請ふてゐる。(註三)
肥筑境の對陣愈、切迫するや、三年十月の初め菊池武朝等は親王を奉じて高良山の營を撤して肥後に退き菊池の本據に入つた。よつて了俊は彌十一月谷川に至つて陣し翌年にかけて筑後の經略に當つてゐたが、薩摩の將國分久成の如き了俊に従つてその警衛に當つてゐた。(註四)

島津氏の國內經營

この頃島津氏は自己の所領に就てのみならず、屢守護として國內諸氏の爲めに其の所領の安堵を了俊或は京都に請ふてゐるが、例へば伊久が澁谷重信の訴訟比志島久範の満家院内十三町名主職の安堵、伊作道臺の訴訟等を沙汰せられんことを請ひ、また氏久が野邊盛久の爲めに日向國櫛間院大隈國深河院北方を、富山義弘の爲めに其の日向の所領を、又山田忠經の爲めに谷山郡内山田上別府を、樺山明見の爲めに肥後國山鹿庄内少貳頼尙舊領同國尻無村日向國宮崎郡内戸次丹後守舊領の地頭職を京都に請ふてゐる。(註四)

今川了俊肥後山鹿に陣す

天授元年三月了俊は彌、菊池城に追らんとして、舊臘以來在陣せる谷川を發して肥後に入り山鹿に陣した。其の出發に際して廿五日、島津氏に書を送つて、來る廿七日出發して山鹿に達すべきを以て、その邊に參會せんことを促し、

菊池武興の奮闘

廿七日には伊作久義の來附を褒してゐる。(註五) 而してこの頃少貳冬資も島津氏と連絡を保つてゐた様であるが、この前後には菊池武興よりも書を伊久に送つて、了俊の山鹿志々木原に出陣せるを告げて援を請ふてゐる。(註五) 時に武興は武光卒去後若冠にして一族を率ゐて懷良親王良成親王を奉戴し、將に今川の大軍に最後の決戦を開かんとしつたのである。

島津氏久水島に赴いて今川了俊に會す

四月了俊は陣を日岡に進め、七月には更に菊池城の咽喉を扼する水島の地に進んだ。而して了俊はこの決戦を控へて、大友親世は既に參陣したが、島津少貳二氏の未だ來會せざるを遺憾とし、殊に島津氏の來援を望むこと切にして、遂に書を送つて氏久を招いた。乃ち氏久は八月十一日伊地知季弘、本田氏親等の家臣を率ゐて水島に赴いて了俊に會したので、了俊は大いに喜び歡待至らざるなく、置酒歡を極めた。然るに、ひとり少貳冬資來會せざるを以て了俊は氏久をして之を徵さしめた處、冬資も遽に意を決して來り會した。八月二十六日了俊は冬資を陣中に招いて嘯飲し、席上に弟仲秋をして冬資を刺殺せしめた。尋で了俊は氏久を筑後守護職と爲さんことを薦めて之を宿舍に招いた時、家臣危んで止めたが、氏久は即ち怯懦排すべしと云つて強ひて赴い

今川了俊少貳冬資を刺殺せしむ

鳥津氏久今川了俊の態度を怒つて歸國す

た。この時了俊は少貳氏が官軍に貳心あり、因て筑紫擾亂するが爲めに之を刺したのであると辯護頗る盡した。氏久は黙々と聞き終つて庸を蹶つて營に歸り、鳥津少貳大友の相共に九州を鎮するや久し、今冬資を招き共に息を竭さんとするに、却て之を刺殺するは豈恥ぢざるを得んやと書を留めて歸國した。かくて少貳氏先づ了俊に反抗し、今また鳥津氏了俊の態度を憎んで、本國に歸つて公然今川氏から離叛した。爲めに了俊は遂に菊池氏とも兵を交る能はずして、肥前に退くに至つたのである。

鳥津氏久官軍に應ず

今川了俊の方策一時挫折す

先きに氏久の水島に赴くや、師久も又伊久を遣して了俊に會せしめんとしたやうであり、伊久の赴かんとするに當つて、師久が懇切に諭してゐる書狀が存するが、伊久の會せしことは山田聖榮自記等にも所見がない所からすれば、恐らく氏久と了俊との間が決裂して氏久の歸國せるによつて、了俊に會せずして歸つたものではなからうか。かくて、その後氏久は官軍に歸順し、樺山資久も天授六年に至つて同じく官軍に従つた。而して其後氏久は終に了俊と相和せず、了俊はその九州經營に多大の支障を來し、肥後の南方を抑制する有力なる與黨を失ふこととなり、遂に菊池軍は一時勢力を復して、又北方を窺ふ

薩隅に對する策今川了俊の策

鳥津師久碓山城に歿す

今川了俊大いに薩隅の將士を懐柔す

餘裕を得たのである。了俊は九月十三日書を澁谷重頼に遣つて、氏久の叛きたるにより、別して味方に力を致すべきを依頼し、又重頼の八代堺に於ける戦功を褒して、只管其の歡心を買ふに努めた。是より了俊の薩隅に對する方策は要するに氏久を孤立せしめると同時に、他の諸氏を優遇して氏久に追従せざらしめんとしたもので、特に伊久を招致して薩隅を二分して鳥津氏の力を弱めんと努めたのである。

翌天授二年三月二十一日、師久の碓山城に歿するや、了俊は四月八日使者平子若狹權守を遣つて、その後を繼いだ伊久に遺領安堵を保證し、又氏久の爲めに己の進退を誤るなからんことを希望し、又禰寢久清にも同様氏久に加擔すること無く、味方に於て節を盡すべきことを令し、又澁谷重頼に掃部允の官途を吹擧するなど、伊久、澁谷禰寢、伊集院等を誘つて氏久に對抗せしめんと圖つたのである。而して之と同時に、五月當時肥前高來にあつた末子今川兵部大輔滿範を薩隅日の大將として差遣するに決し、其の趣を伊集院久氏、加治木近江權守澁谷重頼等に報じた。滿範は乃ち六月肥後人吉に達し、相良前頼を依頼して薩隅日に對する方策を立て、直ちに書を伊集院久氏、禰寢久清に送つて

野邊盛久

禰寝久清

今川滿範日向
に入らんとす

足利氏今川了
俊をして薩摩
大隅守護職を
兼ねしむ

援助を求め尋で前頼も滿範の下着を報じて禰寝氏を誘ひ、また野邊盛久よりも探題の内書を示して禰寝氏を動かさんとした。^(三三)了俊は更に樺山氏をも誘はんとして資久・音久父子に書を遣つて本領安堵を約し、又禰寝久清の滿範に應じて請文を呈したるを嘉し、殊に大隅薩摩二國の事は了俊が拜領すべきに就き、この際一層援助を請ふ由を告げ、七月十二日滿範は又種子島時充に既に渡海せるを褒して、禰寝氏と共力すべきを命じてゐる。^(三四)

かくて滿範は愈、日向に入らんとして、七月十六日禰寝久清に書を寄せて、既に田浦二見の敵を撃退して、將に莊内に入るべきを以て、急ぎ來附すべきを令し、又肝付兼氏にも既に相良前頼の眞幸に來着したるを以て、參會すべきことを依頼した。^(三五)然るに恰もこの切迫せる情況を前に、伊久も了俊に離叛するに至つたので、了俊は愈、禰寝氏を誘ふこと急にして、閏七月二十七日滿範と共に島津氏を撃たんことを令し、京都には既に禰寝氏の來附したことを注進せりと言つて、その出動を促した。^(三六)京都の足利氏は八月十二日、遂に島津氏久の大隅守護職并に伊久の薩摩守護職を奪つて之を了俊に兼ねしむるに至つたが、これ全く了俊が島津氏に對抗上の計策であつた。^(三七)よつて氏久も八月三十日、

今川了俊目録書狀
東京市 東洋文庫所藏
一五五番 卷二末二書

本狀料紙四枚、追而書の料紙一枚、何れも切紙を用ひてゐる。天授二年頃のものと思はれ、當時了俊は禰寝氏、薩谷氏を誘ふて總力島津氏久の勢力を破がんとした。この書狀は最もその旨意を知り得る一つである。文中「ついでに日本國地頭御家人たつて、弓矢の將軍をいたし、家を立て、家を立ち立てて、取二或は守護人、或はよき事にて、家を立ち立てて、無念なく、使しとあるが如き、

無味なる句は注意を惹くのである。

援助を求め尋で蒲範も蒲範の下着を報じ、蒲範氏を誘ひまた野邊盛久より
も探題の内書を示し、蒲範氏に書し、了俊は更に掃山氏をも誘
はんとして資久、資久も蒲範氏に書し、了俊は更に掃山氏をも誘
願じて諸文を呈した。七月十二日蒲範は又種子島時亮に既に
就き、この際一層援助を求め、蒲範氏に書し、了俊は更に掃山氏をも誘
渡海せるを褒して、蒲範氏に書し、了俊は更に掃山氏をも誘

かくて蒲範は意、七月十六日蒲範久清に書を寄せて既
に田浦二見の敵を疑、七月十六日蒲範久清に書を寄せて既
し又肝付兼氏にも、七月十六日蒲範久清に書を寄せて既
を依頼した。然る、七月十六日蒲範久清に書を寄せて既
至つたので、了俊は、七月十六日蒲範久清に書を寄せて既
島津氏を撃たんとす、七月十六日蒲範久清に書を寄せて既

成久清
今川清範日南
に入らんとす

成久清
今川清範日南
に入らんとす

成久清
今川清範日南
に入らんとす

彌寢氏の態度

今川滿範に屬した薩摩の士

北郷誼久の都城

田代肥前守に大隅串良院内奮知行分の返附を約して彌寢氏を牽制せしめ、伊久も十一月十日澁谷重頼に契約狀を交附して相結東せんとし、又大彌寢伊勢介に大始良秀義の大彌寢院郡本村の田園を與ふるなど、了俊の策略に對抗すべく努めた。(注二五) しかも彌寢氏は島津氏と了俊の間にあつて、其の態度を明かにしなかつたので、十月八日滿範は眞幸方面に於ける戦況を報じ、肝付駿河守が一族を遣し來つたことを告げて探題の内書に添狀を付して彌寢氏を徵し、兼ねて肝付兼氏をも誘つて味方に參るべきを促し、既に大隅は了俊の分國となりたれば援助の上は充分の恩賞あるべきを暗示し、且つ土持氏種子島氏をも誘ふた。(注二六) 更にかくて十一月には滿範は彌寢久清に對して澁谷和泉牛屎等の諸氏の來附を告げ、一刻も早く來り會せんことを以てし、其將をして相良伊東の兵を率ゐて眞幸北郷野々美谷を侵さんとした。(注二七) 薩摩日より市來澁谷菱刈牛屎眞幸肝付伊東彌寢備間飯肥土持等六十三人滿範の旗下に屬し、これより先き天授元年北郷誼久が日向南郷宮古島に築きて據れる都城を攻めんとし、て本原に陣した。在城の將誼久を始め、樺山音久本田重親工藤藏人以下七十餘騎之に籠つて防戦大いに力めた。(注二八)

島津氏久兵を
莊内に追めんとす

月一揆
杉一揆
小一揆

島津氏久大いに
今川氏を破る

是に於て翌天授三年正月氏久は遂に子又三郎と共に志布志を發して都城を救援せんとして天嶺に屯し、こゝにて財部氏を招き、又肝付久兼以下、加治木伊集院伊作、鹿兒島下大隅大始良等の軍を會して愈、莊内に向はんとし、又三郎を志布志に歸らしめて、自ら陣を平良谷に進めた。これより氏久は軍を分つて三とし、新納實久を左翼とし、本田重親を右翼とし、夫、月一揆、杉一揆に將とし、自らは兵二百餘騎を將ゐて小一揆と名付け、進んで蓑原に向つた。都城に於ける誼久等は氏久の來援に力を得、三月朔日出でて滿範の軍と奮戦し、北郷基忠、同忠、宣之に斃れ、誼久又傷いて退いた。時に氏久は蓑原に到り、大いに戦つて相良氏頼伊東祐基、池尻五郎東郷久清等を斬り、爲めに滿範の軍敗れ退いて三俣を保つた。氏久の兵勝に乗じて追撃し、滿範又蓑原に返り戦ひ、四月二日の戦に本田重親、北原彦七郎、肥後兄弟、大始良、志々目、藤三等戦死し、滿範の軍も都城を放棄して下財部野々美谷三俣方面へ退いた。仍て懷良親王は六月二十九日、構山音久に御威の令旨を與へてその軍功を賞し給ふた。九月に至り、本田重親の甥氏親は大隅に姪木城、清水城を抜いでこの方面の敵を驅逐せんとしたが、滿範も土持榮勝等と共に來り戦ひ、遂に眞幸に出でた。

今川了俊の勢
力再び筑肥を
壓す

千布蟪打の戦

菊池武興島津
伊久に援を求む

島津氏久の艦

水島の敗戦後、了俊は肥前に退いて専ら諸方面の對策を練り、殊に中國の大内氏の軍と合して其勢力再び筑肥を壓するに至つた。一方官軍に於ては、一度び攻撃に出で、良成親王は肥前に今川軍を討たんとせられたが、天授三年正月十三日の千布蟪打の戦に大敗を蒙り、又振ふこと能はざるに至つた。それより、了俊は三月官軍の兵を追つて再度南下し、五月肥後に入つて山鹿志々木原に陣し、又も菊池城に逼らんとしたので、菊池武興朝武は六月十日書を島津伊久に寄せて肥後の情況を述べて援を請ふた。了俊は八月の頃までに次第に南進して肥後を壓したが、一旦肥後の事を仲秋義範に托して博多に還つた。かくの如く、九州の大勢今川軍に利にして薩隅日の諸族も次第に了俊に従ふ者多く、島津伊久も三年六七月の頃より武家方に歸したものゝ如く、やがて氏久も伊久の勧めに従つたやうである。しかし武家方となつたとはいへ、氏久は了俊に與みすることを快しとせず、度々の招にも兵を送らず、常に不則不離の關係に立つて、それと別個に國內の諸氏に對して勢力を扶植せんとしたものであるから、了俊は屢、伊久殊に禰寝氏に對して、氏久とは關係なく、武家方として兵を滿範に付して忠勤を盡すべきことを命じてゐる。爰に於て氏

鳥津今川兩氏
融和せず

久は國內の御家人に對する了俊の干渉を悦ばず、了俊は又氏久を無視して直接に薩隅の諸族を動かさんと努め、こゝに兩者の到底相融和し難い事情が存したのである。

今川了俊大いに薩南の諸將を招く

四年正月二十七日、了俊は又書を薩摩南部の諸氏に與へて、今は諸國皆足利氏に屬し、獨り九州のみ残つてゐるが、今春再び肥後も經略するであらうから、氏久の治罰はその時行ふべく、味方に參るならば、薩摩の關所地等を料所として預けるであらうと稱し、更に近日子義範を下すべきに就き、特に助力を請ふといひ、三月滿範よりも禰寢氏に兵を徵し、又大隅の諸族にも早く三俣に赴いて滿範に會すべきを命じてゐる。滿範も亦七日、大隅始良庄下大隅鹿野屋高隈村佐多村を以て久清を誘ふた。十八日、了俊は伊久に對して薩摩の地頭御家人を督して軍に會せしめ、又其の兼ねて愁訴せる豊後の井田郷の沙汰を京都に轉旋し、守護大友親世をして井田郷を伊久の代官に交付せしめた。かゝる故か、九月二十九日、今川軍が良成親王菊池武朝の軍と託磨原に會戦するや、伊久はその弟碓山久安新納久吉を派遣して、了俊を助けしめた。五年三月十三日、了俊が伊久の代官に筑前國須江庄半分を沙汰付けしめてゐるが、蓋しそ

託磨原の會戦と鳥津氏

今川氏に従つて禰寢久清大始良城を攻む

の賞であらう。しかし乍ら氏久は依然として、了俊と相和さなかつたので、了俊は遂に禰寢氏を動かして氏久を討たしめたものと見え、十一月禰寢久清は氏久の領せる西俣及び大始良城を攻めるに至つた。之に依つて翌六年了俊は篤く禰寢氏を侵し、五月滿範は大隅鹿野屋院内恒見村を領せしめ、六月更に大隅始良庄を兵糧料所として預け、七月には禰寢氏の本領を安堵した。斯くの如く氏久と了俊とは敵對關係にあつた上、七月伊久も亦了俊と絶つに至つた。爰に於て了俊は禰寢氏を憑むこと彌篤く、久清も之に應じて十月鷹栖城を抜いたが、恰も滿範は北郷城ヶ崎に屯し、將に都城を圍らんとしてゐたので、久清の鷹栖の捷を賞し、且つその兵を徵した。即ち六月朔日、久清は佐多氏義の佐多城を攻めて之を抜いたので、了俊は直ちに七日之に威狀を與へ、又九月禰寢北俣四村を之に與へた。かゝる間にも都城方面に於ては、六月二十六日、今川氏の將慈冬なる者、都城を侵して村落を燒き、早稻を刈つて、城主北郷誼久を苦しめ、七月四日、滿範は末吉城を抜いて兵を納れ、岩河城と相呼應して、氏久の志布志よりして都城に對する連絡の路を絶つた。七日更に池平を掠めて土持衆をして之を成らしめ、進んで愈、都城に逼り、又早稻を刈つて城兵を嚇かした

佐多氏義

都城方面の形勢

今川氏の將慈冬

が遂に落すこと能はず翌日滿範は軍を還し、誼久は輕卒を率ゐて出でて、之を追撃したが克つを得なかつた。然るに此の日に一方に於て相良前頼は税所介祐義と兵を合して、本田氏の領する於奴止利城を攻めて之を抜いたのである。(五二七)

九州に於ける
宮方漸く不振

今川氏に對す
る島津氏久の
態度

託磨原の敗戦後、了俊は愈菊池城を抜かんとして再舉肥後平野に入り、着々官軍の諸城を陥れて、弘和元年六月遂に菊池城の本據たる隈部染土をも陥るを得、こゝに九州に於ける官軍に大打撃を與へ、これより宮方は漸く衰運に向つたのである。弘和二年閏正月十八日、了俊は書を禰寢久清に送つて氏久、伊久の服歸を喜び、五月澁谷重頼をして、先に谷山、鮫島氏等に預け置きたる河邊郡地頭職を奪回して伊久に與へ、谷山、鮫島の兩氏には別に替地を約して之を退かしめてゐるを以てすれば、この頃伊久及び氏久も亦了俊に款を通じてゐるかと考へられるのである。(五二八) 但し氏久の態度たるや、極めて明瞭を缺き、事實に於て毫も今川氏を助けることはなかつた。即ち了俊は氏久に肥後八代の官軍を撃たしめ、或は氏久か或はその子元久の内一人了俊の陣に來附すべきを強要したが敢て之に應せず、了俊も遂に氏久治將の御教書を京都に請ひ、一方禰寢氏をして氏久の背後を監視せしめ、肥後平定を俟つて自ら大隅に入ら

牛屎元息

今川氏の將宮
内大輔三雄

相良前頼官軍
に應ず

禰寢清平

んとするに至つた。(五二九) この形勢に征西大將軍宮は元中元年正月牛屎元息に令旨を與へて其の黨參を賞し、且つ日向深河八十町、岩河八十町、大隅菱刈院地頭職三百町、禰寢地頭職三百町、薩摩鹿兒島院郡司分七百町、山門院三百五十町の地を給與して忠節を致さしめ給ふた。(五三〇) 一方了俊はその將宮内大輔三雄を遣して、滿範と相俟つて八代方面を圍らしめたが、八月三雄は肥後二見に着し、八月薩摩の澁谷重頼は之に赴き會し、閏九月伊久もその子守久を二見に遣した。(五三一) 然るに前に相良前頼は定頼の跡を襲ぐと共に官軍を標榜したが、元中二年正月了俊に背いて氏久、伊久と和するや、氏久、伊久は代官を送つて共に三雄を攻めしめたので、三雄は爲めに肥後佐敷に退却した。よつて了俊は禰寢清平に後援を頼み、又澁谷重頼をして三雄を助けしめ、重頼は佐敷に行き、三雄の指令によつて還つて水俣城を救ひ、晦日夜再び佐敷に三雄に會した。しかるに官軍の勢頗る猛勢にして、三雄も遂に佐敷を棄て、天草に渡り退くの已むなきに至つた。(五三二) 了俊は正月、重頼の二見佐敷に於ける忠節を賞し、又二月水俣の戦功を褒した。(五三三)

爰に相良前頼と島津氏とが官軍に加はつたことは、了俊にとつて實に圖ら

彌寢氏官軍に
應ず

今川了俊と澁
谷重頼

牛屎元勝

鳥津氏久大關
國內の經營に
任ず

鳥津氏久歿す

鳥津氏久の卒
去と薩隅に對
する今川了俊
の態度

斯波義將彌寢
澁谷重頼を鳥
津氏と絶たし
む

ざる打撃で、更に彌寢氏も突然官軍に歸順の意を表し、二月十日征西大將軍宮は令旨を下し賜ひ、菊池武朝令旨を傳へて參陣を勧めた。(五三〇)かくの如くして今や南方の武家方は再び續々了俊に背叛して、南肥後を中心とする官軍の勢力は随つて強固なものとなつた。この情勢は京都にも聞え、十月遙かに氏久、伊久をして八代に出さしめんとしたが、(五三〇)固より鳥津氏動く所ではなかつた。かくて薩隅に於て了俊が憑む所は、ひとり澁谷重頼あるのみとなり、了俊は深く之を依頼して、元中三年正月澁谷一族に筑前國比伊郷本知行分を安堵し、五月には澁谷重信に伊集院久氏の舊領三分一を、澁谷重光に宮里郷地頭職を恩賞として給付し、合せて川尻宇土方面の戦況を報じて之を勵し、その優遇至らざるはなかつた。(五三〇)牛屎文書に據れば、之より翌年にかけて、牛屎元勝一族は伊久と共に阿多方面を圖り、亦相良前頼と共に葦北湯浦城攻略に従事した。

氏久は上述の如く了俊に對して飽くまで反抗的態度を持し、時に款を通ずるも、亦敢へて援軍をも送らず、靜かに大隅國內の經營に任じてゐたものゝやうである。即ち元中二年十二月十五日には伊久と共に夫追物を講じ、三年四月十四日には彌寢雅義の子熊夜又丸をして亡父の舊領大彌寢院總辨濟濟使職及び郡本村を襲がしめ、富山義勝に大彌寢郡本領家職を付し、十二月五日波見筑後守に波見村を安堵し、又肝屬郡野崎村津曲名の田地を給與する等である。(五三〇)かくて氏久は元中四年閏五月四日、遂に鹿兒島に年六十を以て歿した。大始良龍翔寺に葬る。氏久は騎馬に巧にして騎法十八條を残せりと傳へ、後世在轡集と稱して珍重する所である。(五三〇)

氏久の了俊に對する態度は屢述したが、氏久の卒去は確に了俊の薩隅に對する方策を有利に導いたものに違ひなく、氏久の跡を襲げる孝久は、元中五年四月正八幡宮に立願して世上の安泰を願ひ、元久と改名し、伊久と共に武家方として立つたが、しかも了俊に對して積極的援助を與へてゐることは未だ見ないのである。のみならず、元久が伊久の爲めに本田重親を遣して、横川の今川黨を攻めんとし、彌寢清平に之に會せしめてゐることもある。(五三〇)京都にあつては、管領斯波義將肥後の未だ治まらざるを憂へ、四年九月遙かに彌寢氏に書を送り、今川和元に屬して鳥津氏等を撃たしめ、又五年八月澁谷重頼にその忠節を褒して、同じく和元に屬して戦功を抽んでしめた。七年七月義將はまた彌寢清平澁谷重頼に鳥津伊久元久と絶たしめ、了俊よりも又屢、澁谷

氏を賞して、十一月伊集院久氏の舊領地の地頭職を與へ、又八年四月には同地頭領家職各半分を預け、又重頼に薩摩國知行分の内國衙並に領家米を兵糧料所として預くる等之を優遇すること以前と變らなかつた。(元久)

前述の如く南肥後に於て官軍が振起したことは、一時了俊の經略を頓挫せしめたけれども、大勢は既に定る所であつた。相良前頼も元中四年以後は官軍としての活動を見ず、七年八年に亘つて川尻宇土の官軍も今川貞臣(義範)の爲めに狭められ、諸城相次で陥つた。而して八年七月の頃には八代の方面も全く今川氏の勢力に包括されることゝなつた。

之より先き總州家の伊久は嫡子守久を碓山城に留めて、自らは川邊に別居したが、明徳四年に至つて伊久は守久と和せず、伊久を河邊城に攻め、平山に至つて陣を布いた。奥州家の元久は之を見て守久を諫め、遂に之をして薩摩郡に軍を撤せしめた。是に於て元久は守久の不孝を以て重代の家寶を元久に譲つた。加之伊久はやがて伊集院某の爲めに其の重要な所領坊ノ津泊津の兩津を奪はれ、止むなく河邊をも元久に避與へて碓山城に歸り、守久は山門院に退くことゝなつた。(元久)

島津伊久守久父子の不和

日向梶山城

了俊はなほ元久伊久の討伐と薩隅の經營とに努め、日向大隅に於て其の與黨即ち一揆を形成せしめ、特に相良氏と彌齋氏とをこの方面に動かさしめんとしたが、應永元年正月相良前頼が一揆を援けて日向に入つて都城を攻るうち、弟丸目頼書等と共に討死するや、今川貞兼をして更に日向梶山城に高木久家等を討たしめた。(元久)二月に至り、城將高木久家は高城城將和田正覺と協力して之を禦ぎ、北郷誼久は其子久秀忠通を遣して赴き援けしめ、元久も亦兵を出して之に協力した。然るに忠通、久秀等戦死し、城亦陥り、元久も兵を歸したが、

日向野々宮城

樺山音久

足利義滿兩島津討伐の御教書を發す

七月に入つて元久は日向野々宮城を襲ふて之を陥れ、相良氏の部將千町幸田等を斬り、やがて樺山音久をして此處に居らしめ、且つ北郷の内に前後して土地を與へて音久と深く盟約した。(元久)是に於て了俊は八月更に足利義滿を動かして兩島津討伐の御教書を出さしめ、この旨を薩隅の地頭御家人に通達した。(元久)先きに元久は義滿より上洛すべき命を受け、つゝ之を拒み、加へてこの歳十一月相國寺領三俣院内五町を料所として、岩元氏に與へたるを始め、日向大隅の經營に力を致した。(元久)かくて了俊はその薩隅日に於ける島津氏との對抗半ばにして、應永二年八月その探題の職を免せられて東歸するに至り、薩隅の形勢

今川了俊探題職を免ぜらる

亦おのづから一變するに至つた。

〔注一〕 入來院重賢氏所藏文書 舊記雜錄前編卷二

書(伊作家文書) 比志島文書六 野邊古文書并系圖 富山文書并系圖

〔注二〕 新編關氏世錄正統系圖五

〔注一五〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄前編卷二

〔注三〕 入江文書 舊記雜錄前編卷二七

〔注一六〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 花營三代記 島津

〔注四〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 新編關氏世錄正

〔注一七〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 花營三代記 島津

統系圖五 舊記雜錄前編卷二七

〔注一八〕 舊記雜錄前編卷二八

〔注五〕 袖ヶ崎島津公傳家文書(伊作家文書)

〔注一九〕 入來院重賢氏所藏文書

〔注六〕 舊記雜錄前編卷二七

〔注二〇〕 島津正統系圖

〔注七〕 舊記雜錄前編卷二七 山田聖業日記

〔注二一〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 平姓彌齋氏正統文

〔注八〕 舊記雜錄前編卷二八 平姓彌齋氏正統文獻

獻卷九 入來院重賢氏所藏文書 舊記雜錄前編卷二

卷七

八

〔注九〕 入來院重賢氏所藏文書

〔注二二〕 舊記雜錄前編卷二八 入來院重賢氏所藏文

〔注一〇〕 舊記雜錄前編卷二七・二八 入來院重賢氏

書 袖ヶ崎島津公傳家文書

所藏文書 傳家龜鏡一・二

〔注二三〕 舊記雜錄前編卷二八 平姓彌齋氏正統文獻

〔注一一〕 舊記雜錄前編卷二八 傳家龜鏡一・二

卷九・十

〔注一二〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 傳家龜鏡一

〔注二四〕 平姓彌齋氏正統文獻卷九・十 種子島日記

〔注一三〕 舊記雜錄前編卷二八

〔注二五〕 平姓彌齋氏正統文獻卷九・一〇 舊記雜錄

〔注一四〕 舊記雜錄前編卷二八 袖ヶ崎島津公傳家文

家文書 傳家龜鏡一・二

卷九・一〇

〔注二五〕 平姓彌齋氏正統文獻卷九・一〇 舊記雜錄前編卷二九

〔注三九〕 平姓彌齋氏正統文獻卷一〇

〔注二六〕 平姓彌齋氏正統文獻卷九

〔注四〇〕 袖ヶ崎島津公傳家文書

〔注二七〕 小松從志伯爵家所藏文書

〔注四一〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄前編卷二

〔注二八〕 舊記雜錄前編卷二九

〔注四二〕 舊記雜錄前編卷二九

〔注二九〕 舊記雜錄前編卷二九 平姓彌齋氏正統文獻

〔注四三〕 平姓彌齋氏正統文獻卷一〇 舊記雜錄前編

卷九・一〇 種子島男傳家文書 土持文書

卷二九

〔注三〇〕 舊記雜錄前編卷二九 平姓彌齋氏正統文獻

〔注四四〕 平姓彌齋氏正統文獻卷九・一〇 舊記雜錄前編卷二九

卷一〇

前編卷二九

〔注三一〕 舊記雜錄前編卷二九

〔注四五〕 舊記雜錄前編卷二九 平姓彌齋氏正統文獻

〔注三二〕 舊記雜錄前編卷二九 山田聖業日記

卷九

〔注三三〕 傳家龜鏡三

〔注四六〕 舊記雜錄前編卷二九 入來院重賢氏所藏文

〔注三四〕 舊記雜錄前編卷二九 土持文書

〔注四七〕 舊記雜錄前編卷二九 袖ヶ崎島津公傳家文

〔注三五〕 袖ヶ崎島津公傳家文書

書

〔注三六〕 舊記雜錄前編卷二九

〔注四八〕 牛屎文書

〔注三七〕 平姓彌齋氏正統文獻卷九・一〇 入來院重

〔注四九〕 舊記雜錄前編卷三〇 入來院重賢氏所藏文

賢氏所藏文書

書

〔注三八〕 舊記雜錄前編卷二九 平姓彌齋氏正統文獻

書

- 〔注五〇〕 舊記雜錄前編卷三〇 相良文書
- 〔注五一〕 入来院重賢氏所藏文書
- 〔注五二〕 新編關震氏世錄正統系圖五
- 〔注五三〕 舊記雜錄前編卷三〇
- 〔注五四〕 入来院重賢氏所藏文書
- 〔注五五〕 舊記雜錄前編卷三〇 新編關震氏世錄正統系圖五
- 〔注五六〕 島津正統系圖
- 〔注五七〕 舊記雜錄前編卷三〇 新編關震氏世錄正統系圖五
- 〔注五八〕 入来院重賢氏所藏文書 舊記雜錄前編卷三

-
- 〔注五九〕 山田聖榮日記 舊記雜錄前編卷三〇
- 〔注六〇〕 歴代參考八 沙彌洞然狀 求麻外史一之七
- ・八
- 〔注六一〕 御代々御職場之御由緒之地覺 山田聖榮日記 莊内平治記一 傳家龜鏡二 新編關震氏世錄正統系圖八
- 〔注六二〕 小松從志伯爵家所藏文書
- 〔注六三〕 舊記雜錄前編卷三〇
- 〔注六四〕 小松從志伯爵家所藏文書 應永記

第五章 室町幕府時代の薩隅

元中九年閏十月、兩皇統の御合體成立し、後龜山天皇から神器を後小松天皇に傳へられ、爰に於て五十餘年に亘る紛亂は終を告げた。室町幕府に於ては之より二年にして、應永元年、義滿將軍職を子義持に譲り、太政大臣となつたが、翌年には鎮西探題今川了俊を召喚した。今川了俊の歸東は實に時代の趨勢とは云へ、鎮西諸國の形勢に劃期的の影響を與へ、その後猶ほ澁川滿頼其の子義俊相次いで探題として鎮西の御家人を統御することゝなつても、事實に於て幕府の威勢は次第に衰へ、これより各國守護の分國時代を現出することゝなるのである。

新探題澁川滿頼の下向の時期は詳かではないが、應永記に據れば大體應永三年四月頃と思はれる。この頃九州の情勢は大體足利氏に屬し、概ね探題の命に従つたが、之は表面上のこと、實際は早くも諸族の抗争、或は同族内の争鬭を事として、支離滅裂の情態であつた。薩隅日に於ても、兩島津氏の分裂があり、澁谷氏等の大族は依然として島津氏と相容れなかつた。了俊の在職當

兩皇統御合體後の情勢

今川了俊の歸東

澁川滿頼の九州下向と當時の情勢

島津伊久と元久との不和

澁谷氏と島津伊久との連和

鶴田氏と元久との連和

島津元久日向大隅の守護補任
島津伊久の卒去と伊久遺子と奥州家との争闘

時島津伊久元久は共に歩調を合して、今川氏の南侵を拒みつゝあつたが、その後應永七年伊久と元久との間に次第に不和を生じ、元久はその養子伊久の三子生黒丸(後の久照)及び伊久の族たるその夫人を歸らしめたので、之より前き氏久より遺命を受けて兩島津の融和を囑せられてゐた重臣本田忠親は頻りに元久を諫めたけれども、遂に聽かれなかつた。時に山東の澁谷氏はその一族四氏は伊久に應じてゐたが、獨り鶴田氏が元久に服してゐた。應永八年四月伊久は之を併せんとして、大村清敷・柏原東郷・高城の諸氏と共に鶴田氏を攻めたので、元久は之を援はんとして、表面市來忠家を攻むるを名として市來に赴いた。これより兩軍は暫く紛争を重ねたが、伊久は遂に相良實長と結び、實長は牛屎氏の兵を率ゐ來つて伊久を助け、十月における鶴田の千町田の戦に元久は敗績し、鶴田を捨て、大隅菱刈に出奔した。伊久は之によつて澁谷重頼に地を與へ、また深く盟約する所があつた。伊久元久はこの後なほ相對立してゐたが、應永十一年足利幕府は元久をして伊久と和せしめ、元久を日向大隅の守護に任じた。然し乍ら、これによつて和解の成立を見るに至らないうち、伊久は應永十四年四月薩摩平佐城に卒した。伊久はその嫡子守久と不和に依

島津元久薩摩の守護に補せらる

島津元久の上洛

島津元久の卒去

島津元久と禪宗

福昌寺の創建と岡山石屋眞梁

つて、生前職を守久に譲らなかつたが、守久の弟忠朝及び子久世は、共に漸く家運の隆盛に向つて來た奥州家と争つた。「應永十六年九月十日、將軍義持は更に元久を薩摩の守護職に補し、元久は翌年六月上洛して、十一日義持に室町第一に謁し、義持も亦元久の宿舍に臨んだ。元久はそれより伊勢神宮に參詣し、和泉堺浦を経て九月歸國した。爰に澁谷重頼は十八年七月元久に叛し、伊集院頼久の居城清敷を攻め、總州家の忠朝并に久世之に應じた。元久乃ち之を撃たんとして清敷に屯し、弟久豊をして久世等に備へしめ、軍を鋒尾に進めたけれども、適病を得て鹿兒島に歸り、八月六日を以て清水城に卒去した。

元久の事蹟の中特筆すべき

ものは其の禪宗に對する歸依の深かつたことで、就中福昌寺の建立である。元久が石屋眞梁を開山として、鹿兒島郡長谷場村の地を下して、福昌寺を創建したのは、應永元年のことに



第三十五圖 僧石屋眞梁畫像 (湯地定敏所藏)

福昌寺制規

係り、翌二年正月には長谷場村門前を寺地として寄進した。尋でその知行内の山中に於て福昌寺造替料材の採伐を許し、同寺の境内を定め、寺領として鹿兒島郡坂下内池上田島を寄進した。應永四年四月九日元久の定めた福昌寺制規に先祖忠久以來七代の間三箇國に菩提寺の一寺もなかつたことを云つてゐるを見れば、其の建立の意趣も略察せられるのである。應永六年二月、元久は重ねて老母崇欽禪尼の菩提料所として、谷山郡宇宿村内水田八町を、また先考氏久の菩提料所として同宇宿村内の水田三町を、又自己の菩提の爲め同村を寄進した。この以後元久は頻りに寺地を寄進し、或は谷山郡宇宿村寺領内に鷹狩を禁制する等その信仰誠に篤く、爲めにその臣下に或は末寺を設け、或は寺領を寄進するものも少くなかつた。かくの如くして禪宗の隆盛を來し、福昌寺以外に山川の正龍寺伊集院廣濟寺等の建立を見るに至つた。元久は遂に自身その一子梅壽をも削髮せしめて眞梁に附屬し、福昌寺三世の法嗣とならしめた。之れ仲翁守邦である。

かくて元久の歿後は世子が無く、伊集院頼久はその子初犬千代丸を以て眞梁と謀つて嗣子たらしめんとした。然るに、元久の弟久豊は之より先伊東氏

寺領の寄進

元久一子梅壽を福昌寺に僧とす

伊集院頼久其の子初千代丸を元久の嗣と爲さんとす

島津久豊自立して家を嗣ぐ

諸氏の勢力範圍

島津久豊細網山内村島津氏を憑む

島津久豊と樺山教宗

と婚を通じてより元久と相和さず、元久の疾んで薩北より歸るや、その居城日向の穆佐に歸り、總州家の久世に通ずとの世の誤解を招いてゐたが、今頼久等が初犬千代丸を擁せんとするを抑へ、自立して元久の後を嗣いだ。この頃久豊の勢力の及ぶ所鹿兒島谷山揖宿溝邊田萬理敷根末吉恒吉市成平房百引高隈鹿屋大始良下大隅財部等の地に過ぎず、伊集院頼久は伊集院を中心にして川邊給黎を領し、總州家の守久は山門院に同忠朝は隈之城にあつて永利荒川羽島を領し、久世も碓山城にあつて頼久に黨し、顯娃知覽山田別府阿多田布施伊作市來山西四所等皆之に應じたといふ。爰に於て久豊はその勢力維持の爲めに、何れかに盟交を求めんとしたが、澁谷氏は元久以來反目の仲であつたので、福寝清平山田久興比志島久範を深く憑んだ。かくて久豊は應永十八年十月、清平に揖宿郡鳴河村を興へ、十二月廿七日之と父子の盟約を爲した。又山田久興にもその故地山田上別府を安堵し、又大隅市成南持富を領せしめ、十九年二月比志島久範に滿家院油湊木を宛行つた。又一方に於て樺山教宗に日向北郷島津内並に薩摩鹿兒島知覽院内所々の買得地を安堵し、又十九年三月には大隅上小河五町日向熊野郷十町薄ノ壇を宛行つた。樺山氏と久豊との關

係はこの歳九月伊東祐立が久豊の婿室井某を攻むるに及んで彌、深くなり、九月久豊は日向に軍を進めたが、源藤村に破れ、兵を率ゐて移佐高城に至り、遂に末吉に退去した。^{正二} 恰もこの年十一月九州探題澁川滿頼は歸洛したのである。

伊集院頼久の
鹿兒島奪取

應永二十年九月久豊は菱刈の凶徒を撃たんとして吉田に進みたるに伊集院頼久はその虚に乗じて鹿兒島清水城を陥れた。久豊乃ち急を聞いて歸り、十二日原良村に於て頼久の軍を破つて鹿兒島を回復した。又十二月八日比志島久範も久豊を援けて頼久と戦つた。之より久豊頼久の争は漸く激しく、二十一年正月頼久は久豊の黨山田清範を小山田城に攻めて克たず、七月には久豊出でて給黎城を圍んだので、頼久は島津久世伊作久義を以て之を救つて、八月一日給黎城に入つたが、適、球磨の兵來つて久豊を援けた爲め、頼久は再び遁走し城陥つた。翌年十二月久豊は又久世を鹿兒島に圍み其の河邊の地を求めた。久世遂に窮して翌年正月十三日鹿兒島千手堂に自刃し、其士殉する者十一人を數へたといふ。而してこの年久豊も亦出家した。^{正三}

島津久世の自
盡

久豊伊集院頼
久を匿伏す

應永二十四年九月久豊は兵を遣して松尾城に據らしめた處、頼久また同城を圍んだので、久豊は鹿兒島谷山の兵を以て之を援け、頼久の兵と川邊に戦つ

伊集院頼久和
を請ふ
島津忠朝

市來家親と澁
谷重長
島津久豊成漸
く振ふ

島津久豊島津
守久を肥前に
走らす

た。然るに久豊は一敗地に塗れて、一旦谷山給黎院を割いて頼久と和したけれど、間もなく頼久を谷山城に攻め、頼久は却つて伊集院を割いて和を請ふに至つた。これより頼久の勢漸く逼塞したやうである。^{正三} しかし猶ほ島津忠朝のあつて勢あり、久豊は之を押へるため、二十五年正月伊東祐立と盟約して、後方の憂を絶たん事を計つた。^{正四} 適、二月伊作氏、阿多氏と兵を構へしを以て、久豊即ち伊作氏を援けたるに、別府、鮫島、頼娃、埴宿、知覽、川邊の諸氏、阿多氏に黨し、伊作氏は出でて貝柄崎を攻めたけれども、克つを得なかつた。二十六年正月市來家親が澁谷重長と共に、島津忠朝を永利城に攻めんとして山田に軍するあり、却つて忠朝の爲めに撃破せられ、重長の請に依つて久豊は、八月久豊を永利城に攻めて之を降し、同城を重長に與へて之を懐柔した。之の頃より久豊の勢威次第に振ひ、翌廿七年には頼娃氏の叛を平げ、町田忠清等を降し、坊ノ津邊を巡見して歸陣した。次いで二十八年八月には久豊は奈良美作守をして、東郷氏を撃たしめ、又子息忠國をして忠朝を隈之城に攻めて之を降し、更に二十九年十二月には島津守久を撃つて之を肥前に奔らしめた。^{正五} 斯くの如くして久豊は大體二十九年末迄に一族の頼久始め守久、忠朝、忠世等の反對黨を抑

ふるを得、こゝに漸く伊東氏と事を構ふることゝなつた。

即ち應永三十年は久豊伊東祐立を加江田城に攻め、翌年正月再び加江田城に伊東祐安の一族安藝守を陥れ、勢漸く振はんとしたが、偶、應永三十二年正月二十一日を以て卒去した。久豊は法名存忠といひ、その子に忠國用久、季久有久、豊久あり、忠國守護職を嗣ぎ用久の後は薩州家、季久の後は豊州家といひ、有久は大島、豊久は義岡氏の祖となつた。忠國は應永三十二年八月廿八日將軍義持より薩摩大隅日向の三箇國守護に補せられ、謝禮として太刀、金襴、錢貨を義持に贈り、義持も亦太刀一振、鎧一領を與へて之を賞した。之より前、應永二十五年澁川滿頼の子義俊は父に代つて九州探題となつたが、少貳滿貞と事を構へ、三十一年肥前山浦城に筑紫冬門に攻められて敗れ、京都に奔り、その後辛うじて肥前にあつて遠く薩隅日に力を致す暇はなかつた。

足利氏の勢威は應仁までは猶ほその命脈を保持するを得たが、薩隅日に於ては忠國の治世は、凡そ應永の末年から、應仁の初に至り、大體に於て忠國以後立久忠昌忠治忠勝隆久の五代の間は、島津氏の勢威未だ三州を蔽ふに至らなかつた。而して貴久の世に及んで三州の新時代は始まるのである。

島津久豊の卒去

薩州家

島津忠國薩隅日三國守護に補せらる

鎮西探題澁川義俊

島津氏の勢威未だ三州を蔽ふに至らず

島津忠國と伊東祐立

忠國島津久林を殺す

國一揆

島津忠國弟用久をして守護職を代行せしむ
島津用久の活躍

忠國の母は系譜によれば日向の伊東祐安の女で、應永二十五年久豊が一旦伊東祐立と盟約し、三十三年伊東祐立が薩摩を訪れたのは、かかる因縁に依るものであらうか。然るにこの時忠國は却つて祐立を殺さんと謀り、祐立即ち遁れ歸つたと伊東家譜に見えてゐる。永享二年十一月朔日、忠國は島津久林を眞幸院德滿城に於て殺した。久林は伊久の玄孫で、之より先き肥前にあり、當時歸つて德滿城に在つたが、此に至つて伊久以來の總州家の本宗は斷絶した。久豊の時薩摩の中部は久豊の努力に依つて稍、抑壓されたけれども、忠國の世に至つては鬱然として諸邑に反する者が現はれて來た。之を國一揆と稱し、永享四年の頃その勢最も甚しかつたやうである。忠國は自ら之を抑ふる能はず、弟薩摩守用久好久をして代つて守護職を執つて國一揆に當らしめ、忠國自らは鹿兒島より末吉に移つた。用久は之より大いに經營に努め、永享四年八月榑山教宗の子孝久に盟書を與へ、又伊作氏、阿多氏と盟し、又十一月山田久興の子忠尙に大隅恒吉三町を、又七年小河院恒吉六町、花田平房五町を與へ、五年五月には富山氏をして大禰寢瀨筒村地頭職を領知せしめ、七年六月九日には田代肥前守に田代村佐多山口三粟の地を安堵するなど、大いに人心の

島津忠國阿多
某に泊津を興
ふ

第四編 守護時代

島津忠國と種
山孝久
島津忠國と國
内諸氏

大慈寺正八幡
宮等に領地寄
進す

諏訪大明神社
領寄進
大覺寺義昭の
日向逐電

忠國權問院永
徳寺に義昭を
自死せしむ

足利義教琉球
を降虜として
島津忠國に興
ふ

收纜に力めた。^(注三〇) 一方忠國は四年十一月阿多某をして河邊泊津を領せしめ、五年樺山孝久に日向方諸縣庄入名及び宮原村を領知せしめ、七年伊地知縫入道に下大隅伊地知方を安堵し、亦禰寢清平の弟直清に佐多十町の地を領知せしめた。また忠國は四年六月特に樺山孝久と盟書を交して、長子安房を託せるを初めとして、更に同年十月本田重經末弘忠勝、財部因盛、伊地知久安、永野助家、高木殖家、柏原好資、廻元政、北郷知久、加治木親平、新納忠臣、田口久、税所彌阿和田正直と盟約を交して、共に國事を議せんことを誓ふ所があつた。^(注三一) 加之、忠國は永享七年十二月禰寢直清に鹿屋院恒見八町、揖宿院奈良弓切八町を領せしめ、翌年始良庄牧山名二十町を、又清平の子、即ち元清の弟重清に始良庄末次名五町を、樺山孝久に日向白杵院内、宮崎郡内、大隅始良西俣地頭代官職を興へ、また日向舊領島津庄牧地方地を領せしめ、山田忠尙に下大隅二河村を領知せしめた。外、大慈寺正八幡宮等にも領地を寄進し、九年二月また禰寢氏の舊領の谷山揖宿の内を安堵し、五月には阿多龜徳をして川邊郡今田八町を領せしめ、八月禰寢重清の下大隅本志志名を安堵した。別に用久は永享十一年には鹿兒島郡坂本山下水田三段を慧燈院に寄進して、その母壽山久公大姉の冥福を祈り、

夏六月亦鹿兒島郡上伊敷流田三段を諏訪大明神の社領と爲した。^(注三二) この時に當り、義滿の子大覺寺門主義昭は、兄將軍義教と不和にして、京都を逐電して伊勢國司に頼らんとしたが、果さず、遠く鎮西に姿を晦した。永享十一年の中頃、竊かに日向に下著したるものゝ如く、八月廿五日附を以て樺山孝久等に書を送り、義教の罪惡を陳じ、之を討たんことを謀つた。^(注三三) 仍て幕府は嘉吉元年春、島津忠國に之が討伐を命じ、忠國は樺山孝久、新納忠續、北郷持久、肝付兼忠、本田重恒の將士を遣つて、義昭を日向權問院永徳寺に圍み、義昭遂に遁るゝなきを知つて、自刃し、三月十四日忠國はその首級と共に、この由を京都に注進した。義教は四月十三日いたく忠國を褒し、太刀一腰、腹卷一領、馬一疋を送り、且つ、義昭の侍者圓宗院を討ち漏したるを誅伐せしめた。この時、義教の感悦が想像の外であつたことは、同年四月十四日大内持世が村田氏に報じてゐる消息によつても窺はれ、今後島津氏より如何様の子細を言上に及ぶとも意のままにせんと云ひ、側近の者も不審を爲したといふほどである。而して島津氏はこの功によつて琉球を賜つたと傳へられてゐる。^(注三四) たゞ此後永正十二年六月七日忠國の玄孫忠治が鹿兒島郡に大興寺を建立し、權大僧都法印頼政

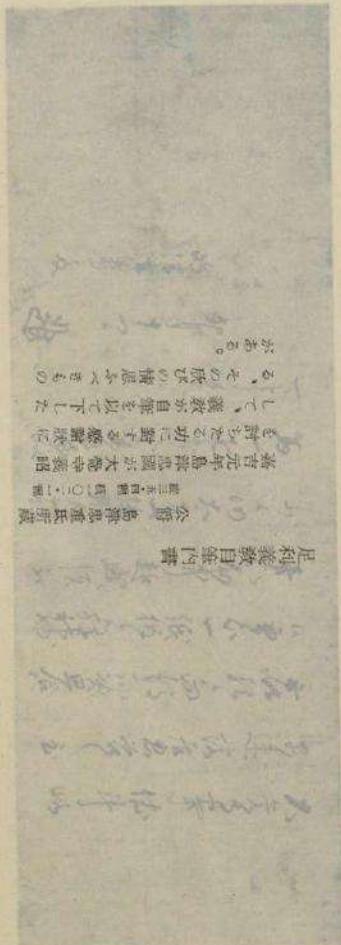
忠國再び國務を執り用久を逐ふ

幕府の干渉

樺山氏の強勢

諸將の向背端を視すべからず

を開基となしたのは、義昭の島津氏に對する怨靈を慰さめん爲めであつた。^{（註三）}
 義昭の事件の後、九月先きに用久に守護職を代行せしめて、末吉に隱退して
 ゐた忠國は、再び鹿兒島に歸り、用久を放逐した。これより用久は、谷山城に據
 つて叛き、九月十二日用久及びその黨三俣高城邊の領主和田正存及び高木是
 家の子殖家は、何れも書を樺山孝久に送つて盟約を請ふた。しかるに幕府は
 島津氏のこの内争を聞き、十二月十二日樺山孝久、禰寢重清等に命じて忠國を
 援けて持久を撃たしめ、又翌嘉吉二年十月二十五日にも入來院重長、吉田若狹
 守に命じて持久及び其黨市來氏を撃たしめた。^{（註四）}然るに一方日向の伊東祐堯
 は、文安元年十月誓書を樺山孝久に送り、尋で豊後守盛吉、高木殖家、和田正存も
 並に誓書を孝久に致し、翌年四月三日祐堯は再び樺山孝久と約し、更に十二月
 三日祐堯は援を用久に請ふて、その叛將を討つて門川を取り、九月穆佐城を陥
 れた。^{（註五）}又十月三日、忠國は誓書を禰寢重清に送つて之と結んで用久を計らん
 とした。此様に諸將の向背端を視すべからざるものがあつたが、蓋し忠國、用久
 兄弟の争闘の間にあつて、ひとり樺山孝久の勢威の強大なるを見るべく、日向
 の伊東氏も之に憑らすんば、舊地を恢復することが出来なかつたのであらう。



是、利義教自筆の誓書
 公府 島津忠重氏所藏
 嘉吉元年島津忠國が大覺寺誓書
 を討つた功に對する慶賀狀に
 して、義教が自筆を以下した
 る、その原の情態ふべきもの
 がある。

忠國再び國許を執り用久を逐ふ

幕府の干渉

榊山氏の強勢

榊山氏の強勢

第四編 守 寇 時代

を閉基となしたのは義昭の島津氏に對する怨靈を慰さめん爲めであつた。義昭の事件の後九月先きに用久に守護職を代行せしめて末吉に隠退してゐた忠國は再び鹿兒島に歸り用久を放逐した。これより用久は谷山城に據つて振き九月十二日用久及びその黨三俣高城邊の領主和田正存及び高木是家の子殖家は何れも書を榊山孝久に送つて盟約を請ふた。しかるに幕府は島津氏のこの内争を聞き十一月二十日榊山孝久、彌重清等に命じて忠國を援けて持久を撃たし、十一月二十五日にも入來院重長吉田若狭守に命じて持久及び榊山孝久を撃たしめた。然るに一方日向の伊東祐樂は文安元年十月警備を榊山孝久に發遣し、尋で豊後守盛吉高木殖家和田正存も並に警備を孝久に致し翌年四月三日祐樂は再び榊山孝久と約し更に十二月三日祐樂は彼を用久に請ふて、その叛將を討つて門川を取り九月穆佐城を陥れた。又十月三日忠國は警備を彌重清に送つて之と結んで用久を討らん



忠國用久兄弟
の和解

伊集院熙久の
没落

島津忠國大い
ず大迫物を講

平山氏の叛

而して孝久は陰かに用久を支持してゐたかと思はれ、忠國が福寝氏等と結び、更に幕府の聲援あるも用久を服せしむるに至らなかつたのである。翌文安三年九月十七日孝久は忠國と盟書を交換し、文安五年九月忠國は又伊東祐堯と會盟してゐるが、十月に至つて忠國用久は遂に和解した。蓋し新納忠臣の子忠治は忠國の黨なるを以て孝久に勸めて用久をして忠國と和せしめたのであらう。

用久との和解によつて忠國の治世は稍安きを得たが程なくして寶徳年間伊集院頼久の子熙久は忠國と事を構ふるに至つた。即ち寶徳二年春二月忠國は熙久を伊集院に攻め、熙久を肥後に奔らしめた。この年四月幕府よりは造内裏料段錢を薩隅白守護なる忠國に催促し來り、又十月には天龍寺船に搭載して明に出すべき硫黄の上納を命じ來つた。硫黄は後にも述べる如く、義満の頃から専ら薩摩より産出せられたものゝ如く、其上納に就きこの後も屢幕府と交渉が生じた。又この頃忠國は盛んに大迫物を講じて武を練つた。忠國が當時最も心を費したことは、一方に於ては日向の伊東氏の南侵を防禦することであり、他方に於ては大隅に於ける平山氏等の叛を治めることであ

島津有久梅北城を成る

島津忠國季久及び立久を起用す

蒲生宣清給黎に移る

忠國立久父子の不和

島津立久回務を攝す

つた。享徳二年四月二十九日北郷持久を三俣院高城に移し、長祿二年新納忠續に日州既肥の地を與へてこれに居らしめたのも、將又享徳三年子出羽守有久をして莊内梅北城を守らしめたのも、何れもこの方策より出たものであつたが、有久は享徳三年七月三日三俣院小山の戰に於て戰歿した。又大隅の服屬に當つては、忠國は弟豊後守季久及び子立久を起用して専ら事に當らしめた。當時季久は帖佐郷の平山城を降してこゝに據つてゐたが、享徳三年春帖佐平山氏はに背いて叛旗を翻した。立久は乃ち比志島義清の子義重をして一族邊牟木兵庫頭東兵衛次郎前田又四郎西保左近允小野木村太郎河田三郎四郎小山田彦五郎と共に平山氏を撃たしめた。忠國がこの歳蒲生宣清を給黎に移したのも、大隅に於ける勢力を薄弱ならしめる爲めであつた。

忠國は前年弟用久と不和を生じたが、その晩年また子立久との間にも誤解を生ずることゝなつた。その原因は忠國が和泉入道光珍野邊盛仁等の領邑を奪つて、之を豐侍の臣に與へたことに由ると傳へてゐる。立久は即ち叔父用久と共に之を諫めて聽かれず、遂に父子別居して、忠國は去つて加世田別府に移り、立久は鹿兒島に在つた。この後忠國の歿年に至るまで立久は姑く國

市來久家の坂創建市來龍雲寺の

島津立久伊東祐堯と和す

忠國の卒去と立久の嗣立

務を掌ることゝなつた。即ち長祿三年七月十六日立久は野邊寛柔に所領を安堵し、寛正元年四月十六日別府村河俣名高倉門八段を鹿兒島諫訪神社に寄進し、又同三年三月には入來院重豊に島津庄薩摩方火同及び永利山田村を安堵した。この外立久は寛正二年三月十二日には樺山長久に盟書を與へて之と結んだ。恰も寛正三年島津氏と惟焉の間たりし市來久家は、その邑を以て叛き、立久の討伐に遇つて城を棄て、跡を晦した。この年十一月十九日立久が市來に仲翁の法嗣心巖良信を請じ、法城山龍雲寺を建て、寺田の境域を定め、諸公役を免じたのは、この關係に由るものであらう。立久は次いで寛正五年四月伊東祐堯と和し、翌年六月北郷持久を安永古江村薩摩迫に移した。之より暫く立久と伊東氏との間に和平が續いたやうであり、文正元年二月晦日には立久は櫛間に於て伊東祐國と共に犬追物を講じてゐる。忠國はこの後五年文明二年正月八日加世田別府に於て歿したが、その最後に臨んで立久は忠國の病床を見舞つて、親しく守護職並びに重器の讓與を受けた。忠國の子は立久の外友久久逸、勝久忠經、守棟、忠弘、頼久、英功、宗津等十六人あり、そのうち久逸は伊作天安丸の跡を繼ぎ、勝久は桂氏の祖忠經は追水を稱し、忠弘は喜入氏

桂山守棟
湖月英功
天祐宗津
諏訪神社祭法
の規定

の祖となり、守棟即ち桂山は福昌寺九代の住持となり、英功即ち湖月は廣濟寺、真如寺に歴住し、天祐宗津は福昌寺十一代の住持となつた。忠國の事蹟中鹿兒島諏訪神社祭法の定められたことは興味あることであつて、毎歳七月朔日よりして二十八日を大會と爲し、奉幣使頭殿居頭の次第を定め、之れを信州諏訪社の例に習つて御佐山祭と稱した。その後寛正六年立久は御佐山祭の夫役を鹿兒島谷山二十四村に分つて七番となし、結番を以て七ヶ年に亘つて之を割當てたが、それは次の如くである。

- 寛正六年 一番 中村郡本
- 同 二年 二番 河上・下伊敷
- 同 三年 三番 坂本
- 同 四年 四番 谷山之福本
- 同 五年 五番 永吉 谷山之和田
- 同 六年 六番 花畑 西田 谷山之五ヶ別府
- 同 七年 七番 東之別府 谷山之山田
- 大上伊敷 深原田 毛野 小野 原良

- 〔注一〕 新編島津氏世録正統系圖第八 應永記
 - 〔注二〕 新編島津氏世録正統系圖第八 山田聖榮日記 應永記 三國擾亂記中卷
 - 〔注三〕 袖ヶ崎島津公傳家文書
 - 〔注四〕 島津正統系圖
 - 〔注五〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 新編島津氏世録正統系圖第八 三國擾亂記中卷 北郷文書坤
 - 〔注六〕 應永記 山田聖榮日記 島津正統系圖
 - 〔注七〕 舊記雜錄前編卷三〇・三一・三二 石室和尚塔銘並叙
 - 〔注八〕 島津正統系圖 新編島津氏支流系圖伊集院第一 三國擾亂記中卷
 - 〔注九〕 新編島津氏世録正統系圖第九 山田聖榮日記 三國擾亂記中卷
 - 〔注一〇〕 平姓嗣寢氏正統文獻卷一一 舊記雜錄前編卷三三 比志島文書六 傳家龜鏡四
 - 〔注一一〕 新編島津氏支流系圖輝山第二 新編島津氏世録正統系圖第九 山田聖榮日記
 - 〔注一二〕 傳家龜鏡四 新編島津氏世録正統系圖第九
-
- 山田聖榮日記 應永記 三國擾亂記中卷
 - 〔注一三〕 新編島津氏世録正統系圖第九 山田聖榮日記 應永記
 - 〔注一四〕 舊記雜錄前編卷一四
 - 〔注一五〕 新編島津氏世録正統系圖第九 山田聖榮日記 應永記 三國擾亂記中卷
 - 〔注一六〕 同上 島津正統系圖
 - 〔注一七〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 島津國史卷一〇
 - 〔注一八〕 島津國史卷一〇
 - 〔注一九〕 新編島津氏世録正統系圖第一一 島津國史卷一〇
 - 〔注二〇〕 傳家龜鏡五 舊記雜錄前編卷三六
 - 〔注二一〕 舊記雜錄前編卷三六 傳家龜鏡五 平姓嗣寢氏正統文獻卷一一
 - 〔注二二〕 傳家龜鏡五
 - 〔注二三〕 舊記雜錄前編卷三六・三七 傳家龜鏡五
 - 〔注二四〕 傳家龜鏡六
 - 〔注二五〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 傳家龜鏡六 大壘

第四編 守護時代

寺殿並京都將軍盛衰略記 舊記雜錄前編卷三七

〔注二六〕 舊記雜錄前編卷四二

〔注二七〕 舊記雜錄前編卷三七 傳家龜鏡六 平姓編

養氏正統文獻卷一一

〔注二八〕 舊記雜錄前編卷三七 傳家龜鏡六

〔注二九〕 同上

〔注三〇〕 新編島津氏世錄正統系圖第一〇

〔注三一〕 袖ヶ崎島津公傳家文書

〔注三二〕 舊記雜錄前編卷三八 島津國史卷一〇

〔注三三〕 同上

〔注三四〕 新編島津氏世錄正統系圖第一〇・一一

〔注三五〕 舊記雜錄前編卷三八 入來院重賢氏所藏文書 傳家龜鏡七

〔注三六〕 新編島津氏世錄正統系圖第一一 島津國史

卷一〇

〔注三七〕 同上 舊記雜錄前編卷三八 島津正統系圖

舊典拔書

〔注三八〕 舊記雜錄前編卷三八

應仁の亂と島津立久の態度

應仁元年正月十八日洛外御靈林に戦が始つて以來、世に謂ふ應仁の大亂となつて、細川島山斯波山名一色大内の諸氏これが渦中に陥り、延て天下の大動亂となつた。細川勝元山名宗全それぞれ東西に將として與黨を糾合し、天下の豪族亦二分して抗爭を事とするに至つた。應仁二年東軍の將細川勝元は遠く島津氏を招き、先づ西軍の黨大内政弘の背後を衝かしめんとした。然し乍ら島津氏は容易に動かず、勝元は再び島津季久を始め、相良爲續等に書を送つて、大内政弘及び其與黨の領國を侵せば之を給與すると誘ひ、將軍義政よりも内書を下して誘つた。次いで東軍の島山政長は文明元年九月、立久に上洛

を促し、勝元も立久をして大友親繁と共に大内氏の分國長門周防を攻略せしめ、若し菊池重朝が立久の上洛を阻止する場合には、先づ肥後を侵すべきを令した。蓋し菊池重朝は之より先き東軍より催促を受けたが、漸くこの年五月に大内氏に通じたのである。斯くその誘引に對して、島津氏は遠くこの亂を傍觀し、敢へてその渦中に陥ることを好まず、たゞ文明二年五月大友親繁が豊前に出でんとするや、立久は本田兼親を遣して境上に出さしめて形勢を觀望し、旁、大友氏を援けんとしたのみであつた。

文明二年九月四日、立久が救仁院志布志大慈寺長老明浦和尚に對して、造營料として關所の駄口米一駄に就き一升を徵收することを許してゐるのは、頗る注意すべき事であり、當時志布志が交通の要衝に當つてゐたことを思はしめる。同三年七月立久は又その建立に係る市來龍雲寺に五ヶ條の禁制を下し、翌年正月には大祥齋を設けて一萬部經を誦せしめ、先考忠國の供養を營んでゐる。立久は又度々犬追物を講じてゐるが、文明五年三月には櫛間（櫛間）に於て犬追物を行つた。この頃櫛間は伊作久逸の領する所であつたが、久逸は立久の弟で、伊作犬安丸の繼嗣となつたものであるが、立久は之を櫛間に移して、こ

大慈寺と關所
駄口米

伊作久邊備間
に移る

の方面に於いて久逸に憑む所があつた。（其の五） 尙ほ文明三年九月十二日大隅櫻島黒神村に大噴火あり、その惨状甚しかつた様である。（其の七）

而して既に幕府は財政上の困憊から諸國に對して段錢等を課して窮乏を脱せんとしたが、従來島津氏に對しては此様な國役を課さなかつた様であるが、然るに今や島津氏に對してもこれを課した事と思はれ、立久は文明三年十月その臣五代友平を京都に遣し、所司代浦上則宗に頼つて國役を免せられんことを請ふたが、これは亦この頃幕府が伊東氏に對して日向を興へんとするあるを阻止せんが爲めであつた。幸にも之は友平の勞功を奏して、共に事無きを得た。（其の八） また同年十一月五日、細川氏が立久に命じて、和泉堺浦の船舶の印券を帶せずして琉球に航する者を禁せしめ、殊に錢貨を載する者は沒收して京都に輸送せしめたのは、堺浦の大内氏が貿易の利を増さんとした事を拒むと同時に、一方に於ては琉球貿易に對する島津氏の地位を認めたものと見ることが出來、頗る注意すべきことである。（其の九）

文明六年四月朔日立久卒して、忠昌久武が跡を嗣いだ。立久は始め叔父用久の女を娶つたが、子が無かつたので、用久の子國久を養嗣となした。然るにそ

の後梶原三郎太郎の女との間に生れたのが忠昌である。仍て立久は初め之を梶原氏の族忠純をして養はしめ、姑く龍雲寺に送つて喝食となして源盛と稱した。その後立久の病むや國久の請によつて源盛を還俗せしめ、改めて後嗣と定めたのが即ち忠昌であり、時に僅かに十二歳であつた。當時その周圍には、帖佐領主島津季久、加世田領主島津國久、由布施領主島津友久、櫛間領主伊作久逸、市成領主山田忠尙を始め、守護代として村田經安、平田兼宗等があつた。忠昌は先づ六年末帖佐に季久を、十二月別府に國久を、田布施に友久の第に臨めるを始とし、七年春櫛間に伊作久逸を訪れて、犬追物を講じ、三月、飢肥に新納忠續の第に臨んで、又犬追物を行ひ、志布志に留ること五日、犬追物を興行し、それより一旦鹿兒島に歸り、四月、立久の爲め龍雲寺に小祥齋を設け、八月に至つて、佐多忠山を知覽に、蒲生宣清を給黎に、歴訪して國守たるの禮を受け、更に又十一月、大隅正八幡宮を初め、新田宮、國分の天満宮、高城の泰平寺に詣で、串木野市來を経て鹿兒島に歸つた。（其の二〇）

併しながら、幼主忠昌の周圍はこの時既に不安定であつたが、遂に次の機會を以て表面に現れることゝなつた。即ち國久、季久の亂と、尋いで伊作久逸の

北原相良兩氏
の反目

島津國久季久
の亂

彌重清等排
宿城を攻む

叛とがそれであり、前者は文明九年頃まで、後者は文明十七年にまで及んだ。而して忠昌の治世の大半は、この二つの事件と、これに關聯する伊東氏相良氏等の國外の勢力及び北原禰答院等の國內勢力との軋轢を鎮壓するに費されたのであつた。之より先、眞幸院の北原氏は地勢上相良氏と結んでゐたが、元久の頃相良前頼の弟祐頼と北原某との鬭争より不和を生じ、北原氏は元久の援を求めたことがあつた。當時北原貴兼は吉松野尻栗野等を領して勢あり、又禰答院に於ては禰答院重度が強盛を誇つてゐた。偶、相良爲續が眞幸院を侵すや、島津氏にあつては、國久及び季久は共に相良氏を援けんとしたが、その策が用ひられなかつた。是に於て、文明七年國久季久は忠昌に背き、大隅宮内、敷根清水等を攻め、島津豊久、菱刈氏、平山氏等も亦みな國久等に黨した。國久は一度び悔ひて忠昌に降つたが許されず、加世田城に忠昌の伯父島津友久に攻められるに至つた。また北郷敏久、樺山長久、平田兼宗等は三保下城に豊久を攻め、一方彌重清、肝付兼忠、蒲生宜清、頼娃兼心等は忠昌の意を受けて、季久の子久繼を揖宿城に攻めた。季久は先きに球磨の相良爲續に屢書を遣つて援を請ひ、又日向の伊東祐國、祐堯と通じたので、爲續は忠昌の部將伊集院三郎

相良爲續平山
を犯す

島津忠昌伊集
院に退く

島津友久も叛
く

櫻島の噴出

左衛門尉を薩摩平山(次)に攻め、之を陥るに至つた。三月に至つて、季久は愈々大隅より鹿兒島に迫り、平山の兵衆は吉田に吉田泰清を攻め、季久は松尾坂に於て大いに忠昌の軍と戦ひ、一時鹿兒島を危急に陥れた。よつて忠昌は一旦伊集院内城に遷るの止むなきに至り、伊作久逸、新納忠績は留つて鹿兒島を守つた。しかし間もなく、加世田城を攻めてゐた友久は之を圍むこと數日、遂に國久は河邊二城を割き、且つ其子菊千代を忠昌に入れて降服した。又五月、彌重清は揖宿城を陥れて其地を併有するに至つた。然るにこの月、突然友久は國久を誘つて田布施に於て背き、二十八日忠昌は伊集院伊作の兵をして之を撃たしめたが、九月國久と季久とは相良爲續の後援を得て再び平山長嶺に迫り、北原貴兼、肝付兼恒、宮丸某等と此處に戦ひ、九日大いに馬越に戦つた。斯くの如くしてこの年も紛亂のまゝに終らんとしたが、時恰も九月十二日起つた櫻島の噴火は、文明三年の時にも比して被害の大きなものであり、大隅方東南に向つて二里餘の海中を埋め、降灰數日に亘つて納らなかつたといふ。年革つて文明九年正月、引續いて帖佐、加治木の間、に戦塵揚つて、加治木にあつた季久の子満久は宮内に入つて桑幡氏及び正興寺を侵し、季久は吉田を、其

和國久季久の降

鳥津季久の卒
去
豊州家
國內の靜謐と
幕府との關係

忠昌冠縁に遊

第四編 守護時代

の一軍は比志島城を圍んだ。しかしながら四月十六日國久先づ降り尋で季久も國久の勸告に従つて鹿兒島に入つて相俱に忠昌に見えた。更に四月十九日北郷義久・權山長久・鳥津滿久・新納忠績・島津忠徳・佐多忠山・島津忠廉・國久・同友久・伊作久逸の十名連署の起請文を以て、忠昌に一味同心和合すべきを誓ひ、忠昌よりも四月廿一日之に答へた。季久はその後間もなく八月六日に卒した。(注六) 季久は豊後守たりしを以てその後を豊州家と稱した。

之より後伊作久逸の叛するまで五六年の間は、三州には比較的事無く、京都に於てもこの頃大亂稍鎮まり、文明十年二月幕府は忠昌に書を送つて遣明使船の保護を依頼し、同十一年六月幕府の伊勢貞宗は戰亂の稍靜謐に歸したるを以て、島津氏の給地京都五條町樋口の屋地を還付せられんことを幕府に請はしめ、同年十二月には成就院願阿の京都清水寺再建勸進の爲め、九州に下るに依り、忠昌をして其分國內に助縁せしめ、同月三十日には忠昌を陸奥守に任じ、十二年二月先例に従ひ琉球の來貢を催促せしめ、九月には太刀齋眼の贈答があり、十三年六月陳祖田を遣して忠昌に就きて物を求めしめた。(注七) 忠昌は國內に於ても十年二月には新田八幡宮に萩原の地を寄進し、四月十一日冠縁に

大隅若宮八幡宮上棟遷宮

新納忠績

伊作久逸の亂
新田宮笠懸

新納忠績忠昌に迫つて久逸を櫛間より退かしむ

第五章 室町幕府時代の薩摩

遊覽した。又肝付兼連は十二年八月廿七日、大隅若宮八幡宮の上棟遷宮を行つてゐる。(注八) 國久友久久逸等も忠昌に對して相和してゐたやうであり、この年四月五日には、伊作久逸は平田兼宗・村田經安に盟書を以て忠昌を補佐せんことを誓ひ、十月二十日には新納忠績を始め、久逸・國久友久等六人連署して締結し、合せて所領の境論、百姓の逃散に對する處置を議定し、忠昌も又之に對して契約狀を與へ、又十二年十一月十日、忠昌は東郷重香と、十三年六月二十三日には入來院重豐と、同年八月廿二日また重聰及び肝付兼連と盟書を交換した。(注九) 文明十五年夏の比より忠昌稍病あり、八月二十一日には島津恒久が奉行となつて、新田八幡宮に笠懸を行つて平癒を祈願した。(注一〇) 然してこの年の末より伊作久逸の不滿は、飯肥領主新納忠績のことに依り次第に昂じて來た。飯肥と櫛間とは、日向大隅の境にあつて重要な地であつたが、こゝに忠績と久逸との二人の併立してゐたことは、當然波瀾を喚び起す原因をなし、新納氏は元來この地方が本據であり、長祿二年より飯肥を守つてゐたが、立久が伊作久逸を本領より移して櫛間に置いたのは、文明五年頃のことであつた。こゝに於て文明十六年十月、新納忠績は、其弟書久等を遣つて忠昌に迫つて久逸を櫛間より

伊作久逸、新納忠續を攻む

諸將の加増對立

伊東祐國久逸を通じて、飯肥を圍る

酒谷城

島津豊久の戦死

島津忠廉久逸と忠續と和せしめんとす

島津忠廉の叛、川田立昌の川田城

島津忠廉井上城に迫る

他に移されんことを請ふて之に成功した。然るに久逸は伊作に歸るを肯せず、村田平田の守護代、福昌寺天祐の勸説をも却けて、櫛間に留つてゐたが、遂に二十六日兵を擧げて、飯肥に撃つて出るに至つた。忠昌は事こゝに至るや、已むなく北郷敏久、樺山長久、平田兼宗、村田經安、彌庭忠清、肝付兼連等を以て、櫛間を攻め、飯肥を救はしめたが、久逸の背くと共に、祁答院重度、北原立兼も亦叛き、入來院重豊、東郷重理、吉田泰清、菱刈道秀等これに應じ、前年に劣らぬ大亂となつた。十一月北原立兼は菱刈氏と共に季久亡き後、帖佐にあつた其の子忠廉を誘つたが、忠廉は之に應じなかつた。而して島津友久、同國久等は皆鹿兒島に集り、北原菱刈氏の來侵に備へた。日向の伊東祐國は薩隅の内亂を見て好機乘すべしとして、久逸に通じ、十一月二十八日自ら數千に將として、飯肥に出で、新納忠續は之を富嶺に禦いで利あらず、退いて新山城を保つたが、祐國は之を屠つて本城に逼つた。久逸も之に力を得て、十二月三日復た飯肥を伐ち、南郷城を抜いで本城に迫り、飯肥は今や南北夾撃の危機に陥つた。是に於て北郷樺山村田の將兵は庄内よりして、酒谷城の和泉久氏と相合し、共に飯肥の外援を爲した。和泉領主島津豊久も亦手兵三百を以て來り、飯肥を救はんとし

て鎌ヶ藏に軍し、二十二日伊東久逸の兵と戦つて、豊久は戦死したが、敵も死傷多くして退くの已むなきに至つた。越えて文明十七年正月、鹿兒島に於ては、濫谷氏の南下を慮り、忠昌はその夫人を伊集院に難を避けしめるに至つた。この間にあつて、帖佐の島津忠廉は兩軍にとつて重大な存在であつたので、祁答院重度、入來院重聰は屢、之を誘つたけれども失敗した。忠廉は乃ち新納氏との縁故を以て久逸に説いて、忠續と和せしめんとし、二十二日末吉に至つたが、適、忠續の弟忠明に遭つて、櫛間に行くを得ずして、郡城に歸つた。然るに鹿兒島に於ては、風説して之を以て忠廉の久逸に應ずるものとなし、二月忠廉の釋明も甲斐なく、忠廉は遂に意を翻して反した。忠廉はこの月十一日、川田立昌の川田城を攻め、又村田經安の市來、伊集院の兵に將として、郡山郷上之原に屯せるを撃破した。同月二十日には、吉田入來院等の兵衆を以て、之より先き、忠昌に降つた祁答院重度の祁答院を攻めて、西よりして、藺卒田を抜き、加治木忠敏は東よりし、東郷重理は西北より相共に、祁答院を攻圍し、しかも、抜くと能はずして、みな退いた。三月に至るや、忠廉は國分の上井城を攻め、城の水源を絶つて、城兵を苦しめ、報によつて、島津國久、同忠福、北郷樺山、平田の兵が救

島津重久の湯田城攻略

菱刈氏重

島津國久の周旋

忠廉と薩北諸氏の和降

忠昌既肥を授けて伊東祐國を討つ

援に赴いたが、未だ及ばざるに十六日城遂に陥つた。また和泉の島津重久も兵を動して湯田城を下し、東郷氏の水引城を抜いた。忠廉は閏三月菱刈に赴いて菱刈氏重と聯合し、又相良長輔及びその麾下の牛屎氏と締結するに成功し、九日忠廉、相良長輔は大口の國見に會した。一方伊東祐國は三月八日既肥城を圍み、内争は彌、紛亂を重ねた。(注五)

こゝに島津國久は忠廉の敵にあるを恐れて、先づ之を招致せんとし、謀るに相良爲績を以てし、四月親しく水俣に赴いて爲績と共に牛屎に至り、相共に説いて遂に忠廉を従はしめた。即ち五月一日、忠廉は國久等と共に鹿見島に至り、三日加治木忠敏、入来院重豊、東郷重理、吉田孝清、菱刈忠氏等と共に忠昌に見えた。(注六)蓋し忠廉の歸順によつて、之等の諸氏も行動を共にしたのである。時に既肥城は伊東祐國の攻圍を受くること數月頗る苦んでゐた。しかも島津友久、國久、北郷敏久等之を救援せんとしたが、霖雨の爲め果すことを得なかつた。五月二十七日忠昌は先づ國久、忠廉を都城に赴かしめ、尋で六月自ら將として既肥の救援に向ひ、末吉に至り、北郷、樺山村田の將士を遣つて、白木俣を踰えて酒谷權現尾に陣せしめ、都城にあつた國久、忠廉は敏久等と相會し、二十一日進

伊作久逸の屈伏

島津忠昌、那答院重度を討つ

紫尾大願寺の職、那答院氏降る

んで既肥に至り、蔭田に陣した。伊東久逸、北原氏の聯合軍はこれに對して楯原に陣し、伊東祐邑は野頸に、伊東次郎五郎は大龍寺に、伊東次郎太郎長倉修理進等は田間に陣したが、國久、敏久、忠廉の奮闘によつて、伊東、久逸の軍は敗れ、祐國等は斬られ、久逸は櫛間に遁れ歸つた。敏久、國久、忠廉等は之を追つて、櫛間を圍み、忠昌も亦二十九日櫛間に至つた。是に於て、久逸は國久に頼つて降を請ひ、七月二日出でて忠昌に見えた。忠昌は乃ち久逸の櫛間を奪ひ、伊作に復し、七月八日軍を納めて鹿見島に歸つた。(注七)爰に那答院重度は既肥の發向に加はらなかつたので、之が陳謝の爲め參候せんとしたが、不慮の事から逃れ歸つて、叛心明らかなものがあつた。八月十五日、忠昌は谷山に於て國久、忠廉と那答院の討伐を議し、忠廉、村田經安兵に將として之を撃つことゝなつた。即ち九月先づ入來に至り、入來院、東郷の兵を併せて八日山崎牧嶺に出で、國久、友久も亦山崎に至り、國久、忠廉は大村に進んで、馬比尾(マヒビ)に陣し、忠廉の子忠頼も十三日帖佐より來り會した。十五日、友久、經安も大村に會し、その兵約三千、鋒尾の敵八百と交戦した。國久、忠廉また大いに那答院を攻め、鶴田の兵を紫尾大願寺に撃破した。こゝに那答院氏は叛意を喪ふに至り、二十四日忠昌始め國久

亂後の處置

忠廉、經安等は夫、陣を引いて歸つた。(五三六)
文明十八年忠昌は戦後の經營に就き、新納忠續を餼肥より志布志に歸らしめ、更に末吉財部救仁郷をも之に加へ、この戦に最も勞功あつた島津忠廉には櫛間、飯肥を與へて功を賞した。(五三七)併し、この處置は後年係争を惹起する素因となつた。

島津忠朝と新納忠武との軋

蒲生宣清を蒲生に復す

吉田孝清

加治木久平の叛、帖佐地頭邊川

これより延徳、明應の間は、姑く和平が續いたやうであるが、事實は必らずしもさうでなかつた。先づ明應三年には、島津豊後守忠朝と新納忠武との不和が生じた。忠朝は忠廉の子であり、忠武は忠續の弟、忠明の子で、忠續の嗣となつたものである。(五三〇)明應四年閏二月、忠昌は先きにその本領より給黎に移した蒲生宣清を舊邑に復し、四月十五日忠朝をして串良城を奪はしめて同地を與へたので、忠朝は忠廉の弟平山忠康を以て此處に置いた。忠昌はまた同月吉田孝清に谷山、山田村三十町及び道祖脇五瀬を與へ、六月樺山長久に日向島津庄郡本四十町、山田三十町、薄壇五町を勳功地として領せしめた。然るに、この月二十九日には、加治木忠敏の子久平の叛いて帖佐城を取るあり、翌月一日忠昌の來り攻むるに遇つて、加治木に歸つた。帖佐地頭は乃ち邊川忠直を以て

島津忠昌重臣、村田經安を殺す

興國寺の建立

大内義興入來、院氏を誘ふ

薩州家の内訌

肝付兼久の亂

補し、翌五年二月久平の降るや、之を阿多に遷した。亦四年七月五日、忠昌は重臣村田經安を殺したが、その何の故あつてか詳らかにすることが出来ない。明應五年忠昌は僧泰雲を開山として府外に興國寺を建て、六年十月廿七日小城廟一字を造立して、祖父忠國の擁護を憑んで自らの病氣平癒を祈願した。(五三二)恰も明應八年末、近江坂本に陣して京都に入らんとして敗れた前將軍義種は、周防に走つて大内義興に憑つた。義興は乃ち近國の諸氏に號令して爲めに力を致さんことを請ひ、正月十一日相良爲續を介して入來院重聰に書狀を送り來り、以來屢書を送つて義種の爲めに起たんことを請ふた。併し入來院氏は國內紛亂の故に、之に應ずることができなかつた。(五三三)
明應九年十月には、薩州家に於て島津國久の孫忠興と、國久の弟延久の次子忠福との間に争を生じ、忠興は忠福の加世田城を攻め、又伊作久逸はその女が忠福の兄昌久に嫁してあるの故を以て、赴いて忠福を援けたが、却て園田新左衛門の爲めに殺された。(五三四)大隅に於ては、肝付兼連は一時明應年中忠昌に叛いたが、その子兼久また永正三年高山に據つて忠昌に叛した。思ふに忠昌の肝付氏討伐は、連年苦慮せる所であり、八月忠昌は自ら兵に將として兼久を撃ち、

忠昌の卒去

新納忠武は志布志より出でて之に應じたが、兼久の勢猖獗にして、抜くを得ず、十月十二日忠昌は遂に兵を率ゐて退くの已むなきに至つたのである。併して忠昌は再擧の事を達せずして、永正五年春二月十五日遂に自盡した。

奈良原助八の殉死
島津氏の暗黒時代

忠昌は病身にして、先きに文明十七年京都より醫師竹田法印昭慶を招いた程であるが、殊にその晩年には多病にして、而も國內騷然の故に病を養ふに暇がなかつた。忠昌の死するや、奈良原助八は殉死して跡を追つた。忠昌の子は忠治、忠隆、勝久兼で、相次いで守護職を襲ふた。忠治は永正五年歳二十にして襲封し、僅か八年にして永正十二年卒した。忠治には子なく、弟忠隆が後を襲ふたが、又在職四年にして永正十六年二十三歳を以て卒し、亦子が無かつた。仍て弟勝久歳十七にして、その後を嗣いだすが、その在職は凡そ大永六年守護職を貴久に譲るまで七年間であつた。斯くの如く、この三代は何れも幼弱にして、亂世の守護たるの任に堪えなかつた上に、補弼の良臣を得なかつた。随つて國內の紛亂はその極に達し、島津氏歴代の間に於ける暗黒時代と稱するも過言ではない。

島津忠治の治世

永正八年十二月、忠治は種子島忠時に對してその戦功を賞し、新に百町を與

阿多地方の動搖

本田親安

識應秘訣集

島津忠隆の治世
備中三宅國秀の舟師坊ノ津に碇泊す

ふるを約したが、翌年三月廿七日揖宿郡内谷山郡和田名の内及び臥鏡島を與へた。この戦功と稱するものは不明であるが、永正八年二月廿六日忠治が肝付兼續に與へた書狀等に見れば、この頃盛んに兵を動かしてをり、又同年六月福昌寺に對して出陣の爲め、前例なき人夫十人を課し、永正九年正月には調所恒房に命じて敷根上井に代つて阿多城の番に當らしめ、同年三月二十四日島津友久の子運久一は阿多城を攻めて之を陥れてゐるを以て見れば、阿多に對するものであらう。又同年二月本田親安の請に依り、本田名字領地の檢斷を免除し、閏四月には彌寝尊重に對し、鹿屋その他の敵城を撃つ時は揖宿院を先例に任せて與へることを約し、十一年二月朔日本田親安に大隅山之地二十五町を領知せしめた。此様に動搖常なき間にも、忠治は永正八年七月二十三歳を以て識應秘訣集九卷を編集し、僧以安松集に序を撰せしめてゐる。

次いで忠隆の時代に至り、永正十三年三月二十八日備中蓮島の人三宅和泉守國秀が琉球を取らんとして、舟師十二艘を坊ノ津に碇泊せしめたるにより、忠隆が六月朔日之を撃つて殺したのは稀有の事である。十四年二月忠隆は孝清の子吉田位清を吉田城に攻め、十四日之を降してゐる。亦永正十五年五

廿三代遊行上人稱愚淨光明寺に遷化
島津勝久の嬰封と國內の紛亂

月十一日には廿三代遊行上人稱愚が薩摩に來遊し、淨光明寺に於て遷化した。（百四十三）
永正十六年勝久兼忠の嬰封以來國內の騷狀は頓に加はつた。即ち同年十一月二十七日伊集院尾張守嘯啖郡城に據つて叛し、十二月八日新納忠武之に應じて同城に軍兵を籠めた。勝久は乃ち肝付兼演等をして之を撃たしめたが、翌十七年十二月勝久の之を攻むるに至つて尾張守は城を以て降つた。（百四十四）一方肝付兼久の子兼興は永正十七年串良城に島津近久を攻め、氣勢大いに揚つた。串良城は先に島津忠朝が伯父忠康をして守らしめた所で、近久は即ち忠康の子である。仍て大永元年八月十八日、忠朝は鹿屋城を撃ち、之に克つて遷らんとするや、鹿屋原に於て兼興の爲めに要せられて大敗した。（百四十五）先に應永の頃、樺山晋久が野々美谷を領したが、大永元年に至つて勝久は堅利小窪小窪河北白崎持松を以て樺山長久に與へて野々美谷を北郷敏久の孫忠相に與へた。（百四十六）野野美谷を領することゝなつた北郷忠相は一族尙久をこゝに置いて成らしめたが、大永三年十一月八日伊東尹祐北原氏は連合して之を攻圍し、遂に尙久を斃した。十二月廿日勝久は亦先に伊集院尾張守に黨した新納忠武を攻めんとし、伊地知重周吉田某を遣して、親野に忠武を攻め、忠武の子忠勝出でて之を

肝付兼興

鹿屋原

北郷忠相

島津勝久新納忠武を撃つ

撃破し、重周之に死した。大永四年九月肝付兼興は再び串良城を攻め、遂に之を屠つて近久の族忠吉を殺した。

勝久は大永二年八月本田兼親に對して懇切なる契狀を送り、又兼親に嘯啖郡を與へたが、大永五年一族本田親尙之を奪つたので、兼親は清水隼人城に據り、之に對して親尙は横瀬波留毛餅田を以て樺山氏の小窪河北崎持松の地と易へて之に據つた。蓋し樺山長久の子信久は本田兼親の婿なるの故を以て、生別府に據つて親尙の外援を爲したものである。しかるに北郷忠相は親尙の嘯啖郡を併せんとし、六年五月一族左京進をして嘯啖郡を撃たしめたるに、城中内通する者があつて忠相に應じ、その兵を入れたので、忠相は之を陥れて一族久利をして之を成らしめた。（百四十七）この間大永二年には後柏原天皇は綸旨を賜つて、應仁の大亂以來破損せる泉涌寺舍利殿修造の奉加に助成せしめ給ふたのである。

勝久の夫人は薩州家の島津忠興の女で、忠興の子は實久である。この故に實久は次第に權を恣にし、遂には勝久に迫つて、その繼子たらんことを請ふに至つた。勝久は之を拆け、夫人を去らしめたので、實久は彌、横暴を極めた。爰

本田兼親

後柏原天皇の綸旨

島津實久の擅横

勝久島津忠良に國事を托す

に本田親尙は勝久の爲めに、伊作久逸の孫にして運久の養子忠良に、日置南郷を與へて國事を托さんことを謀り、勝久の往いて伊集院に住んだとき、忠良の姉婿島津昌久を遣して重ねて日置郷を忠良に與へた。忠良は十一月五日其の地を領し、翌日伊集院に勝久に見え、七日勝久が鹿兒島に歸るに隨伴した。かくて同月十二日、勝久は村田武秀土持政綱梶原景豊をして、忠良の嫡男虎壽丸を嗣と爲さんことを謀らしめ、忠良は一度び辭讓したが、嚴命によつて之に應じ、十八日虎壽丸を携へて鹿兒島に伺候した。爰に廿七日虎壽丸は加冠して又三郎貴久と稱し、守護職を嗣ぐことゝなつた。是に依つて實久の不満は彌、募り漸く叛意を現すに至つた。乃ち帖佐の地頭邊川忠直の反するや、實久は島津安久等兵三百を以て之に應じ、勝久は忠良をして之を撃たしめ、忠良は大永六年十二月七日帖佐の本新兩城を抜くを得た。勝久はこの軍功に據つて、忠良に伊集院谷山の地を與へ、帖佐には田布施にあつた島津昌久が移つてその地頭となつた。

島津忠良の子
虎壽丸勝久の
養嗣となる

〔注一〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 相良文書五 愚問
忠重氏所藏文書 薩摩傳九 舊記雜錄前編卷三八、

三九
〔注二〕 島津國史卷一〇

〔注三〕 大慈寺文書記錄書

〔注四〕 舊記雜錄前編卷三九 島津國史卷一一

〔注五〕 舊記雜錄前編卷三九 新編島津氏世錄正統

系圖第一

〔注六〕 島津國史卷一一

〔注七〕 舊記雜錄前編卷三九 薩摩地理拾遺集中

薩摩名勝志一六 薩摩日地理纂考二〇

〔注八〕 舊記雜錄前編卷三九 島津國史卷一一

〔注九〕 袖ヶ崎島津公傳家文書

〔注一〇〕 島津正統系圖 新編島津氏世錄正統系圖第

一二 文明六年三州處々領主記

〔注一一〕 舊記雜錄前編卷三九 新編島津氏世

錄正統系圖第一二 相良家文書一 島津國史卷一二

〔注一二〕 島津正統系圖

〔注一三〕 舊記雜錄前編卷三九 新編島津氏世錄正統

系圖第一二 島津正統系圖

〔注一四〕 同上 袖ヶ崎島津公傳家文書 成就院文書

〔注一五〕 愚問忠雄氏所藏文書 島隱漁唱中

〔注一六〕 舊記雜錄前編卷三九 新田八幡宮文書三

〔注一七〕 第五卷 室町幕府時代の薩摩

〔注一八〕 第五卷 室町幕府時代の薩摩

高隱漁唱上 肝屬氏系圖文書卷四

〔注一九〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄前編卷三

九

〔注二〇〕 舊記雜錄前編卷三九 舊典抄書

〔注二一〕 舊記雜錄前編卷四〇

〔注二二〕 舊記雜錄前編卷四〇 北郷勳功書 文明記

日向記三 莊内平治記

〔注二三〕 文明記 舊記雜錄前編卷四〇 薩摩日內亂

記

〔注二四〕 文明記

〔注二五〕 舊記雜錄前編卷四〇 文明記

〔注二六〕 文明記

〔注二七〕 舊記雜錄前編卷四〇 文明記 日向記三

〔注二八〕 文明記

〔注二九〕 舊記雜錄前編卷四〇 文明記

〔注三〇〕 舊記雜錄前編卷四一・四二 新編島津氏世

錄正統系圖第一二

〔注三一〕 同上 傳家龜鏡八 島津國史卷一二

〔注三二〕 八來院重賢氏所藏文書 島津國史卷一二

- 〔注三三・三四〕 新編島津氏世録正統系圖第一二 舊記雜錄前編卷四一・四二 三國擾亂記中卷
- 〔注三五〕 補鹿京華新集
- 〔注三六〕 島津正統系圖
- 〔注三七〕 島津正統系圖 島津世家卷一 一一一五
- 〔注三八〕 種子島男傳家文書 同家譜二
- 〔注三九〕 舊記雜錄前編卷四二 新編島津氏世録正統系圖卷一三 明赫記一
- 〔注四〇〕 舊記雜錄前編卷四二 小松伯爵家所藏文書
- 〔注四一〕 舊記雜錄前編卷四二
- 〔注四二〕 舊記雜錄前編卷四二
- 〔注四三〕 同上 新編島津氏世録正統系圖第一四
- 〔注四四〕 舊記雜錄前編卷四二 新編島津氏世録正統系圖第一五
- 〔注四五〕 舊記雜錄前編卷四三
- 〔注四六〕 北郷勳功記 舊記雜錄前編卷四二
- 〔注四七〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄前編卷四三
- 〔注四八〕 舊記雜錄前編卷四三 新編島津氏世録正統系圖第一五
- 〔注四九・五〇〕 同上 新編島津氏世録正統系圖第一六 島津國史卷一五

第六章 海外との通交

薩隅兩國は其の地理的關係より、古來海外に對して交渉を有する所が甚だ多い。殊に室町時代より以降、近世の鎖國政策の採らるゝに至る間は、わが海外交通史上最も華々しい時代を劃するものであり、随つて之が史實も比較的豊富である。

室町時代は國內に於ては絶えざる擾亂の爲め、幕府は終始財政の逼迫に脅かされる状態であり、一方鎌倉時代の中期以來の貨幣經濟の發達と相俟つて、明國との通商を希望することゝなり、更に之は足利氏以上にまた明國の要求したところで、こゝにわが對明貿易の隆盛を招來することゝなつた。併しながら、この對明貿易は官營貿易であつて、明國が私人の交易を許さなかつた關係より、我が方の要求を満足せしめるに充分でなかつたので、こゝに非公法的な交易が發達した。

室町幕府と明との交渉は、明の太祖の倭寇禁壓の要求より始まるのであつて、即ち太祖は即位の翌年洪武二年、わが正平二十四年、既に使を太宰府に送つ

室町幕府の明に對する態度

て倭寇の禁遏と國交の恢復とを請ふた。當時征西大將軍宮は之を許し給はず、明使を抑留せしめられたが、義滿は之を聞いて明使祖闡を京都に招き、更に應永四年使を明に送つて答禮した、之が日明國交の初とされてゐる。尋で同八年義滿は僧祖阿、商人肥富を明に遣して國交を修めたが、翌九年には海賊船の狼藉に及ぶものを嚴罰すべく、鎮西の守護に嚴命を下してゐる。明國に於ては海賊衆の鎮壓、足利氏にあつては貿易の利益といふ双方の、其の關係密接なりしより、海賊船が明國の海岸を劫掠すること頻繁になればなるほど、日明兩國の交通も盛となつた。而して應永十一年以降、十年一聘人員二百人を限られ、他は海賊同様と取扱はれることゝなつたのである。

島津氏久の遣使

島津氏久の遣使

島津氏と明との關係は、これより先き、既に氏久が文中三年、即ち明の太祖の洪武七年使者を遣したに初まるが、この際は表文なきの故を以て却けられた。次いで元久に至つて、義滿の海賊衆禁壓の命に接した。その後將軍義持の代となり、應永廿六年七月、明使呂淵の來朝するや、義持は之に諭して交通を謝絶し、前年の屈辱的外交の耻を雪がんとしたが、義持はこの時呂淵の歸國に際して、島津元久に命じて使を派遣せしめた。この元久の代は幕府と島津氏との

間が最も親密なる時代であり、即ち元久は應永十七年六月上洛して、義持に謁し、月餘を経て歸國してゐる。

島津氏の宮有
麝香
砂糖

〔補説〕この時の上洛中、元久より義持等への進物に、青銅二千貫等の外に、唐物・金葉・堆紅麝香・麝香・虎皮・人蔘・鹽酒・砂糖・毛氈等の舶來品のあることは、島津氏の海外交易の利とその宮有なりし事を語るものであるが、又この時、島山詮春が將軍近習の若衆等に戯れて、島津殿今日の進上の麝香未だ櫃底に有らん、採り取るべしと云つたので、元久は隨從の家臣所持の麝香を出さしめ、益に盛つて座上に置いて取らしめ、老若群參の輩公座を憚らず鏡ひ取り、大いに當座の興を添へたといふ如き傳はその點に於て更に興味がある。

勘合船に島津忠國參加す

義教に至つて再び明との國交を復して使を送り、永享四年僧道淵を遣し、同八年にも幕府は使を遣した。義政の代に及んで、寶徳三年、僧允澎を入明せしめたが、この時發遣の勘合船十艘の内五號船は島津忠國が參加したが、何故か中止された。併し允澎の一號船が翌年八月平戸に着いた時、薩摩船が硫黄を搭載して類船として加つてゐる。その後享徳二年三月、天龍寺長谷寺、妙東寺等幕府に請ふて、礦物及び兵器等を明に送り、寛正元年八月には、建仁寺僧清啓が入明してゐる。寛正五年には八月銅錢を明に索め、翌六年又使を遣し、文明

明に送る硫黄の調達

六年九月には朝鮮を通じて明の勘合符を求め、翌七年八月には直接遣使して、典籍銅錢勘合符を求め、又十五年三月僧周璋を遣して銅錢を求めしめてゐる。これらは室町幕府盛期の對明貿易の一端を例示したのであるが、このうちには島津氏に直接間接に關係あるものが多かつた。即ちその第一は遣明船に搭載すべき硫黄の調達であつて、義滿の時屢之を命じてをり、島津氏久に對し硫黄調進の爲め梵章首座を下せるを始めとし、島津伊久に對しても、先に調達した硫黄の混石の多い下品であるを以て、善く精選の上、更に一萬斤を上納する様命じてゐる等の例を知ることが出来る。^(其六)又義教の時、永享三年、島津忠國に對して硫黄十五萬斤の用命ありたるに、當時庶子伊集院氏と内争があつた爲め、翌年七月更に禪僧瑞書記を使として、惣領庶子の兩方へその上納を促したことが、ある。^(其七)義政の時、寶徳三年の天龍寺船發遣の時は、その前年十月二十八日忠國に對して、特に當寺の用達の外は禁制する旨を傳へてゐる。^(其八)寛正二年には義政蔭涼軒梵靖都寺等を使節として硫黄を求めしめ、又應仁二年の天與清啓の遣使の時も、大内氏と共同で明に送るべき硫黄一萬斤を幕府に賣つてゐる。^(其九)次は遣明船の警護であつて、之は義政の時應仁以後政治上に於て、細

島津氏と遣明船の警護

遣明船航路の變更と坊ノ津の重要性

義種遣明船の利潤を島津忠昌に興ふ

明應七年の遣明船と島津忠朝

川氏が大内政弘と敵對の關係にあつた所から、遣明船の航路を大内氏の領外に取つた爲め、島津氏の關與する所が著しく増したのである。細川氏は文明三年琉球渡海船の事に就き、島津立久に斡旋せしめたが、幕府は同六年九月土使取龍を以て、小島林太郎左衛門尉小島三郎左衛門及び堺の住人湯川宣阿の船が、堺を發して渡明するに際し、從來の平戸を經由する航路を止め、薩摩の坊ノ津に碇泊するに就き、此處に於て硫黄の積込みを取計らはしめ、同時に航海の警護を命じ、^(其一〇)又文明十五年に周璋の渡海に際しても、四月九日島津一族中日向國中の津々浦々の警護を命じた。^(其一一)降つて義種また延徳二年十二月島津忠廉に對して薩摩國中浦々の査覈を命じてゐる。^(其一二)

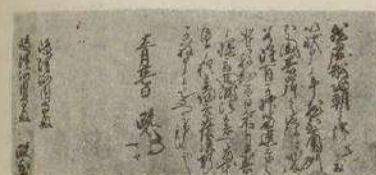
明應二年細川政元、足利義高を擁して義種に背き、六月之を越中に逐ひ、しばらく義種義高の抗爭となつたのであるが、明應五年四月義種方は、當時明より貿易を終へて堺に歸航した堺商人の船三艘の利潤を以て、政元等を撃つ兵糧として、義種大内義興島津忠昌の三人に一艘宛配分してをり、その時一艘に就き雜物一萬貫の利、三四倍に上つたといふことであり、以て對明貿易の利を知ることが出来る。^(其一三)その他明應七年の遣明船三艘の發遣に際しては、二月幕

遣明船發遣に
關し島津氏に
繪旨を賜ふ

草井某の代官
遣明船朝船の
荷物を抑留す

大永の遣明船
と寧波事件

府は島津忠朝に對し、三號船富島三郎左衛門尉富島爲太郎宗利の資力不十分なる爲め、一號、二號船の如く、その助勢として領内に駄別錢を課し、幕府の執事伊勢貞陸の代官に渡すべきを命じたが、富島等は他に借財してその費用を捻出したと見え、七月歸朝に際してその積載の荷物を取押へらるゝ憂があつたらしく、同年八月十四日渡明船の保護に關して、特に島津忠昌に繪旨を賜はつてゐるのはこの爲めと考へられる。果して七月備中尾道港に於て、同國牛窓



第 三 十 六 圖 細川政元書狀
(島津忠重氏所藏)

に關する質として草井出雲守某の代官が三號船の荷物を抑留するといふ事件が起つた。これに對し、島津忠朝等が何らかの盡力を爲し、八月無事に三號船は堺に歸港したので、細川政元伊勢貞陸は何れも忠朝に對して感謝狀を發してゐる。而して島津公爵家文書に細川政元より十二月廿七日島津久逸に、又六月十九日島津加賀守に對して夫々忠昌領内に於ける保護を依頼せるものゝあるのは、この時の歸朝船に關して、あらうと思はれる。次に大永三年の遣明船の時は細川

薩摩の南端を
經由する航路

日明通交一時
頓挫す

島津忠朝對明
貿易復活を願
ふ

高國は種子島氏に對して吉河出雲守を島津忠朝に對し、桂樹院を遣して、夫々警護等の事を依頼した。此の時の遣明船は日明國交に一大障礙を起した彼の寧波事件によつて有名である。即ちこの時幕府の細川高國は僧瑞佐及び明人宋素卿を遣し、彼等は堺より南路即ち薩摩の南端を經由して明に至つたものである。然るに、期せずして同三年大内義興の發遣した僧宗設及び謙道の乗つた船も相前後して寧波に至つた。明に於ては、舊例外船至ればその到着の前後に従つて、市舶其貨を關する定であつたのに、瑞佐は聊か後れたるを素卿が市舶大監に物を饋つて先となり、又宴席の座も宗設等の上に位した。宗設等は之を怒つて總督備後都指揮劉錦を殺し、大に寧波紹興を掠めて騷擾を起して歸つた。而して瑞佐素卿は執はれ、瑞佐は後に赦されたが、素卿は刑に遇つた。この事件は一時日明通交を頓挫せしめたもので、官營貿易と雖も時に明の不正を懲して干戈に訴へることがあり、之を明人は利あらざれば即ち變じて倭寇となるといつたものである。幕府は後享祿三年三月に至り、又入明船を復せんとし、大内義隆に命じたので、義隆は之が爲めに奔走し、島津忠朝に對して太刀一腰、櫛一口を贈つて力を致さしめ、且つ當時日向安國寺に在つ

僧月渚

天文八年の遺
明船

海賊衆の活躍
の事情

明の倭寇に對
する対策

第四編 守護時代

五八二

た僧月渚を副使たらしめるに就き、之が説得を依頼した。^(注一七)幕府及び大内氏の對明貿易はこの後猶ほ天文八年同十六年度のものなど、しばらく繼續したが、天文八年の僧碩鼎策彦の使した時は薩摩人が數人加つてをり、三號船の如き薩摩船であつた。^(注一八)併しながら、その後は大内氏の滅亡、幕府の衰微によつてやがて絶ゆることゝなつた。

この日明間の公の貿易に關して、相表裏する關係にあつたのは私の通交である。吉野朝時代の末期、中國、四國及び西海の海賊衆が官軍に屬して活動したことは、阿蘇文書や禰寝文書に屢見する所であるが、その後時勢の轉移するに及び、その志を得なかつたものが、朝鮮の南海岸より支那の沿岸に向ふもの次第に多くなり、平時は貿易を行ふも、先方が平穩裡に取引をなすことを拒む時には、事端を惹き起して忽ち干戈に訴へたので、朝鮮支那に於ては之を倭寇と稱した。之はひとり官營の貿易が極めて制限を受けた爲めのみでなく、明に於ても私貿易を嚴禁してゐたからであつた。^(注一九)この海賊衆に就いては、皇明實錄を始め、明代の諸記録には實に夥しい記載があり、明は所謂倭寇を以て國家の大患の一に數へた程で、備倭都督等のこの爲めの官職を設け、海邊の要地

明人の考へし
倭寇の根據地

明人の薩摩日
に關する知見

港灣

には堡塞を築き、戰艦を巡邏せしめ、また後に總督を置き、明廷が如何に之に苦んだかは想像の外にあり、備倭の上表進言等は恐らく採擇に違ない位であつた。一方倭寇の防備等に關する研究は勿論進んで倭寇の根據地、その航路武器戰法等から、日本そのものゝ研究にまで及んだ。而してこの中には薩摩大隅日向を倭寇の根據地として第一に擧げてをり、從つて薩摩人に關する記載も少くない。また以て當時の側面觀として重要なものみならず、その地理的記述は我が國資料の不足を補ふに足るものがあるから、明人に認識せられた薩摩大隅日向とは如何なるものかを見てみたい。

籌海圖編^(鄭若)には、薩摩州十三郡、大隅州五郡、日向州五郡とし、日本一盤^(鄭舜)には薩摩に出水郡、高城郡、甕島郡、日向郡、伊作郡、阿多郡、河邊郡、額娃郡、揖宿郡、洽梨郡、溪山郡、薩摩郡、智覽郡、鹿島郡の十四郡を、大隅に麥苜郡、桑原郡、贈於郡、始羅郡、府屬郡、大隅郡、駁謨郡、熊毛郡の八郡を、日向に諸縣郡、外五郡を擧げ、薩摩に總田數四千六百六十町、大隅に五千八百十三町と爲してゐる。^(注二〇)又港灣に關しては、籌海圖編には薩摩に暗李辣^(油津)、起麻子^(記屬)、羊買高^(山)、康國什麼^(鹿兒島)、龍里^(留波)、拖馬里^(泊)、鹿順馬里^(志久)、鶉哥里^(郡額娃)、軍車米^(占根)、先臺^(内川)、審李署^(志布)の十一を、大隅

日向に什麼鳥思迷(下大)多故奴甫治(高嶺津)を載せてをり、日本一鑑には阿久根京津伊筑片浦門泊豊津津山河植宿種山鹿兒島宮内喝食伊力高洲下津島根島門泊月浦津志布志戸浦目井油不郎(在二七)がある。

その他籌海圖編には薩摩の鸚哥里の如きは方數千里にして、其の邑長安慶能は民の軌物を納め、一人として盜を爲すものがないと言ひ、日本一鑑に至つては、更に豊富な知識を收めてゐる。例へば山には阿蘇は勿論開門山(在大隅海)、

山川

(近山)天堂山(在大隅海中夷曰天堂)種山(在天)川には高川(川名在)島には七島(見三考略圖)島鬼海島の外屋久島(孤山在大海海中即野嶺山野嶺密音羅因頂有)間島(孤山、山無牛馬、故目之曰牛馬洲在大隅海中)硫黄島(孤山在大隅海中)日向に細島を見ることが出来るし、地名には薩摩に井利市(伊久志)大隅に大泊(大)門浦(一曰)種子島に上田古田島崎大村中村が見え、又望瞭乃至小探題と稱するものが硫黄島に設置せられてゐたことを擧げてゐる。

小探題

海賊衆の軌路

また入寇者に就ては薩摩肥後長門の人が多く、大隅筑後博多日向播磨攝津、紀伊種子島の者これに次ぎ、彼等は商賈の爲め薩摩へ行き、それに附來して來

渡海の時期

天堂官渡

寇するのであるといふことは、胡松の廣輿圖等の諸書に見える所である。籌海圖編(倭國)には航路に就いて南琉球方面へは必ず薩摩から出發し、順風七日にして至り、其の貢使の來るには必ず博多から發し、五島を歴て支那に入るのであるが、其の入寇するものは則ち東北風が猛なれば薩摩に由り、或は五島に由り、大小琉球に至り、而して風の變遷を見て、北なれば則ち廣東を犯し、東なれば則ち福建を犯し、又若し正東風が猛なれば、則ち五島に由つて天堂官渡を経て風の變遷を見て、東北風なれば、則ち鳥沙門に至つて鯨を分ち、或は誰山海關門を過ぎて温州を犯し、或は舟山の南に由つて定海を犯すと云つてゐる。又渡海の時期に關しては、一つは大抵清明(四月五)の前後にあるかといひ、その理由は東北風が多く、五月を過ぐれば南風多く航行に不便となるからである。一つは重陽の後にあり、この頃亦東北風となり、十月を過ぐれば西北風となるからであり、故に支那に於て防備するには三、四、五月を以て大汛となし、九、十月を以て小汛となすとあり、此處に正東風猛なれば、則ち必ず五島に由り、天堂官渡を歴て渡水すとある所の天堂官は、日本一鑑に天堂官渡(在大隅海濱蓋)と見え、大隅としてゐるが、之は薩摩の坊泊邊の稱呼であるやうであり、此處に倭寇の

一據地があつたと考へられてゐた。

而して彼我の航路に關しては、海防纂要には籌海重編に據つて太倉を發して日本に至る航路及び福建の梅花より那覇に至り、更に七島野願亞甫山而是麻山を経て兵庫に至る者を載せてゐる。(註三)日本一鑑の桴海圖經は大體この後者と針路を等しくし、少しく異同がある。即ち嶺海(東)を出航して漳海地方を經、那覇に寄港した後我が屋久島に至るものにして、屋久に至る頃附近硫黃白不高島、黒島、間島、種島の間の洋上、鱸魚の風帆影を見て飛翔すること算なく、颯颯として聲あり、船人鱸魚を見て屋久に至れるを知るといふ。屋久よりは種島を経て直ちに棒津である。而して棒津より種島に至る程計三百六十里、棒津より琉球は程計三千七百里であるといふ。(註四)又海賊衆の乗船に就ては、日本風土記に、支那に寇するものは皆貧人であるから、向來傳ふる所の日本の造船千百隻といふが如きは皆虚誑にして、其の大なる者は三百人を容れ、中なる者は一、二百人小なる者は四、五十人、或は七、八十人であつて、其形卑隘にして巨艦に遇へば仰ぎ攻むるに難く、擊沈するに苦しむから、廣福の船は皆其の畏るゝ所であつて、殊に廣東船旁走すれば垣の如く尤も畏れらるゝ所と言つてゐる。

航海には每人水を携帯すること約四百斤、即ち八百碗にして、毎日水を用ふる

こと六碗極めてこれを愛惜し、到る所停船して換水することを述べてゐる。(註五)

之を要するに日本より支那に至るにも、又その逆の場合にも、大體に於て南北二路があり、南すれば必ず島傳ひに琉球薩摩を經るのであり、之は一つに當時の航海術が東支那海の季節風に支配されてゐたことに依るものであるが、遣明使節のみならず、海賊衆の出發地、歸着地がこれらの自然的條件によつて規定されてゐたことは勿論であらう。即ち一は博多、五島松浦を中心とする肥前筑前方面と、一は坊津京泊等の薩摩、大隅の海嶽がそれである。事實江南を始め廣東、漳を焚掠した海賊衆の中には若干の薩摩關係のものがある。

明は私民の貿易を禁じ、編民の出海出境を嚴に取締つたが、特に武宗の代より逆に勾倭の禍が著しくなり、世宗の嘉靖年間はその最も著しい時であつた。それは一つは此の頃廣東近海に葡萄牙人佛朗機(註六)の東漸することがあつて、明は之に貿易を許さなかつた爲め、流民の内に之と密貿易をするものが多くなつた爲めである。而してこのやうな流民の内最も名を知られてゐるものに王直、徐海、許兄弟がある。王直は徽州歙縣の人で、少にして落魄したが、任俠の

氣あり壯に及んで智略多く善く施與し人の宗信する所となつた。一時葉宗滿徐惟學謝和方廷助等と交遊し、明の嘉靖十九年(我が天文九年)海禁稍弛むに乗じ葉宗滿等と廣東に行き、巨船を造り、硫黃、絲綿等違禁の物を帶載して日本、暹羅南洋諸島に往來互市して大いに富を致し、五峯と號し、自ら船主となつて亡命の徒徐海、陳東、葉明等を招聚して之が將領となつた。又日本人門多郎次郎四助、四郎等を勾引し、或は從子王汝賢、義子王澈を腹心となし、薩摩州の松浦に僭居してこゝを京と云ひ、自ら稱して徽王と號し、部署官屬皆な名あり、三十六島の逸民其の指使する所となり、密貿易と流瓶を事としたといはれる。(世天)この松浦は勿論肥前であるが當時明人に薩摩が強く印象せられてゐた爲め、斯く書かれたものであらう。

又徐海は王直と行動を共にした徐惟學(徐碧)の甥で、僧明山とも云ひ、初め徐惟學の借銀の爲めに大隅の某領主に質とされ、徐惟學が廣東南嶽に於て守備指揮黑孟陽に殺されるや、領主は貨す所を海に求め、債を寇掠に取らしめたので、弘治元年即ち明の嘉靖三十四年日本人辛五郎と偕に舟を聚め、黨衆を結んで、數萬を以て南嶽、浙西諸路に入り、招集、乍浦の間を掠めた。(世天)王直は後に歸倭

五峰
門多郎次郎
四助
四郎

明の流民徐海
と大隅

辛五郎

總督胡宗憲の計によつて其の母を勾せられ、又辯士蔣州、陳可順の來り説くに及んで、其養子毛海峯を遣して質とし、やがて詐りの降諭に遭つて捕へられて、誅に伏した。(世天)徐海は弘治二年即ち明の嘉靖三十五年四月多數の日本人と共に入寇し、乍浦を圍み、又裨將阮鵬を桐郷に大いに窘めたが、又胡宗憲が毛峯を以て説き、綺幣を以て厚く贖るに及んで之に欺を通じ、又その反間に乘せられて部下葉麻と陳東を相前後して縛し、自らもやがて沈家莊に於て、宗憲の策に陥つて河に沈んで自滅した。是に於て辛五郎は餘黨を帥ゐて烈港に逃れた。(世天)此の徐海の麾下にあつた陳東は乃ち故と薩摩王弟の帳下に書記たるものであつたといふ。

之と前後するが、天文十五年(明嘉靖二十五年)福建人陸觀なる者薩摩に到り、大風の爲め其船を破られ、一物なくして日本に止ること三年、國主に對明貿易の利を説き、米錢を借りて船を造り、薩摩東郷の人稽天と新四郎とが之に荷主となつて、同十七年三月二十日薩摩の京泊を出船し、四月二日に至つて伍單山附近に於て明の兵に遇つて擒へられた。(世天)恰も此年五月幕府の遣明使節僧周良等が寧

陳東

福建人陸觀薩
摩に於て對明
貿易の利を説
く

稽天と新四郎

波嘉賓館にあつたので、明は通事盧錦等を以て之を周良に審問したるに、周良は日本の敢へて知る所に非ず、思ふに明國の海寇の誘ふ所であらう、近年明國の衆人日本に来る者その數を知らず、従ふて明國も何ぞ之を知らんと答へたといふことである。(注三四)以上、辛五郎と云ひ新四郎と云ひ、之は偶、國籍を明記されたものに過ぎず、史上にその跡を止めない猶ほ多くの者があつたであらうことは容易に想像される所である。

この時代の明に對する私の通交及び彼よりの來航に關しては、上述の如く明の史料に多くを傳ふる外、我が國に傳へられてゐるものも尠くない。

例へば、天文九年六月廿六日種子島竹崎浦へ明船が漂來したことがあり、天正十二年六月には久美島へ明船來航し、爲阿彌なる者が油の壺木綿を入手し、同年十二月にも市來湊へ渡明船來り、其の船の變松元佐渡守瀬戸口與助の兩人が皿茶碗唐紙を國老上井覺兼に持來つた。又天正十三年二月硫黃島にて明船難破し、同島役人税所新助より銀子一貫目餘を殿中へ齎したことがある。(注三五)また近衛信輔の薩摩坊ノ津流謫中、明人が信輔を訪れたことがあり、島津以久が種子島轉封後の文祿五年七月屋久島へ明船の來航があり、以久が大安寺住

明船の薩摩へ
の來航

福建巡撫許孚
遠の薩摩遣使

明の武生許豫
禮物を以て伊
集院忠棟に授
近す

僧玉山をして書を作らしめて、船主と交易を爲したといふ。(注三六)島津久厚男爵家文書の中に、恐らく義弘の頃、日本人の私の明國渡航が禁せられてゐるにも拘らず、大隅の禰寝より夜隱に乗じて出船した者があつたが、逆風の爲め一時坊泊津へ寄港し、更に飯島へ廻航中なるを以て、其成敗を命じた奉書がある。(注三九)

後に秀吉の証明の役起るや、福建巡撫都御史許孚遠が沈秉懿をして密かに日本の事情を探查せしめ、又武生許豫に由つて史世用を商人に扮せしめて薩摩に來らしめ、史世用は先づ莊内に至り、義久の動靜を探り、又同伴の張一學は秀吉の動靜を探つたが、義久等の名護屋より歸國するや、許豫は禮物を以て伊集院忠棟に近付き、忠棟より盔甲を與へられたといひ、又大隅正興寺僧玄龍は來つて、船主密かに我國の官を探るものに非るやを問ふたるに、許豫は爾の國高麗を伐つにより、皇帝兵を發して救援したるに、和講したといふことであるが、福建許軍門は商船を發遣せんとして未だ虚實を知らず、先づ一船の人貨を差して試みに商を爲さしめたもので、原と他意ないものであると答へたので、玄龍は半ば信じ、半ば疑つたといふ。その後、義久と忠棟とは黒田某を使として許豫を召し、玄龍をして試問せしめたる後、文書一封、旗刀二を托して福建軍

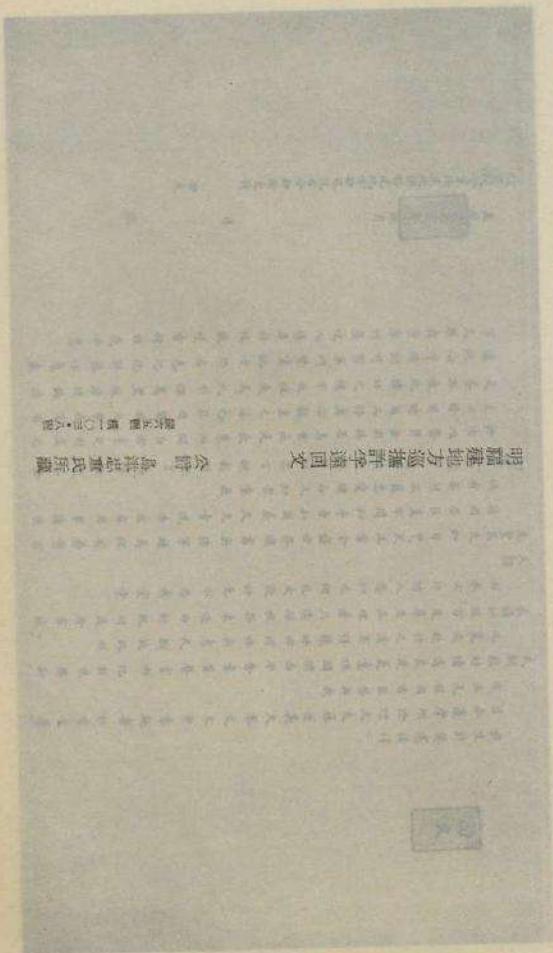
門許宇遠に送らしめ、以て後日貿易通利の意を陳べたので、許豫は右の文書旗、刀及び忠棟が送つた盔甲一副、又莊内領主藤一雲(北郷時久)の與へた倭刀一把及び根占領主平重虎送る所の鳥銃一對を齎し歸り、且つ審さに日本の事情を報告した。之によつて許宇遠は文祿三年、即ち明の萬曆二十二年六月義久に回章を爲し、再び許豫及び通事張昂をして之を齎し歸らしめて秀吉に説いて和を爲すことを求め、又一方明廷に上疏した。(注四〇)猶ほ徐光啓の徐文定公集等に鳥津家久が天正十六年頃、明と聯合して秀吉を討たんとする計劃のあるを言へるものがあるが、これは天正十五年以後の秀吉と鳥津氏との政治的關係を誤傳し、支那人一流の反問苦肉の策に資せしめんとしたものであらうと考へられ、(注四一)秀吉がばはん船即ち主として支那方面に對する海賊船を禁壓した事は後章に於ても述べるが、その慶長三年の死後、家康も之に従ひ、特に鳥津氏に命じて之が禁遏を嚴にした事は慶長四五年の義弘の忠恒に與へた書翰に屢見える所である。(注四二)

薩隅と明との交渉はかくの如く深かつたので、この地方に明錢の流通したことの極めて多かつたことは當然であるが、舊記雜錄所收薩摩楞嚴寺文書永

鳥津氏明と連
合して秀吉を
討たんとすの
説

ばはん船の禁
壓

明錢の流通



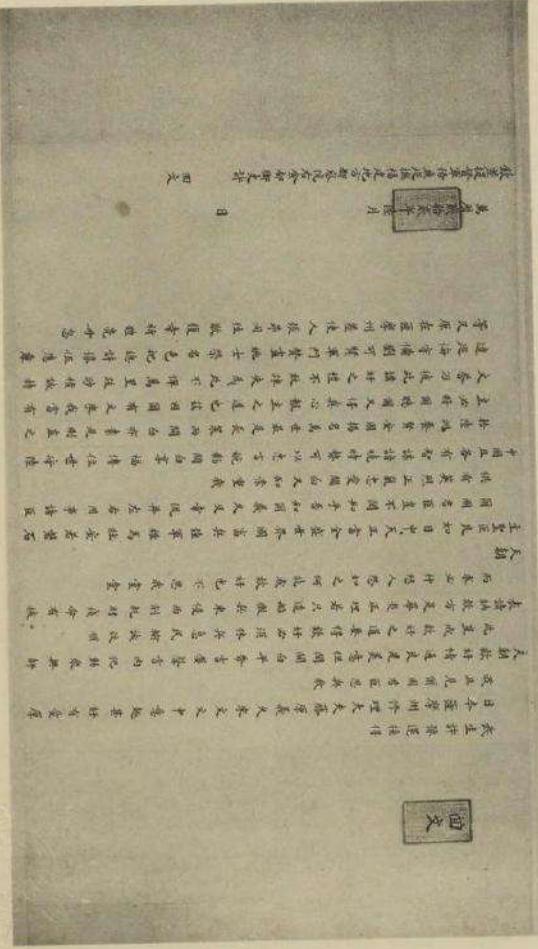
明薩摩地方巡撫許宇遠公文

門許字遠に送らしめ以て後日貿易通利の意を陳べたので許豫は右の文書旗
 刀及び忠棟が送つた壺甲（壺甲）又莊内領主備一（備一）の與へた倭刀一挺及び
 根占領主平重虎送る所の鶴（鶴）一對を齎し歸り且つ審さに日本の事情を報告
 した。之によつて許字遠は寛政三年即ち明の萬曆二十二年六月義久に回章
 を爲し再び許豫及び通事張景をして之を齎し歸らしめて秀吉に説いて和を
 爲すことを求め又一方明廷に上疏した。猶は徐光啓の徐文定公集等に島津
 家久が天正十六年頃明と聯合して秀吉を討たんとする計劃のあるを言へる
 ものがあつたがこれは天正十五年以後の秀吉と島津氏との政治的關係を誤傳
 し支那人一流の反問苦肉の策に責せしめんとしたものであらうと考へられ
 る。秀吉がばはん船即ち主として支那方面に對する海賊船を禁壓した事は
 後章に於ても述べるがその際長三年の死後家康も之に従ひ特に島津氏に命
 じて之が禁壓を嚴にした事（長三年の死後家康も之に従ひ特に島津氏に命じて之が禁壓を嚴にした事）慶長四五年の義弘の忠愼に與へた書翰に屢見
 える所である。

島津氏明と連
合して秀吉を
討たんとする
風

ばはん船の禁

薩州の流寇



國文

國文

後天正十六年頃明と聯合して秀吉を討たんとする風

加治木錢

南鐐の流通

正十三年八月廿六日石塚種延の寄進狀中に洪武二貫文と見え、また天文十六年四月一日の富山又左衛門尉村岡中左衛門尉連署寄進狀に據つても、その當時永樂洪武の古錢が善錢として選ばれてゐたことが知られる。義弘が天正中加治木に於て私鑄せしめたと言はれる加治木錢が多く洪武通寶を模し、裏面に加の字又は治の字を刻したるは、この明錢流通の一例證と見ることが出来る。^(注四五)而して樺山家文書の中には明の銀貨たる南鐐の流通せることを示すものがあり、之はこの方面より見て頗る貴重な資料と謂ふべきである。^(注四六)

〔注一〕 袖ヶ崎島津公爵家文書

〔注二〕 福州府志卷二五 薛俊撰日本國考略 皇明

太祖實錄卷九〇

〔注三〕 皇明實錄文皇帝實錄卷一一〇

〔注四〕 舊記雜錄前編卷三二 三國擾亂記中卷 北

鄉文書坤 肝屬文書

〔注五〕 鹿苑日錄(明應八年八月六日條) 大乘院寺

社雜事記(文明十五年正月廿四日條) 戊子入明記

允彭入唐記

〔注六〕 舊記雜錄前編卷二七 袖ヶ崎島津公爵家文

書

〔注七〕 滿濟准后日記(永享四年七月十二日條)

〔注八〕 舊記雜錄前編卷三八

〔注九〕 葵涼軒日錄(寛正二年三月廿七日條) 戊子

入明記

〔注一〇〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 舊記雜錄前編卷三

九

〔注一一〕 袖ヶ崎島津公爵家文書

〔注一二〕 黒岡忠雄氏所藏文書

〔注一三〕 大乘院寺社雜事記(明應五年四月廿八日條)

〔注一四〕 黒岡忠雄氏所藏文書

〔注二四〕 胡松探廣輿圖籌海圖編卷之二倭國事略

〔注一五〕 種子島男爵家文書 黒岡忠雄氏所藏文書

〔注二五〕 王在晉撰海防纂要卷之二

〔注一六〕 皇明實錄世宗卷二八・三三 李朝中宗實錄

〔注二六〕 日本一鑑輝海國經卷之一・二・三

卷四九・五四

〔注二七〕 日本風土記

〔注一七〕 黒岡忠雄氏所藏文書

〔注二八〕 浙江通志卷六〇所收田汝成王直傳略 泉州府志卷一三 寧波府志卷二二 温州府志卷一八 福州府志卷二五 桐鄉縣志卷三 海防圖編附日本犯華考 皇明實錄卷二 海防纂要 兩浙海防類考續編 卷九 遼商典日本部彙考四 咸賓錄

〔注一八〕 鎌彦和上入明記

〔注一九〕 大明律に據れば、私に馬・牛・軍器・鐵貨・銅錢・段疋・絹絹・絲綢を出境に出さんとする者、及び

下海する者は、杖一百以下の規定があり、會典には

邊塞守禦の官、公事に假つて出境交通し、私に市易

する者は、全家坐罪せしむること、洪武二十二年に

あり、只に私民のみならず、官吏もまた私貿易に従

海始末

〔注三〇〕 浙江通志卷六〇 皇明實錄世宗卷四五三

〔注三一〕 寧波府志卷二二 浙江通志卷六〇 天下郡

國利病書一九

〔注三二〕 浙江通志卷六〇 皇明實錄卷二

〔注三三・三四〕 朱統撰歷餘雜錄外集

〔注三五〕 種子島家譜三

〔注三六〕 上井伊勢覺範日記四・五 伊作家由來

〔注二〇〕 籌海圖編卷之二倭國事略

〔注二一〕 籌海圖編卷之二倭國入寇圖附 日本一

鑑編島新編卷之一・二・三四

〔注二二〕 籌海圖編卷之二倭國事略

〔注二三〕 日本一鑑輝海國經卷之一・二・三四

〔注三七〕 近衛家記録五

〔注三八〕 以久公御記

〔注三九〕 島津久厚男爵家文書

〔注四〇〕 許孚遠撰欽和堂集卷五

〔注四一〕 皇明經世文編卷四七〇所收徐定公集卷

之四

〔注四二〕 榑々庵島津公傳家文書

〔注四三〕 舊記雜錄前編卷四二

〔注四四〕 舊記雜錄前編卷四七

〔注四五〕 島津義弘一代記

〔注四六〕 傳家龜鏡五

次に朝鮮との通交に就ては、一は室町幕府及び各諸侯の朝鮮との交通の盛況なりしこと、考へ合せなければならぬのであるが、特に琉球と朝鮮との國交及び貿易が極めて頻繁であつたことに密接な關聯がある。即ち島津氏を始め薩摩・大隅日向の諸領主が直接使を遣して朝鮮と交易した外、この國々の商人船主水夫が琉球船に搭乘して琉球・朝鮮の貿易に仲介者として利潤を占めたものが多かつたのである。高麗と薩摩との關係は、古く承暦四年高麗文宗三十四年閏九月に薩摩州使を高麗に遣して方物を齎したのを初とするが、中世注における最初の史料は明に對すると同様、海賊衆の寇掠に關する次の如き癩癧文書である。

當國惡黨人等渡高麗致狼藉由事嚴密可加制止若猶不承引者爲有殊沙汰。

可注申交名之狀、依仰執達如件。

永徳元年八月六日

大隅國守護

(斯波義將)
左衛門 佐御判

永徳元年は即ち弘和元年にして李氏朝鮮建國の十二年前に當り、我が海賊衆の活動の極めて劇しかった時期である。薩摩大隅の守護は當時今川了俊が預つてゐたから、之は足利氏より今川了俊に對して下されたものであるが、或は之と同様の御教書を薩摩に對しても下したかとも考へられるのである。了俊が九州探題在職中における朝鮮との通交は、太祖實錄によつてみるも可なり緊密であつたから、その前代に於ても、了俊が高麗の請を容れて幕府に進言し、海賊取締を大隅に令することゝなつたものであらう。

尋でわが元中九年李朝太祖の即位以後の交渉に關しては、今日専ら李朝實錄によつて知られ、今要約して述べて置かなければならない。薩隅日よりして朝鮮に對して、公に交渉を持つた最初は、應永二年、即ち李朝太祖の四年四月、島津伊久が恐らくわが海賊衆の寇掠に係る被擄人口を送還したのが始めてあり、そのとき伊集院頼久の使が禮物を呈し、書を朝鮮に贈つたことが見えて

島津伊久の朝鮮被擄人口送還

朝鮮へ遣使せる薩隅日の領主

海東諸國記所見の朝鮮と通交せる薩隅日の領主

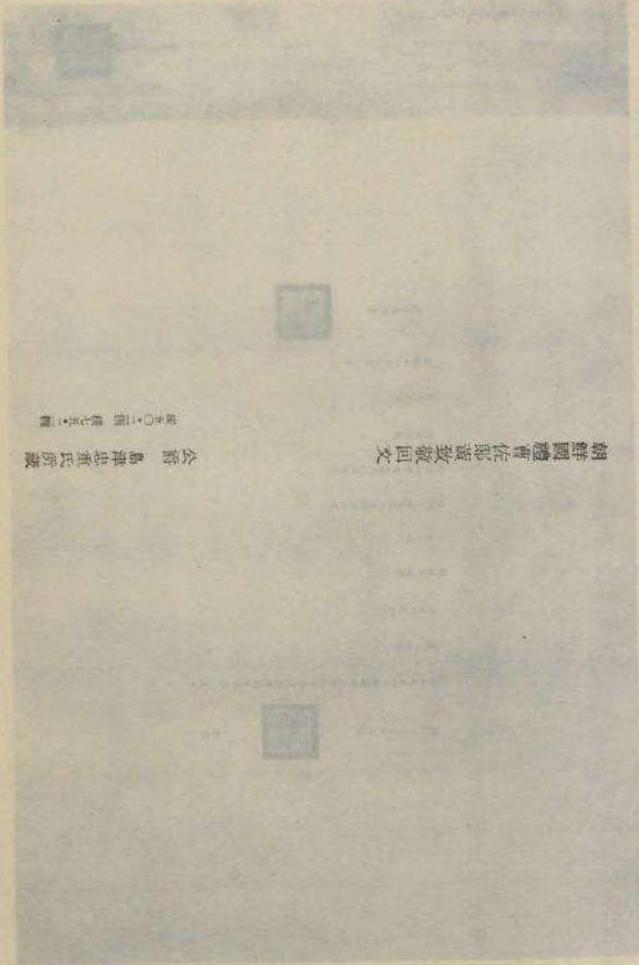
ゐる。その後殆んど毎年使を遣してをり、應永十三年十一月より、永正元年三月の百十年間に少くとも百二十六回に及んでゐる。而して使を出した領主としては薩摩州伊集院寓鎮藤原頼久、薩州市來寓鎮藤原親家、日向大隅薩摩太守源久、薩摩州太守源貴久、藤原爲久、薩摩州藤原熙久、薩摩大隅日向太守藤原忠國、藤原盛久、日向大隅薩摩三州太守藤原立久、薩摩州市來太守國久、藤原持久、日向大隅薩摩三州守護代官忠次、日向太守武久、幕下執事經安、武久が見え、文明三年申叔舟の編せる海東諸國記には、盛久、熙久、持久、忠國の外、薩摩州古志、岐島代官藤原忠滿、薩摩州房泊代官只吉、薩摩州市來千代太守大藏氏久重、市來太守大藏氏國久、薩摩州内種島太守吉國、薩摩州島津藤原朝臣持永の名が見え、就中盛久、熙久、持久は毎歳一二船を遣すことを約したといひ、只吉、久重、國久、吉國、持永は何れも宗貞國の文引を恃て接待されたとあり、持久は忠國の親族にして其管下と爲り、島津に居り、市來國久の條には忠國從弟で其の管下となり、都下府に居ると見えてゐる。

こゝに注意すべきは持久、立久、盛久が、その卒去後も依然としてその名を以て數年後甚だしきは數十年後に至るまで使を送つてゐること、之は舊來慣

用された名稱を以てするのが便宜であつたとも一應考へられるのである。即ち朝鮮國禮曹佐郎黃致敬の萬曆十九年天正十一年七月の島津武久宛の回文が現に島津公爵家に藏せられてゐる。この回文は武久の禮物を贈れるに答へて、正布十五匹並びに白苧布二匹を回使領納せしめてゐるもので、武久は天正十九年當時の太守義久よりすれば、六代以前なる忠昌のことであり、その歿後實に八十四年を経過してゐるのであるから、かゝる公式の書狀にも先人の名義が慣用されたに違ひないのである。併し右の類のものでなくして、單なる商賈にして形式上その地の領主の名義を假用して交通したものがあつたのであらう。この事實は獨り薩隅のみならず、他にも見受けられることであつて、中宗の大永七年中宗十二年に琉球國使と僞稱して朝鮮に使した日本人があつて、接待せられなかつたこと(注五)や、天文二年中宗十八年七月少貳氏の使節と稱して入貢せる者は、その詐稱の明白であるにも拘らず、既に許可したるを以て、姑く之を接待せしめたといふが如き事實は、右の推定を裏書きするものである。(注五)

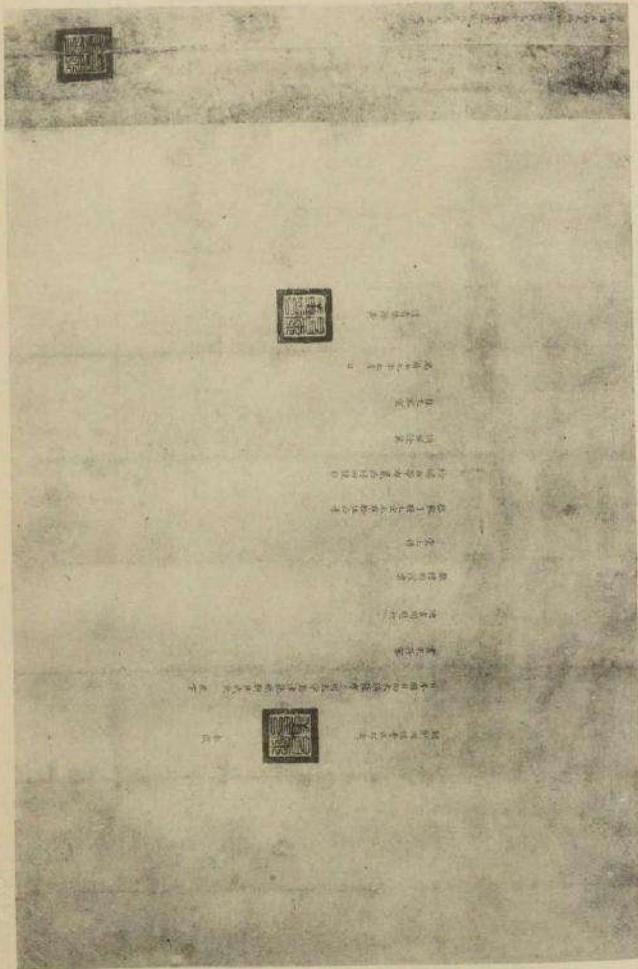
次に交易品は薩摩の方よりは硫黄を始め、蘇木、胡椒、砂糖、沈香、白靛、白臘、白檀、犀角、水牛角、鹿皮、柔鹿皮、舟木、烏金、寶砂、紙、彩酒、太刀、金欄、扇子、漆、長槍等を齎し、

朝鮮通交に於ける交易品



朝鮮國禮曹佐郎黃致敬回文
島津忠重氏齎
天正十一年七月

用された名稱を以てするものが便宜であつたとも一應考へられるのである。即ち朝鮮國禮曹佐郎黃致敏（萬曆十九年九月）七月の島津武久宛の回文が現に島津公府家に蔵せられてある。この回文は武久の禮物を贈れるに答へて、正布十五匹并びに白布二匹を回使領納せしめてあるもので、武久は天正十九年當時の太守義久より、（天正十九年）れば六代以前なる忠昌のことであり、その致敏實に八十四年を経過してゐるのであるから、かゝる公式の書狀にも先人の名義が慣用されたに違ひないのである。併し右の類のものでなくして、單なる商買にして形式上その地の領主の名義を假用して交通したものがあつたのであらう。この事實は獨り、（天正十九年）球國使と偽稱して朝鮮に使した日本人があつて、中宗の大永七年（中宗二年）に、（天正二年）七月少貳氏の使節と稱して入接待せられたといふが如き事實は右の推定を裏書きするものである。



朝鮮よりは綿布、紬布、正布、白銀、綿、紬、虎豹皮、虎肉、虎膽、鑄鐵、灌子、紋席、布、人參、米等を受けて歸つた。而して漆、太刀、長槍、金欄、扇子等を除くの外は、薩隅内に産するものではなく、遠く南海諸國の特産物が多いのであるから、これによれば、(一)薩摩が直接南海諸國に交易船を出したこと、(二)琉球を通じて之等の物品を得て仲買したこと、(三)明との私貿易の船載品であること等が考へられ、就中後段述べるやうに琉球との交渉の頻繁なりしこと、琉球が南海諸島に貿易した事實の著しいことよりすれば、琉球を通じて輸入せられたものが最も多かつたのであらう。これらの貿易物貨の外、寇掠されて來て薩隅日三州に滞留する者の多かつたことは例へば、應永三十年世宗五年三月、金元珍なる者の言に據り、之に虎皮、花席、繻、紬、麻布、人參、松子等の物及び禮曹判書、金汝知の啓書を齎らしめて、高津久豊に對し、朝鮮人物の被擄轉賣せられて三州の地に至る者多きにより、盡く本國に送還されんことを請はしめてゐる如くであり、我我も亦屢、被擄人口を送還してゐる。文明十一年成宗十年六月、琉球より薩摩を歴て送還せられた濟州漂流民、金非衣、姜茂李正等の見聞にかゝる途中經歷の聞伊、所乃捕月老、麻伊捕刺伊、歎伊他羅馬、伊羅部覺高諸島の風俗のうち、薩摩に關す

朝鮮漂流民の
薩摩觀

第四編 守護時代

六〇〇

るものがあるが、彼等は前年八月博多の人新伊四郎等に帶同せられて物貨食糧を給せられ、琉球より薩摩に至り、新伊四郎の舊主人の家に投じ留ること一朔に及び、その間州の太守に饗饋を受けた時は、其家は板屋ながら、甚だ壯麗にして常に家に在つて公事を行ひ、財産豊富駿馬數匹あり、弓矢を持ち、長劔を荷ふ者二十餘人が常に門下に警衛してゐたことを述べてゐる。^{〔注八〕}

然るにこの時代に於ける朝鮮との交通に關する史料にして薩摩に残されたものは、極めて珍しいといふよりは、殆んど皆無と言つてもよいのである。薩摩市來大日寺の明徳五年甲戌六月の鐘銘の如きは、その珍しい中の一つである。大日寺は市來筑前守忠家が大檀那であつて、時の住持權律師定範の作つた鐘銘の中の句に、大日本國薩摩州市來院内山寺有銅鐘、初高麗商人載船而至往時沙門定範沙彌道金并了圓合錢買之而捨入本寺とあるのは、往時の薩摩と朝鮮との交通を示す一つの名残と云ふことが出來よう。^{〔注九〕}

大日寺鐘銘と
朝鮮商船の渡來

〔注一〕 高麗史文卷九宗三十四年閏九月庚子條

〔注二〕 小松伯爵家所藏文書

〔注三〕 李朝太祖實錄七

〔注四〕 李朝中宗實錄卷五九

〔注五〕 同上卷七五

〔注六〕 同上 李朝太祖實錄七 世宗實錄一九 同

〔注七〕 李朝世宗實錄卷一九

〔注八〕 李朝成宗實錄卷一百五

〔注九〕 見附記一八

琉球との通交

琉球の明及び
室町幕府への
通交

室町幕府の渡
琉球船統制と
島津氏の特權

琉球はわが正平五年、察度即位して中山王となつたが、その子武寧の時、初め佐敷按司たりし尙巴志が正平十三年その父思紹を奉じて武寧を撃ち、父を推して中山王となし、更に同二十三年北山王攀安知を滅し、二十九年巴志王位を繼ぎ、永享元年山南王他魯每を討滅して三山統一を成就したといふ。^{〔注一〇〕} 察度の時既に明に遣使入貢のことがあり、北山山南王も亦太祖の招諭を受けて朝貢した。又三山の朝鮮との通交は洪武中より既に見られる所であるが、我が國と琉球との交通は、建長寺過去帳に應永六年武藏六浦に琉球船の漂流せるを記せるものを初見とし、室町幕府との國交は將軍義持の應永二十一年を始めとして、爾來永享、正文の間、可なり頻繁に行はれた。

之を以て見れば、地理的に最も隣接せる薩摩と琉球との政治的交渉が之と同時に、若しくはより早く既に著しく行はれてゐたことは容易に想像できる所である。兩者の關係はかの嘉吉附庸のことは姑く措くとして、文明三年十一月に至つて、細川氏が島津立久に命じて堺より琉球に渡海せる船に規定の



第三十七圖 右衛門卿行奉書津島重忠氏所藏

嘉吉附庸の間

印刷所持なきものは薩摩に於て戻し殊にその渡琉球船に積載せる錢貨は取抑へて京都に運上することゝなさしめられた時より漸く著しく(注)これは應仁の大亂に當つて東軍の細川勝元が西軍の與黨大内氏の堺浦に於ける利潤を抑へんとしたことによるが、またこれより後島津氏に勘合の特權を賦與し統制を強化したものである。

嘉吉元年三月島津忠國は將軍義教の命に依つて、大覺寺門跡義昭を輪間に討ちたる功により琉球國を賜ふと傳へられて、一般に琉球が島津氏の附庸たりしはこれに始まると信せられてゐる。伊知地季安の南聘紀考によれば其の時の封冊の書は島津家に於て世々製藏し來つたこと、寛永十八年島津久慶簡記に見えるといひ、其後國老が筆吏瀬戸山某に貸して家に留め置きたるうち、延寶八年失火の爲めに失つたといふ。故にこの問題については今日根本史料を失つてゐる爲め、これが論斷は推定の範圍に止ることとなつたわけである。

〔補説〕 一 乘院譜記に同寺々寶中の、紀ノ新太夫作太刀の古雜の内の書附に、寛正二年辛巳春、忠國公爲琉球御渡海御顯寄進於當院也とあり、南島紀事に文明二年島津忠國南航の志を果さずして歿すといふのは、忠國の時嘉吉元年の琉球附庸のことを裏書きするが如くなるも、他に適當な資料を見ない。

嘉吉元年は明の正統六年、琉球は尙秦王の代にして、恰も次の王尙徳の生れた年であつて、此頃琉球が明に進貢してゐるのは勿論、朝鮮南海諸國との交通殷盛を極めてゐた時であり、此島津氏の琉球に對する特權に就ては假令琉球に於て關知することが無かつたとするも、我が國に於ては島津氏の琉球に對する地位を一步進めて、今後の對琉球關係に永く記憶さるゝことゝなつた事は疑ふ事が出來ない。然るに享徳二年李朝瑠球國王の使節として入鮮した博多の道安は近年以來薩摩と琉球と相和せず、博多方面より渡航する船舶は盡く擄掠せられるので、薩摩の沿岸を避けて、外洋に従ひ逕遡して行く難苦の狀を述べ、其爲め琉球博多航路に關する地圖一葉を提示したといふ事が李朝實錄に見えてゐる。更に右の道安の齎した琉球國王咨文に、據卜麻寧等告稱、朝鮮國人民近年因爲邊海行船、遇遭大風、漂流海面、到於日本薩摩州七島嶼、船

琉球と朝鮮との通交上に於ける薩摩の地位

破人浮登岸彼本嶼人獲爲收用云遇本國巡海官船見憐將自奴四人換買前來」とあり、又道安は去庚午歲寶徳二年朝鮮人四名臥蛇島に漂泊したるに、臥蛇島は琉球薩摩の中間にあり、半ば琉球に屬し半ば薩摩に屬するを以て、中二名は薩摩人これを得、二名は則ち琉球王弟兵を領して岐浦島を征した時、之を見て買收して琉球國王に獻じたといひ、此漂流民萬年、丁祿は其間の經驗を更に詳細に述べて、萬年は先づ臥蛇島に漂流したる後、島人によつて加沙里島に移され留ること十餘日にして、偶琉球國人甘隣伊伯也貴が事に因つて本島に至るあり、帶同して琉球に歸つたもので、丁祿は約三ヶ月後琉人完玉之の加沙里島に到りたる時銅錢を以て買獻したるものであるといつてゐる。（注）爰に琉球王弟が岐浦島を征したとあること及び甘隣伊伯也貴完玉之等の屢加沙里島（奄美大島）に到れることは頗る興味ある事實で、琉球の史料に於ては尙徳王の文正元年に於ける鬼界島征討が一つの劃期的事實として傳へられてをり、且つ之より先き鬼界島は琉球に服屬してゐたが、數年來朝貢を絶つに至つたので、屢征討の兵を差遣したけれども敗退したと傳へてゐるから、恐らく上の事實に相當するものである。（注）併してこれは、嘉吉附庸のこと以來從來琉球に隸屬するこ

琉球の鬼界島
經略

薩摩關係上の
南島の位置

琉球と交戦の
鬼界島征伐

琉球尙徳王の
鬼界島征伐

と多かつた鬼界島に對して薩摩の勢力が加はると共に、島人の自立を見るやうになつた結果、當時剛毅を以て知られた尙徳王は文正元年、遂に親征して之を服屬せしめるに至つたものと推定せられる。即ちこの間の事情が近年以來薩琉相和せずといふ道安の言として現れたものと思はれるのである。
今少しく當時の薩摩と琉球との境界を考へてみるに、薩摩より種子島硫黄島屋久島口永良部島を経て口之島中之島臥蛇島平島諏訪瀬島惡石島寶島の七島があり、それより少しく南に位して奄美大島喜界島があり、更に南して徳之島沖永良部島與論島を経て沖繩に列つてゐる。琉球に於ては、奄美大島が始めて琉球に入貢したのは、古く英祖王の代、即ち我が國の文永三年のことであり、明年會長を大島に遣し稱して大屋子といふと傳へてゐる。（注）鬼界島は尙徳王の時、寛正二年琉球に叛き、尙徳王之を討伐して克つを得なかつたといふ。尋で寛正七年尙徳王が鬼界島を征したことは前述の如く、球陽に據れば吳弘肇に命じて初めて泊地頭職を置き、泊邑並に大島徳之島鬼界島與論島永良部諸島を管掌せしめたといふ。大島の文永三年の入貢は、兎も角として、李朝世祖實錄七年の條に見ゆる琉球に漂流した梁成等の言に、當時琉球と攻戦せる

國が東に二島あり池蘇島は毎年討伐して猶ほ服従せず吾時麻島は歸順して己に十五餘年とある吾時麻島が大島と思はれるによつて永享嘉吉當時の琉球と大島の關係が窺はれ奄美大島の和家文書には享祿二年明の嘉八年十二月廿九日首里より笠利間切の宇宿大親への補任状とも言ふべきもの及び元龜三年明の隆慶六年と天正七年明の萬曆七年との焼切間切大親に關する同種のもの傳へてゐる併しその後反服常なく確實に諸大親を歸服せしめたのは尙清王を経て尙元王の代即ちわが元龜の初であつた。德之島沖永良部島は德之島小史沖永良部世の主由緒書に世の主として琉球王の子孫の渡島して統治せることを傳へてゐるのは即ちこの二島琉球服屬の早かつたことを物語るものにも他ならない。德之島手々村に築城に巧妙にして沖繩城の工事を命ぜられ、ち諸鈍征討に武功を擧げた掟大八目の如きを傳へてゐるのは琉球の島民使役と服屬とを物語化したものと考へられる。而して北の方七島屋久島惠良部島は鎌倉時代には川邊郡十二島地頭職の内として薩摩守護に屬してゐたのみならず後に述ぶる如く室町時代に種子島氏の勢力強盛となると共に臥蛇島までは確實に之を領してゐたから薩摩より南は七島沖繩より北は大島

の間に諸島の或は薩摩と琉球とに兩屬し或は時により離合してゐたとするのが實情であらう。

嘉吉附庸のことに就いては前述の如くであるが若し之を事實と見るならば文明三年には島津氏の對琉球の地位を一層確認したものと考へられる。之に對して島津立久及び忠昌は兩度使を琉球に遣し且つ太刀を贈り渡琉球船統制の旨を傳へ一方京都に對して請書を提出し又上使取龍首座を通じて琉球關係に就き何らか上言したので文明六年九月幕府は具さに之を承認する由を傳へ且つ堺より渡明する小島湯川の船を勸過せしむることを依頼した。琉球は文明元年尙徳王の卒後鎖側官金丸が國人に擁立せられて王位を嗣ぎ新世統を開いた即ち尙圓である。之より先島津立久に報恩寺某里主を遣して來聘し立久は文明四年二月琉球金剛寺に對して五代源右衛門尉を謝問使として送れることを告げた。それより尙圓は島津氏の來使に答へて長慶院を遣し島津氏の被官梶原氏に因つて島津氏及び幕府との交渉を行はしめ、印判携帶なき船の下國に付き承認したのである。尋で文明十二年に至つて幕府は應仁の亂の終末と、もに琉球貿易の恢復を斡旋する様島津忠昌に

島津氏と琉球との藩隣關係

命じたのである。^{（註一五）}併しながら、この頃より後、幕府の衰微と島津氏の分國的體制の成立とにより琉球との通交は到底前代の隆盛に復すべくもなく、却つてその後島津氏は單獨に琉球との善隣的關係を深くすることゝなつた。

然るに文龜の末事に依つて一時隣交のことが杜絶したので、忠治の代琉球は天王寺東堂を遣し、音問して修交を復し、之に對して永正五年三月忠治は天王寺東堂の歸國に際して回札を贈り、舊交を温むると共に、

自今以後不帶我印判往來商人等、一々令點檢之、無其支證、輩者船財等悉可爲貴國公用、伏希此一件無相違、永々修隣好而自他全國家者也。

島津忠昌琉球貿易の獨占を求む
三宅國秀の坊ノ津事件

と文明以來の特權を強調して琉球貿易獨占の協定を求むる所があつた。^{（註一六）}忠治の次代忠隆の時、永正十三年、備中國蓮島の住人三宅和泉守國秀が琉球を襲はんとして、兵船十二艘を以て坊ノ津に碇泊したので、六月忠隆が幕府に請ふてこれを誅殺したが、忠隆が永正十五年九月琉球王に與へた書簡によれば、十五年には恰も琉使天王寺和尚及び謝那大屋子並に建善寺が薩摩に滯留してをり、右の事件の直後に薩摩と琉球との間に何らかの聯絡のあつたことを思はしめる。^{（註一七）}また勝久の時代、大永元年の肝付兼光外七人の覺書に依れば、この

三宅三郎兵衛等の再度琉球征討の計畫

日本三津の一坊ノ津

島津忠良の琉球修交

年琉球教船の到來したことがあり、使僧の旅舎、進物の備進、殿中の謁見、世主への返簡のことも簡單ながら記してある。^{（註一八）}それより約二十年後、天文の初め、三宅國秀の黨類は、前年の島津氏の處置に對し、遺恨を含み、三宅三郎兵衛は今國道詮なる者によりて、徳永隼人佐安來某、蓮島三郎兵衛と語り、再度琉球を討たんとしたので、天文三年九月十六日、島津氏の國老村田右衛門尉伊地知周防守は、連署を以て、琉使聖現寺に托して、三司官に答へしめ、先年國秀の競望せる時、琉球との特別の關係を慮つて、即時刑戮したが、之によつて京都と義絶するに至り、剩へ日本三津の一坊ノ津港を破損するに至つた。今又國秀の類、其憤憤を含み、渡船の企あるは事實なるも、假令將軍家の下知ありとも、當方に於て許容なき上は、渡航せしむることなきにより、琉球に於て憂なからんことを告げしめたのである。^{（註一九）}

その後種々の方面に於て島津氏の新世代を開いた島津忠良が琉球に對して舊好を修したことは、いふまでもなく、大永六年八月朔日の琉球國世主の返簡に據れば、琉球王尙眞は前年の武具兩種の贈與を謝し、且つ北絹十端、素糸十斤を進呈してゐるのを、始め尙元は即位の初に當つて、天界寺登叔及び世名城

島津貴久の琉球修交

文船

琉球船の片浦漂着

廣濟寺雪岑の

大屋子良伸を鹿兒島に遣して、忠良の封内靖平を賀し、又文船を調飾して、黄金五十兩、真南蠻香五十斤、五色緑五十端、白布五十端、蜜砂糖を搭載し來つた。（庄本） 貴久は即ちこの來使の歸國に托して、永祿二年四月九日返簡を尙元に與へて隣交の彌、親密ならんことを告げてゐる。（庄本） 文船は紋船で、島津國史は文明十三年八月六日を琉球文船の來航の初めとして、舳に青雀、黃龍を描けるものといつてゐるが、琉球國書に其名稱の見えるのは、永祿年間より、恐らくこれより以前に於て薩球修交の整調と共に、かゝる通貢の様式が整へられるに至つたのであらう。尋で永祿十一年初夏、琉球はその屬島大平島（宮古）の運租船が薩摩加世田片浦に漂流したものを忠良が送還したるを謝し、翌年尙元は建長寺月泉に黄金三十兩、真南蠻香三十斤、線織物三十端、紅絲二十斤、白絲二十斤、五色絲二十斤、白布五十端及び蜜砂糖、綠醋種々の藥方の類を齎し來使せしめたのである。（庄本） 又別に同年正月十一日三司官は鹿兒島奉行中に宛て、同じく太平島百姓の送還を謝し、使僧天龍寺を遣せるを告げてゐる。（庄本） この頃、貴久は長子義久に守護職を譲つたので、元龜元年三月廣濟寺雪岑を遣して、去年天龍寺の來使を謝すると共に、尙元にこの事を報じ、義久又一書を爲して、隣交を修し、又家

琉球國世主書狀

公爵 島津忠重氏所藏

第三冊 卷四四

大永六年のものにして、宛名の島津相換守は忠良である。

琉球國中山王書狀

男爵 種子嶋時家氏所藏

第三冊 卷四三

弘治二年十二月のものにして、中山王尙元は恰もこの年位に即いた。

島津久良

文

薩摩藩

大屋子良仲を鹿兒島に遣して忠良の封内清平を假し又文船を調飾して黄金

五十兩真南蠻香五十斤五色綠五十端白布五十端蜜紗糖を搭載し來つた。貴

久は即ちこの來使の歸國に托して永祿二年四月九日返簡を荷元に與へて隣

交の調通密ならんことを告げてゐる。文船は教船で島津國史は文明十三年

八月六日を琉球文船の來航の初めとして、琉球文船の來航の初めとして、

大屋子良仲が琉球國書は兼務奏請の見えるのは、大屋子良仲が琉球國書は兼務奏請の見えるのは、

前に於て薩球修交の調通共にかゝる通貢の様式が、前に於て薩球修交の調通共にかゝる通貢の様式が、

加世田片浦に漂流したものを忠良が送還したるを謝し翌年尙元は建長寺月

泉に黄金三十兩真南蠻香三十斤線糖物三十端紅絲二十斤白絲二十斤五色絲

二十斤白布五十端及び蜜紗糖絲糖種々の藥方の類を齎し來使せしめたので

ある。又別に同年正月十一日三司官は鹿兒島奉行中に宛て、同じく太平島

百姓の送還を謝し使僧天龍寺を遣せるを告げてゐる。この頃貴久は長子義

久に守護職を譲つたので元龜元年三月廣濟寺雪峯を遣して去年天龍寺の來

回答
種島殿平時光公

不道多載、佳例見投、一臺、香、
時、此、先、先、離、南、華、在、夢、珍、堂、
是、福、表、承、礼、線、糖、物、五、端、是、一、
覽、多、年、不、論、

同居大呂十六二頁

琉球國



回答
種島殿平時光公

信並立也、趣令披露也

如、此、未、別、申、委、於、各

同、作、殊、武、具、各、種、物

御、寄、亦、不、易、信、局、之、の

能、輕、荷、以、北、信、十、五、奉、送

送、秋、仕、の、只、表、法、礼、を、以、

申、旨、披露、也、海、人

八月朔

琉球國

島津相模守殿 啓

琉球舊例を革む

使者坐乗船國吉丸

島津義久と琉球の聘問
天界寺南叔

老川上忠克釣鐘等は三司官に宛て、近年渡琉球船の本府印判を帶せざるものあるを點檢せしめ、又元龜三年老臣より三司官に宛て、近年國內干戈休む時なきに依り、往還の商人に對して統制の暇なく、正印を帶せざる者多きを以て、恣かる渡航船の船財は琉球に於て沒收せられんことを依頼した。（註三）琉球に於ては、元龜三年四月尙元卒し、翌天正元年其の第二子尙永位を嗣ぎ、天正元年七月三司官那吳道林は伊集院忠棟に書を送つて音問を修したが、雪岑の至るや、未だ尙元の喪を發せず、三司官等は雪岑を小門より迎へ入れ、琉球王の返翰を授くるに大門よりし、又雪岑の來使を勞するに親しく旅館に就かず、頗る舊禮を革めしのみならず、來使坐乗の國吉丸の副船長の横死せることなどがあつたので、雪岑は悲つて國に歸つて之を告げた。依つて天正二年九月廿五日、川上意釣、村田昌宗、伊集院忠金は琉球圓覺寺を通じて舊例に違背する條目を逐一示して琉球當路者の反省を促した。（註四）

天正二年末、尙永は天界寺南叔、金大屋子をして雪岑の遣使を謝し、且つ義久の襲封を賀せしめたが、その船は三年三月鹿兒島に來り、天界寺は興國寺に金大屋子は徳永氏邸に宿した。義久は二十九日上井覺兼、上原尙常をして旅舎

琉使を詰問す

に使節を勞せしめ、四月一日琉球使節は覺兼尙常を興國寺に請招し、金藏主を通事として、前年雪岑が琉球に至つた際の禮遇不當を詰問してその謝辭を聽受した。之に對して琉球使節は、先年國內諒闇中にして印判不帶の船舶を拒むに違なく、又待使の禮を缺けるも之に由るもので爾後必ず加賓の禮を復すべく、薄聘に就いては今使臣得て知る所でないが歸國の上返事すべく、又琉球が薩摩の書翰を受くるには小邦が之を受くるの故に小門よりし返翰は公受くる所なるにより大門よりせること、更に雪岑坐乗の國吉丸の副船長の刎首の件に就ては、水夫事によつて鬭争し、琉球人を撃ち、また自ら死せるのみである、併し使者を以て謝すべきであつたが諒闇によつて果さなかつたものであると云つて謝した。時に雪岑も召によつて府下寶持院にあつたので、覺兼等琉使の言を以て雪岑に質したるも、雪岑は後々の爲め誓表せしむるを進言した。三日覺兼等義久の内意を受け、又舍館に琉使を訪ひ、先の一々の事について對ふことありと雖も、誓表して賓服の意を示すに非れば、或は後に渝ること知り難い、宜しく聘物を却け、單に義久への謁に止めんと告げたので、琉使は聘物を備へずして何ぞ徒に謁せんと嘆願し、四日更に小島氏をして諭し、八日

高見島に於ける琉使の待遇

又雪岑をして對決せしめ、遂に黄金三十兩を増増するに決した。十日琉使金鼓儀仗して城中に進み、國老村田經定は琉球王の書簡を對面所に置き、又各所司聘物を壺は縁に、蘇木類は庭に、其他使者の贄物は落間に陳展し、尋いで義久は琉球の使者を引見し、使者は三拜して朝聘の禮を行ひ、船長又謁するを許されて退いた。嘗て永正中、琉使接待の例は船長をも陪宴せしむるものであつたが、先に彼の雪岑の禮遇を革めたるに準じ、此方も亦船長の謁見を許さざらんとしたが、義久は舊禮を廢するを恐れ、三十兩の増贖を却け、又船長の謁を許したのであるといふ。尋いで二十三日に至るまで、歌舞賦詩犬追物觀馬等の接待のことがあつて、琉球の使者は歸國した。(注三)

琉使接待の例式

思ふに薩摩に於ける琉使接待の式例は、嚮に永正十五年尙真が天王寺及び謝那大屋子を來聘せしめたる時を以て稍、具備したやうであり、二代一度の紋船發遣のこともこの頃形式化したのであらう。この頃八月また琉球は、んおき七人の船が薩摩に漂流し、島津氏より保護を加へて送還したので、琉球那覇の里主るくし、里主より義久及び家老に對して感謝狀を送つた。(注二)

天界寺修翁の來使

尋で天正五年萬曆閏八月廿一日尙永は再び天界寺修翁を遣し、三州千戈の

大友宗麟島津氏の諒解を得て使を琉球に派す

優を賀し兼ねて明年明の封冊使の來朝あるを告げて其の爲め意を用ひられんことを請ふことゝなつた。（注一七）この歳又大友宗麟は島津氏に諒解を得て琉球に使を通じた。（注一八）琉球の天界寺修翁等は翌年參著し黄金三枚紅緑絲六斤蘇木千斤絹子廿端織物卅端唐紙二帖蠶綿五十把太平布百端唐燒酒一甕老酒一甕燒酒一甕を齎し來つた。（注一九）又この歳には四月五日を以て國上郡吳池城の三司官より鹿兒島奉行中に宛て、七嶋船の來便によつて山東の平定のことを知り爲めに妙嚴寺を遣したるを告げ紅線三斤太平布五十端燒酒二甕を贈つて（注二〇）之に對して同年八月廿日川上意釣平田光宗村田經平の連署を以て三司官に對し妙嚴寺の來使を謝し併せて日向平定と邦國康寧の狀とを告げた。（注二一）翌七年三月義久は山下筑後を遣して日向の平定と去冬大友氏に對する高城の捷及び豊筑肥の經略を告げ累年の例たる商船往來の停止を詰問して今度國吉丸を渡海せしめたるを先例の如く斡旋せしめた。（注二二）之に對し八年十二月廿二日向永は普門寺をして來聘せしめて山下筑後の來着に答へてゐるし九年五月七日には義久より普門寺の來聘に返禮し又同年十一月には九州殘らず號令に服し既に萬障なく邦内安寧に歸したるを告げ急遽琉球の間が先

山下筑後の渡琉使

天王寺祖庭の來使

琉球の進物

圓覺寺宗長

例に違はず固く契約すべきを諭して腹巻二領等を贈つた。（注二三）天正十二年十二月日向永は又天王寺祖庭を來使せしめて島津氏兩三年の霸業を賀し三司官那吳國上大里は蠶碧絲廿五把太平布五十端を祖庭に托した。（注二四）祖庭は十三年四月二十七日來つて丹生信房に迎へられて小島某の邸に入り二十八日時の琉球慶本田親貞等之を旅舎に慰勞し二十九日琉使は親貞の第に於て向永の饋物織物二端太平布十端燒酒一器織物十端竹心香蠟燭二十挺燒酒一器を展陳し五月一日大龍寺屋形に義久に朝謁し燒酒二器食櫃一具（赤梨子地唐盤一束）二十枚白碑（花鳥）二十枚外（青漆絲亦漆或白大小）二十枚紅花百斤白絲十斤綸子二十端織物三十端蠶碧絲五十把唐名香七種唐墨一挺方盆香盆各一枚唐紙二百枚を進獻し別に龜壽及び御局國上氏に數種の贖物を進めた。六日親貞等琉使を訪ひ近く聘貢の疎略にして加ふるに三司官等の翰書に印篆なく頗る禮を失ふを詰問した。八日宴を設け又向永よりの鹿兒島の重臣に對する贈物を受け又十一日もと薩摩川邊の僧にして當時琉球圓覺寺の住持宗長より伊集院忠棟への書狀を披瀝した。かくて義久は七月十八日之に向永に對する返翰を與へて齎し歸らした。而してこの時以來太守親しく琉使の旅舎に就いて謝禮するを止め重

臣をして代行せしむることゝしたといふ。^(正三三)

此處で島津氏以外の琉球との交渉に觸れてをきたい。琉球が足利幕府に來貢したのは文明以前からであり、又可なり盛んであつたが、後島津氏との交渉が上述の如く殷盛であつたと同時に、種子島氏・彌養氏・相良氏又は大内氏・大友氏等の西國の諸領主とも屢々通交したのである。即ち明應年間には琉球國世主より島津氏の一族伊作久逸に音問を通じてゐるが、その文面を見れば一度ならず通交があつたことが窺はれる。^(正三三) 相良氏とは、相良義滋が琉球圓覺寺全叢苑の書を齎して、通商船を送り、之に對して天文十一年五月全叢は返書をなして相良氏の商船渡航の事が都合よく運べるを言ひ、砂糖百五十斤を贈つてゐる。^(正三七) 更に同年八月相良武任が琉球國那覇の奉行に對し、薩州種子島より渡海船の到れるに就き、琉球に於て其の船を抑留し、注進あらんことを求め、その上にて討伐の兵船を差向くべきことを言つてゐる。^(正三三) これは如何なる事由に依るか詳かでないが、相良氏と種子島氏との政治的關係に由るものと考へられる。

次に彌養氏との關係は、天正十一年四月琉球より彌養重張に宛て、書禮を

伊作氏と琉球

相良氏と琉球

相良氏と種子島氏

彌養氏と琉球

種子島氏と琉球

香藥



第三十八圖 琉球三司官狀(男爵種子島時尙氏所藏)

通じてゐる事によつて知られる。^(正三三) また種子島忠時は、大永元年使節妙満寺を那覇に遣してゐるが、恐らくこれが兩者通交の始で、同年六月十五日三司官は書を忠時の許に送り、今年より船一艘の荷口を免許すること^(正三三)を傳へた。その後、時尙の時、弘治二年十二月十五日の中山王の返翰に據れば、^(正四〇)多載の佳例として時尙が一壺の香藥を贈れるを謝し、線織物五端を進呈してゐるから、その修交は多年續いたのであらうと思はれる。種子島氏は本領種子島の外清時の時、應永十五年十月守護島津元久より屋久・惠良部兩島を軍忠の料所として與へられ、^(正四三)其の子、時尙は永享八年八月島津好久より川邊郡七島及び伊集院氏の領所たりし同郡内二島を宛行はれ、^(正四三)惠時の時内亂によつて一時屋久島三郡の一を彌養氏に割讓したことが、^(正四四)あるが大體に於てこの三島を兼領した。忠時の永正十年三月、七島の臥蛇島より

臥蛇島の年貢

納入の物日記には、(一)綿十八把の内九把、(二)鯉節五連、(三)四煎の小桶を納めてをり、(注四七)永正九年三月の坪付狀には臥蛇一島があるから、七島の内少くとも臥蛇

屋久島綱子

島の領知は明らかである。天正二年十二月時堯の屋久島の綱子に關する置文に據ると同島の綱子は十一代時氏(永正元年卒)の時、鹿兒島より琉球下りの國料即ち島津氏官營の商船が屋久島一湊に滯留中、難船殘留せる雜物を綱子中に配分して扶助せしめた由緒によつて、爾來毎年綱子中三分一を鹿兒島より飛脚を以て知行するものであるといひ、其の三分の二は種子島氏が時氏の頃より知行し來つたのである。(注四八)この綱子のことには就ては文祿四年七月四日當時の屋久島の領主島津以久に對する義久義弘連署の屋久島置目の中にも見え

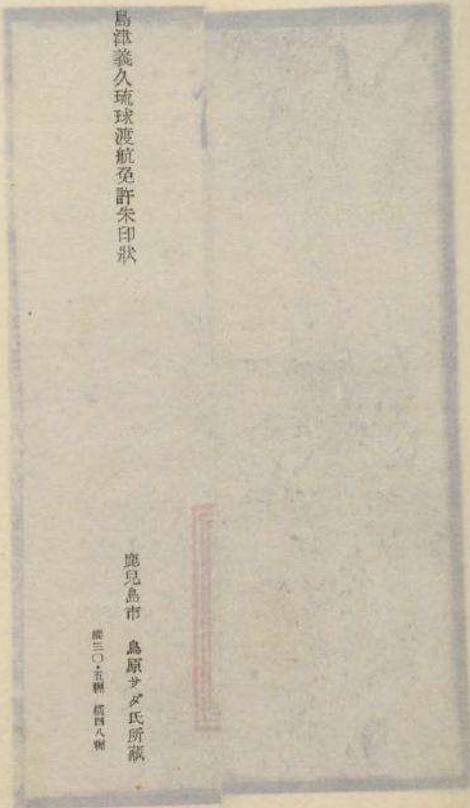
屋久島の木材

るが、特に材木に關し他國へ輸出することを嚴禁してゐた。(注四九)

島津氏の渡琉
球朱印狀
權問湊天神丸

扱て島津氏は其の國料の通商船の外、封内商船の琉球渡航に際しては、こゝに圖版として揚げた如き一種の朱印狀を與へて之を認可した。この種のものでは永祿六年二月二十八日貴久が日向權問湊天神丸(船頭日高 但馬守)に與へたものが古く、更に延徳四年二月十日船頭町木某に對する忠昌の認可狀が舊記雜錄に見え、(注五〇)之は渡航先を缺いてゐるが琉球であるに相違なく、之が最も早いも

島津義久琉球渡航免許朱印狀



鹿兒島市 島原サダメ氏所藏

鹿三〇・五割 幅四八割

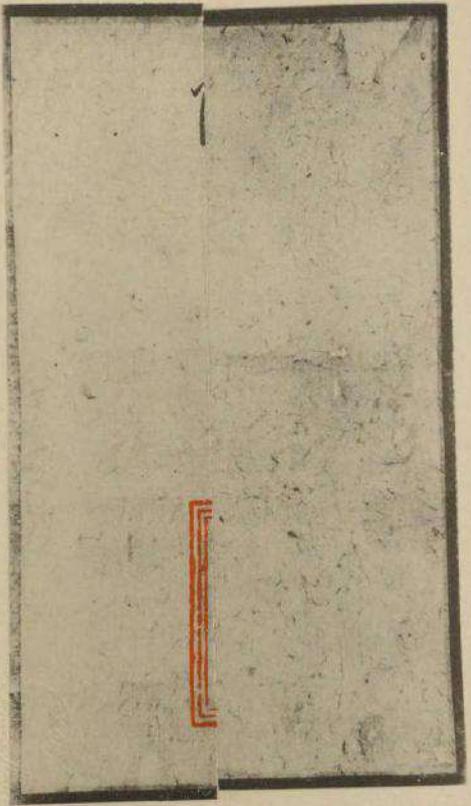
臥蛇島の平賣

屋久島の網子

屋久島の木材

島津氏の渡琉
琉球印状
御開港天牌

納入の物日記には、二編十八把の内九把、二編節五連三四節の小箱を納めて
 をり、永正九年三月の坪付状には臥蛇一島があるから七島の内少くとも臥蛇
 島の領知は明らかである。天正二年十二月時變の屋久島の網子に関する置
 文に據ると、同島の網子は十一代時氏(永正元年)の時鹿兒島より琉球下りの國料
 即ち島津氏官營の商船が屋久島一湊に滞留中難船殘留せる雜物を網子中に
 配分して扶助せしめた由緒によつて爾來毎年網子中三分一を鹿兒島より飛
 脚を以て知行するものであるといひ、其の三分の二は網子島氏が時氏の領よ
 り知行し來つたのである(長崎)。この網子のこと(長崎)に就ては、文祿四年七月四日當時
 の屋久島の領主島津以久に對する義久義弘速署の屋久島置目の中にも見え
 るが、特に材木に關し他國へ輸出することを嚴禁してゐた(長崎)。
 扱て島津氏は其の國料の通商船の外封内商船の琉球渡航に際しては、こゝ
 に圖版として掲げた如き一種の朱印状を與へて之を認可した。この種のも
 のでは永祿六年二月二十八日義久が日向編開港天牌(長崎)に與へたも



臥蛇島の年貢

屋久島の綱子

屋久島の木材

島津氏の幕府
家名印状
幕府様へ御書

納入の物日記には、二島十八把の内九把三腰節五連三四貫の小桶を納めて
（五連）
 をり永正九年三月の坪付狀には臥蛇一島があるから七島の内少くとも臥蛇
 島の領知は明らかである。天正二年十二月時衆の屋久島の綱子に關する數
 文に據ると同島の綱子は十一代時氏（永正五年）の時鹿兒島より琉球下りの國料
 即ち島津氏官營の商船が屋久島一湊に滞留中難船殘留せる雜物を綱子中に
 配分して扶助せしめた由緒によつて爾來毎年綱子神三分一を鹿兒島より飛
 り知行し來つたのである。（五連）この綱子のことには就ては文祿四年七月四日當時
 の屋久島の領主島津以久に對する義久義弘連署の屋久島置目の中にも見え
 るが特に材木に關し他國へ輸出することを嚴禁してゐた。（五連）
 現て島津氏は其の國料の通商船の外封内商船の琉球渡航に關してはこゝ
 に關版として掲げた如き一種の未詳狀を與へて之を認可した。この體のも
 のでは永祿六年二月二十八日義久が日向備前後天神丸（五連）に與へたも
 のである。此の封内商船の未詳狀に對するは島津氏の許可状である。

屋久島國坊津天神丸

頼業掃林物

海保
 天保三年甲申
 拾月廿五日
 頼業
 下



根占漢小鷹丸

のである。義久の時に至つては天正九年二月二十一日の根占漢小鷹丸(船頭)衛尉(正吉)に對するもの、また同じく根占の小鷹丸の船頭礮長對馬極に對する天正

坊津天神丸

十年九月十五日のもの、外(正吉)この天正十二年十一月九日の鳥原掃部助船頭の坊津天神丸に對するものは鳥原氏に現存してゐる。上井伊勢覺兼日記天正十二年十二月九日の條に、山川津の船頭津留讃岐の琉球渡航印判を申請くることありて祝言百疋取次前三十疋合せて百三十疋を徵納してゐるのは、その當時の實狀を見るべきものである。この鳥津氏が渡航朱印狀を發してゐるのは恐らくは文明三年の特約以來であらうが、義久の時のものが最も多く、而もその形式は既に徳川氏の先蹤を爲してゐる。

秀吉の對琉球政策と島津氏

天正十五年、豊臣秀吉の入薩以來、薩球關係は更に複雑なものとなつた。天正十六年、義弘が初めて上京して秀吉に謁した時、秀吉は早くも琉球服屬の意圖を告げ、舊來の關係を以て特に島津氏をして聘問と勘合符上進との事を促がさしめ、翌年正月廿一日、細川幽齋、石田三成は義久に對して之を催促し、猶ほ遅延するに於ては直接兵を下すべく、特に勘合に就いては、彼方より勘合を希望する形式に依らしめた。(正吉)之より先き、義弘は十六年八月、この旨を島津紹節

大慈寺龍雲の渡琉



第九十三圖 龍雲僧雲像
(藏所寺慈大志布志)

尙寧の襲封

天龍寺桃菴秀吉に謁す

十七年浦添王子が嗣を襲いたが、これ即ち尙寧であつて義久がこの歳四月尙寧に杉原百帖を贈つてゐるのは其の襲封を賀したものであらう。五月尙寧は天龍寺桃菴を秀吉に送つて、六十餘州の服歸を賀せしめたが、桃菴安谷屋親雲上及び龍雲は八月義久に随つて上京し聚樂第に秀吉に謁した。之により、八月義久は大慈寺に對して、十ヶ年の國役を免除して龍雲の勞功に報ひ、十一月義弘も同じく之を賞した。十八年二月秀吉は琉使に返書を與へて尙寧に齋し歸らしめ、義久もこの年八月再び尙寧に書を與へて秀吉の關東平定成りしを告げ朝鮮はもとより遠國端島に至るまで其の祝儀言上を命せられたに

伊集院忠棟等に通じ、又十六日大慈寺龍雲に命じて渡琉して秀吉の意を傳へしめんとしたので、龍雲は八月十二日の義久の書を齋し渡海した。時に同年十一月二十五日尙寧卒し、

建善寺大龜の來使

龜井茲矩の琉球遊覽

より、綾船を籠裝し管絃を催し、速かに上路すべきを傳へ、又別に一書を以て琉球圓覺寺に同じ旨を諭告したのである。之によつて天正十九年八月尙寧は建善寺大龜和尚並びに茂留味里大屋子を遣し、樂人及び燒酒一甕、太平布二十端、苧羅二端を齋し進めしめた。引續き同年十二月義久は尙寧に對し、綾船の到來遲怠を詰問すると同時に、新納伊勢守を遣して朝鮮出陣に付き萬端の賦役を調進せしめた。

これより先き、秀吉は龜井茲矩の請により、別師を以て琉球を討たしめんとしたが、義久が細川幽齋、石田三成に依つて從來の薩琉の特殊關係を陳辯せるによつて止んだ。文祿元年正月十九日の秀吉の義久、義弘に對する朱印狀及び廿一日の石田三成、細川幽齋の書狀に據れば、征明に就き琉球も改易して新たに領主を命ずべきも、先年義久の取次を以て來聘したるに依つて之を免じ、舊來の緣故により島津氏與力を以て征明の賦役即ち兵數兵糧を調進する様命じ、龜井茲矩に對しては替地を給したること及び綾船の遲延を催促せしめた。仍て四月八日義久は建善寺に一書を裁して再び綾船の到來を促した。更に文祿元年七月義久は去春來紋船の到來を促したるに、單に建善寺大龜

朝鮮役と琉球

島津氏朝鮮出陣の一端を琉球に課す

秀吉の征明と琉球との關係

等を來使せしめしのみにして、而かも國役過重或は借錢によるとはいへ、不調儀の爲め、島津氏が細川幽齋右田三成より詰責されたるを告げ、往古よりの契約に背くものとなし、更に大龜和尙茂留味里大屋子の歸國に龍泉寺を副へて歸り報せしめた。（注六三）前年島津氏が朝鮮出陣の爲め課せられた兵數は一萬五千で、義久は十九年九月尙寧に對し、この内兵七千人、その兵糧十月分を來年二月中に坊津に達する様命じたのであるが、この書を得て三司官は大いに驚愕し、偶、滯留せる明の同安の船商陳甲をして福建巡撫參魯に告げしめたといふ。（注六四）當時の琉球と明との關係を見るに、天正十九年萬曆十尙寧は未だ世子として明より襲封の封冊を受けて居なかつたことは、皇明實錄同年十一月辛卯の條に、琉球國中山王世子尙寧、差官禮鄭等宴如例、仍咨該國世子速請襲封、毋以地方多事爲辭と見えることによつて知られる。これより先き萬曆十七年朝鮮王李昭の賀使奇齡等が朝鮮沿海に漂流せる琉球人、要宇原女汪口等四十六名を齎し來り、神宗は之に鞍鞋口糧を給與して福建に送り、琉球使臣の來朝を待つて回還せしむることゝしたから、禮鄭は之を携へ歸つたであらうと思はれる。（注六五）禮鄭は萬曆二十一年文祿二年冬、再び明に朝貢し、翌年十二月崇明縣擒獲の夷人三

十三名を伴つて還つた。その後尙寧は萬曆二十三年文祿四年五月千瀆を遣して封號を奏請したけれども、神宗は尙寧の公表至るを待つて之を許すことゝし（注六六）た。蓋し、日本の脅威未だ息まざるを以て海上不虞のことあるを憂へたのである。この年又琉球人哈那等の船が温州に漂流し、浙江巡撫劉元霖は事を神宗に報じたので、拵恤を加へて送還することゝし、漳州人阮國これを從へ還り、後阮國は琉球に仕ふることゝなつたといふ。（注六七）

萬曆二十四年慶長元年秋尙寧はまた金任歴等を遣し、更に二十七年慶長四年には鄭廻謝那方をして再び襲封を奏請してゐるが、その襲封を受けたのは、漸く萬曆二十八年慶長五年二月のことであつた。（注六八）この間數次の遣使朝貢によつて、或は秀吉の征明のことを報告してゐるかも知れないが、明廷が公式に初めて我が征明のことを知つたのは、文祿元年萬曆十年二月朝鮮王李昭の疏によるもので、爰に於て神宗は沿邊將吏を督責して各兵戎を整へ、要害を拒守して不虞に防へしめた。（注六九）而して彼の福建巡撫許孚遠が武生許豫の舟貨に便乗せしめ、薩摩に抵つて我國の事情を探らしめたる史世用等が歸つて報告したのは、萬曆二十二年、即ち我が國の文祿三年五月で、許孚遠は乃ち之れによつて明廷に疏して反

問の策を進めたのである。

天王寺菊隱の
來使

天正十九年十二月、義久は新納久饒を遣して尙事を督責せしめ、仍て文祿二年尙寧は天王寺菊隱西來及び摩文仁親方を以て兵糧を來輸した。而して文祿二年、構和によつて一旦師を班することゝなつたが、猶ほ九州の諸侯は城の修築、兵糧の填補を命せられたので、十二月、義久は再び成就院をして尙事に兵糧を輸することを命じたるに、翌三年六月、尙寧は使僧に托して邦内疲弊して償出に由なきを謝した。是に於て、秀吉の命に依り、義久は又興國寺及び伊地知重房を遣して琉球を檢せしめた。而して慶長二年五月廿七日、尙寧は一書を忠恒に送つて其の朝鮮よりの凱旋を祝した。慶長三年、秀吉薨じ、諸軍朝鮮より歸還した後、義弘は徳川家康の命により、先に泗川役に獲たる明の人質、茅涓濱を送還せんとし、慶長五年、鳥原喜右衛門宗安をして坊ノ津より出發して護送せしめた。宗安は福建梅花に抵り、北京に至つて使命を果し、宴資を受け留ること月餘、神宗深く之を嘉賞して薩摩より福建に毎歲二商船の互市を許し、宗安に十二萬斤の船隻を與へて歸らしめたと傳へられてゐる。之より先き、義弘が泗川に戍した時、泉州界の伊丹屋助四郎なる者があり、その後縁故に

茅涓濱の送還
と鳥原宗安

伊丹屋助四郎

よつて鹿見島及び山川に慶を設け、頗る富を致したが、後年宗安の商船の支那より歸るを硫黄洋に要して其人船を撃滅して、踏晦したことがあつたが、後に至つて捕へられた。

琉球の文化上
の交渉

琉球は尙氏建國以來、明に朝貢し、洪武、永樂の間、閩から歸化した三十六姓の子孫は、世々明に對する表奏文のみならず、朝鮮、南海諸國との通交の文書のこともを執筆し、又通事として往來したのであり、また歴代の中山王が王臣の子弟を明の南京、國子監に送つて教育せしめてゐることは、皇明實錄に屢見えてゐる。之を以てみても、彼の文化が大體に於て明に仰いでゐたが、わが國の文化も入明の僧侶によつて齎らされ、或は琉球僧侶が渡來して五山の學僧等に交遊したことは、案外早いのである。今我が國より琉球に渡つた僧を見るに、察度王の時、波上山護國寺を開いた頼重、法印、泰久の景泰年間、廣嚴普門、天龍の三寺の開基となり、又尙眞の時も圓覺開山第一となつた、洛僧承城、芥隱、永正中琉球上下の信仰を集めた日秀等が最も有名であるが、又圓覺寺歴代住持中の三世不材一樗、八世檀溪全叢、十三世春蘆や明應中桂菴に交つた董典藏、尙永王の時、圓覺寺を董した薩摩河邊の僧宗長、慶長中渡琉して琉球神道記を著した

我が渡琉僧

圓覺寺宗長

明の琉球使節
陳侃の見聞

僧袋中等がある。これらは必ずしも薩摩大隅の僧に限らなかつたけれども、何れにしても薩摩を經由したものに違ひなく、中には暫く薩摩地方に錫掛してゐたものもあらう。明の世宗嘉靖十一年天文元年琉球に使した陳侃の見聞録に、當時の琉球に於ける日本の勢力及び文化の浸潤の状態を窺はしめるものがある。即ちその八月二十三日の條に、琉球王が使者を陳侃の所に送つて明使に謁せんと欲すること久しいけれども、此處に日本人寓するありて、其の衷心の測り知られざるにより、日本人が出境して後に行つて謁せんことを請はしめてゐるが、これ恐らくこの後島津氏服屬以後に明使を憚つて日本人を晦隠せしめたといふこと、併せて考へるに、此様なことは既にその以前からあつたのである。また永祿二年三月、那覇主部中より島津氏家老河上忠克村田昌宗伊集院忠金宛の書簡に、當年明使來臨するに就き、貴邦よりの商船は先例により那覇に於て先づ携帶の武器腰刀を檢納し、交易を終へて出港する際これを返附することに關し、特に了解を求めてゐるのは、琉球が明と薩摩との衝突を極度に回避した一例證である。陳侃は又陪臣の子弟と凡民の俊秀とは、則ち支那の書を習讀せしめ、以て他日長吏通事の用に資し、其餘はたゞ日本の

琉球明と薩摩との衝突を極度に避く

庶民は日本僧に就學

琉球に流布せる日本の産物

琉球の日本館

日本に對する琉球書牘の特長

僧に従學してその文字を學ぶことを述べ、或は琉球は地金を産せず、亦黃鐵及び玻璃等の物なく、通國交易には惟日本に於て鑄造の銅錢の薄小にして紋様なきものを用ひ、宋季の鸞眼纒貫錢の如きものであると言つた。（正七五）又當時琉球の明への貢物の内、種子扇が日本の輸出品なることは、後に康熙三年寛文四年使せる張學禮が烟刀紙張權扇漆器の類は、皆日本國より來るといふてゐるにも類推することが出来る。（正八〇）明の神宗の萬曆四年天正四年封冊を持って琉球に使した戸科左給事中肅崇業行人謝杰は歸國して告ぐるに、琉球には日本館あり、群聚して數百人が封使の船の轉輿して市を爲すを待ち、其の出入に利刃を挟み、琉球は心これを懼ると言つたといふ。（正八二）又萬曆三十二年慶長九年の明使給事中夏子陽行人王士禎も歸つて後、日本人千人に近く刀を露はして市し、明より琉球に行く物は日本に類たざるを得ず、明の使臣至るも聞かざる如くであつたと告げてゐる。（正八七）

而して足利氏を始め島津氏種子島相良氏への遣使には概ね、僧侶を以てせるは勿論、その來簡は日本に對するものは、歴代實案に見ゆる如き南海諸國や明に對する書式とは異り、日本的漢文體が多く、中には純然たる日本文のもの

もある。之等は圓覺寺等の我が國僧侶が筆を取つたことは疑ない所であつて、慶長十五年服屬以前に於ける薩琉の文化的交渉は相當に遠く且つ深いものがあつたと謂へよう。

- 〔注一〕 中山世譜卷三・四 球陽卷一
- 〔注二〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注三〕 新編島津氏世錄正統系圖第九
- 〔注四〕 李朝銘宗實錄元年五月丁卯條
- 〔注五〕 中山世譜卷五 球陽卷二
- 〔注六〕 中山世譜卷三 球陽卷一
- 〔注七〕 李朝世祖實錄(七年六月丁丑條、同八年二月辛巳條)
- 〔注八〕 中山世譜卷六 球陽卷四
- 〔注九〕 坂口徳太郎氏編著奄美大島史
- 〔注一〇〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 舊記雜錄前編卷三
- 九 琉球薩摩往復文書案
- 〔注一一〕 中山世譜卷六
- 〔注一二・一三〕 袖ヶ崎公爵家文書
- 〔注一四・一五〕 舊記雜錄前編卷四二
- 〔注一六・一七〕 琉球薩摩往復文書案
- 〔注一八〕 袖ヶ島津公爵家文書 琉球薩摩往復文書案
- 〔注一九〕 琉球與島津家互通信簡之寫
- 〔注二〇〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注二一〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 島津國史卷十八
- 〔注二二〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注二三〕 琉球薩摩往復文書案
- 〔注二四〕 上井伊勢覺兼日記卷一 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注二五〕 上井伊勢覺兼日記卷一
- 〔注二六・二八〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注二九〕 琉球薩摩往復文書案
- 〔注三〇〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注三一・三二〕 琉球薩摩往復文書案
- 〔注三三・三四〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注三七〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 武家事記卷三〇
- 續善隣國寶記 琉球薩摩往復文書案 伊豫下尊穴郡
- 役所文書
- 〔注五八〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注五九〕 琉球薩摩往復文書案
- 〔注六〇〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 琉球薩摩往復文書
- 案 南聘紀考中
- 〔注六一〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注六二・六三〕 琉球薩摩往復文書案
- 〔注六四〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 南聘紀考中
- 〔注六五〕 皇明實錄神宗卷一七一・一九
- 〔注六六〕 同上卷二二・二三
- 〔注六七〕 南聘紀考中
- 〔注六八〕 皇明實錄神宗卷二八
- 〔注六九〕 同上卷二〇
- 〔注七〇〕 琉球薩摩往復文書案
- 〔注七一〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注七二〕 南聘紀考中
- 〔注七三・七四〕 袖ヶ崎島津公爵家文書

〔注三五〕 上井伊勢覺兼日記卷五 袖ヶ崎島津公爵家文書

文書

- 〔注三六〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注三七〕 相良家文書之一
- 〔注三八〕 中川文書
- 〔注三九〕 平姓爾寔氏正統文獻卷一三
- 〔注四〇・四三〕 種子島男爵家文書
- 〔注四四〕 種子島家譜二
- 〔注四五・四七〕 種子島男爵家文書
- 〔注四八〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注四九〕 舊記雜錄後編卷一三
- 〔注五〇〕 舊記雜錄前編卷四一
- 〔注五一〕 樺山資之日記四
- 〔注五二〕 根占村再撰方名勝誌
- 〔注五三〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 琉球薩摩往復文書案 舊記雜錄後編卷一七・一八
- 〔注五四〕 同上 大慈寺文書記錄寫
- 〔注五五〕 舊記雜錄後編卷一九・二〇
- 〔注五六〕 大慈寺文書記錄寫

【注七五】 南勝紀考中

【注七六】 珠陽卷一・二 南勝紀考中 上井伊勢覺兼

日記五 鳥隱集下 琉球神道記

【注七七・七九】 陳侃撰使琉球錄

【注八〇】 斐學禮撰使琉球記

【注八一】 福州府志卷二五

【注八二】 天下郡國利病書卷二一九海外諸蕃(琉球)

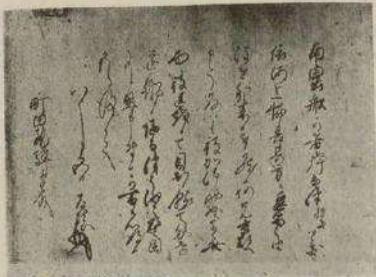
南海諸國との
通交

次に南海諸國との通交に就いては其の來航は比較的多く薩摩地方より南海諸國へ渡航したことは若干の史料を止めるに過ぎないが當時の事情は大いにわが國人のこの方面への發展を物語つてをり、又海賊衆の活躍より見ても首肯できるのである。

こゝにまづ應永二十六年における南蠻船の薩摩渡來の事件を記述しなればならない。この事件に關する資料は島津公爵家文書並に志布志町の阿多鶴翁氏文書に残されてゐるもので、この歳、筑前博多へ一隻の南蠻船が來航したが海上における海賊衆の怖畏あるによつて、七八月の交南航して薩摩の町田飛彈守家久忠濟の所領に假碇泊したものである。その注進により、同じく八月五日探題澁川道鎮滿は、忠濟に之に對して警固を加へ博多に護送すべきことを命じ、十月更に使者芥川愛阿を送つて博多へ護送の上は兵庫に廻送せしむるやう京都の下知ありたるにより、かく盡力せしめた。尋でこの頃新

應永二十六年
の南蠻船來航

那弗答



第十四圖 澁川道鎮(阿多鶴翁氏藏)

に探題となつた澁川義俊は、同時に守護島津久豊に對してその助勢を依頼した。次いで翌二月、義俊の被官宗壽は更に之を促し、重ねて三月、義俊は去月、南蠻船の出航すべき由、那弗答(土人船)より來狀ありたるも、今に延引せるを以て更に之を催促し來つた。島津久豊は當時町田家久と不和の間にあつたから、之れと別個に交易の利を占めんとせるものゝ如く、其の巨石塚大和入道を義俊へ遣して斡旋せしめた。石塚大和入道は即ち歸國して更に町田家久に南蠻船の上洛の促催を傳へたのであつた。然るに、三月廿三日家久の南蠻船廻送の準備中、島津氏は數百艘の兵船を以て南蠻船を奪掠せんと計り、南蠻船は驚愕して綱を切捨て、被掠した。この事は極めて興味ある事件であるが、この頃南蠻船の來航したことは之より先き若狭國稅所今福名領主代々次第に應永十五年及び同十九年の兩度若狭に着岸せることがあり、又朝鮮方面へ貿易の爲め渡航し、中に海賊衆に遇つて劫掠せられ

看開御記所見の薩摩への外寇

たことも李朝實錄には見え、而して當時謂ふ所の南蠻は南海瓜哇、舊港邊を指すものであること、並びにこの薩摩に來航した南蠻船に就ては、舊港より渡來したものと考へられるといふことは既に論せられてゐる所である。看開御記應永二十六年六・七八月の條に見える蒙古唐高麗の來寇の記事は、所謂應永の外寇として著名な問題であり、李朝實錄の記事によるに、單にこの事件は朝鮮人の對馬への來寇に過ぎずして、看開御記七月廿日の條に、抑後聞、唐人襲來、既付薩摩之地、國人合戰、唐人若干被討、國人も被伐云々とあつて、薩摩關係の記事に就ては或は前記の南蠻船の騷擾が傳聞せられたものなるやも知れぬといはれてゐる。

尙ほ應永三十年入寂の捕巖了堂の法嗣にして加州佛陀寺の奇叟異珍禪師は、南蠻國人で、初め薩摩の金鐘寺に投じたといふから、南蠻船の來航に便乘して來たものなることを思はしめ、日新菩薩記に據れば、島津忠良の領地加世田に南蠻船漂着の事を傳へてゐる。

その後天正の末、わが薩摩に來つた明の海南許豫及び史世用等の文祿三年萬曆二の報告には、薩摩は各處船隻の慣泊する地にして、此の地より發して呂

薩摩金鐘寺

薩摩は各處船隻慣泊の地

坊ノ津中村氏の商船

宋に往く船あり、交趾船三隻、東浦寨船一隻、暹羅船一隻、佛郎機船二隻、回集して興販出沒してこゝを咽喉となすとあり、坊ノ津一乘院に藏した誕生佛金像は、享祿年間、當津中村氏の商船が天竺の邊土に漂流して齎せるものなる事を傳へてをる。文祿三年、呂宋より歸朝した船が、薩摩に於て呂宋舶來の壺を越前の商人組屋へ賣渡し、これらが織田氏、淺野氏の數寄者の手に賣却されたことが組屋文書に見えるのは、珍しい資料と云ふ可きである。

この呂宋舶來の壺に就ては、秀吉の時官營の貿易の外、私にその輸入を禁ずる方針であつたが、慶長四年七月、呂宋貿易の商船が長崎に碇泊中、その船に呂宋の眞壺百二十一個を舶載せることが露見し、家康の命に依つて沒收されたことがあつた。然るにこの頃時を同じくして、其の類船の呂宋貿易船二艘が長崎より薩摩の甞島に着岸したので、その内一艘は阿久根に抑留し、船長を長崎に召喚して取調べ、且つ家康より出京中の島津義弘に命じて、その船に呂宋壺搭載の有無を嚴重に取締らしめた。同年九月、島津義弘は單獨に呂宋へ對して貿易船を發遣せんと企圖したが、家康も亦此の歲、呂宋へ使書を通じて將來の呂宋貿易に對して準備中であつたので、その事は一先づ止み、交趾南へ遣

呂宋壺の將來

山川大道氏の
呂宋渡航

第四編 守護時代

六三四

使すること（注）を忠恒家に謀つた。然るに山川の大道文書に據れば伏見に在つた義弘が家康の朱印を得て呂宋へ渡航して眞壺を召寄せべきことを大道吉之丞に命じ、彼は一時切支丹になつて京泊にて艤裝し翌年正月下旬（五年）阿久根より出船し、金屏風一、双馬一、（伊作野月）鞍道具等を齎し、呂宋より眞壺丸、卷物二本を舶來したといふ。然らば此の時の貿易はやはり呂宋に對して行はれたのであらう。

西歐人の來航

ジバングの魅
意

次には西歐人の薩摩地方に對する來航と西教の流布とについて述べなければならぬ。マルコ・ポーロの見聞録によつて東海に浮ぶ金銀豊かな夢幻の島國ジバングの魅惑によつて西歐人が東亞に進出してより、やがて葡萄牙人の喜望峯迂回航路の發見となつた。以後彼等は幾許もなくして印度に達し、尋いで永正八年（西曆一五一一）にはマラッカの占據となり、遅れて西班牙人マゼランが大永元年（西曆一五一五）フィリッピン島に到着した。而して葡萄牙人總督アルボンソ・アルブケルケ（Alfonso de Albuquerque）のマラッカ占領當時、乃至その以前より、支那人のマラッカ方面に對する通交は殷盛を極めてゐたので、數年ならずして、葡萄牙人を支那沿海に誘引することゝなつたのである。マラッ

葡萄牙人を支
那沿海に誘引す

葡萄牙人の支
那貿易の進出

明は葡萄牙貿易を拒む

カ占領前後、猶ほマレー、スマトラ、ベグー、ジャワ、アラビヤ人などの外に東洋よりマラッカに通商したものの、中、レケオ人及びゴレス人があつたといふこととであり、このゴレスに關して、その國が大陸であるとも、島であるともいはれ、毎年三艘の舟を以て、一月にその本國を發し、八九月マラッカを出帆し、箱類、陶磁器、銅、明礬、砂金、刀、劍、緞子及びその國王の刻印ある板金を齎し、通商を終ると共に迅速に歸國し、又彼等は品位高く物に慣れたる國民であるから、マラッカ人はそれと交易するを誇となすといふことが、アルブケルケ傳等に傳へられ、これが何國人なるやが論議せられて種々の説が提出されてゐるが、中には（注）ゴールが郡（顯姓）の轉訛ならんとし、ゴール人を薩摩人に擬定する説もある。何れにしても、葡萄牙人が永正八年（西曆一五一一）マラッカ占領以後、支那に對して其の船を發遣したのは、僅か後一年を経た永正十年であり、翌年には通商のみならず、葡萄牙の印度當局者の書翰と贈品とを支那官憲に呈する目的を以て數艘の船が派遣せられ、永正十二年（西曆一五二五）にはジョルジ・アルワール（João Alvaris）の船がタマウ島に至り、これより數十餘年の間、相續いて廣東、漳州地方への通商が行はれた。然るに明は葡萄牙人の通商を喜ばず、その貿易船を拒

六三五

葡萄牙人と支那人の密貿易

商標據地リヤンボ

葡萄牙人の日本初航の氣運

葡萄牙人を日本へ導ける地理的自然的條件

んだので、西暦一五三〇年代は廣東通商は大いに廢れ、彼等は廣東に於て拒まれた貿易を、福建浙江の諸海島に於て私に行ふこととなり、しかもそれは官許の通交ではなく、明の海外在住の流連の海商との連絡による密貿易であつた。この當時彼等の有した通商の根據地はかのリヤンボであつて、この明の葡萄牙人拒否は當然彼等の東進を一時浙江以北及び以東に向ふ事を拒むで、従つて西歐人の日本に到來することを若干遅らしめたる原因ともなつた。しかしながら、既に西暦一五三〇年代の終りに浙江に進出してゐた彼等は、琉球に就いては勿論、日本に對する知見をも相當に深めたであらうし、福建は之より先きわが對明貿易南路の門戸であり、倭寇は廣東省に及んでゐたことが知られるのであるから、こゝに明の所謂佛朗機と日本人との接觸したことがあつたかも知れない。而して既に印度、マラツカよりリヤンボに往來した葡萄牙人が東支那海に於て風難に遭つてその航路を失ふときは、支那沿岸は別として、琉球列島よりわが九州の南端に漂着すべきは當然であつたから、彼等が日本に對する智識の増進によつて刺戟せられ、自らこの方面へ進航する以前に於て地理的自然的條件は彼等を日本に導いたのであつた。之がわが

天文十一年、若しくは十二年乃ち西暦一五四二三年に於ける種子島への葡萄牙人漂着である。

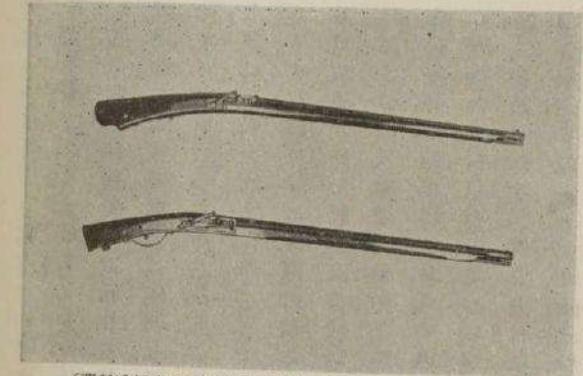
この問題は、新銳の武器たる鐵砲の傳來といふ劃期的な事件と結合して、わが近世初頭の歴史上に鮮明なる印象を刻したものであるにも拘らず、アントニオ・ガルワン (Antonio Galvão) の世界探險史、ガルシヤ・デ・エスカランテ、アルバラード (García de Escartute Alvarado) の報告書、ネ・コウト (Diego de Couto) のアジア誌、リスボンのアジエダ圖書館の日本教會史、或はピント (Fernão Mendes Pinto) の巡廻記に残された記述、及び我が邦の資料として文之の鐵砲記があるが、これ等の記述に出入齟齬あつてその年代を決定し難いものである。鐵砲記は僧文之が慶長十一年種子島久時の囑により、當時の史傳を文に纏めたものであつて、事後六十餘年を経るが、當事者の口傳を傳へてゐるだけにやゝ眞實に近いと思はれる。併し今はこれらの諸書によつてその大様を記するに止める他ない。天文十一年、西暦一五四二年、或は其の翌年、暹羅にあつた葡萄牙人アントニオ・ダ・モツタ (Antonio da Motta) とフランシスコ・ゼイモト (Francisco Zeimoto) 及びアントニオ・ペイショット (Antonio Peixoto) の三人が一ジャンクに搭乗して支

葡萄牙人の種子島漂着

文之の鐵砲記

アントニオ・ダ・モツタとフランシスコ・ゼイモト及びアントニオ・ペイショット

那貿易の爲めリャンポーへ航行中、漳州の邊海に於て颶風に遇ひ、漂流するこ
と十五日餘にして、東の方三十二度の位置に一島を見、その何處なるかを知ら



第十四圖 最初の種子島の鐵炮の傳來は上葡葡牙傳來は下板八傳兵衛氏所藏

ずして投錨した。彼等は之を嘗て傳聞せ
る琉球の北端の一島と考へたのであるが、
間もなく陸より漕ぎ來つた支那人より色
白く、小眼少髯の島人によつて、彼等は初め
て日本の一島に著せることを知つたので
あつた。鐵炮記によれば、之は天文十二年
八月二十五日であつて、恰も颶風の時期に
相當するものであり、最初の漂着の場所は
種子島の西村であり、主宰織部丞なる者は
之より十三里距る赤尾木(西)に廻送せし
め、二十七日始めてこの處に於て種子島惠
時(十一歳)、同時(六歳)の父子はこの天竺
人を見、歡待して鐵砲二挺を傳授されたの

最初の漂着地
種子島西村

種子島惠時
の父子鐵砲を
得る

ミアイジマの
領主ナウトキ

明人儒生五峰

種子島に於け
る法華宗の盛
行

であつた。而してピントを除いては、何れもこの漂着島の名を記してをらず。
況んや島主の名を記するものはないのであるが、ピントは廻航せる地をミア
イジマ (Maizima) といひ、領主をナウトキン (Nautakini) と傳へてゐるので、之を時
堯の初名直時に擬して論せられてゐるものがある。猶ほピントの記事と鐵
砲記とは符合する點があり、他の書に詳細な記述を見られないだけに、一應こ
の點を擧げてをかねばならない。その一は、その葡萄牙人等は支那の或る港
に於て流連の支那海賊船に便乗して漂流したとある事で、鐵砲記が船中に明
人があつて、中に儒生五峰といふ者があり、杖を以て砂上に文字を記して辭を
通するを得たと言ひ、五峰の名は前述の海寇王直の號なるものと、又海賊船便
乗の點に於て一致するのである。ピントは彼等が上陸後甚だ壯大美麗な社
寺を見物し、その司祭たるボンゾの好遇を受けたといひ、鐵砲記は日向龍源の
徒忠首座の法花一乗の妙法を聞かんが爲め、赤尾木津にあり、改宗して住乘院
といひ、五峰と同聲相應同氣相求めたといつてをり、種子嶋はこれより先き長
祿寛正年間、律宗を變へて法華宗となり、日輪寺(開建立)、本源寺(文明元)、慈遠寺
(長享二年改宗)、淨光寺(明應四)、妙久寺(明應六)の諸院があり、殊に天文六年より八

年の間本能寺日承の來錫があつたから、忠首座の如きは之が聽聞の爲めに來島してゐたのかも知れない。

次は彼等の回航した地の領主をナウトキンと傳へてゐることは、時堯の初名直時に相當するものとして一つの論點となつた。種子島家譜に據れば、惠時の時天文十二年春、出雲守時述河内守時行の叛があり、彼等は彌竊重長に通じたので、重長は野間家成を嚮導として、三月十二日二百餘人數艘を率ゐて國上浦田に來襲した。當時屋久田にあつた惠時父子は、家成の父伯者を通じて西村時弘の來り告ぐるに依つて、惠時は姑く難を屋久島に避け、當時十六歳なりし直時は軍卒を指揮して内城に據つて防戦し、遂に力屈して妙久寺に入つて自盡せんとし、本源寺住持をして之を重長に告げしめんとしたが、住持の來ること遅く、偶、泉州堺より來島せる畫工珠幸なる者をして重長に通せしめたるに、重長は惠時の惡政を諷さん爲めの出征にして、直時に罪なしとして之と和し、屋久島三郡を得て軍を班したといふ。惠時の歸島は四月にして、五月時述時行を誅して内亂を治めた。(註四)斯くこの内亂鎮定の功は直時に係る所多かつたから、惠時は歸島後老退し、封を直時に譲り、同時に直時は時堯と改めた。

ナウトキン

種子島氏の内訌と彌竊重長の干渉

直時を時堯と改む

入道意鈞

鐵炮記々載の漂流葡萄牙人の名

天文以後の葡萄牙船來航數

することは極めて自然であつて、ナウトキンの名は八月にはあつたとするも正確ではない。當時は地位ある者ほど實名を用ふること少く、多くは官名位名を用ひ、自身は入道名を記することが多かつたから、或は惠時の入道名意鈞を轉訛して傳へたものかも知れない。その他のビントの記事が荒唐無稽なるは、日本教會史に指摘してゐる通りであるし、彼が自らこの漂流者の中の一人と爲せることはもとより、種子島滞留中に豊後王の來使ありたる記事の如きは最も不可解なるものである。なほ鐵炮記に來着の葡萄牙人二名の名を牟良叔舎喜利志多佗孟太とせるは、坪井九馬三博士が夙に述べられたやうにフランシスコ・クリストワン・モッタと讀まれ、フランシスコはフランシスコ・ゼイモトで、モッタはアントニオ・モッタと解されるが、クリストワンはビントのいふクリストワン・ポラリヨに類似してをり、この點は適當な解釋を有しない。この時より葡萄牙人の來航は年を逐つて加はるやうになり、鐵炮記が天文十三年再び熊野浦に來著せると傳へてゐるもの、外、その來航は葡萄牙船の入港は島津領には天文十一年、天文十二年を兩度として、同十三年に六艘同十五年に三艘、同十八年に一艘、同二十一年に二艘、永祿三年に二艘、翌四年の二艘

で、元龜元年までの間に十八艘である。^(注一七) 更に天文より天正に至る迄を表示すれば次の如くなる。^(注一七)

年 代	西 暦	出發經由地	入 港 地	到着の月日	出發月日	カ ビ タ シ
天文十一	一五四二	リヤンボ	種子島	八月二十五日		ペロ・デ・イエス
同 十三	一五四四		薩 摩			ペロ・デ・イエス
同 一五	一五四六	マラツカ	大隅・薩摩 鹿兒島等			ジョルジ・アルワイレス アルワロ・ワス
同 二一	一五五二	上 川	薩摩ノ一港 鹿兒島	八月十四日		ドン・フェルナンド ドアルテ・ダ・ガーマ
永祿 三	一五六〇	ゴア・媽港	薩 摩?			マヌエル・デ・メンドンサ アフオンソ・ワス
同 四	一五六一	媽 港	阿久根等		一五六二、 月	マヌエル・デ・メンドンサ マヌエル・デ・メンドンサ
同 五	一五六二	媽 港	京 泊			マヌエル・デ・メンドンサ エス・バニヤ船
天正一七	一五八九	マニラ	薩摩ノ一港			エス・バニヤ船

右表中天文十三年に薩摩に到着したペロ・デ・イエス(Pero Diaz)は、尙ほ彼の日本滞在中、多数の葡萄牙商人がジャンク五隻に搭乗來航したのを目撃したと

アルヴァレスの報告に見ゆる薩摩の港

薩摩の青年彌次郎

ザビエル彌次郎によつて日本布教の有望を知る

フランシスコ・コ・ザビエルの鹿兒島渡來

いひ、次いで天文十五年にはアルワロ・ワス(Alvaro Vaz)や、ジョルジアルワレス(Jorge Alares)やドン・フェルナンド(Don Fernando)等の三四隻の船が鹿兒島山川豊後の府内に入港した。このアルヴァレスの日本に關する報告書中には、彼の山川に在つたときのものとして、主要なる港として、阿久根(Angune)、京泊(Quebede-marin)、米津(Yunio)、秋目(Achime)、坊(Boo)、山川(Yamango)、鹿兒島(Changa Xuma)、根占(Nexime)、湊(Minato)、外浦(Tanora)、細島(Dozorina)を挙げ、この地の颱風のことを告げてゐる。同年の末、事あつて人を殺し、寺内に走入を企てた薩摩の一青年、Anjio(彌次郎・安次郎・半次郎)が、アルワロ・ワスに由つてドン・フェルナンドの船に收容されんとし、偶然カピタン・アルヴァレスの船に搭乘することゝなつて、船中に於て西教徒となり、バードレ・フランシスコ・ザビエル(Francisco Xavier)の許に送られたのであつた。偶々支那傳道の爲めマラツカに滞留してゐたザビエルは、彌次郎によつて日本布教の有望なるを知り、之を先づゴアの宗教學校へ送つて、教育を受けしめ、やがて基督教名パウロ・デ・サンタ・フェ(Paul de Santa Fe)となつた彌次郎を先導として、バードレのトルレス(Cosme de Torres)、イルマンのフェルナンデス(Joan Fernandes)等七人と共に鹿兒島に來着したのは、天文十八年

基督教日本傳
道の口火



像有ルエビザ・コスシラフ 圖二十四第
(V.D. Meer v. Kuffeler „Het Leven van"
Franc. Xaverius" [1842] に據る)

會士の渡來すること漸く繁く、近世初期に於ける切利支丹宗門の隆盛を來すことゝなつた。

ザビエル等は鹿兒島來著後、間もなく先づ彌次郎の親戚朋友から傳道し始め、翌年の初に至る約十ヶ月間には洗禮を受けたもの百五十人に及んだといふ。就中新納伊勢守の家臣に基督教名ミゲルと名付けられた一老人の如きは深い信仰を抱くに至つたと傳へられる。ザビエルは鹿兒島滯留中に彌次

ザビエルの鹿兒島に於ける傳道

ザビエル鹿兒島に於て最終審判の物語を譯す
ザビエルと福昌寺忍室との交遊

ザビエルの薩摩退去

ザビエル印度に歸る

ザビエルが薩摩に於て爲せる日本人觀

郎及び之より先き多少日本語を解するやうになつたフェルナンデスと協力して、世界の創造神の子の出現最終審判の物語の翻譯に従事したといひ、又福昌寺の忍室(Mijisu)と交遊して禪宗の事や、座禪に關する或る程度の知識を得た。間もなく平戸へ葡萄牙船の入船があり、ザビエルは一旦平戸に赴いた(註二)。併しながら再び平戸から鹿兒島に歸つて來たザビエルは間もなく薩摩の地を去らねばならぬことゝなり、又平戸に向つて出發したのであつた。その事情は、ザビエルの布教の目的が京都にあつたことゝ、島津氏が從來薩摩地方に來航せる葡萄牙船が天文十九年平戸へ碇泊し、薩摩が貿易の利を失ふた事のみならず、其の敵國なる平戸の領主に鐵砲を贈つたことを深く憤つた爲めであるといはれる。その後ザビエルは平戸に傳道して後、京都に入らんとして山口を経て大内氏の領内に入り、再び平戸に歸り、次いで間もなく豊後の大友宗麟に招かれ、やがて天文二十年十一月にわが國を出發して印度に歸つたのであつた。

ザビエルの我が國滯在は二年三ヶ月で、又鹿兒島滯留は僅かに十ヶ月に過ぎなかつたが、その間薩摩に於て爲したる日本人に關する彼の觀察は西曆一

五四九年十一月五日、鹿兒島よりゴアのサンパウロのコレジョのイルマン等に贈つた書簡に、次の如く認められてゐる。

予が今日まで交際したる人民は今まで發見せられたる中最良なる者にして、異教徒の間には日本人に優れたる者を發見すること能はざるべしと思はる。國民は好く人と交はり、一般に善良にして悪心を抱かず、驚くべき名譽の民にして、他の何物よりも名譽を大切とす。國民は一般に貧窮にして、武士の間にも武士にあらざる者の間にも貧窮は恥辱と認められず。彼等の間に基督教諸國に有りと思はれざるもの有り、即ち武士は甚だ貧窮なるも、武士にあらずして大なる富を有する者も貧窮なる武士を大に尊敬し、恰も甚だ富裕なる者に對するが如くする事なり。甚だ貧窮なる武士も決して武士にあらざる階級と結婚することなく、假令多くの富を贈るも之を行はず、賤しき階級の人と結婚する時は其名譽を失ふべしと考ふるが故なり。彼等は此の如く富よりも名譽を重す。國民は互に禮儀を盡し、大に武器を珍重し、甚だ之に信頼せり。彼等は常に劍及び短劍を帶し、武士並に賤しき者皆十四歳より既に劍及び短劍を帶す、彼等は少しも侮辱又輕蔑の言を忍

日本人の優れたること

武士階級の地位

日本人は名譽を重んじ禮儀を盡す

米の酒

賭博を行はず盜を憎む

國民は善良なる意志を有す

ばす。武士にあらざる者は大に武士を敬愛し、武士は領主に仕ふることを喜び之に服従す。思ふに此の如くせざれば名譽を失ふべしと考ふるが故にして之を爲さざる爲め領主より罰を受けるを恐るゝが故にあらざるが如し。國民は食物を節すれども飲むことに付きては稍寛なり。彼等は米の酒を用ふ、何となれば此地方には葡萄酒なければなり。彼等は決して賭博を行はず、何となれば賭博をなす者は己の有にあらざる物を望むが故に、必然盜人となるに至るべしとなし、大なる不名譽なりと考ふるが故なり。彼等は誓ふこと稀にして誓ふ時は太陽に依りて之をなす。多數の人讀み書き知り、之に依り速に祈禱及びデウスの事を學ぶことを得、此地は盜賊少し、是盜をなす者を發見する時は之を處罰し、何人にも生命を與へざるが故なり。彼等は盜の罰を非常に憎惡せり。國民は善良なる意志を有し、好く人と交はり、大に知識を求め、デウスの事を聞き之を解すれば甚だ喜べり。予が一生の中、觀たる各地の中基督教國たると、基督教國にあらざるを問はず、此の如く盜を憎む所を見たることなし。彼等の多數は古昔の人を信仰す。予が開き得たる所に依れば、此等の人は哲人として生存せし者なり。

彼等の多くは太陽を崇拜し、他の人は月を崇拜す。彼等は道理に適へることを聞くことを喜び、彼等の間に罪悪行はるゝも理由を擧げて其の行ふ所非なることを説けば、彼等は道理の禁ずるを可なりと認む。俗人の間には罪惡尠く、又道理に従ふことは坊主と稱するバードレ及び司祭に勝れり。^(註三)

さてザビエル及びその徒トルレス等が鹿兒島に滞在したのは、上述の如く僅かであつたので、この地は基督教の宣教嚆矢の地としての榮譽を擔つたのみで、其の繁榮は却て平戸に後には豊後の府内に移り、貿易船の入船も又この時期には北九州に多くなつた。併し、一方島津氏も彼等を招致することによつて、葡萄牙との貿易の利を獲んとしたし、宣教師側に於ても又この地に對する布教を見捨てるわけはなかつたから、この後に於ても屢この教法の傳道が行はれたのであつた。ザビエルの來薩以後十一年目にして、豊後にあつた伊留滿ルイス・デ・アルメイダ (Luís d'Almeida) は一人の同宿を伴つて薩摩に來ることゝなつた。彼等は文祿四年豊後に來つたマネル・デ・メンドンサ (Manuel de Mendonça) の船が薩摩の泊浦に巡航するのに所用があつた爲めと又久しく孤立してゐた薩摩の信徒を薰育する爲めに伴天連コス・メ・デ・トルレスによつて遣

ザビエル以後の薩摩に於ける布教

アルメイダの來薩

阿久根に越冬の葡萄牙船

市來城の教徒

鹿兒島に於けるアルメイダ

されたものである。アルメイダは文祿四年の末豊後を發し、阿久根に赴いた時、葡萄牙船アツホンソ・ヴァス (Alfonso Vaz) がこゝに越冬してゐた。それよりメンドンサの船が碇泊してゐる泊浦へ行く途次、ザビエル以來縁故のある市來城を訪ねた。當時市來には十五人の信徒が居り、アルメイダはその信徒と會し、且つ城主の夫人が熱心な信仰者であつたので、その子息二人に洗禮を授けた。アルメイダは市來より愈々鹿兒島に至り、領主島津貴久のトルレス宛の書翰を謝し、且つ伴天連の領主宛の書翰を奉呈し、やがて貴久より印度總督宛の書翰を受取つて泊浦にゆき、トルレスより托された所要の事務をメンドンサとの間に終へ、再び鹿兒島に歸つたが、泊浦に於て彼は九人の洗禮者を得たと云つてゐる。鹿兒島に於てはアルメイダは福昌寺の忍室及び南林寺の住持、川邊の法泉寺、鹿兒島コウカク寺の住持等と交際して、宗教上の問答や自然科学に關する質疑應答を爲し、二三の僧侶の歸依を得、國主貴久に接近して、家臣約三十六人を切支丹となし、又會堂を建築した。尋いで市來城に行き、此處に於て毎日二回説教し、領主の家臣の最も熱心な一人は基督教書五十五枚のものを手寫したといふ。城主の夫人及び長子は極めて熱烈な信仰を抱き、城

島津貴久の印
度地方區長及
び印度總督へ
の書翰

内に會堂を作り、城主をも改宗せしめんとする程であつたが、彼は島津氏を揮つて遂に肯じなかつた。市來滯留十一日にして、豊後のトルレスの招還により、アルメイダは一先づ鹿兒島にゆき、やがて市來より乗船して豊後に歸つた。(註三三)永祿四年九月二十八日(西曆一五六一年十一月五日)附ゴアの耶蘇會の印度地方區長クワドロス(Antonio de Quadros)宛及び同年末(西曆一六〇二年)印度總督クチイニョ(D. Francisco Coutinho)に贈つた島津貴久の書翰は、一はポルトガル人の渡來を切望し、領内宣教を條件としてバードレの派遣を望んだものであり、一はアルメイダ等の來薩中隣國との交戦によつて充分の庇護を果さなかつたことを陳べ、特にこの年領内マンゴ(山川)に碇泊中の葡萄牙船があつたが、右戰爭中海賊船の襲來に取紛れて船長アフォンソヴスを殺したことを遺憾とし、毎年書翰を送ることを約し、ポルトガル貿易及びバードレの發遣を望んだものである。(註三四)併しながら、西曆千五百六七十年代は大友氏の領内宣教の極めて活潑な時期であり、隨つて印度より發遣された多數の耶蘇會士及び葡萄牙船は、大友氏松浦氏大村氏有馬氏の領内に吸收せられたこと、當時大友氏と島津氏との間が極めて政治的に險惡であつたこと及び耶蘇會士の通信によつて印度の當局者に島津氏の

ダルメイダの
來薩

島津氏の南蠻
宗禁制は貴久
以來

島津氏の九州
制覇と切支丹
に對する態度

消極的態度が既に判明してゐたこと等の理由で、宣教師の來薩することゝあまり無かつた。天正六年バードレ・カブラル(Dean Cabral)の命に依つて來薩したイルマン・ルイス・ダルメイダ(D. Luis Dalmacia)は當時鹿兒島に於ける布教の狀態の殆んど絶望的なことを傳へてをり、殊に鹿兒島の住民の富裕なるが故に、宣教師の滞在を嫌へること、佛教徒の可なり激しい壓迫に遇つたことを告げてゐるが、猶ほ若干の信徒を得たといふ。(註三五)その後ダルメイダの天正十一年三月の二回目の布教に於ては、野村民部少輔の助力に依つて假屋を興へられるなど便宜を得たが、偶、義久が病んで、之は邪宗門の爲めであるといふ日本僧の迫害に遭つて薩摩を追放せられることゝなつた。然してこの時のことを述べた上井伊勢覺兼日記に據れば、薩摩に於ける南蠻宗禁制は貴久以來のことゝ云はれてゐる。(註三六)

爾來島津氏の切支丹宗門に對する態度は其の北九州諸侯に對する政治上の事情と相恃て頗る冷淡となつたことは、むしろ當然であらう。然るに天正十三年島津氏が筑肥に對する制覇を遂ぐると共に、長崎を初め殊に從來有馬氏領内にあつた宣教師とも接觸し、種々の交渉を有する様になつたことは

上井覺兼日記に依つても窺ふことが出来る。従つて天正十三年有馬氏より南蠻犬南蠻頭巾南蠻かばんを贈られた如く、間接にも交渉を持つに至つた。^(註三五)併し薩隅日以外における切支丹に對しては島津氏はむしろ寛大であつたやうに思はれるが、天正十三年九月有馬鎮貴が島津氏の助勢を乞はんが爲め互に盟書を交はさんとした時義久が有馬氏は南蠻宗なれば神文を與へ難しと之を拒み、同年十月長崎の伴天連が之より先き彼等が秀吉より大坂に寺院を預け置かれたるに依り、一禮の爲め上洛せんとして、島津氏より留められたるが如く、政治的思想的に之に對して優遇することをしなかつた。^(註三六)のち天正十八年八月と思はれるが、大友氏の家臣志賀鑑速外三人より伊集院忠棟外五人に對して贈つた書翰に據れば、之より先き大友宗麟より南蠻國へ發遣せる使節船の歸朝せるものが島津氏の領内に於て颱風の爲め難を避けたとき、大友氏よりの再三の交渉を受けたことが知られ、之は彼の大友有馬大村三侯の歐羅巴遣使伊東祐益等が宣教師ヴァリニャーノ(Vallignano)を伴つて歸朝せる際に關したものではなかつたかと考へられる。^(註三七)

天正十五年の秀吉の入薩は長崎開港後約二十年間に隆盛を極めた切支丹

大友氏の南蠻國遣使と島津氏

秀吉の九州經略と切支丹宗門の衰滅

西班牙船の寄航

秀吉の禁教の理由

宗門の發達が逆轉に向ふ一轉機であつた。之より先きカイエリヨ(Caspar Co. sho)等は、大坂に於て傳道の保證を秀吉より得てゐたが、秀吉の九州入によつて、爰に國家的主權者との接觸の機會を得ることの出來たパードレ、ヴィセ、プロウインシャル、ルイス・フロイス(Luis Frois)等は秀吉の肥後入りに隨伴して長崎より八代に出でて秀吉に謁し、葡萄牙人の來航と通商の自由、近畿に近い一港のポルトガル船の誘引等將來の發展に有望なる約束を得たといふことであるが、秀吉は薩摩より凱旋の途上、六月十九日博多に於て突如切支丹禁令を發布した。^(註三八)尋いで疾風迅雷的に長崎を沒收して、間もなく宣教師の退去を命じたのであつた。^(註三九)秀吉の禁教の理由は種々擧げられてゐるが、之が島津氏服屬の直後に於て爲されたことは大いに意味がある。思ふに彼が直接九州に至つて切支丹宗の隆盛を目のあたり見將來に對する危惧を抱くやうになつたのもその一であらうし、島津氏屈服まで、兎に角諸侯の中の信徒たる者の協力を必要としたものが、この年五月の入薩によつてその要を認めなくなつたこともその一とすることが出來よう。猶ほ天正十七年^(西曆一五八九年)には偶然西班牙の小船が呂宋よりヌエバエスパニヤに向ふ途中薩摩の一港へ寄港し

加世田片浦へ
來航の黒船と
糸の賣買

てゐるが、その目的や入港地、着航出航の月日は不明であり、之は日本に來航した西班牙船の二回目のものであるといふ^{〔注一七〕}。後に義弘の代薩摩加世田片浦へ黒船が來航し、義弘の注進によつて、秀吉がその船の船載の糸を買はしむる爲め、銀二萬枚を奉行に差添へて遣し、正當の相場を立て、賣上げしめたことは、その係年を詳にせず、又この黒船といふのは、葡萄牙船か西班牙船か明らかでないが、或は前記天正十七年來航の西班牙船であるかも知れない。この時秀吉は更に島津氏に命じて、右の金額にて猶ほ糸の殘餘あらば、之を諸商人に買はしめ、買手なくば、殘餘總てを召上げしめ、今後一ヶ年に五度たりとも十度たりとも、來航次第買上ぐべきにより、毎年來航し、何れの浦々にても着港し易き港へ渡航する様告げさせ、若し又寄港船であつても、日本の地に於ては聊もその妨あることなく、糸の賣上は單に商利の爲めにするに非ずして、日本へこの種來航船を吸引する爲めの政策としてするのであると言つてゐるのは、秀吉の海外政策の一斑を窺はしめるものであらう。^{〔注一八〕}

〔補説〕 文祿元年秀吉は原田孫七郎を比律我に遣したが、之によつてマニラの西班牙長官 Gaspararias はドミニカン派の僧 Juan Colas を秀吉に送つた。Colas は初め薩摩へ

着いたが、秀吉は原田喜右衛門をして之を名護屋に迎へしめ、更に Colas に喜右衛門を刷へて比律我に至らしめた。この Colas と喜右衛門とは同年九月、薩摩の久志 (Gusa) を出船したといふ。之れ恐らくドミニカン派宣教師の薩摩來航の早いものであらうと考へられる。^{〔注一九〕}

- 〔注一〕 阿多鶴翁氏所藏文書
- 〔注二〕 袖ヶ崎島津公傳家文書
- 〔注三〕 阿多鶴翁氏所藏文書
- 〔注四〕 李朝世宗實錄卷四參照
- 〔注五〕 日本河上聯燈錄卷第四
- 〔注六〕 敬和堂集卷五請計處倭會疏
- 〔注七〕 一乘院諸記
- 〔注八〕 越前若狹古文書選所收組屋文書
- 〔注九一〇〕 袖ヶ崎島津公傳家文書
- 〔注一一〕 藤田元春氏著日支交通の研究^{中近世篇}
- 〔注一二〕 岡本良知氏著十六日歐交通史の研究
- 〔注一三〕 種子島家譜二・三
- 〔注一四〕 種子島家譜三
- 〔注一五〕 坪井九馬三博士著史學研究法
- 〔注一六〕 岩生成一氏「近世初期の對外關係」岩波講

座日本歴史

- 〔注一七一八〕 十六日歐交通史の研究
- 〔注一九〕 姉崎正治博士著切支丹傳道の興廢
- 〔注二〇〕 福昌寺歴代之住持に據れば十代五忍室文勝である
- 〔注二一〕 耶蘇會士日本通信・豊後篇・上卷
- 〔注二二〕 異國叢書耶蘇會士日本通信・上卷村上直次郎氏譯文に據る
- 〔注二三〕 耶蘇會士日本通信・豊後篇・上卷 ルイス・フロイス日本史前篇(高市慶雄氏譯)
- 〔注二四〕 同上 日葡交通史第一編
- 〔注二五〕 耶蘇會士日本通信・豊後篇・下卷
- 〔注二六〕 上井伊勢覺兼日記卷二
- 〔注二七〕 上井伊勢覺兼日記五
- 〔注二八〕 上井伊勢覺兼日記六

- 〔注二九〕 袖ヶ崎島津公侍家文書
- 〔注三〇〕 十六日歐交通史の研究
- 〔注三一〕 姉崎正治博士切支丹傳道の興廢
- 〔注三二〕 十六日歐交通史の研究
- 〔注三三〕 袖ヶ崎島津公侍家文書
- 〔註三四〕 Blair and Robinson: The Philippine Is.

Jands, vol. ix, pp. 30-2. "Letters from Fray Juan Cobo", "ミンエスの日本切支丹宗門史に據る"と、慶長六年薩摩の大名 Tinkonghen がマニラのドミニカン派管風長に遣せるレオ・キザエモンが同派の宣教師を誘導して以後、ドミニカン會の一派が龍島に出来たとしむる。

第五編 分國時代

第一章 島津氏の三州統一

大永六年十一月、島津勝久は島津忠良の子貴久を養嗣子と定め、忠良に國事を托した。之より忠良は貴久の後見として、島津實久等を抑へ、やがて三州統一の緒に就いたのである。

島津貴久の出
白と伊作忠良
の家系

島津氏中興の英傑貴久は伊作忠良の子で、伊作氏は鎌倉時代の中頃島津久經の子忠長久の伊作庄を領して伊作氏を稱し、その後、に宗久忠親久義勝久教久を経て犬安丸に至つた。犬安丸は長祿二年十二月四日十六歳を以て卒して繼嗣なく、仍て鎌田政年守護島津忠國の子龜房丸を以てその後嗣と爲さんとしたが、忠國之を許さず、強ひて携へて伊作に行き、犬安丸の妹を娶し、後許され、伊作家を嗣いだ、之れ文明六年の事にして、龜房丸は即ち久逸である。久逸はこの年櫛間に移り、文明十七年伊作に復した。久逸の子善久は、始め福島の領主、新納是久の養子となり、その女を妻とした、常盤これである。善久は後

忠良の母常盤

相州家

海藏院頼源と
日新柱

鳥津氏中興貴
久

鳥津勝久の老
退

に新納氏を辭して伊作に歸り、常盤も亦夫に従つて伊作城に於て忠良を生んだ。善久は明應三年事あつて死し、忠良は僅か三歳にして父を失つたのである。時に忠國の庶長子友久は田布施阿多高橋を領し、之を相州家といつた。その子相模守運久一子無く、且つ常盤を欲し、忠良を請ふて後嗣となした。天文八年運久卒するに及び、忠良はまた伊作家をも復したのである。忠良は幼名菊三郎といひ、明應元年九月二十三日に生れ、七歳にして伊作の海藏院頼源法印に學に就いた。この時頼源の教育の嚴格なりしこと、彼の日新柱に語り傳へられてゐる所である。忠良は長じて仁厚英勵能く三州の亂を治めるに足るの才幹を抱いてゐた。大永六年その三子貴久守護勝久の嗣となり、忠良は貴久を援けて三州の經營に携（世に）つた。貴久は永正十一年五月五日田布施に生れ、十三歳にして守護勝久の養子となり、元龜二年六月五十八歳にして卒する迄、その生涯は實に之れ三州の統一史と稱することが出来る。其の子は即ち義久、義弘、歳久、中書家久にして、この時を以て近世鳥津氏の基礎が確立したと云ふべきである。（世に）

大永六年、勝久が貴久を養子として、より後、勝久は翌七年三月中旬には彌こ

忠良、愚谷軒日
新齋と號す
忠良、帖佐加治
木を征す

鳥津實久と勝
久との提携

れに家督を讓つて、自ら隱棲せんとし、福昌寺大鷹東堂を以てこの旨を告げた。忠良は即ち勝久の隱居地として市來伊集院加治木帖佐の四所を以て計つたが聞かれず、高橋田布施阿多伊作は先祖累代の地であり、特に伊作をトして之に宛つることゝなつた。四月十五日勝久は鹿兒島を貴久に與へて田之浦より出船して谷山に行き、翌日伊作に至つて、間もなく廿九日歿した。忠良は谷山より鹿兒島に返つて後、天文の交亦剃髮して愚谷軒日新齋と號した。（世に）先に帖佐は鳥津昌久を以て地頭と爲したが、昌久は此の歳五月加治木地頭伊地知重貞と共に叛くに至つた。蓋し四月に忠良が新に肝付兼演をして帖佐邊川加治木中之眇を領せしめたるを不満としたものであらう。是に於て忠良は六月兵を出して、一日にして加治木帖佐を陥れ、伊地知父子及び昌久を誅した。併しながら、忠良の大隅に在る間に形勢は一變し、鳥津實久は勝久と通じ却つて勝久と忠良との離間を計つた。忠良が加治木帖佐の地の重要なるに鑑み、此處に勝久を徙すべく、伊作に赴かんとして鹿兒島戸柱に至つた時、伊集院日置の變を聞き、止むなく湯越の峯を経て田布施に歸つた。既にして實久は勢をかつて貴久を襲はんとしたので、貴久は竊に清水城を出で、小野村

勝久伊作に老するの意なし

勝久の大隅出向と譜氏の勳

正八幡宮の災

伊東祐充と北郷忠相新納忠勝を敗る

園田清左衛門の家に難を避け、辛苦して父の邑田布施に入らんとしたが、其の途中伊作の勝久の許に赴いて父子契約の義理を盡したことは有名な逸話である。廿一日勝久は遂に實久に擁せられて鹿兒島に歸り、還俗して其の名忠兼を勝久と改めて、又伊作に老するの意がなかつた。かくて實久は伊作をも望むに至つたので、七月廿三日忠良は先立つて之を奪取した。

これより先き、勝久は蒲生茂清を蒲生城に攻め、次いで忠良と盟約せる樺山信久を生別府に攻めたが、何れも勝たず、八月に至つて再び信久を攻め、加治木に至つて島津忠朝の弟忠秋等をして之に諭さしめ、信久の子幸久（善久）を納めて鹿兒島に歸つた。併し幸久は翌月私かに逃れ歸り、後ち信久は遂に勝久に見えなかつた。十一月、大隅清水の本田董親及び志布志の新納忠勝も俱に勝久に反し、大隅宮内の神官留守桑幡崎田董勝寺等を御壇に攻め、調所恒房もこの亂によつて鹿兒島に奔り、桑幡氏は櫛間へ、崎田氏は山東に逃れ、正八幡宮も廿八日炎上した。

翌享祿元年五月、日向の伊東尹祐の長子祐充は日向小鷹原に出で、梅北城に出でた新納忠勝と冷水に戦つて勝たず、尋で城ヶ尾なる北郷忠相の援を得て

島津忠朝等の調停

本田兼親と北郷忠相との争

相良菱刈兩氏島津忠明の大

遂に忠勝を敗走せしめた。之により、勝久は忠相の功を賞して、財部院を宛行つた。大隅に於ても、翌二年正月、那答院重武は帖佐本城新城を攻め、新城の守將伊知地重辰を倒し、更に山田城を陥れ、肝付兼演は加治木を略した。斯くの如く、勝久實久對日新貴久の對立は薩隅の大患となつたので、飯肥の島津忠朝は之を和解するを以て急務なりとし、島津運久新納忠勝禰寢清年肝付兼演本田董親樺山幸久等を誘ひ、忠良側、實久側も參會して勝久に謁して之を謀らんとし、この會合は珍しく和氣霽々たるものであつた。併し勝久は遂に要領を得せしめず、忠相は本意を遂げずして歸帆したので、勝久は之を追つて大隅に至り、空しく歸つたといふ。十一月廿八日、本田親尙は兼ねて不和なりし北郷忠相と大隅春山原に戦つて却て敗績したが、翌三年本田兼親は大隅曾於郡を復せんとして、北郷久利を攻め、久利は敗れて都城へ奔り、以後兩氏は猶この地を争つた。嘗て忠昌の時、球磨境の要地大口は島津忠明をして成らしめてゐたが、相良義滋は享祿三年七月、菱刈重州と連合して大口城を攻め、二十七日忠明は戦死し、重州は大口城を取り、又相良義滋は兵を遣じて之を成つた。而して翌年八月二十三日、貴久は頼娃兼洪と盟約した。

伊東義祐の三
俣院進田

第五編 分國時代

六六二

先きに忠昌の時、島津忠朝は一時を糊塗せんが爲めに、三俣院高城を伊東尹祐に與へたが、これより尹祐の次子にして兄祐充の養嗣となつた義祐清祐は、高城、梶山山之口野々美谷、小山、松尾下城、勝岡を八外城とし、各守將を置いて威勢を揚げた。天文元年、伊東氏の北原氏と相闘ぐや、忠朝は北原氏の請に依つて之を復せんとし、又北郷忠相等と謀り、十一月二十五日三俣院に軍した。之を以て伊東義祐は兵一萬餘を以て高城に出で、二十七日忠朝忠相等と大いに戦つたが、忠朝等よく戦ひ、伊東氏の部將八代長門守を倒した。（正徳）薩摩に於ては、二月五日入来院重朝は平佐城を攻略し、この地を以て諏訪社に寄進した。（正徳）勝久が忠良に伊集院の内、南郷を與へたのは、大永六年のことであつたが、この後天文二年に至つて、桑波田孫六は勝久に黨し、南郷城に據つたので、忠良は三月之を攻略して、桑波田孫六を殺し、南郷を永吉と改めた。程なく八月に至つて、勝久が兵を出して、貴久に當らんとすることを聞き、忠良は貴久及び時に十四歳の忠將を遣つて、永吉城を守らしめたるに、勝久の軍も野頭に至り、やがて忠良の出馬するに及んで潰えた。（正徳）この年四月、高山の肝付兼興卒し、子兼續後を嗣いたが、叔父兼親異心あるを以て之を殺したことがあり、又十二月には忠良は

桑波田孫六の
伊集院南郷を
永吉と改稱

肝付兼興の卒
去と兼續の嗣
立

伊東氏の内、
北郷と北原、
合氏の角逐

川上昌久、勝久
の嬖臣末弘、忠
重を殺す
勝久の禰寝田
奔と川上昌久
の誅

日向に於ける
諸氏の争闘

日置地領たりし山田有親を伊作に誅した。（正徳）

日向方面に於ては、伊東義祐の叔父伊東祐武の遺子左兵衛佐、米良石見守の援に依つて、十一月伊東義祐等を破り、十二月に至つて、義祐は左兵衛佐を野別府に攻めて、之を薩摩に奔らしめた。天文三年正月、伊東義祐は眞幸院北原兼孝に三俣院の地を與ふるに及び、高城の落合兼佳は兼孝と戦ひ、北郷忠相は都城より出でて、兼佳を援けて高城に入り、尋で忠相兼孝は三俣院を分領し、翌年二月、忠相は子久屢にこの處を與へた。一方義祐はその部將長倉能登守が弟祐吉を宮崎に擁立するに遇ひ、難を逃れ、尋で薙髮した。（正徳）天文三年四月、禰寝重就卒し、子清年が後を嗣ぎ、九月には備中三宅國秀の殘黨が薩摩及び琉球を襲はんとするの風聞があり、貴久は琉球をして之に備へしめるといふ事件があつた。（正徳）この頃、勝久は嬖臣末弘、忠重、其の他、碓山小倉等を寵して、川上昌久等の諫を聽かなかつたので、昌久は十月廿五日、忠重を谷山皇徳寺に殺し、勝久は難を避けて、夫人の緣故を以て禰寝に奔り、尋で翌四年四月三日、禰寝より鹿兒島に歸還して、寶持院に昌久を誅し、川上城を攻めたが、之に克つを得ず、剩へこの頃、實久も亦勝久と離るゝに至つた。之によつて、五月勝久は清年に大隅假屋

の地を宛行ふてゐる。八月になつて日向都城の北郷忠相は飢肥の島津忠朝と共に、出でて志布志の新納忠勝の所領を侵したが伊東祐吉北原兼孝はその虚に乗じて、忠相の所領に入つて放火したが、忠相は反つて兼孝の所領志和池を焚き、翌年二月兼孝の兵は忠相の所領安永を攻めて敗績した。

實久と勝久との背叛

勝久の鹿兒島流離

鹿兒島にあつては、その後川上昌久と連判の餘黨十六人等はいたく勝久を怨み、實久を擁して勝久を鹿兒島に攻め、村市の煙燒すること七ヶ日に及んだ。天文四年九月勝久は那答院重武及び肝付兼演の弟兼利等と共に、實久の兵と谷山に戦つて敗れ、十月遂に帖佐に奔つて那答院重武に頼つた。之によつて實久は川上忠克の戦功を賞して所領を宛行つた。勝久の出奔によつて實久はひとり勢を振ふに至つたので、翌年三月七日忠良貴久父子は實久の部將町田久用を伊集院城に攻めて之を陥れ、この旨を真幸なる勝久に告げた。新納忠勝は勝久を憂ひ、三月真幸般若寺に赴いて勝久に謁し、勝久の進退その他十五件に就き謀る所があつた。尋で七月勝久は入來院重聰の忠節を賞して、百次城の地を與へた。之より先肝付兼興が兼ねて垂涎措く能はなかつた忠朝の屬城串良城を攻

百次城

肝付兼興島津忠朝の間争

島津忠朝と新納忠勝との反目

忠良の伊集院平定

めた時、忠朝は新納忠勝の赴援せざるを怨んでゐたが、この歳八月十一日忠勝を志布志城に攻めた。忠良は九月より十一月にかけて、切りに伊集院を攻め、大田原長崎神殿の諸壘を下したが伊集院石谷城にあつた石谷梅久忠榮父子が貴久に内應の心あるを知つた實久は、梅久を質とし、大寺壹岐守を遣つて石谷城を堅めしめた。十二月になつて忠榮は潜かに忠良の兵を城に入れて壹岐守を殺したが、竹山谷口に據れる實久の部將肥後盛治同盛家は之を知つて石谷城に忠榮を圍んだ。忠榮は一角を破つて忠良の軍に加り、間もなく翌六年正月七日竹山城は忠良の陥るゝ所となつて盛治は戦死した。尋で二月、福山犬迫の二壘も降つたので、忠良は遂に貴久を携へて鹿兒島を撃たんとし、行いて犬迫に陣した。實久之を聞いて府下の兵を以て逆へ戦つたが、却つて潰えて谷山に退き、倉良本城神前の三城を保つたが、次いで川邊に奔つた。この戦に福昌寺は兵の蹂躪する所となつた。間もなく三月には忠良は又實久と紫原に戦ひ、更に北郷忠相は新納忠勝の所領岩川新城を陥れたのである。この頃、勝久は専ら入來院重朝を頼み、郡山城及び三十町の地を與へ、又本田董親を向島地頭となし、嶽藤野松浦西道赤水荒田名八十町澤幸田十二町を與へた。

忠良鹿兒島に實久を敗り川邊に走らす

福昌寺の戦禍

向島地頭

忠良實久の和
睦と其の破綻

第五編 分國時代

六六六

實久は鹿兒島に敗れたるより漸く困憊し、四月加世田に至り、五月忠良と和を
講じたが、忠良の伊集院鹿兒島谷山吉田を以て加世田川邊に易へんとするに
及び之を聽かずして再び離反し、（佐三三）禰答院氏に頼つた。

前述の如く、天文四年十月勝久の帖佐に奔るや實久は守護たらんと野心を
起したが、忠良に拒まれたるを以て、今や都城に北郷忠相を、飯肥に島津忠朝を
誘ひ、之等及び清水の領主本田董親と相俱に志布志に赴き、又高山の肝付氏、根
占の禰寢氏もこゝに會し、新納忠茂を誘はんとした。然るに忠茂の父忠勝は
從來の忠朝忠相に對する關係よりして之を却けたので、實久等は先づ之を倒
して後南方を圖らんとし、實久は清水に行き、生別府の城主樺山幸久を誘つた。
天文七年正月三日鷄鳴を期して、北郷忠相は新納氏の財部院を復し、二十九日
忠朝は新納氏の所領大崎城を攻めて之を陥れた。之より忠朝忠相は相次いで
新納氏の諸城、梅北安樂、夏井末吉松山を抜き、勢に乗じて肝付兼演と兵を合
して志布志に逼つた。忠茂は私かに家臣を放つて樺山氏に憑り、實久に援を
乞ふたが、而かも實久は之を援ふこと能はず、忠茂は七月二十六日遂に城を以
て降り、佐土原に出奔して伊東氏を頼み、忠勝は二男忠常を携へて飯肥に奔つ

實久忠相忠朝
董親等の連和
窮と新納忠茂の

新納氏所領の
分割

忠良の加世田
攻略
春成久正

忠良の谷山川
邊平定

て忠朝を憑つた。而して忠朝は忠勝に對しては櫛間なる市木を割いて之に
居らしめ、忠朝は救仁院を始め末吉松山を、忠相は財部を取り、更に梅北を取ら
んとして、忠朝の三俣院高城と梅北とを代へた。（佐三三）

この頃加世田を入手せんとしてゐた忠良は、十二月益山諫訪原に陣し、却て
加世田の兵の急襲に遇ひ、春成久正によつて辛うじて免るゝを得た。忠良は
之に屈せず、彌、急に加世田を取らんとし、春成久正の薦める阿多の小鷹兵衛な
る者の策を用ひ、敵の虛に乗じて、二十九日夜より、實久と共に、三隊を以て加世
田城を急襲し、先づ實久の部將大山宮内少輔を斃し、尋で翌年正月元日本城を
攻めて之を抜き、次いで新城をも陥れた。この役に際し、川邊高城の城主鎌田
政真は大寺越前守と共に來つて加世田を援はんとした。忠良乃ち之をも擊
ち、亡ぐるを追ふて田中川原に至れるに、逆襲されて危急に陥つたが、右馬頭忠
將の來援によつて漸く免るゝを得た。是に於て、忠良は新納氏の庶流新納康
久を加世田に置き、實久を携へて田布施に還つた。（佐三三）三月に至つて實久は谷山
に兵を動かし、實久の軍を紫原に敗り、平田宗秀の招請によつて苦辛城に入り、
一軍を送つて谷山本城を成らしめ、又神前城に島津忠悟を降し、忠悟の次子直

六六七

貴久の市來攻

久を質となした。三月二十八日、忠良は川邊を攻めて鎌田政真を降し、又平山城を陥れ、共に新納康久を以て之を成らしめた。

忠良新納忠苗の忠勇を惜む
久來院重朝貴久を援く
福昌寺の修造

他方、貴久は六月、島津越前守新納忠苗を撃つて市來平城を下したが、久來院重聰はこの役に來り會して、平城の捷を賀し、子重朝をして大日寺口に加勢せしめた。また、樺山幸久、島津忠俊、蒲生宮内大輔等も之に來援し、共に本城を攻めて、實久の弟忠辰を殺した。貴久の市來本城を攻むるや、先きに實久より串木野を興へられて之にあつた川上忠克は、其子虎徳丸を市來に派して城を貴久に納れ、自らは退いて實久に従つた。蓋し忠克は實久の勇に當るを以て、實久に背くに忍びなかつたのである。貴久は彌急に市來本城を略せんとしたが、城將新納忠苗善く守つて、六十餘日を曠うして陥るを得なかつたが、遂に力屈して八月二十九日に至つて降つた。忠良はその忠勇を惜んで之を赦したといふ。市來城の陥るや、貴久は樺山幸久に松浦二俣を、島津忠俊に赤水を賜ふて勞を犒つた。忠俊の子季久より喜入を稱したのである。久來院重朝はその後八月進んで百次城を服し、九月隈之城及び宮崎を取つた。かゝる際にあつても、是歳貴久は先きに兵燹に遇つた鹿兒島福昌寺を修造し、谷山宇宿村

伊東義祐北條忠相島津忠廣の角添

本田董親等十三人樺山幸久を攻む

を料所と爲したのである。日向方面に於ては、新納氏の降和を以て一段落を告げたのであつたが、天文九年、伊東氏の部將穆佐城主長倉上總介長嶺領主同名能登守の伊東氏に叛いて河南の地を攻略するや、義祐は之を伐たんとして兵を出したので、長倉氏は援を北郷忠相に求めて能はず、仍て飢肥南郷福島志布志梅北末吉の領主島津忠朝の子豊後守忠廣に請ひ、忠廣は八月兵三千を以て長倉氏を援け、九月伊東義祐と宮崎火柱に戰つて却て敗績した。翌天文十年四五月の交、忠相は志和池山田に兵を動かしたが、六月に至つて伊東義祐は北原氏と連合して北郷忠相の所領三俣院高城を攻め、城兵は梶山勝岡山之口の衆と力を合して之を撃破した。

この年の暮十二月、島津忠廣、北郷忠相、本田董親、肝付兼演、彌瀨蒲生、伊知地廻敷根、上井入來院、東郷、祢答院の十三氏聯合して、忠良の部將樺山幸久を其の守城、生別府に攻めたので、貴久は鹿兒島谷山の兵に伊集院忠朗を將として赴き救はしめた。又一方、天文十一年の春に、北原祐兼は軍を出して本田氏の溝邊、玉利を攻め、本田董親の援軍と上野廣原に戰つて之を破り、本田刑部大輔等を

貴久と北原祐兼との連和

生別府を本田董親に與ふ

種子島氏の内

島津忠廣北郷忠相と肝付氏

日向に於ける北原北郷伊東等諸氏の所領争奪

鶴戸山城

入來院重朝の叛

第五編 分國時代

六七〇

斬つた。^(注三七) 忠良貴久はこの北原祐兼と結んで大隅の事を圖らんとし、三月生別府に赴いて幸久と會し、先づ加治木を攻めんとして吉原に軍した。祐兼も亦札立に出で、吉原に貴久と師を約して還れる時、加治木の兵の出で撃つに遇つて潰えて終つた。友軍を失つた貴久は已むなく師を還し、幸久に諭して一先づ生別府を避けしめ、その請に依つて本田董親に此の地を與へた。蓋しこれによつて董親が貴久を徳とし、加治木郡答院等と離反するに至つたのである。幸久は斯の如くして生別府を去つて谷山福本村に移つた。而して、その後十一年の末、貴久は本田董親に盟書を與へ、又樺山幸久の策によつて董親に小濱、努久見田、西郷小田、白木山等四十四町の地を與へて之を懐柔した。^(注三八)

この頃種子島氏に内訌あり、種子島惠時は、その子直時と相和せず、彌寢重長は種子島に渡つて直時を援けた。然るに、直時は又援を貴久に請ふたので、貴久は閏三月新納康久を遣つて屋久島に渡らしめたるに、惠時は出奔して貴久に憑り、請ふて三島を納れんとしたが、貴久は之を受けずして康久を召還し、また惠時に歸島を命じて直時と和解せしめた。^(注三九) 恰もこの月、島津忠廣は肝付氏の所領蓬原を攻略し、北郷忠相に後援を頼んだので、忠相は次子忠孝を遣して

肝付氏の兵と鹿野屋に戦つた。又六月北原氏の志和池の兵は出でて北郷氏の勝岡を侵すことあり、勝岡の兵は梶山の衆と力を合して之を撃退したが、八月に至つて北原氏は再び伊東氏と連合して三俣院高城に據れる忠相を攻め、稻を薙つて城を圍んだ。しかし乍ら、城兵は出でて小山河原に戦ひ、忠相の子忠親の都城より來援するによつて、伊東北原の軍を大いに破つた。而して、間もなく伊東北原北郷等の諸氏の間、所領の争奪があり、十一月北郷忠相は北原氏の野々美谷を取り、尋で又その山田城を奪つた。間もなく北原氏は之を復し、北原遠江守をして之を成らしめたるに、翌十二年正月北郷忠相は復た之を奪回し、北郷忠茂をして之を成らしめた。伊東義祐も亦出でて瀬平に軍し、島津忠廣の兵と鶴戸山城に對し、次いで烏帽子形に至つて鶴戸山城を攻め、三月之を陥れ、北郷忠相も之と同時に忠親と共に志和池を收めた。^(注四〇)

入來院重朝が市來攻略等に功のあつたことは前に述べたが、その妹が貴久の夫人たる關係より、この頃次第に増慢し、川内郡を領し、又伊集院の内郡山を領してゐたが、やがて東郷郡答院氏等と共に叛するの風聞があつたので、天文十三年夏以來、貴久に面謁を絶たれ、また郡山城を沒收されて、遂に翌年八月八

六七二

大友氏使者を
派して伊東義
祐島津忠廣を
和解せしむ

島津忠廣北郷
久守護と仰
ぐ

本田董親の横
暴と大隅清水
の擾亂

日兵を遣して郡山城に貴久の軍と戦ふに至るのである。十三年の夏には、先に天文八年肝付兼演が市來に兵を出して忠良を援けた功と同兼演が忠良の女を娶りたる關係によつて、忠良は山田忠廣の獻せる市成の地を兼演に與へ、且つ伊地知式部大輔と盟約した。（注四七）是歳、大友氏は遠く使僧定惠院を遣して伊東義祐島津忠廣の間を和解せしめたが、十四年正月、義祐は兵を進めて水之谷に陣し、將に飢肥を圖らんとしたので、忠廣は武藏守忠隅を遣して鬼ヶ城に據らしめ、又楠間の諸城を守らしめた。義祐は進んで飢肥を襲ひ、忠廣新納忠勝の聯合軍に阻まれ、且つ鬼ヶ城を攻めて克つを得ず、鷲棲に屯し、次いで忠隅が飢肥に還るや、義祐は鬼ヶ城を收めた。（注四八）この後三月十八日、島津忠廣と北郷忠相等相謀り、伊集院に於て貴久に面謁して守護と仰ぐの祝儀を爲し、又この頃近衛種家も日野資方を遣して裝束を贈つて之を祝した。爰に於て貴久は初めて名實共に守護として其の分國に臨むことゝなつたのである。時に三十二歳であつた。而して貴久は四月十八日、日本田董親に大隅の東郷牛瀬邊田、二川境等合せて二十四町を宛行ひ、三度び之を招いた。（注四九）天文十七年大隅清水に擾亂が生じた。前述の如く本田董親は度々の加封

啖隈城
樺山幸久生別
府を復す

忠良貴久の大
隅田馬

にも首鼠兩端を持して動かさずやがて次第に驕慢に流れ、放恣暴戾の振舞が多
く、殊に正八幡宮を侵して社人を逐ひ、社壇を毀ち、材木を運取つて己が家宅の
造營に充てたりなどして、怨を買ふこと多かつたが、此年正月無辜の家臣伊地
知又八郎を殺し、二月上旬また本田又九郎等十餘人を刑するに及び、舅の因幡
守を初め、本田治部左衛門野口黨等約十人は肝付兼演の領に奔り、部下の將士
漸く之に叛かんとし、三月同族本田親和なる者、本田實親島田民部少輔と謀つ
て姫木城に據り、上井城主上井筑前守亦之に應じて清水城を襲はんとした。
是に於て董親は兵を出して姫木城を攻めたが、城兵の爲めに退けられ、却て北
原澁谷良重の爲めにその虛に乗せられた。即ち北原兼守は八月日當山を陥
れ、澁谷良重は帖佐に出でて生別府を襲ひ、上井敷根廻の三氏亦小村濱の市を
焚き、災害は將に宮内に及ぼんとした。時に正八幡の留守桑波田道賀は貴久
に乞ふて援を求め、貴久は鹿兒島に至つて忠良に會し、樺山幸久伊集院忠朝を
遣して宮内を援けしめた。忠朝等は董親を救ふと聲言して宮内に至り、忠朝
先づ董親の啖隈城に入り、幸久は宮内に留つて社家を糾合すると共に、他方策
を運らして生別府を陥れた。之に依つて忠良は生別府を幸久に與へてその

舊領を復さしめ、且つ是より生別府を更めて長濱と言つた。之より上井敷根廻の諸城風を望んで降り、七月忠朗は兵を進めて日當山を抜き、遂に姫木城を攻圍し、董親及び北原兼守を降した。是に於て、忠良は正八幡宮に詣り、幸久等と議して本田氏の舊動あるによつて、董親を赦し、子親兼を以て清水城を故の如く領知せしめた。然るに、幾許もなくして董親又叛き、北原禰答院肝付の諸氏と相通じて、氣勢を揚げたので、忠良は大いに怒り、十月右馬頭忠將、幸久等を率ゐて之を攻め、九日竟に董親親兼をして莊内に敗走せしめた。次いで貴久は清水に至つて、論功行賞を爲し、右馬頭忠將を清水に、伊集院忠朗を姫木に置いたのである。（注四）

本田董親の出奔

肝付兼演加治木に叛す

六年の弓箭

本田氏の出奔によつて大隅の禍根の一つは除かれたが、やがて天文十八年三月、加治木城主肝付兼演は入來院重朝、東郷重治等及び帖佐の禰答院良重、蒲生の蒲生範清等と謀つて叛し、吉田城を襲はんとしたので、貴久は新納忠元、三原重秋、山田有徳、宮原景種、長野兵部等を遣して吉田城を成らしめた。四月、忠元、上原尙常等は興慶寺前に敵を撃破したが、之を六年の弓箭と稱した。貴久は、之より先き、飯肥の救援に赴いてゐた伊集院忠朗を遣して、十八年五月、加治

肝付兼演等の降伏

榊山幸久の智謀

貴久鹿兒島に移り内城を築く

本御内

貴久修理大夫に任せらる

木を攻めしめ、忠朗は出でて黒川崎に陣し、敵壘と相對峙すること數ヶ月、十一月二十四日に至つて子忠倉と共に折からの暴風に乗じて塞柵を焚き、急襲して兼演を降らしめた。十二月、兼演は北郷忠相等に頼り、子兼盛及び蒲生氏と共に清水城に至り、貴久に見え、禰答院入來東郷の諸氏亦遣使謝罪し、此の月、貴久は陣を開いて伊集院に歸つた。（注五） 既にして兼演は幸久の舊邑加治木、楠原、中野、日本山等の地を望み、今後父子身を委ねて忠を致し、澁谷重嗣等一族及び蒲生氏と絶つべきを誓つたので、貴久は幸久に謀つて之を許し、幸久には故の如く、小濱、堅利二十町の地を領せしめた。（注六） かくて又翌十九年二月十九日、貴久は伊集院を去つて鹿兒島に移り、内城を築いてこゝを居城とした。島津氏は真久以來一時鹿兒島東福寺城に據つたが、元久清水城に移り、亦爰に至つて此の内城を本御内といひ、家久が慶長年中鶴丸城に移るに至るまでの島津氏の本據となつた所である。その後、天文二十一年八月二十一日、貴久は從五位下に叙せられ、修理大夫に任せられた。またこの年八月、遠く大友宗麟に書を送つて隣交を修めたが、蓋し日向境には島津忠廣等ありと雖も、この際、遠好を結んで伊東氏に對して備へたものであらう。而して十二月、貴久は忠將島津忠親

肝付蒲生二氏の不和と蒲生範清の叛

喜入忠俊、北郷忠豊、樺山幸久、北郷忠相と盟約して結束を堅めた。（前同七）大隅の兵亂は、肝付兼演一時屏息したけれども、之は小康を得たものに過ぎない。天文二十三年七月に至つて、禰答院良重、入来院重嗣、蒲生範清は聯合して、島津氏に叛し、北原兼守、菱刈隆秋も之に黨和した。その原因は、肝付蒲生二氏の不和より生じたもので、之より先き、肝付兼演が蒲生氏に謀つて、島津氏に黨せんとして、蒲生氏が肯じなかつたことに起因し、爾來二氏は屢戰を交へて、八九月の間、蒲生範清は、菱刈、澁谷兩氏の兵を會して、加治木を撃つに至つた。是に於て、貴久は、肝付兼演を援けんとし、其子、義久、義弘、弟、尙久を携へ、鹿兒島谷山伊集院等の兵を率ゐ來つて、先づ帖佐を攻め、尋で貴久は、日當比良に、義弘は、白銀坂に、尙久は、狩集（カウヂ）に陣して、所在に火を放つた。爰に北原、蒲生等の兵は來り會して、之と戰ひ、又清水の右馬頭、忠將も兵を出して、貴久の軍を援けて、岩野原の敵を破つた。時に郡山の兵は、別働軍として、蒲生を攻めて、連勝し、新留を抜き、星原を燒いた。貴久は、之によつて、軍を進めて、九月大いに岩劔城を攻圍した。岩劔城は、白銀山々麓に位し、險阻要害の地であつて、當時、禰答院氏の兵が成つてゐた。十六日、鬼塚、黒木の兩人、義弘の軍より出でて、間諜を爲したが、

岩劔城の攻圍

島津忠將鐵砲を使用す

遂に歸陣しなかつたのを始め、連日小戰あつて、容易に抜くを得なかつた。十八日の如き、島津忠將は、兵船五十餘艘を以て、別府川に漕入れて、帖佐を撃ち、また脇之邊に出でて、鐵砲を以て、敵を逐走せしめ、二十九日には、貴久、義久は、軍を進めて、敵を星原に撃退した。斯くの如くして、一進一退、十月に至つても、抜く事を得なかつたので、貴久は、死を決して、諸將と議し、二日を期して、城を屠らんとし、その前夜、尙久をして、城邊に伏せしめ、二日となるや、義久の兵は、西門の外、部を火き、尙久は、城下に迫つた。時に、帖佐、蒲生の兵二千、西俣、武藏守、蒲生範清に率ゐられて、帖佐、平松川を渡り、二軍に分れて、池島原に至つて、岩劔城の外、援を爲した。貴久乃ち、其軍を以て、星原より急進し、大いに馳突して、蒲生、澁谷の兵を破り、亡ぐるを追つて、高樋川に至り、禰答院、良重の子、重經、西俣、盛家等を倒した。是に於て、義久は、城下に至つて、勸降し、一度、び軍を引いて、待てる間に、城兵は、闇に乗じて、遁走し去つた。三日、貴久は、諸將と相俱に入城して、鯨波を擧げ、六日、忠良も來り、賀したが、末いで、十三日、貴久は、鹿兒島に歸り、義弘は、これより暫く、岩劔城に移つて、之を守つた。（前同八）

岩劔城の陥落

貴久の蒲生討伐

岩劔城の勝利は、實に蒲生氏の羽翼を殺いたものであつて、これより弘治元

二、三年に亘つて行はれた蒲生討伐を可能ならしめたものである。天文廿三年末、島津氏の軍は先づその出城北村城城矢管に蒲生氏の一族北村清康があつて兵糧を貯ふること多く、之を糧に入れて密に城下の田平川に流して本城に送ることを探知し、大船口に網を張つて之を奪つた。之を見て山下半太といふ者僞つて内應し、城中に烽火を擧げて島津氏の軍を迎へ入れんと日限を約した。弘治元年正月、尙久、歳久等吉田に至り、尙久は十三日精兵を以て北村城に迫つたが、時に約の如く烽火の揚るを見て、大手口に寄せたるに、城兵その虚を衝いて出で、大いに尙久を苦しめた。尙久は三面に敵を受け、進退谷まつて將に自殺せんとし、この時後軍を率ゐて來援せる貴久も亦重圍に落ちて、麾下の勇士弟子丸播摩守揖宿豊後守等數多を失つた。尙久は漸く一方の血路を開いて出神山に出で、蒲生軍の急追を辛うじて逃れて吉田城に至るを得た。貴久も白男川、岩戸川内を経て新留に向ひ、薄原より郡山に出で、僅かに殘兵を收めて鹿兒島に歸つた。歳久時に年十九歳、大いに奮闘したが、これ亦身を以て運れ歸つた。一方加治木領主肝付兼演は、先きに貴久に依つて恩遇を蒙つたことを徳とし、蒲生討伐に外援を爲さんとして、子兼盛を以て帖佐城を侵さ

島津尙久の苦戦

肝付兼盛帖佐重を攻む

島津忠將山幸久岩野原に陣す

帖佐城の陥落

松坂城に中村織部を屠る

しめ、三月山田に至り、伏兵を置いて城主祁答院良重の出で撃つを待ち、大いに之を苦しめたが、帖佐城の守固くして抜くを得なかつた。これより愈、貴久は帖佐を收めんとし、伊集院治部少輔野村民部少輔をして加治木に至つて肝付兼演と會し、共に帖佐を撃たしめ、別に忠將は清水より、樺山幸久は長濱より來り會し、三月廿七日相俱に加治木を發し、帖佐の岩野原に陣した。この時に當り、尙久、義弘も亦鹿兒島を發して別府川の南に陣し、忠將尙久前後より城を挟んで急襲すること連日、祁答院良重善く守つて容易に降らなかつたが、遂に支ふる能はずして夜に乗じて、祁答院に走つた。是よりして後七月、良重が蒲生の後援を得て、帖佐を恢復せんと逆襲したことがあるが成功しなかつた。弘治二年三月、貴久は再び蒲生を征せんとして、先づ松坂城を圍んだ。併し、城將中村織部寡兵能く防ぎ、山田地頭梅北國兼及び義弘の身を以ての奮戦にも係らず容易に抜く能はずして、一旦加治木に軍を納むるの已むなき有様であつた。又十月、忠將尙久、義弘等は蒲生を攻め、祁答院良重、蒲生範清の援軍を撃破し、急に歸つて松坂城を急襲したので、さしも頑堅を誇つた城將中村父子も遂に節を守つて死し、老幼男女を擧げて之に殉じた。傳ふる所に據ると女

檢落
蒲生本城の攻

子は織機を放下し、鏡匣を擲ち、終には城頭より墜落して自ら死んだといひ、その所は機落といはれた。島津氏の軍は進んで龍ヶ山の蒲生本城に迫り、七曲馬立(平荒)に軍を分ち、十二月貴久の軍は蒲生新城に屯した。然るに菱刈重豊は同族左馬權頭を以て蒲生を救はんとし、大軍を擁して北村境なる矢筈城下に軍したので、貴久は之によつて腹背に敵を受くるを恐れ、軍を按じて進まず、兩軍相對して年を踰えた。弘治三年三月、忠良も自ら蒲生新城に赴いて親しく軍を視、菱刈軍の滯陣久しきに倦めるを察して、四月十五日、忠將尙久、義久、義弘は諸軍を督して先づ北村の營を襲ひ、菱刈左馬權頭の高處に據つて矢砲を兩注するに遇つた。併しながら義弘身を挺して奮戦し、菱刈軍中の勇士楯原等を斃したので、菱刈左馬權頭も遂に遁るゝなきを知つて、自刃し城陥つたが、義弘も亦重創を蒙つて退陣した。樺山幸久の嫡子忠副この戦に死し、義久は之を悼んで六首の和歌を幸久に贈つた。この時大勢既に蒲生城の陥落は近きに迫つたので、禰答院氏使を遣して貴久に蒲生氏を赦さんことを請ひ、貴久も之に従ひ、範清の降を納れて之を免じた。蒲生はこれより比志島國眞を地頭に補し、又市來内藏助を松坂に、鎌田政平を帖佐に、梅北國兼を山田地頭に置き、

樺山忠副の戦

死
蒲生範清降る

大隅西部の地悉く島津氏の配下に入ることゝなり、北に菱刈氏ひとり孤立するの狀態であつた。(正岡也)

時に日向方面に於いては、島津忠廣の子忠親、飢肥にあつて、一方伊東氏に對し、他方肝付氏に對抗してゐた。弘治二年八月、忠親は肝付兼續の屬城大崎を攻めて、大いに之を粉碎したが、永祿元年二月、肝付氏は莊内に兵を出して北郷時久豊を撃つに及び、忠親亦日置久範等を遣して時久を助けしめ、三月、時久兼續と恒吉宮ヶ原に會戦して敗れ、叔父久原石坂久武等を失つた。兼續は十月、又志布志を攻めたが、重ねて島津忠親の爲に撃退せられた。之によつて伊東義祐は背後より飢肥新山城を攻め、島津忠親の部將北郷忠孝等を破つて城を陥れ、守將知覽忠幸を殺した。永祿二年に至るや、四月、松山城なる島津忠親の部將平山忠智は出でて志布志に赴き、肝付兼續の軍と途に戦つて之に敗死し、こゝに松山城は陥つた。一方伊東義祐もこの月、飢肥を攻めたので、忠良は尙久を遣して忠親を救はしめ、春成久正等をして尙久の後見たらしめた。六月に入つて尙久は伊東氏と飢肥永慶寺に戦つて却て敗れ、奈良原長門守、梶原藤七兵衛等戦死し、尙久自らも危急に陥り、その臣久正の代つて死するによつて

島津忠親北郷
時久と肝付兼
續伊東義祐と
の争闘

飢肥新山城の
守將知覽忠幸

春成久正の戦
死

伊東肝付兩氏
の依肥屋道の對
策

辛うじて免るゝを得た。（補説）末吉梅北は伊東氏と境を接し、守るに頗る困難な地
點であつたが、忠親は之を憂ひて末吉を貴久に呈し、梅北を北郷時久に割き、又
義弘を養子として、共に伊東氏を禦がんと
を貴久に請ふて許された。（津波）



（内城社神田竹町田世加）墓正久成春 圖三十四第

〔補説〕春成久正の墓は加世田町竹田神社

境内にあつて、同時に戦死した奈良原親

原兩將を左右に配して中央にあり、石塔

は高さ一米二十釐にして、正面に、

春成兵庫助

梨山春公上坐

久正

とあり、更にその左側から裏面右側の三
面にかけて、

伊東道徳 遍百州 依肥城 由梅岳公之命

從高津尙久 城主島津忠親之欲救危急

時永祿二年己未六月十六日 城下干板

敷田間 與奈良原親原兩將俱遂戰死

と刻してその功を後世に傳へてゐる。

見利義輝の居
中調停

時に永祿三年夏六月二日將軍義輝は遙かに内書を島津貴久に送つて伊東
氏と和せしめ近衛種家も亦之に添書して懇懇したが、義輝の使者伊勢貞運は
十月末吉に着し、島津伊東兩氏廿ヶ年來係争の地依肥を以て幕府直隸の地と
爲し、又依肥の内伊東氏の領地を義祐に還附せんことを求めた。これに對し
て、十月七日貴久は新納忠元樺山幸久肝付兼盛を以て一度び之を辭し、八日貴
久は貞運の旅宿寶壽庵に會し、九日亦右の三人をして和戦は唯伊東氏の意に
あるも、大友氏も同じく和融すべく、依肥公領のことに就いては領主忠親未だ
命を奉せざるを告げしめた。この時貞運と同行の川井豊前守の言を以て見
るに、この居中調停は伊東氏側に有利にして、依肥庄が伊東氏の舊領なりと云
ひ、又義政の時伊東氏を薩隅日守護たらしめんとせしことを以て、島津氏を擁
めんとせる意向のあつたのを知り、貴久は之を喜ばなかつたやうである。即
ち幸久をして頼朝以來三州の守護職を襲ふて今に至つて間斷ある事なく、近
世伊東氏の日向都於郡一所に宰たることは世間周知のことであるが、嘗て三
州を奄有せることはない。依肥公領のことは忠親未だ命を奉せざれども、伊

伊東氏に有利
にして島津氏
喜ばず

東氏が進んで退くならば貴久に於ても異議なかるべきことを答へしめた。それより十一日、貴久は右馬頭忠將を上使の旅宿に遣じてその行を謝し、且つ宴を設け置酒交驩し、又太刀の贈答があつて後、十七日貞運等は歸洛した。かくの如くしてこの調停は遂に效を奏しなかつたと見るべきである。(注五三)

先きに本田氏の大隅兵亂の時燃焼せる正八幡宮は、この頃に至つて貴久僧日秀を本願として國中に勸進せしめ、又知定坊をして上洛して神體を請せしめ、この歳十二月十三日遷宮を遂げ、その他社内社外の莊嚴大小となく華美することを得た。(注五三)

その後義弘は忠親の許にあつて、共に飢肥を成り、容易に伊東氏の侵すを許さなかつたが、永祿五年二月義弘の鹿兒島に歸るや、義祐は肝付兼續と兵を合せて忠親を撃ち、忠親は禦ぐ能はずして、詐つて和を約し櫛間に退いた。是に於て義祐は飢肥を取り、兼續は志布志を領した。(注五三)

眞幸院の領主北原貴兼に三子あり、寛兼兼門兼珍といつた。寛兼と兼門とは父に先立つて卒し、兼門の子茂兼後を襲ふたが、貴兼の歿するに及んで、叔父兼珍は茂兼の幼に乗じて宗家を奪つて自立した。兼守は兼珍の子であり、そ

正八幡宮の再

伊東肝付二氏
島津忠親の依
別志布志を分
割奪取す

北原氏の内訌
と伊東義祐の
干渉

の妻は伊東義祐の女であつた。兼守子なくして死するや、家臣等謀つて一族民部少輔某を立てたので、義祐はその女を北原氏より去らしめて馬關田右衛門佐に娶し、之をして一時小林に居らしめたが、のち民部少輔を殺し、眞幸院栗野横川を奪つた。こゝに於て北原氏の屬將白坂下總介誦城主白坂佐渡介は各、高原竹崎を棄て、島津氏を頼み、又茂兼の孫北原兼親は球磨に奔つて相良義陽に依つた。貴久は之を聞いて兼親を招いて北原氏を繼がしめ、之に飯野城を與へて成らしめた。(注五三)

之より先き、永祿四年肝付兼續叛したが、兼續の妻は忠良の嫡女にして、貴久の姉に當るを以て、忠良切に之を誡めたるも聽かず、時に廻城主の明を失してその子幼弱なるに乗じて、廻城を襲ふて之を取り、同族治部左衛門をして之を守らしめた。貴久は六月二十三日忠將義久を携へて廻城を攻め、兼續は援を伊知地重興、彌重長に求めたので、二人は大兵を率ゐて城に入つた。貴久は義久と共に大塚に陣を布き、忠將は馬立に軍し、又遊軍を竹原山に備へた。七月城兵出でて竹原山を撃ち、忠將の軍は大いに苦しめられたが、大塚の軍は谷に阻まれて救ふこと能はず、忠將は從兵七十餘騎と共に亂軍の中に奮戦して

肝付兼續廻城
を攻む

貴久廻城を援

鳥津忠將の戦

遂に戦死した。忠將の戦死を聞いて、貴久は大いに奮激し、諸軍を勵まして進み戦ひ、兼續等はその勢に押されて城に入るを得ずして恒吉に向つて退き、貴久は遂に廻城を抜くことが出来た。肝付氏は之より遂に鳥津氏と和せず頑強を誇つてしばらく相拮抗することゝなつた。

眞幸院に對する伊東氏の強

先きに貴久は北原兼親に飯野城を與へて此處に據らしめたが、之は當時大いにこの方面に勢を張つて來た伊東氏に對する關係があつた。即ち栗野には宮路某があり、横川には北原兼正があり、共に伊東氏に黨與してゐた。永祿五年五月、貴久は溝邊に出で伊集院忠朗、樺山幸久を以て兼正を招致したるも聽かなかつたので、六月三日、義弘、歳久及び喜入季久を遣して横川城を攻略せしめた。やがて横川城の陥るや、宮路某も白坂下總介に憑つて鳥津氏に降り、兼親は栗野を貴久に納れた。この頃、加久藤飯野の間に大川平城があつて、菊池氏の出なる大川平隆屋之に據つて北原氏を宗としてゐたが、北原氏の難あるや、義弘によつて鳥津氏に降つた。隆屋の子隆充早逝し、その子隆次の幼弱なるに乗じて、永祿五年伊東義祐之を襲ふたが、勝つを得なかつた。義弘は隆次に鍋灰塚、榎田の三所を與へ、又一城を築かして、今城と云ひ之に據らしめ

大川平隆屋

鳥津忠親の勢力恢復

一方、飯肥方面に於ては、永祿五年九月、鳥津忠親は夜竊かに伊東氏の飯肥城を襲つて之を奪ひ、次いで酒谷城等も忠親に降つた。併し乍ら、この後猶ほ鬼ヶ城、酒谷、新山、板敷田方面に伊東氏との争鬭は止むべくもなく、翌六年、貴久は飯肥に行き、二月十日、伊東氏の軍と三ノ山に戦つて大いに之を撃破した。而して翌七年七月十八日、鳥津忠親は肝付兼續と櫛間桂原に戦ひ、新納忠衡之に戦死した。

新納忠衡の戦死

永祿七年、北原兼親と大川平氏と隙ありて、義弘が今城の戍兵を引くや、五月晦日、伊東義祐之を聞いて、今城を襲ひ、大川平隆次及び叔父隆堅等を殺した。先きに相良氏を頼んで球磨にあつた北原兼親は、眞幸に復し、相良氏、鳥津氏共に番衆を入れて之を督したが、時に兼親の叔父左兵衛尉吉松城にあり、兼親は伊東氏相良氏と謀つて飯野城を襲はんことを企て、會事發れて左兵衛尉は出奔した。之によつて貴久は、兼親の孤立して眞幸院を保つ能はざるを慮り、兼親を伊集院神股村三十町に遷し、義弘をして眞幸院を領せしめて、伊東氏に備へた。義弘は城を加久藤に築き、又飯野城を修築して、十一月十七日、自ら飯野城に徙り、夫人をして加久藤に居らしめた。

北原兼親飯野城を襲はんとす

鳥津義弘加久藤飯野を鎮す

永祿九年九月、伊東義祐は壘を三

三ノ山の合戦

義弘重創を蒙る

忠良貴久和歌を詠じて敵味方の冥福を弔ふ

貴久義久に守護職を譲り伯圖と號す

ノ山に築き、以て飯野を攻めんと謀れるを知つて、十月義久主將として花立口に屯し、大豆別府口に義弘、寝谷口に歳久を配して三ノ山を攻め、外城及び二の丸を抜き、敵の本丸を保てる時、須木の援軍、城外稻荷山に陣し、矢石を兩注して島津軍を牽制した。この時義弘は重創を蒙り、伏兵を置いて一旦退き、敵の追尾するに乗じて反撃して敵を城中に追ふたが、遂に城を抜く能はなかつた。これより以後伊東義祐は島津氏の勢漸く強盛なるを見、その出でて領内を侵さん時は危急に陥るべきを慮り、三ノ山に増兵し、且つ飯野の楠平を始め、龍峯岩瀬野、尻戸崎、紙屋等に壘を連ね、烽火を設けて緩急相救はしめ、大いに備を嚴にした。三ノ山合戦は極めて激戦にして、忠良貴久は和歌を詠じて敵味方の冥福を弔ふた。

之より先き永祿七年三月十四日近衛植家の幹旋に依つて、修理大夫貴久は陸奥守に、又三郎義久は修理大夫に、夫受領官途を蒙つたが、その後貴久は守護職をその長子義久に譲つたと思はれ、永祿九年仲春、薙髮して道號を伯圖と稱へ、以て先將軍足利義輝の冥福に資したといふ。義輝の三好松永の徒の爲めに弑せらるゝや、其の弟の一乗院覺慶還俗して義昭と稱し、先づ近江に奔り、諸

義久の菱刈氏討伐

般若寺越

横川城主菱刈中務大口に遁走す

國に檄して三好長繼等を討たんことを謀つたが、島津貴久及び義久に對しても内書を寄せて忠節を盡さしめ、又十月二十八日細川藤孝も書を送つて之を勸めた。新守護義久は時に三十四歳、弟義弘は三十二歳、歳久は三十歳、家久は二十歳にして、相共に之より専ら國內統一の業を繼ぐことゝなつた。而して、その第一に着手したことは、永祿十年十一月における菱刈氏攻撃であつた。初め菱刈隆秋は、祁答院良重、蒲生範清に黨して島津氏に叛き、一時歸服して永祿五年横川城を與へられた。然るに永祿十年に至り、球磨の相良義陽を後援と憑み、其の領邑大口、羽月山、野馬越、湯ノ尾、平泉、横川等の地を以て、竊かに叛形を現すに至つた。時に八月來、貴久は飯野にあつたが、十一月義久は小林に向ふと揚言して、栗野、横川を通ると見せ、急に西して般若寺越を凌いで、井手籠重之の成れる馬越城を攻め、貴久は陣尾に、義久は諏訪山に陣し、義弘亦眞幸より來り會した。新納忠元、向武久、伊集院久宣、有馬純秀、村田經平、町田忠繼等競ひ進んで城壁を破り、井手籠重之重房父子を殺したので、城忽ち陥り、島津氏の軍にも經平、忠繼等戦死した。又義久の軍は球磨、大口の援軍を花立尾に撃破した。横川城主菱刈中務は之を見て、城を棄て、大口に遁走し、曾木平良、湯ノ

大口本城の攻圍

尾羽月平泉山野青木市山の八城將相次いで遁れて本城大口城に入った。これを以て貴久は敵の放棄したる諸地を悉く收め、山野羽月平泉を島津義虎をして守らしめて葦北方面に備へ、伊集院田布施の軍を市山城に入れ、宮原景種、佐多久政をして曾木城を守らしめ、以後諸城番替を以て成ることゝし、以て大口城を攻圍せんとした。而して菱刈氏方に於ては、専ら相良氏の援軍を入れて本城を堅めることゝなり、十二月二十九日市來家利、伊集院久慶、平田加賀守の三人斥候に出でたるに、城兵打つて出で、西原川口に之を追ひ殺し、市山城に逆襲し來つたので、城中兵を出して反撃した。この事あつてより、市山城に新納忠元を置き、且つ之に蒲生口の藏入を宛行ひ、大口落城後はその地頭たらしめんことを約した。(第六二)

新納忠元を市山城に置く

飯肥方面の情勢
飯肥本城と酒谷城

この歳飯肥方面に於いては、伊東氏兵を出して飯肥と酒谷兩城の間を絶たんとして、篠ヶ峯に陣したが、飯肥本城より日置忠達等忍出でて酒谷城の北郷忠俊と議して、都城に急を告げた。乃ち北郷時久は同名忠増等を酒谷に遣して飯肥の後援を爲さしめ、又自らも之に赴いた。時に伊東新六等永吉口を攻め却て本城の兵に敗れた。併し乍ら本城は兵糧乏乏して窘んだので、土持

北郷時久の救授

島津忠親飯肥を失ふ

大口城攻略

義弘の苦戦

川上久朗の戦死

頼綱等之に糧を送らんとして、伊東軍に拒まれ、北郷忠俊、頼綱、和田助六等之に討死した。仍て時久も死を決して、伊東軍を退けんとしたが、この歳も半ばにして、愈々糧盡き術を失ふに至つた。この形勢に貴久は北郷忠俊に調停を命じ、忠俊は須木の米良筑後守と媾和を議し、六月八日遂に飯肥を伊東氏に與へ、福島を肝付氏に與へることゝなり、同七月忠親は三十餘年の怨を吞んで飯肥を棄て、都城に入り、八月に至つて北郷氏と肝付氏との和融を謀つた。(第六三)

永祿十一年は主として島津氏の大口攻略の中に過ぎた。即ち正月には大口の軍三千堂崎に軍せるに對し、義弘百餘人を以て馬越城を出でて之を撃ちたるに、義弘の兵寡少なる上に、隊伍未だ整はずして苦戦に陥り、川上久朗を失ひ、義弘も亦馬越に退かんとして、羽作潮に逼られ、單騎三十餘騎と死闘し、矢盡き弓を捨て、刀を執つて進み、援兵の至るに及んで辛うじて曾木城に入るを得た。川上久朗は時に年三十三、夙に十八歳にして、義久囑するに守護代たらしめんとし、又忠良も新納忠元、鎌田政年、肝付兼寛の三人と共にその名を看經所の壁に銘して、その將來を憑んだと傳へられる才幹の士であつた。二月には肝付兼寛及び島津忠長の二人、貴久の命によつて市山城に忠元に會し、共に大

新納忠元の沈
勇

菱刈隆秋曾木
城を攻む

忠良加世田に
卒す

口攻略の議を廻し、歸途小苗代原に至つて、味方の斥候の大敵に逐はれ連ぐるに遇ひ、忠元もこの行を送れるを以て敵に遇ひたるも、薬師堂に詩を題し、自若として堂を下り立ち、敵五人を斬り、身に亦六創を被つて市山城に退いた。大口の兵猶も追つて大いに市山城を攻圍し、東條愛甲等の敵將城壁を越えんとしたが、城兵出でて反撃した。義久は忠元の奮闘を聞き、人を遣して之を勞問した。三月菱刈隆秋は相良澁谷と兵を合して曾木城を攻めたので、貴久は佐多久政を遣して城將宮原景種と共に之を禦がしめ、隆秋は尋で市山城を攻めたが、忠元創痍まだ癒えざるに進み戦つて之を反撃した。かくて八月貴久は父忠良の意に従ひ、大口城を攻むること既に永く、而も陥るを得ざるは相良氏の後援あるによるを以て、島津義虎を嚮とし、野田威應寺僧を以て山野の地の相良義陽に與へて和議を約した。然るに義陽約を變じ、軍を堂崎に出して隆秋を援けた。伊東義祐亦桶平に軍し、飯野を攻めんとし、加久藤馬關田の百姓も村落に放火したので、義弘は之に備ふる爲め、馬越を去つて飯野に歸り、義祐は部將を桶平に留めて佐土原に歸つた。(日本書紀)

斯くて霖雨連日止まず、義久隆秋相對峙して小戦を事として、おたうち、永敵

島津義久畫像

公傳 島津忠重氏所藏

島津忠良木像

加世田町 竹田神社所藏

新納忠元の沈

愛知郡秋葉本
松と攻む

口攻略の謀を廻し、踏除小苗代原に至つて味方の斥候の大敵に逐はれ通ぐ
 に逃げ、忠元もこの行を遂げるを以て敵に逃ひたるも、葉師堂に將を襲し、自若
 として、尾張を下り立ち、尾張五人を斬り、身に赤六割を獲つて、市山城に逃した。大
 口の兵も追つて大いに市山城を攻圍し、東林寺等の敵將城壁を越えんと
 したが、尾張兵出でて反撃した。義久は忠元の奮闘を聞き入を遣ひて之を勞問
 した。信濃月菱刈隆秋は相良、並谷と兵を合して、信濃城を攻めたので、貴久は佐
 多久政を遣ひて、城將宮原景種と共に之を撃がしめ、隆秋は尋で市山城を攻め
 だが、忠元、創我まだ奮えざるに、進み取つて之を反撃した。かくて八月、貴久は
 父忠良の意に従ひ、大口城を攻むること既に永く而も陥るを得ざるは、相良氏
 の後援寡なるによるを以て、島津義虎を唆とし、野田、藤瀬寺僧を以て、山野の地を
 相良義隆に與へて和議を約した。然るに、義隆約を變じ、軍を堂崎に出して、隆
 秋を援將た。伊東義祐亦補平に軍し、飯野を攻め、尾張とし、加久藤、馬關田の百姓
 も付帯に放火したので、義弘は之に備ふる爲め、馬越を去つて、飯野に歸り、義祐
 亦、尾張を請平に請ひて、義弘の將とす。



十一年十二月十三日、日新齋忠良は齡七十七にして加世田に於て溘然として卒去した。中條政義は市來に滿富忠實は加世田に於て之に従死し、猶ほ殉死を願ふ者多かつたが、遺言により殉死の者は遺跡を絶つべきことを所々辻々に高札にて示した。忠良は即ち日新齋と號し、法名を梅岳常潤在家菩薩といふ。遺骸は茶毘に付し、僧俊安導師となつて日新寺保泉寺に葬り、在世の時親しく筑前の佛師を招いて彫刻せしめた影像を常潤院に祀り、又伊集院梅岳寺にも神主を置いた。忠良は天資聰敏にして又仁慈に富み、最も和歌を善くした。其のいろは四十七字を冠として教誡の歌を作り、洛下に宗義に托して合點を請ひ、又近衛種家に達したことは餘りにも有名である。このいろは歌は世に上下風教の指鍼となし、政道の軌範と仰ぎ、日夕諷誦せざるはないものとなつた。父日新齋の逝去するや、貴久は晝夜十四日靈前に侍し、十九日殯送し、哀切なる祭文を唱へ、四七日忌には梅化一朵を獻じて、

春まだきたぐひはあらじたをれとてほとけのためにさくやこの花
と詠じ、又その四十九日には、南無地藏菩薩の六字を句の上に置いて六首の和歌を獻じた。義久は馬越にあつてこの報を聞き、悼歌を詠じて哀痛の情を述

垂水島津家
宮之城島津家
相良義陽
隆秋島津氏に
降る



（藏所社神田竹）記薩善新日 圖四十四第

べた。日新齋の嘉言善行を傳ふるものに、日新善陸記があり、之は日新寺八世の住持泰圓が慶長二年著す所にして、その死去を去ること僅かに三十年、日新齋の傳記としては今日最も信據すべきものである。忠良の子は貴久を始め、右馬頭忠將尙久あり、忠將の後は垂水島津家となり、尙久の後は宮之城島津家となつた。

永祿十二年正月相良義陽、隆秋は島津氏の威風旺んにして到底敵し難きを察し、野田威應寺によつて講和を求め、二十日約成つた。然るに三月十八日、蒲池越中守が命を奉じて馬越より平泉に赴かんとして、大口城下に到りたるに、隆秋約に違つて相良氏の臣深水頼兼をして之を殺さしめ、又島津義虎の羽月城を攻むるに至つたので、こゝに和議は破れた。義久は肝付兼寛、新納忠元を羽月城に入れ、又七郎家久をして市山を備へしめた。五月家久兼寛、忠元力を合せて大口城を攻めんことを謀り、大野

和議破る

菱刈隆秋城を
出で球磨に走
る

新納忠元を大
口の地頭とな
す

樺山幸久、横川
城を領す

鹽谷氏一族の
歸伏

駿河守宮原景種等をして戸神尾及び稻荷山に伏せしめ、家久大口城下に至つて鐵砲を放出したるに、城兵數名出でて之を逐つたと、二ヶ所の伏兵に遇つて大いに潰えた。忠元兼寛は之に乗じて前面より挾撃し、忠元は敵の逼るゝを追ふて斬首百餘、捕虜一人を得て歸つた。八月貴久、義久は愈、急に大口城を攻め、城兵粉骨碎身して之を禦ぐこと二十餘日に及んだが、遂に矢竭き、乾切れて、義陽は隆秋をして和を請はしめ、やがて二人は城を捨て、球磨に奔つた。是に於て八月二十六日日本城及び曾木を隆秋の甥菱刈鶴千代（重）に與へ、新納忠元を以て大口地頭となし、半屎菱刈兩院の地を鎮せしめた。九月十日相良氏は相良帶刀長深、水太郎左衛門尉を島津氏に入れて質となし、義久も亦鎌田政廣、本田新介を相良氏に送つた。十月九日義久は肝付兼寛に曾於郡上三臺堂名を與へて其の戦功を賞し、又十一月十三日、向嶋赤生原の鹽屋一間を妙谷寺に寄せ、十五日には曾於郡小窪名を霧島社に寄進した。また是歲樺山幸久に對して横川を宛行ひ、其の小濱堅利に代へ、壘元龜元年正月には義久は更に大隅羽坂名松木門を正八幡宮領となした。

大口城の陥落によつて菱刈相良二氏の島津氏に畏服するや、從來強盛を恃

んで屈しなかつた澁谷氏一族も有力なる連帯を喪つたので、元龜元年正月、祇答院良重は澁谷氏一族を會して、今や島津氏の武威日に隆盛にして、今に於ては遂に克ち難き故に、悉く領土を納れて、むしろ軍門に陳謝せんことを謀り、同族皆之に同意したので、先づ新納康久によりて隈之城を島津氏に納れ、尋で百次、平佐清敷、碓山宮里、天辰、高江を入來院重嗣より、高城、水引、中郷、西方、湯田の地を東郷重尙より島津氏に納れた。義久は之を許し、改めて入來院重嗣に清敷を與へ、東郷重尙に東郷を與へ、而して水引、中郷、西方、湯田、京泊及び大口の内山野を加へて島津義虎に宮里を平田宗應に宛行ひ、島津中務大輔家久を以て隈之城地頭と爲した。(庄久)是に於て寶治年間の地頭職補任以來、三百三十餘年の間、山北に蔓延して、島津氏と相對抗せる勢力を保ち續けた澁谷氏一族も、遂に屈して封を島津氏より受くるに至つた。

この歳二月、義久は帖佐郷住吉名平野園門を興國寺に寄せ、鹿兒島郡田毛名水町門を以て龍盛院領となした。(庄久)三月には、貴久は書を裁して琉球王に天龍寺長老の來使を謝し、併せて義久に守護職を讓つたことを告げ、廣濟寺雪岑を使として修好を結んだ。義久亦これに一書を添へ、川上意釣をして書を爲さ

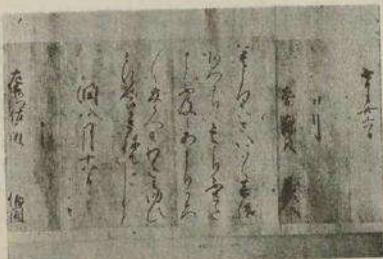
島津家久隈之城地頭となる

義久寺領を寄進す

義久喜入季久を京都に遣す

貴久の卒去

平田純貞の殉死



第五十四圖 島津貴久狀書(松原神社所藏)

しめ、琉球三司官に近年商船の本府印文を帶せずして至るものあるを以て、今後詳かに査點を加へしめた。(庄久)五月、義久は喜入季久を京都に遣して、新將軍義昭の襲職を賀し、又七月十六日、細川藤孝に頼りて國中多事を以て賀儀怠緩せるを謝したが、九月二十五日、季久は藤孝を通じて義昭に謁し、太刀一腰、馬代千匹、黄金百兩を、別に藤孝に太刀馬代五百匹、鹽硝三十斤を贈つた。この月、貴久は谷山郡福本名水田三段を福昌寺鎮守開山領に寄せた。(庄久)

爰に元龜二年夏、四月の頃より、貴久は漸く身體に憔悴を見たが、六月二十三日、壽五十八を以て加世田に卒した。法名大中良等庵主、南林寺殿と諡し、日新精舎に於て葬を營み、墓は福昌寺に、影像を南林寺に置き、又志布志永泰寺にも神主を設けた。貴久はその卒去に先立ち、諸臣に命じて許なくして殉死を爲すに於ては、遺跡斷絶すべしと布告して、堅く殉死を禁じたが、中に平田純貞純貞は生前の恩遇に報ひんが爲め、六十六州を遍歴し、歸つて鹿兒島海中に身を

投じて從死（謀りて）した。

貴久卒して後の形勢は、まづ翌元龜三年の木崎原合戦に伊東氏を破り、天正二年肝付氏の降るに及んで薩隅日の統一は略成就し、伊東肝付の兩氏猶ほ餘燼を保つと雖も、天正以前の形勢と同日に論すべきに非ず、間もなく天正四年高原の戦に於て、その勢力は一掃されて、伊東氏は豊後に出奔するに至るのである。

島津氏と伊東氏の對峙

先きに永祿九年の三ノ山の戦以後、伊東氏と島津氏との間は急激に切迫し、永祿十二年七月伊東義益卒して入道義祐再び國務に膺ることとなり、三ノ山即ち小林を本據として、高原野尻紙屋に壘を連ね番兵を置いて眞幸を侵さんとし、島津氏は飯野を本據として、加久藤吉田吉松を枝城として之に對峙してゐた。然るに元龜三年五月三日の夜より四日にかけて、伊東義祐は同加賀守同新次郎同又次郎落合源左衛門を兵三千に將として飯野城を側に見て、搦手なる加久藤城を襲はしめ、不動寺馬場に入つて村落を燒夷した。加久藤の城兵は之を見て出で撃ち、黎明に至つて一旦伊東軍を退くるを得た。時に飯野にあつた義弘は加久藤方面の烽火を見て夜襲あるを察したが、偶、死苦村の藤

伊東義祐加久藤城を攻む

義弘木崎原に向ふ

元丹波なる者來つて急を告げたので、愈、伊東氏の來襲と知つて、直ちに一軍を遣つて加久藤を救はしめ、又五代友喜村尾源左衛門を各野間門本地原に伏せしめ、諫訪山及び横尾八幡山に旗幟を立て、疑兵を爲し、有川貞眞を飯野城に留め置き、親ら兵四五十騎を率ゐて加久藤に向つた。然るに途に伊東軍の退却を知り、二八坂より南して木崎原に向つた。時に伊東氏の兵は加久藤より還らんとしてゐたが、飯野城に備あると聞き、故ら白鳥山に據らんとして白鳥權現社座主光嚴に拒まれて果さず、已むを得ず南木場に趨いた。義弘は之を望見して川を渡つて横撃せんとしたが、その隊勢整はざるに伊東氏の軍と衝突し、一度三隅田に退き、やがて踏止つて大いに反撃を加へ、伊東新次郎等數十人を斬り、又義弘の部下遠矢下總竹下又左衛門瀬戸口八郎左衛門は敵長峯彌四郎等を撃つた。この時先きに加久藤に向へる一軍も至り、且亦伏兵も並び起り、伊東軍を衝撃したので、伊東軍は忽ち潰え、五代友喜は伊東加賀守を斬り、其子源四郎同又次郎落合源左衛門尉等重なる人々も討死して總崩れとなつた。義弘は輕騎を以て之を逐ひ、鬼塚原に至り、伊東軍の勇士抽木崎丹後守比田木玄齋を獲、還つて横尾に至つた。併しながら、島津の軍に於ても鎌田野田

義弘木崎原に伊東軍を大破す

曾木富永等の勇將が討死した。この時約によつて相良氏の兵五百餘伊東軍を援けんとして山を越えて彦山嶽に至りたるに、遂かに飯野より木崎原に互つて白鷺の群翔せるを見て白旗と見誤り、衆を引いて還り去つたといふ。又大口城にあつた新納忠元等も加久藤の火を望見して吉松を経て木崎原に至り、伊東軍の敗退するに遇つて、伊東右衛門同權之助長倉四郎兵衛等百六十餘人を屠つた。この役伊東氏はその猛勢を提げ、國を堵して勝を島津氏に取らんとし、却て眞幸一領主義弘の寡兵の爲めに敗退したのであつて、これより霧島山東麓なる三ノ山高原より西南の地に伊東氏の兵を止めざるに至つた。（注七〇）

扱て肝付氏は先きに元龜二年冬十一月二十日、彌寝氏伊地知氏と軍を合して舟師百餘を以て鹿兒島を襲ひ轉じて帖佐瀧水を攻めたが、平田新三郎等によつて禦がれて退いた。次いで三年正月、亦舟師を以て大隅小村を攻めたが、二月二十二日島津の兵は境二河に出でて肝付氏の兵を破つた。爰に彌寝重長は肝付氏と絶ち、元龜三年春島津氏に番兵を請ふたので、義久は忠將の子の右馬頭征久（注七一）、尙久の子忠長及び歳久家久を將として根占に渡らしめた。征久等は同三月中旬大始良表を攻め、肝付伊地知兩氏の兵と戦ひ、横尾を越え比

義久島津征久
同忠長をして
肝付氏を撃た
しむ

崎陣

北郷時久も肝
付氏を撃つ

良分に下つた時敵の地頭野間武藏守三百餘騎を以て寄せ來つたので、一時敗退せんとしたが、征久等奮戦して横尾に凱歌を揚げて根占に引上げ、尋で彌寝氏より人質を得て鹿兒島に歸つた。肝付氏は之を見て彌寝に兵を出し、濱の柝を攻落したので、喜入忠通弟同久續は加世田の兵を具して之に當り、却て敗績した。是に於て、猿渡越中守伊尻伊賀守喜入季久平田新左衛門尉また打つて出でた。四月下旬になつて、歳久は下大隅を伐つて麥作を拂ひ、九月二十六日歳久家久は下大隅早崎に屯し、舟を浮べて小濱に向ひ、同壘を陥れ、伊地知美作等を斬つてその地を崎陣と名づけた。時に北郷時久も亦義久の命によつて肝付氏を撃ち、廿九日月野泰野を破り、梶山の兵も出でて肝付氏の領地福島の兵と戦つた。然るに天正元年に入つて、正月六日肝付氏は數千の大軍を以て末吉迄押寄せたので、時久は領内の兵を糾合するに違なく、子相久忠虎と共に稻井原に之を逆へ打ち、志和池山田野々美谷の軍勢も打て出で、梅北の地頭に知覽大和守も橋ノ口へ打向つた。かくて兩軍は日隅の境なる住吉原に於て大いに交戦し、時久は肝付氏の兵を不意打して撃破し、松山城に一氣に追込んだが、この時肝付方の肝付竹友外主なる人々數多く討死した。

こゝに義久は先づ彌寢重長を内附せしむるを急務とし、寶持院及び八木昌信を遣して、重長を説き、二月更に新納忠元伊集院久治上原尙常をして行いて和降せしめ、忠元等は重長と盟し、二十六日義久更に盟約を重ねた。かくて愈、三月十一日薩隅の兵を遣つて彌寢氏北郷氏と共に肝付兼續を撃ち、義久自ら

揖宿に發足し、同十四日肝付領高洲浦に大小の船を奪ひ、十八日大始良に進みたるに、肝屬院内の兵衆來り攻めたが、島津征久同忠長之を撃破した。夫より十二月十四日牛根城に肝付氏の部將安樂兼寛を攻め、更に進んで平常岡に陣した。天正二年正月三日、肝付氏は牛根を救ふべく來つて茶園尾を取らんとして、島津忠長川上久信と争つたが、忠長等は遂に之を攻め取り、更に海岸に沿ふて進み、牛根城を攻むること三日、新納忠元また逆瀬川木村伴の三人をして城に穿道を通せしめたので、安樂兼寛も遂に降つて城を渡して下大隅に退去した。恰もかゝる時、この正月霧島山が鳴動したことは極めて人心を不安に



新納忠元伊集院久治上原尙常連起事文 圖六十四第 (藏所氏重忠津島僧公)

牛根城の攻略

霧島山の鳴動

新納忠元肝付氏に勸降
伊地知重興下大隅を以て降
肝付兼亮降伏

陥れたものであつた。時に伊東權頭は日向より來り援けんとして、遂に牛根の落城を聞いて軍を返し、轉じて彌寢を攻め、喜入季久は十九日之を禦いで退かした。この戦に弟忠通子久續を失つたのである。二十日安樂兼寛は其弟彦八郎を質となし、島津方は又新納忠元の子忠堯を質となし、義久は早崎より歸陣した。而して肝付氏は兼續及び嫡子良兼既に卒し、良兼の弟兼亮後を嗣いだすが、今や島津氏は肝付氏伊地知氏の相拮抗するを許さざるに至つた。爰に兼亮の親族兼純の母と新納忠元の母及び淨光明寺其阿とは兄弟の縁に繋れるを以て、忠元は謀るに其阿を使僧として肝付氏に降を勧め、天正二年先づ伊地知重興降を請ひ、下大隅郡五ヶ所を納れ、二月重興の子重昌は鹿兒島に義久に謁して謝し、尋で肝付兼亮も降り、廻市成を納め、島津氏と盟書を交換して歸順を誓つた。而して義久は伊地知氏に下大隅下之城を與へ、新城高城は鎌田政近、垂水は河田義朝、牛根は伊集院忠金^忠を以て地頭とした。是に於て多年島津氏に取つて一大敵國をなせる隅州の雄肝付氏も遂に島津氏の麾下に服し、三州に今や敵なきに至つた。

是の歳八朔に諸臣の太刀を呈上せる時、入來院重豐の使者村尾藏人は同族

入來院重豊所
領を納めて信
を致す

島津義虎密書
を呈上す

菱刈重廣の糾
明

東郷氏の後を承けて之を呈せんことを請ふて許されず家老が彌義氏をこの
順位に擬したるを不満として太刀を呈せずして歸つた。これが爲め後に重
豊が鹿兒島に朝せる時流言ありて重豊の叛をいふ者があつた。義久は之を
問はずして重豊に自らその信を效さしめたるを以て重豊はその臣山口筑前
守東郷美作守をして伊地知勘解由上井覺兼等に憑つて本領入來の外義久の
求むる所を納れんことを請ふた。義久之を辭したけれども固く請ふにより
山田天辰田崎を受け八月十六日重豊は家臣五人と共に血判を上つて信を示
した。^{〔注七五〕} 又九日島津義虎の陰謀あるを流言する者あり義虎は恐懼して喜入孝
久を通じて誓書を上つてその冤を訴へた。^{〔注七六〕}

永祿十二年大口城攻略の後菱刈重廣をして本城曾木城に居らしめたのは
前述の通りであるがこの頃重廣は稍もすれば臣節を欠いたので十月その使
者の鹿兒島に至れるを護摩所に召して菱刈氏の罪狀を數へて糾問し尋で重
廣を伊集院神殿村に徙した。^{〔注七七〕} 而して彌義重長は肝付氏と絶つに當つて島津
氏に功があつたので十二月堀内彈正忠を通じて下大隅田上を以て谷山和田
名或は川邊田之上名に易へんことを請ふて之を許され加之川邊田之上名も

同時に宛行はれた。^{〔注七八〕}

島津氏の勢威
振ふ

足利義昭島津
氏に救援を求
む

この歳末琉球使天界寺南叔金大屋子來聘して往年の廣濟寺雪岑の來訪に
謝し又天草城主志岐鎮經等の來使があるなど島津氏の勢威を見て遠く好を
通する者を見るやうになつた。^{〔注七九〕} 當時中央の形勢は天正元年織田信長既に京
都に入り將軍義昭河内に奔り尋で翌二年春使を上杉武田北條に遣して信長
を討たんとした。この時島津氏にも使者江月齋を遣し來り又一色藤長も書
を伊集院忠金平田光宗に與へて義久に義昭を助けんことを勧めた。八月江
月齋は鹿兒島に到り頼姓氏の別邸に宿し九月六日義久は之が爲めに城中に
宴を設けた。翌年九月には近衛前久も亦來薩した。^{〔注八〇〕} 併しながら信長の勢年
と共に旺んにして羽柴秀吉等の部將命を受けて中國を征しつゝあり義昭の
志成らず斯るうち信長は天正十年本能寺に斃れ尋で秀吉の制覇が成るの形
勢であつた。九州に於いては島津氏既に分國を統一してその餘力日向から
豊後に進み更に肥筑に及ぼんとする時であつた。

〔注一〕 新編島津氏世錄支流系圖伊作譜 島津世家

〔注二〕 新編島津氏世錄正統系圖第一六 島津世家

- 〔注三・四〕 舊記雜錄前編卷四三 日新喜隆記
- 〔注五・六〕 榊山玄佐自記
- 〔注七〕 莊内平治記 舊記雜錄前編卷四四 忠相忠親時久三代日帳寫 北郷文書院
- 〔注八〕 舊記雜錄前編卷四四
- 〔注九〕 榊山玄佐自記
- 〔注一〇〕 莊内平治記
- 〔注一一・一二〕 舊記雜錄前編卷四四
- 〔注一三〕 莊内平治記 忠相忠親時久三代日帳寫
- 〔注一四〕 舊記雜錄前編卷四四
- 〔注一五〕 同上 榊山玄佐自記
- 〔注一六〕 肝屬氏系圖文書寫一 舊記雜錄前編卷四四
- 〔注一七〕 莊内平治記
- 〔注一八〕 舊記雜錄前編卷四四
- 〔注一九〕 榊山玄佐自記 新編島津氏世錄正統系圖第一五
- 〔注二〇〕 莊内平治記
- 〔注二一〕 榊山玄佐自記 舊記雜錄前編卷四四 箕輪伊賀入道覺書

- 〔注二二〕 舊記雜錄前編卷四五
 - 〔注二三〕 入來院重賢氏所藏文書
 - 〔注二四〕 莊内平治記
 - 〔注二五〕 舊記雜錄前編卷四五
 - 〔注二六〕 榊山玄佐自記
 - 〔注二七〕 莊内平治記 忠相忠親時久三代日帳寫
 - 〔注二八〕 入來院重賢氏所藏文書 榊山玄佐自記
- 島津正統系圖に據るに、この後勝久は天正元年七月眞幸殿若寺より莊内に赴いて北郷氏に頼つて鹿兒島に歸らんとし、納れられず、母の縁故によつて大友氏を源み、この歳十月十五日豊後津濱に於て年七十一を以て卒去した。
- 〔注二九〕 舊記雜錄前編卷四五
 - 〔注三〇〕 榊山玄佐自記 新編島津氏世錄支流系圖新納譜 莊内平治記
 - 〔注三一〕 箕輪伊賀入道覺書 舊記雜錄前編卷四五
 - 〔注三二〕 箕輪伊賀入道覺書 榊山玄佐自記
 - 〔注三三〕 榊山玄佐自記 箕輪伊賀入道覺書 舊記雜錄前編卷四五 川上忠孝一流家譜卷三

- 〔注三四〕 舊記雜錄前編卷四五
- 〔注三五〕 莊内平治記 忠相忠親時久三代日帳寫
- 〔注三六〕 榊山玄佐自記
- 〔注三七〕 莊内平治記 榊山玄佐自記
- 〔注三八〕 箕輪伊賀入道覺書 榊山玄佐自記 舊記雜錄前編卷四六
- 〔注三九〕 箕輪伊賀入道覺書 種子島家譜二
- 〔注四〇〕 莊内平治記 忠相忠親時久三代日帳寫
- 〔注四一〕 舊記雜錄前編卷四六
- 〔注四二〕 莊内平治記
- 〔注四三〕 舊記雜錄前編卷四六 新編島津氏世錄正統系圖第十六 忠相忠親時久三代日帳寫
- 〔注四四〕 舊記雜錄前編卷四七 箕輪伊賀入道覺書 北郷文書院 榊山玄佐自記 三國擾亂記下卷 舊跡見分帳
- 〔注四五〕 新納忠元勳功記 舊記雜錄前編卷四七 北郷文書院
- 〔注四六〕 榊山玄佐自記 舊記雜錄前編卷四七
- 〔注四七〕 薩隅日地理彙考卷二 袖ヶ崎島津公儉家文

- 書 北郷文書院 新編島津氏世錄正統系圖第一六
- 〔注四八〕 舊記雜錄前編卷四八 箕輪伊賀入道覺書 榊山玄佐自記
- 〔注四九〕 同上 長谷場越前自記 霧島神宮文書 傳家鑑鏡一〇
- 〔注五〇〕 莊内平治記 日向記五 忠相忠親時久三代日帳寫
- 〔注五一・五二〕 舊記雜錄後編卷二
- 〔注五三〕 莊内平治記 箕輪伊賀入道覺書
- 〔注五四〕 榊山玄佐自記 北郷文書院
- 〔注五五〕 箕輪伊賀入道覺書 日向記六 榊山玄佐自記 舊記雜錄後編卷二
- 〔注五六〕 同上 島津國史卷一七
- 〔注五七〕 日向記六 忠相忠親時久三代日帳寫
- 〔注五八〕 榊山玄佐自記 箕輪伊賀入道覺書 島津國史卷一七
- 〔注五九〕 同上 長谷場越前自記
- 〔注六〇〕 島津氏正統系圖 袖ヶ崎島津公儉家文書 北郷文書院

- 〔注六一〕 袖ヶ崎島津公傳家文書
- 〔注六二〕 榑山玄佐日記 箕輪伊賀入道覺書 新納忠元勳功記 舊記雜錄後編卷四
- 〔注六三〕 莊内平治記 日向記七 忠相忠親時久三代日帳寫
- 〔注六四〕 箕輪伊賀入道覺書 長谷場越前日記 忠平公軍記 惟新公御日記 日向記八 北郷文書乾
- 〔注六五〕 島津正統系圖 榑山玄佐日記 日新菩薩記 袖ヶ崎島津公傳家文書 島津家過去帳 廟堂要覽
- 〔注六六〕 長谷場越前日記 箕輪伊賀入道覺書 三國擾亂記下卷 島津軍記 相良家文書一 歴代參考三 舊雜記雜錄後編卷五 北郷文書乾
- 〔注六七〕 舊記雜錄後編卷五 霧島神宮文書
- 〔注六八〕 舊記雜錄後編卷五 長谷場越前日記 箕輪伊賀入道覺書
- 〔注六九・七〇・七一〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄後編卷五

- 〔注七二〕 島津正統系圖 島津世家卷一七 島津家過去帳 廟堂要覽 箕輪伊賀入道覺書 長谷場越前日記 舊記雜錄後編卷五
- 〔注七三〕 箕輪伊賀入道覺書 長谷場越前日記 舊記雜錄後編卷六 日向記八 忠平公軍記 木崎原御一戰參考 木崎原御合戰傳記 日州貫寺院加久藤木崎原合戰傳
- 〔注七四〕 舊記雜錄後編卷六 箕輪伊賀入道覺書 長谷場越前日記 榑山玄佐日記 北郷文書乾 莊内平治記 日向記八 舊記雜錄後編卷七 三國擾亂記下卷 忠相忠親時久三代日帳寫
- 〔注七五〕 上井伊勢覺兼日記一
- 〔注七六〕 舊記雜錄後編卷七
- 〔注七七・七八〕 上井伊勢覺兼日記一
- 〔注七九〕 舊記雜錄後編卷七 上井伊勢覺兼日記一
- 〔注八〇〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄後編卷七

島津氏鎮西六州に覇を唱ふ

伊東義祐高城を取る

島津義久義弘に擊つ

第二章 島津氏の九州制覇

島津氏は前章述べた如く元龜の末年までに略薩隅日を統一し、これより後伊東氏を豊後に出兵せしめ、遂に豊後の大友氏と事を構へて大友義鎮を高城に破つてその南侵を抑へ、又相良氏を肥後に壓迫し、有馬鎮貴を援けて龍造寺隆信を島原に伏し、再び大舉豊後にでて大友氏を撃ち、鎮西六州に覇を唱ふに至るのである。

伊東氏は元龜三年木崎原に大敗を喫したる後、漸く勢を潜めてまた出づることなく、僅かに肝付氏と連合して大隅に援兵を出したるに過ぎなかつた。又天正三年の末、伊東義祐は河崎駿河守河崎紀伊守を遣して高城を取り、櫛間を攻めしめたが、藥丸孤雲に拒まれて入るを得ず、志布志を攻めて波見村に屯した。翌四年六月、伊東解勦由の日向高原城に據るや、島津義久は伊東氏に對して徹底的打撃を與へんことを期し、八月十八日薩隅の兵を掲げて高原を伐たんとし、飯野に赴き、義弘に會した。此處に陣を整へた義久は、鹿兒島谷山、目置、永吉宮里、長濱、曾於郡喜入、蒲生、北村、東俣、郡山、帖佐、山田、川上、向島、田布施、伊

作の兵に將とし、義弘は眞幸院牛屎院太良院桑原郡噲噲郡大隅郡薩摩郡加治木新城吉田肝付莊内の兵を率ゐ、島津中務大輔家久、同忠長は串木野鹿籠東郷、入来院下之城鶴田、長野山崎境田蘭牟田大村知覽市來伊集院神殿吉利顯、桂川邊山田阿多加世田の兵を率ゐ、進んで高原城の東耳附尾に軍し、大いに高原城を攻めて、其の汲道を絶つて、城兵を苦しめた。夜、義久霧島山麓花堂村に移りたるに、翌日伊東義祐の援軍猿瀬まで來て進むを得ず、翌二十一日、義久が家久忠長を遣して鎮守尾に陣せしめたる時、伊東勘解由使を送つて伊集院久宣、本田親治、上井覺兼に因つて和を家久に求め來つた。忠長は之を喜入季久に謀り、交質、開城を條件として許し、本田親治、徳持、舍人助の兩人と伊東軍の落合、豊前守日多木河内守とを交換した。二十三日、伊東勘解由は城を開け渡し、質を納めて去り、義久は高原城に入つた。是に於て、義久は鎌田政年をして三ノ山を宮原景種をして須木を成らしめて、九月十日鹿兒島に歸陣した。高原城はこれより上原尙近を置いて地頭となし、次いで喜入季久、伊集院忠棟は島津征久、鎌田政近と共に櫛間志布志を守つた。初め天正元年、北郷時久の肝付氏を敗るや、義久は志布志を以て之に與へんことを約してゐたが、今や志布志を平

伊東勘解由の降和と高原の開城

鎌田政年三ノ山を成る

上原尙近を高原の地頭とす

定したので、約の如く時久を以て志布志地頭に補さんとした。然るに伊集院忠棟之を不可としたので、乃ち止めて恒吉永吉内之浦百八十町の地を以て之に替へたのである。

當時京都に於ては、織田信長は諸國の平定に努めつゝあつたが、京都を逐れて紀伊にあつた前將軍義昭は私かに反信長の諸豪族と連合して保全の道を講せんとして毛利氏吉川氏を頼り、天正三年二月備後に下つたが、この歲天正

足利義昭島津氏を逐む

野尻地頭福永丹波守伊東氏に叛す

四年九月十一日、義昭は又内書を寄せて島津氏に援助を依頼した。島津氏は遂に高原まで進出するに至つたので、伊東義祐は之に對して野尻の地に福永丹波守を置いて對抗した。然るに高原の地頭上原尙近は丹波守が義祐に對し、怨恨を含んでゐることを知つて、奇貨措く能はずとなし、反問を放つて義祐との間を裂き、之が内應によつて天正五年十二月、飯野の兵は入つて新城を陥れた。次いで義弘は飯野より野尻を抜き、進んで戸崎城を攻めて、城將漆野豊前守を奔らしめた。爰に於て紙屋富田の諸城も迎へ降り、十二日、義久も兵を率ゐて高原に出で、義弘は破竹の勢を以て義祐の本據に逼り、且つ義祐の麾下にも野村黨の福永に通ずることあつて、義祐遂に支ふるを得ずし

伊東義祐の豊
後田奔

入來院重豊の
所領問題

川内地方の土
地丈量

肝付氏の内訌

御南と高城

て豊後に出奔した。次いで日知屋門川鹽見の地頭及び高城の地頭野村源五等も皆來り降つた。仍て義久は樺山忠知忠をして佐土原に置くこととした。(三)
 之より先き國內に於てはなほ入來院氏及び肝付氏の問題があつた。即ち入來院重豊は天正二年その不信を問はれて所領山田、天辰、田崎を島津氏に納め、本領入來院七十五町を安堵されたが、天正三年改めて本田紀伊守が山田の地頭に補さるゝに及び、入來院と山田とは從來土地が交錯してをり、その疆界が確定してゐなかつた爲め、紀伊守の請に依り、偶、川内地方の土地丈量に携つてゐた伊集院備後守平田石見守小野出雲守に命じて入來院山田の疆界を調査せしめ、入來院より二十町を割いて山田に繰入れることとなつた。重豊は十一月四日天福寺山口筑前守阿久根若狭守宮里播磨守を遣して義久に之を訴へたるに、義久の老臣は理由なきものとして重豊の訴を却下せんとしたが、義久は許さずして二十町の地を入來院氏に領せしめたのである。(注四)
 肝付氏は天正二年兼亮の和降以後家内に内訌を生じて、島津氏の干渉を受けることとなつた。即ち初め肝付兼續には良兼兼亮兼護の三子あり、兼續の妻は島津忠良の長女で之を御南と稱した。嫡子良兼は伊東義祐の女高城を

肝付兼護伊東
氏と絶つ

肝付兼護依肥
つて取らる

娶つたが、女子のみにして男子なく、既にして兼續良兼は共に卒して、御南は良兼の女を以て兼亮に娶し、肝付氏の嗣たらしめんとした。然るに、兼亮は天正二年一旦島津氏に降つたが、陰に伊東氏を憑つてゐたので、之を見て御南は島津氏の爲めならずとし、兼亮を逐つて少子兼護を立て、之に兼亮の妻を娶し、天正三年十一月家臣牧瀬宮内少輔を鹿兒島に遣し、伊地知勘解由上井覺兼等の老臣に據つて兼護自立のことを義久に告げ、且つ以後伊東氏と交を絶つべきことを誓つた。同時に肝付氏の老臣藥丸孤雲は飯熊山別當巖龍寺の二人を伊東氏に送つて交を絶つことを告げるに至つたので、一族肝付治部左衛門は高城を擁して志布志に徙つたのである。先に志布志と共に肝付氏に屬せる櫛間は兼亮歸順後も、舊により之を島津氏より與へられてゐたが、兼亮の逐はるゝや、島津朝久はその父忠親の故領なるを以て之を望み、人を遣して本田親治上井覺兼に據つて義久に請ふたが、義久は之を許さず、姑く肝付氏をして領せしめた。爰に天正五年八月義久が高原に出陣した際、肝付兼護も軍に會したが、たゞ觀望を事として、猶ほ伊東氏に黨すとの疑惑を招いた。之によつて、同年十月兼護は志布志の地頭肝付兼石、大崎地頭新納永看及び藥丸孤雲肝付

志布志等十三所島津氏に入

義久の大隅巡

兼隆向兼種等を以て、飯肥南郷に伊東氏の兵と戦つて却て敗績し、退いて福島を保つた。時に島津氏の將鎌田政近大崎に在つて之を聞いて急援し、島津以久も亦大隅より來り續き、志布志、福島を始め安樂、木門、原松、山大崎、串良、平房、恒吉、高隈、鹿屋、大始、良西、俣を收め、志布志等十三所は改めて島津氏に屬することゝなつた。而して高山のみは肝付氏をして之を領せしめたのである。是に於て、天正四年十一月十八日、義久は下大隅に渡り、新城、鹿屋、串良、大崎を廻つて、志布志に至り、此處に數日滞在の後、櫛間に至り、十二月二十一日、鹿兒島に還つたが、之はこの地方の平定に依つて巡遊して事情を視察したものであつた。(正五年)

次いで天正五年二月、下大隅野里、名中、島門を南林寺に、串良院、岡崎、名上、關門を興國寺に寄進し、三月亦下大隅新城、田園、若干、鹽屋一間を興國寺領となした。之等の土地は伊地知氏、肝付氏の舊領であつて、その歸服によつて新に島津氏の有となつたもので、就中串良院内の土地を興國寺領としたのは、その寄進狀に依れば、島津忠昌の肝付氏に對する怨恨を晴さんが爲めであるといふ。(正六)

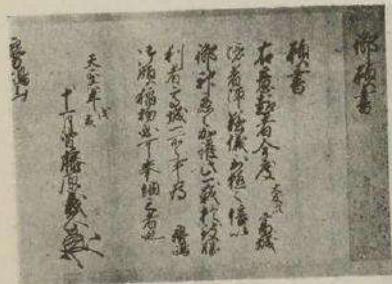
天正六年に至つて、義久は伊東氏出奔後の日向の地を定め、島津朝久に宮崎三百町の地を與へ、又之より先き歸降せる土持親成に石塚等百餘町を其一族榮

日向の諸地頭を定む

大友義鎮の日向南徒

續に御手洗村十町を宛行ひ、更に本田親成、上原尙近を以て飯肥の噺となし、七月特に北郷時久に起請文を與へて伊東氏に對して備へた。次いで山田有信を以て高城地頭となし、川上忠智を財部地頭に補し、猶ほ伊東氏の遺城を攻略しつゝあつたとき、縣方面に於て大友義鎮の兵と衝突するに至つたのは蓋し當然である。(正七)

天正六年九月の中旬より下旬にかけて、義久、義弘は日向野尻を根據として、伊東氏の遺臣長倉勘解由、左衛門を石城に攻圍して之を陥れて歸つた。然るに大友義鎮は伊東義祐を佐土原に復さしめんとし、兵十萬餘を遣して、山田有信の據れる高城を襲ひ、且つ伊東氏の舊邑を



圖七十四第 島津義久類文(島津神社所藏)

使喚して島津氏に叛かしめ、續々諸城を收めた。義久はこの大友氏の南侵を見て、先づ高城を救はんとし、十月二十五日、諏訪神社に祈り、兵を率ゐて高津濱を發したが、途に高鍋の使僧より、大友軍既に高城に近く、三納平野城及び八代、綾本庄に放火

義久高城に出陣

一家衆
國衆
一所衆

島津義久義弘
伊東氏を高城
に大破す

義久鹿兒島に
凱旋す

し、都於郡佐土原木脇も危きを聞き、高原を経て紙屋に至り、伊集院忠棟、上井覺兼の二將を遣して佐土原を成らしめ、十一月二日を以て自ら佐土原に到つてこゝに宿泊した。而して一家衆、國衆、一所衆諸地頭悉く此處に會合して評議し、四日再び霧島神社に法華經一萬部及び高城一邑を賽として戦勝を祈つた。時に高城は愈々急に大友軍の攻圍する所となつたが、六日より大雨となつて救援に赴くことを得なかつた。一方義弘は島津征久等と共に、九日財部原に出て軍を分つて四となし、十一日大友軍と戦闘を開始したが、偶々義久も佐土原を發して根白坂に屯し、十二日黎明大いに大友軍を高城に敗り、亡ぐるを逐つて耳川に至つた。十三日義久の軍は耳川を濟り、日知屋鹽見門川山毛坪屋田代等の地を略して還つた。かくて義弘は飯野に歸り、上井覺兼等の番衆を残して、義久は佐土原を發ち、廿九日鹿兒島に凱旋した。この戦後、佐土原は島津氏の確保する所となつたので、翌七年このたび



第四十八圖 耳川合戦供養塔

家久を佐土原
に封ず

義久伊勢太神
宮に所領を寄
進す

肥後方面の形
勢

城親賢伯耆顯
孝島津氏を憑
心す

戦功のあつた家久を以て之に封じた。大友義鎮は高城の敗を聞き、縣を棄てて兵を豊後に收めたので、島津氏は先きに大友氏に逐はれた土持彈正忠を長門より招いてこゝに居らしめた。義久の高城より歸陣するや、間もなく十二月朔日、義昭の使者五戒坊も鹿兒島に到着したので、一色昭秀及び真木島昭光並びに毛利氏吉川氏に書を返して日向高城の捷を告げた。かくて天正七年三月、義久は日向の内三町を彦山に寄進し、同じく二十町を伊勢太神宮に寄進し、又十二月北郷時久の所領を安堵した。而してこの年島津氏の勢力はまた肥後に出づることゝなつた。

肥後は菊池氏の後、大友氏次第に南侵してゐたが、また天草氏と出水の島津義虎とは從來不和であり、この頃に至つて、新納忠元は兩氏を諭し、天草紹白志岐、麟泉浦上、鎮貞、栖元氏、大矢野氏の所謂島衆五人を先づ來附せしめた。時に隈本の城親賢、宇土の伯耆顯孝は大友氏の高城の敗北以後、勢を恃んで獨立し、就中親賢は他田、託磨、河尻等の地を侵しつゝあり、島津氏の援を乞ふたので、鎌田寛栖先づ行って事情を按じ、天正七年秋、佐多久政、川上忠智は海路より出でて隈本城を成り、相良、阿蘇の兩氏と鼎立することゝなつた。水保なる相良氏

新納忠元寶川内城を奪ふ
織田信長島津氏に勸めて大友氏と和せしむ

に對し薩摩方面より直接攻防の衝に當るものは即ち大口の新納忠元出水の島津義虎、平泉の伊地知重康であつた。先きに相良義陽が島津氏の高城に出兵して兵力の少きに乘じて大口を窺つた時は、新納忠元も俄かに出づるを得なかつたが、今や機運熟して五月十三日水俣大口中間の要地寶川内城を攻めてこゝを陥れ、又岩牟禮釘之野三壘を奪つて相良阿蘇兩氏を壓迫した。^(註一〇)此の頃八月中、城親賢は島津氏に勸めて肥後に出でしめんとしたが、織田信長は遙かに書を寄せて大友氏と和せしめ、已に畿内に於て石山本願寺と和したるを以て、明年安藝を伐つべきに就き、助勢せんことを求め、近衛前久も亦之を勧め來り、肥前佐賀の城主龍造寺隆信も島津氏と提挈して相共に大友氏を撃たんことを報じた。^(註一一)併し島津氏は八年から九年にかけて専ら肥後經營を事とし、未だ天下の狀勢に應ずべき暇はなかつた。即ち天正八年九月、肥後矢崎綱田兩城を下して阿蘇氏を壓し、十一月合志親重を合志城に敗走せしめ、やがて大舉水俣を攻略せんとしたのである。この歳、歳久は郡答院宮之城及び鶴田、求名、佐志、時吉、紫尾、柏原、湯田、船木、中津川、虎井、平川、久富木の領主となり、又薩摩永吉の地頭たりし上井覺兼は轉じて日向海江田八十町を領した。^(註一二)

合志親重を撃つ
歳久郡答院等を領す

相良氏の屈伏

天正九年八月に至つて、義久は先づ島津義虎を遣し、次いで小川内より葦北に出で、義弘、歳久、家久、征久、川上久、隅新納忠元等の兵を督して、肥後水俣に相良義陽を伐ち、遂に水俣津奈木、佐敷湯浦及び葦北七浦を收め、且つ義陽の二子を納めて、其の和降を許し、比志島國貞を以て水俣城を受けしめた。次いで義陽は佐敷に來り、義久に見えて陳謝し、改めて津奈木、佐敷湯浦、日名子、高田等の諸城を贈つたので、義久は義陽の二子を携へ歸り、初め櫻島に置き、後鹿兒島に留め、やがて送還した。義陽は之を以て義久を徳とし、阿蘇氏を撃つて信を示さんとし、甲佐、堅志田、御船、隈莊等を攻略したるに、御船の領主甲斐宗運の爲めに却て響ヶ原に掩撃されて命を殞した。天正十年に入つて、義久は義弘をして相良義陽の子忠房を助けて球磨を領せしめ、以て八代方面を鎮めしめた。^(註一三)恰もこの年六月二日、織田信長は明智光秀に本能寺に弑せられたのであるが、この頃島津氏は一度び大友氏と和平し、^(註一四)やがて肥前の龍造寺と事を構ふるに至つた。蓋し當時鎮西の雄族は島津大友龍造寺の三氏にして、恰も鼎脚の如き形勢にあつた。即ち大友龍造寺の二氏相搏撃するや、龍造寺氏は豊薩の不和を見て、島津氏に救を通じ、やがて肥筑の間に島津氏の進出するや、之と利

相良義陽響ヶ原に戦死

九州に於ける島津大友龍造寺三氏の鼎立

島津龍造寺二氏衝突の因

有馬鎮貴援を島津氏に乞ふ

島津氏の兵肥前に出づ

隈部阿蘇兩氏の反抗

害を興にするに至つて、大友氏は島津氏と相和するに至つたのであつて、島津氏は豊肥の二氏を巧みに牽制しつゝ、各個に之を撃破するを得たのである。

天正十年八月の頃、新納忠元は隈本の戎將吉利忠澄の言によつて、義久に勸めて肥後に兵を出さんとしたが、島津龍造寺兩氏の直接の衝突は、十一月義弘等が肥後を經略せんとして、八代に會せるとき、肥前日野江城主有馬鎮貴信晴が龍造寺隆信に攻められて、援を請へるに據るが、又隆信が兵を筑後に出して、島津氏に來屬せる田尻鑑種を攻めるなど、大勢は既に肥筑の間に兩氏の衝突を餘儀なくせしめたのである。

八代に在つた義弘は、先づ川上久隅をして有馬氏の舟に便乗して有馬城に赴き、戌らしめたが、十二月久隅及び宮崎衆猿渡信光、山田有信、頼娃久虎等は、千々岩壘を破り、次いで吉利忠澄、新納忠元、伊集院久宣等は隈本より玉名郡に入つて、日比良を抜き、やがて霜野に陣した。肥後に於ては、御船城主甲斐宗運、隈莊城主甲斐上總介は質を入れて、島津氏に降を求め、竹迫城主合志親重亦來り降つたが、隈部氏と阿蘇氏とのみは頑強に抵抗した。而して十二月十五日、有馬鎮貴は自ら八代に義弘、伊集院忠棟に會して、身上を依頼して歸つた。翌十一年正月、義弘は比志島國貞を有馬に遣ひ、問もな

義弘等一旦兵を收む

島津氏の有馬を援

島津氏の諸將八代に會して有馬を援を議す

肥後堅志田の攻略

く、義弘は肥後の俄かに定め難きを見て、一旦兵を收め、義久に謀つて更に出馬するに決して、眞幸に還り、家久は佐土原に、上井覺兼は宮崎に、島津義虎は出水に夫、歸還した。而して恰もこの三月、秋月種實は使を島津氏に遣して、龍造寺氏との和平を謀つた。

五月に至つて、一旦有馬氏に屬した龍造寺の屬將肥前深江城主安富純泰が再び背いたので、義久は新納忠堯、川上忠堅を高來郡安徳に遣つて、有馬氏を援けしめ、且つ義久も六月二日を期して進發せんとしたが、安徳の軍勝利を得たとの報により、之を止め、領内に十五町別一人の兵を徴して、有馬境へ赴かしむることとした。然るに六月、忠堯、忠堅は深江城を攻めて、利あらず、忠堯之に戦死した。斯かるうち七月に至つて、阿蘇惟將も甲斐宗運を通じて、島津氏と和するに至り、八月、義久は家久及び伊集院忠棟、上井覺兼を遣つて、平田光宗に會して、有馬を援はんことを謀つた。これより先三月、北郷忠虎は島津義虎の子忠永に代つて隈本城を鎮し、七月より平田光宗は八代を成ることとなつたのである。而してこの年は九月より伊集院忠棟、平田光宗、上井覺兼等は、肥後堅志田の攻略に従事し、忠棟は豊福口より、光宗覺兼は霞之滿越よりし、小熊野邊

秋月種實の和
解餘旋

義久専ら力を
有馬方面に致
さしむ

の聚落を焼いて還つた。廿日に至つて一旦和成りし阿蘇惟將と絶ち、又肥後竹宮地頭某は隈本に抵り降を請ひ、守將北郷忠虎城一要は之を八代に譲り、又筑前の秋月種實も使を隈本に遣して龍造寺氏と和し、大友義統を撃たんことを勧めたので伊集院忠棟は之を義久に報じた。併しながら、この頃島津氏と大友氏と和不せることは、九月近衛信輔伊信の使者進藤長治の歸洛に當つて、大友義統に報じてその通路の斡旋を請ふてゐるを以ても知られる。一方伊集院忠棟平田光宗上井覺兼等は相議つて阿蘇惟將を撃たんことを義久に請ふたが、義久は十月使を八代に遣して之を止め、力を専ら有馬氏救援に致して龍造寺氏を圖らんとした。併しこの事は、姑く肥後の諸城主に拒まれて遂行するを得ず、十月七日征久等は再び堅志田を攻め、又島津氏の屬將宇土の名和顯孝は肥後隈莊を攻めるに専らなる形勢であつたので、八代より肥前日野江の有馬鎮貴に對する赴援を暫く止むることゝなつた。十一月に至つて、島津忠長伊集院忠棟等は皆を肥後花山に築いて堅志田に追つたが、肥前と相和するに至つたので、八代の鎮將等相議して花山に兵を置き、諸軍を班することゝなつた。

花山岩

義久合志親爲
を援く

島津氏龍造寺
隆信を島原に
殺す

島津忠長肥前
の諸城を降す

併しながら、天正十二年に至つて、肥薩の衝突は免がれ難い狀勢になつた。即ち二月十三日龍造寺隆信は肥後に入り、合志親爲を合志に攻むるや、島津義久は親爲を援はんとして兵を八代に集中し、三月十五日には合志親爲並びに有馬鎮貴を救ふべく、先づ家久を肥前に遣して鎮貴を援けしめ、自らは肥後佐敷に在つて肥前肥後の軍を督せんとして軍を水俣に進めた。これより家久は島津忠長向彰久平田光宗新納忠元川上久隅同忠堅等を率ゐて肥前島原に入り、有馬鎮貴又來り會し、合せて三千餘騎を以て龍造寺隆信の六萬餘と島原に戦つた。この戦に於て、川上忠堅は敵將隆信を刺し、その他の諸將も三千餘人を斃して大捷を博し、有馬の圍を解くことを得た。義久は佐敷にあつて隆信の首を検し、八代に進み、留ること二十餘日にして四月十九日歸陣した。この間、島津忠長等は相次いで神代井福森山西郷等の肥前の諸城を降し、又北郷彈正忠吉利忠澄は肥後を略したが、五月初めに至り、有馬鎮貴に温泉山再建の寄進地の外神代等の諸城を與へ薩摩の番衆として島原三會に川上久辰吉田清存及び島津義虎種子島久時を残して引上ぐることゝなつた。（正七）秋月種實は肥薩の間を斡旋して、遂にかゝる結果となつたので、島原の役後島津氏に諒察

秋月種實の陣
跡と彦山座
至
島津忠長等肥
筑に出づ

大友義統肥筑
に進出

を請ひ又彦山座主舜有は隆信の子政家の爲めに罪を請ふたが政家自らは未だ信を效さず八月末より九月に至つて義弘が島津忠長伊集院忠棟新納忠平上井覺兼町田久倍等を率ゐて肥筑方面に出勢せんとして馬越に會せるとき、義弘が使を政家に遣るに及んで種月種實に頼りて和を請ひ肥筑の領土を島津氏に納むべきを以てした。八日、義弘等は忠長忠棟覺兼の名を以て肥後表に三ヶ條の禁制を掲げ、それより隈本に至つた。注一〇

島津氏の肥前經略によつて、大友義統は漸く脅威を感じ、一旦龍造寺政家と通じて反撃に出でんとしたが、政家の降によつて果さず、これより筑後豊後方面に島津氏と兵を交ふるに至つた。乃ち九月二十四日、義弘が肥後高瀬に至るや、義統は其の部將戸次道雪高橋紹運等をして筑後に入り、坂東寺に出でしめ、黒木を略し、龍造寺氏に策するに、先年大友は日向に於て薩摩に大敗を喫し、龍造寺氏も亦近く薩摩の爲め隆信を殺されたるを以て、相共に薩摩軍を肥後より趁はんことを以てした。併し島原役後、小代隈部筑紫鍋島の諸氏皆義弘に和議を容れ、龍造寺政家、同家晴もとより降を請ふたので、義弘は大友氏とは先年來京都の斡旋によつて和議してをり、今俄かに單獨に事を議り難く、且つ

新納忠元畫像

名古屋市 新納嘉夫氏所藏

島津義弘畫像

公爵 島津忠重氏所藏

義弘大友軍の
撤退を要求し
て兵を引く

足利義昭の使
者來薩

毛利輝元の使
者來る

義弘八代を鎮
す

この度の軍旅は短期間の用意であつた爲め、戸次・高橋兩氏に告げて大友軍の
筑後撤退を要求し、自らも北郷喜入・樺山の諸氏及び肝付佐土原都於郡・穂北・高
城・禰の兵を横島に留めて還つた。

これより先き、足利義昭は九月四日柳澤元政をして義久に内書を寄せて助
勢を乞ひ、且つ大友氏を撃つことを勧めたが、この年十二月其の使節蔭涼軒瑞
春軒來薩し、又十三年二月十二日柳澤元政も鹿兒島に來著した。之に先立ち、
九日毛利輝元も五戒坊を遣して龍造寺氏との和平を賀し、兼ねて柳澤元政の
接待使たらしめ、元政蔭涼軒は義久の歡待を受けて月を越した。四月十六日
に至つて、義久は眞木島昭光一色昭秀に書を返して義昭を援くべきを告げ、兼
ねて黄金百兩・馬三匹・鷹一連を贈り、又廿六日吉川元春に對しても肥前和融の
ことを告げた。

既にして島津氏は肥後肥前筑後を掩領し、勢愈熾んとなつたので、之が統治
の爲めには鹿兒島は餘りに避遠にして不便を免れなかつたので、四五月の交、
義弘は八代を鎮することとなり、且つ家中五番替にて八代在番を命ずるに決
した。時に先頃より島津氏に對して態度の不審なりし甲斐宗運は七月三日

阿蘇氏花山岩を陥る

阿蘇惟將の和降

義弘統後に兵を出し大友氏を率領

家久大友氏を撃たんとす

大友義統肥後に逃田せんとす

豊臣秀吉の調停

毛利氏への遣使

入田宗和の和通

卒去したが肥後の阿蘇惟將は大友氏と連和して島津氏に叛し、八月十日甲斐相模守を遣して花山岩を攻めて之を陥れ、守將木脇祐昌、鎌田政虎等を殺したので、義弘は阿蘇氏を討伐すべく諸士に令を發し、忠長、忠棟、忠元等諸將を會して八代に至り、小川を経て隈莊に甲斐治部同帶刀を撃ち、又御船の援兵と戰つた。次いで法連寺尾よりして堅志田を陥れたので、敵は御船を棄てやがて隈莊も質を出して降つた。爰に於て、八代の莊嚴寺を矢部城へ遣して阿蘇氏に勸降し、阿蘇惟將も遂に其家臣五人を納れて質となし降を請ふに至つた。九月に入つて、義弘は軍衆を遣して合志親重の野心あるを責めて合志城を下城せしめ、筑後三池境へ伊集院肥前守、山田越前守、猿渡越中守等をして宇土隈本、大津山和仁邊、春小代の軍を率ゐる赴かしめて、大友軍を牽制した。更に新納忠元をして肥後より豊後への通路を檢せしめ、相良氏に豊田を宛行ふこととし、之より豊後南郡に於ても阿蘇氏を通じて降和し來る者があつた。時に佐土原より豊後に對し備へてゐた家久は、この時高知尾口にあつたが、愈、大友氏を撃たんとす。義弘に議り、義弘はやがて之を義久に報じたるに、義久は廣徳寺を遣して他日諸將を會し、然る後之を圖ることを告げしめた。かゝる内に



新納忠元起元文(入田所藏) 第四十九圖



新納忠元起元文(入田所藏)

義弘は島津忠長、上井覺兼等を留めて御船を成らしめて還れる時、先きに奈須彈正忠の計によつて豊後へ放てる間、歸り來つて大友義統の小國界に築城して阿蘇氏と連合し、以て島津氏を撃たんと備へつゝあるを告げたので、阿蘇氏の長臣甲斐親英を八代に抑留した。恰もかゝるとき、十月二日、豊臣秀吉は義久に書を寄せて東國の平定を告げ、豊薩の和親を圖らしめ、又細川藤孝宗易も書を爲して之を傳へた。而してこの頃に至り、愈、秀吉の九州出勢の情報が繁くなつたので、領内諸地頭に通達して、豊臣氏に通せざらしめ、十三日には眞連坊頼俊を毛利輝元に遣して五戒坊の來使を謝すると共に、豊筑の事を謀つた。且つこの歳末、豊後の入田宗和は所領のことによつて大友氏と離れて、島津氏に頼らんとし、佐土原の家久に款を通じたので、家久はこの事によつて兵を出さんとしたが、義久は姑く之を

豊後討伐の決

秋月龍造寺筑紫三氏の質を求む

義久僧文之を秀吉の許に遣す

豊後討伐の延期

秀吉の九州分割案

許さなかつた。又肥後に於ては阿蘇の高森氏は俄に島津氏に叛くに至つた。（註二四）明けて天正十四年正月二十二日、義久は愈々豊後を撃つに決し、大乗院の佛筭に随つて、軍を二路に岐ち、義久は日向より、本田親貞、平田光宗、上井覺兼之に従ひ、義弘は肥後より、伊集院忠棟、町田久倍等之に従ふこととなつた。然るに肥州口に於いては、新附の秋月龍造寺筑紫の諸氏の向背未だ信用するに足らざるを以て、先づこの三氏に質を出さしむることとし、伊集院忠棟をその使とし、義弘は一先づ飯野に還ることとなつた。この時、義久は前年の秀吉の來簡に答ふるに際し、その關白の稱號の可否に困り、先づ鎌田政廣、僧文、昌文を遣つて細川藤孝に答へて、自ら好んで豊後と事を構ふるものに非ずして、大友氏の日向肥後を侵掠するにより、已むを得ず自衛の策に出づるものなることを辯せしめた。かゝるうち、肥筑の質人のことによつて、三月豫定の出勢は秋に延期さるゝこととなり、この間、肥後の諸地頭を選定することとなつた。その後、鎌田政廣等は四月大坂に秀吉に謁したるに、秀吉之に告ぐるに、筑前は秀吉、肥前は毛利氏、筑後、肥後の半、豊前の半は大友氏、その餘は島津氏に各分割すべきことを以てし、七月以内に命を聽くことなくんば、自ら薩摩を討つべしと反命せ

志賀道輝の内

義弘豊後討伐を勸む

談合案

義久筑紫氏平定を先とす

筑紫廣門を攻む

高橋紹運

しめたといふ。薩摩に於ては秀吉の半ば命令的な居中調停も意に介せず、既定の方策に添ふこととしたが、且つこれより先き南豊後なる入田宗和の外、志賀道輝も大友義統と不和にして、島津氏に款を通じ、遂に大友氏と絶つて、島津氏の援を待つこと急にして、又肥後にあつた新納忠元も之に連絡して、豊後を窺つてゐた。三月、伊集院忠棟は龍造寺、秋月二氏より質を得ることとなり、ひとりに筑紫氏のみ之を肯じなかつたので、直ちに之を攻めんとしたが、姑く止んだ。六月に入つて、義弘は眞幸今宮の詫宣と稱して、家臣中みな豊後討伐を待てるに、かく延引せるは不可にして、必ず七月廿七日迄に出勢すべきことを言ひ來つた。鹿兒嶋の談合案も之に賛同し、先の如く日向口、肥後口に分けて師を發せんとしたが、義久はやがて霧島神社の神筭によつて、先づ筑紫氏を平げ、然る後、秋を期して大友氏を撃つこととした。（註二五）仍て七月、義久は八代に出で、島津忠長、伊集院忠棟に、島津忠隣、北郷忠虎、新納忠元、川上忠堅、喜入季久等を配して、高良山に陣して、先づ筑紫廣門を攻め、六日鷹取城を陥れたが、川上忠堅これに戦死した。次いで日當山城を取り、進んで勝山城に逼つた時、筑紫廣門遂に降を請ひ、その他の諸城も相次いで降つた。ひとり筑前岩屋城主高橋紹運は

第三章 豊臣時代の薩隅

第一節 秀吉の九州経略

征旅の中に天正十五年を迎へた家久の將士は、既にして行賞を願ひ驕惰の氣あるを見て、家久はこゝに師を班するに若かずとなし、先づ樺山忠助を松尾城に留めて徐ろに軍を引かんとした。正月十九日、義久は日向鹽見より南光坊を羽柴秀長の許に遣して、前年利滿の戦に獲たる仙石長曾、我部兩氏を遂還したるを告げ、又石田三成に書を爲して、島津氏の爲めに分疏せしめた。時に義弘は府内に入るを止め、秋月種實の言に従つて豊後政珠郡に兵を派し、二月再び霧島神社の圍により野上に屯し、下莊を攻略しつゝあつたとき、岡城の兵は小牧鍋田二城をとり、又諸所の叛兵が樺山忠助の松尾城を脅かすに至つたので、家久は府内より還つて松尾城に入つた。然るに三月に入つて、遠近秀吉の大軍筑紫に至るを告げたので、豊後の諸將は、猝に島津氏に叛き、形勢逆睹し難く、歳久の如き白仁にあつて、疾病の爲めと、叛兵の爲めとに大いに苦んだ。

義久南光坊を羽柴秀長の許に派す

家久松尾城に入る

豊後の諸將猝に島津氏に反す

秀吉豊前に抵る

義弘秀吉の使者の和議を拒む

義久書を以て秀吉に謝す

羽柴秀長高城に山田有信を攻む

義久安國寺惠瓊等の勸降を容る

間もなく秀吉は赤間關に至り、既にしてその前鋒は豊前に入つた。仍て義弘は自ら府内にゆき、征久をして町田久倍、新納忠元等と共に日田より秋月を経上、筑後に出でしめ、十二日湯嶽に於て秀吉の軍と衝突したるを始めとし、豊後の兵は皆迫城瀧田城を復するに至つた。時に秀吉の軍使一色昭秀、興山上人は府内に義弘に見え、和解を勧め來つたが、義弘は諸將と議つて飽くまで之を拒むに決し、十五日府内を去り、十六日三會に至つた家久と松尾城に會した。かくて義弘、家久は途に敵を撃退しつゝ、退いて家久は佐土原に、義弘は新納院高城に抵り、二十日義久に都於郡に會した。一方上筑後に向つた征久の麾下町田久倍、新納忠元等は途に志賀氏に拒まれつゝ、退いて津守城を保ち、やがて隈本を成らんとし、果さず還つて八代に走つた。是に於て四月三日、義久は眞木島昭光に書を送つて秀吉に謝し、併せて太刀一腰、馬一匹を贈つたが、時恰も秀長の前鋒は日向に入り、高鍋高城の間に軍し、精兵二十萬を以て高城に山田有信を攻め、又一軍を以て根白坂を攻圍した。よつて義久は十七日、義弘、家久と共に兵二萬を以て根白坂を撃つたが、島津忠隣等三百人餘を失ひ、遂に一色昭秀、木食上人、安國寺惠瓊の勸降を容れ、二十一日伊集院忠棟を質と爲さば

義久鹿兒島に歸る

るを得なかつた。山田有信は義久秀長の和を知りつゝ、猶も抵抗を試みんとしたが、遂に諭されて降り、其子有榮を入れて質と爲した。五月朔日、義久は義弘と共に都於郡を去り、義久は鹿兒島に、義弘は眞幸に還り、遂に秀長は野尻に屯した。

秀吉肥後を南下

一方肥後方面に於ては、秀吉は先鋒軍をして肥筑の野を攻略しつゝ、南下したが、先づ松浦鎮信をして先鋒となし、肥後谷山城に抵つた。新納忠元伊集院久信は之と戦ひ、間もなく退いて關城を保つた。時に肥筑の舟師太いに八代に出で來つたので、高田鎮將島津忠永は出水に退き、忠元等も關城を保ち難きを知つて、征久久倍に八代に會し、相共に球磨に退いた。既にして秀吉の軍も八代に至つたので、忠元は球磨人吉より四月二十一日大口に還つた。秀吉はこの日佐敷に着き、これより一軍は加藤小西脇坂九鬼等を將として阿久根津より川内川口に向ひ、秀吉は親ら舟師を率ゐて出水に島津忠辰を降し、直ちに稻荷山に陣した。二十五日水軍は京泊に至り、溯航して高江隈之境界の猫嶽安養寺ヶ岳に陣し、高城水引諸城へ檄を傳へた。時に桂神祇忠助は祁答院の島津歳久、大口の新納忠元と共に飽くまで降らず、入來院重時と共に兵五百

新納忠元大口に還る

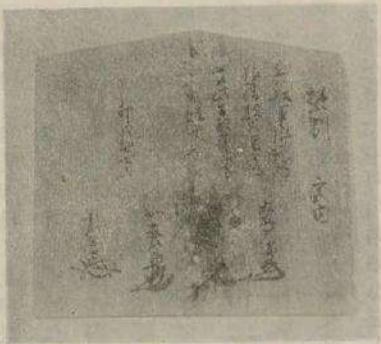
秀吉出水に至る

平佐城主桂神祇忠助の固守

泰平寺宿印秀吉を拒む

秀吉泰平寺に陣す

義久薙髮龍伯と號す
義久泰平寺に於て秀吉に謁す
薩摩の安堵



圖一十五第 九鬼嘉隆等禁制札(新神田所藏)

た。是に於て愈、鹿兒島を相去ること十三里となり、島津義久も遂に致し方なきを知つて、河野通知を泰平寺に遣して成和を薰せしめ、六日喜入季久伊集院抱節町田存松以下僅かに七十人餘を隨へて鹿兒島を發し、伊集院雪意院に於て薙髮して龍伯と號し、八日水引に至り、佐佐成政堀秀政に因つて秀吉に泰平寺に見えた。秀吉は九日薩摩を島津氏に安堵し、義久の女龜壽を質に得て、十八日泰平寺を發し、平佐に向つた。

大隅の安堵
秀吉肝付一郡
を伊集院忠棟
に與ふ

北郷一雲降る

義弘鶴田に於
て秀吉に謁す

歳久忠元飽く
まで秀吉を討
たんとす

義久義弘大い
に新納忠元に
説く

歳久容易に秀
吉に屈せず

家久根白坂に
和降

家久の病死

秀吉の歸陣

一方義弘は十九日羽柴秀長に野尻に謁し、赤塚重政、佐谷田重正を質となし、二十五日秀吉より大隅を安堵せられた。之と同時に秀吉は肝屬一郡は伊集院忠棟に一期即ち其の一生の間宛行ひ、又義弘の子又一郎久保に日向諸縣郡を與へ、更に眞幸院を與へて、義弘を故の如く飯野に居らしむることゝした。二十六日二十七日に亘り、秀吉は又義弘に命じて久保を遣して入侍せしめんことを求め、島津以久、島津中務大輔家久も何れも其子を質とし、封邑を安堵せられた。而して、斯く島津氏の出仕せる後も北郷忠虎は未だ従はなかつたが、義弘は六月十八日北郷時久雲一に書を送つて、諭して之を降らしめ、三成も勸めたので、時久は大隅宮内に往いて石田三成、安國寺惠瓊に因つて謝し、其三子三久を入侍せしめ、又四子忠頼を質となして、舊領を安堵せられ、三久に日向三侯院三百町の地を宛行はれた。爰に於て義弘は鶴田に赴いて秀吉に謁して、知行の安堵を謝した。

初め祁答院の領主島津歳久、大口地頭新納忠元は義久の何らの抵抗なくして秀吉の入境を許したるを遺憾としてゐたが、十八日秀吉が泰平寺を發して大口に向はんとするや、忠元は秀吉の軍糧乏しく、且つ水土に習はずして窘め

るに乗じてこれを撃つのがあつた。義久、義弘はこの事あるを察して、既に和降し、質を納めたる上は、萬一秀吉に害を加へんか亡國の大事に至るべきを切に忠告して、忠元等を思ひ止らしめ、忠元も遂に節を屈して、知學寺に難髪して拙齋と號し、往いて秀吉に曾木天堂尾に見え、之を大口城に導き、肥後境羽月郷園田の間に送つた。然るに歳久は秀吉の宮之城を通過するも、出でて見え、加之偶々秀吉の通路に伏して矢を放つものがあり、兼ねて歳久の出降せざるを憎んでゐた秀吉は之を以て歳久の所爲とし、後義久にその罪を問はしめ、歳久をして遂に自刃せざるの已むなきに至らしめた。之より先き中務大輔家久は根白坂より還つて佐土原にあつたが、羽柴秀長の至り攻むるや、その諭告によつて降和し、城を藤堂高虎に渡し、其子を質とし、又秀長に従つて京都に參候すべきを告げたので、秀吉は之に許すに舊領の知行を以てした。是により家久は野尻に秀長に見えたるに、不幸毒に中り六月五日佐土原に病死し、其子又七郎豊久は佐土原都於郡三納穂北富田を安堵せられた。秀長はまた日向に對して、これより福智長通を代官としてその處務を執らしめた。

秀吉は大口より羽月を経て肥後に出で、筑前博多に暫く滯留して九州の處

秀吉九州諸領
主を定む

義久の上京

義久畿内に於
て勘忍分一萬
石を給せらる

秀吉の入薩に
對する島津氏
の方策

上井覺兼の窮
狀

第五編 分國時代

七四〇

置を定め、やがて京都に還つたのである。即ち大友義統をして故の如く豊後を領知せしめたるを始めとして、その他の諸氏に夫豊筑肥を分領せしめたが、日向に於いては伊東祐兵に飯肥會井清武を、高橋元種に三城縣宮崎を、秋月種實に高城高鍋福島を與へ肥後に於ては相良忠房を球磨華北に、佐佐成政に隈本の舊恩新知を配分した。これより後六月義久は秀吉に京都に伺候せんとして鹿兒島を出で、二十五日博多に秀吉に見え、七月十日堺津へ上陸した。義久の京都にあるや、十月十三日資用の爲めに米千石を給與せられ、十四日又勘忍分として畿内に於て一萬石を宛行はれ、當年は取敢ず物成半納を下附され^{（案）}た。

秀吉の入薩に對する義久義弘の方策は蓋し大局に立つて島津氏の社稷を保全するに時宜を得たものといふべく、勇にはやる義久一雲忠元等の家臣を抑へてその犠牲を最少限に止め得たのであつた。之によつて豊筑肥を始め日向の大半を割かれたけれども、依然として薩隅及び日向の諸縣郡を保つことを得事實上舊封より損減する所幾許もないのであつた。先きに天正年中、宮崎領主にして豊筑討伐に功のあつた上井覺兼の如き、最も不幸なる一人であつて、當時舊領を失ひ、伊集院に隱居してゐたので、義久は六月その舊功を褒し、追つて恩地を取計ふべしと慰藉した。秀吉の入薩は島津氏にとつては大なる危機であつたので、義久の心痛は勿論、家臣の憂慮も大きかつた。之によつて樺山玄佐は六月中大隅正八幡に、秀吉によつて奪はれた質人の無事を祈念し、義弘も八月廿四日霧島權現に神領として高原七十町の内より毎年俵物百宛を寄進して當家永代の繁榮を祈願した^{（案）}。

樺山玄佐の祈
願

佐佐成政の惡
政と隈本出兵

加藤清正隈本
を領す

義弘の上洛

先きに肥後隈本に新地を得た佐佐成政は恣に檢地し、又朱印面の高を國侍に與へざる等爲政宜しからざるを以て領内に一揆蜂起し、爲めに改易せられ、毛利氏島津氏に出兵の命があり、伊集院忠棟は檢使を命せられた。しかし之は安國寺惠瓊の計ひによつて大事に至らざる内に鎮撫せられ、翌年二月義弘は北郷一雲は兵を班したが、義久は肥後騷擾によつて暫く歸國を許されず、猶ほ大坂に留つて年を越えた。之より肥後は加藤清正小西行長の有に歸し、清正は隈本に行長は宇土に居ることゝなつた^{（案）}。義弘は十六年二月、北郷一雲同忠虎土持彈正忠に誓書を與へて盟約を固め、且つ伊東氏等と結ぶことなからしめた。やがて四月廿六日頃、義弘も秀吉へ謝禮の爲め上洛するに決し、この事

第二章 豊臣時代の薩隅

七四一

義久攝津播磨
行はる
に一萬石を宛

義弘豊久の新
知

大口城修理

義弘忠元をし
て栗野を檢せ
しむ

を在京中の比志島國真本田親貞の兩人に告げ、一方上洛に就いて家運の連續等を白鳥社始め、住吉崎一宮光明院、豹留孫權現等に祈念し、新納忠元、鎌田政近等の老臣に留守中を托し、五月二十四日上洛の途に就いた。義弘はやがて六月四日、大坂に於て秀吉に謁したが、十五日附を以て侍從に任せられた。また七月には、義久は先きの在京賄料一萬石を攝州能瀬郡豐嶋郡、播州揖東郡揖西郡、神東郡の内に於て宛行はれ、義弘は豊臣姓羽柴氏を與へられ、二十六日に從四位下に叙せられ、八月五日、日向諸縣郡に眞幸院五百五十町、救仁院九十町、救仁郷百六十町外、十四ヶ所合せて千四百四町を宛行はれ、又同じく在京中の島津豊久も日向國都於郡佐土原等九百七十九町を與へられた。八月になつて義弘は遙かに新納忠元へ書狀を送つて、義久の歸國の近きにあるを告げて、且つ大口城修理を急がしめた。かくて義久は二日歸國の暇を許され、三日京を發して大坂に下り、十一日堺に出で、十四日歸國の途に着いた。この行義久の女龜壽も細川幽齋の計によつて、共に歸國を許されたのであつた。十一月十日、義弘は眞幸諸縣の安堵によつて、郡内諸城廓の修築及び栗野邊の吟味を忠元に依頼し、十二日、飯野への移衆の配當のことを幹旋せしめ、又廿二日伊地知

秀吉命じて球
修好を處理
せしむ

刀狩

薩摩の長刀

海賊衆の取締

京都の大佛の
建立と用材の
調達

伯耆入道に對して、秀吉の命による琉球修好のことを處理せしめた。又義久は歸國後十二月十二日北郷一雲に對し、盟約を固め、併せて秋月高橋伊東氏へ通せざる様誠めた。（正三）

天正十六年七月、秀吉は諸國一同に刀狩を命じたが、勿論島津氏に對してもこの命令があつた。刀狩は即ち農民に對して農具以外の武器一切を所持せしめざらんとしたもので、義弘はこの事に就て、天正十七年正月廿三日の伊地知伯耆入道宛及び同月卅日の新納忠元宛の書狀に於て、刀類の上進の薩摩が諸國に遅れてゐることを告げ、且つ薩摩の長刀と言へば周知の事故短刀のみならず、長刀をも上進する様注意した。（正三） 次いで秀吉はまた海賊の取締を命じたが、之も天正十六年七月八日附にて諸國一同に發令されたもので、諸國浦々の船頭、獵師等を其の地の領主地頭をして調査せしめ、誓紙を以て國主が取纏めて注進する様に命じたのである。之に關して、殊に出水邊の取締に就て注意し、若し他國に逃散せる輩あらば、その關係筋の連判を上進する様命じた。（正四） また秀吉は天正十四年以來、奈良の大佛に倣つて京都に方廣寺を建て、大佛を造つたが、その大佛殿造營の材木調達も島津氏領内に課され、之は主として

屋久島掟

秀吉琉球の入貢を促す
大慈寺龍雲の渡琉

日向鷹巢



第五編 分國時代 第二十五圖 本正親等一人起請文(公爵島津重成所藏)

杉檜であり、社寺の用木をも用捨することなく嚴重に調進する様命じ、特に伊集院忠棟、嶋津忠長より人を屋久島へ遣して用達せしめた。（注五）これと共に義久は屋久島掟條々を規定して、その材木の領外流出を禁止した。更に秀吉は島津氏に對して琉球の入貢を促し、その爲め天正十六年秋、義久の命に依つて大慈寺龍雲が渡琉した。龍雲は嘗て豊州征伐等に從軍借として功勞あり、且つこの度の渡琉に就ては自費を以てし、歸薩後上洛する等盡力したので、八月、義久は之を褒し、十一月に至つて義弘もその請に任せて十ヶ年の間、一山の寺役を免除した。（注六）又島津氏は天正十五年來、屢、鷹狩に用ひられる日向鷹巢に就き命を受けた。

既にして義久、義弘、久保等上洛して秀吉の首尾も不安なきに至つたので、義久は歸國するや、國臣の連繫を固める爲めに、義久、義弘に對する新納忠元、本田正親等二十一名の重臣の盟書を徴し、また義久よりもその臣節を多とした。而して八月

義弘粟野に移る

久保小田原征伐に從軍
琉球王尙寧の聘問

十日、義弘も歸國を許され、その後、姑くの間、粟野に居住したのである。而して義久は二十四日、二度び上洛することゝなつた。蓋し大佛殿等の普請の爲め諸國大名の參候するに習つたのである。（注七）而して十二月、北郷忠虎に盟書を與へて秋月、高橋伊東の三氏に結ぶことなからしめた。天正十八年三月には小田原征伐があり、之には義弘の子久保は粟野よりして遠く從軍した。（注八）

これより先き、秀吉は二月廿八日、琉球王尙寧に書を送つて、國內の産物を上進せるを謝し、併せて二三年の内に明國討伐を行ふべきを告げてゐるが、朝鮮派兵は實にその翌十九年發令せられたのであつた。義久も又八月二十一日尙寧に書を與へ、その使、天龍寺和尚の請願の許されたるを告げ、且つ秀吉の關東平定に當り、更に方物及び樂工を進むべきことを報じてゐる。之に對し、尙寧は翌十九年八月二十一日、建善寺大龜和尚、茂留味里大屋子を遣して關東平定を賀したが、方物は國邑困憊の故を以て之を辭し、樂工を進めたるを義久に報じて來た。（注九）

小田原征伐の後、久保は秀吉に隨つて歸洛し、此處に義久、義弘に會し、間もなく歸國を許され、次いで義久も又歸國した。而してこの頃、鹿兒島居城の新築

義久、義弘、久保の歸國

第五編 分國時代

も計劃されてゐたが國費多端にして容易に實現しなかつた。^(註三〇)當時の島津氏の困窮は相當深刻なものであつたことは義弘の書狀等によつて想像せられる所で、京都に於て國持の筆頭といへば徳川毛利島津等であつたが京大坂の往還にも五騎三騎の供衆にて龍造寺鍋島橋伊東の舁にも劣つた様式は見苦しき次第であると云つてゐる。且つ大佛殿等の普請に就ても、直接の擔當を命せられたことがないにも拘らず、常に借財に逐はれてゐる状態で、或は國許に於て謀叛の資金を貯藏してゐるとも疑惑せられ、秀吉の側近には國換へ、乃至は斷絶すら取沙汰してゐる者があるといふ風聞が義弘等の身邊にあつたやうである。之によつて義弘は吳々も國許の秘密を嚴守すべく、又義久始め諸臣の自戒を警告したのである。^(註三二)

- 〔注一〕 舊記雜錄後編卷二九 新編島津氏世錄正統系圖第一八 同支流系圖久壽・家久譜・津山譜 袖ヶ崎島津公爵家文書 津山紹劍日記 長谷場越前日記 日向記一〇
- 〔注二〕 同上 九州御動座記
- 〔注三〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 舊記雜錄後編卷二

-
- 〔注四〕 舊記雜錄後編卷三〇 新納忠元勳功記 松浦文書類二
- 〔注五〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 新編島津氏世錄正統系圖第一七 舊記雜錄後編卷二〇 北郷文書乾 新田八幡宮屏風禁制札 西藩野史卷一二 島津國史

卷二〇

- 〔注六〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 北郷文書乾 舊記雜錄後編卷二〇 新編島津氏世錄正統系圖第一八 同支流系圖北郷譜
- 〔注七〕 舊記雜錄後編卷二〇 新編島津氏世錄支流系圖久壽 新納嘉夫氏所藏文書 新納忠元勳功記
- 〔注八〕 舊記雜錄後編卷二〇・二一 新編島津氏世錄支流系圖久壽 北郷文書乾
- 〔注九〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 新編島津氏世錄正統系圖第一七 中川文書 舊記雜錄後編卷二一
- 〔注一〇〕 舊記雜錄後編卷二一 傳家龜鏡一〇 霧島神宮文書
- 〔注一一〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 舊記雜錄後編卷二一 新納嘉夫氏所藏文書 北郷文書乾 細川家文書 二 小早川文書一
- 〔注一二〕 北郷文書乾 袖ヶ崎島津公爵家文書 舊記雜錄後編卷二二・二三 島津泰輝氏所藏文書 鐵田

第三章 豊臣時代の薩摩

- 文書 新納嘉夫氏所藏文書 新編島津氏世錄正統系圖第一七・第一八
- 〔注一三〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 舊記雜錄後編卷二四
- 〔注一五〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 舊記雜錄後編卷二三
- 〔注一六〕 同上 大慈寺記録文書寫 新編島津氏世錄正統系圖第一七
- 〔注一七〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 舊記雜錄後編卷二四 新編島津氏世錄正統系圖第一七・第一八 北郷文書乾
- 〔注一八〕 袖ヶ崎島津公爵家文書
- 〔注一九・二〇〕 袖ヶ崎島津公爵家文書 薩摩琉球往復文書案 舊記雜錄後編卷二五
- 〔注二一〕 鐵田文書 袖ヶ崎島津公爵家文書 舊記雜錄後編卷二五

第二節 文祿役と島津氏

征明の準備

秀吉の征明朝鮮派兵の準備は天正十九年九月頃から漸く着手され先づ肥前名護屋に築城してその本據となし、加藤清正小西行長黒田長政に九州の士卒を添へて先鋒となし、毛利輝元及び四國の兵衆を第二陣とし、徳川家康伊達政宗は殘留して守備を全くすること等九月下旬に發令せられ、十二月十四日には義久に對して、來春渡海すべきに就き、兵衆に悉く鐵砲以下具足せしめ、義弘久保の妻子以下留守の家臣の妻子をも大坂に上すべきを命じ、廿八日又義久自ら淺野長政と同時に出發し、新納忠元も妻子を京都へ上せ、其身は義久に隨ふこと、必要の留守居は記帳して上申し、その以外は悉く在陣させること、及び領内の船舶をすべて兵糧兵卒の運搬用として名護屋へ差遣すべきことを命じた。この時定められた島津氏の軍役は人數一萬五千で、輾三百本、鑓三百本の内、長鑓二百本、手鑓卅本、鐵砲千五百丁、弓千五百張、旗差物六百本で、馬は不定であつた。之と同時に十月二日、石田三成より義久、義弘に宛て、人質の番組を交付し、三番に三人分とし、別に本田三清、町田久倍、平田歳宗の三人を加へ、

島津氏の軍役

人質番組

秀吉義久の妻子の上坂を命ず

琉球に對する人員食糧の賦課

明人許三官

朝鮮出兵に就いての布令

都合一組四人宛七ヶ月替りに在番させることとし、又北郷時久伊集院忠棟新納忠元の三人の質人は常詰と定められた。而してこの役には島津氏の附庸として琉球に對しても、出兵と金銀米穀の輸送を命じ、十月二十四日義久は書を送つて尙寧にこのことを報じ、兵七千と十ヶ月分の糧食を明年二月中、坊ノ津に輸送すべく、又今月十日よりの名護屋城の造築にも糧食を以て助勢を命じ、秀吉も又征明のことを告げて、その朝貢を命じた。之を以て尙寧は驚駭措く能はず、一方鄭禮を秀吉に遣し、他方福建巡撫趙參魯に事を通じた。この時又明の商人許三官は薩摩に寄遇して、わたが、出兵のことを明に内通したので、秀吉は大いに激怒し、大鍋を鑄て之を煮殺さんとしたと傳へられてゐる。文祿元年春、名護屋の行營成ると同時に、秀吉は愈、以て朝鮮渡海の命を諸將に發して名護屋に參集せしめ、且つ國內に於ける諸般の取締を特に嚴重にした。即ち文祿元年正月五日、軍勢通過に就き、各在所の地下人百姓の逃散すること無からしめ、軍卒の狼藉を戒め、押買押賣は一錢切の重科に處する旨を發令し、又在陣中の侍中間小者あら者、人夫以下逃脱して歸國することあらば、その一類及び關係ある在所一同に成敗すること、及び密告する者は赦免すること

と軍使として歸國する場合と雖も、主人の確かなる墨付を必要とすること、遠國より從軍する者は夫に軍役を免除し、來る十月交替せしむべきこと、陣中に召連れたる百姓の田島は、その郷中をして代耕し、些も作毛に損耗なからしむべきこと等を布告した。

島津義久新納忠元朝鮮渡海を辭す

義弘栗野を發して渡鮮の途に着く

義弘名護屋を發し對馬より渡鮮す

爰に島津義久は所勞の故を以て朝鮮出陣を辭し、代つて義弘久保を遣すこととし、新納忠元も亦老齡の爲め子息忠増を代つて遣すこととなつた。義弘は愈々小西行長等と共に對馬に渡るべきの命を受け、二月二十七日子久保と共に栗野に於て募兵し、先づ二十三騎を從へてこゝを發し、三月五日般若寺別當をして愛宕山に行路の無事を祈願せしめ、大口に至つて更に若干の兵を合せて出發した。樺山善久新納忠元の二老臣は夫和歌を詠じてこの行を送つた。三月十三日の陣立によれば、行長は一番清正は二番、而して義弘は豊久と共に四番備にあり、その兵數は一萬人を命ぜられたのであつた。斯る内秀吉は名護屋に至り、また義弘等は四月七日名護屋を發して先づ對馬に渡り、尋で渡鮮したのであつた。この間、義弘は四月一日、安宅三郎兵衛尉の下向せるにより、國許に於て調進すべき替米並びに進上米の遲怠に就き之

義弘の窮狀

義久領内社寺領三分一を徵す

諸臣の地頭職返納

國內留守中の緊急事務十三件

が調達を急ぐべきこと、義久の名護屋に伺候すべきこと、龜壽の上洛の三件を緊急の問題として處理せしめ、六日亦重ねて兵糧等に就き國許の才覺を依頼し、廻船の到來なきにより、借舟にて義弘久保のみ渡海するに決したことを告げ、やう／＼五六端帆の船十そうほどにて渡海候あはれをとめてたる事にこそ候へ、中／＼申もいかゞに候とその窮狀を訴へてをり、五月五日義弘の川上肱枕宛の書狀にも日本一の運陣を爲せりと言つてゐる。斯くの如く、當時國内の實狀は困窮を極めてゐたので、義久も窮餘の策として、四月十四日三州の社寺領三分二を徵することとし、漸く四百八十六町一段七畝を得た。その際、錢貨に代ふる時は、一町に付上田は銀子百目、中田は七十目、下田は五十目と定めたが、大乘院莊嚴寺、福昌寺、安養院、淨光明寺、一乘院、開門宮、白鳥宮、狗留社、霧島社、正八幡宮、八幡宮、新田八幡宮は之を除かれた。その外、諸所地頭職の返納のことも考へられたやうであり、五月四日、義久も彌名護屋へ參候するに決し、伊地知伯耆入道以下十一人の重臣に對して、船手糧食の調達、朝鮮、京都名護屋在陣中の事務に就き、特に精勵する様依頼して、誓書を差出さしめ、又五月四日進上米の事以下當面の急務十三ヶ條に就き、嚴密に處理すべく命じ、特に新納忠

元川上脰枕山田利安鎌田政近に二番替にて鹿兒島に在番し之等のことを督命する様に定めた。（正二）その十三ヶ條とは進上米及び大豆の調進、代米の調達、朝鮮名護屋京都の後措、日夜の會議、命令の絶對服從、耕作の精勵、船舶の徵發、段米人別徳役等、返地配當の審査、諸所返上の所領の調査等である。

梅北國兼等の

然るに六月、島津氏の家中に於て、梅北國兼田尻但馬守等は渡海に遅れしのみならず、還つて肥後佐敷を陥れ騷擾を起したことは、かゝる際とて秀吉の薩摩に對する猜疑を深め、將に累を義久に及さんとするものであつたが、事前に名護屋にて報じたるを以て赦され、淺野幸長は梅北討伐を兼ねて檢地の爲め肥後八代に至り、又細川幽齋は義久と共に薩隅の檢地の爲めに下向することとなつて薩摩に下り、兼ねて秀吉入薩の時以來秀吉に誤解されてゐた祁答院領主歳久（時）はこの累を被つて自滅を餘儀なくせしめられた。元來歳久は痲疾の爲め手足痿痺して自由でなかつたので、先に其の領内通過に際して秀吉に參候するを得ず、又後に義弘と共に朝鮮役に從軍するを得なかつたので、これらの事が累積して秀吉の憤を買つたのである。七月十日、義久が歳久誅伐の命を受けた時、歳久は鹿兒島に在つたが、事を知つて宮之城に歸らんとして

秀吉祁答院領主島津歳久を誅さしむ

歳久瀧ヶ水に自盡

帖佐に出でたが、脇元に至つて、義久の兵を遣せるにより、瀧ヶ水に自滅の覺悟を決めた。時に義久の遣せる町田久倍至り、歳久は悲痛なる遺書を義久に残し、家臣百餘人と共に非命の最後を遂げた。それより宮之城に在つた歳久の幼孫袈裟菊丸（即ち忠）及びその母は家臣に擁せられて此處に立籠つたが、義久は廿七日、歳久夫人袈裟菊丸母子の三人及び家臣の安堵を取計らはんとし、幽齋亦誓書を與へてこの犠牲を歳久の一身に止めんと斡旋した。尋で義久は數次、花舜軒龍雲寺大慈寺新納忠元比志島國貞等を宮之城に遣して、夫人を助命し、袈裟菊丸を取立つべきを以て下城を諭したので、歳久と運命を共にせんとして肯じなかつた夫人も漸くにして下城した。（正三）やがて歳久の首級は京都に送られ、改めて八月十四日、祁答院知行分は檢地の^上、義久藏入に加へられることゝなつた。袈裟菊丸母子は後に入來院重時の入來城坂中丸に移り、やがて九月二十七日、塔原三百石を宛行はれた。（正六）而して後慶長四年、宮原秋扇に命じて歳久生害の址に瀧水山心岳寺（平松神社）を建て、水田を寄せた。之と同時に兼ねて懸案たりし薩隅及び諸縣郡出水郡の檢地が實施せられることゝなり、十四日、秀吉より義久、細川幽齋に對し、義久、義弘の藏納分の中、近年沽却の田地、田

心岳寺
檢地の着手

社寺領の勘定

格別を以て除
外の社寺

檢地の延期

島は悉く勘落して、元の如く藏入となし、社寺領も同様勘落して當所務より義久の藏入とし、又家中諸代官變分も改めて算用を遂げることが命せられた。(注七)之は所謂文祿檢地の第一着手であつて、先に着手さるべくして猶豫されてゐたもので、歳久の事件を機として一氣に實施の氣運に立ち至つたのであつた。併し當時は外征間もない時でも、決定的に檢地が行はれ難い事情があつたので、この問題は單にその緒に着いたに過ぎない。即ちこの時は右三件の内、社寺領の没入が主として九月中に行はれてをり、長壽院盛淳町田久倍伊集院抱節比志島國貞鎌田政近が直接この事を奉行したやうである。但し若干の社寺は格別を以て之より除外された、その分明してゐるのは、福昌寺興國寺泰平寺廣濟寺霧島神社般若寺南林寺正龍寺であり、山川正龍寺の如きは特に同地の對明貿易上の要津たることを理由の一つとしてゐるのは興味あることである。(注八)又家臣の知行改めは、九月になつて伊集院抱節に對するもの以下若干實施せられ、その後除々に取行はれていつたやうである。その後十一月五日、重ねて秀吉より義久に對し、社寺領を義久の財政中に繰入るべきこと、檢地は當年の收穫上差支へる爲め來年に延期すること、又大船造築の爲め楠杉等

文祿役に於け
る義弘久保の
進路

我軍京城に入
る

義弘久保永平
金化を豊久春
川を成る

の調達及び寺社の領の調進のことが命せられた。(注九)而して、その間進々義弘に對する後續の士卒糧食が準備され、就中十月中義久は本田六右衛門伊集院肥前入道桂太郎兵衛に對し、輸送船の缺乏の爲め、貨船にて先づ千五百人程輸送すべきことを命じた。(注一〇)

諸將に遅れて義弘は五月三日釜山に上陸し、日夜急追して普天を攻め、永平城に徙つたが、(注一一)それより先き四月廿六日秀吉は攻略に従つて其の土地々々に榜示すべき禁制三ヶ條を與へ、又同時に軍律八ヶ條に就き命じた。抑もわが軍は小西行長宗義智等の第一軍中道より、第二軍加藤清正鍋島直茂は右道より、第三軍黒田長政島津義弘は左道よりして各、京城に攻上ることゝなつてゐたが、第一軍と第二軍とは忠清道の忠州に合して京城に迫り、朝鮮王李貽は之を聞いて北走し、行長清正は上陸後二十日にして京城に入るを得た。尋で宇喜多秀家等の本隊の入城を俟つて、清正は咸鏡道に向ひ、行長は平安道を平壤に進むことゝなり、更に石田三成淺野幸長等六萬の兵至り、清正は七月咸鏡道會寧府に至つて臨海順和の二王子を生擒し、猶前進せんとしてゐたが、六月三日の征明の先手備の朱印狀に義弘豊久も入つてをり、この年末義弘久保は京

城の東金化に、島津豊久は春川城に在陣した。

明は義州にあつた朝鮮王の請により派遣せる祖承訓が忽ち撃退せられたので、一方沈惟敬を以て媾和の事を計らしむると共に、新に十月李如松に兵五萬を授けて平壤に向はせ、行長は一度び之に敗れて平壤を退いたが文祿二年正月小早川隆景が之を碧蹄館に破つて勇名を馳せた。之に反して大友義統は行長が後退せる時中間の戌城にをり乍ら之が援護を爲さず退いた爲め、秀吉の激怒に遇ひ、五月に至り身柄を毛利氏に預け、其の領國を改替せられることゝなつたのである。正月九日諸將會議して威鏡道に深入りしてゐた清正を召還する爲め、義弘に使を託したので、義弘は二月十九日敷根頼豊猿渡信豊に百餘の兵を授けて書を清正に齎らしめた。その後三月義弘は兵七千人豊久は兵若干を以て京城の守備を命ぜられてゐる。かくして四月、小西行長沈惟敬の間に和議成り、諸將南下して釜山・熊川の間に分屯し、行長は明使を伴つて名護屋に秀吉に謁した。この媾和條件は全く我を詐つたものであつて、九月秀吉が伏見城に明の使者を引見して、其の辭句中に、封爾爲日本國王とあるを見て大いに激怒したのである。

沈惟敬媾和に周旋す

碧蹄館の戦

敷根頼豊猿渡信豊清正に使す

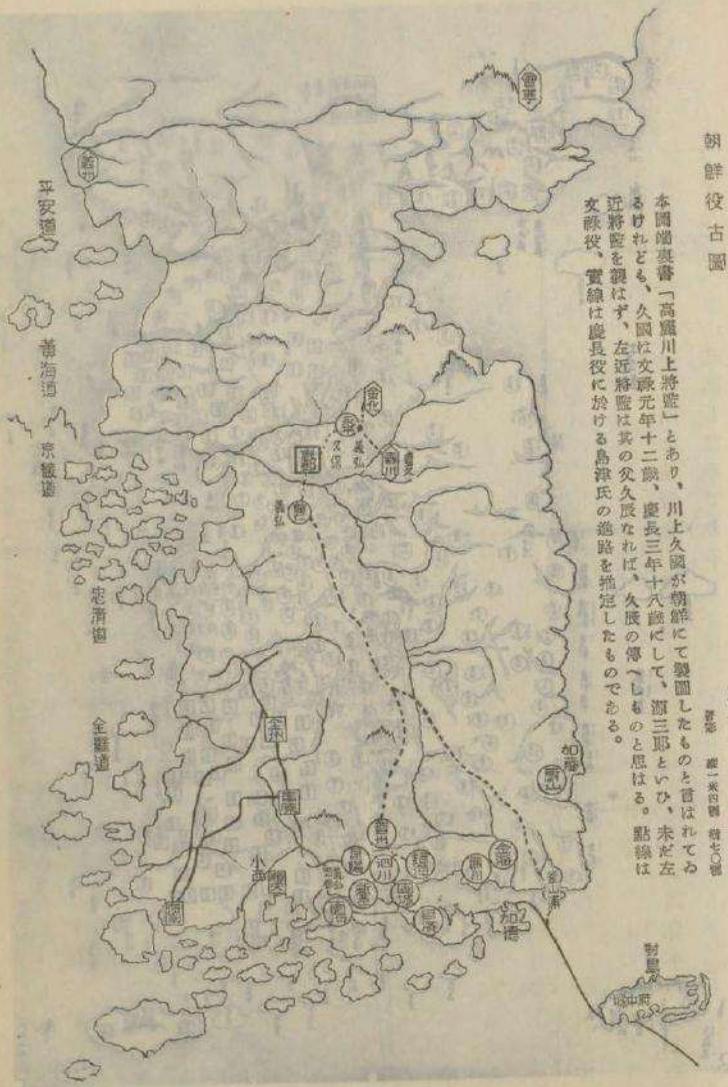
秀吉明の無禮を怒る

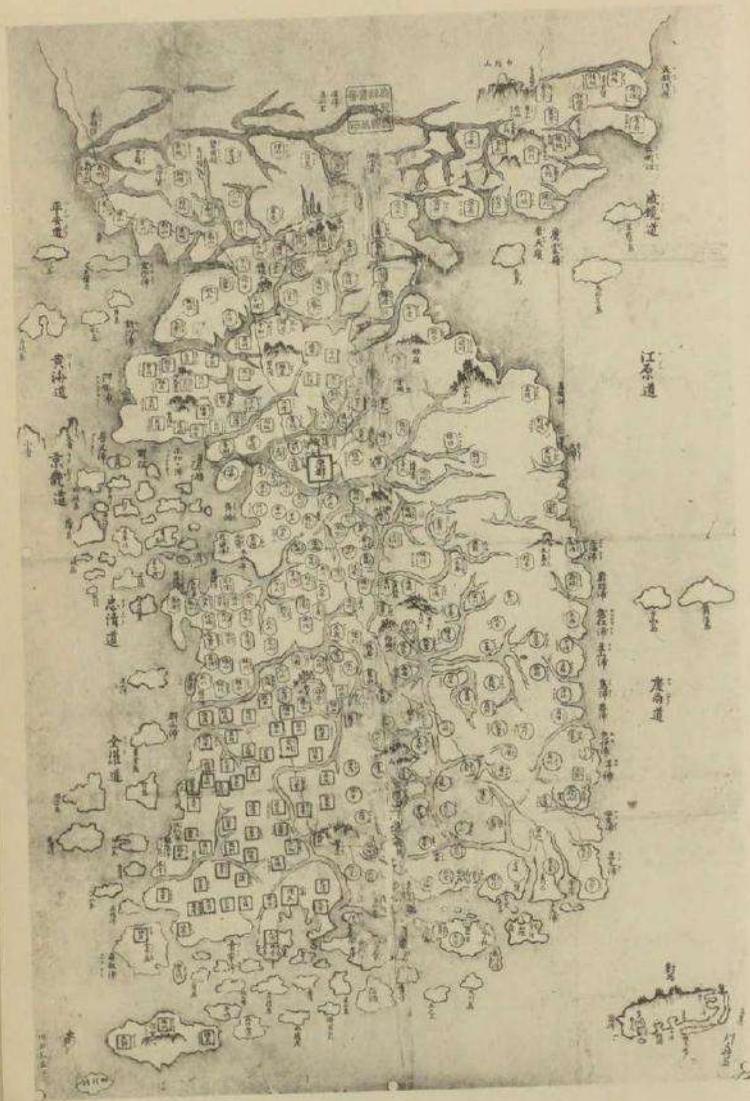
朝鮮役古圖

鹿児島市 縣立圖書館所蔵

第一卷四冊 第七〇號

本圖附裏書「高麗川上將監」とあり、川上久國が朝鮮にて製圖したものと云はれてゐるけれども、久國は文祿元年十二歳、慶長三年十八歳にして、源三郎といひ、未だ左近將監を襲はず、左近將監は其の父久辰なれば、久辰の傳へしものと思はる。點線は文祿役、實線は慶長役に於ける島津氏の進路を描定したものである。





第五編 分國分郡
 一 平城の東金に...
 の一方法...
 萬を授けて...
 是月小早川...
 は行長が...
 吉の激怒に...
 としなつた...
 九月九日...
 久は兵若干...
 敵の間に...
 文和...
 月...
 七五六

義弘の普州攻
圍と唐島駐屯

久保の密死

薩摩浦々の水
手を殺す

和泉領主島津
忠辰の改易

この間義弘は四月諸將と共に南下し、中頃鍋島黒田加藤相良毛利高橋伊東の諸將と共に牧司城州書の攻略に従事し、七月唐嶋に屯した。（注三）牧司城陣立覺書には義弘の麾下に兵數二千百二十八人と見え、七月廿七日唐嶋成衛の時は、人數二千、鐵砲百丁（天砲一・五十日五丁三十日五丁二十日五丁六文日十丁三文日二丁二文日半七十二丁）、鹽硝四百斤、彈四百丸、硫黃四十斤、矢二十箇、具足五十領、鐵百本、茶種一石五斗、鯨四十三俵、藥四百斤、弓百張、刀四百腰、鉛四百斤、冑七個、味噌二十五桶、あらめ五十俵、干飯百石、鹽二百二十俵、炭四百三十俵、その他豆二百十石、米三千石の用意を命せられた。而して九月八日義弘の唐島に滯陣中、又一郎久保は不幸にして年二十一にして病歿した。義久はこの報を得ていたく愛惜し、六字を冠した和歌を詠じて之を哀悼した。（注五）この頃に至つては、この役の初め國內より朝鮮へ召連れた船頭水手は過半病氣の爲めに斃れたといふことであり、二年二月之が補充の爲め薩摩の國浦々の水手六十歳以下十五歳以上の者を徵すことゝなつた。（注六）

文祿二年中、國內に於いては和泉の領主島津忠辰永忠の改易と、諸縣郡の檢地が行はれた。忠辰は先に秀吉より海賊取締の命のあつたとき、出水領主たる

薩州家の斷絶
諸縣郡の檢地

琉球の後援を
促す

明との和議破
綻と再征の準備

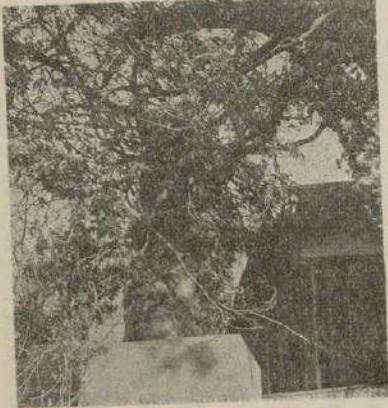
關係から特に義久より嚴重にその事を命ぜられ、しかも義久に服せず、その頃既に秀吉の不快を買つてゐたが直接には釜山まで出征し乍ら病と稱して軍事に従はなかつた爲め、遂に五月朔日其知行を召上られ、身柄を小西行長に預けられることとなり、間もなく病死して、用久以後の薩州家の本宗は此處に斷絶するに至つた。次に諸縣郡の檢地は閏九月義弘久保に對して命せられた、即ち諸縣郡中に於て棄破勘落せる田地は凡て久保の藏入となすことが定められ、久保は九月八日唐島に歿したけれども、取敢へずその儘實行せられ、義弘は陣中より山田利安有川大炊左衛門の兩人を歸國させてこの事に従事せしめた。又この年十二月、義久は成就院性隆を琉球に遣して、明と和議成れるにより、諸將は歸國したけれども、猶ほ九州の兵衆の在番中なるを以て、琉球の後援怠るなき旨を命じたが、尙寧は返書して國狀衰微の故を以て、高麗軍役の繼續し難きを謝し來つた。

文祿三年正月は早くも明の和議恃む可からざるを知つて、戦備を整ふるに多忙であつた。夫れは諸國に命じて大船を造ることであり、糧食を釜山に貯へ、必要に應じて配給することであり、又釜山金海を中心に、兼川昌原、巨濟加徳

島津忠恒の出
征

虎の鹽漬

近衛信輔坊ノ
津流瀆



藤 宿 近 園三十五第
(貳地瀆流輔信衛近津ノ坊)

島蔚山機張等に築城して攻守に當てることであつた。義弘は陣中より屢々砲石火矢を請求してをるが、雖は殆んど無用であることを告げてゐる。また兵數兵糧の不足は殆んど毎次之を訴へて來てをり、その辛苦の狀は想見すべきものがあつた。前年十二月大坂に赴いた義弘の子忠恒は久保の死去によつて義弘の繼嗣となり、この年八月末大坂より名護屋に抵り、國よりの人數到着を待つて、十一月始め義弘の陣に到着し、共に力を合すこととなつた。當時陣中にある義弘豊久等に對し、秀吉始め屢々慰勞の消息を與へ、又國に於ても島津彰久や霧島社司長壽院盛淳等は祈願を凝したのである。又この十二月二十五日、秀吉より義弘の陣中に、虎の鹽漬を注文してをることや、又實際に従軍記によると、虎を獵することがあつたのは興味あることである。この年四五月近衛信輔が薩摩に流瀆さ

れ、五月京都を發ち、北郷一雲及び島津忠仍は命により人を遣して日向綾より人足百人乗懸馬十三疋を以て宰領し、一旦鹿兒島に至り、次いで慶長元年に至るまで坊ノ津へ謁居することになつた。^{〔注三五〕}

六月十日琉球王尙寧は再び義久に書を寄せ、國の疲弊によつて軍役の堪え難きを告げ來つた。而して之と同時に明の福建地方都察院右僉都御史許孚遠は先年義久の武生許豫に與へた書簡を得て、許豫及び通事張昂に秀吉に對する檄文と義久への回文とを齎さしめて、義久に對し答禮を爲し來り、明の威力を説き、併せて義久をして秀吉に和降を勸告するを以てした。^{〔注三六〕} 元來朝鮮役の起るや、明廷の狼狽は極めて大きく、未だ嘗ての我が海賊衆の脅威を忘れ去らない時代だけに、單に朝鮮に對して派兵するに止らず、西南海邊の防禦等を嚴にし、海堡を築き、衛船を巡邏せしめ、巡撫都御史を増派する等、この方面に於ける防禦を怠らなかつたのであつて、或は琉球を通じて薩摩に反問をなさしめたり、或は間牒を放つたりしたのであつた。許豫や蔣州は夙に九州に渡り、豐薩の間に日本の形勢を偵察して歸つたものである。^{〔注三七〕}

明福建巡撫許孚遠の來翰

明の對策

〔注二一〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄後編二六

〔注二二・三〕 袖ヶ崎島津公傳家文書

〔注四・五〕 同上 薩摩琉球往復文書案 中山世譜卷七 球陽上編 南野紀考中

世錄支流系成久譜 舊記雜錄後編卷二八 時義生書之事大概之記

〔注六〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄後編卷二

〔注一七〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄後編卷二

七 小早川家文書一 吉川家文書一

八 舊記雜錄後編卷二八

〔注七〕 新編島津氏世錄正統系圖第十八 新納忠元

〔注一八〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄後編卷二

勳功記

〔注八〕 同上 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄後編二七 島津國史卷二〇 小早川家文書一 新納忠

九 舊記雜錄後編卷二八

增朝鮮渡海之記

〔注一一・一二〕 征韓錄 袖ヶ崎島津公傳家文書 淺野家文書 小早川家文書一 舊記雜錄後編卷二八 島津國史卷二〇

〔注九〕 新納嘉夫氏所藏文書 征韓錄 榑山紹銀自記 舊記雜錄後編卷二七

〔注一〇〕 新納嘉夫氏所藏文書

〔注二四〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 征韓錄 小早川家文書一 舊記雜錄後編卷二九 西藩野史卷一

〔注一一〕 舊記雜錄後編卷二七

三 新編島津氏世錄正統系圖第一八 島津國史卷一

〔注一二〕 新納嘉夫氏所藏文書

○ 朝鮮軍開書

〔注一三〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄後編卷二

〔注二五〕 島津正統系圖 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄後編卷三一 長谷場越前日記 榑山紹銀自記 淺野家文書三月十日陣立には義弘七千人とあり

七 鎌田文書

〔注一四〕 同上 島津國史卷二〇 長谷場越前日記

〔注二六〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 吉川家文書一

西藩野史卷一二

- 〔注二七〕 同上 舊記雜錄後編卷三〇
- 〔注二八〕 同上 新納嘉次氏所藏文書 新納忠元勳功記 舊記雜錄後編卷三一 島津國史卷二〇
- 〔注二九〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 薩摩琉球往復文書案 舊記雜錄後編卷三一
- 〔注三〇〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄後編卷三
- 二 征韓錄 吉川家文書一
- 〔注三一〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄後編卷三 一・三二
- 〔注三二〕 舊記雜錄後編卷三三 鎌田文書

- 〔注三三〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 島津泰顯氏所藏文書 舊記雜錄後編卷二九・三一
- 〔注三四〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 西藩野史卷一三 朝鮮征伐軍談記
- 〔注三五〕 舊記雜錄後編卷三二 北郷文書乾 近衛家記録
- 〔注三六〕 薩摩琉球往復文書案 袖ヶ崎島津公傳家文書
- 〔注三七〕 皇明實錄神宗顯皇帝實錄卷二二・二三 日本一鑑

第三節 文祿の檢地

文祿檢地の意

こゝに檢地に就て述べることゝする。所謂文祿の竿入と稱せられる秀吉の檢地は古來極めて有名であるが、この時に突如として實施を見たものではなく、二三年前既にその緒に着いたことは前述の通りである。大體之は秀吉が全國的に着手し、統一したところに大きな意義があるので、實際に於ては各大名は夙に自領内にその事を行つてをつたのである。島津氏に於ても、天正

文祿以前の島津氏の檢地

十年十二月、義弘等をして八代に駐屯せしめたる頃、義弘が八代の檢地を爲さんには、義弘の所領眞幸の田數より劣るべしとて、その移駐を辭さんとしたことがあり、また若干は薩摩入來院等に於ても實施した形跡がある。上井伊勢覺兼日記、天正十三年二月廿六日の條に、上井覺兼が日向諸名檢地帳を檢按したことが見え、又同年九月の條にも肥後經略後、義弘が檢地衆を定めたことが見える。

檢地の必要

從來の檢地の不統一

大開の檢地

當時戰國時代の諸侯が新領土を獲得するに隨つて、其の地に檢地を行つたことは他地方にも屢あり、之等は永い中世の間、荒廢に任せてあつた田地を調査し、租税を賦課し、或は軍費を充當する爲め、土地の状況を正確に記載して置く必要があつたからで、秀吉の檢地が人口の調査と前後して行はれてゐるのを見ても肯けることである。然るに、從來この土地臺帳の作製に際して、諸領主の採つた標準は區々であり、薩隅に於ても室町時代以來行はれたのは多く、坪付といひ、領主より土地を宛行ふに際し、その土地の状況を記載したものに國老乃至領主の證判を與へたもので、部分的に檢地と稱、同様の効果を有したものである。秀吉の檢地は、先づその方法に於て格段の進歩があり、文祿三年

文祿三年七月十一日の薩摩に對する規定

の規定では、段別は曲尺六尺三寸の竿または繩、所謂京竿乃至京繩を以て、五間に六十間、即ち三百歩を一段とした。即ち一步は六尺三寸平方にして、三十歩は一畝、十畝は一段、十段は一町となり、何町何段何畝何歩と呼ばれる。而してこの場合畝井溝を除くのである。從來の竿は六尺六寸、六尺五寸等區々であり、秀吉の檢地も文祿三年迄は之等を混用してゐた。畝は中世に多く用ひられず、一段の三分二を大、三分一を小、又半分を半と書くのが普通であつた。因みに江戸時代の竿は六尺一分である。次に石盛は中世の斗代であつて、一段を標準とする收獲高、即ち高付を指すのである。これは文祿三年七月十一日の薩摩大隅及び日向諸縣郡に對する規定に於ては、次の如くなつてゐる。

一上の在所

上田	一反ニ付	一石七斗代	上島	一反ニ付	一石二斗代
中田	一反ニ付	一石四斗代	中島	一反ニ付	九斗代
下田	一反ニ付	一石一斗代	下島	一反ニ付	六斗代
			山畑	一反ニ付	一斗代

(但雜穀・黍・蕎麥類)

一中の在所

上田	一反ニ付	一石三斗代	上島	一反ニ付	五斗代
中田	一反ニ付	一石代	中島	一反ニ付	三斗代
下田	一反ニ付	七斗代	下島	一反ニ付	一斗三升代
			山畑	一反ニ付	七升代

一下の在所

上田	一反ニ付	九斗代	上島	一反ニ付	二斗代
中田	一反ニ付	六斗代	中島	一反ニ付	一斗代
下田	一反ニ付	三斗代	下島	一反ニ付	六升代
			山畑	一反ニ付	四升代

文祿三年七月十六日の規定

となつてゐるが、同年七月十六日の嶋津殿分國御檢地斗代の事なる秀吉朱印狀では稍異り、次の如くなつてゐる。

一上ノ村	上田	一石六斗代	中田	一石四斗代	下田	一石二斗代
一上ノ村	上田	一石三斗代	中田	一石代	下田	八斗代
一中ノ村	上田	一石四斗代	中田	一石二斗代	下田	一石代
一中ノ村	上田	一石四斗代	中田	八斗代	下田	六斗代
一下ノ村	上田	一石二斗代	中田	一石代	下田	四斗代
一下ノ村	上田	八斗代	中田	六斗代	下田	八斗代
一下々ノ村	上田	七斗代	中田	五斗代	下田	六斗代
			中田		下田	三斗代

一 惣國屋敷方 一 石代

一 町方屋敷 一 石三斗代 (包上中下アルベシ)

とあり、文祿三年十二月十七日の志布志井崎田村檢地帳下ノに據つて計算して見るに、後のものが行はれたやうである。(注四)

この高盛に用ふるのは、天正十四年以來京柵(内矩廣き四寸九分方、深き二寸七分、弦掛に槩を註す)であることも一つの特色で、従來は柵は領主が勝手に決めて用ひてゐたので、不公平が多かつた。又この石盛は薩隅日に於ては靱を以てしたものゝやうである。之等を一々村々によりて記載したものが、所謂檢地帳であつて、江戸時代に至つて水帳ともいはれる。而して室町時代に於ては檢注帳田帳算用帳ともいひ、多く段別を記載し、石盛はあまり重視しなかつたものであるが、近世に至るに隨つて石盛が重要視される様になつた。之は意味のあることで、大きな變化である。この檢地に伴ふものに打出といふことがあり、これは又竿餘り、出目といふ言葉が示すやうに新檢地によつてそれだけの餘分の土地が算出され、没入されるので、當時の語では勘落とも言ひ、諸給人社寺地主にとつては大きな苦痛であり、屢一揆の原因となつた。檢地による一揆はこれより先き

柵の統一
京柵

檢地帳

打出し又は出目

勘落
檢地に依る一揆

薩隅日に於ける文祿檢地の實施

檢地奉行

薩摩の奉行

大隅の奉行

日向の奉行

天正十五年十月肥後に大きなものがあり、また文祿二年豊後より逃散する百姓を薩摩に於て取押へたことなどがある。(注五)

そこで薩摩に於ける檢地の實情を見るに、薩摩大隅及び日向の太閤檢地は文祿二、三、四年に亘つて行はれ、就中三年より四年にかけて主として行はれた。即ち文祿三年七月秀吉より檢地の命を受けた石田三成は、先づ大音新介を總奉行とし、薩摩に對して奉行黒川

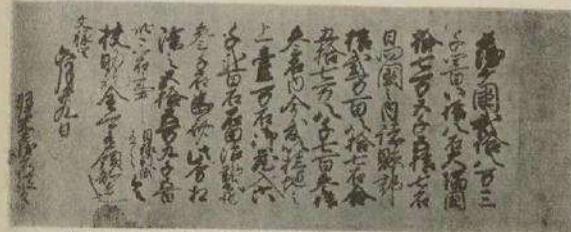
第五十四圖 石田三成製判文祿檢地定尺(公爵島津重氏所藏)



この定尺は縦四五・五釐、横一六釐にして印×間は曲尺にて一尺あり、一寸毎に墨にて横線を劃す。裏面に「此寸を以六しやく三寸を空間に相さだめ候て五間に六十間を量たんに可仕也」とある。

奉行とし、薩摩に對して奉行黒川右近及び坂上源丞、山田孫七、村山理介、高橋新大夫、奥田傳介、雨森勘左衛門尉、山羽小左衛門尉、猪子彌平次、村地助、九郎木内、五右衛門尉の十一人を八月十一日大坂を發せしめ、更に大隅へ奉行中小路傳五及び海老名源介、河崎新六、多賀喜四郎、平井助兵衛、富田九兵衛、駒井勝介、行松四郎大夫の十人を、日向へ白井三郎右衛門尉、嶋田彌五右衛門尉、今井傳左衛門尉、富森九介、田邊宗兵衛、尉國廣の六人及び奉行大橋甚右衛門尉を遣し、又別に伊集院忠棟、長壽院盛淳は薩摩側として主と

してこれを督した。この奉行衆及び國元小奉行に至るまでは、それに先立つて七月十六日何れも誓紙を出して、檢地の嚴正なるべきを誓約し、別に同日を



第五十五圖 豊臣秀吉朱印狀(公府津忠所式)

以て秀吉朱印狀を以て、特に嶋津分國檢地御掟五條をした。それ出は(一)檢地による百姓逃散の防止、(二)諸給人の給地割當の公平、(三)田畠畝圖斗代等に就き贈賄の禁止、(四)檢地奉行人に對する狼藉は在所全て處罰すること、及び(五)檢地奉行人の不正は地下人として摘發することの五ヶ條である。檢地は九月十四日、先づ新納忠元の領地大口より始り、忠元は同名忠光及び伊地知隼人に二十人餘の與力を附して之を案内せしめ、それより逐次各地に之を及ぼして、翌年二月廿九日に終つた。その結果、文祿四年六月廿九日、改めて薩摩國二十八萬三千四百八十八石七斗四升、大隅十七萬五千五百七石二斗三升、日向諸縣郡十二萬百八十七石四斗四升、合計五十七萬八千七百三十三石四斗一升を算出し、次

の如き配當を以て義弘に對して目錄帳を與へられた。

太閤藏入分 代官石田三成

大隅始羅郡加治
本の内

二千三百五十五石九斗六升八合	木田村
二百五十九石一斗六升五合	高井田村
六百六十八石四斗二升五合	西別府村
二百三十三石四斗五升八合	日木山村
千三百七十三石六斗四升七合	段土村
九百一十一石七斗二升四合	小山田村
七百二十石九斗六升七合	佳例川村
千六十七石二斗四升	竹子村
千三百十五石一斗一升九合	溝邊村
千九百十四石四斗七升	崎森村
合一萬石	

石田三成知行分

三千六百六十四石三斗八升八合

隅州曾於郡清水
の内

曾小川村

千七百石九斗六升三合

同 上小川の村

三百石

同 みなと村内

五十五石五斗四升三合

船さき 小 村

六百七石五斗四合

藪根の内 持富の村

合六千三百二十八石四斗四升八合

細川幽齋知行分

九百十五石九斗一合

岡山肝付郡之内 岩廣の村

千八百八十九石四斗五升

同 高隈の村

二百石

同 細山田村の内

合三千五石三斗五升一合

島津義久藏入分

一萬四千六百五十六石九斗四升五合

大岡曾於郡の内 十六ヶ村

一萬九千五百六十六石二升

桑原郡の内 廿八ヶ村

六千七百八十五石七斗一升四合

下大隅の内 九ヶ村

一萬千六百二十五石一斗六升七合

同 瀬 村

五千二百四十石二斗五升三合

肝付郡の内 七ヶ村

五千九百八十石三斗七升七合

菱角郡の内 六ヶ村

二千七百八十一石三斗六升五合

岡山伊佐郡の内 三ヶ村

一萬四百四十五石一斗七升

日向諸縣郡の内 志布志村

七千三百七十九石八斗五升三合

同 郡の内 七ヶ村

三千九百六十二石九斗八升八合

同 郡の内 八代村

四千十七石四斗七升二合

同 郡の内 六ヶ村

四千五百七十一石六斗八升五合

薩摩郡入來の内 二ヶ村

千九十八石九斗九升

同郡川内村 百次村

千八百八十八石八升

同郡の内 中郷村

合十萬石

島津義弘藏入分

一萬三千五百四十五石五斗六升一合

薩摩鹿兒島郡の内 鹿見嶋村

七千七百八十九石九斗五合

同 吉田村

六千五十八石七升三合

日置郡の内 市來村

島津義弘藏入分

伊集院忠棟知行分

一萬四千三百二十一石六升九合
 三千九百二十六石九斗一升九合
 五千二百十三石四斗一升九合
 三千八百九十三石三斗九升三合
 一萬六千八百五十七石六升二合
 一萬四千九百三十九石三斗九升五合
 五百三十一石四升七合
 三千百八十二石一斗五升一合
 千八百八十二石三斗五升
 二千六百四十二石五斗九合
 七千八百六十四石七斗五升四合
 千七百七十九石三斗四合
 合十萬石

伊集院忠棟知行分の分

日向諸縣郡の内 都城村
 同郡の内 伊集院村
 同郡の内 串木野村
 阿多郡の内 伊作村
 谷山郡 中村・山田村
 揖宿郡 揖宿村
 凱娃那 額娃村
 薩摩郡の内 羽嶋村
 同郡之域の内 西手村
 同郡の内 山田村
 同郡の内 三ヶ村
 同郡 帖佐村
 同郡 向之嶋村

四千百九石一斗七升六合
 三千百二石六合
 二千二百三十九石七斗六升九合
 一萬三百二十五石八斗五合
 六千八百三十七石一升九合
 千五百六十六石二斗四升六合
 九千七百二十石二斗八升九合
 一萬二千三百七十五石二斗一升
 二千四百三石八斗一升三合
 四千三百三十七石一斗一升九合
 千四百七十三石四斗七升九合
 千二百五十九石二斗七升七合
 千七百五十六石五斗一升八合
 八十石
 二千三百二十石七斗九升七合

同郡の内 三ヶ村
 同 梶山村
 同 山田村
 同 五ヶ村
 同 安永村
 同 野々美谷
 同 高城
 大隅の内 末吉
 同 恒吉
 同 財部
 同 廻部
 同 市成
 同 百引
 同 平房の内
 同 浦
 同 内

島津以久知行分

七千二百六十四石一斗一升

日向諸縣の内 大崎

合八萬三石八斗四升

島津以久知行分

大隅熊毛郡種子島 十四ヶ村

五千二百六石四斗八升

山役川役此米 十四ヶ村

六十六石一斗四升

惠良部郡

千九十三石

山役浦役此米 屋久嶋

三千六百三十四石三斗八升

合一萬石

給人領

薩摩大隅日向諸縣郡内

社寺領

社寺領

三千石

右三ヶ國內

總計五十七萬八千七百三十三石

義弘召還されて大坂に至る

この知行割仕置の爲め四月十二日義弘は陣中より召還され五月十日忠恒に後事を託して唐島を後にし六月五日大坂に着いた。それより義久も相俱に歸國し石田三成と議り逐次家臣の所替を行つた。その主なる者は先に文祿三年十二月亘濟に戦死せる忠虎の繼跡北郷忠能は祁答院三萬七千石の領主となり種子島久時は知覽領主に禰寝重張は吉利に、入來院重時は湯尾に轉じ日向三俣院の領主北郷三久は平佐天辰高江等に徙り敷根頼賀は下大隅田上に、加治木溝邊三臺堂の領主肝付兼三は喜入宮村清水村の領主となるなどである。この檢地とそれに伴ふ大移動は家臣中に少からぬ動搖を生じたのである。當然のことであり殊に朝鮮に滯陣中の諸士は留守中の變革のことゝて、その不安は一層大きかつたに違ひない。義弘も特に出征中の諸士の爲めには配慮を加へることを告げ忠恒は伊集院久治を始め各に證狀を與へて何らの不安なく軍務に精勵すべきことを告げてゐる。又慶長元年七月四日には、特に義久義弘三成の連署を以て社寺諸侍町人已下に對し所替に就き先納を怠るなかるべきことを布達した。又この檢地に就き指出即ち豫め自己の所領を注進し新に知行を受けた社寺給人には伊集院忠棟本田三清の名を以て假

諸領主の轉封

家臣の不安に對する配慮

義久義弘三成連署して社寺諸士を安堵せしむ

義弘帖佐に移る
義久富隈に移る

證文を交附し、加増ある場合に備へた。而して慶長三年五月義久三成の名を以て萬物奉行並に算用所掟五條を定め、特に算用聞の怠緩を嚴に取締ることとした。義弘は文祿四年七月大坂より歸國の後は、姑く栗野に居り、後十二月帖佐に移つた。又義久は文祿四年九月十九日歸國以來富隈に居を移した。義弘はこの年末再び京都に赴き、翌年正月十七日には義久も上洛した。

〔注一〕 上井伊勢覺兼日記二・五・六

〔注二・三〕 袖ヶ崎島津公傳家文書

〔注四〕 志布志井崎田村檢地帳

〔注五・六〕 袖ヶ崎津公傳島家文書

〔注七〕 舊記雜錄後編卷三三・三四 西藩田租考 島

津國史卷二〇

〔注八〕 袖ヶ崎島津公傳家文書

〔注九〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 鎌田文書 舊記雜錄

後編卷三四・三五・三六

第四節 慶長役と島津氏

忠恒唐島より加徳島に移る

慶長元年明の媾和使來朝し、媾和氣分が濃厚であつて、朝鮮における諸將を召還する等のことがあり、忠恒も唐島より加徳島に移つた。併し二月には在陣中の豊久に命じて船艚兵糧の準備を爲さしめ、四月忠恒は島津忠仍喜入攝津守入來院重時に宛て、近く義弘の渡鮮と交替して歸國すべき由を告げてゐるが、七月十二日には京都地方に大地震災があり、明使の謁見も延期となり、退陣のことも急速に運ばなかつた。然る内、九月媾和破れ、楊方亭等惶懼して歸國するや、再び討明に決し、諸國に命じて造船を督促し、兼ねて再征の準備が命じられた。薩摩において十二月五日附を以て準備を命ぜられた人數(船頭・水手及び兵馬・船艚等は次の如くである。)

媾和の破綻
再征の準備
慶長役に於ける島津氏の軍備

總人數一萬二千四百卅三人(五ヶ月間兵糧一萬五百二十二石九斗)

内譯(一)千廿石の將一騎毎に騎九十五人、一騎毎に兵卒卅四人、三千二百卅人

(二)五百十石の將一騎毎に騎二十四人、一騎毎に兵卒十七人、四百八人

(三)三百石の將一騎の下に百四十三騎、一騎毎兵卒十人宛、千四百三十人

(四)別に徒歩小者三百人、夫丸九百人、二人に付き夫丸九三人宛

(五)無足の者五百人、夫丸千人、二人に付き夫丸二人宛

(六)御道具衆六百六十五人

(七)御藏入より出すべき夫丸二千人

(八)水手二千人

これに應じて馬は總數二百七十二頭、此の飼料大豆五ヶ月分一日に二升と

馬數

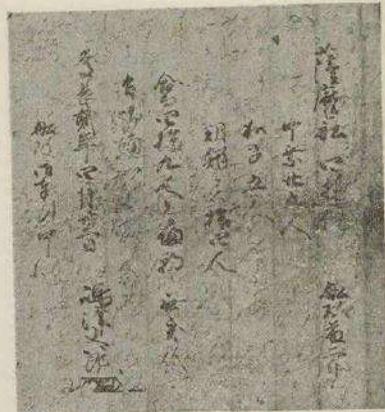
船舶の數

して六百十六石別に島津忠長の馬數九騎、此の人數三百三十二人、又忠棟の馬數六十九騎、此の人數二千三百三十二人以上將騎は合せて三百五十騎である。船舶は總じて百二十一艘で、その内二千端帆十艘に付八十人宛として八百人乗、(二)九端帆四十艘、一艘に付き七十人宛として二千八百人乗、(二)八端帆三十一艘、一艘に付六十人宛として千八百六十人乗、(二)七端帆四艘、一艘に付四十人として百六十人乗、(二)六端帆六艘、一艘に付三十人宛として百八十人乗、合計船九十一艘、人數五千八百人である。又馬船は(一)七端帆十五艘に、一艘に付五頭(馬手十五人宛)として八十頭乗、(二)六端帆十四艘に、一艘に付四頭(馬手八人宛)として五十六頭で、合計船三十艘、馬百三十六頭、水手馬卒六百八十人となり、人馬兩方の船合せて百二十一艘、人數五千八百人となるわけである。猶ほその他の用意の船は十端帆十艘、九端帆五艘、八端帆十艘、七端帆廿艘、六端帆廿艘、合計六十五艘であり、また新に造築すべき船九端帆四十五艘(一艘の造作費六十貫文)、八端帆二十一艘(一艘の造作費五十五貫文)である。之の費用合せて四千三百五貫文、米にして二千八百七十石であつた。

斯くの如くして慶長二年に入り、愈々二月を以て師期と定めらるゝや、小西行

新造すべき船數

義弘の再征留守中の掟二十ヶ條



第五十六圖 島津恒忠(高日爲義所藏)

長加藤清正は先づ渡航し、之より先き既に去る九月上洛中渡海の命があつて帖佐に歸郷中の義弘も相前後して渡海することゝなつた。かゝる中にも、忠恒より敵の遊撃船の出沒せること、及び兵糧の缺乏を告げ來つた。義弘は二月廿一日長壽院盛淳上井里兼等に留守中の掟二十ヶ條を與へ、帖佐を出發して廿八日隈之城に於ても同様の掟を残し、三月廿

八日、五十餘艘を以て久見崎を發し、五番備に加り、豊久は三番備に参加した。其の人は義弘一萬人、豊久八百人であつたが、事實上それだけの人數は渡鮮したか如何うか分らない。この間、高城左京亮弟子丸彌八本田刑部少輔伊集院忠春等は、いち早く敵遊撃船の警戒中を突破して、忠恒の營に參陣したので、二月廿九日各、祿十石を褒せられた。亦三月新納忠元は起請文を以て、留守に就き誓約する所があり、清敷より飯野へ移つた。而して義弘は漸く四月晦日、

新納忠元起請文を以て留守を誓ふ

加徳島に達した。

明はわが再征の軍を出すと聞き、邢玠、楊錦、麻貴を將として南下せしめ、また

劉綎に海軍を援けて朝鮮の水軍と合

して我を脅かしめた。わが藤堂・加藤

小西・脇坂の水軍は七月十五日、巨濟島

に元均を破り、この戦に忠恒は舟師を

出し、義弘は陸よりして之を援け、奮勇

功を樹て、この勝利によつて日本への

海路が始めて安全となつた。（三七七）八月十

日、秀吉も自ら出馬せんとし、在陣の諸

將に運船の事を命じた。秀家、清正、

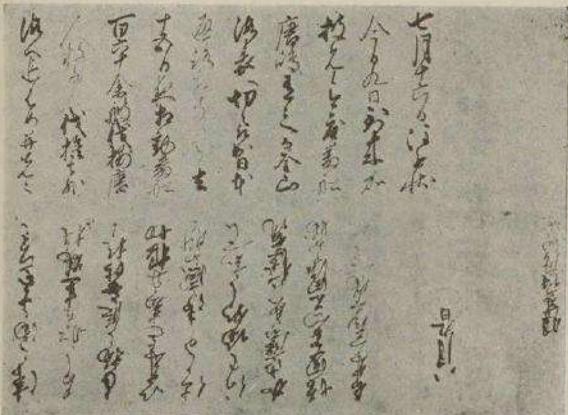
行長、義弘、家政、元親、嘉明等の諸將は十

五日、全羅道南原に明將楊元等を攻圍

し、義弘はこの戦に四百二十一人討取

つた。諸將は更に慶尙道を平げ、忠清

巨濟島の戦勝



（藏所氏重忠津島僧公）狀感吉秀臣豊 圖七十五第

南原の攻略

島津義弘等連署全羅道海南定榜文
公同 島津忠重氏所藏
島津義弘等が全羅道海南より南
して海南に移駐せるは、慶長二
年九月廿五日にして、十六日間
艦在し、翌月十日康津へ向じ、
月果には洞川を成つたのである。
故に本榜文は海南定榜文と称せら
れたものである。

加徳島に達した

明はわが再征の軍を出すと聞き、勢弱、船師麻貴を將として南下せしめ、また

劉挺に海軍を授けて朝鮮の水軍と合

て我を脅かした。わが藤堂加藤

西脇坂の水軍は七月十五日、巨濟島

元均を破り、この戦に忠恒は舟師を

し、義弘は陸よりして之を援け、奮勇

を樹て、この勝利によつて日本への

略路が始めて安全となつた。八月十

日、秀吉も自ら出馬せんとし、在陣の諸

將に運船のことを命じた。秀家、清正、

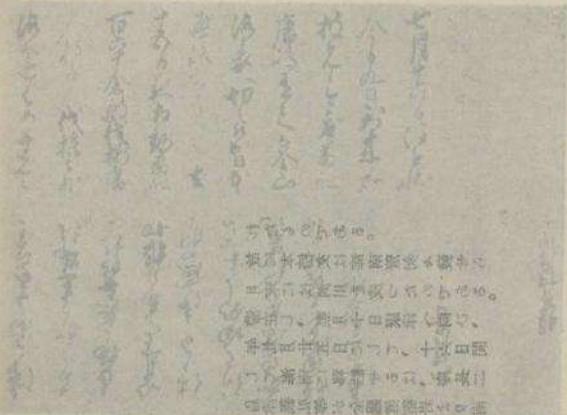
行長、義弘、家政、元親、嘉明等の諸將は十

五日、全羅道南原に明將楊元等を攻圍

し、義弘はこの戦に四百二十一入討取

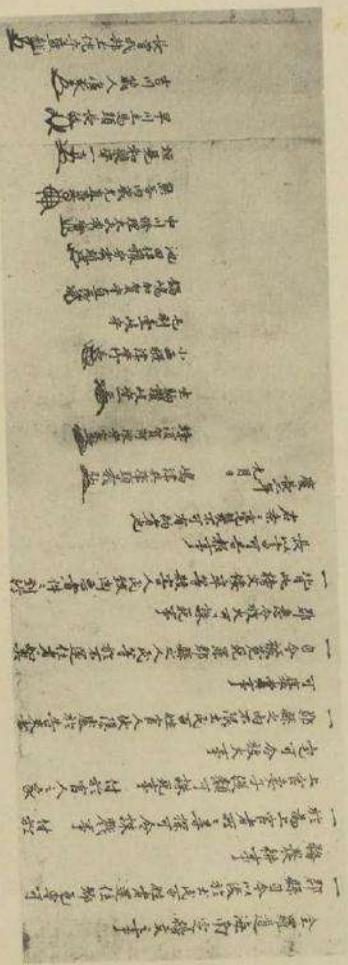
つた。諸將は更に慶尙道を平け、忠清

巨濟島の戦勝



藤堂加藤西脇坂水軍の戦勝報告書(大分県立歴史博物館蔵)

南原の攻略



全羅道南原の戦勝報告書

島津義弘酒川
を成る

蔚山の籠城

島津豊久蔚山
を援く

道を経て將に京城に入らんとしたが、秀吉は一旦これを退かしめ、爰に十月諸軍は朝鮮南海岸に諸城を擁して分屯することゝなつた。(注)この配置は順天に小西行長、慶尙道泗川新に島津義弘、南海に立花宗茂、有馬晴信、大村喜前、竹島に鍋島直茂等、梁山に黒田長政、竹林、浪浦に伊東祐兵等、西生浦及び蔚山に加藤清正、淺野幸長を配し、宇喜多秀家、毛利秀元等は釜山の本陣にあり、加藤嘉明、藤堂高虎等は南海、唐島の間を巡弋して非常の守備に當つた。(注)即ちわが前線は大體に於て右翼に加藤清正の蔚山があり、左翼には小西行長の順天があり、而して中央新寨にはわが島津義弘があり、この三城連珠の形を爲して、何れの一城をも抜かるべからざるものであつた。之に對し、楊鎬、麻貴は先づ清正を攻めんとし、一部の兵をして泗川、順天を攻めしめ、十二月四萬四千人を提げて蔚山を攻めた。清正は時に機張にあり、爲めに幸長は寡兵を以て之に當り、やがて入城した。清正と共に大いに苦戦した。三年正月、義弘は清正等の蔚山に苦めるを見て、秀元、長政等と共に出て之を救はんとしたが、許されず、代つて島津豊久を蔚山に遣し、二日、秀元、長政、豊久は楊鎬を大破し、追撃して斬首數千に及んだ。(注)蔚山の役後、浮田秀家以下十二將は勅議の結果、(一)加藤の蔚山は川向ふ

にて出過ぎてゐる爲め、以後西生浦に退き、(二)小西の順天は大川を隔て、且つ道路不便なる爲め、泗川に退き、(三)高津義弘は固城に移ること等を定め、石田三成等に對し之を議つた。(註二)三月十三日に至つて、蔚山順天梁山の三城放棄は絶對に許さず、各兵糧玉薬を貯へ、各城の修築に精勵すべきことが命せられた。(註三)

秀吉の薨去

諸軍の撤退

國內に於いては七月十五日、義久は前田利家徳川家康に起請文を呈して秀頼に二心なきを誓つた。然るに、八月に至り、秀吉は征途半にして卒然として薨じた。依て秀吉の遺言に依り、石田三成淺野長政は博多に下り、全軍に對し、引揚の命を發し、各組を作り、二組毎に他組の引揚げの中を釜山に在番する様にし、又各城中の兵糧玉薬鐵砲は引揚げに際し、釜山まで持ち歸ることとした。(註四)更に九月五日、家康利家秀家輝元の名を以て、各將士に對し、家康輝元秀家の博多に下向せるを告げ、併せて引揚に關する諸準備を命じ、迎船三百艘を發送し、徐々に對馬に向つて退陣せしめた。(註五)この最中、明兵は先に小西行長寺澤正成との間に成立せる和議を破つて、兵二十萬を以て蔚山順天泗川の三城へ大兵を動かした。先きに義弘は泗川に永春望津晉州故館(新築といふ)の四寨を築き、川上久智に永春を、寺山久兼に望津を、三原重種、養輪治右衛門に晉州を、島津

永春望津晉州故館の四寨

董一元茅國器の新築飛臺

泗川の大捷

瀬戸口佐竹市來三人の爆死

敵斬首の数

彰久の家臣川上忠實に故館を夫守らしめ、相良頼豊、勝目兵右衛門に軍事を督せしめ、亦東陽に糧食を貯へて守備を固めてゐたが、就中主城の新築には九月董一元茅國器の數萬の大兵來襲し、先づ新築の出城晉州望津永春を陥れ、尋で二十八日故館を攻め來り、守將川上忠實等は死戦して新築に入つた。斯くて義弘は故意に新築を除く諸壘を放棄して、燒き、敵の敗退する時その據地なからしめたのである。十月朔日敵の大軍新築を攻めたるに、義弘沈勇善く敵を城濠の外柵に近づけて、然る後急襲し、島津忠長、樺山久高、寺山久兼、川上忠智、類桂、主水以下殊戦して遂に敵を潰走せしめ、晉州川へ追込んだ。この大捷に際して、瀬戸口重治、佐竹光明坊市來、家綱、大山綱宗は前夜竊に敵中に紛入つたが、敵の地雷火を設置して我兵を誘引、賊滅せんとする計畫あるを探知し、拂曉大山綱宗は城中に歸つて之を告げて、備ふる所あらしめ、佐竹等三人は戦鬪なるに及んで、身を挺してこの火薬壺に點火し、自らも爆死した。この戦に斬首三萬八千七百餘級、内鹿兒島衆一萬八千、船佐衆九千五百二十、富隈衆八千三百六、十伊集院忠真衆六千五百六十、北郷三久衆四千六百四十六、その他山野に斬捨てたるもの算なく、戦死者八萬と稱せられ、名護屋に送つた鼻は大桶十個に餘

鬼石曼子

茅國科を質とす

酒川の勝因

白狐赤狐の出現

つたといはれる。(注二五) この中路軍の敗退により、明軍は兵氣沮喪し、爲に蔚山順天の攻圍を止めて退き、我が諸將師を班するに復た憂なきに至つたのであり、明人の所謂鬼石曼子の名を轟かし、高麗出陣掉尾の大功であつた。次いで十月十三日、董一元は參謀史龍涯及び明の陣中にありし張昂(日本名を遣して茅國器の弟茅國科酒を質として和を請ひ、義弘は小西行長寺澤正成と議つて之を許し、後之を寺澤正成に引渡した。この時正成が張昂によつて聞いた所に據ると、敵將茅國器はその敗因として、次の五を挙げたと傳へられてゐる。即ち一は望津の戍兵を多數と見誤り、六月より九月にかけて義弘の新寨の修築を完くせしめたこと、二は茅國器は固城を先づ落さば新寨從て陥らんと言へるに、一元の之に従はなかつたこと、三は水軍陳璘の師期を失したこと、四は我軍に大砲無しと侮り、且つ火藥櫃を爆破せられたこと、五は義弘城を空しくして敗敵を追撃したとき、其の虛に乗すべきであつたのに、島津忠長之を支へたことである。(注二六) この新寨の大捷の模様は十月十日、忠恒によつて町田久倍等に傳へられたが、文中、愨而當國江平生不相見、白狐赤狐走出戰場、奇妙不思議、各成感力、是軍兵得勇猛、勢容易討捕、候畢、偏神力、且者諸卒之粉骨難盡、筆舌次第候とあ

朝鮮陣戰歿者供養碑

和歌山縣 高野山金剛峰寺

高野山三寶殿 第九三・九四

慶長二年八月十五日於全羅道南原表大明國軍兵數千騎被

討捕之内至當手前四百廿人伐果畢

同十月朔日於慶尙道酒川表大明人八萬餘兵擊亡畢

爲 高麗國在陣之間敵味方國死軍兵皆令入佛道也

右於慶々戰場味方士卒當弓刀杖被討者三千餘人海陸之間

橫死病死之輩具難記矣

慶長第四己 歲六月上泮 薩州嶋津兵庫頭藤原朝臣義弘建之 同于息 少將 忠恒建之

り、また在陣の諸將はもとより賀使を送り、家康利家秀家景勝輝元の五大老は十一月三日威狀を授與し、又義久は十一月六日近衛信輔は同八日何れも懇切なる感謝狀を發した。（註七） 酒川役直後二日、義弘は同地に供養の塚を設け、更に慶長四年六月、義弘忠恒の名を以て、この役に討たる明人八萬（役後捕虜語るに軍糧八萬八分を餘せりといふ）を始め、南原等の戦の敵味方戦歿者の爲めに高野山に供養碑を建てたことは、世上に著聞する所である。（註八）

かくして十一月、加藤清正等先づ蔚山より兵を撤し、十五日最後に小西行長は順天を引拂ふに決し、兵糧以下を釜山表へ後送せるに、明將陳璘は鄧子龍及び朝鮮の將李舜臣の水軍を以て我が退路を邀撃たんとしたので、義弘に援を乞ふた。よつて十七日、義弘は與善島に赴き、偶、病める忠恒を残して順天に救援したるに、行長既に順天を去り、酒川を襲はんとし來つた鄧子龍等と南海の海岸にて遭遇し、十八日黎明霧濛濛たる中に彼我の交戦を見、鄧及び李を殺し、朝鮮の大船四艘、江南の大船二艘を撃破し、義弘は小船に乗じて防戦、數刻多數の部下を失ひ、纔に唐島に入つたが、樺山久高等は遮隔されて、義弘に従ふを得ず、南海に入つた。時に忠恒急を知つて至り、義弘の舟に會して唐嶋に入り、や

義弘忠恒の凱旋

朝鮮役の影響

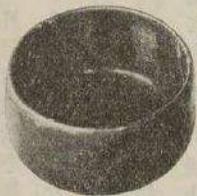
薩摩焼の起源

古帖佐



(公卿島津忠承氏所藏)

第五八圖



踏交河

(新納教義氏所藏)

薩摩古

がて樺山等も興善島に至り、寺澤正成に迎へられて唐島に引上ぐるを得た。しかしながら、この防戦によつてまた順天の引揚は可能となり、義弘等も十二月六日對馬勝本に到着した。これより十二月十日博多に至り、輝元三成長政に會し、二十四日忠恒は伏見に、二十七日義弘は大坂に行き、二十九日伏見に赴いて五大老に謁した。

前後七ヶ年に互つた秀吉の外征は不幸その薨去に遇つて中絶し、彼の抱負を實現するに至らなかつた。之が影響は各方面に甚大であるが、薩摩に於ては就中工藝方面に於て著しいものがある。義弘は文祿役の時歸陣に際し、熊川、金海方面の陶工を連れ歸つて、栗野及び串木野に住居せしめて、陶器を造らしめた。その中金海(星山)芳仲、朴平意は最も有名にして、帖佐移住後のものは古帖佐といふものである。

御判手

苗代川の陶法

織師

酒川大捷の行賞

島津氏用水郡等直轄地を復す

龜壽の封邑

中に(龜)字を刻さしめ、又判形を與へたものがあり、之は御判手と稱した。後に義弘の加治木に移るや、此處に於ても陶法發達し、江戸時代に於ては串木野鹿兒島の陶工を苗代川部落に聚居せしめたので、今日専ら苗代川の名を以て知られてゐる。之はひとり薩摩のみならず各地にその例を見るものであり、筑前の鷹取焼、豊前の上野焼、鍋島藩の有田焼、松浦藩の三河内焼、長門の萩焼、出雲の樂山焼等がある。また秀吉が屢々義弘、豊久に對し、朝鮮から織師を送るべきことを依頼したことも、島津家文書には見えてゐる。

慶長四年正月九日、五大老の名を以て忠恒に對し、酒川の勳功として薩摩の内直轄地五萬石一圓宛行はれ、其上長光一腰、義弘に正宗一腰を賜つた。右五萬石は直割地薩摩國出水高城二郡に一萬九千七百二十八石六斗九升五合出、水郡内羽柴對馬守當知行分一萬石、大隅薩摩内直轄地(加治木郷十村)一萬石、大隅の内清水郷敷根郷五村、石田三成の知行分六千三百石、大隅内肝付郡三村、細川幽齋知行分三千石である。爰に於て初めて二國一郡を復したのである。又二月廿日、義久より忠恒に傳來の重器を與へ、二十四日忠恒は出水の管理を伊集院抱節に依頼した。二月二十日、義弘は薩摩日置郡の内串木野村、荒川村、

島津以久を垂水に島津忠長を肝付郡に置く
種子島久時に舊邑を復さしむ

伊集院幸侃の誅殺

誅殺の原因

徳川家康の調停
伊集院忠真莊内に亂す

新納忠元等の起請文

家康山口直友を莊内に遣す

羽島村伊集院谷口村合せて高五千石を忠恒の夫人龜壽に與へた。蓋し龜壽は秀吉入薩以來屢質人として在京して功勞があつたからである。又三月五日忠恒は先きに種子島に轉せられた右馬頭以久を、下大隅垂水に移し返地一萬千六百八十七石(内千七百八十石加)を宛行ひ、又島津忠長に大隅肝付郡柏原村岩廣村寄田村等並に加増一千石及び舊地一千石合計一萬一千石を宛行つた。而して種子島は種子島久時に返附され、文祿の檢地の高五千二百石餘と、その後以久の内檢による八千五百石餘との中間の七千石を以て宛行はれた。

爰にこの歳三月九日伊集院忠棟幸侃が伏見に於て突如として忠恒の手によつて誅せられ、所謂幸侃事件の發端をなすこととなつた。忠棟の誅殺は如何なる原因よりして生じたか明かでないが、思ふに嘗て義弘の弟歳久が忠棟の人爲を憎んで福昌寺天海和尚をして義久に勸めて之を除かんとしたことがあり、以來忠棟は之を嫌み秀吉が歳久を誅せしめたのも、忠棟が與り知れるものであると傳へてをり、後秀吉に愛顧を得て一時義弘を凌ぐ勢力があり、莊内に大領を得たことも忠恒に疎まれる一因であつたに違ひない。忠棟の子には嫡子源次郎忠真、小傳次三郎五郎千次郎があり、小傳次等は忠棟の誅せらる

るや、母吉利氏と共に伏見の私邸を出でて、東福寺に遷り、家康は井伊直政をしてこの騷擾を治めしめた。忠真は時に莊内にあり、間もなく邑を以て叛き、内亂を惹起した。秀吉在世中忠棟と善かつた石田三成は忠棟の誅を聞いて大に怒り、義久義弘を譴責し爲めに忠恒は一時高尾山に自囚し、當時富隈にあつた義久は閏三月初日、三成に書を送つて之を謝し、その身の關與せざる事を告げた。之と共に新納忠元、鎌田政近、山田理安、平田増宗、種子島久時、新納旅庵、伊集院抱節、町田存松、樺山久高、桂忠防は閏三月初日、國許よりして忠棟の誅を以て理由ある處置として忠恒に加味し、三月三日別に新納忠元、鎌田政近、比志島國貞、山田理安、平田増宗、種子島久時、新納旅庵、伊集院抱節、町田存松、樺山久高、桂忠詮、相良長辰、喜入久正、北郷三久、上井里兼は起請文を以て、祕密の嚴守と、忠真等に内通せざることを盟約した。やがて五大老は忠恒を赦し、家康また之を伏見に迎へしめ、莊内の内亂も家康の斡旋する所となり、寺澤正成、山口直友、屢之が衝に當り、又鹿兒島より出兵して數月に亘つたが降すを得なかつた。之によつて、九月二十四日山口直友は莊内に下り、忠真に勸降したけれども、忠真は一旦之を聽いて、再び叛き、家康の怒を買ふこととなつた。九月晦日遂に忠

忠恒の莊内出

伊集院忠真の降伏

忠真に顯娃一萬石を與ふ

第五編 分國時代

恒は莊内に兵を率ゐて忠真を攻め、而かも年を踰えて未だ降すに至らなかつた。翌五年二月十四日、山口直友は家康の意を受けて再び忠真に降を勧め、又義久忠恒に之を赦さしめた。之によつて、二十九日義久忠恒も遂に血判を以て許し難きを許し、且つ又許すに一萬石を以てするを山口直友に報じた。間もなく忠真の高城山之口、勝岡梶山野々美谷安永の屬城降り、忠真も遂に三月十日に至つて降り、税所越前入道喜入久正に因つて血判の盟書を上り、次いで都城を始め、末吉梅北財部の四城を獻じたので、義久忠恒は莊内の師を班したる後、忠真に顯娃一萬石を宛行ひ、此處に幸侃の事件は終末を告げることゝなつた。

- 〔注一〕 征韓録 新編島津氏世錄正統系圖第一八
- 〔注二〕 島津泰輝氏所藏文書 舊記雜錄後編卷三六 榊山紹銀日記
- 〔注三・四〕 舊記雜錄後編卷三七 島津泰輝氏所藏文書 袖ヶ崎島津公傳家文書
- 〔注五・六〕 榊山紹銀日記 大重平六覺書 袖ヶ崎島津公傳家文書 淺野家文書 舊記雜錄後編卷三八 排宿野郎氏所藏文書

- 〔注七・八・九〕 征韓録 征韓傳略 袖ヶ崎島津公傳家文書 島津泰輝氏所藏文書 舊記雜錄後編卷三九、四〇 靈慈錄
- 〔注一〇〕 征韓録 島津國史卷二一 淺野家文書
- 〔注一一・一四〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 島津泰輝氏所藏文書 榊山紹銀日記
- 〔注一五〕 舊記雜錄後編卷四二・四三 袖ヶ崎島津公傳家文書 明史重一元傳・陳璘傳 征韓録 征韓傳

略 朝鮮役錄 征韓武錄 平壤錄 淵邊貞元高麗軍

- 覺 朝鮮國征伐記猪痘疫瘞 朝鮮軍聞書 朝鮮役日々記 高麗軍覺 高麗泗川陣之人数 朝鮮軍日記錄 真關介入道休安高麗陣覺 其宅由緒書並高麗入覺書 出水兼中伊東玄宅高麗陣覺書 朝鮮役及關ヶ原役ニ於ケル井上主膳外二十六名ノ覺書等所收 西藩野史 卷一三 東郷吉太郎編著泗川新築城捷之偉蹟
- 〔注一六〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 征韓録 島津國史 卷二一
- 〔注一七〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄後編卷四二・四三
- 〔注一八〕 征韓録 舊記雜錄後編卷四二 高野山供養碑
- 〔注一九〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 征韓録 明史鄧子龍傳・陳璘傳 平壤錄 靈慈錄 西藩野史卷一三 島津國史卷二一 舊傳集 朝鮮軍聞書
- 〔注二〇〕 舊記雜錄後編卷四三 袖ヶ崎島津公傳家文書 新納忠元勳功記 島津國史卷二一

- 〔注二一〕 廣見島縣陶器沿革傳統誌 薩摩陶器由来沿革

第三章 豊臣時代の薩摩

坂田長受編薩藩陶器の起源 永田茂清著薩摩陶器傳統誌參照

- 〔注二二〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 島津泰輝氏所藏文書
- 〔注二三・二六〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄後編卷四四
- 〔注二七〕 同上 島津國史卷二一 西藩野史卷一五
- 〔注二八〕 新編島津氏世錄支流系圖歲久譜
- 〔注二九・三一〕 新編島津氏世錄支流系圖伊集院譜 島津國史卷二一 島津家覺書
- 〔注三二・三五〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 新編島津氏世錄正統系圖第一八・第一九 比志島文書七 新編島津氏世錄支流系圖伊集院譜 西藩野史卷一五
- 〔注三六〕 同上 莊内軍記
- 〔注三七〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄後編卷四八 譜牒餘錄卷七・八・五四
- 〔注三八〕 莊内軍記 袖ヶ崎島津公傳家文書 舊記雜錄後編卷二八 西藩野史卷一五 新編島津氏世錄支流系圖伊集院譜

第五節 關ヶ原役と島津氏

秀吉薨後の豊臣氏の不安

徳川家康石田三成の反目

家康義弘に伏見城留守を請ふ

島津義弘の態度

慶長三年八月豊臣秀吉の薨じてより後、忽ち豊臣氏の前途に暗雲が去來した。即ち後嗣秀頼の幼少なるを機として徳川家康は其の大望を伸さんとして、石田三成と相反目し、この間内には北政所淀君の内閣の關係外には文治派と武斷派との拮抗對立を見たのである。三成は家康を除かんとし、却て其の領地佐和山に蟄居せしめられたが、慶長五年遂に上杉景勝の老臣直江兼續と連絡して景勝をして會津に兵を擧げしめたので、家康は諸將を率ゐて大坂を發し、先づ伏見城に入り、島居元忠等を留めてやがて東下した。この時に當り、島津義弘は家康に請はれて伏見城に留守を依頼せられたが、世情騷然たると共に、急速國元へ向けて手兵の不足を告げて後續を依頼した。然るに島居等本丸に在つて、義弘が薩摩より來つた新納旅庵を遣したるも納れしめなかつた。義弘が井尻彌五助を家康の許へ遣したのは日時を明かにしないが、その景勝に書を送つて輝元秀家と共に秀頼を擁するに決したことを言へるのは七月十五日であつて、この時はまた三成等使を派して島居元忠に下城を迫

つた時である。而して長東正家増田長盛前田玄以は十七日に書を裁して一味黨與のことを義弘に謀つた。

義弘大垣城に入る
長壽院盛淳の參戰
家康の西下

關ヶ原會戰

かくて八月一日伏見城落城し、義弘は松丸口より城に入つたが、この日輝元秀家は鹿兒島に在る島津忠恒に向けて、兵糧を給與すべきに就き、國中の兵を擧げて參戰すべきを促した。義弘は直ちに諸將と共に佐和山を経て垂井に陣し、やがて大垣城に入つた。之より以前、佐土原より手勢少數上國したが、猶ほ長曾我部の五千人、立花の四千人には極めて遜色があり、千にも足らなかつたので、廿日垂井より帖佐に對して増兵を徵した。二十三日岐阜城陥落の時、義弘、豊久は大垣城より東して洲俣にあつたが、又退いて大垣城に入つた。九月に入つて、山田有榮等濱之市より來り、長壽院盛淳の蒲生帖佐の兵を率ゐて參戰せるを始め、追々手勢を増したが、なほ三四百に過ぎなかつた。下野小山に至つて三成等の擧兵を聞いた家康は、直ちに軍を班して東海道を上つて、十四日大垣城を横に見て西し、赤坂に至つて岡山に陣し、西軍を關ヶ原會戰へと誘つたのである。この夜、義弘は豊久を以て東軍を夜襲せんと策して三成の臣島左近の爲めに納れられなかつたといふ。十五日東軍は約十

義弘豊久の布

萬西軍は凡そ七萬五千、義弘は天満山の北陸街道に沿ふて陣し、豊久はそれを去ること約一町半街道の南に布陣して二の備となつた。北は乃ち石田三成、蒲生郷舎、島勝、猛南は丘を隔て、小西行長、宇喜多秀家の陣、更に南して大谷吉繼等あり、中山道を越えて東南松尾山には小早川秀秋が陣した。戦は朝八時よりして午後四時頃まで、凡そ八時間の激戦にして、正午頃には既に大勢は決したのである。

義弘の奮戦

島津軍は主として前面の井伊直政、松平忠吉の軍に當つたが、その動くより早く、左右兩翼即ち小早川等の内應による大谷、宇喜多陣の壊滅と、北方石田陣の敗退に遇ひ、三面より敵襲を蒙ることゝなつた。義弘は泗川役の時の如く、充分敵を近寄せるまで發砲を許さなかつたが、丘に遮られて見えなかつた宇喜多軍の池寺池の間に敗北し來るや、敵味方を問はず自陣に迫るものを撃たしめた。やがて亂戦の内に本多忠勝、小早川秀秋の軍にも阻まれ、豊久を見失ふ程であつたが、相俱に鳥頭坂まで追走せる井伊、松平、小早川の東軍の中央を突破し、この時遂に豊久を失つた。それより牧田を経て伊勢街道を東走し、重圍の内を手勢四五十人を以て悠々と大垣城に向はんとした。然るに南宮山

島津豊久の戦死

義弘悠々敵陣を突破

長壽院盛淳の忠死

關ヶ原合戦後の義弘の退路

細邊屋道與

義弘堺に至る

義弘の西歸

下に於て、大垣城の既に炎上せるを望見し、遂に断念して伊勢に至らんとし、途に栗原山に陣して師期を失せる長曾我部盛親、長東正家の陣中に伊勢貞成を遣して、後退の止むなきを述べしめ、後日の證とした。この激戦中に長壽院盛淳は秀吉より得たる帽段羽織を着用して、義弘に代つて死し、その他本田親真、新納旅庵、川上忠兄、久智兄弟、新納忠在、喜入忠繼、町田久則、伊集院忠張、川上久林、白濱重將、長谷場純智、押川公近等を見失つた。義弘はそれより途に輕装して駒野に至り、翌日近江水口に至つて、家康既に京都に入れりと聞き、復た伊勢に出で、近江信樂に於て村の祈念僧に害せられんとし、里人に圍まれなどし、遂に里人を劫して嚮導せしめて和泉に越え、十八日に平野を経て攝州住吉に達した。此處に於て、義弘等一旦自刃せんとしたが、義久、忠恒の前途を思ふて止み、遂に先に相知れる賈人棚邊屋道與の家に入り、一部の人数を大坂に遣り、二三日にして道與の知己堺の船戶鹽屋孫右衛門の家に潜むことを得た。

これより先き、伏見に人質たりし義弘の夫人は家臣の謀によつて、義弘、關ヶ原に戦死せりと許り、又京都に在つた忠恒の夫人は側女大田忠秀の娘、御松をして代つて留まらしめ、且つ秋月氏夫人をも伴つて西宮に義弘の船と會し、相

共に西歸した。それより途に二十七日、義久忠恒に無事を報じ、豊後森江に至り、夜黒田如水の哨船に遭ひ、伊集院久朝等數人を失つた。かくして二十九日漸く日向細島に上陸し、二夫人を先づ八代に送つて、義弘等は陸行し、途に高鍋に秋月氏夫人を送り、更に南下せんとした。(注三)

然るに危難は猶も之に止らず、伊東氏の臣稻津祐信等は義弘の敗退を要して騒亂を企てたので、義久は樺山忠助を遣して佐土原を成らしめ、倉岡地頭丹生備前穆佐地頭河田國境等之が備を爲した。十月、義弘が佐土原に至つて忠助に會した頃、稻津祐信等は宮崎を陥れたので南下するを得ず、途に逆賊に脅かされつゝ、福島佐渡、榎木平右衛門等に鹽見川上に迎へられて八代に入つた。而して、二日曾於郡大久保に至り、三日富隈に義久に見えて帖佐に歸り着いた。(注四)先に關ヶ原に於て義弘を見失つた本田親貞新納旅庵等は西走して京都に入り、川上忠兄等は近衛邸に潜んだ。而して本田親貞新納旅庵は鞍馬に隠れてゐたが、東軍の山口直友野瀬某によつて捕へられ、其の詰問に答へて、義弘は關ヶ原役に謀首たらず、また義久忠恒の關知せざるを辯じた。家康乃ち親貞を歸して、井伊直政の書を齎して、義久忠恒に來謝すべきを反命せしめた。親

稻津祐信等の騒擾

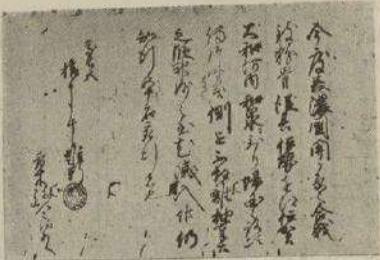
本田親貞新納旅庵の鞍馬潜行

親貞旅庵の糾問とその忠貞を以て義久忠恒の來謝を促す

義久忠恒盟書を以て陳謝す

義久櫻島に蟄居

蒲生城の修築 義弘關ヶ原後扨從の諸士を賞す



圖九十五第 鳥津義弘關ヶ原狀 (藏所氏二豊木曾)

貞の下國したのは十月二十五日であつて、之より以前二十二日、義久忠恒は盟書を寺澤正成に達して、徳川氏に陳謝し、十一月四日改めて親貞中原坊を遣して山口寺澤兩氏に書を送つて陳謝した。(注五)義弘は身を以て歸國を遂げて後櫻島に蟄居してゐたが、この頃、日向には稻津等の寇は穆佐、倉岡宮崎方面に月を越えてなほ猖獗を極め、肥後口には宇土を領してゐた小西美作守は限本の加藤清正に攻められて、島津忠長之が援を爲すなど國情騒然たるのみならず、徳川氏の信は未だ明かならざるを以て、十月下旬、義弘は蒲生城を修し、且つ國境の戌を嚴にした。(注六)それより十月十日、義弘は關ヶ原後扨に扨從の諸臣の行賞を爲したが、その下祿は二百石より十石に至り、五等であつて、その判明せるものは次の如くである。

- 二百石 桂忠詮 山田有榮 額娃久秀 (岩切信房)
- 百石 大野久武 鎌田政朝 揖宿忠政 大田忠好 松岡千熊 (神戸休)

本田親商 白坂與竹 瀨田傳吉 (吉田清長) (相良長信) (帖佐宗辰) (野元和泉) (押川公近) (本田助之丞) (右松祐盛)

五十石 本田小源五 曾木重貞 曾木重久 後醍醐院宗重 鎌田政英 二

階堂彌六 南郷忠重 植松三右衛門 荒田助三郎 谷口重昌

伊地知重倫 白坂大學坊 井尻彌五助 黒田與一左衛門尉 本

田吉藏 白尾理右衛門 黒木太郎次郎 園田清吉 永山半六

木原七郎左衛門 (肥後舍人助) (名越重辰) (大田久布) (藥丸壹岐

守) (五代友安) (本田親政) (本田親純)

三十石 江浪彦三郎 安樂兼雅 宮牟禮十郎 若松市兵衛 藤堂佐左衛

門 野本彌六 松田市右衛門尉 (赤塚重増) (平山七助) (松岡市

右衛門) (榎井甚兵衛) (川上五次右衛門) (健軍伊右衛門)

十石 有馬善左衛門 松下喜左衛門 江口作兵衛尉 大重重修 黒江

小納言 安樂小左衛門 小川與三左衛門 (矢野久次)

不明 横山弓内 (伊勢貞成) (木脇祐昌) (本田善藏) (川上忠兄) (白坂七

右衛門)

〔補説〕この關ヶ原以後従行の士の内行賞を受けた者に關しては、今袖ヶ崎島津公將家文書曾木豊二氏所藏文書本田源三氏所藏記録新編島津氏正統系圖第十八、舊記録後編卷五〇に據りて擧げたが、猶ほ關ヶ原御感狀並に従軍人名關ヶ原御感狀交名帳等に據り括弧()を附して之を補つた。

遣子阿多忠榮^吉を弔慰した。^{佐右}而して義久は長壽院盛淳の爲めに、國分龍昌寺に其の冥福を祈り、且つ其の

阿多忠榮
關ヶ原役後の
島津氏の徳川
氏に對する感
之の上落
本田親貞と文

徳川家康は十一月に至り、先づ加藤鍋島黒田諸氏を以て薩摩を攻めしめんとする計劃であつた様であるが、島津氏はこの頃井伊直政に頼りて、義久忠恒の罪を謝し、黒田如水亦爲めに斡旋を約し、十二月直政及び山口直友は親貞と共に勝五兵衛和久甚兵衛を來麿せしめ、義久忠恒の上洛して來謝すべきを求めた。之に對して翌年正月親貞僧文之は大坂に赴いたが、二月直友直政は上杉景勝も至れるを報じて再び來謝を勸め、四月旅庵和久甚兵衛親貞文之も亦歸り告げた。八月鎌田政近は親貞旅庵と共に上洛し、伏見に家康に謁し、二十四日に至つて始めて本田正信山口直友は義弘忠恒の赦免及び領國の安堵を告げ來り、十月鎌田政近は和久甚兵衛を伴ひ歸つた。

慶長六年末、義久は更に島津忠長新納旅庵を遣して、本田正信に依つて、盟書

薩摩大隅日向諸縣郡の安堵
忠恒の上洛
伊集院忠真の

新納旅庵本田親貞の功勞

慶長五六年に於ける所領の改替

佐土原の没入

を致したが、上洛中の家康は翌年四月十一日、忠長に義久の上洛を求め、且つ薩摩大隅及び日向諸縣郡の安堵を與へた。是に於て、義久は上洛せんとしたが、偶々伊集院忠真の亂あり、忠恒代つて八月一日上洛の途に着き、伊集院忠真を従行せしめ、十七日途に日向野尻に於て之を誅し、この期を以てその一族を皆誅した。この歳十月十四日、忠恒は兵庫に達したが、家康は既に江戸に下つてゐたので、十二月更めて伏見に上れる家康に見えた。この間、本田親貞、新納旅庵の功勞多かつたので、七年正月二十四日、忠恒は旅庵に祿三百石を酬ひた。（注七）
關ヶ原役後國內に於ける所領の變化は、慶長五年北郷忠能に都城、安永、高城山之口、勝岡、梶山、梅北及び山田野々、美谷志和池四萬一千石餘を與へて、祁答院より莊内に復し、島津忠長に祁答院、掛宿に一千石を加増し、合せて一萬一千石を食ましめたるを始めとし、社寺領は逐々追給された。併しながら、こゝに關ヶ原に歿した豊久の佐土原は、姑く島津以久を以て成らしめてあつたが、慶長六年に至つて、徳川氏より没せられることとなり、鎌田政近、樺山忠助は十月山口直友の與力、莊田三太夫に對し、城を渡し去り、豊久の遺族は日向高岡の田尻村に移ることとなつた。（注八）

〔注一〕 舊記雜錄後編卷四八・四九 新編島津氏世

錄正統系圖第一八 袖ヶ崎島津公傳家文書

〔注二〕 同上 留守文書二 神戸休五郎覺書 大重

平六郎ヶ原覺書 井上主膳關ヶ原覺書 長野勘左衛

門覺書 關ヶ原合戰、押川六兵衛申出 曾本朝次郎關

ヶ原役覺書 山田昌齡關ヶ原役覺書 關ヶ原合戰、黒

木左近兵衛申分 黒木播磨覺書 關ヶ原合戰、平山九

郎左衛門申分 横山弓内覺書 關ヶ原合戰、並進退

訣或問 舊記雜錄後編卷五〇

〔注三〕 新編島津氏世錄正統系圖第一七・第一八

島津國史卷二二 稻津風記 樺山紹銀日記 川田系

圖

〔注四〕 新編島津氏世錄正統系圖第一七・第一九

同支流系圖、新納氏譜、新納旅庵日記 本田源三氏所

藏記錄 袖ヶ崎島津公傳家文書

〔注五〕 神戸休五郎覺書 新編島津氏世錄正統系圖

第一九 舊記雜錄後編卷五〇

〔注六〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 新編島津氏世錄正

統系圖第一八 關ヶ原御感狀並從軍人名 本田源三

氏所藏記錄 曾本豊三氏所藏文書 舊記雜錄後編卷

五〇 島津義弘公記 島山系圖

〔注七〕 袖ヶ崎島津公傳家文書 黒田文書四・五之

六 新編島津氏世錄正統系圖第一七・第一九 鎌田

文書 舊記雜錄後編卷五三・五六 新納義氏所藏

文書

〔注八〕 北郷文書 舊記雜錄後編卷五〇・五一・五

四 新編島津氏世錄正統系圖第一九 新編島津氏世

錄支流系圖、北郷譜・同忠長譜 鎌田文書 樺山紹銀

日記

第四章 文教の興起と制度の更新

第一節 禪宗の興隆と宋學の布唱

應仁亂後は所謂亂離暗黒の時代であるが、一方に於て近世文化の胎動期として新しく見直されなければならぬ時代である。それは一は應仁の亂によつて、従來中央貴紳に依つて獨占されてゐた文化が地方武士の間に傳播されたこと、一は新たに擡頭して來た地方豪族の勢力確立と共に、地方文化の發達したことに據るところが多いのである。更に室町幕府のみならず、地方諸侯の明朝鮮との通交が盛んになると共に、主として禪僧の手によつて彼の文化を輸入するに役立つたのである。薩隅地方の特異な地理的條件は、この點に於て、他地方よりも却て幸であり、近畿地方の混亂状態を傍觀して獨自の地方文化を温めるに充分にして、又他方海洋を隔て、直接明朝鮮の文化を吸收する便宜があつたからである。併してこの地に起つた文運の最も著しいものを宋學の興起とし、而して之は實に禪宗の隆盛に隨伴したものである。

近世文化の胎動期

海外文化吸收上陸の有利なる地理的條件

宋學の興起と禪宗の隆盛

感應寺中興雲山

積善寺の開山東峰

大慈寺開山玉

山

大願寺の天祥

一麟

元久禪宗に歸依篤し

正龍寺開山虎

森

廣濟寺開山南

仲

福昌寺開山石

薩摩に於ける禪宗の隆盛は島津元久の時代よりして鬱然として見るべきものがあるが、既に貞久の時、雲山東峰、玉山の三禪伯の勸化があり、雲山は野田感應寺の中興となり、東峰正は川邊善積寺の開山として、薩摩洞宗明峰派の祖となり、又玉山去正平六年五月、提二十五日歿は志布志大慈寺の開山となつた。就中玉山は信濃の人、井上氏無開普門の弟子で、入元參學八年の久しきに及んだ霽納であり、楡井氏の歸依を得て寺運一時大いに榮えた。次いで永和三年、五山の逸足天祥一麟、應永十一年歿の來つて大願寺に在り、薩北禰答院澁谷氏の歸依によつて教化に與つた。注二應永に至つて、元久は禪宗に歸依すること頗る篤く、俱に五山の名納蒙山の門なる虎森南仲、石屋の三僧應永年間相尋で出で、大いに薩摩の文運を促進した。即ち虎森應永廿七年七月十九日歿は山川正龍寺の開山となり、南仲應永廿八年十二月十九日歿は伊集院廣濟寺の開山となり、石屋應永廿五年十二月十九日歿は鹿兒島福昌寺を開いた。この内、南仲、石屋は共に伊集院忠國の出で、南仲はその第六子にして、名を景周といひ、石屋はその第十一子、諱を眞梁といひ、共に一山國師の弟子たる蒙山に南禪寺に就いた。就中石屋眞梁は當時儒僧の冠冕たる中巖にも從ひ、又義堂にも親しかつたから、儒教に於ても造詣が深かつたと思はれる。道法

妙圓寺

竹居正猷

仲翁守邦

福昌寺

伊集院氏の繁榮と廣濟寺の隆盛

上に於ては最も丹波の永澤寺通幻に私淑すること深かつた。明徳元年、兄伊集院久氏道大の伊集院に妙圓寺を創むるや開山となり、應永元年更に元久に請せられて福昌寺に入り、安衆千五百と稱せられた。應永十五年、一度總持寺の盧席に任じ、歸國の後、また美作驛和の西來寺を董し、晚年丹波永澤にあつてそこで寂した。石屋の門には大田竹居智翁定菴、鑑叟、覺隱の六人が有名であるが、その内薩摩の人竹居正猷嘉正二年十月寂最も著はれ、幼にして妙圓寺に石屋に就き、のち福昌寺二世となり、遂に大内氏に招かれて長門の太寧寺の中興となつた。その他、元久の世子たりし福昌寺三世仲翁守邦がある。仲翁は小名梅壽といひ、十三歳にして僧全慶と三十問答有りと傳へられ、石屋竹居に法嗣となり大いに玄風を振ふた。一時足利學校に往き、惣持寺に陞り、後伊豫に遊化して龍澤禪寺に中興となり、永享中伊集院に寂した。斯くの如くして、感應寺大願寺大慈寺福昌寺廣濟寺正龍寺並び興り、薩隅の教化頓に開張した。殊に福昌寺は代々守護の庄園を寄するあり、寺規を定むるあり、最も祭えたが、歴代住持の内特に著名なものは五世心巖良信十一世天祐宗津十三世大鷹宗俊十八世代賢守仲である。廣濟寺も亦桃隱真超出で、嘉吉三年の頃は末寺、塔頭に延

皇徳寺開山無外圓照

廣濟寺の雪岑

感應寺の名納

大願寺の名納

大慈寺二世開中玄柔

慶寺寶龍寺靈徳寺龍泉庵如々院聚星軒無量壽院收得軒あり、また圓福寺等を併せ頗る盛運に赴いた。蓋し伊集院氏は久氏の妙圓寺の外無外圓照永徳元年寂を開山として皇徳寺を創建せる如く、禪宗の興起に力あつたが、久氏の後頼久熙久の二代の間最も榮え、その權盛宗家島津氏を凌駕せんとしてゐたからであるが、寶徳二年熙久の時守護忠國と争つて没落した。しかし廣濟寺は忠國の時長祿四年崇董をして住持たらしめたるより、代々島津氏の保護を受け、後七代に渡琉僧雪岑を出した。野田感應寺も代々名納を出し、應永の頃祖泉あり、通音明照について、八世大寂尚は真如寺建長寺南禪寺に陞り、最も著れたが、明應天文の間從龜從董收隆秀繁等相繼いで名を爲した。大願寺には天祥一麟の外、黃龍派として著名の人多く、即ち同系たる盤仲及び盤仲の系統の考叔宗顯光甫宗腫も住し、また甄叔利珪常菴龍崇悅岩東念利峰東鏡三江宗寶景轍玄蘇器成花岩虎岳も入寺し、猶ほ續甫享徳二年七月寂祖印慈航榮善茂伯有芳如春古月文龜元年十月寂天瑞榮蓋天正六年九月寂芳巖克檀瑞岳圭甫が住した。大慈寺は玉山の後、其の法嗣剛中嘉慶二年五月廿七日寂及び龍雲が最も著れてゐる。剛中は豊後の人で、南禪寺鹿苑寺に入寺し、又東福寺即宗院を開いたが嘗て大藏經を明

に求めて二藏を獲、一を大慈寺に納め、一を東福寺に捨入したことは特記すべき事蹟である。(任七)

又立久の時、寛正三年十一月十九日、市來に法城山龍雲寺の創建があり、心巖が開山となり、忠昌の時僧桂菴が來薩當時は正に薩摩禪宗の盛隆期ともいふべき時であつて、幾多の禪伯普納三州に各法筵を敷いてゐた時であるから、桂菴儒教の布唱も亦夙にその基礎が成つてゐたといはなければならぬ。

桂菴名は玄樹、島陰、海東野釋と號した。應永三十四年周防國山口に生るとも、長門赤門關の人とも言はれ、九歳の時永享七年以上洛して南禪寺雲興庵に入り、年十六にして剃髮得度した。又その法師景蒲玄忻の偏諱を受けて名を玄樹といつたのである。併し玄忻との關係は法系に於てのみに止り、他に惟正、景召の二僧に就いて儒經を學んだものゝやうである。又蘭坡蘭坡會主の下に修禪參學し、周麟周麟とは後年弟子雲夢の入京に託して玻璃蓋を贈り、桂菴が建仁寺の賜帖を領したとき、蘭坡は爲めに賀疏を作り、また屢、贈答の詩和がある。桂菴が嘉吉二年剃髮の後、惟肖惟肖の雙桂院に在り、依て桂字を得たとするは、漢學起源の誤にして、惟肖が雙桂院に隱居したのは、應永の末で、嘉吉二年はその

龍雲寺開山心巖

桂菴の事蹟

桂菴の法師景蒲玄忻

惟正と景召に儒を學ぶ蘭坡とも交遊

惟肖の雙桂院

桂菴の入門

菊池氏に招かれ肥後に下る

玉洞及び宗壽

島津忠昌の聘により薩摩に來る

桂樹院

示寂後六年であつて、惟肖と惟正は別人である。桂菴は學成つて後、一時錫を長門赤門關に飛して永福寺を領し、又大隅正興寺に住した。寛正六年足利義政の天與清啓の遣明船に其の隨員の選に當り、應仁元年入門し、憲宗に謁し、尋で江南蘇杭の間に遊學したが、當時は元末明初の如き名僧なく、曹端之の四書詳説等の四書五經の諸註解の粹を選讀して、七年にして文明五年歸朝した。それより應仁の亂を避けて、姑く石見に寓し、周防長門を経て、文明八年豊後の萬壽寺、筑後の二尊寺に入り、翌九年春肥後に至り、菊池重朝の厚禮を受けてここに止り、隈部忠直等の士庶趨學するもの多かつた。

この時薩摩龍雲寺の玉洞冠嶽の宗壽は其學風を慕ひ、國老と謀り、領主島津忠昌に薦めんとして桂菴に使を通じたので、桂菴は之に應せんとしたけれど、島津忠廉等の亂によつて果さず、文明十年二月初めて玉洞の來使に應じて入薩した。桂菴は市來の龍雲寺にあること二ヶ月餘にして、四月冠嶽に寺主宗壽を見ついで、鹿兒島に抵つて忠昌に見えた。忠昌は好學の人であつたから、大いに桂菴を厚遇した。かくて八月、桂菴は玉洞と共に大隅自向に遊び、伊作久逸に櫛問に謁し、また鹿兒島に歸るや、忠昌はこれが爲めに桂樹院を立野

島陰寺

忠昌に書經蔡傳を講ず

文明版大學の刊行

伊地知重貞

洛醫竹田昭慶の來薩

桂菴と依肥領主島津忠廉父子

に建て寺祿を給してこゝに居らしめた。これ文明十一年二月であつて、桂樹院は寺地向島柳の陰に當るを以て、亦名を島陰寺と云ひ、桂菴の島陰の號もこれに出でた。これより桂菴は大いに程朱の學を講じ、忠昌に侍讀し、書經蔡傳を進講し、伊作久逸以下士庶縉流の景仰從學する者多く、名聲國郡を蔽ひ、仲尼の道、東魯の風順に揚つた。文明十年六月、國老伊地知重貞と謀り、朱子の大學章句を鹿兒島に板行したことは本邦新註を印行せる嚆矢として世に著れてゐる。之を文明版大學、又は伊地知版大學といひ、既に天保中伊地知潛隱之を搜訪して得なかつたといふ。伊地知氏は其の先島山重光に出で、越前國井筒城にあり、尊氏の時罪を得、轉じて島津氏に來り仕へ、のち重臣となつたものである。

文明十七年、足利義尙によつて洛醫竹田昭慶盛定が來薩したが、長享元年二月その歸洛に際して託した詩は昭慶によつて京師に喧傳せられた。島陰寺は既にして風濤の爲めに侵すところとなり、長享元年春、寺を城西射圃の傍に移し、其地清泉あるによつてまた泉庵といつた。同年十二月、依肥領主島津忠廉の請に應じて日向に行き、福島の龍澤寺、依肥の安國寺を董し、傍ら忠廉の子忠

延徳版大學

大田市 延徳堂所藏

本堂は延徳版の卷末にして、本書はもと羽月大聖寺に製版されしを、

轉じて西村時彦博士が郷宇島川より譲與せられしもの。識語に

文明龍集字丑夏六月

左衛門尉本氏伊地知重貞

命工藤梓於薩州郡島崎

延徳壬子丑冬

延徳龍集院再刊

とあり、文明龍集の三行三十字の行番は重貞の自筆にして、延徳再行の二行十二字の行番は、本文と共に桂菴の自筆と自稱せらるる。

文明版聚分韻略

東京市 帝國圖書館所藏

本堂は文明十三年

本堂は文明版聚分韻略の卷末にして、本書の卷首に「書聚文庫一

朱印あり、この聚分韻略には嘉元四年辰國龍集の序、徳治二年の一

等一山の跋ありて、嘉永十九年東福寺靈源庵龍集の跋の如らるるを、

此文明十三年撰梓が薩北朝宗臣に於て行はれたるは實に珍として

きことである。

延徳の大學再刊

伊地知潛隱の
表彰の功

安國寺再住

東歸庵

桂菴の示寂

朝に學を講じた。延徳四年又泉庵に歸り、前版を復して大學章句を再刊した、
之れが延徳版大學といひ、今に残存し鉛槧史上の洪寶とせられるものである。
吉野朝時代より室町時代に亘つては、所謂五山版を始め、論語孟子春秋左氏傳
禮記の翻刻は既に見たけれども、皆古註本であつて、新註は桂菴の文明版大學
に始まるものであるが、其の行はるゝこと惜むらくは薩摩に止り、永らく世に
知られなかつた。天保年間伊地知潛隱安季が桂菴の碑銘を佐藤一齋に請ひ、延
徳版大學を示すに至り、一齋も始めて此盛舉を知り、更に林述齋に示し、述齋一
本を影寫せしめて昌平費に納めたものが、今内閣文庫に藏する。西村時彦博
士が獲られたものと羽月大聖寺襲藏の一本は、今大阪懷徳堂に存し、撮影を爰に
掲げたるもの即ちそれである。

桂菴は明應二年以後は日向安國寺に行き、爾來兩寺の間を往來し、明應六年
十二月、五山建仁寺の鈞帖を領して、遙任之を寵し、又其後南禪寺に陞つた如く
であるが、明應九年入京のことは未だ確かではない。文龜二年東歸庵を伊敷
村に構へて退休し、永正五年六月十五日八十二歳にして病んで寂した。即ち
庵後の山に葬り、杉を植えて冢となした。島津忠昌が同年二月卒せると奇し

桂菴の墓と後世の景仰

高城秋月の桂菴畫像



第 十六 圖 僧桂菴墓 伊那郡伊上村伊那

き因縁であつた。この墓は歿後廿五回忌に門人以安松の祭祀せる後は又顧られなかつたが、藩主島津綱貴の時、島津圖書久竹同主計久年等が桂菴の學統を傳へた愛甲喜春に問ふて其所在を知つた。然るに其の後老杉朽根僅に存し將に泯滅せんとしてゐたので、享保七年十一月大龍寺の宗玉一乘院の堯周、妙谷寺通岸及び藩士鎌田醒雲等十餘人が相圖つて墓石を老杉朽根の邊に樹て、正興三十九世前南禪桂菴玄樹大和尚禪師墓と刻した。更に天保九年造士館教授市來政正等藩士數十人と俱に石燈を立て、之を祭り、同十一年には伊地知季安が大龍寺襲藏の高城秋月親等筆の桂菴畫像を大山等雪に模寫せしめて、之を守墓の人に附し、更に建碑を企て、同十三年撰文を佐藤一齋に請ひ、琉人郷元偉の揮毫したものの今墓側に在る碑である。之を以て觀ても如何に桂菴が薩藩文教の興隆に致せる貢獻を追慕せられたかを詳知するに足るものである。

先祖代々津田善次郎
住置之人
二月十二日種物師

文化四年丁卯
の文字がある。
この後は文化四年に修補した時に色を變換したとの事で、傍の墓に在る

傳文之五昌本條
鹿児島市南洲寺所藏

伊那郡 上野原次郎氏所藏
傳桂菴玄樹畫像
本畫像は伊那知季安が天保十一年龍王天山塔雪をして、大龍寺襲藏高城秋月親の桂菴畫像を模寫しめて、守墓の人に附したものである。絹本着色にして、秋月のもの今所在を知らざる時、桂菴の畫像としては最も真確なるものと斷言すべきであらう。

高城秋月
の遺像

高城秋月
の遺像

高城秋月
の遺像

第五編 分類時代



高城秋月遺像 圖十六
(伊上村伊都島交遊)

き因縁で傳つた。この墓は没後廿五回忌に門人
られなかつたが、主鳥津綱貴の時鳥津國吉久竹
を傳へた。愛甲喜雄に聞よて其所在を知つた。然
し將に派せんとしてゐたので享保七年十一月
妙谷寺通岸及び藩士鎌田朝雲等十餘人が相圖つ
て正興三、實九世前南無桂老玄樹大和尚禪師墓と
館敷授市、藩政正等藩士數十人と俱に石燈を立て
地知季安、大龍寺製藏の高城秋月、筆の桂老を立
て之を記す。伊都島に附し更に建碑を企
て同十三年、伊都島に附し更に建碑を企
人鄭元、伊都島に附し更に建碑を企
る碑で、伊都島に附し更に建碑を企
桂老が、伊都島に附し更に建碑を企
を追慕せられたるを詳知するに足る
ものである。



桂菴の學業

四書集註の研
究

儒佛二教の折
衷學

桂菴の著書
家法和訓の流
行

桂菴の學業は家法和訓に宋朝以來儒學晦庵に原すかすんば、以て學と爲さずと極言せるほど程朱に純にして異議を雜へず、四書は朱子の集註、周易は朱子の本義、書經は蔡沈の集傳、詩經は朱子の集傳、春秋は南宋の胡傳、禮記は陳澧の集說に據るべきを言ひ、後に徳川時代に公規となつた所を夙に實施した。中に就いて最も力を四書集註に用ひ従つて之に精通したが、五經の中には最も書經を精究し、忠昌に講じたのも之であつた。而して桂菴の侯伯家臣の間に重んぜられた所以は、儒の見性と佛の慈とを調和融合して大なる効果を擧げ得た點で、日新齋忠良の宗本とする所も實にこの折衷學にある。桂菴の著す所は鳥隱集(鳥隱通題)三卷、鳥陰雜著一卷、家法和訓一卷あり、遊明中の詩集、南遊集は今散逸して其所在を知らない。家法和訓は明應十年(文龜元年)に成り、現存するものは文之の増補ありと思はれる。寛永三年更に文之の門泊如竹の江戸に刻したる版本にして、家法倭點と題するものがあり、この外西村博士によれば、慶長十六年の俊正奥書ある寫本があつたといふ。家法和訓はもと桂菴が程朱學の由來及び四書の讀法を門人に授ける爲に著したものであつて、近畿地方に於て博士點と岐陽系の別點とが専ら流行せる間に獨り薩南の地はこの

新點を維持したのであつた。

桂菴に從學の諸士

桂菴の門人

桂菴は薩摩にあること前後三十一年に互り、從學の徒は侯伯には島津忠昌はもとより、一門に島津國久、島津忠廉、忠朝父子、新納忠親あり、家臣には伊地知重貞、鳥取政秀、野邊克盛を始め、佐々木永春、長尾某は他國より遙かに來學し、叢林には法嗣、釣雪、玄甫、鄂渚、玄棟、桂樹院の玄章の外、妙圓寺の愚丘、福昌寺の守琮、安養院の文傍、大圓寺の説溪、長隆寺の耕月、了潭寺の悅翁あり、又月渚、一翁、舜田、舜有、郁芳、雲夢、秋月、舉松、雪溪、自擇、大年、嘩天、用玄、勤玉、林文、岳玉、團湖、月等よく著はれ、後學には文之が最も知られてゐる。

月渚玄得

月渚は名永、乘玄、得號、宿蘆齋、薩摩牛山の人にして、始め肥後清源寺、栖碧和尚に侍し、桂菴の友一枝に就學すること五六年、明應三年京の東福寺の藏鑰を司つた。翌年日向を経て限府に抵り、同六年雪溪を介して桂菴に師事することとなり、遂に桂門の巨擘と推された。その後、飢肥の島津忠朝に聘せられて龍源寺に住し、又安國寺を畫した。大永三年大内義興の宗設を明に遣すとき、共に招せられ、寧府の騷亂に遇ふて歸り、再び安國寺に住し、前後二十餘年に及んだ。後遂に建仁寺の主席に遙補し、晩年は飢肥南郷の西光寺に老退し、天文十

國寶
高城秋月筆畫雁圖

東京市 渡邊善十郎氏所藏

秋月また等觀と號し、薩北高城氏の出、初め權頭重兼と稱したが、寛正三年遷世して周防雲谷寺に雪舟に師事し、又之に従つて入明した。留ること三年にして歸朝し、明應元年、島津忠昌に招れて歸朝し、享祿三年加治木に歿した。僧祥庵も嘗て島津重昭に於て「於哉乎、詩也畫也、二美備矣、實可嘉尚者乎」と評した。本圖畫幅共に「等觀」の白文方印を鈐し、其の深艶精緻の畫風と氣格の大とを窺ふに足る名品である。

新編を維持したのであつた。

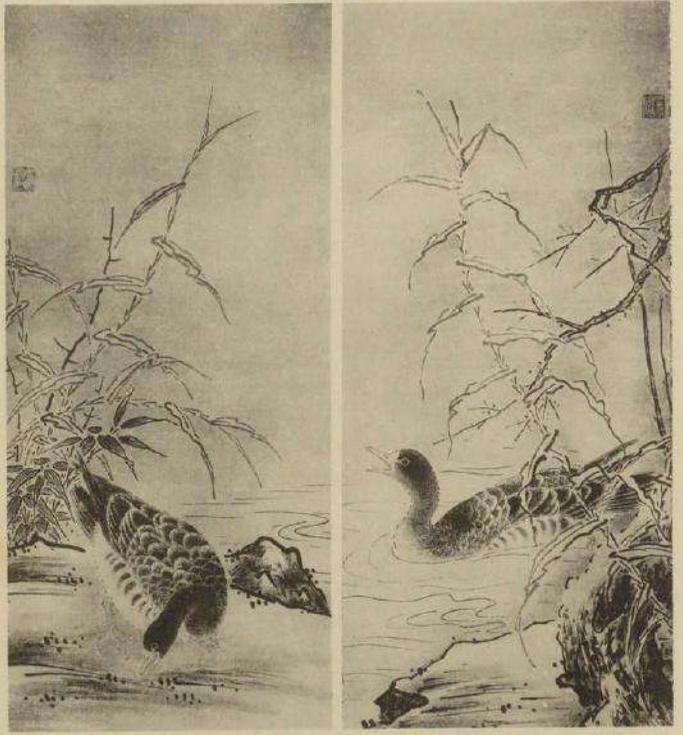
桂庵に從學の
諸士

桂庵の門人

月詠文傳

桂庵は薩摩にあること前後三十一年に互り從學の徒は侯伯には島津忠昌
 はもとより一門に島津國久島津忠康忠朝父子新納忠親あり家臣には伊地知
 重貞鳥取政秀野邊克盛を結め佐々木永春長尾某は他國より遙かに來學し叢
 林には實林柳舟齋本村市橋本國定藤村松田の良英武田の孫才物國寺の愚丘福昌寺の守珉
 安養院の文政の門人等あり又月詠一翁野田
 舜有宛菅菰野等も皆學徒也又月詠の門人等あり又月詠一翁野田
 はれ後學には文之が最も知られてゐる。

高月詠は、本名玄得號宿蓆齋薩摩牛乳草の人野堂將十郎其弟肥後清源寺檀碧和尚
 に侍し桂庵の友一枝に就學すること五六十年明應三年京の東福寺の藏録を司
 つた。翌年日向を経て限府に抵り同六年雪溪を介して桂庵に師事すること
 となり遂に桂庵の巨擘と推された。その後肥前の島津忠朝に聘せられて龍
 源寺に住し又安國寺を董した。大永三年大内義興の宗設を明に遣すと共
 に招せられ、事府の騷亂に遇ふて歸り再び安國寺に住し前後二十餘年に及ん
 だ。最後には建仁寺の主席に遷補し晩年は肥後南郷の西光寺に老退し天文十



一翁玄心と鄂
渚玄棟

歸化の明儒黃
友賢

耕翁舜田

梅岳寺の養有

郁芳春本

月溪崇鏡

年二月九日を以て寂した。

月渚の門人一翁は鹿屋氏名玄心號二洲薩摩犬迫の人兄鄂渚玄棟は同じく桂菴の門人で初め之に師事して法嗣となり尋いで月渚に就き一時京の建仁寺に出世したが西歸して日向安國寺に住した。永祿三年歸化せる明儒黃友賢と莫逆の交あり轉じて福島の龍源寺に任じ専ら程朱の學を誨へ誘掖指導すること極めて鄭切であつた。天正元年加治木神護寺に掛錫し文祿元年十月齡八十六にして寂した。弟子に文之あり又景叔春盧の二僧は一翁の典籍若干部を提げて琉球に渡り教を布いた。

舜田は字耕翁國臣村田經通の次子大永中龍盛院津宗にあり享祿元年天祐津宗に嗣たり四年谷山皇徳寺に轉じ天文二年智證惠照禪師の勅號を賜つた。同三年の川上昌久の亂に弟子舜有と共に伊集院に遁れ五年以來日新齋貴久に遇せられ同七年加世田保泉寺を董した。その弟子舜有三は日新齋に敬せられ梅岳寺の開山たり永祿七年二月廿六日寂した。舜芳はその弟子である。

郁芳は名春本山川の人初め京師にあつて禪機を研鑽したが明應中歸國して桂菴に師事し永正元年山川正龍寺を董した。門人月溪崇鏡は師承して正

龍寺を董した。而して問得は月溪の門である。

雲夢は名崇澤、島津氏の一門伊集院熙久の四子で、大隅の安國寺を領し、後建長寺の席に陞り、天澤をその門に出した。

巢松は名光建、字以安、京都の人にして、南禪寺蘭坡に就くこと十八年、後來薩して桂菴に師事し、永正八年、太守島津忠治の爲めに、讖應秘訣集序を作つた。文龜二年、小庵を福昌寺畔に構へて、從學の士多かつた。

湖月は一門島津忠國の九男にして、伊集院廣濟寺の僧であり、釣雲玄浦は上野の人にして、福島龍源寺の中興となり、建仁の賜帖をも領した。近江の人、佐木東林が、佻肥に來り、明應四年、桂菴の鳥隱集を携へて、入明し、嚴端洪常等十餘人の序、跋唱和を得、六年二月歸朝し、之を桂菴に致したことは有名である。注一〇

先きに福昌寺三世仲翁守邦の略傳中に於て、その嘗て關東足利庄の足利學校に遊學したことを述べたが、之は彼の上杉憲實の同學校中興以前のことにして、當時にあつては遠く薩摩より、こゝに笈を負ふたことは、既に奇異としなければならぬ。然るに永享中、上杉憲實の足利學校中興以後は、快元以來、歴代の庠主に多くの學僧を出し、宛然孔廟杏壇の狀を現出するや、薩隅日地方よ

雲夢崇澤

以安巢松

湖月英功
釣雲玄浦

佐々木東林

足利學校と薩隅

九華

九華足利學校
七世となる

九華の門人と
薩隅日の人士



圖一十六第 九華宛津島久貴狀書
(藏所氏重忠津島爵公)

りも、此地に遊學するもの二三に止らなかつた。而してその中に就て最も名のあるものは同學校七世となつた九華である。九華は名瑞、字を玉崗と言つた。其の出自は伊集院氏にして、大隅の人、享祿天文の間、足利學校に入つて六世の庠主文伯に就いた。併し當時上杉氏は憲房の歿後、また好學有文の人なく、加ふるに關東の兵亂に遭つて、學校の衰運頓に加り、當時燃上した講堂の修理さへ出來ない状態であつた。九華はこの間に、天文六年、一旦上洛して、東福寺善惠軒に彭叔に參禪すること約一ケ年、歸校の後、文伯の後を繼いで第七世となつた。これより九華の學徳を慕ふて來集する者諸國よりし、學校の盛運往時に劣らざることゝなつた。如何にその學業を惜まれたかは、九華が齡六十一にして、永祿三年、大隅に歸らんとするや、小田原城主北條氏康、政父子之を留めて、三略の講義を聽き、九華辭去後、學校主として相續すべき能化なきを憾み、再び請ふて學校に歸らしめたことによつて知られる。注一二 九華はそれより教授に從事すること二十九年、學徒三千

人といはれ前例なき盛業を招來したが、天正六年八月十日に至つて年壽七十九を以て永逝した。九華の知友は前記彭叔の如く、五山の普宿があつたが其の遺澤を受けた者には、足利學校九世閑室、同十世龍派を始め、東福寺の熙春、要法寺の日性、天臺の天海等が知られてゐるが、九華が隅州の産であつた關係上、宗銀承直の如く日向の人、以繼文苑の如く薩摩の人、九益の如く大隅の人もあつた。足利學校藏本宋版文選九華自筆の識語に據るに、九華は周易の講義を最も得意としたらしく、その六十一歳の時に至るまでこれが傳授の徒百人に及んだといふ。

足利學校に就學せる薩隅日の人士には、なほ九華以前に、日向の人起雲薩摩の人天府あり、九華と同時代に六世文伯に従遊したものには、彼の琉球僧鶴翁仙智があり、又文之玄昌の幼年の師天澤崇は、飯肥の人であつて、大永七年文伯に就いたものである。

桂菴寂後その學風を世に布唱して最も知られたものは、實に文之玄昌である。文之は湯佐氏、名は玄昌、雲興軒時習齋といひ、また南浦懶雲狂雲と號した。父は河内の人で、亂を避けて日向福島に來り、弘治元年文之を飯肥南郷の外浦

足利學校に就學の三州の學僧

文之の事蹟

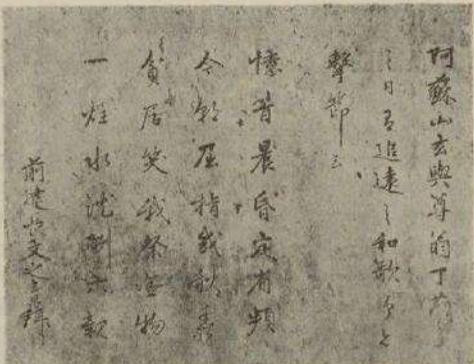
文殊童

天澤に依り一翁に問事

相國寺仁如文之の詩を質す

黃友賢と交る

東福寺熙春に就く
文之歴住の寺



阿蘇山玄典尊前丁内
日る追遠し和歌々と
擊節と
憶昔晨昏定有類
今於石指我歡喜
貧居笑我祭食物
一柱水沈新水報
前達也文之詩

〔藏所氏梓田園〕蹟筆昌玄之文僧 圖二十六第

に生んだ。南浦の號は之に出づると思はれる。幼にして文殊童と稱嘆せられ、年六歳にして父は目井の延命寺天澤に託した。天澤は雲夢の門にして、足利學校の出身であり、文之を見て大いに奇とし、一翁に龍源寺に就かしたため、こゝに於て剃髮受具して玄昌と名づけた。偶、相國寺の仁如集堯は文之の詩の流傳せるものを見嘆讚して字を文之と與へ、且つ二絶を賦して贈つた。文之の一翁の門にある時、明人黃友賢に周易及び程朱の學を受け、永祿十二年十五歳にして京都に出で、東福寺龍吟庵の熙春龍喜に就いた。熙春は一見其才を奇とし、その將來を囑望した。滯ること四五年にして、天正元年歸郷し、一翁に從つて大隅神護寺に居り、同九年二月一翁の老退に代つて龍源寺に任じ、又高山の少林寺、財部の正壽寺に轉じた。次いで島津義久に招かれて大隅の安

後水尾天皇新
註を講せしめ
給はんとす

門司光空
孔子聖蹟圖の
註に和點を施
す

大龍寺の開山
となる

文之の學業

國正興兩寺を董し、慶長四年、義弘に隨伴して伏見京都に行き、大學を東福寺に講じた。時に後水尾天皇禁庭に新註を講せしめんとし給ひしに、廷臣其言の鄙なるを理由として沮み、遂にその事止んだといふ。この年二月、朝鮮本周易傳義に和點を施した。而して五月、歸國して後、姑く正興寺に住し、後義弘の命により桂忠詮と共に宇喜多秀家を駿府に送つて助命を請ふて許され、八年八月、鎌倉建長寺に主となつた。幾許もなくして歸藩して藩主に進講し、義久義弘の禮遇舊に倍し、又門司光空と共に家久の侍讀となつた。日新齋の生前座右に置ける孔子の聖蹟圖は、明の張楷の贊する所であるが、家久は之の屏風を模寫して、慶長十二年、高野山蓮金院に納むるに當り、文之これが和點を施し、又國字を以て跋を爲した。文之は正興寺に居ること最も多く、十五年に亘つたが、慶長十六年、鹿兒島大龍寺の開山となつた。元和六年九月晦日、年六十六にして寂し、加治木安國寺に葬られた。（正徳）

文之の學は、月渚一翁を通じて桂菴の統を傳へ、更に黃友賢と熙春とによつて研磨したもので、朱子の説を開張すること一層旺んにして、其門に遊ぶ者禪を問ふ者少く、皆四書集註を受けたといふ。併しながら、なほ儒佛二教の一致

文之の著書

程朱學普及の
功
泊如竹の四書
和點刊行

文之と恭畏阿
闍梨との論争

文之の名琉球
にも崇信せら
る

文之の門人

を唱説したのは、桂菴以來の遺風である。その著は南浦文集（刊本三卷）、聖蹟圖和字鈔、硯愚論決勝記、日州平治記等あり、又校點する所、周易傳義四書集註素書あり、何れも世に行はれた。中に桂菴の四書集註和點を補正せることは、程朱學普及の助成に貢獻する所頗る多く、同書は後寛永二年に至つて門人如竹によつて刊行せられた。時に藤原惺窩、林羅山の集註があつたが、未だ開版に至らなかつたので、此書は大いに世に行はれ、後世四書和點本の一の宗本となつた。同じく如竹によつて江戸にて始めて周易傳義の刊行されたのは、寛永四年である。文之の四書和點が清原家流を汲む眞言宗小野流の碩學恭畏阿闍梨に嫉視せられ、慶長の末年大隅に下つた恭畏と激烈な論難のあつたことは、硯愚論等に明かである。文之の功績は儒學上に止らず、外交司掌たりし點に於ても、義久義弘家久三代の外交に關與し、琉球服屬の時、最も功があつた。琉球圓覺寺の天叟は、文之の友にして、一翁門の景叔春蘆の二僧も、渡琉したから、文之の名は琉球に於ても崇信せられ、琉球王尙寧は之に紫伽梨を贈つたと傳へられてゐる。（正徳）

文之の門には、緇流に泊如竹（日章院）、學之玄碩あり、士臣は平田純正、河野通宣

愛甲喜春開書
と藤原惺高の
別物説

等あり、如竹の門には愛甲喜春季実一が最も重んぜられた。

愛甲喜春が其師如竹の話を傳へた喜春開書に藤原惺高が四書新註に和訓なきを愁へ、自ら支那に遊學して、その奥義を傳へんとして西下し、薩摩坊ノ津を開洋し、風波に隔てられて山川津に至り、偶、同地正龍寺に寄宿するうち、文之點を偶見して支那に赴くの要なしとして、其の書を乞ひ得て歸洛し、新註を講ずることゝなつたが、後に如竹が在京中本能寺にあつて之を聞き、新註和訓の濫觴は自らの生國にあるを知り、翻つてその本源に就かんとして文之門に遊んだといふ事は、漢學起源三國名勝圖會西藩野史に傳記せられて所謂惺高の剽竊説として著名となつた。然るに嘗て惺高に斯かること無しとする説も出たが、この問題に對する斷案の鑰匙となるべき惺高點と文之點との對較に就き、今日何れもその調點本の原形を斷知し難いことは誠に遺憾である。〔注一八〕

〔注一〕 感應寺所藏記録 日本洞上齋燈錄卷第三

大慈寺由來記 延寶傳燈錄卷第六

〔注二〕 舊記雜錄前編卷三〇 新潟島津氏世錄支流

系圖伊集院譜 石屋和尚塔銘並叙 延寶傳燈錄卷第

八 日城洞上齋祖傳卷上 竹居禪師塔銘

〔注三〕 島津正統系圖 竹居禪師塔銘 龍譯寺文書

〔注四〕 舊記雜錄前編卷三七・三八 福昌寺歷代之

住持 新編島津氏世錄支流系圖伊集院譜

〔注五〕 感應寺所藏記録

〔注六〕 表華日工集（永徳三年四月廿二日條） 枯木

蕨 飛尾長柄巻 寅蘭疏 寅蘭四六後集 東山歷代

岳疏案

〔注七〕 大慈寺由來記

〔注八〕 舊記雜錄前編卷三八

〔注九〕 東山歷代 五山歷代 扶桑五山記四 慧日

山宗派圖乾 日州龍源寺前住次第記 鳥隱集上 南

浦文集卷上 雲樞獨唱集 延寶傳燈錄卷第三三 伊

地知季安著漢學起源二・五・西藩儒林傳一 僧桂卷

玄圃和尙傳 職國英雄集 菊池傳記卷三 肥後國志

補鹿京華新集 不亡抄一 木田親孚著稱名墓志卷三

薩藩名勝志二 日本教育史資料卷一二 薩藩人物傳

備考附錄 重野安禪著薩藩史談集 西村時彦著日本

宋學史 足利行達著鎌倉室町時代の儒教 東福寺誌

〔注一〇〕 同上 延徳版大學 桂庵和尚家法後點 鳥

隱集

〔注一一〕 鳥隱集 漢學起源 清溪稿 薩藩人物傳備

考附錄 南浦文集卷上 稱名墓志卷三 島津正統系

圖 日本教育史資料卷一二 日本宋學史

〔注一二〕 足利學校文書 足利學校沿革誌 猶如昨夢

集卷上 鏡阿寺文書 寒松稿卷四

〔注一三〕 笑園集 錄水集卷下 猶如昨夢集卷上 表

松稿卷四 清庵稿 足利學校本鈔本七書講義讀譜

〔注一四〕 足利學校由來記

〔注一五〕 梅花無盡藏卷一・三 猶如昨夢集卷上 幻

雲文集 南浦文集卷下 漢學起源卷三

〔注一六・一七〕 南浦文集卷上 漢學起源卷三 破教

義 薩藩人物傳備考附錄 日本宋學史 日本教育史

資料卷一二 泊如竹翁事蹟

〔注一八〕 惺高先生行狀 日本宋學史

侯伯士臣の學
藝

第二節 日新齋の教化と武將の學藝

次に侯伯士臣の學藝に就て述べてみたい。島津氏は代々封内の教化に意

第四章 文教の興起と制度の更新

島津氏外來の名士を容るゝに吝かならず

桂庵と交遊の士臣

伊作久逸

島津國久

學圃亭記

を用ひ邊陲の地よく特異の文化を育んだが、その所以を考ふるに、島津氏の歴代が外來の名士學僧を用ふるに吝でなかつたことも、この地に文武の盛行を見る一因たりしことは疑ふことが出來ない。武士には貞久の時代、曾て中央に於て罪を得たる伊地知氏を納れて後重臣に任じたる如き後、又天正慶長中、島山氏長壽院盛淳を重用したる如き、亦その例とすることが出来る。忠昌の好學と、程朱學の勃興とは上述の如くであり、桂菴の招聘によつて忠昌は薩南學派の首功を擔ふことゝなつた。桂菴の在るとき、好學を以て史籍に名を遺せる士臣には、伊作久逸、島津勝久、同篤久、同國久、同忠廉、同忠朝があり、又鳥取政秀、伊地知地重貞、平山忠康、新納忠親、村田經安、小野克盛があり、伊作久逸が桂菴を文明十年九月櫛間に迎へたるは前述の如く、またその桂菴との交遊に就ては、島隱漁唱に「文明戊戌蘭節前二日、大官藤氏吏部公逸久と普門境に遊ぶの詩がある。」薩州家の島津國久は桂菴が謝薩州閣下賜靈杖詩に於て、其人と爲りを詠じて、「仁風義氣滿海外、人馬庚哉天下傳」といへる如く、又酒肉を斷ち、洗汰の教を看る等のことは、島隱漁唱にあらはれてゐるが、就中京都五山の普宿季弘大淑は之に「學圃亭記」を作つて、

國久公之繼而保國也、所存者仁、所好者義、見遠慮深、嘉政日聞、然泊焉無心於劇務、學國付之今之賢太守、遂就林泉最佳之地、卜栖遲於其間、門无鳴騶、座謝豪客、所接者方外、衮衮所愛者花竹煙雲、
と推稱した。（注四）

島津忠廉は日向飢肥の領主として、號名あり、領内安國寺は桂菴緣故の地に於て、又桂菴を待つこと篤く、忠廉が延徳元年京に使し、同三年八月泉南に病死するや、桂菴は哀悼の詩十首を賦し、松塲にも又、悼島津匠作公詩并序があり、序に曰く、「匠作公前年之狀一柯東遊、寓于洛下久矣、或扣名公巨卿之門、或厠韻人墨客之席、一吟一嘯、傳人斂厥、狂誠一時之盛事也」と、以てその徳望文藻を想ふべきものがある。其子忠朝亦飢肥に守となり、桂菴に親灸したことは、島隱集に「題匠作公扇面詩」爲菊修籬十首（島津匠作 公阿雅庵作）等の詩があつて知られる。（注五）

鳥取政秀は號哦松伊集院に地頭となり、治化大いに舉つたが、また桂菴に師事して吟詠に耽つた。島隱集に哦松賢主人の東遊別送の詩、又擊節藤氏政秀公賀正之新調詩がある。（注六）伊地知重貞は大學刊行を以て世に著はれ、伊地知版大學の榮譽は後世にその名を喧稱せしめた。（注七）小野克盛は野邊氏にして、桂菴

島津忠朝
鳥取政秀
伊地知重貞
小野克盛

日新齋の文教
上の事蹟

幼時の環境

傳新納忠澄
母梅窓夫人

海藏院類増
常珠寺俊安
舜田と舜有

神儒佛の三教
一致

學事の獎勵

日新の號の由
所

は左金吾小野克盛予之所宗而舊交之最厚者也」とまで言つた。^(註二〇)

忠昌の後、忠治、忠隆、勝久を経て、島津忠良の執政たるや、其豐功美蹟は鬱然として出づるに至り、薩摩の文教を語るに、日新齋を描いては、又價値なきほどの遺化を後世に及ぼした。日新齋の學問を觀る上に於て、先づその環境を見るに、祖父伊作久逸は桂菴と縁故深く、又幼時傳育の任に當つた母の甥新納能登守忠澄は漁隱と號し、文武に暢達し、母梅窓夫人は常に論語又は大學を愛讀し、儒教に志深かつたと言ひ、近親にしてこの三人の董化最も大なるものであつた。桂菴の寂年は日新齋の十七歳の時に當り、愛甲喜春の傳ふる如き直接師承のことは考へられないが、桂門儒學の盛運に遇ふたことであるから、その感化の極めて大きかつたことは言を須ひない。^(註二一)又日新齋の修學徳育上の靈納には、伊作海藏院頼増の剛健嚴格なる庭訓があり、青年の頃には田布施常珠寺の俊安の篤實精密なる修禪があつた。而して、天文五年以後専ら師事龍遇の渥かつたものに、桂菴の學統舜田舜有の二師があり、^(註二二)天文七年加世田を領するや、舜田を移して保泉寺に補し、又後舜有の爲めに梅番寺を建てた。日新齋の學統は以上の如くして、儒佛を兼修し、その宗本をこの二教の折衷に仰いだけ

れども、又別に神道を崇敬し、之を加味して三教一致を説いたことは、俊安の頌に明白である。^(註二三)日新齋の盛業は桂菴の學風を布唱し、而して大成したこと、實質剛健なる薩藩士風を養成して後世の盛運を開いたこと、を最も偉とすべく、其の言行逸事に至つては、日新菩薩記等に甚だ多くを傳へてゐる。

先づ日新齋の學事獎勵を見るに、其の勸學の篤きことは、殿中の赴き、尋常明師に投じて誨を求め、今は法華説、今は六經の談、又は日本紀、百官式、目太、平記、砂石集に至る迄、時を得て螺を吹かせ、諸宗を集め、勤て學を勧めし、事四時一日も破費せず、一朝一日の他遊にも書籍を携へ、至る所寸隙を惜て古書を聞き、書義を尋て其要を取て機鑑とせし故に、賢者才人自遠方來て、喜樂のみありし、と云ふ日新菩薩記の記事は語り得て遺す所がない。日新の號は漢學起源に愛甲喜春の傳聞として、日新齋嘗て桂菴に就き、湯盤銘の講義を聞き、近く身に命じ、顧みて戒と爲さんが爲め、日新と號せりとあるけれども、^(註二四)日新齋が日新と號したのは、大永、天文の交であつて、桂菴に就いたといふのは當らないが、その出所は勿論大學の湯之盤に見える。苟日新、日々新、又日新に由ることは明かで、日新齋が身自ら之を以て戒律と爲さんとしたことは、眞を傳ふるに庶幾い。又

孔子聖蹟圖を
座右に置く

第五編 分國時代

八二六

祭祀を重んじ
忠孝を奨む

座右孔子聖蹟圖の屏風を置いて觀戒としたことは自らを責めて然る後人に及ぼすの日新齋の學風を窺ふのに好個の事實である。斯くして後子弟を奨勵して武事の餘暇には必ず文事を修めしめ伊呂波歌を作つて聖經を里耳に入り易くし士民をして吟誦の間自ら道を知らしめた。又近臣の子弟を集めて教育せるもの多く、これらは朝早起して沐浴し髪を結び其間觀音經一卷を誦讀し、而る後日課の書籍を復讀するを例とし、若し學を疎んずるものあれば、棒又は拳を振つて徴戒したといふ。次に日新齋の祭祀を重んじ忠孝の道を鼓舞したことは諸所の寺に戦亡領を寄せて戦歿者の祭祀を絶えざらしめ、毎年七月の盂蘭盆に日新齋自ら祖先を祭り次に戦歿者に及び、四十五の兩夜には幾萬の燈籠が保泉寺下來巢馬場の兩側に連つたといひ、又人形師に命じて忠臣義子孝子貞婦等の像を造らしめ、同夜之を衆に示してこの道を奨勵した。嘗て田布施にて中間孫七なる者が父と誣つて杖を以て向へるを聞いて之を刑死せしめ、猶ほ死骸を掘出して不孝の二字を烙して鼻したこと、同じく田布施にて長井彌五郎が母と口論せる時、通行して之を即座に斬らしめ、又高橋郷の邊牟木庫藤兵衛尉の不孝を聞いて扶持の水田一町を沒收し、大赦あり

士器の養成と
禮義の嚴守と

惠政撫民

義久への訓誡
狀

たるも之を免じなかつたことは、其の不忠不孝を憎むこと仇讐の如きものがあつたことを知らしめる。次に士を重んじ禮義を嚴守せしめたことは、後義久義弘の時に、一藩の俊髦と稱された新納忠元、川上久朝、鎌田政年、肝付兼寛、四人の姓名を看姓所の壁間に貼つて、其の才幹の成長を念じたこと、才藝の士を登用して下郎庶人を分たず、學を好む者には書を與へ、武を好む者には韜略を教へ、管絃に秀づる者には絲竹を給して、各、その器を養成せしめた。又諸侍禁制の事として、額上を荒蕪し、口内を不譏、牙齒を不黒、爪上を不研、座中の起居履、闕御門の出入不謹、戲笑言語し、威儀儻如たらざる侍、出仕停止ある事、と菩薩記に見えるのは、禮節を重んじたことの一斑を思はしめる。次にその惠政撫民の事實は、舊來行はれた牛割串刺張附の如き酷刑を禁じ、又流罪、死罪をも緩うしたことを菩薩記に傳へてゐるが、斯かる寛刑を行ふた一方、不義不善は些かも容赦することなく、博奕の如き悖德俗亂の行爲は嚴禁して、淳風を助長するに努めた。永祿四年十月、義久に與へた書簡にも、このことに關して、内には鰥寡孤獨のあはれを密行し、假初にも人をそこなひやぶらじの持戒を逼塞候て、外には禁籠張着をかまへらるべしと、誠めてゐる。また天文十四年、加世

桑御前と義賢

田阿多界の大河に長橋を架して交通に便し、その他殖産上には猶ほ加世田の鍛冶阿多の桶屋田布施の木挽永吉の木工は日新齋の奨勸に始ると口碑に傳

へられ、日新齋の後室文賀桂才が養蠶に力を致した事蹟も今に桑御前と崇められてゐる。

島津氏は義久義弘家久の三代の間、戦に勝つや厚く死者を葬り、僧を集めて施餓鬼を修して其後を供養して毫も敵味方を分つことなく、或は六地藏を建立する等のことは恰も家法の如くに行はれたが、この博愛仁慈の精神は古くより薩摩の土風であつたとも思はれるが、實に日新齋に於て遺法となつたものである。その例は日新齋が大永六年島津實久の黨邊河忠直を帖佐城に攻めた時、敵味方の死屍を供養したるを始め、天文七年頃阿多加世田の兵亂に肥後宮原井尻の死地に六地藏塔を建て、同じく實久に勝つや、其黨與を深く追窮せず、猶ほ之に北薩の舊邑を保全せしめ、天文八年貴久の市來攻略に際して敵

博愛仁慈の遺風

六地藏塔



島津新日齋調狀(公津島重忠所藏) 第六十三圖

新納忠苗を歎す

頭塚

大施餓鬼

豊後塚

木崎原合戦の六地藏



第六十四圖 六地藏塔(加世田町)

(銘) 一切の罪も消なむ彌陀地蔵 四十九の身の四十八願

(父) 高一丈四尺三寸

を垂れ、永祿九年日向三ノ山林小における伊東氏との會戦後、敵味方の爲め供養し、日新齋及び貴久は南無阿彌陀佛の六字を冠せる追悼歌を詠じた。また義久が日向高城の役に大友軍を大破した後も、同地に豊後塚を建て、また僧代賢始め衆僧三百人餘を福昌寺に招じて大施餓鬼を修したことは川上久辰日記等に見え、義弘の伊東軍を日向木崎原に撃破せる後、戰場に六地藏を建て、主なる敵將六十人餘の名さへ傳へしめたことは、かの朝鮮役後慶長四年義弘忠恒父子の高野山に建立せる敵味方供養碑と共に廣く世に知られてゐる。また

島原役後の卒
塔婆

岩屋城攻略後
の大施願書修
行

伊呂波歌の作

半松齋宗養の
合點

近衛種家の跋

天正十二年の島原の役後、敵將龍造寺隆信等の供養の爲め、福昌寺代賢始め、薩隅日及び八代葦北の僧一千餘をして島原に於て讀經せしめ、三十餘尋の卒塔婆を建立し、天正十四年の筑前岩屋城攻略の後にも、敵將高橋紹運を始め、戦歿者に茂林和尚を招請して施餓鬼を修した。かくの如く、大役ある毎に、敵味方の供養を怠らず、或は碑を建て、塔を作つて之を合祀したことは、薩摩の博愛思想の現として、誠に記憶すべき所である。

次に伊呂波歌は、その製作年代に關しては、いま天文十五年以前、數年の間といふの外ないが、天文十四年近衛種家が日野資方を使として、貴久に東帯衣服を贈つた時、春成久正の上洛に托して、花ノ本半松齋宗養に合點を求めたものと思はれ、天文十五年正月、近衛種家は之に跋を附し、宗養また評語を加へて返附したもので、種家が遠國の詠歌なれば、さもおもしろくあるまじと思ひ、先づ一首を讀みたるに、思ひの外なるにより、衣冠を改めてこれを聞したといひ、又その歌も一字の添削を加へたのみと傳ふことは、伊呂波歌そのものを味讀する上に、抹殺し難い傳である。日新齋がその學問思想を擴めるに、平易暢達なる歌謠を以てしたことは、其用意の周到深遠なるを詳知すべきである。之

後世經典とし
て伊呂波歌を
神聖視す

伊呂波歌の内
容

が永く薩藩治教の準的子弟教養の經典として神聖視されたことは、徳田毘興の島津家御舊制軍法卷鈔に、貴久主より以來、惟新主伊呂波歌御詠歌を日夜拜見有て、其通りに御實行をば、勵み給ふ御常式なり。貴久主の御意にて、諸士七書にても四書にても、講釋する度毎に、終りは、右の道を聞ても、と有御歌を高らかに三返唱へ奉りて、書物をおさむるを習とし、評定所上段の正面に、額に伊呂波御歌の中三首(イ、ト、モ)を書記し、家老毎日出席の時、右の御額を拜し奉り、御歌を吟し奉る御法なり、と言ひ、又久保之正、日新公伊呂波御歌解釋序にも、されば當時天下の武將道義に於て、先賢君公へ相並候士有之を聞かず、當末代に至り、御歌に違背の無之様にとの思召を以て、三ヶ國御政事出候。御家老座御床の上に、御歌三首樹置かせられ給ひぬ。故に大臣、小臣、齊明盛服して御歌拜吟、道義を尊信し、士道を相養候、とあるによつて、證せらるゝのみならず、藩主の諭告、家臣の封事等に、屢之を引用して、金科玉條となし、或は寺子屋の讀本となり、習字本となるに至つた。その四十七首の内容は、因果應報、頓悟博愛の佛道を始め、武道儒道政道に互り、又學問修養、正義克己、利欲憎陰、勤勉、敬君事長交友等の世道人倫の全般に互つてゐるが、今その全文を掲げよう。

- (イ) いにしへの道を開きても唱へてもわが行にせずばかりひなし
 (ロ) 樓の上もはにふの小屋も住む人の心にこそはたかきいやしき
 (ハ) はかなくも明日の命を頼むかな今日も今日もと學びをばせて
 (ニ) 似たるこそ友としよけれ交らばわれにます人おとなしきひと
 (ホ) 佛神他にましまさず人よりもこゝろに耻ぢよ天地よく知る
 (ヘ) 下手ぞとて我とゆるすな稽古だにつもらばちりもやまとことのは
 (ト) 科ありて人を斬るとも軽くすな活かす刀もたゞ一つなり
 (チ) 智惠能は身につきぬれど荷にならず人はおもんじはづるものなり
 (リ) 理も法も立たぬ世ぞとてひきやすきこゝろの駒の行くにまかすな
 (ヌ) ぬす人は餘所より入るとおもふかや耳目の門に戸ざしよくせよ
 (ル) 流通すと貴人や君が物語りはじめて聞ける顔もちぞよき
 (ヲ) 小車のわが悪業にひかれてやつとむる道をうしと見るらん
 (ワ) 私を捨てゝ君にしむかはねばうらみも起り速懐もあり
 (カ) 學問はあしたの潮のひるまにもなみのよるこそなほ靜かなれ
 (ヨ) 善きあしき人の上にて身を磨け友はかゞみとなるものぞかし
 (タ) 種子となる心の水にまかせずば道より外に名も流れまじ

- (レ) 禮するは人にするかは人をまたさぐるは人を下ぐるものかは
 (ヰ) そしるにも二つあるべし大方は主人のためになるものと知れ
 (フ) つらしとて恨かへすな我れ人に報い報いてはてしなき世ぞ
 (ホ) ねがはずば隔てもあらじいつはりの世にまことある伊勢の神垣
 (ナ) 名を今にのこしおさける人も人こゝろもこゝろ何かおとらん
 (ニ) 樂も苦も時過ぎぬれば跡もなし世に残る名をたゞおもふべし
 (ハ) 昔より道ならずして驕る身の天のせめにしあはざるはなし
 (ウ) 憂かりける今の世こそはさきの世とおもへばいまぞ後の世ならん
 (キ) 憂に臥して實には起くと夕露の身をいたづらにあらせじがため
 (フ) 通るまじ所をかねて思ひきれ時に至りて涼しかるべし
 (オ) 思ほえず違ふものなり身の上の欲をはなれて義をまもれひと
 (ク) 苦しくとすぐ道を行け九折坂の末は鞍馬のさかさまの世ぞ
 (ヤ) やはらぐと怒るをいはゞ弓と筆鳥に二つのつばさとを知れ
 (マ) 萬能も一心とあり事ふるに身ばし頼むな思案勘忍
 (ケ) 賢不肖用の捨つるといふ人も必ならば殊勝なるべし
 (コ) 不勢とて敵を侮ることなかれ多勢を見ても恐るべからず

- (コ) 心こそ軍する身の命なれそゆれば生き捕はねば死す
 (キ) 回向には我と人とを隔つなよ看經はよししてもせずとも
 (ク) 敵となる人こそはわが師匠ぞとおもひかへして身をも嗜め
 (ケ) あきらけき目も吳竹の此世より迷はどいかに後のやみぢは
 (コ) 酒も水ながれも酒となるぞかしたとなさけあれ君がことの葉
 (カ) 聞くことも又見ることも心がら皆まよひなりみなさととりなり
 (キ) 弓を得て失ふことも大將のこゝろ一つの手をば離れず
 (ク) めぐりては我身にこそは事へけれ先祖のまつり忠孝の道
 (ケ) 道にただ身をば捨てんと思ひとれかならず天のたすけあるべし
 (コ) 舌だにも齒のこはきをば知るものを人はこゝろのなからましやは
 (カ) 酔へる世をさましもやらで盃に無明の酒をかさぬるはうし
 (キ) ひどり身をあはれと思へ物毎に民にはゆるすこゝろあるべし
 (ク) もろもろの國や所の政道は人にまづよく教へならはせ
 (ケ) 善に移り過れるをば改めよ義不義は生れつかぬものなり
 (コ) 少しきを足れりとも知れ満ちぬれば月もほどなく十六夜のそら

この日新齋の子貴久孫義久義弘中書家久及び曾孫家久の各世代が相續い

で盛業をなした状は誠に壯觀といふべく、而かもこの間文化上傳ふべきものも亦頗る多い。貴久も亦桂門の耕翁舜田三枝舜有の二師に就いて儒佛を修め、心身を練磨したことは明らかで、既に八歳の頃春成久正に就いて書を學んだと傳へてゐる。若年の頃田布施に於て鷹狩の折溝を渡り兼ねた時、從者が水に入つて肩を與へたるに、士の肩を踏むは無禮として一旦辭したる如き逸話は、よく日新齋の敬士の教を失はなつたことを傳ふるものであり、若冠十三歳にして勝久の讓を受け、鹿兒島に在つた時老獮實久によつて鹿兒島を陥れられ、潜行して田布施の父の許に歸るや、忠良憐ばすして一旦守護に職たりながら、妄りに城を棄て、去りたる怯懦を責めたので、深く慚憤して奮起し、これより文武の道を練磨し、智徳武威日々に進んだといふ如きは、日新齋の薰陶の嚴格と、貴久の豪毅の氣象とを窺はしめるものである。貴久が天文八年八月日新齋と連判を以て下したる法制十ヶ條は種々の意味に於て興味があり、貴久の政道の要を窺ふに足るものである。

貴久が日新齋の伊呂波歌を尊崇したことは最も深く、後世之が風となつたのは實にこれが規範たりしものである。貴久も亦和歌をよくし、好んで孟子

義久義弘歳久
家久に對する
日新齋の評

及び六韜を愛讀し且暮手を釋かなかつたといふ。（注四）
貴久の後、義久、義弘、歳久、家久は日新齋の評の如く、義久は三州の總師たるべき材徳あり、義弘は雄略傑出し、歳久は智計優れ、家久亦戦法に妙を得てゐた。この四人は元龜、天正の間多く戦塵戎旅の間に馳驅したので、武運の傳ふべきものに比して文事は少いけれども、なほ其の美蹟また尠しとしない。義久は幼にして祖父日新齋の薰陶を受け、好學の念が篤く、殊に和歌を最も得意とし、嘗て日新齋に倣つて伊呂波歌を作つた。（注四） 義久の質素に就ては、その富限にあつたとき嘗て肥後の加藤清正の遣せる忍の者が内偵したるに、座敷も意外に鹿相にして、障子など反古張りであつたので、意外に思ひ、これが記憶に残つたといふことを歸り報じたので、清正も薩摩の武邊には到底及ばない所であると讚嘆したといふことである。（注四）

義弘と文教
黄友賢

義弘も日新齋の薫育を受けて篤學精勵、文之西一峯を用ひ、明儒黄友賢を厚遇して學を講せしめた。黄友賢は福建連江縣江夏郡の人にして、永祿三年（明三十九年）流賊に拘せられて來朝し、初め川内に寓し、後二洲一翁と來往し、程朱の學を文之に授けた。友賢は尤も易筮に精通してゐたので、天正十年八代に於

環溪先生

て義弘に卜筮を以て祿仕し、上井覺兼等の部將とも交遊があつた。（注四） 朝鮮役にも從ひ、歸つて義弘の伏見にあるや、友賢の名は京洛に藉甚し、遂に天朝に達して、筮木を賜り、聖護院道澄親王は環溪先生の號を賜つた。秀吉も一時之を用ひんとしたが、友賢はその聘を却けたといふ。慶長の間、府城の築造に地を下して功あり、十二年、義弘の帖佐より加治木に移るに従つて營地を卜し、自身また從遷し、食祿三百石を以て士班となり、出身の郷名を取て江夏氏を稱した。而して十五年七月二十三日、齡七十三を以て加治木に歿し、木田村實憲寺に葬られた。（注四）

義弘の逸事
二才衆の遠流

義弘の事蹟逸事の傳ふべきものは餘りに多いが、その獎學の法は、加治木に在つた頃、二才衆の夜行徘徊を懲らしめる爲め、遠流と稱して、櫻島、谷山、垂水等の近き外城へ遣し、その間各、四書を學ばしめ、學業稍進めば乃ち赦免し、徵罰と獎學とを巧妙に用ひたる如きは、文教上興味ある事である。（注四） 義弘は最も諸士の撫育に留意し、諸士妻帯すれば新婦を招いて親しく婦道を訓諭し、家に男兒生るれば三十餘日にして之を召し、膝の上に抱上げて、其の前途を囑望したといふ。（注四） 又義弘は醫術に心を用ひ、自ら醫書を編したといはれ、藥方を小篠太郎

義弘と醫術

左衛門尉より受け、慶長八年及び十六年種子島久時に焼めの呪薬方産前産後
の手當を傳授してゐる。又醫士伊丹道甫(撰人)を招いたが道甫は薩摩に止る
こと十餘年に及び、醫業の傍ら茶事を以ても世に鳴つたこと、島津久厚男爵家
所藏の僧文之の文に見える所である。(百四九)

薩摩文化に對する近衛家の位置
吉田位持三條西實隆に和歌の合點を請ふ
細野尊重近衛政家を勧ふ

日新齋の和歌に堪能なりしより貴久義久義弘を始め上下斯道を好んだこ
とは著しく、連歌も亦この頃大いに流行した。室町季世に於て近衛家と島津
氏との間が極めて親密となり、就中種家前久信輔信が屢薩摩と交渉を有した
ことは京文化の注入に與つて大きな力があつた。例へば天文十六年九月種
家は本田紀伊守へ色紙卅六枚同又二郎へ花月集一冊宸筆短冊十枚を贈り、天
文廿一年六月には樺山玄佐へ短冊十枚を、島津又四郎へ色紙を贈り、又天文十
年五月伊勢常真より嶋津武藏守へ書札禮一卷を相傳してゐるが如きことあ
り、之等は好文の士を刺戟して京都文物の吸收に向はしめたことは疑ない所
である。(百五〇)日新齋が宗養に合點を求めた如く、薩隅の武將が京洛縉紳の風流を
慕ふたことも少くなく、永正八年二月大隅の吉田若狹守位清が薩摩の僧珠全
を同道して三條西實隆を訪ひ、自作の歌に合點を乞ひ、又禰寢尊重が青蚨一箱

高城珠全

連歌師宗碩來薩

連歌の興行

阿蘇玄與

第四章 文藝の興起と制度の更新

八三九

太刀一腰を携へて近衛政家に面謁してゐるのは、その例である。(百五二)珠全は享祿
年間に於て連歌師として空山日記等に屢勝久の側近に侍してゐた高城珠全
であり、彼の宗祇の徒であつて、宗祇が明應年間福昌寺の僧や喜入氏と親交が
あり、又永正十四年連歌宗匠宗碩が來薩し、忠隆が之に古今傳授を受けんとし、
陪席上下五人のみを許したといふことも連歌の流行を物語るものである。(百五三)
其の後肝付兼續一族も高城珠全と共に詠める連句を遺してをり、又貴久、義久
及び家久時代に於ける和漢の連歌興行の懷紙の今に遺されてゐるものも少
くない。かゝるものとして、永祿十年二月廿五日の賦山何百韻、元龜二年八月
十六日の百句、天正二年七月廿日の賦何船百韻、天正九年二月廿五日の賦何人
百韻、天正十年十一月廿五日賦何路百韻、天正十三年六月三日の賦何人百韻、慶
長七年十一月十二日懷舊の連歌百韻に依つて見ても、肝付兼續、平田昌宗、比志
島國貞、伊集院忠治、同忠棟、五代友治、伊地知重秀、川上久隅、上井覺兼、新納忠元等
の武將が文事にも堪能なりしことを知り得、また朋友としては不斷光院芳深、
淨光明寺其阿高城珠全、同珠長、中江意溫、齋周琳等があつた。而して之等の外
特に阿蘇墨齋玄與惟は義久、義弘當時文雅の士として知られたものである。

吉例の連歌千句
義弘伊丹道甫に茶の調達を依頼す

近衛信輔の坊ノ津流調と薩摩の文事

樺山玄佐の文藝

上井伊勢覺兼日記によれば義久の頃連歌は極めて盛んであつて、毎年正月十六日には吉例として連歌千句を興行したといふ。又義久は秀吉の時伏見京に在洛するや、屢、宗易等と交遊して連歌及び茶の湯の席に連り、又義弘も伊丹道甫に茶の調達を依頼し、千利休に茶湯の作法を問ひ、遂に傳授を受けたほどであり、又北郷一雲の如きも青蓮院宮より入木道の免許七條を受けた。この點に於て、文祿三年の近衛信輔の坊ノ津流調は薩摩の武將の文藝趣味を大いに刺戟したに違ひない。時に義久は屢、和歌の雅席を催して信輔の無聊を慰め、樺山忠助劍紹等の武將はこの芳筵に侍してその詠に和した。（注五五）

而して、この時代の武將の文事を語る上に於て逸すべからざる者として、ここに樺山玄佐、新納忠元、上井覺兼の三人を擧げて、いゝであらう。樺山玄佐善久、幸久は前章屢述べたる如く、貴久、義久に仕へて最も武功を樹て、殊に此の二代の國內統一時代に大勢を洞達するの明があつて、父信久と共に時として一身を犠牲として島津氏の統一を助けた。天文十七年大隅清水の本田董親の没落の時、其の城裏の屋室の横の柱に「たち馴し横の柱もかはるなよめぐりあふべき時しありや」と詠み残してあつたので、流れいでて歸る瀬もなき水

樺山玄佐と古今傳授



第六十五圖 島津重忠氏所藏 古今傳授起請文

壑の跡はかなくも憑み置くなと、簡文に書いて放つたといふのは、玄佐の卅六歳の時である。（注五六）問もなく、天文廿年正八幡宮の尊體を請せんとして上洛するや、飛鳥井雅綱、向雅教等の和歌の席に列り、著名なる連歌師、紹巴等と交遊した。（注五七）義久は玄佐と深く盟約する所があつたので、弘治三年蒲生攻めの時、玄佐の子忠副の戦死に際しては、特に六字の名號を頭として、悼歌六首を寄せた。（注五八）玄佐が永祿

九年遂に不斷光院清譽の斡旋によつて、近衛前久より古今集の傳授を受け、爾來歌道を以て鳴るやうになつたことは、天正九年島津中務大輔家久に、歌會の規式を教へ、尋いで古今傳授を許してゐるによつても知られる。（注五九）又この頃、義久にも古今集の抄物を贈つてをり、其の文祿二年、菊月十七日の自筆の覺書に據れば、珠玄よりも古今集、聞書七卷を受けてをり、近衛家の夫と共に重代の鴻

實たるべきことを言つてゐる。〔注六〕新納忠元上井覺兼河上肱枕等の義久義弘時代の好文の武將は何れも當時長老たりし玄佐より古今集源氏物語等の抄本を借りて書寫したのであつた。〔注七〕

新納忠元〔注八〕も幼少より屢貴久義久の連歌の席に恃したが、その一生を通じて和歌連歌の道を嗜んで忘ることがなかつた。嘗て天正十年八月京都より下向した日向長持寺の僧より細川藤孝の戦死を傳聞して、其の生前連歌の聴聞を遂げる機會のなかつたことを惜んだ。〔注九〕新納文書に據れば朝鮮在陣中の義弘は屢忠元に對して返歌を與へてをり、或る時は身邊に談合の人なきを憾んで合點を請ふてゐる。家久もまた好んで忠元と詠歌の贈答を爲した。〔注一〇〕忠元は慶長元年上洛して、三月十一日離洛の時、近衛前久は特に之に對して一首を贈り、廿五日細川幽齋も亦忠元の詠歌に斧正を加へて返した。〔注一一〕而して忠元が此の在洛中、伊勢江庵に頼つて前久より貸與せられた窓外未出の定家撰和歌大概は自ら之を書寫したのである。〔注一二〕

忠元と同好の者のうち、上井覺兼は若年にして玄菟に參禪し、福昌寺代賢正興寺玄龍黃友賢等と交友した文雅の士であるが、其の遺せる日録中に於ての

新納忠元の學藝

上井覺兼の文事

川上忠頼書寫の連歌新式

み見るも數多の遺詠を有してをる。殊に天正六年正月十六日には都於郡内城に於て百韻連歌に「萬代もふるをき梅の若枝哉の發句を詠んだのを始め同十二年十二月四日に同名上野介某より紹巴の千句注本を、又十三年三月八日に新納忠元へ歌書二冊を返してゐる如き、その執心を見るべきものがある。〔注一三〕最後に薩摩に於ける連歌の流行を見るべき好個の資料として、縣立圖書館所藏の連歌新式がある。この連歌新式は同本の奥書に據れば天文十四年七月九日河上忠頼の書寫せるもので、忠頼は忠克の子にして、その弟久朗の孫に當る久國が之を傳へたものである。連歌新式は元龜元年牡丹花宵柏が整理し、後更に紹巴が之に手を加へたるものであるが、本書は宵柏の編せし後僅かに四十五年を経てをり、本書の寫本中年代の明確なる最も古いものにして、紹巴加筆以前の面影を多く存する所頗る價值あるものである。

〔注一〕 秩父家譜 高山氏墓碑銘

〔注二・三〕 鳥隱漁唱卷上・中

〔注四〕 藍菴遺稿

〔注五〕 鳥隱漁唱卷下

〔注六〕 松塙稿

〔注七〕 鳥隱漁唱卷上・下

〔注八〕 鳥隱漁唱卷上

〔注九〕 延徳版大學談話

〔注一〇〕 鳥隱漁唱卷上

〔注一一〕 新編鳥津氏世錄支流系圖新納譜 漢學起源

卷三

- 〔注二一四〕漢學起源卷三
- 〔注一五八〕日新菩薩記
- 〔注一九二〕川上久國雜話
- 〔注二三〕袖ヶ崎島津公傳家文書
- 〔注二四・二五〕日新菩薩記
- 〔注二六〕明赫記一
- 〔注二七〕日新菩薩記
- 〔注二八〕島津國史卷一七
- 〔注二九〕日新菩薩記 樽山玄佐日記
- 〔注三〇〕川上久辰日記(天正六年戊寅十一月二十三
日條) 明赫記五 上井伊勢覺兼日記四 大日本金石
史三
- 〔注三一〕明赫記三
- 〔注三二〕上井伊勢覺兼日記四 勝部兵右衛門開書
長谷場越前日記 明赫記六
- 〔注三三〕豊薩軍記六 大宰府管内誌上
- 〔注三四・三六〕舊記雜錄前編卷四六 箕輪伊賀入道
覺書 袖ヶ崎島津公傳家文書 加世田春成氏由緒書
- 〔注三七〕新編島津氏世錄支流系圖伊作譜 日新公伊
呂波歌並單騎要秘 薩藩士風沿革參照
- 〔注三八〕薩藩先公遺徳上
- 〔注三九〕舊記雜錄前編卷四四
- 〔注四〇〕同上卷四五
- 〔注四一〕薩藩先公遺徳上
- 〔注四二〕袖ヶ崎島津公傳家文書
- 〔注四三〕薩藩先公遺徳上
- 〔注四四〕漢學起源卷三 南浦文集申
- 〔注四五〕上井伊勢覺兼日記四
- 〔注四六〕漢學起源卷三 板坂卜齋覺書
- 〔注四七〕薩藩舊傳集三 三嶋庵隨筆上
- 〔注四八〕盛香集一
- 〔注四九〕薩藩先公遺徳上 種子島男爵家文書
- 〔注五〇〕舊記雜錄前編卷四七・四八 梅北正五氏所
藏書札禮典書
- 〔注五一〕實際公記四四
- 〔注五二〕後法興院記(延徳元年十一月十七日條)
- 〔注五三〕舊記雜錄前編卷四二 種子島家譜二 肝付

- 兼嘉氏所藏文書 袖ヶ崎島津公傳家文書 有村文書
- 宇都宮虎二氏所藏文書 曾木豊二氏所藏文書 北郷
文書
- 〔注五四〕伊丹文書 惟新様より利休江御尋之條書之
寫 薩藩舊傳集二 北郷文書就
- 〔注五五〕近衛家記録 阿蘇玄與日記 樽山家文書
- 〔注五六〕舊記雜錄前編卷四七

第三節 諸制度の發達

近世初期薩摩藩に於ける諸般の政治態制は、遠く鎌倉時代以來發達し來つた沿革に基礎を有するとはいへ、その發端は中興貴久以後義久義弘の代に於て除々に形成され、やがて家久の時に及んで完備されたものが多い。その個個の制度に就いては後編藩制の中にも述べるであらうが、今爰には沿革上の敘述の順序として、特に重要なものに觸れて置きたい。

元龜・天正の間は三州統一を始め全九州に兵馬を驅馳した關係によつて、軍事は最も發達したが、就中鐵砲の傳來はよくその時代の要求に應じ、忽ちにして九州のみならず、全國にこの新兵器の傳播を見るやうになり、近世の戦法に

鐵砲の傳來と
軍制の變革と

八板金兵衛の苦心

重大な影響を及した。所傳に據れば種子島時堯は先づ家臣篠川小四郎秀重に命じて製薬の法を學ばしめ、又工人八板金兵衛清定に命じて鐵砲の製作に従はしめ、彼は慘憺たる苦心の後、之を模造し得たが、底部を閉塞する法を知らず、煩悶焦慮の末翌年熊野浦に來航した葡萄牙人によつて初めて完成するを得たといふ。^(註四) 種子島氏の偉功は單にこの新兵器の傳受、研究に止らず、實に之を領つに吝かでないかつたことである。これが畿内への傳播の経路に就ては、

畿内へ傳播の経路
根來寺杉坊妙算
津田監物

紀州根來寺杉坊妙算、或はその兄津田監物^{長等}によつて齋らされたものが最も早いと思はれる。津田監物の紀州へ歸つた年次は、或は天文十三年三月に種子島を發したといひ、或は同月を紀州へ歸著した時にかけてゐて、孰れが正しいか不明であるが、何れにしても初傳以來一二年を出でてゐない。^(註五) 種子島氏は元來律宗であつたが、惠時の祖父時氏の時代、三島^{種子屋久、惠良部}共に法華宗に改宗し、爾來惠時時堯の時はその全盛時代であつたから、宗教上根來寺と直接關係があつたとは思はれない。思ふに種子島と根來寺との關係を見る上には、二つの契機がある。一は坊ノ津一乘院の關係で、一乘院龍嚴寺の五代頼憲は永正中伊集院莊嚴寺精範と同道して根來に至り、精範は同寺寶持院にて他界

坊ノ津一乘院
と根來寺との關係

渡明の要地として
の種子島

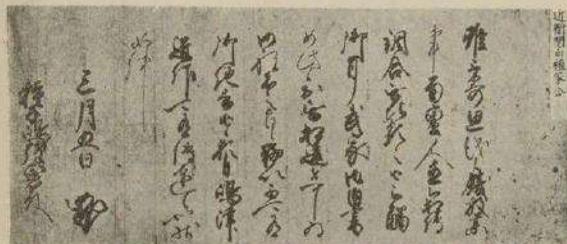
したといふが如く、根來寺と坊ノ津龍嚴寺の僧侶の往來は當時少なくなつたと思はれ、又坊ノ津と種子島とは航海上切り離すことの出来ない關係にあつたから、自然種子島に渡來したことゝ考へられる。^(註六) 二は文明以來種子島が渡明渡琉の要地たりしことで、就中永正十七年細川氏の遣明船をこの島に於て建造し、享祿三年大内氏もこゝに遣明船の艤裝をなしたことがあり、又近くは天文九年六月明船の竹崎浦に漂着せるあり、天文十三年四月には渡明二合船が種子島を解纜してをり、この船は翌年六月に歸朝した。随つて堺との交通はその地理的距離に比して、實に近かつたのであり、天文十二年出雲守時述の内亂の際には、堺の畫工殊幸なる者が滞留してゐた如く、紀州より渡來する者が少くなかつたと思はれる。^(註七) 芝辻文書に、津田監物は渡明を志し難破して種子島に漂着したといふことを傳ふるものゝあるのは、稍、眞に幾いのであらうと思はれる。津田監物は根來寺に歸つた後、門前町たる坂本住の堺出身芝辻清右衛門なる鍛冶に之を造らしめ、之は堺鐵砲鍛冶として近江國友の鐵砲鍛冶と共に最も早く知られるやうになつた。^(註八) その後鐵砲の畿内に流傳するや、將軍足利義輝は天文十八年三月近衛種家により島津氏を通じて種子島時堯

足利義輝種子島時堯に火薬の製法を發す

岩劍城合戦に初めて鐵砲を使用す

天文十八年の加治木攻略の火筒

足輕を主とする火戦々法となる



第六十六圖 近衛種家書狀(男爵種時氏所藏)

に南蠻人直傳の火藥の製法を徴した^註

而して島津氏が實戰に鐵砲を用ひた始めは正確に知り得ないが、その初め大規模に使用されたのは、天文二十三年の岩劍城合戦のときと思はれる^註。畿内に於ては、從來天正三年の長篠の戦に於ける使用が有名であるが、天正五年の信長の雜賀攻めにも用ひられたが、何れにしても島津氏に遅るゝこと十餘年である。尙ほ天文十八年十一月貴久の加治木攻略のとき、伊集院忠倉が火筒を發して肝付の營を燒夷したことがあるが、之は古來使用された石火矢の類か、或は天文十三年傳はつたといふ大砲かとも思はれる^註。一度びこの新兵器が實戰に使用されて、效果多大なるものがあるを知るや、從來の刀鎗肉彈の戦法は大いに改革され、足輕を主とする火戦々法が行はれるに至つた。貴久は前述の如く兵法を好み六韜七

中書家久最も兵略に秀ず
貴久の天文八年の法規

書を愛讀したといはれ、その四子の内、特に義弘、歳久、中書家久はその實戰上の事蹟より見るも、武略殊に傑れてゐたが、中書家久は最も兵略に秀で、島津氏獨特の戦法を創出したと傳へられる^註。貴久の天文八年の法規は第一條に於て伍法を定めたる外、平時の軍國的制度として見るべきものが多く、次の如くである^註。

- 一 諸士衆中、忠孝の道第一に相守り、五人與中むつまじく可相交事
- 一 領地多き衆は七書を習ひ、人數驅引、并貝太鼓の合圖作法常に訓練可有之事
- 一 若き衆中は武藝角力、水練、山坂歩行、平日手足をならすべき事
- 一 田地五反に付、武用に立候家の子一人宛、家内に養育あるべき事
- 一 陣中三十日自飯料引當無之、并軍役出物等於運漕は、所帶方沒收すべき事
- 一 諸士衆中、番狩、普請、其他役務の間日には、不致離居、主人家之子女迄も、早朝より農業に可出事
- 一 百姓并又内の者にて、獨身并困窮之者あらば、横目衆にあらす候共、早

速直に可申出事

- 一 諸士衆中之子供無免許候而出家成停止たるべき事
- 一 地頭領主并奉行頭人下々の訴訟則不致披露又は邪なる捌候はゞ不及取次我等父子の間目通え直に可申出候事

一 我等父子邪成聊爾之儀見聞候はゞ誰人にて不差置諫言可致候

伍法の與制度は戰時に於ける隊伍の法として實戦上の單位たりしに止らず、平時行政上の基準となり、布令の傳達非違の檢察紛争の裁決公安の維持に資した。日新齋及び貴久は伊作加世田時代より軍兵の編成に三組法を好んで用ひ、貴久は加世田在任の將士を三組に分ち、平時の勤役にもこの軍賦を適用したといはれ、これは更にこの組中を五人與に編成して精密にしたものである。この與制度は後鹿兒島に移つても公法となり、後の藩政の一基礎となつた。第四條第六條の兵農一致の強兵策は島津氏が他の諸侯の兵農分離を實行した後も依然として採用した所であり、郷土制度を考ふる上に重大な關係があり、かの屯田組織の基礎を爲した所のものである。之を天正六年の軍役賦に見ると、田地高一町より十町に至る各衆中の出賦を二町は主従二人とし、一町毎

伍法の與制度

三組法

郷土制度との關係

天正六年の軍役賦

天正四年高原出陣の軍賦

兵即ち農無息衆

元龜元年の掟

手火矢

引藥玉

天正十四年の義久義弘の掟

に一人を増す規定となつてをり、つまり十町衆は主従十一人となつてゐる。又武器は高一町に付き具足一領宛賦善用を以て具備すべきを命じてゐる。

天正四年の高原出陣の軍賦は士卒の賦は大體右と同様、高一町衆一町に付一人宛、主従二人であるが、自飯米である外、詰夫一人を社寺より出し、送夫馬三つ社寺中より出すべく規定し、武器については、一町毎に(一手かふし)高き三尺五寸(壹つ)六尺の立木壹つ、(二)鍬壹具の外、をのかまのこのみなたもつこなは一つ宛であつて、之を見れば農即ち兵であつたことが誠に明瞭である。又無息衆は二人間詰夫一人、社寺並びに後家中より出す賦であり、飯米は陣中三十日間の自飯米、夫より後は給與された。但し之は五段以上の衆中で、一段より四段までは公義より下給された。鐵砲採用以後の軍賦は義久の元龜元年正月十一日の掟に、二十町以上の衆は人を種子島に渡さしめて手火矢張拵方並に引藥調合法を練習せしめ、田五段に付き手火矢一挺(引藥)を用意すること、五段以下無息衆は手火矢引藥玉を藏入より給することを令し、諸士總て手火矢を所持することとしてゐるのを始め、天正十四年五月朔日の義久義弘の掟に次の如く見られる。

- 一 諸士衆中面々手持鐵砲六匁玉以上たるべき事
- 一 手鉾長刀弓持せ候又内之者陣立前俄に病死候はゞ殿役持夫相渡すべき事
- 但手鉾長刀之尺八尺以上禁制之事
- 一 高百石以下之衆具足心次第たるべし竹鉢雨具は上下共に銘々可持出事

一 兵具持衆之鐵砲都而十文目玉二十目玉と相定候事

一 兵具持衆之手鉾弓之數者鐵砲より少く爲持候事

右條々今度肥後口より出陣候此以後迄も此軍賦りたるべし諸士衆中第

一に鐵砲手練無之輩は沒收罪科に行べき者也

手鉾弓の數を鐵砲より少くし又鐵砲手練無き輩を沒收罪科に處するといひ、如何に鐵砲が重用されたか知られる(註四)慶長七年九月廿四日の忠恒の莊内出陣の時の軍法十條の中にも弓鐵炮射とをしの事付分捕にゆみ鐵炮可付事とある(註五)。貴久の時は鐵砲は未だに前裝火繩銃にして發射速度遅く實戰の繼續に不利であつたので、後天正二年大隅牛根早崎に於て島津中書家久は新納

島津中書家久の新戦法考案

關狩

島津家合傳流戰法

馬政

中世以後の諸牧

氏久の在轡集

亞刺比亞馬の輸入

忠元と共に一戦法を考案し、關狩を行ふて之を訓練し、島津家合傳流戦法の基礎となつたといふ。後徳川時代には時流を逐ふて甲州流軍學が採用されたが、徳田邕興等の合傳流の長を説く者は之を研究した(註六)。

次に馬政に就て述べてをかねばならない。三州の馬牧として中世以來顯れたものは、忠久の代より名ある瀬崎野牧(水田)を始め、貞久の時川上親久の開いたといふ吉野牧は後世まで有名であり、種子島鹽屋牧も康永の頃より興つたと傳へられ、師久の時寄田野牧(薩摩)あり、氏久に至つては、自ら「在轡集」を著した程であるから、佐野高原(内前洲鹿兒)、大瀬多尾(青野)、市來野牧(市來)、嶽腰(嶽腰)あり、勝久の時、春山野牧(伊集)が設けられた。島津氏以外にも、蒲生氏の青色牧(生蒲)、肝付氏の檢見崎牧中牧、高崇寺牧、鹿屋高牧、彌霧氏の小根占高牧、祁答院氏の九尾牧(宮之)が知られる(註七)。忠良の時には伊作牧、野間牧の復興があり、貴久の時に至つて、文中亞刺比亞種の馬を輸入して之を吉野牧に移して、後に至るまで唐牧と稱したといふ。之はまた最初種子島氏馬毛島牧に入れ、更に島津氏が揖宿より吉野唐牧に入れたとも傳へられてゐるし、三國名勝圖會には唐牧を巴爾齊亞牧と記してゐるから、彼斯馬であるともいはれる(註八)。斯くて貴久の時に知られ

る牧には前記諸牧の外に喜入野牧があり、義久義弘時代に至つては、三州最大と言はれた福山野牧の開設(天正八年)を始め、鳥帽子野牧(志布)、春山牧(東)、長野牧(來)、西別府牧(加)、嶽ノ牧(鳥)、平野牧(水)、浦之牧(加)、澤原野牧(茂)等十八以上が新設復興されるに至り、更に南部馬の移殖も傳へられてゐる。慶長四年二月七日の忠恒の掟書の一條にも「瀬さき野いつみ野あくね野なが鳥野網津野」縣の事如前々これをとりたつべきの條野馬あらくあたる間敷候可令馳走事と掲げられてゐる。

従つて馬事の傳ふべきもの多く、義弘の膝突栗毛小紫忠恒の韃鹿毛の如き名馬、矢野主膳本郷伊豫の如き名騎士が出たが、義弘は自ら荒木元清(志安)、元満父子より大坪流の傳授を受け、忠久以來の鎌倉流(御家)に一層の研鑽を加へ、また馬書十二卷を編し、臣下には川上家は忠國の時道安以來代々斯道を以て聞え、義久の頃經久(芳)がある。朝鮮役後彼の地より齎せる「牛馬」は種子島に於て飼養されて奇獸として知られてゐる。しかし薩藩に於ては元來戰場に騎戦なく専ら歩兵を用ひたとは徳田邑興のいふ所で従つて軍賦に於ても騎馬衆に關しては寛永以後見られる所が多い。

その他鳥津氏の治世の一般を窺ふに足る法規の内特に興味あるもの二三を擧げてみたい。義弘の慶長二年二月、朝鮮出陣の際残した掟は左の十八條であるが、これは限之城役人に宛てたもので、帖佐に於ける同様のものも知られてをり、尙ほ各所にあつた筈である。

掟

- 一 京都・高麗之御公役。無緩可相調事
- 一 諸代官もし構私曲。猥儀於在之者。爲諸百姓中。無用捨有様可致直訴事
- 一 於普請衆者。無懈怠可罷出事。付もし懈怠之者於在之者。則過怠普請可申付事。萬一難滌葦あらば。めいしくしるしをき。爲其地頭可申上事
- 一 諸事爲其地頭申付儀。晝夜共無異儀可相勤事
- 一 晝夜共於小路高雜談高笑。其外猥振舞にて。在高麗。在京人以下留守居之者之門にたゝずみありき候儀。并さと宿停止たるべし
- 一 付横目之者共申置候事
- 一 惣別在國之者共。上下共もし猥儀於在之者。たれぐたりといふ共。見立聞立有様於申上者。褒美をなすべき事
- 一 毎月地頭所に朔日十五日之出仕懈怠有間敷事

- 一 女方の嗜肝要たるべし。就中人の妻をぬすみ。慮外之振舞仕者あらば。見立聞立實否を糺し。爲其地頭可令討罰事
- 一 毎座酒を過すまじき事。付酒狂仕者あらば。過物を相懸べき事
- 一 人の留守居にもし用所あらば。然々之使を以申べし。取分若輩として自身出入せしむる儀。一切停止たるべき事
- 一 他所ありき停止之事。但無餘儀用所あらば。其地頭にいとまをこひてまかり出べき事
- 一 火用心油斷有間敷事。付自火には過物有べき事
- 一 其地頭食仕候者。萬一猥儀在之而。於構私曲者。其地頭緩たるべく候間。能念を入可申付事
- 一 分國中の者。公用之外。私之上洛可爲停止。但商買人者此外たるべき事
- 一 いづみ御藏入より或走者。或賣人買取於_二拘置者_一。早々可相返。自今以後走者之儀者申にをよばず。いづみよりの賣人一切買取間敷事
- 一 當所隈城之儀者。御藏入之堺。又北郷領彼是出入在之事候條。諸事念を入每物令遠慮肝要に候。就中喧嘩口論之儀。一切停止たるべき事
- 一 下馬之儀。侍至之外。其沙汰有間敷候事

- 一 一向宗之儀。先祖以來御禁制之儀に候之條。彼宗體になり候者。曲事たるべき事

慶長二 二月廿八日

義弘(花押)

慶長四年忠恒の控書

又慶長四年、忠恒が先きに秀吉の直轄地となつた出水郡を復した時、同郡に下したとおもへる控は次の如くである。

- 一 當郡中之奉公人、百姓他領へ奉公。又はむさ_(田地)とたちをあげ候ふ儀停止。此跡に來りたるやから在之共、_(地下)地家としてめしかへすべし。或共身りくつを申かへらず。又かゝへをかるゝ人あらば。さき_(き)とゞけ可_(申)上候。此方よりことわりめしかへすべき間。下にて申事はいたすまじき事
- 一 諸浦舟着をき目之事。かご嶋いまゝでの法度之ごとくたるべく候。然間いわれざる儀。下を申かけ候はゞ承引有間敷候。并分國水主、百姓當郡へはしり候はゞ。ことわりにまかせ如_(本)かへすべき事
- 一 瀬さき野、いづみ野、あくね野、なぐ嶋野、網津野、縣之事。如_(前々)これをとりにたつべきの條、野馬あらくあたる間敷候。可_(令)馳走事
- 一 當郡肥後堺目之儀。此跡之ごとくたるべきの條。自然他領よし無如何儀

申かけられ候共。下にて申事不仕。此方へ可訴事

一道筋において。旅人にたいし。慮外のしたてあらば。たといむら(村)はなれ(離)に

て。双傷(殺)被害の儀もしあらば。ちかき村曲事たるべきの條。可得共意事

一在々市町において。をしうりをしかい停止。并喧嘩之儀者。双傷被害にお

いては。たとい一方安泰たりといふ共。相方可爲成敗事

慶長四年二月七日

忠恒(花押)

門割制度の前
世の門の意義

名頭

次に土地制度の中に於て、特に近世の農政を見る上に不可缺の關係にある門割制度に就て近世以前の文書に見らるゝ所を述べることにする。門が後に農政上の一區割として重要な要素となつたのは思ふにその發端は鎌倉時代以降のことで、中世庄園内部の事情に由つて助長されたものと思はれる。庄園に於ては、多く斯かる場合、名を以てするのが普通であり、名の所有者即ち名主は門割に於ける名頭に相當し、名主と名頭とは庄園に於ける意義は等しいものである。名頭は所見としては實に古く、鎌倉初期の建保五年入來院文書に薩摩郡内山田村名頭職があり、この職に對し、同文書の他の所では地頭と同様に用ひられてゐたから、地頭名頭名主は時に同意義に使用され

門は名内の小
區割

文書に現るゝ
坪付と門

たものゝ如くである。當時は一地主の所有地が廣大であつて地位も高かつたが、時代が降るにつれて、この所有權は横に分割されて狭小となつたばかりでなく、縦の關係に於ても、亦上下に種々の作職が設定されて複雑化した。門は實にこの名内の小區割であつて、換言すれば多數の門の集合したものが名を爲すのである。門の文書に現れるのは比較的遅く、正平二年(貞和三年)六月沙彌定阿坪付に、依肥南郷内諸麥門等の見ゆる頃から漸く多く應永永享以後逐次所領關係の宛行狀に門付を記するやうになつてくるが、坪付として檢注したものは應永十八年十一月十三日樺山文書の上小河村水田坪付のにいたの門三町六段のものが比較的早いもので、永祿天正年間に至ると、殆んど多くの坪付は門を記載するやうになつてくるのである。これらの坪付は一門内の反別と字とを記載し、斗代を書かないのが普通であつて、一門は平均して一町二三段であり、一二段宛のほり町を加へる。

この様に門の坪付は斗代を附さないものが大部分である爲め、門にかへる課役を知り得ないが、次の安養院文書はこの點に於て若干参考になる。

西原門分

門の課役

此内百六十八文除三百二十六文
田の成物一貫百六十八文

一田の成物一貫
一桑代 百文

一藪の成物百三十文

一秋(雜掌)さつしやう 三百文

一けん(檢注米)ちうまい 一斗四升五ちぜんのます

一むきの(員敷)ぬんし 五斗のべは七斗

應永十八年卯拾月七日

宗 純(花押)

次第に門を單
位として組織
化す

一向宗の禁制

庶民信仰の發

而して此の頃の門の名を見るに、名が然るやうに一門の所有者の名字を以て門の名とすることが屢ある。之等の坪付を見ることによつて、室町時代の末に徐々に門を單位とする農政上の組織が行はれてゐたことが知られ、文祿の檢地によつて大規模に整理されるに至つたのである。

最後に一向宗の禁制がある。應仁文明以來庶民の文化の發達を見ると共に、宗教上に於ても、彼等は眞言宗禪宗等の貴族、武士階級の宗教とは自ら別箇の平易なるものを必要とした事は當然であり、日蓮宗、一向宗の如き直截簡明な信仰を受容れたのであり、その他熊野彦山等の修驗者、廻國者に依る民間信

牛王寶印に見
らるゝ信仰

熊野那智の檀
那職先達職と
薩摩日

彦山と薩摩

仰も専らこの時代に流布し、これらは信仰と醫療とを以て庶民の間に迎へられたのである。熊野信仰のことは庶民のみならず、武士の間にも舊くより盛行した。いま牛王寶印に就て薩摩に遺存する起請文の牛王紙を見るに、熊野新熊野那智のものが最も多く、又彦山或は鶴戶權現寶嚴寺等のものゝ如き特殊のものがあり、正八幡宮のものと思はれるものも稀に存する。島津義弘が係年未詳六月廿四日那智山寶報院へ送つた書狀にも、牛王紙の送附を謝してゐるものがある。THEODO紀伊の米良文書に據れば、永享四年權少僧都快長は薩摩國一圓及び阿久根一門の檀那職を重代相傳し、嘉吉三年法印某は日向國飯熊の池坊の引旦那職を賣却し、文安四年には權大僧都道珊は薩摩大隅日向の檀那職を寛寶房に讓與してゐる。また同じく紀伊の潮崎八百主文書に南光坊の禰寝先達職が見られ、潮崎稜威主文書にも天文廿一年八月南光坊道範より日向國先達職を覺壽坊に賣却せるものが見える。彦山のも相當盛んであつたこと、思はれるが、庶主有清の判ある彦山法度條々の中に、

薩摩日向大隅へ旦那にゆく事。年中二度の外はゆくべからず。付此三ヶ國に旦那なきもの行事堅法度なり。但庵室等人にやとはれ爲名代と下る事。

阿蘇山と薩摩

其様子によりゆるすべき事
とあり、阿蘇山に於ても係年未詳ながら、往昔以來の女人結界を侵して登山するものが多く、若し鹿兒島へ洩れ知られたらば、嚴重の處罰あるべきを年行事に警告せるものが見える。また薩摩に於ては冠嶽の先達職は代々守護の保護を受けて来たことは舊記雜錄にても知られる。

九州に於ける一向宗の隆盛

かくの如く民間信仰の盛行は室町季世に至つて何らの統制を蒙らず、巡國者の入國も可なり自由であつたと思はれるが、蓮如の弟子淨祐の九州布教以後、一向宗の宣教も蔽ふべからざる勢力を有したのであらうと考へられる。

島津忠良と一向宗禁制

而して一向宗禁制の事實は日新菩薩記に日新齋が一向宗を法華宗基督教と共に之を父母を輕んじ、神佛を疎んずる者とし、依つて是等の徒黨成敗に根を斷ち葉を枯すべき事をいへるを最初のものとするが、永祿五年二月頃、眞幸院領主北原又八郎の死後、その叔父民部少輔等が一向宗に成らざるものは討ち果すべしと言つて、亂を爲せりと傳へられ、伊地知季安によれば、その後元龜年間一向宗信徒糾明の記録ありと言ふが、上井伊勢覺兼日記には天正十三年九月肥後隈庄に於て強制的に改宗を命せられた事實がある。文祿三年六月、日

北原民部少輔一向宗亂の

西國における一向宗禁制の例

一向宗禁制の原因に關する諸説

向大光寺門前男女等の起請文は永代一向宗に歸依せざるべきを誓つたものであつて、この外相良氏は天文二十四年、その家法に於て一向宗を禁制してゐたし、毛利輝元が天正十一年三月安藝嚴島社に下した禁制にも一向宗の一條が見える。天正以後は次第に島津氏の法規としてこの事は明瞭となり、慶長二年の義弘の掟書にも之を載せてゐる。その禁制の原因に就ては、後世より、豊臣氏征薩の時本願寺が秀吉に便宜を與へ、獅子島の一向宗徒が捷徑を教へたことに由り、島津氏の怒を買ふに至つたとする説や、伊集院幸侃が一向宗信者にしてその亂に連坐して禁止されたとなすもの、又は石屋眞梁が兩皇統御合體に勳功ありたるにより、後小松天皇より石屋に對し、一向宗禁制を勅許せられたりとの説等が擧げられてゐるが、前者は禁制の事實がそれよりも古いことによつて、又石屋の傳への如きは到底信憑せられず、何れも信するに足らないが、若しくは副次的理由たるに止るものである。思ふに當時一向宗徒はその本願寺との關係に於て教權を第一義とする立前にあり、國權に抵觸すること甚しいものがあつた。島津氏に於けるのみならず、後に各地にその禁壓せられたものを見るに、或は農耕の妨となると云ひ、道義上政教上悖戾する

禁制の真相

といふのは事實であらうが、その勢力の擴張せらるゝを放置するときは、かの一前一揆にまで發展する可能性が充分あつた。島津氏に於ても、その天正以前の領内外の諸豪族の服屬中に、北原氏の如く一向宗信徒との結合による一揆的反抗を見る憂があつた事は、秀吉の天正十五年以後の基督教禁壓に似た一面の理由があつた。この一向宗禁制が基督教の公儀法度以後之と併せて勵行され、藩制の強固となるに相應して、藩の權力維持の爲めの特種な觀念的支柱となり、明治に至るまで重要な政策の一つとなつた。

〔注一〕 種子島家譜三 南浦文集上 南島傳功傳

〔注二〕 鐵炮記 老江文書(鐵砲由緒記) 本朝武藝

小傳 武術流祖錄

〔注三〕 舊記雜錄前編卷四二

〔注四〕 種子島家譜三

〔注五〕 國友鐵砲記

〔注六〕 種子島伊藤家文書

〔注七・八〕 舊記雜錄後編卷四八

〔注九〕 薩藩戰史考證

〔注一〇〕 舊記雜錄前編卷四五 天文及慶長頃の掟集

〔注一一〕 島津家御舊制軍法卷鈔上參照

〔注一二〕 舊記雜錄後編卷一〇

〔注一三〕 舊記雜錄後編卷八

〔注一四〕 舊記雜錄後編卷一七 天文慶長頃の掟集

〔注一五〕 袖ヶ崎島津公傳家文書

〔注一六〕 薩藩戰史考證

〔注一七〕 山田聖榮自記 三國名勝圖會卷九・二六・一八・二三・三九・四七・五九 西澤田租考 新編島津氏

世錄支流系圖川上譜 舊記雜錄前編卷二七 鹿兒島

縣寄産史上卷

〔注一八〕 三國名勝圖會卷二・二九 加世田再撰史

鹿兒島縣寄産史上卷

〔注一九〕 舊記雜錄後編卷一 三國名勝圖會卷二〇・

三四・三五・三六・三七・四三 上井伊勢覺兼日記一・

五 西澤田租考 鹿兒島縣寄産史上卷

〔注二〇〕 袖ヶ崎島津公傳家文書

〔注二一・二二〕 新編島津氏世錄正統系圖第一八・同

支流系圖川上譜 舊記雜錄後編卷二六 薩藩先公遺

徳上 南浦文集上 鹿兒島縣寄産史上卷

〔注二三〕 三國名勝圖會卷五一 鹿兒島縣寄産史上卷

〔注二四〕 島津家御舊制軍法卷鈔

〔注二五〕 井宿朝郎氏所藏文書

〔注二六・二七〕 袖ヶ崎島津傳公家文書

〔注二八〕 梅北文書

〔注二九〕 舊記雜錄前編卷三三

〔注三〇〕 米良文書二

〔注三一〕 彦山文書一

〔注三二〕 西岩殿寺文書一

〔注三三〕 舊記雜錄後編卷三

〔注三四〕 一向家御禁制愚案

〔注三五〕 大光寺文書二

〔注三六〕 野坂文書

〔注三七〕 陰徳太平記卷七四 川上久良編(薩藩と眞

宗關係參考書類) 盛香集卷二

鹿兒島縣史 第一卷終

昭和十四年四月十五日印刷
昭和十四年四月二十五日發行

發行者兼 鹿兒島縣

印刷者 東京市京橋區築地一丁目十四番地
川橋源三郎

印刷所 東京市京橋區築地一丁目十四番地
仁川堂川橋印刷所